博士論文

朝鮮高宗の在位前期における統治に関する研究
(1864～1876)

金成憲

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程
SD051038

A STUDY ON CHOSEON KOJONG'S RULE DURING THE EARLY YEARS OF HIS REIGN
(1864～1876)

KIM, Sunghyac

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

博士学位授与決定
2008年7月09日
一橋大学大学院社会学研究科
研究科委員会

≪目次≫

≪目次≫ ・・・

2　大院君の権力基盤勢力の形成と実体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
(1)　宗親府の役割拡大と宗親・璿派勢力の強化政策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
(2)　議政府機能の復旧作業の推進、および権力基盤の形成 ・・・・・・・・・・・・・ 133
「第三章第一節のまとめ」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第二節　大院君の統治政策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
1　王宮再建、および政府機関の増築による中央権力の拡大・安定化政策 ・・・・・・ 153
2　書院撤廃と武断土豪抑圧による地方統制政策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
(1)　書院政策の推進による地方統制と国家財政の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・ 162
(2)　武断土豪政策をつうじた民生安定、および地方行政統制の企図 ・・・・・・・・ 173
3　軍事政策をつうじた財政拡充、および権力基盤の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・ 181
「第三章第二節のまとめ」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202

第四章　高宗の親政宣布と統治権強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
第一節　1873年における高宗の親政宣布の過程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
1　君主の統治力量の形成と発揮、および親政の名分の強化 ・・・・・・・・・・・・ 207
2　高宗の親政宣布前後の状況と過程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
(1)　大院君政権に対する批判世論の台頭 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
(2)　崔益鉉上疏と高宗の親政宣布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
「第四章第一節のまとめ」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
第二節　君主主導下の統治権力の再編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
1　政界改編をつうじた権力基盤の形成と強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
(1)　政治勢力の再配置と親君主勢力の形成による権力基盤の構築 ・・・・・・・・・ 252
(2)　軍政の改編をつうじた軍権の掌握の企図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
2　親政初期における高宗の政策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
(1)　引見・召見・講筵内容から見た親政初期における高宗の政策の特徴 ・・・・・・ 307
(2)　民生の安定を掲げた財政経済政策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 336
「第四章第二節のまとめ」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365

終章 ・・・ 368

≪参考文献≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
≪論文関連用語編≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 387
≪Abstract≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 390

≪表目次≫

≪表1≫ 高宗の大統と系統の系譜 ・・・

序章

1 問題提起と研究現況

(1) 問題提起

朝鮮王朝の高宗(1852～1919)は、第26代の君主である。彼は、1863年12月に後嗣なく死去した哲宗の後を継いで、傍系の王族から即位し、日本によって強制退位させられるまで、43年間(1864～1907)在位していた。高宗の在位年間の19世紀後半から20世紀初めは、多大な事件と急変する国際情勢が朝鮮半島を囲んで影響を及ぼしていた朝鮮社会の激変期であった。

高宗が即位する際、朝鮮では長期間の勢道政治の余波で、政権が外戚に掌握され、王室と中央政府の権威が低下していた。また、西洋の東アジアをめぐる植民地争奪の影響が朝鮮半島にも及び、西欧各国からの通商・開放の要求に直面しており、それを拒否したことによって、1866年と1871年にそれぞれフランスとアメリカと戦争をも経験していた。

高宗は、王室と君主の権威が弱まって、1862年の晉州民乱によって浮き彫りになった租税制度の紊乱と民生の疲弊に対する収拾が行われているなかで、神貞王后の指名によって君主に就いた。高宗は、まだ12才の少年であり、帝王教育も受けていなかったため、神貞王后の垂簾同聴政の実施が定められ、彼には君主としての資質を育成する聖学への専念が強調された。そして、1866年初め、神貞王后が垂簾同聴政を撤回した後は、高宗の実父であった興宣大院君が政権を掌握するようになり、彼が実質的に統治権を回復したのは、1873年10月に自ら親政を宣布してからであった。

朝鮮の君主は、天命と民心によって推戴された最高統治者であった。これは ― 天命と民心に符合している限り ― 君主の権力が絶対的で無限であることを意味しており、君主の統治権行使の範囲と規程は法律で定められるものではなかった。そのため、君主の権力行使には、君主個人の資質のうえで、周辺の政治勢力や環境が大きく作用していた。朝鮮の歴代の王の中で三番目の長さである高宗の43年の在位期間が ― 21代の英祖が52年間(1724～1776)、19代の粛宗が46年間(1674～1720) ―、大院君政権期(1864～1873/在位前期)、閔氏政権期・甲午改革期(1874～1895/在位中期)、露館播遷期と大韓帝国期(1896～1907/在位後期)、として区分されているのは、君主の統治権行使における周辺からの影響が多大であったことを表している。

その反面、こうした高宗在位年間の区分は、君主としての高宗の役割を度外視した結果でもあった。特に、高宗の在位前期を大院君政権期、中期を閔氏政権期に分類する研究は、高宗の統治権行使が大院君と王妃の家門である閔氏によって左右されていたという判断の下で、その中の高宗の役割を表面で政策を指示する者に限らせていた。

高宗の在位期を大院君と閔氏政権として把握して、高宗の活動を軽んじていた理由は、実際に高宗の在位前期と中期において、大院君と閔氏勢力が政治を大いに主導していたためであった。しかし、そこには、高宗を柔弱な人物として取り扱うことを以て、日本の植民地となった原因を、高宗に転嫁しようとする意図が含まれていた。言い換えると、植民地への転落の原因を追究する過程で、最高統治権者であった高宗にその責任を担わせ、当時の危機状況を克服できなかった彼の無責任な思考と行動、かつ無能な資質が強調されたのであった。もちろん、朝鮮が植民地になった最も大きな責任が君主の高宗にあるのは否定できないが、その原因を高宗の無責任と無能に帰結させて、彼の活動の実態を究明せずに、朝鮮近代の成り行きに関して正確に理解することは無理であろう。

朝鮮社会において、君主はいつも最高統治権者であった。それは大院君と閔氏勢力によって政権が掌握されていた時も同じであり、彼らの権力行使には必ず高宗の君主としての権威や権力の委任が要されていた。そして、高宗が大院君と閔氏勢力に権力を委任したとすれば、それは、彼らの活動と役割が君主の統治権確立と安定に寄与すると判断した、あるいは、彼らの協力が君権の強化に必要であったためであり、高宗の信頼と支持がない限り、彼らの政治主導は不可能なことであった。それゆえ、実質的な統治において高宗の活動を疎外、あるいは否定して、彼の役割を無能なものに帰する研究では、政界改編や政策の決定・推進などの当時の政治状況の変動について説明できない部分がある。また、高宗が激変期のなかで、多くの政変と暗殺の危機を乗り越えて43年間も君主としての名目を維持していたこと、彼が絶え間なく実質的な統治権の回復のため努めていたことが理解できない。これが、在位年間における高宗の思考や活動をより客観的で明確に考察しなければならない理由である。

高宗の統治期は大きく三つに分けることができる。第一期は高宗の在位前期に当る1863年から1876年までであり、神貞王后の垂簾同聴政に引き続き、大院君が政権を掌握したなかで、高宗には君主としての資質を整える帝王教育が行われていた。また、この時期は、大院君政権期(1864～1873)と高宗親政期(1874～1876)として区分することができ、大院君政権期には、高宗の父親である興宣大院君が国政を主導して、王室と中央政府の権限回復をつうじて、王朝初期のような国家の繁栄を試みていた。高宗の親政以後は、高宗が政界を改編して大院君政権の政策を見直すことで、君主中心の政治運営と統治権の確保に務めていた。

第二期は高宗の在位中期に当る1876年から1894年までであり、伝統と西欧との調和・折衷期としてまとめることができる。この時期には、清と日本が朝鮮半島に積極的な進出を図っており、その中で、高宗は日本をはじめ西欧との交流を通じて富国強兵を成し遂げて君権と君主制、および国家の自主独立を維持しようとした。しかし、高宗の政策 — 改革担当官庁設置、軍備拡充、軍隊の洋式化、鉱山開発、産業奨励、海外公使館設置、道路・病院・電信・教育施設の設置など — は、清と日本による内政干渉の深化とともに、財政難が悪化するにつ

れ、徐々に中断されざるを得なかった。1890年頃になると、高宗の活動は、現状を維持することに止まるようになり、このような様相は東学農民運動が起きて甲午改革が行われる1894年まで持続していた。

第三期は高宗の在位後期に当る1894年から1907年までであり、伝統体制の崩壊と新たな伝統の創出期として把握することができる。1894年に東学農民運動をきっかけに日清戦争が起き、伝統的事大関係が崩壊した。また、日本との協力下で実施された甲午改革によって、身分制(両班・中人・平民・賤民の別)と科挙制度(官吏登用試験)が廃止され、朝鮮は内外ともに転換点を迎えるようになった。この時の内政改革では、宮中と政府との分離が推進されて、高宗の国政運営の掌握が阻止された。これに対して、高宗は露館播遷を断行して一挙に改革勢力を崩壊させた後、大韓帝国の成立・皇帝即位・大韓国国制の頒布を通じて君権を再確立したうえで、甲午改革の志向を受け継いだ国家富強政策と、列強の勢力均衡による中立化政策を試み、国家の自主独立を維持しようとした。

このように、高宗の統治期は、統治理念と君権確保という側面からみると、前期の伝統体制維持と転換の模索期、中期の伝統と西欧との調和・折衷期、後期の伝統体制の崩壊と再定立期として区分することができる。高宗の統治期間は43年にわたり、またその時期が激動期であっただけに、状況によって政治勢力と政策が大きく変化していた。したがって、高宗の思想と活動を考察するためには時期別の動きを詳細に分析する作業が必要である。

本稿では、高宗の統治期のなかで、即位してから実質的な統治権が確立される在位前期に焦点を当てようとする。それは、高宗の在位前期が以後の高宗の統治理念と活動を規定する重要な時期であったためである。即位する時、高宗は幼弱で帝王教育を受けておらず、国政を円滑に運営できる力量を備えていなかったため、神貞王后の垂簾同聴政と大院君への政権委任が行われるようになった。そして、神貞王后と大院君によって政治が運営されるなか、高宗は様々な政治的問題と政治勢力との軋轢から比較的に自由な状況で、聖学に専念することができ、民本と民生安定を最優先とする認識を育てていた。また、彼は、大院君の様々な政策を積極的に支持・関与することを以て、政治的感覚と力量を備えていった。この時期に大院君は、宗親・璿派を大いに登用して景福宮を再建し、王室と君主の統治基盤を拡大しており、議政府と三軍府の権限を復活させて中央政府の権力を強化して一律的な政治運営体制を構築することで、統治権の集中と権力基盤の安定を図っていた。大院君の政治活動は、基本的にそれが君主の統治権確立に寄与すると信じていた高宗の絶対的な信頼と権力委任のうえで成り立っており、高宗は間近で大院君の政策決定と推進を支援して、統治の目標と方式を習っていた。要するに、大院君の政権掌握は高宗の実父に対する絶対的な信頼に基づく統治権の委任によって可能であり、大院君が様々な政策を円滑に推進できた理由も、高宗の積極的な支持と協力が存在していたためであったのである。このように、即位以後の10年間、すなわち大院君政権期において、高宗

は大院君との密接な関係の下で、君主としての思考と行動の基準を形成しており、彼の親政宣布は、聖学と大院君の統治活動への参与を通じて向上した統治能力が発揮された結果であった。

ところが、先行研究では、このような大院君政権期における高宗の役割を見い出しておらず、彼の親政宣布と大院君の退陣が反大院君的な世論と勢力の形成によって主導されたと判断していた。また、大院君と高宗の葛藤と対立関係に注目して、大院君が高宗の統治権の掌握と安定を阻止していたと評価してきた。これは、大院君が1870年以後に高宗に統治権を返さないばかりか、自己への権力の集中と強化を図ったために、高宗が自ら親政を宣布する状況がもたらされたことと、中央権力から排除された後も、再び政界進出を試み、高宗との不和を引き起こしていたことが強調されたためであった。しかし、大院君の政界再登場は、その時の政治的社会的な状況によるものであり、彼が持続的に政権を奪還しようとして高宗の統治権確立を妨げていたとは言いがたく、高宗と大院君との関係を対立の連続として一律的に規定してはならない。大院君は、高宗の即位に決定的に寄与した人物であり、60余年間の勢道政治期における外戚主導の政界を改編し、君主による政治運営上の制約要因を除去したうえ、高宗に安定的に帝王教育が受けられる環境と、統治活動の手本を提供したのである。

それゆえ、高宗の統治活動における大院君政権期の持つ意味は、政治集団の再編や多様な勢力の登用を通じて高宗が統治権を掌握できる権力基盤の形成・確保と、高宗が君主の力量を安定的に追求できる条件の提供、という側面から再考されなければならない。高宗の在位前期における高宗の政治的地位と活動を軽んじた研究では高宗の全般的な統治活動の様相、すなわち高宗の統治活動の目標と意図が何であり、なぜそのような政策を樹立・推進していたのかを明らかにすることができない。また、このような研究では、高宗が実際に無能で無責任な統治者であったのか、植民地になった主な原因が高宗の失政にあったのかを判断することもできない。したがって、朝鮮近代史の成り行きを明らかにするためにも、激変期の統治権者であった高宗の認識と活動がより詳細に考察されるべきであり、何よりもその枠組みが形成されていた高宗在位前期を綿密に検討・分析する作業が要求されると言えよう。

(2) 研究現況

高宗の統治期は、韓国の学界はもちろん、日本の朝鮮近代史研究においても主要な研究テーマの一つである。朝鮮後期の政治・社会・経済・民衆などについて様々な研究が持続的に行われており、相当な成果をあげている。しかし、多様な研究が進行していても、当代の最高統治者であった高宗を主として取り扱った研究は多くない。韓国の学界では1990年代に入って高宗の認識と活動を重点的にとらえた研究がなされはじめ、1997年、大韓帝国宣布の100周年をきっかけに、高宗の役割を究明しようとする研究が本格的に行われるようになった。この時、韓

国において高宗に関する研究が持つ意味は、半分はこれまでの韓国近代史の認識に対する反省、他の半分は高宗及び大韓帝国自体をありのままに研究すべきという自覚にあったと考える。

特に、朝鮮の政治社会に君主が及ぼす影響は多大であり、政治運営上における君主の役割が究明されない限り、この時期を正確に把握するのが困難であるという認識(李泰鎮「朝鮮王朝の儒教政治王権」、朝鮮時代学会『東洋三国の王権と官僚制』、金明淑『19世紀政治論研究』)が登場したのも、高宗中心の研究が活発になった一つの要因であろう。そこに、電子情報化システムの拡大によって、ソウル大学に所蔵されている『奎章閣文書』の活用が容易となったうえ、『承政院日記』などの多量の官撰史料により便利に接することができるようになったことも、高宗研究の進展に一役買っている。

このような韓国学界における高宗に関する研究は、それが日本の植民地への転落に対する責任問題や、内在的発展論と植民地近代化論の主張と連関し、研究者の間において熾烈な論争が繰り広げられるようになった(都晃会他「特輯大韓帝国期の権力機構の性格と運営」、徐栄姫他「特輯大韓帝国の歴史的性格」、宋炳基他「座談韓国近代史の歴史的性格」、趙宰坤他「韓国近代政治史と王権」、李泰鎮他『高宗歴史聴聞会』、韓永愚他『大韓帝国は近代国家であるのか』、李泰鎮編『21世紀韓国学の進路模索』)。これらの研究は、主に高宗の各分野における政策推進や、各政治集団と階級との関係の考察による高宗君権と君主制の性格、高宗による改革の目的を究明したが、高宗統治期を以て、専制君主制に基づく伝統保守志向国家として理解するか、あるいは君民共治に基づく近代的富国強兵志向国家として理解するかに焦点が置かれていた。一方、日本の歴史学界でも韓国よりは客観的な立場で朝鮮後期に関する研究が時期・事件別に詳細になされてはいるものの、まだ高宗に焦点を当てた研究はあまり進んでいない実情である。

① 大院君政権期に関する先行研究動向

大院君政権期については、大院君の様々な政策を考察して大院君政権の性格に対する評価がなされてきた。主なものとしては、大院君政権を安東金氏の代りに宗親・璿派を権力基盤とした勢道政権の一種と規定した成大慶の研究(1994)と、大院君が近代的改革家ではなく実用主義的保守政治家であり、大院君政権は保守的・反動的であったと評価したパレー(1976)の研究がある。パレーは大院君と高宗の関係については、大院君を「影の国王(Shadow King)」として表現したうえ、1866年以降、朝鮮では大院君と高宗の両頭政治が行われており、大院君が君権と王朝の維持に基づいて、政治制度と社会・経済構造に対する大きな変化を求めなかったと分析した。また、高宗による権力の単独掌握に対しては、高宗が親政を宣言して、大院君が政権持続への意志を喪失して引退したことによって実現されたと、評価じた。

その上、大院君が公式権力機構よりは宗親府を中心として王室権威回復政策を広げたと結論

づけた安外順の研究(1996)では、高宗が1866年から清派遣使臣との召対を通じて微弱でありながら独自的な対外観を形成しており、それは1872年以降客観的な形態として表れて親政宣布に影響を与えていたとしている。延甲洙(2001)は大院君の権力構造と政策を緻密に分析し、それを富国強兵政策として規定したうえ、高宗はそれを継承して変化を加えていくようになったと、主張した。

金炳佑(2006)は大院君の権力基盤を総体的に分析し、大院君が宗親府と議政府中心に政治を運営していた状況と、南人・北人の登用の実態を明らかにしたうえ、彼の改革政策は社会的矛盾に対する根本的な改革の志向ではなく、政権の統制・掌握に目的があったと、評価した。高宗については、君権回復の意志を持った高宗が反大院君勢力を糾合するとともに大院君の権力行使のルートを遮断して親政体制を構築した後、様々な勢力との連合を試みながら、権力基盤を確保しようとしたが、異質的な政治集団の共存によって高宗の統治力の発揮が不可能となり、閔氏戚族の権力独占につながったと、論じた。

一方、日本では大院君政権期の権力構造と対外政策に関する研究が主に行われている。糟谷憲一(1990・1999)は大院君期の政権上層部と地方官就任者の構成や、閔氏政権期の権力上層部構成を分析し、大院君政権においても老論優位の権力構造が維持されており、それは閔氏政権期に入って極大化していたと説明したうえ、高宗親政以降における閔氏戚族による政権掌握は、大院君の母親・妻・嫁がすべて驪興閔氏家門の出身であり、大院君が統治基盤を確保する過程で閔氏勢力を登用していたことから、すでに大院君政権期に閔氏勢力の成長の基盤が形成されていたと、論じた。木村幹(2000)は大院君政権期を王朝再建・強化のための「上からの改革」として規定しており、原田環(2000)は、日本との交渉問題に対し、大院君は伝統華夷観に基づいて、日本側の交渉要求の目的が事大交隣体制の改革にあると判断し、書契受理が弱さを示すことであると強調して拒否したのに反し、朴珪壽は政治の本質は保民にあり、外交の目的は和の追求にあるがゆえ、歴史的な状況に即応すべきであるという立場から書契受理と交渉再開を主張していたと分析した。そのうえで、高宗が朴珪壽の意見を取り入れることによって条約締結へ進んでいったと、考察した。

② 親政前後高宗の政治活動に関する先行研究動向

高宗の親政前後における政局変化に関する研究は、高宗の政権掌握や日本との交渉展開過程を中心として行われてきた。まず、高宗の王位継承における正統性の問題を取り扱った洪順敏の研究(1992)では、高宗が傍系王族であり神貞王后と大院君の結託によって王座に就いたため、即位初期から王者としての正統性の不足という問題を抱えていた、と論じている。

高宗の親政に関しては、主に君権回復のための高宗の積極的な役割が強調されてきた。金世恩(2001)は、高宗が即位直後から始まった経筵と陵への行幸を通じて、勢道政治期に弱化さ

せられた王権を回復して王室権威を確保していく過程を考察し、大院君政権期における高宗の政治的役割を重視しようとした。特に、1870年以降は、遠距離行幸を実施するなか、英祖・正祖代の手続に依って諸般行事を行いながら地方実情を把握するとともに、英祖・正祖代以来中断されていた親耕儀礼と観刈儀式を挙行して、1872年には大規模な尊号追上儀式と御真製作を推進し、君主の地位を高めて、親政体制の基盤を確保していったと、分析した。韓哲昊(1999)は、高宗の親政宣布直後における地方への暗行御史の派遣を検討し、高宗が中央政界の改編のみならず、地方に存在する大院君追従勢力の除去にも力を注いでいたことを明らかにした。

高宗の親政宣布以降の活動については、特に対日外交政策が重点的に検討された。ここでは、主に高宗の対日政策が、彼の親政以前に形成されていた東アジアをめぐる国際情勢変化に関する認識に基づくものであり、大院君の鎖国政策によっては国の安定を守れないという判断の下、主導的に開国政策を推進して日本との条約締結を成立させたと理解し、このような高宗の認識と政策推進はその後における高宗の開化・開放政策につながっていたと評価している。また、日本では宋安鍾(1996・1998)が1874年の日朝交渉を再検討し、交渉再開の原因は1872年断絶された通交の復旧が必要となったうえ、朝鮮政界内部における長老と少壮勢力の対立が交渉に対する変化の要因として作用していたと、また、1876年の条約締結の成立は、双方が自国の論理が貫徹されたという錯覚によるものであったと、説明した。

親政開始以降における高宗の軍事権掌握についても研究が進んでいる。崔炳鈺(2000)は、高宗の親政宣布以後における門戸開放政策への転換が、高宗が親政とともに鎖国政策を破棄したためであるのか、あるいは軍事力が弱まったためであるのか、という問題を提起したうえ、高宗の武衛所拡大が中央軍事力を宮殿守備中心に転換し、財政不足や軍内部の不満を惹起して、三軍府の解体と鎮撫営の改編が防衛力の弱化をもたらしたため、開放せざるを得なくなったと、分析した。裴亢燮(2002)は、高宗が親政以降において三軍府権力を瓦解させて武衛所を新設するなどの軍制改編を試みていったが、その主な目的が大院君勢力の弱体化と高宗親衛軍の拡大にあったため、むしろ国防力という面では衰退が余儀なくされ、日本の武力的条約締結要求に適切に対応するのに力不足であったと、論じた。

③ 高宗統治権に関する先行研究動向

高宗の統治の様相と活動に関する研究としては、李泰鎮(2000)の研究がある。李泰鎮は、当時を高宗時代として命名したうえ、高宗在位期間の全般を取り扱い、高宗の自主的で積極的な姿と、高宗に対する否定的な見解の原因を重点的にとらえようとした。そして、高宗が大院君と閔妃の間、また日本と清の間で右往左往していた柔弱な君主であったという既存の見解を批判し、彼が東道西器論的な立場から開化を求めた開明君主であったと、評価した。

朴真哲(2002)は、高宗親政宣布前後から露館播遷までの時期を対象として、高宗の王権強化の活動を、大院君勢力の弱体化、親軍首都[防備軍]育成と自強政策の推進、引露拒清政策、甲午改革から露館播遷以降の基盤確立に分けて考察している。その上で、当時の政治勢力を大きく、王権中心の斥邪・臣権強化の斥邪・王権中心の開化・臣権強化の開化の四つに分けて、高宗を王権中心の開化に位置づけ、高宗が様々な反対勢力と圧力にもかかわらず、王権強化を目指していたことを明らかにした。しかし、内外的な危機状況に対する打開策として提示されたという高宗の王権強化政策が、主権守護にどれほど力になっていたのかが不分明であり、果して高宗が王権を強化して難局を乗り越えるほどの力量を持っていたのか、高宗が王権強化を以て最終的に成し遂げようとした目標は何であり、王権強化の基盤として如何なる理念を提示していたのかが提示されていない。

張暎淑(2005)は、高宗統治期全般を対象として、高宗が東道西器論的な立場から開化・王権強化を目指していたと論じたうえ、初期の旧本新参思想が漸次旧新折衷・参酌へと進んでいたこと、閔氏戚族の登用が高宗の側近勢力形成のための強力な意志の産物であったため、統治中期の内務府時期のみならず、大韓帝国時期においても多数の閔氏勢力が登用されていたことを強調した。そして、高宗が1870年代から、中国から輸入された『海国図志』・『易言』などの本を通じて西欧の政治体制論に接し、1880年代になると詳しい知識を持っており、高宗は君主権強化が直接に国権強化につながるという認識の下、民衆に対しては君主権強化のための補助的で被動的な存在として設定していたと、説明した。張暎淑は、このような高宗の改革が失敗した原因として、外国勢力の内政干渉の強化と、これに対応すべき国内政治勢力の内部分裂による皇帝中心の求心力確保の失敗を挙げるなど、高宗の提示した理念と政策その自体の問題点を度外視している。高宗が君権を国権と同一視し、君権強化を最大の課題としたことは、結局外勢の圧力、内部分裂の深化に直接的に影響を及ぼしており、特に、君権と国権の利害が必ずしも一致していなかったこの時期において、常に君権強化を最優先にした高宗の認識・行動はより慎重に評価しなければならないであろう。

このように、高宗の統治年間に関する研究は多様に行われてきた。しかし、高宗在位前期における高宗の聖学が、高宗の政策形成と実行に大きく反映されていて、非常に重要であったにもかかわらず、その研究はほとんどないのが実情である。また、大院君と高宗の対立を強調する研究が主流となり、両方の権力基盤と統治政策の類似性が見逃されており、高宗と大院君との葛藤を浮き彫りにして差異点を強調しながらも、なぜそのような差異が生じていたのかに対しては、権力争いの結果として説明しているのみである。

高宗の在位前期は、高宗が統治に対する認識と技術を形成して、1873年の親政宣布をはじめ、その以後の統治活動を規定する重要な時期であった。この時期、高宗が間近で接していた大院君の権力掌握の過程と統治方式は、高宗に政治運営の目標と方法に対する理解を深め、

帝王教育をつうじて形成していた民本意識と君主観とともに、高宗の在位年間において様々な政策に反映・作用していた。これは、主に大院君政権期として呼ばれて注目されなかった高宗の在位前期が、朝鮮近代史の展開において実に重要であったことを意味している。そのため、この時期における高宗の教育過程と、大院君の統治基盤の形成と政策の推進における高宗の役割、そして親政以後、高宗がそれをどのように受け継いで、あるいは改編・廃止していたのかについて、より詳細で正確な分析が必要であると考える。

2　研究方法と史料

本稿では、上記の先行研究の成果をふまえたうえで、高宗在位前期における高宗の教育過程や、大院君の政治基盤と活動、その過程における高宗の役割を考察する。そして、親政を宣布する際、高宗は帝王教育をつうじて形成された民本意識をどのように発揮して、親政以後に大院君の権力基盤と政策をどのように継承・改編していたのかを分析することとする。

まず、第一章では、高宗の在位初期における統治権力と活動を理解するうえで必要な、高宗即位前後の状況について考察する。1800年代から始まった勢道政治の背景と哲宗代における安東金氏の権力掌握の状況をつうじて、高宗即位以前の君権の推移と統治様相を検討したうえ、高宗の即位が大院君と神貞王后、また安東金氏との提携によって行われたことを説明する。1863年12月、高宗は、傍系王族として神貞王后の指名によって即位したが、そこには様々な政治勢力の利害関係が絡み合っており、何よりも前例のない実父の生存と、その生父が政局を主導しようとする強い意志の所有者であるという事実が伴っていた。大院君が長男ではなく次男を君主に推戴した理由は、君主の輔導という名分を依然として維持しようとする大院君と諸政治勢力との妥協の結果であった。ここでは、このように、各々の政治勢力が、高宗の即位が自らの権力の確立と維持に有利であるという判断と、すでに前代の哲宗が系統を遡って大統を継いだ例があったため、高宗が比較的順調に即位するようになった状況について分析する。

第二章の高宗の聖学では、高宗の在位前期における統治活動を正確に分析するうえで必要な思想的背景を把握するため、高宗の教育が如何なる過程で行われていたのかを考察する。高宗は、在位前期の10年間において、主に統治者としての資質を形成するため聖学に専念していたが、当時の教育内容、特に民本認識と君主像は、彼の親政宣布の背景と名分を提供して、その過程で大いに発揮されていたうえ、親政宣布以後の政治活動の基準となっていた。

第二節では彼の講筵に関与していた講官の性向を分析して、彼らが高宗の統治観の形成にどのような影響を及ぼしていたのかを究明する。高宗は在位前期において、儒教経典と史書を講読しながら聖賢と祖宗の治績を学び、統治者としての姿勢と役割について覚えていたが、このような高宗の講筵の内容と進行過程、そして高宗の聖学的関心と態度は、彼の学習を輔導、あるいは主管していた講筵官によって、大きく左右されていた。当代の最高の学者・政治家によって

構成されて、講筵の席のみならず、召見や次対などで高宗と頻繁に接して密接な関係を持っていた講筵官は、高宗の教育を担当していただけに、高宗の儒教的統治観と君主像の形成に多大な影響を与えていた。ここでは、こうした講筵官の性向と構成を分析して、彼らが高宗の思考と行動に及ぼした影響について考察し、高宗の受けていた聖学の実体と、大院君政権との関連性を明らかにしたい。

第三章の大院君政権期の統治では、大院君が国政の主導権を確保する過程や推進した政策、そこにおける高宗の役割を考察したうえ、大院君の権力基盤の形成と統治活動の目的と志向について分析する。大院君は国政を主導していた10年間、強力な国家を再建するため様々な政策を推進していった。彼は、神貞王后が垂簾同聴政を行った第一期には神貞王后の権威を借りて国政に関与しつつ、哲宗代の執権勢力と妥協・協力するとともに、宗親府と議政府の権限と地位を向上させて、安定した政治基盤を構築しようとした。第二期に入っては、高宗の絶対的な信頼と支持に基づいて公式的に政権を委任されたうえで、安東金氏の金炳学兄弟との提携をつうじて老論勢力を糾合して、宗親・瑞派のみならず南人・北人・武臣を大いに登用して、勢力基盤を拡大していた。第三期になると、大院君は、議政府を親大院君勢力によって構成し、三軍府に軍事行政を統轄させて、行政権と軍権を掌握したが、このような大院君の権力集中と独占は、高宗と老論中心の政治勢力に深刻な危機意識を引き起こし、彼らを反大院君勢力として結集させたため、大院君の退陣の原因となった。

ここでは、こうした大院君の権力基盤の実態を、宗親府の役割拡大と宗親・瑞派勢力の強化政策、議政府機能の復旧作業の推進を中心に分析したうえ、景福宮再建をはじめとする王室と中央統治権の強化と財政拡充政策を、書院整理・武断土豪の抑制・軍事制度の改編に分けて論じることとする。このような作業は、大院君政権期が高宗の親政宣布やそれ以後の高宗の統治活動に如何なる影響を与えていたのかを明らかにするとともに、大院君と高宗との統治活動における類似・差異を究明するのに役立つだろう。

第四章では、高宗の親政宣布過程と、それ以後の権力構造と政策の変化を詳細に考察する。まず、第一節では、高宗が親政に備えて君主として如何なる準備を行って名分を用いていたのか、そして実際に親政体制を構築する過程では如何なる障碍があり、高宗はそれをどのように克服して統治権を回復していったのか、を検討する。高宗は大院君政権の10年間、君主の姿勢や役目について勉強し、大院君の決定と推進過程に参与していた。特に、彼は民生問題に大きな関心を表しており、大院君の政策が民生の負担へ変質することに疑問を抱くようになった。その時、清皇帝の親政と民の期待に対する知らせが伝えられたのは、高宗に大院君退陣と自分の親政への抱負を高めていた。そして、1870年以後、徐々に統治権回復に対する意志と準備を整えていた高宗は、1873年10月の崔益鉉の上疏を契機にそれを表出して、実質的な統治権を掌握することができた。このような、高宗が民生安定と大院君政権に対する批判世論を親政の名

分として活用したうえで、崔益鉉上疏の提出をきっかけに親政を宣布する状況を、詳細に検討することとする。

第二節では、親政宣布以後、高宗が政治運営を君主中心に改編していく過程を考察して、当時の高宗の権力基盤の実態と、政策決定と推進の目的を究明する。その作業は、主に親政初期の高位官職者名簿の分析や、身辺警備の強化と大院君の軍事的基盤の弱体化のために推進された三軍府中心の軍権の解体と、武衛所の強化過程についての検討をつうじて、行う。また、親政以後の高宗と政府官僚との引見・召見・講筵内容を分析して高宗親政初期における政治的課題や争点、その特徴は何であったのかを論じたうえ、民生安定を掲げた高宗の財政経済政策の実態を考察する。このような研究をつうじて、高宗の権力基盤・政策と大院君のそれとの差異や類似性、高宗の統治政策の目標が理念的には民本を強調した民生安定の実現にあり、現実的には親大院君勢力の解体や財政経済・軍事権の確保に基づく君主の権力基盤確保・安定にあったことを明らかにする。そして、親政初期における高宗の活動が、以後の政権と政策の性格と方向を規定するのに及ぼした影響を論じることとする。

本稿では、以上の四章の構成を以て、大院君政権期における高宗の帝王教育と政治参与を通じた統治観形成の過程と、親政初期に高宗が統治権を確立するため行った政治的基盤の形成と政策の推進を分析し、高宗の君主としての役割を再検討する。そして、高宗の43年間の統治期間のなかで在位前期の持つ意味を明らかにしたい。

本論文の史料としては、高宗の言行を最も詳細に記録した『承政院日記』を主とし、さらに『日省録』、『高宗実録』、『奎章閣文書』、『朝鮮王朝実録』、『宗親府謄録』、『備邊司謄録』を利用し、テーマによって個人文集も用いることとする。

本稿では、高宗の呼称として君主を用いる。高宗は在位年間にわたって、王・人君・主君・君主・大君主・皇帝などの多様な名で呼ばれていたが、ここでは辞典的意味でその総称である君主を使うことにする(英語でも、Monarchは、King・Queen・Emperor・Empressの総称であり、特定国家の世襲的支配者、あるいは最高統治者という意味である)。また、本論で表記されている年月日はすべて陰暦(旧暦)であり、登場人物の年齢は数え年とする。≪註≫の中における高宗時代の年月日は高宗の即位以前と区別するため、年月日を表示しなかった。この時代の固有の用語に対しては、基本的に最初の一回に限って括弧と≪註≫を付けて意味を説明し、論文の最後に≪論文関連用語編≫を付け加えてまとめた。この時期における高宗の親政の意味は二つがあり、一つは1866年2月に神貞王后の垂簾同聴政の終了後、高宗が公式的に親政を行うようになったことであり、もう一つは1873年11月に高宗自らが親政を宣布して実質的な統治権を回復したことである。ここでは、この二つを区分するため、前者は公式的な親政、あるいは神貞王后の垂簾同聴政の終了を付けて表現し、後者は実質的な親政、または親政の宣布として表すこととする。

第一章　高宗即位前後における状況

朝鮮時代において、君主は国家の最高統治権者であった。君主が年少で柔弱であるとしても、基本的に朝鮮の統治権は君主を通じてのみ行使できるものであった。とはいえ、必ずしも君主が統治権を完全に掌握して、君主の意思・決定のみで統治が行われていたとは限らない。朝鮮は両班によって主導される儒教的官僚制の形態を帯びており[1]、国政の運営には儒教的思想と各政治勢力の利害関係が大きく反映されていた。また、そこには君主の個人的な資質・力量の問題と、周辺の環境が変数として作用していた。

朝鮮君主の統治活動は、儒教的理想を基盤としていた。朝鮮の建国を主導した新進士大夫勢力の思想的背景であった儒教は、朝鮮社会の秩序と制度を構成する根幹であった。儒教は朝鮮社会の学問的世界を支配するのみならず、政治勢力の政界進出や政権掌握の論理的根拠を提供していた。このような儒教的社会において、君主は、卓越した儒教的素養を備えている両班官僚を尊重して、彼らを政治的パートナーとして登用して政治を運営していた。儒教は、君主の統治権の正当性を提供して君権の安定的な確立・維持に寄与する一方、儒教的な思想を君主に注入してその実現を絶対視することを以て、君主を儒教の枠組みの中で規制する役割を果していた。

朝鮮社会において儒教の影響力が如何に多大であったのか、また君主でさえ儒教的伝統に逆らうことが如何に困難であったのかは、茶山丁若鏞の、「君主が何かを図ろうとすれば、すぐ堯舜の話を持ち出しながらこれを妨げている」[2]という主張から窺うことができる。ここでの堯舜の話は儒教的伝統を意味するものであり、それを持ち出して君主の行動を阻止する主体は両班官僚であった。朝鮮は、その建国自体が儒教的な思想に基づき、君主の教育や統治活動の基盤になっていたため、儒教的な枠組を克服するということは、朝鮮の正統性を否定する行為と見做されがちであった。要するに、朝鮮という国の維持を試みる限り、儒教的理念からの脱皮、あるいは廃棄はほぼ不可能であったと言えよう。パレー氏は、このような朝鮮時代の政治現象を以て、「性理学思想に基づく君主と両班貴族間の「牽制と均衡の原理」の中で保たれる形態である」と分析した[3]。

その上、君主の統治権行使には、君主個人の政治的能力と周辺状況の変化や推移が、各時代の特性・変数として作用していた。朝鮮君主は原則的に嫡長子優先の世襲によって即位し

---

1)朝鮮時代史学会編『東洋三国の王権と官僚制』(国学資料院、1999)、이재석共著『韓国政治思想史』(集文堂、2002)

2)「天下莫勤於堯舜、誣之以無為。天下莫密於堯舜、誣之以疎迂。使人主毎欲有為、必憶堯舜以自沮。此天下之所以日腐而不能新也」(丁若鏞『与猶堂全書』第一集第十二巻「文集」序「邦礼艸本序」)

3)James Palais B, *Political Leadership in the Yi Dynasty*, University of Washington Press, Seattle and London. 1976、p33 - ここでパレー氏は朝鮮が様々な問題や戦争を経ながらも500年も続いた理由としてこの君主と政治官僚集団との牽制・均衡原理を提示している

ており、その君主が一国を統治できるほどの力量を持っているかの問題は、偶然の出来事に過ぎなかった。君主の資質が異なっていたことは、当然君主の統治権力の確立と遂行上の偏差をもたらしたのみならず、周辺状況への対処にも多大な影響を及ぼしていた。特に、19世紀初めに相次いだ年少で資質の不足した君主の即位は、垂簾同聴政を行う大妃とその家門の政治的影響力の拡大・伸長につながるようになった。そして、病弱な君主の急死が続くなか、君主中心の統治権の回復と後継者の養成が容易ではなく、外戚による政権掌握が継続していた。言い換えると、19世紀における外戚による勢道政治は、幼弱な君主の補佐を君主の外戚が担当したことによって始まって、外戚勢力は君主の統治権の弱体化をうまく利用して政局の主導権を掌握していたのであった。

1863年12月、高宗は、外戚をはじめ、様々な政治勢力が幼い君主の統治権行使に関与していたなかで即位した。何よりも、高宗の即位には前例のない実父の生存と、その生父が国政を主導しようとする強い意志の所有者であったことが伴っていた。

この章では、高宗の在位初期における統治権力と活動を理解するうえで必要な、高宗即位前後の状況について考察する。高宗の即位以前の君主の統治権の推移と、高宗が即位する際、政治勢力の動向を分析して、それが高宗の即位と即位初期の状況に如何なる影響を与えていたのかを明らかにしたい。

第一節　高宗即位以前における君権の推移、および統治様相

1　勢道政治の背景

朝鮮において君権と臣権との関係は、政治のみならず社会全般に影響を及ぼす重大な問題であった。朝鮮は、基本的に民の直接的な政治参与を許容せず、政治活動の主体は君主と両班階層に限られていた。朝鮮では君臣ともに儒教思想を統治の基盤としており、政治運営における君臣間の均衡、あるいは一方の優位は、誰がより正当で適切に儒教的理念を統治活動に用いるかにかかっていた。そして、そこには国政を主導することが可能な個人的な力量と儒教的学問の素養とを兼備していることが基本要件として存在していた。言い換えると、君主と両班官僚は儒教的素養と知識を基準に、政権掌握を正当化して互いを牽制していったのであった。

では、このような君臣関係が、なぜ19世紀に入って大きく変化し、外戚家門によって政権が独占される勢道政治が始まったのであろうか。勢道政治期における君主の統治権の弱体化は、純祖以後年少な君主が相次いで即位したことが最も主な原因であったが、君主に対する輔導の任務が特に外戚に委任されたのは純祖の前の正祖代の状況が大きな影響を与えていた。正祖(1752～1800、第22代、在位1776～1800)は、君主中心の政治運営と権力集中を試みた人物

であった。彼は、卓越した儒教的教養と個人的力量に基づいて、儒教的正統論 — 君主の無為之治的な統治 — を持ち出しながら君主の権力行使を規制しようとする臣側の論理を反駁して臣権を抑えていた。したがって、正祖代にはそれまで保たれてきた君臣間の力の均衡が崩れて、君権が優位を占める状況が展開した。

ところが、1800年、強力な君権を目指した正祖が急逝して、11才の純祖(1790～1834、第23代、在位1800～1834)が即位すると、状況は一変するようになった。当時の純祖は政治を主導するに適切な君主としての資質を具備していなかったため、貞純王后(1745～1805)[4]による垂簾同聴政が行われた。これは、君主に集中されていた統治権が貞純王后に委任されたことを意味していた。純祖の即位直後、貞純王后は、幼い純祖の当面課題が聖学への充実であると訴え、特別に三大臣と工曹判書朴準源(1739～1807)[5]や兵曹判書金祖淳(1765～1832)[6]、備辺司有司堂上尹行恁(1762～1801)[7]を召見し、純祖の補佐・輔導の任務を誠心をもって遂行することを頼んだ。この席で、彼女は、現在の急務が純祖の保護にあり、今のような危機状況の中で頼れるところは三大臣と二三人の卿宰のみであると力説した。特に、国政を運営するにおいて骨肉を共にした親戚のようにすべきであると主張し、血縁関係に対する信頼を表した。貞純王后は、「工判(朴準源)の地位は他人とは違う。先朝(正祖)は戚里の諸臣を起用しなかったが、今はその時と異る。主上(純祖)は年少で国勢が孤立して危うく、その保護や勧導の責任は専ら工判の一身に係っているため、戚里であるとして避嫌[嫌疑を避ける]の計策を立ててはならない。(君主を輔導する)仕事に精誠を尽して国勢を泰山や磐石のようにさせ、億万年にも続く太平の基盤を作れば、どうして、幸ではなかろうか。兵判(金祖淳)もこれから国と休戚を共にすることを当然工判のようにすべきである。特に、兵判は大行朝(正祖)から特別の恩恵を被っており、報いようとする気持は必ず他人に倍するであろう」と論じ、外戚に当る両人に、君主の補佐の役割を充実に遂行することを特別に依頼した[8]。

---

4)英祖の継妃で慶州金氏の鎌興府院君金漢耉の娘。荘献世子(英祖の息子)の死を当然とする老論僻派と結託して、老論時派を弾圧した。純祖が即位すると、垂簾同聴政をしながら天主教禁止令を下して辛酉迫害を引き起こした

5)潘南朴氏。朝鮮後期の文臣。娘が正祖の後宮(綏嬪)になって外戚になったうえ、純祖を生んだため君主の外祖父になった。戸曹参議として政界に進出して純祖を輔導した。工曹参判・判書、判敦寧府事、摠戎使、御営大将、刑曹判書、禁衛大将などを歴任した

6)安東金氏。1785(正祖9)年庭試文科の丙科に及第。検閲・奎章閣待教を経て1792(正祖16)年冬至兼謝恩使の書状官として清に派遣された。引き続き直閣・吏曹参議・承旨・摠戎使・両館大提学などに任じた。1802(純祖2)年娘が純祖の妃になると、領敦寧府事になって永安府院君に封じられた

7)南原尹氏。1782(正祖6)年文科に合格して検閲に登用された。1792年吏曹参議、翌年備辺司提調などを歴任し、老論時派として正祖の信任を受けていた。1800年正祖の死後の諡状を書き、純祖即位後に吏曹判書、1801年に両館大提学になったが、貞純王后の時派の弾劾政策によって辛酉迫害の時、流配・賜死された。憲宗代に伸寃が復元された

8)「大王大妃教曰、『今日使卿等入侍者、專爲國事鞏固之地也。顧今急先之務、莫過乎保護聖躬。而至於秉執義理也、協和朝象也、保民恤民之策也、是三者、實國家安危之大關。予豈不知卿等向國之至誠。自古朝廷之上、雖有多人、擔當國事之任、亦難人人而責之。況今國勢孤弱之時、其所倚毗者、惟三大臣及數三卿宰而已。大抵同做國事者、情誼之無間、有若骨肉至親、然後可以聚會精神、共濟時艱。…

これに対して、工曹判書朴準源は自分が正祖の筵教を承ったことがあったが、その内容が「保身に巧みなことはもとより人臣として忠誠を尽す道理ではないが、戚里においてはこれがまた義理である。爾は小心にして畏れ慎しみ罪過に陥らないようにせよ」であったと述べたうえ[9]、外戚として嫌疑を受けやすい行動は避けるべきであるが、今は国家の危機の状況にあるがゆえ、君主輔導に誠心を尽くすと誓った。この会話からは純祖即位初期における時代的認識を窺うことができるが、それは、第一に、外戚の積極的な政権関与は世間、かつ諸政治集団から嫌疑を受ける可能性が高いため、外戚自らが身を慎んでいた、第二に、特に正祖は外戚の勢力強化を望んでおらず、彼らの重用を避けていた、第三に、それにもかかわらず、君主の周辺的状況が危機に処した場合、信じて頼れるところは外戚しかいない、ということである。要するに、幼い純祖の即位によって、君主の主導の下の政治の運営が困難になると、貞純王后は君主の外戚に政治を任せるのが君主の安全を保障する最善の方法であると考え、彼らに積極的に君主の輔導の任務を遂行するように促したのであった。

このように、1800年の正祖の死後、政局の統治権は一旦垂簾同聴政を行って幼い純祖の保護を自任する貞純王后と慶州金氏中心の老論僻派勢力に委任された。その後、1805年に長年間にわたって老論僻派勢力を主導していた貞純王后が死去すると、純祖の特旨[10]によって安東金氏の金達淳が右議政に任命された。老論僻派であった彼は、自らの権力を強化するため、正祖の行跡に対して言及して、老論時派を更に抑圧しようとした。このような金達淳の行動は、同じ安東金氏で国舅(純祖の義理の父)であった金祖淳中心の時派勢力を牽制するためであったが、むしろ純祖と金祖淳一派の反発を買い、1806年初頭に金達淳が弾劾を受けて流配に処されたうえ、領議政徐邁修と左議政韓用亀も失脚させられた。こうして、議政府大臣がすべて更迭され、政界において老論僻派の中心人物がなくなると、金祖淳は、純祖の支援を受けて政治を運営するようになった。1802(純祖2)年に純祖が自分の娘と結婚し ― 正祖の生前にすでに妃として内定されていた ―、外戚となって政治的基盤を確保していた金祖淳は、純祖の保護を唱えながら、一挙に政権を掌握したのである[11]。そして、彼は、1800(純祖即位)年8月4日、貞純

工判地處、與他人自別。先朝則於戚里諸臣、雖不向用、而今時則有異。主上幼沖、國勢孤危、保護勸導之責、專係於一身、不可以戚里自處、爲避嫌之計。隨事殫竭、奠國勢於泰山磐石、以爲億萬年太平之基、豈不休哉。兵判、則將來之與國同休、當如工判。且況偏被大行朝眷愛之恩、圖報之心、必倍他人。工參則先朝信任、迥踰常格。故向日倉皇之中、特加陞擢。亦豈不同心協力、無負不世之恩造乎。予之爲此言、亶出於爲宗國斷斷苦誠血忱。今此下敎之後、登筵諸臣、如或不思對揚、則是非但負予、乃負大行朝也。卿等須各警惕、益爲加勉」(『純祖實錄』純祖卽位(1800)年8月18日)

9)「準源曰、『臣以無似、忝在近密、十有與年、濡染薰炙於先大王義理之中亦已久矣。臣嘗奉筵敎於先朝、有曰、『工於謀身、固非人臣盡忠之道。而在戚里、則此又爲義理、爾須小心畏愼、毋陷罪過』。臣奉聆感祝、尙今銘佩。臣旣在禁直、惟以保護聖躬、爲一分報答之地。而至於朝廷事、則在廷諸臣、無非大行朝知遇信任之人、協力同心、轉危爲安、不患無其人。臣何敢與聞乎。然今承慈敎、如有國家安危之機、則臣烏敢以處地之有嫌、不思所以殫誠竭心之道乎』」(同上)

10)1805(純祖5)年12月7日に純祖の特旨によって、徐邁修が領議政に、韓用亀が左議政に、金達淳が右議政に任命された

11)正祖が、その死去前に王世子妃に金祖淳の娘を選んで純祖の輔導を任せたという事実は、純祖が王座に就いて

王后の特旨によって就任した備辺司提調の地位を利用し、当時の朝鮮最高の議政機関であった備辺司[12]に、安東金氏一門[13]を大いに登用して国政の統括を図っていった[14]。これが、いわゆる勢道政治の始まりである[15]。

一方、純祖は19歳になった1808(純祖8)年前後、君主として政治運営に関与しようと試みるようになった。彼は1806年直接に都目政事[6月と12月に行われる大人事移動]に親臨して人事の決定と遂行過程に関心を表明したうえ[16]、1808年には全国の財政・軍制・土地の全般的な状況を把握するため、『万機要覧』[17]の編纂を命じた[18]。また、全国に暗行御史を派遣して、地

から金祖淳の吏曹判書辞職上疏を斥けながら述べた話に表れている。ここで純祖は昔、正祖が金祖淳に(君主の)輔導の責任を任せて、(君主と)休戚を共にすることを期待していると述べた、覚えがあると話し、金祖淳に正祖の有志に従って自分を持続的に補佐・保護するように促した - 「批曰、『卿乃先王之所倚重也。任輔導共休戚、眷眷期望之教。予小子亦已承聞於昔日、此時長銓之任、卿伊誰卿其勿辞行公吏』」(『純祖実録』純祖1(1801)年7月4日)

12)備局・籌司とも言う。国防問題をすばやく処理するため1517(中宗12)年6月に設置された。1592(宣祖25)年壬辰倭乱が起きて国家のすべての行政が戦争遂行に直結されると、備辺司の権限が強化・拡大されて国家最高の議政機関となった。これは、従来の国家の最高行政機関であった議政府の機能の縮小をもたらした。備辺司官員としては都提調・提調・副提調・郎庁があり、都提調は時任(現任)三議政と過去に議政に任じた人物(原任/前任)が自動的に兼任した。勢道政治期には、外戚家門が大勢に備辺司の官職を占めて、備辺司中心の政治運営を主導した。高宗即位以後、議政府の機能と地位の回復政策によって備辺司は議政府に併合させられた。備辺司については、潘允洪『備辺司研究』(景仁文化社、2003)、李在哲『朝鮮後期備辺司研究』(集文堂、2000)などを参照

13)安東金氏は、純祖・憲宗・哲宗の三代にわたって王妃を輩出することによって国舅家門としての確固たる地位を確保することができた。純祖代は金祖淳、憲宗代は金祖根、哲宗代は金汶根が国舅になった

14)安東金氏一門による勢道政治が本格的に始まったのは1806年からであると言われている。安東金氏の代表であった金祖淳は、備辺司を掌握して国政を主導した。その後、純祖が死去すると、8才の憲宗 — 純祖の息子であった孝明世子が王座に就く前に死んだため、その息子であった憲宗が代を継いだ — が即位し、金祖淳の娘で純祖妃であった純元王后が垂簾同聴政を1840年まで行ったため、憲宗期には安東金氏や豊壌趙氏(孝明世子妃の家門)による勢道政治がなされた。また、憲宗が後嗣を残さず死去すると、純元王后によって19才の哲宗が王座を継ぎ、その後は豊壌趙氏を除いて安東金氏単独の勢道政治が行われるようになった。この内容は、王室族譜の『璿源系譜紀略』にある「八高祖図」等を活用した研究である洪順敏「19世紀における王位の継承過程と正統性」(『国史館論叢』40、1992、pp241-265)、李炫熙『我が国近代100年』(1997、pp33-49)を参照した

15)「世道」という言葉の起源と意味に関する説明は、1886年、日本亡命中の朴齊炯の執筆した『近世朝鮮政鑑』に紹介されている。彼はここで、朝鮮の野史に政権を掌握したことを世道としている、と論じたうえ、「朝鮮の世道は、ある人物が低い官職や閑職に就いたとしても、王命によって世道が任せられれば、冢宰以下の人々が皆彼の命令に従い、軍国機務や百官の状奏のすべてが世道家に相談された後、君主に報告される形態である。そして、君主もまず世道家に聞いてから政策を決定するため、世の中の威厳と福、かつその与奪の如何も世道家にあって、全国が世道家に仕える、いわゆる世道家が神明のようであった」と説明した。当初、世道ができた理由については、「君主が極めて尊厳であって、臣に事情が、民間に苦痛があっても、君主に詳細に告げることができず、下の事情が上に通じにくかった。とはいえ、もし君主が一般官員と接すれば、君主の権威が低下するため、世道家を作って君主と官民との媒介の役割を代行させたうえ、君主は間接的な報告を受けていた」と論じた。世道の本来の意味は、世の中の正しい道理であり、その道理を確保した人を意味しており、趙光祖・宋時烈などが属している。これが、政権を掌握して君主の代りに政治運営を主導する、すなわち国政を擅断するという意味としての勢道に変ったのは、朝鮮後期になってからであり、その始まりは正祖代の洪国栄であった - 朴齊炯『近世朝鮮政鑑』(探究堂、1974)、姜万吉『我が歴史を疑う』(西海文集、2002)

16)『純祖實錄』純祖6(1806)年12月20日

17)君主の政務に参考になるように編纂した政府の財政と軍政に関する規程集。1808(純祖8)年、純祖は全国の民弊やそれを是正する方案を報告するように命じるとともに、五衛都摠府を通じて君主の軍事的基盤を強化しようとし、国政を積極的に主導しようとした。その努力の一環として、当時の備辺司有司堂上として国政実務を担当していた徐栄輔や沈象奎に命じ、財政・軍制・土地制度に関する内容を編纂させた。5月に編纂作業が始まり、8月に最

方官の活動と民生の実態の把握と改善を図ろうとした[19]。特に、純祖はこの頃から、民生の弊害に多大な関心を表しながら、民生問題を解決するように臣下を督励していたが、純祖の聖学熱と君主の任務遂行への意欲は頻繁に開かれた別講・召対・昼講・夜対などの講筵の内容から窺うことができる[20]。しかし、このような純祖の政治主導権の奪還の努力は1809年の凶年や1811～12年の洪景来の乱のうえ、純祖自身の病勢の悪化、そして安東金氏勢力の反発によって成功しなかった。すると、純祖は安東金氏勢力を抑制して君権を強化するため、息子である孝明世子による代理聴政を構想したが、孝明世子が急死したため、失敗に終わらざるを得なかった[21]。

1834年純祖が死去すると、憲宗(1827～1849、第24代、在位1834～1849)が王座に就いた。憲宗は8才の少年であったため、純祖の妃である安東金氏の純元王后(1789～1857)[22]の垂簾同聴政が定められた。さらに1837(憲宗3)年には憲宗の妃に永興府院君金祖根の娘が選ばれ、安東金氏一門の勢道が持続するようになった。この時、安東金氏によって掌握された政権が如何に閉鎖的で言論を弾圧していたのかは、1836(憲宗2)年2月、副司直姜時煥の推鞫・流配事件から垣間見ることができる。姜時煥は即位したばかりの憲宗に、勤聖学・恤民隠・立紀綱・節財用・詰戎政・革科弊の六条の施行を上奏するなか、昔から年少な君主を輔導して国政を摂るのは、いかなる時いかなる事であろうかと言及した。彼は、君主の持つべき姿勢に対する忠言と時弊の改善の要求を通じて、憲宗に君主としての自覚を督励するとともに、「輔幼主摂国政」の句をあげて、純元王后の垂簾同聴政に問題を呈したのであった。このよう

終段階に入って翌年編纂された

18)『純祖實錄』純祖8(1808)年5月30日・8月1日

19)『純祖實錄』純祖9(1809)年3月2日、純祖11(1811)年3月13日・21日・25日・30日

20)純祖の学問や民への関心の例は多いため、夜対の一例をあげてみよう。

「教曰、『冬夜政長、筵席従容、夜気清明、精神専一、読書則好玩索、論事則易領会。故古人亦云、夜対勝昼対、此言侭有味矣。劇論古今、以永今夕、不亦楽乎。其宜簡其礼貌、開懐尽情、悉陳無隠也』。…上曰、『孟子不云乎。得衆則得国、失衆則失国。寛厚立国者、罔不長遠、征伐尚威者、罔不短促、鑑乎歴代、昭昭可見矣』。…上曰、『酒固有用、似勝於南草、而一切好著為弊、亦大酌酒而作挙於閭里者、近亦多有之。承旨近経西閘、外邑則無此弊乎』。…上曰、『近日都城之内、流丐之民、不至甚多乎』。…上曰、『博施済衆、堯舜猶病、奠接饑民、最是朝家之大政也。民間疾苦、有所目覩者、其各悉陳』。…上曰、『近日諸臣章奏、亦多陳弊、何故至於斯極。何以則亦可以禁止耶』。…上曰、『還穀之弊、自在先朝、曲加軫念、猶未及釐整矣。今則似尤甚、何以則為好耶』。…上曰、『今夜之会、予甚楽之、不知其疲也。更漏雖深、諸臣不必遽退』」(『純祖実録』純祖8(1808)年11月19日)

21)孝明世子(憲宗の即位後、翼宗に追尊)は、1821年から孝禧殿[孝懿王后金氏(正祖の妃)の魂殿]の祔祭を摂行するようになったうえ(『純祖実録』純祖21(1821)年10月1日)、1823年からは宗廟社稷の祭祀を代行するようになった(『純祖実録』純祖23(1823)年10月2日)。孝明世子の代理聴政はまず彼の権力基盤になることのできる勢力の確保から始まったが、それは世子の教育を担当していた講官を中心に形成された。孝明世子の代理聴政は1827年2月9日の純祖の下命によって本格的に始まり、彼が22才の若さに急死するまで持続した。孝明世子の代理聴政期における政治の具体的な内容は、金明淑『19世紀政治論研究』(漢陽大学出版部、2004)、pp29～72参照

22)安東金氏。永安府院君金祖淳の娘。孝明世子の生母であり憲宗の祖母。1802(純祖2)年王妃になり、憲宗即位(1834)年に王大妃、哲宗即位(1849)年の時は大王大妃に進号され、二回にわたって垂簾同聴政を行った。安東金氏の勢力の維持のため哲宗を君主として指名して純祖の大統を継がせた本人である。1851(哲宗2)年に金汶根の娘を王妃に迎えて安東金氏の勢道を持続させた

な、君主の輔導を口実とした外戚の政権掌握を批判した姜時煥の態度は、当時の国政担当者らの警戒心を引き起こすしかなく、彼らは姜時煥を速やかに処罰して、外戚の政治運営に反対する世論の拡大を阻止しようとした。その結果、姜時煥は政府大臣・三司らから大々的な弾劾を受けて流配に処させられた[23]。これは、外戚が彼らの政権を維持するため、君主の輔導と垂簾同聴政を問題視する意見を容認しようとしなかった、すなわち、言論を統制して反外戚勢力の成長を抑制していたことを表している。

1800年から朝鮮では年少で君王教育の不足した君主の即位が持続していた。これが外戚の政権の掌握につながった理由は、垂簾同聴政を行った王后が権力基盤の安定を図るため、自分の家門の人々を積極的に起用したことにあった。また、そこには、年少な君主を安全に補佐・輔導できる勢力が、君主の外戚であるという認識が含まれていた。実際、君主の権力の基盤となる最も重要な勢力は王室の宗親であったが、同時に彼らは君権に直接的な脅威を与えられる存在として判断されて、政治関与が法的に制限されていた。このような状況で、権力を掌握できる基盤や根拠が君主との関係にあり、政権維持のためにも君主を保護して持続的な婚姻関係を保つ必要があった外戚に、君主の補佐の任務が与えられた。しかし、外戚は君主の安全を保障する一方で、彼らの政権掌握の名分が幼弱な君主の輔導にあっただけに、君主が統治者としての力量と能力を整えて統治権の回復と強化を試みる状況の到来を妨げようとした。君主が政治運営に必要な資質を備えて国政を主導するようになることは、彼らの政権掌握の名分の褪色・喪失を意味していたためであった。したがって、外戚勢力は、憲宗の死後、君主としての資質を持っていなかった哲宗を即位させることを以て、権力行使上の正当性を獲得して、彼ら一門の政権掌握を持続しようとした。

中央政界で外戚家門が権力を独占してその維持に力を注いでいるなか、朝鮮では新たな社会問題が台頭していた。外戚が政界を支配し、血縁と人脈関係が重視された官吏登用が進められると、科挙に合格して官職に就くという最も普遍的な政界進出のルートが縮小されたうえ、科挙に合格したとしても順調な昇進過程を歩むことが困難になっていた。また、特定集団の権力掌握が長期化し、政権に対する批判が抑えられるにつれ、監察機関はその機能を失い、特定勢力によって不正腐敗が行われたとしても、それを阻止・統制できなくなっていた。言い換えると、監察機関の機能の喪失は国家紀綱の紊乱を加速化させ、公正に行われるべき科挙の進行における不正の蔓延や、それに対する適切な規制の不在をもたらしていたのである。もちろん、政権担当者は当時の深刻な問題を認識して繰り返し取締の命令を下していたが、不正の中心に外戚が

23)「副司直姜時煥疏曰、『惟我殿下、沖年寶位、煢煢銜恤我慈聖殿下、夙夜簾闥、孜孜憂勤、積慶攸餘、天必祚宋、而抑無疆之惟休惟恤也。自古輔幼主攝國政、此果何等時何等事也。歷攷往牒、治日常少、亂日常多。…因以勤聖學、恤民隱、立紀綱、節財用、詰戎政、革科弊六條、陳勉』。大臣三司、以輔幼攝政句語之爲無嚴、迭討之。初命屛裔、諸臣爭益力、遂鞫于王府」(『憲宗實錄』憲宗2(1836)年2月5日)

存在していたので、規制の厳格な遂行を期待するのは無理であった。

このような状況は、実力よりは人脈による官僚の登用を助長し、外戚との縁故のない両班の官職進出を困難にさせた。彼らは、限定された官職をめぐって熾烈な闘争を広げるか、あるいは官職に就くことをあきらめて在地儒生として一生を過ごすか、という選択に迫られていた。官職に進出した者は儒教的理想の実現より政権を掌握した外戚との妥協を通じて官職を維持する一方、競争を放棄、あるいは競争から淘汰された両班儒生は生計すら困難な状態に陥って急速に没落していた。このように、外戚家門による権力独占は、それまで儒教的学問を備えて政治活動に参加して経済的な基盤を確保していた両班階層の政界進出を制限し、両班階級が既得権を維持することに対して大きな打撃を与えていた。

その上、勢道政治の展開は、それまで君主と臣との間に保たれていた均衡と牽制の原理が崩れ始めたことを意味していた。引き続く幼弱な君主の即位は、君主を輔導する臣側の役割の重視と地位の向上につながっており、そこに、前述したように、国舅(王妃の父)とその一門が君主の保護の任務を担当し、外戚家門の勢力が拡大されたことは、臣側の立場を更に強化していた。

勢道政治期における臣権の優位は、君主の補佐を口実に政権の掌握した外戚が君権を上回る権力を所有するようになった点にその特徴がある。勢道政治期の外戚勢力の最大の課題は君主を保護して国政を安定させることであった。彼らは、幼弱で統治力量の不足した君主の輔導の役割を自任することを以て権力を獲得しており、それを維持させるため持続的に王室と婚姻・血縁関係を結ばなければならなかった。そして、学問的教養より血縁によって政権に参与していた外戚勢力は、政策・政局上の変化を伴う当面の課題と民生問題の改善策の積極的な模索より、現状に安住する傾向を示していた。また、彼らは中央での権力維持に重点を置き、中央政府による地方への統制をないがしろにしていた。これは、地方土豪勢力の跋扈を阻止することができなかったうえ、中央の統制力から離れた地方官吏が自ら、あるいは地方土豪と結託して不正腐敗を犯す状況を引き起こしていたと言えよう。

2　哲宗代における安東金氏の権力掌握

朝鮮では、1800年の正祖の死後、幼弱な君主の即位が相次いだ。このなか、1849年6月に憲宗が23才の若さで後嗣なく死去すると、最終決定権を持っていた純元王后は憲宗の後継者として李元範[24]を指名したが、彼が哲宗(1831～1863、第25代、在位:1850～1863)である[25]。

---

24)荘献世子の息子の恩彦君裀の孫で全渓大院君曠の三男である。恩彦君は1786(正祖10)年、息子の常渓君湛(この年に死亡)がかつて洪国栄に擁立させられようとしたという僻派の誣告によって、江華府喬洞に流配させられた。更に、哲宗は1844(憲宗10)年に閔晋鏞らが兄の元慶(後に懐平君を贈られる)の王への擁立を図ったため、家族とともに江華へ流配されて、王に推戴されるまで江華で過ごすことを強いられていた

25)この時、憲宗の後継として注目された人物は英祖の生存している後孫の中で最も近親であった李元範と、李夏銓(1842～1862、完昌君時仁の息子。1849年憲宗が後嗣なく死去すると、王位継承者の候補として名をあげた

哲宗は、当時生存していた唯一の英祖の血孫であったが[26]、君主になるには問題のある人物であった。彼は行列[家系図]上、憲宗の叔父にあたり、叔父が甥の後を継ぐことになるうえ、逆賊の孫として流配生活を送って、帝王教育は言うまでもなく士族としての教育も十分には受けていない状態であった[27]。しかし、安東金氏はこうした人物を君主に推戴し、純元王后は哲宗を自分の養子として入籍させて純祖の大統を継がせた。そして、即位時の哲宗が19才であったにもかかわらず、彼が長年間にわたって江華流配地で困窮の生活と監視に強いられ、君主としての教育をほぼ受けていなかったことを理由にして、純元王后による垂簾同聴政を定めた。

≪表1≫の図に示されているように、世代の序列から言えば、純祖の子の世代にあたる哲宗が純祖の養子となるのは正しいことであった。そして、哲宗は、— 大統では憲宗の後を継いでいたが —、純祖の養子として君主になったため、依然として憲宗の叔父の位置を保つことができた。とはいえ、純祖 → 翼宗(孝明世子) → 憲宗となっている系譜に、哲宗が純祖の下に入籍された事実は、翼宗と憲宗の地位を否認することに他ならず、翼宗と憲宗の外戚である豊壌趙氏勢力に大きな打撃を与えた。哲宗の純祖継承は、翼宗の妃であり憲宗の母后である神貞王后と豊壌趙氏家門が外戚として君主を輔導すべき政治的名分を奪うことであったため、彼らの勢力の弱体化を余儀なくさせたのであった。

哲宗の即位は、憲宗代まで安東金氏と豊壌趙氏勢力が国政を主導するなかで、外戚ではない政治勢力として政権に参与していた権敦仁らの地位にも変化をもたらした。権敦仁(1783～1859)は憲宗代に三議政を歴任したうえ、憲宗死後の行状を書くとともに院相を担当して哲宗即位に伴う問題の解決することを以て、政局の安定に寄与した人物であった。こうした彼が、哲宗の即位における儀礼の手続きや設定過程に積極的に賛同・関与しようとしなかったことは、安東金氏勢力との不和を起こす原因となった。

哲宗の即位後、政界においては処理すべき様々な儀礼問題が政治懸案として生じた。それは、内三殿[大王大妃殿・王大妃殿・大妃殿を総称]への位号の加上[28]、魂殿[宗廟に位牌を奉安するまで、3年間神主と魂帛を置く祠堂]と徽定殿[憲宗の最初の王妃である孝顕王后の

が、外戚の安東金氏の反対で挫折し、哲宗が即位してから監視の対象となった。敦寧府参奉などに勤めたが、1862年謀反の罪が着せられ、済州道に流配・賜死された。高宗の即位後、興宣大院君によって伸寃された)であったが、純元王后と安東金氏によって李元範が君主に推戴された。これ(純元王后と安東金氏による李元範の推戴)は、彼らが勢道を継続するためであったと言われているが、憲宗死去当時の李夏銓の年が8歳であったことを勘案すれば、李元範ではなく、李夏銓が推戴されたとしても、勢道につながらざるを得なかったと言える。李元範と李夏銓の擁立に関する記事は、「憲宗崩御後、安東金氏一派、欲推戴哲宗。相臣権敦仁等、欲推戴夏銓。哲宗竟為嗣位、公則安東金氏一派、以逆謀構之、竟被禍」(『韓国系行譜』(宝庫社)、p179)を参照

26) 「主上、卽英宗血孫也。往事多難、雖久居鄉外」(『哲宗實錄』哲宗卽位(1849)年6月9日)

27) 「元容曰、『臣陪從二日、而雖欲知前日之魯讀何書、然路次不敢仰問、今可以言矣』。敦仁曰、『自今諸大臣仰奏之後、必爲賜答焉』。上曰、『曾讀『通鑑』二卷、『小學』一二卷、而近年則無所讀矣。…然而兒少時泛忽讀過、今則黯黯不能記憶也』。大王大妃殿曰、『若始讀則當自何書爲可乎』。元容曰、『始讀則自『史略』、而稍解文理後、繼讀經書好矣』」(『哲宗實錄』哲宗卽位(1849)年6月9日)

28) 『哲宗實錄』哲宗卽位(1849)年6月9日

魂殿]の祝式[29]、返虞[神主を家に持って帰ること]後の孝定殿[憲宗の魂殿]と山陵の祝式[30]、などの問題であり、これに関する意見の提示が求められた人物は領府事趙寅永と判府事権敦仁・鄭元容であった。この時、権敦仁は沈黙を守ったまま、政治懸案に対する介入を控えていたが、これが彼なりの当時の政局に対する不満の表出の方法であったと考えられる。彼が哲宗の下で出仕する意思がなかったことは、魂殿と徽定殿の祝式を建議するなか、自分が論じることではないと述べて如何なる意見も呈しておらず、また、何回かにわたる純元王后からの議政就任の提案を断った点から窺うことができる。このような彼の態度が政権を掌握した安東金氏勢力の警戒心を引き起こしたため、結局、権敦仁は憲宗の祔廟[三年喪が終った後、その神主を宗廟に置くこと]と真宗の祧遷[31]問題に対し、他官僚と異なる意見を提示したことをきっかけに、大々的な弾劾を受けて流配させられるようになった。

1851(哲宗2)年6月、憲宗の三年喪が終わり、憲宗の神位を宗廟に移す問題が提起された。朝鮮では宗廟本殿の中では君主の祖先の4代と太祖を合わせて5代をまつることになっていたが、問題は、大統から数えて哲宗の5代の祖先になる真宗が、王家の系統から数えれば哲宗の高祖、すなわち4代になるという点から発生した[32]。すると、朝廷大臣らは、真宗を宗廟本殿にまつるべきか、または永寧殿[33]へ祧遷すべきであるか、をめぐって議論するようになった。しかし、真宗の祧遷に反対した人は権敦仁のみであり、他の官僚はすべて真宗の神位を祧遷させるべきであると主張した。当時、真宗の祧遷に賛成した官僚らの見解は、「君主は継序と承統を重んじるうえで、嗣君にとって、たとえ先君が父子の親(関係)ではなくても父子の道を以て礼遇する」ということであった。したがって、彼らは、甥である憲宗を父と見なして一代として数えて四代の正祖までの神位を残して、真宗を祧遷させるべきであると主張した。これに反し、権敦仁は、世宗・宣祖・顕宗代の例を挙げて、祖先の祧遷の施行は時宜によって変えるべきであり、四親に対する天理と人情を尽くすことがより重要であると強調し、哲宗の4代祖である真宗を祧遷してはならないという立場を堅持した[34]。

ところが、このような権敦仁の意見は、彼を除去しようとする勢力に格好の適当な口実を提供し、権敦仁の処罰を奏請する上疏が後を絶たずに出される契機になった。権敦仁に対する弾劾上疏は、6月18日の両司[司憲府・司諫院]からの聯疏[35]や掌令朴鳳欽と掌令柳泰東[36]をはじめ、玉堂[弘文館]からの聯箚[37]、副司果尹哲求[38]、三司[司憲府・司諫院・弘文館]での

29)『哲宗實錄』哲宗卽位(1849)年7月12日
30)『哲宗實錄』哲宗卽位(1849)年10月24日
31)宗廟本殿の中の位牌を、永寧殿に移して祭ること
32)≪表1≫を参照
33)朝鮮時代に、宗廟で祭ることができなくなった(親尽が終って)王と王妃の神位を置いた場所。宗廟の中にあり、太祖の四代祖とその妃、代が絶えた王と王妃が祭られており、1年に二回、正月と7月に代官を送って祭祀を行った
34)「甲子禮曹、以憲宗大王祔廟後、眞宗大王祧遷典禮、命時原任大臣及在外儒賢、收議啓」(『哲宗實錄』哲宗2(1851)年6月9日)
35)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年6月18日・6月22日・7月2日・7月15日・7月16日・7月21日・10月6日
36)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年6月18日

合啓[39]、司諫申佐模[40]、校理金会明[41]、大司憲吳取善[42]のみならず、忠青道・全羅道儒生[43]、儒生申義朝[44]にまで及んでいた。彼らが権敦仁を弾劾した主な理由は、皆が大経大法と正礼正論を守って哲宗の慎重な意思に符合しようとしているのに、ただ一人のみが典例を云々しながら正法よりは四親に対する天理と人情を重視すべきであると主張し、政府官僚の意見を不忠と不孝に責め立てているということであった。彼らは、純元王后と哲宗が、礼論に各々の意見があるのは当然のことであると懐柔したり、命令に従わないため、上疏した人を流配に処するなどの強硬な態度を取ったにもかかわらず[45]、繰り返し権敦仁に対するより厳格な処罰を求めて、結局、1851年7月13日に権敦仁への流配が命じられた[46]。しかし、彼らの弾劾は権敦仁に対する流配に止まらず、権敦仁勢力であった金正喜と彼の兄弟である金命喜と金相喜[47]、かつ両家と親密な関係を持っていた吳圭一と趙熙龍の父子への処罰につながり[48]、哲宗即位による安東金氏の勢道の持続に非協調的であった権敦仁勢力が政界から除去された。

こうして、純祖・憲宗代から中央・地方の要職を経て、憲宗末期と哲宗初期においては議政に任じながら、外戚の備辺司中心の国政運営を阻止し、政治勢力間の均衡の維持に寄与していた権敦仁は、哲宗2年に弾劾を受けて狼川に流配させられた後、移配された連山で死んだ。権敦仁らが流配されると、政界にはそれ以上、外戚間の、または外戚と他政治集団との間で政治的仲裁を行う勢力がなくなった。また、憲宗母后の豊壌趙氏家門、金正喜の慶州金氏など、現政権と均衡関係を維持できる勢力の弱体化も進んでいた[49]。このように、哲宗の即位によって台頭された憲宗の祔廟と真宗の祧遷問題が一段落して、政界において安東金氏と並ぶ政治集団が存在しなくなると、安東金氏による政権掌握は更に強化されていった。その結果、権敦仁が再び弾劾される1859(哲宗10)年1月に政界では、領議政金左根、戸曹判書金炳冀、兵曹判書金炳学、工曹判書金炳国、判義禁府事金大根、漢城府判尹金炳喬など、安東金氏が権力を掌握して政治を主導する状況が展開していた。

---

37)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年6月19日・6月23日・7月2日・7月4日
38)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年6月19日
39)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年6月23日・6月25日・6月27日・6月29日・7月1日
40)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年7月1日
41)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年7月12日
42)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年10月5日
43)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年9月9日
44)『哲宗實錄』哲宗2(1851)年10月2日
45)『哲宗実録』哲宗2(1851)年6月25日・7月4日
46)『哲宗実録』哲宗2(1851)年7月13日
47)『哲宗実録』哲宗2(1851)年7月21日
48)『哲宗実録』哲宗2(1851)年7月22日
49)1850(哲宗1)年、兄の趙万永(1776～1846)に引き続き豊壌趙氏家門を率いていた趙寅永(1782～1850)が死亡し、豊壌趙氏家門の勢力が弱まったうえ、1851(哲宗2)年、反外戚勢力の主要人物であった権敦仁や金正喜とその兄弟が流配されたため、哲宗時代には安東金氏一門の独裁が持続することができた

「第一章第一節のまとめ」

1800年、11歳の純祖が即位したことによってもたらされた外戚による勢道政治は、純祖・憲宗・哲宗の三代にわたって行われた。外戚による勢道政治の最も大きな原因が幼弱で統治者の資質の不足した君主の即位にあったのは確かであるが、それが外戚の勢道につながったのは、貞純王后が垂簾同聴政を行いながら、彼女の家門である慶州金氏を大いに登用して政権掌握を図ったためであった。そして、1805年に貞純王后が死亡すると、今度は純祖の妃の父である金祖淳が君主の輔導の役割を自任して、以前から議政府に代わって政治を統括していた備辺司に親安東金氏勢力を配置することを以て、安東金氏中心の国政運営を追求していった。

ところが、このような状況、すなわち外戚として君主の輔導を担当するようになったことが、そのまま安東金氏一門の勢道の安定と定着を意味するものではなかった。親政以後の純祖は、弱まった君主の統治権を回復するため、病弱な自分の代りに息子の孝明世子に代理聴政を指示して政治の主導権を取り戻そうとした。また、孝明世子妃の出身家門である豊壌趙氏勢力が重用されたうえ、安東金氏の権力独占を批判する勢力が依然として存続して、安東金氏の専横を阻止していた。したがって、安東金氏勢力は憲宗代まで、翼宗妃の豊壌趙氏・憲宗妃の南陽洪氏家門・権敦仁などの老論勢力と連帯関係を持ちながら、権力を行使していた。

このような安東金氏が独占的に統治権を掌握するようになったのは、純元王后の二度目の垂簾同聴政が行われる哲宗の即位以後からであった。当時の垂簾同聴政は、哲宗が純祖の養子として大統を継いでいたため、憲宗の母后である豊壌趙氏の神貞王后ではなく、安東金氏の純元王后に委任された。これによって、再び安東金氏が政権を取ったうえ、豊壌趙氏の中心人物であった趙万永・趙寅永兄弟が憲宗末期から哲宗初期に死亡し、豊壌趙氏の中で安東金氏に並んで権力を保つ勢力がなくなった。また、1851(哲宗2)年、憲宗の祔廟と真宗の祧遷問題によって権敦仁などの中立勢力が政界から退陣させられた後、安東金氏勢力の権力独占を制御する政治集団が存在しなくなり、こうした状態は哲宗在位期にわたって持続していた。

当時、安東金氏家門が如何に政治運営を掌握していたのかは、金左根が1853(哲宗4)年2月から高宗の即位まで、領議政をほぼ担当しており、哲宗即位初期には金興根が左議政と領議政に、哲宗の義父である金汶根が中央軍営の大将に就いていたことから窺うことができる。その上、1860年代前後になると、吏曹・戸曹・兵曹をはじめとする六曹判書や漢城府判尹・判義禁府事・宣恵庁堂上などの要職を、金炳学・金炳国・金炳冀・金炳沢・金泳根・金應根らの安東金氏が掌握して交代に任命される状況が展開した。また、政務を統括していた備辺司[50]における安東金氏の占有率が更に高くなり、1860年には38名の備辺司堂上のうち安東金

50)当時には各行政機関と軍営、かつ地方からの報告が備辺司を経て君主に伝えられていた。その一例として、1853(哲宗4)年4月、領議政金左根が「私門で高利を収める行為と郎官が強制に貸す弊害を厳しく指示して禁断する」ことを奏した時、哲宗は班族と郎官の悪行に対して慨嘆したうえ、備辺司が聞く次第に記録して法律に依って処罰するように命じた。これは、大院君政権期においてはこのような問題が議政府をつうじて処理されていたことと区

氏が8名で21%を[51]、1861年には46名のうち7名で15%[52]、1862年には47名のうち9名で19%[53]、1863年には49名のうち13名で26.5%を占めていた[54]。国家最高の議政機関であった備辺司の堂上職に安東金氏が大いに任用されて全体平均17%以上を占有していたことは、哲宗時代における安東金氏の政治的優位を明らかにしている言える[55]。

ところが、このような安東金氏の威勢は、哲宗末期の1862年に勃発した壬戌民乱の過程で様々な社会経済問題が浮き彫りになったうえ、哲宗の死後における高宗の即位と豊壌趙氏神貞王后の垂簾同聴政によって、その変化が余儀なくされた。壬戌民乱は、勢道政治下で民生が深刻な塗炭に陥ったことを露呈させ、安東金氏政権の正当性を損なっており、何よりも神貞王后が垂簾同聴政を行いながら大院君に様々な政治問題の解決を委任したことは、安東金氏の権力独占に大きな打撃を与えた。高宗の即位後、高宗と神貞王后の支持を受けていた大院君は、既存の安東金氏を除去、あるいは自分の勢力基盤として再編成しつつ、勢道政治期に弱まった君主と中央権力を回復して、強力な王室と国家の再建を試みていった。こうして、約60年間にわたって持続していた勢道政治は、高宗の即位と大院君の政権掌握によって、新たな局面を迎えるようになったのである。

別される　－　「領議政金左根啓言、『私門捧債及郎官勒貸之弊、弊厳飭禁断』。上曰、『班族之行悪、郎官之勒貸、駭然莫甚。此若不禁、民何以聊生乎。令備辺司、随聞草記、依律竄配』」(『哲宗実録』哲宗4(1853)年4月5日)

51)金汶根・金炳国・金炳学・金輔根・金泳根・金炳喬・金炳徳・金炳湜の8人である。(各年度の1月1日付の備辺司堂上の名簿である。以下同一)

52)金汶根・金炳冀・金炳国・金輔根・金炳喬・金炳徳・金炳雲の7人である

53)金汶根・金炳冀・金炳国・金泳根・金輔根・金炳喬・金炳徳・金炳湜・金炳弼の9人である

54)金汶根・金炳冀・金炳国・金炳学・金泳根・金輔根・金大根・金炳喬・金應根・金炳徳・金炳湜・金應均・金炳弼の13人である

55)哲宗代(1849年～1863年)における備辺司堂上の総数68名の中、安東金氏が12名を占めて、17.6%の比率を表している。これは、延安李氏5名、大丘徐氏5名、豊山洪氏4名、全州李氏3名、東萊鄭氏3名、豊壌趙氏3名、南陽洪氏3名、慶州李氏3名、宜寧南氏3名、その他の姓氏からは一人や二人が出されていたことに比べれば、圧倒的に多い数値である　－　安外順「大院君執政期人事政策と支配勢力の性格」(『東洋古典研究』1、1993)、p144参照

第二節　高宗即位の状況

1　高宗の即位

高宗は12才で、後嗣なく死去した哲宗の後を継いで即位した。19世紀における王位の継承過程を検討した洪順敏の璿源研究[56]によると、高宗の家系は、荘献世子 → 恩信君 → 南延君 → 興宣君 → 高宗となっている。英祖の第二子であった荘献世子(1735～1762)[57]と恵慶宮洪氏との間に生まれた息子が正祖であり、宮女との間で生まれた息子の内、三男が恩信君であった。恩信君は17才で死んで後嗣がいなかったため、16代仁祖の第三子・麟坪大君の6代孫であった李寀重を後嗣に指名したうえで、名を球に改めて、南延君の君号を与えて恩信君の後を継がせた[58]。

朝鮮では原則的に王族が官職に就くのは不可であったが、君主から5代以上、すなわち璿派人になれば、一般両班と同じ手続きで政界に進出することができた[59]。このような状況で、南延君の家系において、彼の実の祖父の鎮翼が進士となって参判に昇り、生父の秉源が生員となっていたのは、南延君の実家が君主になりうる大統の系譜から外れて、単に王家の後孫、すなわち璿派になったことを意味していた。しかし、南延君が荘献世子の息子である恩信君の養子に迎えられたことによって、南延君の家系は再び英祖の直系後孫として登場した。こうした南延君の息子が興宣君(1820～1898)[60]であり、その息子が第26代の君主となる命福であった。

高宗の即位については様々な説があるが、当時生存していた王族の中で君主と最も近い親族が南延君の息子の興寅君(1815～1882)[61]と興宣君であったことは間違いない。これは、1819

---

56)洪順敏「朝鮮後期王室の構成と璿源録」(『韓国文化』11、ソウル大学韓国文化研究所、1990)、「19世紀における王位の継承過程と正統性」(『国史館論叢』40、1992)

57)英祖の第二子で義理の兄であった孝章世子(後で真宗として追尊。1719～1728)が10才に死んだため、世子に封じられた。英祖によって櫃に監禁されてその中で死んだ。息子の正祖が1777(正祖1)年に荘献と上諡し、1899(光武3)年に荘祖に追尊された

58)「禮曹啓言、『恩信君立後事、令判敦寧府事李彦植、聚會三家門長、同議擇定。以仁祖大王第三男麟坪大君濬五代孫生員秉源、第二子幼學寀重、指名呈單矣。請依例立案成給、改名球。付南延君』」(『純祖實錄』純祖15(1815)年12月19日)

59)それは君主の近親が官職に就いて政治に影響力を行使して君権を侵害する余地を未然に防止するためであった。『経国大典』によると、「承襲職は父が死亡した後に授与し、親尽すれば文武官子孫の例によって官職に就くことができる」となっている。ここで、「親尽」というのは、国王の代から4代を越えたことを意味しており、君主の玄孫代までは宗親として君・正・守・令などに封じられ、宗親府で活動した。しかし、5代孫以後からは一般両班と同じく様々な官職に就くことが可能であった -『大典会通』巻之一「正一品衙門 宗親府」

60)名は昰応、字は時伯、号は石坡であり南延君球の四子である。彼の二子である命福が朝鮮26代の王位に就いたことによって、興宣大院君に封じられた。神貞王后の垂簾同聴政下で政治的な立地を拡大しはじめ、徐々に国政の運営権を掌握していった。朝鮮時代において大院君に立てられた人物は四名であるが ― 徳興大院君(宣祖父)・定遠大院君(仁祖父)・全渓大院君(哲宗父)、そして興宣大院君である ―、生存中に大院君に封爵されたのは興宣大院君のみであり、一般的に大院君と言えば興宣大院君を指している。以降は大院君として略す

61)名は最応。南延君の第三子であり興宣大院君の昰応の兄。1865(高宗2)年の景福宮重建の時、営建都監提調となった。1873年大院君の失脚とともに高宗によって本格的に登用され、扈衛大将・左議政を経て1878年領議

年に純祖が王世子の冠礼を準備しながら下した教旨の内容から窺うことができるが、当時純祖は、「近来は宗班が凋残し、ただ南延君一人がいるのみであるが、彼が喪中であるため、王世子の冠礼に必要な主人の役割を担当することができない」と述べ、王室の近親が南延君しかいないことを示した62)。また、この大礼の他にも国家に宗班がいないのは大きな欠典であると強調し、宗親の疲弊が深刻な状況に至っていると慨嘆した。このような純祖の話からは、普段王室の勢力基盤となる宗親勢力の弱体化と、それに対する純祖の懸念、かつ南延君が唯一の近親であったことが読み取れる。

南延君の家系が王族の一番の近親であったことは、哲宗3(1852)年における副校理金永秀の上疏の内容にも表れている。彼は、宦官や宗臣が規制もなく君主に接近して君主の志を紊乱させて政治を擅断する弊害を阻止しなければならないと求めるなか、純祖と最も近い宗親であった南延君はみだりに出入をしていなかったことについて次のように論じた。

> 南延君球は、純考(純祖)の至切な懿親であったけれども時節の慶賀の以外は常無く出入りすることができませんでした。近来一二の宗臣が毎日のように頻繁に起居するのは何を根拠にしてそうしているのでしょうか。前には南延君が敢えてなさなかったことであり、後には興寅君と興宣君もなさないことであるのに、一二の宗臣がどうしてそのようにするのでしょうか。伏して願いますに、宦妾は一に我が家法によって操制し、宗親の起居は一に南延君・興寅君・興宣君を基準とすることを願います63)

金永秀は興寅君と興宣君の例を取りあげて、純祖と最も近い親戚も宮殿出入りを厳粛にしていると力説し、奸臣が君主に容易に接近できるルートを遮断すべきであると唱えた。ここで注目される点は、故南延君をはじめ、彼の息子である興寅君と興宣君が、当時の大統に近接の宗親であったことと、彼らが宗親の中でも模範的な存在であったことである。特に、李夏銓が1862年反逆の罪で死んだ後、君主になる可能性のある王族は南延君系の興寅君・興宣君と、その後孫に限られていた。

このような状況の中で、興宣君の第二子である命福を後継の君主に指名した人は大王大妃の

政になった。1880年新設された統理機務衙門の総理大臣になって高宗の開化政策を補佐した。その後、儒林の上疏によって辞任し、領敦寧府事と広州留守を歴任した。高宗の親政体制の構築と開化政策の推進に同調して、高宗の統治権確保に助力していたが、1882年の壬午軍乱の時、乱軍によって殺害された

62)「敎曰、『冠禮時當有主人。而近年以來、宗班凋落無餘、只有南延一人。而又遭艱、不可擬議。主人、卽不可廢之大禮節也、何以則爲宜乎。昔年嘗有代近宗班、封爵代數延定之議、予亦承聆。而御極後、亦嘗有此議、訖未有定論矣。今此大禮之外、國家之無宗班、亦是大欠典。若依此爲之、則何如乎。此係非常之邦典、時原任大臣禮堂館閣諸臣、各陳意見、博議以聞』」(『純祖實錄』純祖19(1819)年1月16日)

63)「副校理金永秀疏略曰、『且若宗臣承候自、有定例。雖以故南延君、球之於純考、爲至切之懿親、而時節慶賀之外、不得無常出入。挽近一二宗臣、每日次輒事起居卽亦何據而然也。前則南延君之所不敢爲、後則興寅、興宣之所不得爲。此一二宗臣、何爲而乃爾也。伏願宦妾則一以我家法操制之、宗親起居則一以南延、興寅、興宣爲率』」(『哲宗實錄』哲宗3(1852)年7月10日)

神貞王后[64]であった。彼女は哲宗が崩御した1863年12月8日の当日、時任大臣と原任大臣を重熙堂で召見し、高宗を後継者として決定したが、当時の神貞王后と大臣がどのように高宗を次期君主として推戴していたのかを見てみよう。

大王大妃殿「今国勢の安危が一刻を争うほど急である。それゆえ、諸大臣に宗社の大計を議定してほしい」
鄭元容　「速やかに慈聖の明確な伝旨を下され、即時に策が定められますことを誠に祈っております」
大王大妃殿「興宣君の嫡子の第二子の命福を翼宗大王の大統に入承させることとする」
鄭元容　「諺教を以て書下するのがよろしいでしょう」
(大王大妃殿が簾内から諺教一紙を出して承旨閔致庠が奉覧した。諸大臣が漢文に翻訳したものを読み奏し終わった。注書朴海哲が大王大妃の教を奉じて頒布した)
大王大妃殿　…「興宣君の第二子の爵号は翼成君として下批[単一の候補をもって定める]する」
金左根　「翼成君の年歳は今いくつでしょうか」
大王大妃殿「十余歳ぐらいでしょう」…
金左根　「主上が幼い年齢で王座に就いた時には、従来から垂簾同聴政の典礼がありました。今回もまた例によって(垂簾同聴政を)用意するのがいかがでしょうか」
大王大妃殿「未亡人としてどうしてそういうことを担当できるだろうか。しかし、今日の国勢が孤立で危険で朝夕(一日)を保つことができないようであるため、他のことに迷う暇はない。ただ勉めて従うのみである」[65]

この会話では、高宗が君主になった経緯が簡単にしか提示されていないが、いくつか注目すべき点がある。第一に、高宗を君主として指名した人が神貞王后であり、それも会議の開催前にすでに決められていた。神貞王后は諸大臣の意見を請うため会議を設けたと述べていたが、鄭元容が神貞王后の決定に任せると申すやいなや、興宣君の第二子を君主にすると即答した。また、教旨を諺文で下したほうがいいという意見が出るとすぐ諺文で作成された教旨を渡したが、

64)翼宗(孝明世子)の妃であり、1819(純祖19)年に世子嬪に封じられた。豊壌趙氏の万永の娘であり、夫が王座に就く前に死んだため、王妃になれなかった。その後、高宗の即位に決定的な役割をして、豊壌趙氏家門の政界進出の拡大を図ったうえ、高宗をして翼宗の大統を継がせて自らの垂簾同聴政の基盤を造成した

65)大王大妃殿召見時原任大臣于重熙堂　領府事　鄭元容　判府事　金興根　領議政　金左根「大王大妃殿曰、『見今國勢之安危、時刻爲急、故請諸大臣議定宗社大計矣』。元容等曰、『亟降慈聖明旨、卽爲定策、千萬顒祝矣』。大王大妃殿曰、『興宣君嫡已第二子命福、入承翼宗大王大統』。元容曰、『以諺教書下恐好矣』。大王大妃殿、自簾內、出諺教一紙。承旨閔致庠奉覽、諸大臣因翻眞讀奏訖、注書朴海哲奉出頒布。…大王大妃殿曰、『興宣君第二子爵號以翼成君、下批矣』。左根曰、『翼成君年歳今爲幾何』。大王大妃殿曰、『可爲十與歳矣』。…左根曰、『主上沖齡嗣位、則曾有垂簾同聽政之典禮。今番亦依例磨鍊何如』。大王大妃殿曰、『未亡人豈忍爲此而今日國勢孤危、若不保朝夕不遑他顧第當勉從矣』」(『日省錄』1863(哲宗14)年12月8日)

このような点から、神貞王后がすでに興宣君の息子を次期君主として決めておいたことは確かである。これは、以前の純元王后が哲宗を次期君主に指名した時と同じであり66)、神貞王后は純元王后の例を模倣して、会議で大臣らの意見を聞くという形式的な提案と手続を経て、事前に決めておいた高宗の即位を公式的に宣言したのであった。

第二に、興宣君に19才の長男李載冕がいたにもかかわらず、年少の次男が王位継承者として指名されたのは、君主に対する保護・輔導という外戚、あるいは周辺政治勢力の政権掌握の名分を持続させるためであった。この召見では、幼い君主が即位すれば垂簾同聴政が行われる典例があると主張され、即時に神貞王后の垂簾同聴政が定められたが、ここから年少の次男を採択した理由が読み取れる。言い換えると、神貞王后と高宗の推戴勢力は、依然として外戚主導の国政運営を図ろうとしたため、統制しやすい人物、または保護が要される人物を推戴する必要があり、このような条件を充足させる最適の人物として興宣君の第二子である命福を選択したのであった。とはいえ、金左根が高宗の年齢を聞いており、神貞王后も10余才であろうと答えた点から、双方とも高宗に対する詳しい情報は持っていなかったと判断される。

第三に、神貞王后は、純元王后が哲宗を純祖の養子に入籍させて純祖の大統を継がせて、翼宗と憲宗につながる大統を否定しようとしたことと同じく、高宗を以て哲宗ではなく翼宗の養子に入籍させて大統を継がせた。これは、高宗即位以後の垂簾同聴政の行使や君主を輔導する勢力の決定がかかっている重大な事項であった。実際、高宗は翼宗と哲宗の子にあたる世代として憲宗とは同列であったため、高宗による哲宗の大統と系統の両方の継承が原則と論理に最もふさわしいことであった。しかし、高宗が哲宗の後を継ぐようになれば、高宗に対する垂簾同聴政の資格は哲宗の王妃である哲仁王后金氏に委任され、安東金氏の勢道の持続が予想された。したがって、神貞王后は自分の垂簾同聴政の権利を獲得して豊壌趙氏一門の政治的活動の幅を広げるため、哲宗の即位時、純元王后が哲宗を憲宗ではない純祖の大統を継がせて、垂簾同聴政を行使した例に倣って、高宗を自分の養子として入籍させて翼宗の代を継がせる方法を取ったのであった。要するに、このような手続きは、神貞王后の垂簾同聴政が可能な論理を提供し、外戚として安東金氏の代りに豊壌趙氏の権威を伸長させようとする企図であったと言える。

このように、哲宗の死去の際に行われた次期君主継承者に関する会合は、元々君主継承の決定権が神貞王后にあったため簡単に終わり、ここで決まった内容は高宗の即位と翼宗の大統の継承、そして神貞王后の垂簾同聴政の実施のみであった。その後、1863年12月13日、高宗の即位儀式と神貞王后の垂簾同聴政の儀礼が行われ、高宗は正式後継者過程である世子を経ないまま王座に就いた。当時高宗は12才の少年であり、基本的な帝王教育を受けていない状態であった。

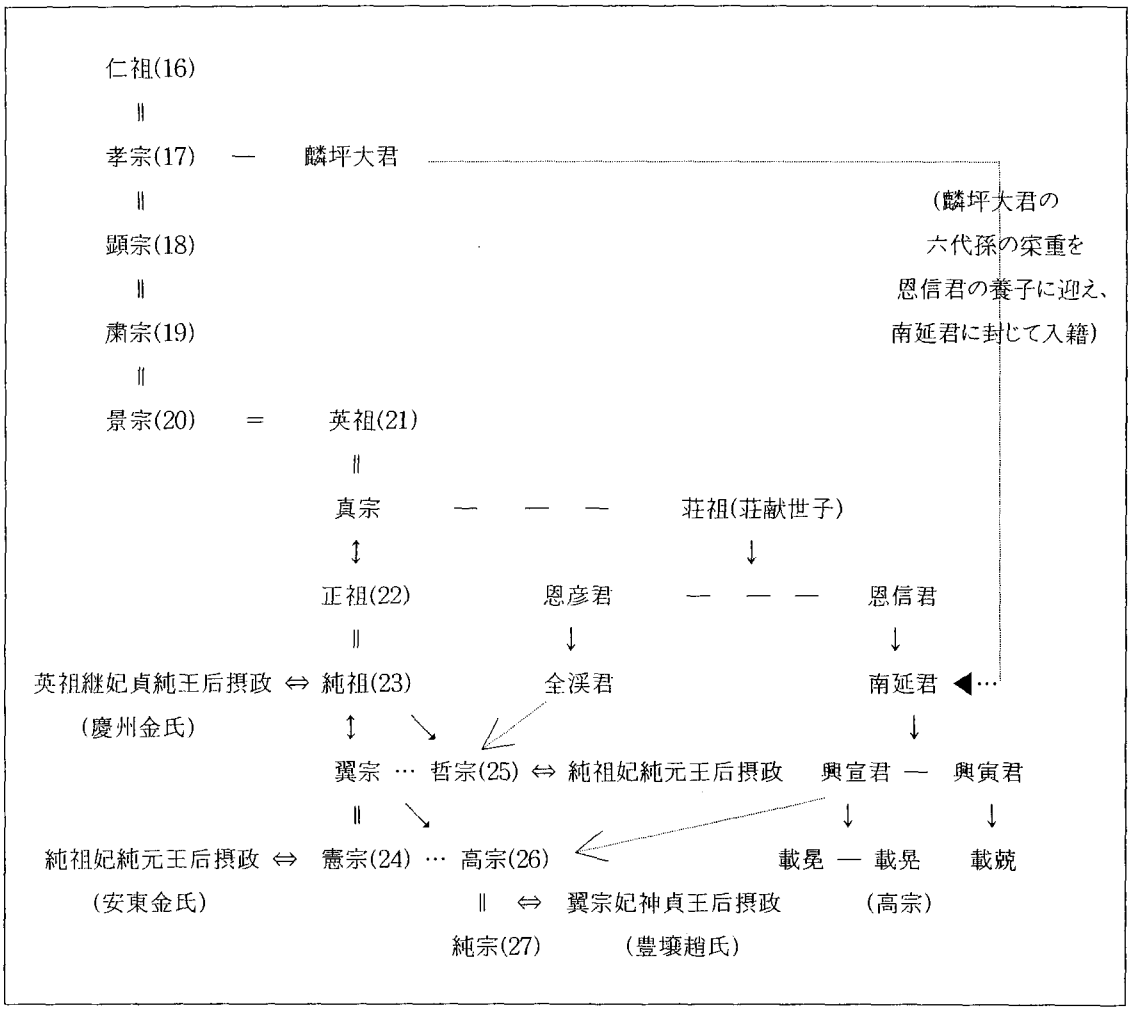
---

66)『憲宗實録』憲宗15(1849)年6月6日の記事を参照

このような高宗の大統と系統の継承を図として表したのが、≪表１≫である。

≪表1≫　高宗の大統と系統の系譜

[凡例]（　）は王代数、「‖」は王室の大統、「↓」は王室の系統、「⇔」は即位初期の摂政関係、「↙・↘」は王室系統の維持のための養子、「—」は親兄弟関係、「＝」は兄弟による大統継承、「⟶」は親父子関係、「↕」は以後に追尊された君主、「…」王室系統上の兄弟関係、を表す



1863年12月8日、高宗が翼宗を継承するという簡単な教旨があった後、具体的な内容が提示されたのは同年12月30日のことであった。神貞王后は、以前の12月22日、高宗の大統継承に対する祝文の作成について意見を集約するように命令を下していたが[67]、それに対して各大臣や儒臣などが意見を提示したのは12月30日であった。ここで意見を上奏した人は、領府事鄭元容、判府事金興根、領議政金左根、左議政趙斗淳の四人のみであり、他の儒臣・館閣堂上・在外儒賢らはみな答えることを控えた[68]。四人の意見は、≪表2≫にまとめたが、≪表2≫

67)「大王大妃殿教曰、祝式収議。使之斯速収入事、分付」(『日省録』1863(高宗即位) 12 22)

≪表2≫　高宗の即位手続きにおける祝式内容の設定をめぐる時原任議政の論議

[凡例]「皇」は死去した祖先を尊んで付ける単語である。

「皇考」は父、「皇兄」は兄、「皇叔考」は叔父、「皇伯考」は伯父、「皇伯祖考」は祖父の兄、「孝侄」は甥、「従子」は甥、「哀従子」は哀れな甥、「孝従子」は甥、「孝嗣」は弟。

＊ は、高宗が翼宗を皇考と称するという意味である

＊＊ は、高宗が憲宗を皇兄と称するという意味である

内容 提示者	翼宗以前の祝式	憲宗室祝式	孝顕王后位	哲宗の呼称 （理由）	高宗が自分を言う呼称(理由)	比較(理由)
領府事 鄭元容	憲宗時の例を遵守 ＊	哲宗時の翼宗室の例を遵守 ＊＊	皇嫂と称する (英祖の端懿王后に対する例を遵守)	皇叔考と称する (成宗が徳宗に皇伯考と称した例に従う)	従子と称する (正祖が景宗に従孫と称した例に従う)	3年内には哀従子と称し、3年後は孝従子と称する (英祖の例に従う)
判府事 金興根	同上	同上	同上	皇叔考と称する (成宗が徳宗に皇伯考、英祖が景宗に皇兄、正廟が景宗に皇伯祖考と称した例に従う)	孝侄と称する	従子・哀従子・孝従子と称するのは先例にないため、呼んではならない
領議政 金左根	同上	翼宗を皇考と称し、憲宗を皇兄と称する	同上	皇叔考と称する (粛宗が仁祖に皇伯曾祖考、英祖が景宗に孝弟と称した例に従う)	3年内には哀従子、3年後は孝従子と称する	同上
左議政 趙斗淳	同上	同上	同上	皇叔考と称する (正宗が景宗を皇伯祖考と称した例に従う)	従子と称する	同上(明宗が仁宗に孤弟、英宗が景宗に孝嗣と称した例に従う)

68)啓言因臣曹草記、「今此嗣位後宗廟祝式魂殿祝式、当為磨鍊。而於英宗正宗純祖翼宗憲宗大行大王属称、臣曹不敢擅便、問議于時原任大臣儒臣館閣堂上在外儒賢、処之事允下矣。発遣郎庁収議、則領府事鄭元容以為、『翼宗室以上祝式、当遵憲宗時而行之。憲宗室祝式、当遵大行朝於翼宗室而行之。孝顕王后位、当遵英宗於端懿王后位、称皇嫂而行之。大行大王属称、当遵成宗之於徳宗室称皇伯考、而今称皇叔考。嗣王所称、当遵正宗之於景宗室称従孫、今称為従子三年内称哀、三年後称孝、当遵英宗朝定行之文。恐合従先』。

判府事金興根以為、『今此祝式翼廟以上、則一遵憲宗朝所称。憲宗室則当如大行朝於翼廟所称、孝顕王后位則又当如英廟於端懿王后位所称、而大行位則雖無近例、謹按国朝故事、成廟於徳考、称「皇伯考」、称「孝姪」、英廟於景廟、称「皇兄」、称「哀嗣孝弟」、而正廟丙申以後、則称「皇伯祖考」、称「従孫」。今於大行位、書以「皇叔考」、称以「孝姪」、允合於従先之義。然正廟丙申、不遵「曾姪孫」之例、而称以「従孫」、似因姪義之不古而不用。今若以「従子」字、代「姪」字、称「哀従子」、「孝従子」於禫祭前後、則恐合於「従孫」之称、亦無違於姪弟称「哀」、「孝」之先制、而典礼至重、不敢臆対』。

領議政金左根以為、『今此祝式、翼宗室以上、則当一遵憲宗大王時所用、而今殿下於翼考、当曰「皇考」、曰「孝子」、於憲宗室、当曰「皇兄」、孝顕王后位、当曰「皇嫂」、而並称「孝嗣」、於大行大王属称、無古例的拠、而粛廟朝称仁宗為皇伯曾祖考、英廟之於景廟曰「孝弟」。今称為「皇叔考」、而殿下於禫前曰「哀従子」、禫後曰「孝従子」、容可為従先倣古之義、而貿昧之極、不敢質対』。

左議政趙斗淳以為、『殿下嗣位後、太廟祝式、翼宗室以上、当如憲宗朝甲午以後。憲宗室又当如大行朝時翼廟位所称、孝顕王后位、当遵英廟於端懿王后位所称、而大行位祝式、溯考旁照、以及於我家礼攸行、則正宗朝丙申以後、於景廟曰「皇伯祖考」、而称「従孫」。今於大行位似当依倫序、而曰「皇叔考」而称「従子」、恐合従先之義、而従子上不容無称、明宗於仁宗、称「孤弟」、英宗於景宗、称「孝嗣」。宋真宗時、称太祖為「皇伯考」、称太宗為「皇考」。而並称「孝子」。今若拠此為遵、禫前曰「哀」、禫後曰「孝」、或不有違於述先倣古之義歟。典礼至重、不敢臆対。惟願博詢而裁定焉云』。儒臣、館閣堂上、在外儒賢、皆以不敢臆対云」(『日省録』1863(高宗即位年) 12　30、礼曹以在外儒賢大臣儒臣館閣堂上収議啓)

で表れているように、四人の意見に大きな違いは見えない。ただし、高宗に翼宗の大統を継がせるため、哲宗が純祖の養子となって純祖を以て皇考と、翼宗を以て皇兄と称した例[69]が強調されており、高宗の哲宗に対する呼称の問題が提起された。大臣らはこの問題を解決するため、元々王統の行列上において翼宗と同列であった哲宗を彼の弟として扱って、高宗が皇叔考と称するべきであり、自分自身に対しては従子、あるいは孝侄と称した方がいいと論じた。

このような大臣らの意見を受け入れて、同日、神貞王后は次のような伝教を下した。

> 先日は(哲宗の)崩御で慌しく、新旧の悲しみ嘆きが心の中にいっぱいで、詳細に下諭することができなかった。嗚呼、なお言うに忍びないことである。己酉(1849)の(憲宗の)崩御の日、憲宗に後嗣がなく、翼廟に第二子がいなかったため、全国の臣民が号泣してどうすればいいのか分からなかったが、幸いに大行大王(哲宗)が入って大統を継承して国の命運が持続するようになった。しかし、思いかけず、今日(12月8日の哲宗の死去)、再び己酉年の悲しみ(憲宗の死去を指す)に会った。…(新たな君主の)決定の伝教の中では、先に大倫を定めたのである。大統というのは大倫を言うのである。若し、伝国の大統を論じようとするならば、正祖・純祖・翼宗・憲宗の四廟の大統が大行大王に伝わって主上がそれを承けたのであるため、どうして弐統の疑いがあるだろうか。百世が過ぎた後も、皆が当然予のこの心を諒解するだろう。(高宗が)翼宗には皇考(父上)と称して(自分は)孝子と称し、憲宗は皇兄と称して(自分は)孝嗣と称して、大行大王には皇叔考(叔父)と称し、三年内には(自分を)哀従子と称して三年後には(自分を)孝従子と称するようにせよ[70]

神貞王后は、国の大統が正祖・純祖・翼宗・憲宗・哲宗を経て高宗に伝わったと明示したうえ、高宗を翼宗の養子として大統を継がせることに、弐統になる憂慮がないと強調し、哲宗に引き続いて君主に即位しながら翼宗を継承することに伴う疑問を払拭させようとした。神貞王后の論理によると、高宗は翼宗の養子に入籍されて翼宗の王統を受けて、正祖・純祖・翼宗・憲宗・哲宗の大統を継ぐようになるが、これは、以前純元王后が哲宗の系統を定める時に利用した論理であった。こうして、哲宗の即位時の前例がそのまま高宗に適用された結果、高宗の大

---

69)『哲宗実録』哲宗即位(1849)年7月12日 - ここで、政府大臣らは、純祖を皇考に、翼宗を皇兄に称し、憲宗には「但称」の前例を用いて、親属関係の呼称を付けないようにする意見を提示した

70)「大王大妃教曰、『向日崩迫蒼黄之際、新旧慟冤、弸塞于中、未及詳諭矣。嗚呼、尚忍言哉。当己酉崩坼之日、憲宗無嗣、翼廟無第二子、挙国臣民、号泣罔極。天幸大行大王、入承大統、迓続邦命。不意当日、再遭己酉之慟、則未亡人之情理、即挙国臣民之情理也。挙国臣民之情理、即未亡人之情理也。欲因没世不忘之群情、重固旧邦維新之大命。所以定策伝教中、先定大倫。其曰大統云者、大倫之謂也。若論伝国之統、則正純翼憲四廟之統、伝至于大行大王、而主上承之、豈有弐統之疑哉。百世之下、皆当諒予此心矣。其於翼宗、称皇考称孝子、於憲宗称皇兄称孝嗣、於大行大王、称皇叔考。三年内、称哀従子。三年後、称孝従子』」(『日省録』1863(高宗即位) 12 30、大王大妃殿以宗廟魂殿祝式下教) - こうして下された高宗の「大倫之統」の伝教は、翼宗外戚の豊壌趙氏と哲宗外戚の安東金氏勢力の双方とも理解して共存できる妥協案であった

統継承の問題は特別な反論もなく決着するようになった。この時の神貞王后の決定について黄玹は『梅泉野録』で次のように叙述している。

> 哲宗の喪に会い、神貞王后は王大妃殿の権を以て軍国の事を処理し、今上の迎立の方策について議した。その時、趙斗淳が院相として伝旨を書いた。当初「興宣君の第二子某を哲宗大王大統として入承する」と署すべきところであったが、神貞が声を厲して「入承翼宗大王大統」と書くように命じた。斗淳は敢えてその意に逆らうことができなかった。哲宗をつぐことにすれば、則ち大妃金氏がまさに垂簾することになる。翼宗をつぐことにすれば、垂簾は自分が行うことになるためである。哲宗が立った時、翼宗の大統をつぐのが当然であったが、純元王后が政治をとることを欲し、遂に純祖大王の大統を継ぐようにする伝旨を下したが、神貞はこれに倣ったのである[71]

黄玹が述べているように、神貞王后は純元王后が垂簾同聴政を行った前例を用い、高宗を自分の夫である翼宗の大統を継がせることにして、自らの垂簾同聴政を正当化していた。

このように、高宗は神貞王后の決定によって王座に就いた。朝鮮において先王の嫡長子として順調に君主になった人物は多くないが[72]、傍系王族として王座を継承した人物は宣祖(14代)・仁祖(16代)・哲宗(25代)、そして高宗しかいない[73]。実際、朝鮮の王位継承過程は、ほぼ毎回当時の政治勢力の利害関係が絡み合って展開していたが、傍系王族を君主に推戴する場合には、その政争が更に複雑で熾烈に行われていた。これは、君主が自分を後押しした特定政治勢力と協調して国政を運営せざるを得ない、すなわち、自分を推戴した勢力を排除・除去することが容易ではない状況を表していたと言える。

2　大院君の登場

高宗の即位過程において、最も多大な影響を及ぼした人物は大院君であった[74]。哲宗代に

---

71)「神貞王后の伝旨」「哲宗之喪、神貞王后以王大妃殿権、処分軍国事、方議迎立今上。時趙斗淳以院相、書伝旨、当署以興宣君第二子某入承哲宗大王大統。而神貞厲声曰、『以入承翼宗大王大統書之』。斗淳不敢違其意、以承哲宗、則大妃金氏当垂簾、而承翼宗、則垂簾在已故也。初哲宗之立也、当承翼宗之統。而純元王后欲自臨朝、遂命伝旨以入承純祖大王大統、蓋神貞有所受之也」(黄玹『梅泉野録』、p9) - 新しい君主の選定についての噂は、黄玹の『梅泉野録』に詳しい内容が出ており、高宗の大統継承問題が非常に敏感な政治的な問題であったことを表している

72)この例に当る君主は、文宗・端宗・燕山君・仁宗・顕宗・粛宗の七名であり、この中の端宗・燕山君は君主としての地位を、途中で廃された

73)宣祖と仁祖は、祖父が君主であり、哲宗は英祖の息子で正祖の父である荘献世子の曾孫である。高宗の家系のように、一旦、璿派になってから祖父が王室の養子に入籍されて再び王族になったケースはない

74)高宗の即位において大院君と神貞王后との間で密約があったという説に具体的な証拠はないが、高宗即位前後の成行きから推測して、双方との間に一種の合意があったのは確かであろう - 黄玹『梅泉野録』、p2、菊池謙譲『韓国近代外交史』(1910)、p7、同『近代朝鮮史』上(1937)、p68、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』

君主の最近親が興寅君と大院君の兄弟であったのは前述したとおりであるが、興寅君には7才になる息子の載兢(1857～1881)が、大院君には長男で19才の載冕(1845～1912)[75]と次男の載晃(命福)がいた。これは、彼らが皆王位継承序列上の同一行列であり、必ずしも載晃が王に指名されるとは限らなかったことを意味している。このような状況の中で高宗が即位できたのは、父親である大院君が決定的な役割を果したためであった。

大院君家系が王族として注目されるようになったのは、1815(純祖15)年頃からであった。当時南延君は君に封じられて純祖に謁見した後、王室冠礼や葬礼の主管と、王室の陵園の保護を担当し、宗親としての活動を始めた[76]。そして、父親である南延君に引き続き彼の息子らは1841年から43年頃にわたって、宗室の業務を担当する主体として登場した。大院君は1843(憲宗9)年に興宣君に封じられたうえ[77]、1847(憲宗13)年には宗親府[78]有司堂上になった[79]。彼は、長年間宗親府の業務を主管し、それまで単に礼遇次元から名目を維持するに過ぎなかった宗親府の地位の伸長に力を注いだ[80]。特に、哲宗代に入っては、従来宗簿寺が担当していた『璿源譜略』の修補の主導権を宗親府へ移譲しようと試みるなど[81]、興宣君は宗親府の役割増大を通じて宗親の地位を強化しようとした。

大院君の神貞王后との交流は、1857(哲宗8)年純元王后の死去によって本格化するようになった。安東金氏であり二回も垂簾同聴政を行った純元王后が死ぬと、王室の最高の地位にあがった豊壌趙氏の神貞王后は、これをきっかけに自らの政治的影響力を拡大しようとした。この時、大院君は宗親という地位を利用して神貞王后に接近し、神貞王后の勢力の強化に協力することを約束し、自分との政治的提携を唱えた。実際、大院君は妻族を通じて豊壌趙氏一門のみならず、慶州金氏や安東権氏とも親族関係を持っており[82]、神貞王后にとっては大院君が有

上(1940)、p24

75)高宗の実兄。1864(高宗1)年に文科庭試に合格してから奎章閣待教と芸文館検閲を経て吏曹参議・吏曹参判・刑曹判書・兵曹判書を歴任した。1881年禁衛大将となり1882年の壬午軍乱の時には武衛大将として事態の収拾し、戸曹判書・宣恵庁堂上・三軍府知事・訓鍊大将・御営大将などにも任じた。1884年の甲申政変の時は左賛成と左右参賛を兼任し、1894年の甲午改革以後の第一次の金弘集内閣では宮内府大臣を歴任した。文武の多様な官職を経ながら高宗の統治活動の遂行に助力した

76)『純祖実録』純祖15年12月20日、21年3月9日、23年3月11日、25年6月11日、34年11月23日 - 南延君は1828年進賀正使に抜擢され清に派遣されており、1829年孝明世子が王権強化の一環として行った英祖・真宗・正祖の御筆の刊印作業を担当した

77)『宗親府謄錄』憲宗9年8月

78)名目上格の最も高い正一品衙門である。宗親府の活動は、政治問題を排除した王室と関連した分野に限られていたが、これは宗親の政治的介入を阻止するためであった。大院君は、宗簿寺を宗親府に所属させることを以て、宗親府の役割と地位を強化させて、王室の威厳と基盤を堅固にしようとした。『大典会通』によると、宗親府の任務は、歴代国王の御譜と御真の保管、国王と王妃の衣服の管理、そして璿源諸派の統括、となっている - 『大典会通』巻之一 吏典

79)『宗親府謄錄』憲宗13年2月11日・5月25日

80)延甲洙「大院君執政の性格と権力構造の変化」(『韓国史論』27、1992)、南美恵「大院君執権期宗親府振興策の性格」(『同大史学』1、1995)、金炳佑『大院君の統治政策』(혜안、2006)

81)『宗親府謄録』哲宗8年1月 - このことで大院君は宗簿寺や安東金氏の牽制によって有司堂上から免職されたが、安東金氏勢力の牽制と宗親の政治的立場を顧慮した哲宗によって再任命された。また、そこには神貞王后の背後からの影響力が作用していたという - 金炳佑『大院君の統治政策』、p69

力な支持基盤として注目されたと考えられる。このように、政権掌握のために互いの力が必要であったため、神貞王后と大院君の密約関係が成り立つことができた。

その上、大院君は、政界と宗親との間の紛争を調整しながら政治的地位を高めていた。1859(哲宗10)年、哲宗即位以後に憲宗の廟薦問題をめぐって行われた政権争いから敗北して流配中であった権敦仁が再び弾劾されて流配地が変更された[83]。これは、安東金氏による反外戚への政治的弾圧が依然として持続していたことを意味する事件であった[84]。このように、安東金氏の独占的な政治運営が続くなか[85]、1860(哲宗11)年11月に宗親の慶平君が安東金氏の権力掌握と弊害について公開的に批判したことは、彼の爵号の還収と豊渓君[86]の養子としての資格の剥奪[87]に止まらず、政界に大きな物議を醸し出した[88]。慶平君問題は、王室と宗親に再び豊渓君の入后(養子)を決定しなければならない課題を生じさせたうえ、宗親が政治運営に介入したと見做され、宗親と安東金氏の間、または宗親と官僚との間の論争の原因となり、宗親

---

82)大院君は、豊壌趙氏の趙墩・趙鎮完などと妻族(妻の親族)関係を持っていた(大院君の妻族関係については、金明淑の『19世紀政治論研究』のp206の<図2>を参考した)。反外戚勢力として流配された慶州金氏の金正喜は大院君の8寸であり、師でもあった。このような血縁関係から、大院君は反安東金氏勢力と容易に結託することができた。また、大院君と金正喜・権敦仁との間で親密な関係があったことは、金正喜の作品である「芝蘭並盆」に大院君と権敦仁の跋文が共に書かれており、「芝蘭」の意味が親密な交友関係を意味していることから、間違いないと思う。

83)「大司諫李鼎信上疏辭職仍請權敦仁嚴勘倖逭之罪賜批」(『日省錄』哲宗10(1859)年1月5日)、「兩司聯箚請權敦仁亟降處分賜批。大司憲李裕元、司諫丁載榮、掌令李後善、李赫準、獻納趙雲周」「玉堂聯箚請權敦仁亟準臺閣之請賜批。副應教李九翼、校理洪承裕、副校理鄭海崙、修撰姜長煥、副修撰成彝鎬」(『日省錄』哲宗10(1859)年1月6日)、「正言趙用夏上疏請權敦仁施以當律賜批」「正言沈履澤上疏辭職仍請權敦仁亟降處分賜批」「命判府事權敦仁、連山縣中途付處」(『日省錄』哲宗10(1859)年1月7日)

84)哲宗の即位後、辞退を意を繰り返し表明していた権敦仁は、哲宗2年に罷免・流配されたうえ、1852年9月に罪人の名簿から除外され、1856年2月と5月に哲宗からの政界復帰への要求があったが、断っていた。その後、1859年1月に再び君主の慈悲によって許されたにもかかわらず、依然として不純な志を持っていると弾劾され、連山県に中途付処され、同年4月に死去した。結局、権敦仁は、哲宗が彼を政界に復帰させようとしていたため、持続的に安東金氏勢力の監視を受けていたあげく、再び弾劾・移配されて死んだのであった

85)権敦仁が再び弾劾される1859(哲宗10)年1月に政界が、領議政金左根、戸曹判書金炳冀、兵曹判書金炳学、工曹判書金炳国、判義禁府事金大根、漢城府判尹金炳喬など、安東金氏の一色であったことはすでに説明したとおりである。彼ら安東金氏は、備辺司堂上を兼任しながら政府の要職を交代に担当していた

86)正祖の義理の兄弟である恩彦君の息子。哲宗の父親である全渓大院君の兄。後嗣がいなかったため養子を迎えて「晧」に改名して慶平君に封じた。慶平君は哲宗の従弟に当たる

87)「命豊渓君立后、亟令択定、慶平爵号即為還収」(『日省録』哲宗11(1860)年11月4日)

88)これは安東金氏の勢道に対する反論が容認できない状況を示していた。そして、慶平君の発言によって、戸曹判書金炳冀、吏曹判書金炳国、領敦寧府事金汶根、判敦寧府事金左根の自引上疏と、慶平君に対する処罰と鞫庁を求める上疏が相次ぐようになった －「大司憲徐戴淳上疏辞職仍陳慶平君晧構誣之変賜批」(『日省録』哲宗11(1860)年11月2日)、「両司聯箚請門黜罪人晧施以島棘之典賜批。大司憲徐戴淳、大司諫鄭冕朝、執義申轍求、司諫趙璟淳、掌令韓容徳・李友燁、持平金元性・尹致和、献納李後善、正言申檀」「玉堂聯箚請門黜罪人晧施以島棘之典賜批。応教徐鶴淳、校理洪必謨、副教理李基鎬・尹相説、修撰南履輪」(『日省録』哲宗11(1860)年11月3日)、「時原任大臣滋箚請罪人晧絶島楛囲絶籍択授賜批。領府事鄭元容、判府事朴晦寿・金興根、左議政趙斗淳」「両司合啓請罪人晧拿鞫得情賜批。大司憲徐戴淳、大司諫鄭冕朝、執義申轍求、司諫趙璟淳、掌令韓容悳・李友燁、持平金元性・尹致和、献納李後善、正言申檀」(『日省録』哲宗11(1860)年11月4日)、「戸曹判書金炳冀、吏曹判書金炳国、聯疏自引賜批」(『日省録』哲宗11(1860)年11月4日)、「領敦寧金汶根上疏自引賜批」(『日省録』哲宗11(1860)年11月5日)

の地位にまで影響を及ぼす事態へ発展した。この時、大院君は豊渓君の入后問題を速やかに処理して、宗親の政治批判による官僚との間の衝突の要因を除去することを以て、宗親と政界の双方の信任を受けるようになった89)。

宗親府で活動しながら、王室・政界・宗親からの信頼を得ていた大院君は、哲宗が病弱で後嗣のない状況の中で、自分の息子を王座に継がせようとする意図を持ち、その計画を着実に進めていった90)。哲宗の死去当日、神貞王后がまるで準備しておいたかのように大院君の第二子の命福を後嗣にして翼宗を継承させると命じたのは、大院君と神貞王后との間で、高宗を次期君主として即位させるという約束が事前に成立していた、すなわち、神貞王后が大院君を政治的パートナーとして選択したことを意味していた。大院君は神貞王后に対する持続的な説得と懐柔を重ねて、彼女を政権獲得の協力者として包摂するのに成功していたのであった。また、哲宗は生時、高宗を以て後嗣としようと思っていたが91)、これは王室と宗親の権威強化のため努力していた大院君に対する哲宗の信頼が作用した結果であった。そこに安東金氏まで同調したのは、大院君が安東金氏勢力と円満な関係を維持して、彼らの警戒心の緩和に力を注いでいた証拠であると言える。

このように、高宗は、傍系王族として神貞王后と大院君の間における権力掌握に対する合意や、安東金氏をはじめとする諸政治勢力の協調、あるいは黙認のうえで即位した。そして、高宗は即位後、父親が生存しているという — 朝鮮建国初期における譲位を除く — 前代未聞の状況に置かれるようになった。これは、興宣君を君主にした方がいいという意見が出される原因となったうえ92)、高宗の即位直後から興宣大院君の待遇問題に対する議論を引き起こした。大院君の処遇問題は、高宗の即位儀式が挙行された当日、神貞王后と大臣との間で議論されたが、次の会話からは国初以来のはじめての出来事に対する双方の意見の差異を窺うことができる。

大王大妃「大院君に封爵することは国朝で初めてのことである。すべてのことはまさに大君の例によって挙行すべきである。しかし、大院君が固く辞退している。その言葉も怪しむべきでないが、どうすればいいだろうか」

鄭元容　「すべてのことに前例を援引して行えば簡単でしょうが、この例は、前に援くべきものがありません。後で相談して上奏します」

大王大妃「諸大臣が既でに登筵[王の前に侍している]しているのだから、今、議論して定めるのがいいだろう」

金興根　「これは初めてあることであるため、急に決定しがたいことです。そして、内朝と外

89)金炳佑『大院君の統治政策』、pp70～71参照

90)金義煥「新たに見つかった「興宣大院君略伝」」(『史学研究』39、1987)、 pp370～371

91)≪註92≫参照

92)「哲宗薨、無嗣。哲宗嘗属意於今上。故諸金欲援立之。興根曰、『興宣君在、是二君也、二君可得事乎、毋已則直興宣君可耳』」(『梅泉野録』、p2) - 君主に生きている父親がいる場合、二君になるが、二君に仕えることができるのかと、金興根は疑問を呈したのである

朝の体例が甚だに厳重であるため、臣等と大院君が互いに接する時は恐らくないでしょう」

大王大妃「しかし、もしも互いに逢う場合はどうすればいいのか」

金左根　「互いに逢う機会がない以上、礼数をあらかじめ講論する必要はおそらくないと思います」93)

ここでは、神貞王后が大院君を大君の例に依って待遇するべきであると主張したのに反し、大臣は議論する必要があると述べて即答を避けていることが見て取れる。また、直接に大院君に逢う場合に備えて接し方を考案しておくことを求める神貞王后の言に対して、大臣らは逢う機会がないと断じ、大院君の国政関与を否認、あるいは阻止しようとする態度を示した。要するに、彼らは内外朝の体例が厳重に区別されており、内廷の人である大院君が、外朝(政府)と接触することはないと強調し、大院君の政界進出に反対するという意思を明らかにしたのであった。しかし、彼らの意図と予想とは異り、神貞王后は大院君の政治参与を積極的に支持し、とりわけ純元王后の世代に当たる金左根(1797～1869)94)勢力の弱体化を図ったので、結局金左根は高宗が即位してから4ヶ月後の1864年4月18日に辞任せざるを得なくなった。これは、君主の生父の存在が、彼の待遇と国政介入の問題をめぐって政治的論争を引き起こす対象であったことを表している。

その上、高宗に生存している父親の存在は、生父との関係の設定、すなわち「父子」と「君臣」の中でどれを優先すべきかという問題をもたらしていた。原則的に君主の前ではすべての人々が臣下であり、高宗が君主になった以上、大院君も息子の高宗の前で臣下になるしかなかった。しかし、原則的に高宗の大院君に対する「孝」より、大院君の高宗に対する「忠」が優先されるものであったとはいえ、現実の状況で高宗は自分の即位に絶対的・決定的な役割を果たした実父への孝の道理を尽くさなければならなかった。

このような高宗と大院君との間における忠孝の問題は、双方の意見と志向点が一致している場合には別に問題とならないが、双方のそれに亀裂が生じた時には大きな波紋が予想されるものであった。高宗の即位初期において大院君は、王室と君主の権威を高めて中央権力の確立を図っていた。また、宗親と議政府、ひいては武臣勢力の地位伸長を持続的に推進し、高宗が

---

93)「大王大妃曰、『大院君封爵、国朝初有之事也。凡事似当依大君例挙行。而大院君固辞、其言無怪、何以則為好邪』。元容曰、『毎事援引前式則易行、而此例無以援照、従当相議仰奏矣』。大王大妃曰、『諸大臣既登筵、今為議定似好矣』。興根曰、『此是創有之事、有難遽爾決定、而内外朝体例甚厳、臣等与大院君、恐無相接之時矣』。大王大妃曰、『然而或有相逢之時、則如何為好邪』。左根曰、『既無相逢之時、則礼数恐不必預講矣』」(『高宗実録』1863(高宗即位) 12 13)

94)安東金氏。金祖淳の息子。純祖妃の純元王后の弟。1825(純祖25)年に蔭補で副率になり、1834年には尚衣院僉正に昇進した。1837(憲宗3)年に進士となり、1838年に庭試文科の丙科に合格した。1853年から1863年まで領議政に三回も就任した安東金氏の中心人物であり、安東金氏の勢道政治の核心に存在していた。高宗が即位すると、領議政を辞任して行判中枢府事、ついで領敦寧府事となった

君権を安定的に確保して国政を運営できる基盤を作り出そうとした。したがって、高宗は生父である大院君の政策樹立・遂行に積極的に協力するのみならず、自分の潜邸[95]でもあった大院君宮、すなわち雲峴宮を改築して雲峴宮と宮殿との間に特別な通路を設置した。その上、直接に雲峴宮を訪問、あるいは定期的に承旨を派遣して安否を尋ねるなど、大院君に対する孝を尽くすため努力した。

ところが、このような過程で、統治権は漸次君主の高宗ではなく、実質的な政権運営者である大院君に集中されていった。すると、高宗は、大院君の君主を上回る統治権の行使に危機を感じ、統治権の回復を試みるようになった。結局、高宗は1873年10月、崔益鉉の上疏を契機に親政宣布を電撃的に断行し、大院君を政界から引退させたうえ、親大院君勢力を除去していた。しかし、自分の統治権強化のために行った親大院君勢力の除去は、同時に君主の支持基盤の縮小と、反君主勢力の増大につながり、親政以後の統治権の確立と安定に障害となっていた。1874年の秋から翌年の春まで持続した大院君の還宮要請上疏は[96]、生存している父親の存在が高宗の統治権力の行使と政治活動に如何に多大な影響を及ぼしていたのかを表す出来事であった。高宗の政策決定に反対して大院君が京畿・楊州の直洞に隠遁したことは、高宗に政治的打撃を与えたのみならず、不孝という道徳的なイメージの損傷まで被らせていたのであった。

高宗にとって、自分を推戴した生父の大院君をどう待遇するかは重大な問題であった。即位初期には、大院君が王室と君主の権力拡大に努めており、高宗が大院君の活動や政策に積極的に賛同していたため、双方間の忠孝の問題による衝突は生じなかった。しかし、大院君の政権主導が強化され、高宗が大院君の退陣を試みるにつれて、この問題は、政局が、高宗の生父である大院君への孝が優先されるべきか、大院君の高宗に服従すべき臣下としての忠が先行されるべきであるか、をめぐって葛藤局面へ展開する原因となった。このように、高宗と大院君との関係においては、「孝」と「忠」の問題が付きまとっていたが、これはすでに高宗の即位から内在しており、双方が統治権の掌握に対する強力な意志を標榜することによって、より複雑な様相を帯びるようになったのである。

「第一章第二節のまとめ」

大院君の決定的な役割によって、高宗は、その即位決定・過程において特別な反発と問題が起こらず、比較的順調に第26代の君主に即位することができた。大院君が長男ではなく次男

---

95)建国した者や世子ではない宗室から即位した王が、即位する前に住んでいた家、あるいはその期間を意味する。朝鮮時代の代表的な潜邸には、太祖の咸興本宮・開城敬徳宮、仁祖の儲慶宮・於義宮、英祖の彰義宮、高宗の雲峴宮などがある

96)副司果李彙林と前掌令孫永老などの上疏では、高宗が大院君を遠地に放置している行為に対する非難と、一刻も早く大院君を還宮させて子としての孝を尽くすことが求められていた。詳しい内容は第四章第二節の1-(2)を参照

を君主に推戴したのは、君主の輔導という名分を依然として維持しようとする諸政治勢力との妥協の結果であった。そこには、彼らの各々の意図が含まれていたが、神貞王后は、幼い君主の代わりに政治を運営する垂簾同聴政の権限が自らにあるだけに、豊壌趙氏の登用を増やして一門の影響力を拡大しようと考えていた。安東金氏勢力は、金炳学と大院君との間における高宗と金炳学の娘との婚姻に対する口頭の約束と[97]、大院君の政権参与を強力に反対することを以て、大院君が彼らの勢道の維持に妨害となる可能性を抑制し、政治的地位を保とうとした。何よりも、高宗即位以前から宗親府活動を通じて王室と宗親の地位と権限の強化を試みながら政権掌握の野心を潜めていた大院君は、高宗を即位させて自分の計画や抱負が実現できる基盤を確保しようとしていた。要するに、各々の政治勢力の同床異夢、すなわち、高宗の即位が自らの権力の確立と維持に有利であるという判断が作用したうえで、系統を遡って大統を継承させた哲宗の前例が用いられた結果、高宗は翼宗の養子となって哲宗の後を継いで即位するようになったのである。

高宗の即位とともに、神貞王后の垂簾同聴政が実施された。高宗は、12才の若さで君王教育をも受けていなかったため、君主の任務である治国よりは、主に聖学への精進、すなわち修身への専念が求められた。高宗は1873年に親政を宣布する — 実質的な統治権回復を指す。公式的親政宣布は神貞王后が垂簾同聴政の終了を宣言した1866年2月にすでに行われていた — まで約10年間、政治運営を実質的に掌握していたのではなかったが、彼が最高の統治権者である事実は変わらなかった。これは、諸政治勢力の権力掌握が高宗の権威に起因していたことを意味しており、大院君も同様であった。したがって、大院君は息子である高宗の統治権を適切に利用しながら、朝鮮の実質的な統治権者として君臨し、国政を掌握・主管していったが、これが高宗の在位前期の10年間を以て大院君政権期として区分・呼称する理由であると思う[98]。

---

97)「炳學約興宣君、以其女揀長秋之選、則戚里固自如也。上既立、興宣君尊爲大院君、卽背炳學、定國婚于閔致祿之孤女、卽明成皇后也。炳學之女、後適趙臣熙」(『梅泉野錄』、p2)

98)朝鮮における勢道政治期がいつからいつまでかをめぐっては三つの見解がある。それは、第一に、純祖～哲宗代までの63年間のみを勢道政治期として理解する、第二に、第一の時期に加えて1873年(高宗親政宣布)から1894年(甲午改革)までの閔氏政権期をも勢道政治期として把握する、第三に、純祖即位(1800)年から甲午改革(1894年)までを勢道政治の連続として判断する、ものである - 金明淑『19世紀政治論研究』、p11～13

第二章　在位前期における高宗の聖学

朝鮮は儒教と性理学を基盤として創建された国であった[99]。儒教と性理学の思想は朝鮮の統治理念となり、君主をはじめとする統治階級の学問・政治的活動を規定していた。そのうえ、儒教は社会基盤を形成して、一般庶民の生活にまで影響を及ぼし、朝鮮社会を総体的に支配していた。

朝鮮は、儒教的統治理念を導入・適用して中央集権的な支配体制を構築しようとした。このような儒教的統治理念の基本性格は、治者の有徳を強調し、国の根本である民のための仁政の施行を追求するものであった。また、儒教は、治者の権力独占や濫用を防ぐため様々な装置・機構の整備に論理的基盤を提供していた[100]。このような朝鮮の統治理念には、朝鮮の時代的状況が反映されていたが、特に、16～7世紀の両乱(壬辰倭乱・丁卯胡乱)後、政権掌握と国家再建を図る政治勢力は、朝鮮の政治と学風において朱子を正統とする基盤を整え、君主がそれを習得・実現するように求めていた[101]。

第二章では、高宗の在位前期における統治活動を正確に分析するうえで必要な思想的背景を把握するため、君主の聖学とは何であり、高宗の聖学が如何なる過程で行われていたのかを考察する。また、高宗の講筵に関与していた講官の性向を分析して、彼らが高宗の統治観の形成にどのような影響を及ぼしていたのかを究明することとする。高宗は、在位前期の10年間、すなわち大院君政権期において、主に統治者としての資質を形成するため聖学への専念が強調されており、当時の彼の教育内容と過程は、親政以後(1873年末)の統治の基盤となった。したがって、大院君政権期に高宗が如何なる教育を、如何なる人物から受けていたのかは、彼の政治

---

99)朝鮮の儒教・儒学については、姜在彦『朝鮮の儒教と近代』(明石書店、1996)、정재훈『朝鮮前期の儒教政治思想の研究』(太学社、2005)、최봉영『朝鮮時代の儒教文化』(四季節出版社、1997)、李泰鎮著・六反田豊訳『朝鮮王朝社会と儒教』(法政大学出版局、2000)、秦熙権『朝鮮朝初期の儒教的国家理念と国家秩序』(高麗大学博士論文、1998)、鄭在薫『朝鮮前期の儒教政治思想の研究』(ソウル大学博士論文、2001)、金吉煥『朝鮮朝儒学思想研究』(一志社、1986)、최영진『朝鮮朝儒学思想史の様相』(成均館大学出版部、2005)、姜光植『新儒学思想と朝鮮朝儒教政治文化』(集文堂、2000)、琴章泰『朝鮮後期の儒学思想』(ソウル大学出版部、1999)、高橋亨・이형성編訳『高橋亨の朝鮮儒学史』(芸文書院、2001)、한형조『朱熹から丁若鏞へ』(世界社、1996)、金道基『朝鮮朝儒学における認識理論に関する研究』(成均館大学博士論文、1986)などを参照

100)朝鮮では、公論の活性化のため、上疏制度が整備されており、監察・諫争機関として司憲府・司諫院・弘文館の三司制度が運営されていた。また、君主は経筵と召見を通じて頻繁に臣下らと接し、彼らの意見を受け入れるように求められていた。監察・経筵制度については、薛錫圭『朝鮮時代儒生上疏と公論政治』(선인、2002)、鄭杜熙『朝鮮時代の台諫研究』(一潮閣、1994)、南智大「朝鮮初期の経筵制度」(『韓国史論』6、1980)、李成茂「韓国の監察機関」(『清渓史学』13、1996)を参照

101)柳美林は、朝鮮後期社会を規定する朱子学的統治理念として、聖学・仁政・伝統・中華をあげている。この四つの構成要素は、朱子学的統治理念の確立に君主の君徳の修養が前提条件になっているがゆえ、すでに統治理念の一部になっていた聖学、そして先代からの政治的伝統と、伝統儒教からの規範的論理である仁政、中国本土における明清の交替によって新たに変容されていた中華となっている　－　柳美林『朝鮮後期統治理念の構造的分析』(梨花女子大学博士論文、1998)、pp10-12

活動の目的と意図を分析するのに重要であると考える。

第一節　高宗の講筵の進行、および高宗の聖学態度

1　君主の聖学

「聖学」は君主の学問を意味する[102]。朝鮮において、君主は単なる君臨者ではなく統治者であり、君主の統治的力量が政局に及ぼす影響は多大であった。こうした君主の国政運営に必要な資質と能力を向上させるため用意されたものが聖学であった。儒教において君主に求められたことは、「修己治人」として集約することができるが、聖学は「修己」に当るものであった。君主が聖学を重視すべきであった理由は、自らの修練無しでは他人を治めることができないためであり、直接の統治活動である「治人」よりも「修己」の実現が優先されていた[103]。

朝鮮君主には経筵[104]を通じた聖学への専念が持続的に強調されており、それは創業君主から始まった。太祖1(1392)年諫官は、「創業した君主は子孫の模範となるものである。もし殿下が経筵を急務にしなければ後世はそれに憑籍して学問をしなくなるだろう」、「殿下は毎日経筵に参加し、『大学』を進講させ、格物・致知・誠意・正心の学問を極め、修身・斉家・治国・平天下の効果を成し遂げるべきである」[105]と、創業君主の取るべき聖学への姿勢ととも

---

102)聖学は元々聖人になるための学問、すなわち堯舜周孔の要法を体得して王道と仁政を実現するための学問という意味であった。学問を通じて習得した「格物致知」を政治に行えば王道になるのが道学であり、これは『大学』の勉強の目的と方法を内容として、君主をはじめ治者一般に共有される学問・政治論であった。その中で、臣とは違って絶対性が規定される君主のための学問という意味で、聖学は帝王学・君主学になり、聖学における帝王学と士大夫学の分離が起きた。朝鮮朱子学の展開過程では鄭道伝・趙光祖を経て李彦迪に至って聖学論が本格的に提起されるようになった。また、聖学が『大学』と関連しながらも、それと区別される君主学・帝王学として成立するようになったのは朱子の文集と語録を通じた朱子・朱子学の研究が一層具体化される16世紀半ば頃であった。この時、李滉の『聖学十図』と李珥の『聖学輯要』によって、君主の聖学に対する理論が定着した。特に、李珥の聖学論は君主の聖学に官僚集団が主導する君主教導論を導入し、臣権優位の政治運営を目指すとともに君権を制約する論理として作用していた。そして、このような君権を制約する聖学論は宋時烈によって更に強化された - 金駿錫『朝鮮後期政治思想史の研究』(知識産業者、2003)、pp246-249

103)朴忠錫・유근호『朝鮮における政治思想』(平和出版者、1980)、pp54-62

104)「経筵」は、君主の受ける授業を表す言葉である。君主の教育は、礼貌と講規を整えて朝講・昼講・夕講などに区分されて行われたが、これらをすべて「法講」と読んだ。経筵の実際の運営は弘文館で担当していたが、経筵官、または講官と呼ばれる高位官僚が公服を着て参加した。経筵は君主の教育の場とはいえ、普段朝廷の高位官僚が参席することによって、君臣間の政治会合の場としての役割も果していた。これが勢道政治期に入っては、年少な君主が即位し、君主が経筵を通じて君臣会合を主導する能力が不足していたため、君主の即位初期には、法講より簡素化した勧講・進講という名で、講筵官が君主の教育の輔導を担当した。そして、このような勧講・進講では、現実の政治問題よりは教育する冊子の意味の解釈が主に行われた - 権延雄「世宗朝の経筵と儒学」(『世宗文化研究(1)』、1982)、同「朝鮮英祖代の経筵」(『東亜研究』17、西江大学、1989)、南智大「朝鮮初期の経筵制度」(『韓国史論』6、ソウル大学、1980)、李泰鎮「朝鮮王朝の儒教政治と王権」(『韓国史論』24、ソウル大学、1990)などを参照

105)「且創業之主、子孫之所儀刑也。殿下若以經筵爲不急、則後世藉以爲說。其流必至於不學、豈細故哉」、「伏願殿下日御經筵、進講大學、以極格致誠正之學、以致修齊治平之効」(『太祖實錄』太祖卽位(1392)年11月14日)

に、君主における聖学の重要性について論じた。太祖に求められた聖学精進に基づいて修身治国を達成する任務は、以後における朝鮮君主に対しても代々力説されていった。朝鮮の官僚・学者は、君主の経筵開催の回数が聖学の水準、すなわち君主の修身の程度と比例すると判断し、君主の持続的な経筵開催を促していた[106]。そして、君主に対する聖学の重視は、学者でありながら政治家でもある朝鮮固有の君主像を作り出すこととなった。

儒教を統治理念として掲げて、堯舜社会を具現すべき理想的目標として提示した朝鮮社会において、君主の聖君的な資質の養成はいつも政治家・学者らの関心の焦点であった。儒教で天と民を代弁して統治主体になれる唯一の存在が君主であっただけに、統治を前提とする君主の学問は[107]、一般民のそれとは比べにならないほど、重視されざるを得なかった[108]。言い換えると、君主は、学問をつうじて統治上の基盤や基準を形成すべきであり、朝鮮の政治家・学者は聖学、すなわち統治の根本を窮めさせるため、君主に学問の充実を唱えたのであった。これは、高宗即位初期の左議政趙斗淳の、「帝王の学問は、匹夫の記誦と比べにならない。匹夫が学問に勤めなければ、その害が一身に止まるが、帝王が学問に勤めなければ、その害が一国に及ぶ」[109]という発言からよく窺うことができる。

一方、聖学に対する強調は、その教育の担当者、あるいは政治を輔導する官僚の地位や権威を強化する口実になっていた。君主が生まれつきの資質と能力を持っているのか、それを統治活動の中で実現できるのか、または、統治活動を補佐する優秀な官僚集団の形成が可能であるのか、という重大な問題が、朝鮮では偶然の出来事に委ねられていた。したがって、君主による意外で突発の状況の発生を縮小して統治能力を高めるため聖学が重視されたが、これは君主の教育と統治活動を輔導・補佐する官僚の地位と役割の拡大につながっていた。要するに、君主が儒教的政治社会を具現するうえで必要な聖学の向上には、有識階層の協力が不可欠であったので、聖学の強調と比例して、その役割を担当する官僚の地位も伸長されたのであった。このように、聖学論には、君主の円滑な政治運営において知識官僚階級の協調が要求されるが

---

106)韓睿媛「朝鮮実学時代における君臣間の学問活動」(『南冥学研究』16、2003)、pp431-436

107)正祖は、政治家・学者がいくら聖人の資質を持っていたとしても、君主の地位への代替が不可能であることを力説したうえ、君主と匹庶との学問の差異について、次のように論じた -「上曰、『雖以孔孟之事言之、未嘗不自任於治平之功。而特以不得其位、不行其道而然也。以是観之、雖匹庶、亦豈可不念於治平之学乎。但帝王之学、与匹庶、差有緩急之殊。在匹庶、則学未到治平之域、姑可進徳修業、以責成效。此乃聖人所謂幼学壮行也。至於帝王、則沖幼之時、已任治平之責矣。其可委之以修斉以上工夫之未造、而乃以治平之功、譲而不居乎。尤当一邊用工、一邊做治也。是以帝王之為学、為尤急尤重、而与匹庶、煞有殊焉者、誠以此也』」(『正祖実録』正祖2(1778)年12月15日 辛未)

108)「帝王之學異於匹庶、求其出治之本、必須學問中出來矣」(『日省錄』1864(高宗1) 5 2)
右議政任百経の発言も次のようにしている。
「禹湯文武、莫不由學而成其德。伊傅周召、亦皆以學而輔其君。自古帝王之學、爲致治之本故也。雖閭巷章句之儒、立志苟不誠實、程課易致間斷。況處崇高之位、兼有萬機之繁」(『承政院日記』1865(高宗2) 1 20、大臣政府備局堂上引見、同爲入侍時)

109)「斗淳曰、『況帝王之學、非匹庶記誦之比、匹庶而不勤其學、其害也止於一身、帝王不勤其學、其害也及於一國』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 29)

ゆえ、官僚を尊重・優遇すべきであるという論理が、含まれていた[110]。そして、このような事実は、神聖不可侵の君主の権力に対して、臣権の干渉できる余地を与え、君臣間の均衡の模索とともに、双方の関係の変化の原因となっていた。また、聖学への精進や上達如何が、臣下との政治的軋轢で優位を占める土台も、臣下によって批判・制圧される理由ともなる現実のなかで、君主は臣権を牽制して君主の確固たる地位を保つためにも聖学に励むべきであった。

君主の聖学の持続的な強調は、君主が政治運営に及ぼす多大な影響力に対する反映であった。朝鮮の現実政治は、君主の資質と活動如何に大きく左右されており、政治勢力は君主を間に挟んで権力闘争を広げていた。基本的に国家権力の中心・根源が君主であった状況で[111]、政治集団は君主の支持・同意が獲得できない限り、いくら論理整然とした主張を展開するとしても、政権を掌握して政策を推進することができなかった。このように、統治における君主の決定権が多大であったため、朝鮮の政治家・学者らは、君主の資質を養成・向上させる方法を講究して、君主がそれを実践することをつうじて、国家の安定と発展を図ろうとした。そして、その代表的な人物の一人が栗谷李珥であった。栗谷は『聖学輯要』[112]を著述して君主の治道と方略について重点的に取り扱うほど[113]、統治における君主の役割を重視しており、『東湖問答』では君主の役割遂行の形態や役割の模型を提示して、君主の持つべき姿勢について具体的に説明した[114]。

---

110)金駿錫『朝鮮後期政治思想史研究』(知識産業社、2003)、pp264-266

111)儒教では、君主の権力は天命と民意によるものであるが、それは実際に、具体的に証明するのが不可能であるため、現実的には天命と民意が託されたと見做される君主を国家権力の源泉とするしかなかった

112)『聖学輯要』は栗谷が1575(宣祖8)年、君主の学問の内容を整理した8冊の本である

113)栗谷が宣祖に『聖学輯要』を提出したことについて、『宣祖実録』には次のように叙述されている。

「李珥進『聖学輯要』、有補治道、深用為嘉。珥鋭意於格君、乃抄集経伝及史冊之要語、切于学問政事者、彙分次第、以修己治人為序、凡五篇書成、献于上。翌日、上御経筵、謂珥曰、『其書甚切要、此非副提学之言也、乃聖賢之言也。甚有補於治道。但如我不敏之君、恐不能行耳』。珥起而伏地曰、『自上毎有此教、臣隣極以為悶。殿下資質卓越、其於聖学、不為也、非不能也。願勿退托、篤志自奮、以成允徳焉』。昔者、宋神宗曰、『此堯舜之事、朕何敢当』。 明道愀然曰、『陛下此言、非宗社臣民之福。殿下之言、無乃近此乎』」(『宣祖実録』宣祖8(1575)年9月27日)

また、栗谷の為政をまとめて、

「為政者、治国平天下之謂也。正家之目有八。其一章則総論也。二章曰孝敬、三章曰刑内、四章曰教子、五章曰親親者、言孝於親刑于妻子友于兄弟之道也。其六章曰謹厳、七章曰節倹者、推演未尽之意也。其八章、乃説功效、則斉家之止於至善者也。為政之目有十。其一章則総論也、二章曰用賢、三章曰取善者、即大学所謂、仁人能愛能悪之謂也。四章曰識時務、五章曰法先王、六章曰謹天戒者、即大学所引『儀監于殷、峻命不易』之意也。七章曰立紀綱、即大学所謂、『有国者不可以不慎、辟則為天下僇』之意也。八章曰安民、九章曰明教、即大学所謂、『君子有絜矩之道、而興孝興悌不倍』之意也。其十章則終之以功效、而治国平天下之止於至善者也」

と、宣祖に申している(『宣祖修正実録』宣祖8(1575)年9月1日)

114)栗谷が1569(宣祖2)に完成した本。内容は、「君道・臣道・君臣相得之難・東方道学不行・我朝古道不復・当今之時勢・務実為修己之要・安民之術・教令之術・弁奸為用賢之要・正名為治道之本」となっている。ここで、栗谷は、政治には「治」と「乱」があり、そこには各々二つの場合があるが、「治」は、君主自らが賢君である、あるいは君主が賢臣を登用する場合に行われ、「乱」は、君主が自分の聡明さを自負して臣下を信じない、あるいは奸臣を信じて耳目が塞がる場合に起きる、としている。また、「治」の場合の中では、「仁」を持って治める王道と、功利と私を持って治める覇道があり、「乱」を引き起こす君主としては、自慢に陥った暴君、忠臣・奸臣が区別できない昏君、優柔不断な庸君がいる、と論じている

このような、君主の修身達成のための聖学は、勢道政治期に入って、二つの変化様相を示すようになった。その一つは、統治理念として定着した聖学が君主の統治の枠組みを規定しているなか、そこに先代王、特に英祖・正祖の行跡の踏襲が強調されたことである。聖学の内容には、朝鮮のすべての統治理念が圧縮されており、君主は世子の時から儒教的な思考を持つ人間として教育された。聖学には君主が模範とすべき聖賢と祖宗の姿が投影されており、君主は儒教国家の首班として聖賢の教えを自ら実践しなければならなかった。これは、聖学が単なる学問的修養を促す次元を越え、君主の思考と行動を調整・規制するまでに至ったことを意味していた。言い換えると、聖学は、君主自らが自己修養を通じて儒教的理想社会を具現しようとする目的のうえで、君主の統治様相を規定して、儒教的な枠組みの中で統制する手段として用いられていたのであった。結局、聖学は、強力な権力を持つ君主の独断的で予想外の行動が誘発しうる統制不可能な状況を、事前に遮断・抑制する機能を遂行することで、朝鮮社会を支配する最も重要な統治理念として定着していた。

統治理念化した聖学の強調は、1800年の正祖の死去以後、幼くて帝王教育を充分には受けていなかった君主の即位が相次ぐことによって、更に深化された。幼弱な君主の即位は、君主の輔導を唱える臣側の地位強化につながるとともに、君主の役割と立場の縮小をもたらした。これを克服するため、君主には聖学に専念して統治の基本を学ぶことが最優先視されたが、何よりも卓越した学問的素養に基づいて敬天愛民の統治を実現したと見做される英祖・正祖が主たる模範として提示されていた。このように、勢道政治期の純祖・憲宗・哲宗に重視された祖宗の行跡に従うことは、潜邸から12才に即位した高宗にも適用されるようになった。

勢道政治期の聖学におけるもう一つの変化は、修身(聖学)が重視されるなか、治国の権限は垂簾同聴政を行使する王后と外戚に委任されたことである[115]。君主の任務である修身と治国との相関係における問題は、両者の習得過程や遂行方法などをめぐって、長期間にわたって朝鮮の政治家・学者の間で議論のテーマであった。この問題に対して、栗谷は「修身が為される時を待たなければならないとすれば、人君の修身が完成する前の治国はどうなるか」と疑問を投げ出して、修身と治国の同時遂行を強調した[116]。また、正祖は、「帝王は匹庶と違って幼い頃から治平の責任を担っているため、修身のみに専念してはならない」[117]と力説し、君主の役割に

---

115)勢道政治期には、修身は君主が、治人は外戚が主導的に行っていたと言うことができ、高宗の時代においては、高宗が1873年の親政を宣布するまで、修身は高宗が、治人は神貞王后と大院君が行っていたと言うことができる - 安外順『大院君政権期における権力構造に関する研究』(梨花女子大学博士論文、1995)

116)「或問、『爲政必追先王、而人主躬行、尙未成德、則奈何』。曰、『修身先於治國、只言其序當然耳。若必待修身極其至、然後乃可爲政、則允德未終之前。將置國家於何地歟。程子曰、『後王知春秋之義、則雖德非禹湯、尙可以法三代之治。程子豈妄語欺人者乎。但得人主識取捨、誠好惡、奮必治之志、而求賢信任、則德雖未成、治道可始也。自此以往、漸至於學日就、德日進、政日理、化日廣、則修身治國、可以竝臻其極矣』」(『栗谷全集』25、「聖學輯要」7、「爲政下第四」「爲政功效章第十」)

117)≪註107≫を参照

おいて治国を重視する雰囲気を作ろうとした。これは、修身が治国より先行されるべきであり、修身の完成を強調することを以て、君主の統治行動を統制しようとする論理に対する反駁であった。しかし、二人のこうした主張には、栗谷には当時の君主である宣祖個人の資質と宣祖の人材登用に対する信頼と期待が、正祖には臣下を上回る学問と教養に対する自信が、その背景として存在していた。言い換えると、君主が修身と治国を併行するためには、それの可能な個人的力量と能力を前提条件として具備していなければならず、それが揃わない限り、君主は聖学に専念して、実質的政治は臣下に委任せざるを得なかったのであった。

勢道政治期には幼弱で聖学を充分に受けていない君主の即位が相次いで、君主が修身と治国を同時に遂行するのは現実的に無理であった。それゆえ、政治運営(治国)は垂簾同聴政に当たった王后、または君主輔導の任務を自任する外戚家門によって掌握され、君主には主に統治者資質の涵養のため聖学への専念(修身)が求められる状態が持続された。また、勢道政治期には、君主に対する教育課程においても正式の経筵が幼い君主には難しいという認識の下、より簡素化した勧講・進講が設けられていたが[118]、高宗にもこのような前例による教育方針が定められた。

1863年12月、後嗣のないまま死去した哲宗の後継者となった高宗は、勢道政治期の君主のように、即位する当時、幼くて帝王教育を受けていなかったため、神貞王后の垂簾同聴政が行われた。これは、勢道政治期から問題視されてきた統治における修身と治国の主体の不一致の状況が高宗の即位以後にも持続されるようになったことを意味していた。特に、神貞王后の垂簾同聴政が終了した後、大院君が政局を掌握したなかで、高宗には実質的な統治活動より、聖学、すなわち君主の資質の養成が強調されつつあった。

では、次に、朝鮮君主に代々重視されており、勢道政治期に入って更に強化された聖学が、在位前期の高宗においては、どのような形と過程で行われていたのかを考察してみることとする。

2 高宗の講筵[119]の実態

高宗は、即位年から聖学を通じて、君主の在り方、持つべき思考や取るべき行動を習得することが求められた。そして、実質的な親政を宣布するまで約10年間、高宗の聖学は、当面現実の中での発揮より、未来の治国に備えることに集中されていた[120]。この10年間、朝鮮は天主教

---

118)≪註104≫を参照

119)朝鮮で君主の授業は「経筵」と読んでいたが、高宗の場合、幼い時に即位して帝王教育が不足していたため、勧講・進講・日講と名で授業が進んでおり、当時はこれを「講筵」と読んでいた。それゆえ、ここでは、高宗の学習の通称を「経筵」ではなく、「講筵」と表することとする。「経筵」については≪註104≫を参考

120)「元容曰、『古昔沖辟臨御之時、母后聴政、君上專意講學、成就德性、故及長而善政美規、皆從講學中施爲者也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 2 5)

の拡大、仏米艦隊の侵攻、王政を復古した日本との書契受理問題などを経験していたが、高宗には依然として儒教に基づく伝統的帝王教育が実施されていた。

高宗の即位年、高宗への王位継承を決めた神貞王后は、大王大妃として君主の持つべき姿勢と果すべき役目について教書を下した。そこには伝統的君主観が要約されていると考えられるがゆえ、全文を紹介してみよう。

> ただ天と祖宗が黙々と保佑して影で保護したため、今の罔極之中(哲宗崩御)においても五百年宗社を幸いに付託することができた。主上(高宗)は我が仁祖の血孫であり、英宗(英祖)の傍系として祖宗の大統を継承した。祖宗の事を行おうとすれば祖宗を見習うべきであるが、敬天愛民は祖宗が伝授する心法であり、謹慎節倹は敬天愛民の根本である。人主の一動一言は皆民生の苦楽に係わる。民心は天心であるため、どうしてこれを念じないだろうか。古から聖帝と明王は民間で成長し、民間のことを熟知していたものが多かった。主上は生まれつき英明で、当然前日の聞見を覚えているはずである。古を学んで聡明を広げて、謹慎節倹の要と為すは、ただ講学に勤めるのみである。幼くて哀遑の時にあるといえども、頻繁に臣僚に接して経史を講論して治法と政謨を明らかに習い、上は宗社の重さを念じて、下は民庶の望みに副うことが早朝から夜遅くまで心配すべきところである。人主が尊貴であるといえども朝臣を軽視する法はない。況んや大臣は徳望と国のための精誠を持って皆祖宗の法をよろしく奉じており、(大臣の)輔導するところは敬天愛民の道から出ないものはない。必ず礼を以て待し、(これを)心に刻み付けて忘れてはならない。今のこの訓戒は単に私の望みのみならず、全国を挙げて祝願することである。これを敬みこれに勉めるべきである[121]

神貞王后は、高宗が祖宗を継承する唯一の後継者として、敬天愛民の思想に基づいて祖宗を見習って勤倹節約し、聖学に勉めて統治の術を身に付けるべきであるが、それは大臣とともに行わなければならない、と論じたが、このような教書には、前述した君主の統治課題や姿勢、聖学に専念すべき理由、かつ政治運営における臣下の重要性がすべて含まれていた。また、神貞王后は政府大臣らに、「聖躬保護と聖学補導が最優先である」と述べ、高宗の聖学精進のための協力を求めた[122]。

翌年(1864)1月13日、大王大妃と時原任大臣、備辺司堂上が引見した際に、高宗の聖学

---

121)「大王大妃、以諺書、訓戒于主上曰、『惟天惟祖宗默佑陰騭、今於罔極之中、五百年宗社、幸有託付。主上卽我仁祖血孫、英宗旁支、繼祖宗之統。行祖宗之事、則當法祖宗、而敬天愛民、卽祖宗傳授之心法、謹愼節儉、敬天愛民之本也。人主之一動一言、皆係民生之苦樂。民心卽天心、豈可不念茲在茲乎。自古聖帝明王、多有生長于外、熟知民間之事。主上以天縱英明、應有記念於前日聞見。學古廣聰、以爲謹愼節儉之要、惟勤講學而已。雖沖年哀遑之時、頻接臣僚、講論經史、明習治法政謨、上念宗社之重、下副民庶之望、是所夙宵憧憧。人主雖尊、本無輕視朝臣之法。況大臣以宿德體國之誠、皆宜奉祖宗之法、而輔導者、亦不出敬天愛民之道、必須禮待服膺。今此訓戒、非徒予之蘄望而已、卽擧國之所顒祝、敬之勉之』。上降座親受」(『高宗實錄』1863(高宗卽位) 12 13)

122)「內而保護聖躬、外而輔導聖學。今日万事、豈有先於此哉」(『日省錄』1863(高宗卽位) 12 13)

教育方針が決められた[123]。ここで、神貞王后は「法講」にすれば、高宗がまだ年少で勉強しにくいだろうと論じ、勧講にしたほうがいいという意見を提示した。すると、左議政趙斗淳は勧講を内閣[奎章閣]で挙行して、講規は1834(憲宗即位)年の規例を参考にして整えると答えた。当日、まだ詳細な講筵規程が公表されないうちに、勧講官として、検校提学金炳冀と金炳国、前大提学金炳学、原任提学金輔根・金学性・鄭基世が選ばれ[124]、高宗の講筵を勧講にすることが定式化された。

そして、同月15日、勧講の冊子を『孝経』にすることをはじめ具体的な内容が定められ[125]、勧講は17日から始まった。最初の聖学教材としては『孝経』が採択されたが、その理由は、高宗に、「聖君の治国の方法が道徳であり、道徳の要諦が孝であるため、親孝行をする道理で世の中を治める」ことを強調し、彼が神貞王后に対して実母のように事えることを促すためであった[126]。また、勧講が始まる前の12日から16日まで、すでに召対[127]が開かれて『孝経』を講読していたことも、勧講の教材として『孝経』が選ばれた理由であったと考えられる。

高宗の勧講(以後の進講・日講)は、授業の進行方法などが詳細に盛り込まれた『勧講条

---

123)「大正大妃殿曰、『以法講爲之、則沖齢講學、似有難便、以勸講例爲之、似好矣』。斗淳曰、『勸講自內閣擧行、而講規則參酌甲午年例、筵退後、當稟達矣』。大王大妃殿曰、『以簡便爲之、易於曉義、可也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 13)

124)「以奎章閣言啓曰、檢校提學金炳冀・金炳國、前大提學金炳學、原任提學金輔根・金學性・鄭基世、勸講官差下、使之輪回入參」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 13)

125)詳細な内容は、講読する本が『孝経』であり、文衡・閣臣を経た官員の中で提学の経験者と弘文館の入直の上下番が交替に参加し、勧講以外にも召対をする、などである -「又以弘文館時原任大臣意啓曰、『慈殿下教、有大殿講学規式、爛商以聞之教。謹依甲午勸講時已例、自廟堂、參酌講定、成出条目入啓』。勸講条目。一講冊孝経。一玉堂入直上下番中、每日一員輪回入參。一曾経文衡及閣臣中、曾経提学人、每日一員輪回入參。一自□上先誦前受音一通後、入侍講官、読奏新受音、仍為釈義、自上受読十遍、講官以下、各陳文義、而亦或拈出其疑義、反復仰質。一每五日、大臣一員輪回入參、陳説文義、而亦就五日間所受読中、拈出若干条、或仰質或敷奏。一每日勸講外、亦行召対、而玉堂上下番及入直、或仕進閣臣、如例入參講規、則依宵筵時召対例、自□上読勸講時所受音十遍。一勸講時御座、以坐講磨鍊、陪講諸臣、亦於勸講時則起坐』。伝曰、『依啓』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 15、□は一字分の闕字を示す)

126)実際、高宗の最初の聖学の本として『孝経』を決めたのは、神貞王后であった。なぜならば、1月13日、大王大妃が時原任大をを引見した際、高宗が潜邸で『史略』を読んでいたことが分かり、勧講では『小学』を、召対では『史略』を読んだ方がいいという意見が呈されたのに対して、神貞王后は『孝経』は短くて難しくないという理由で、『孝経』を最初に勉強することを促したためである(次の≪註≫参照) -「炳冀曰、『聖王之治天下、即道徳二字。而道徳之要、即孝一字而已。事父母而能尽愛敬之道、則天下順之、民用和睦矣』。今殿下初開講筵、所先懋者、莫如此経之至要、以孝経一部、敬事我慈聖殿下、千万至祝』」、「元容曰、『殿下有至性、凡所以為孝者、必篤矣至矣、而視膳問寝、即常節也。養志為大、聴於無声、視於無形、一以慈心為心、則始可為養志矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 17)

127)「召対」は経筵の一種として法講とともに君主の教育の場として活用された。法講が決まった時間や担当者によって行われたのに反し、召対は時間と経筵官にこだわらず、君主が承政院に命令すれば、すぐ準備して行われていた。また、宮闕の中でしか開催できない法講とは違って、召対は君主が宮闕の外へ行幸する時にも開催することができた。その上、法講で主に儒教経典を勉強するのに対し、召対では史書を主に勉強した - 『承政院日記』「金学性曰、『至於召対、或早或晩、或至夜、無時不可』」(1866(高宗3) 3 8、進講)、「洪淳穆曰、『日講与法講筵体各異、法筵則体厳、日講召対則甚簡便。故尤以為貴也』」(1872(高宗9) 1 25、大臣政府堂上引見)、「許伝曰、『殿下法講則以経書、主頻命召対討論綱目史記等書、以為致治資命』」(1873(高宗10) 9 1、進講)、の記事の内容を参照

目』によって進んでいた。その内容を見ると、勧講には、文衡[大提学]・閣臣[奎章閣官員]の経験者のうち、奎章閣提学の経験者が講官として講義を担当したうえで、当直の承旨の一人が参賛官として、玉堂[弘文館]官員の一二名が試読官、あるいは検討官として、承政院所属の記録担当の仮注書や春秋館所属の記録担当の記注官・記事官の二三名が参加し、出席する講筵官の平均数は5～7名であった。また、時々領経筵事(時原任[現職または前職の]議政)・侍講官・検校直閣・検校待教・別兼春秋などが参席して、高宗の聖学を輔導していた[128]。勧講が行われる時間帯は、初期には冬は巳時(午前9～11時)、その他は辰時(午前7～9時)が主となっていたが、徐々に遅くなり、1874年には、日講開催回数の48回の中で、辰時の13回より巳時の20回と午時(11～1時)の15回の方が、1875年には未時(午後1～3時)が7回のうち5回で最も多くなっていた[129]。『勧講条目』には、召対の開催も定められて、勧講とともに行われた。召対では講官が参席せず、当直承旨の参賛官が授業を主管するなか、初期には勧講(進講)で学んだ内容の復習が、1867年10月からは進講では儒教経典が、召対では史書が講読されており、未時と申時(午後3～5時)に開かれる場合が多かった。

このような勧講・進講・日講[130]と召対の回数をまとめたものが、≪表3≫と≪表4≫である[131]。

≪表3≫と≪表4≫から窺えるように、高宗の講筵は即位直後の勧講の時に最も多く行われていた。特に、1864年と1865年にはそれぞれ勧講210と召対181、勧講183と召対103、合わせて391回と286回が開催され、休講であった初伏～処暑の間(大体陽暦7～8月)と小寒～大寒の間(大体陽暦1月)を除けば、ほぼ毎日講筵の席を設けていたことが分かる。このような高宗の授業は、1866年203回、1867年267回、1868年193回、1869年145回、1870年171回、1871年98回、1872年103回、1873年91回で、徐々に減りつつ、親政宣布以後の1874年には日講と召対を合わせて52回、1875年には日講のみが7回、1876年には召対のみが23回開催され、その回数が激減していた。そこには、高宗が親政を宣布してから、政務の遂行に臨んでいた理由もあっただろうが、高宗が講筵をつうじて経典と史書を講読する聖学に興味を失ったのが、より大きい原因であったと見られる。

このような講筵は、時原任大臣をはじめ、地方官・使臣・儒臣・閣臣などとの召見と同時に行われる場合があり、現実の政治的問題を取り扱う場として利用されていた。講筵の時における

---

128)『経国大典』吏典によると、君主の教育の担当する経筵官は、領事の三人(正一品/兼議政)、知事の三人(正二品)、同知事の三人(従二品)、参賛官の七人(正三品/承旨・副提学例兼)、侍講官(正四品/典翰・応教・副応教例兼)、試読官(正五品/校理・副校理例兼)、検討官(正六品/修撰・副修撰例兼)、司経(正七品)、説経(正八品)、典経(正九品/已上弘文博士以下官随品例兼)によって、構成されていた

129)『承政院日記』の記事から計算

130)高宗の法講は、勧講→進講→日講と、その名称が変更されていった。1864年1月13日に高宗の講学の名称を「勧講」にすると定められた後、1866年3月6日に領議政趙斗淳の建議によって、「勧講」が「進講」と変更された。また、1873年12月24日、領議政李裕元の提案によって「日講」と変更される前までは進講が実施されていた

131)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』から作成

≪表3≫　高宗在位前期における勧講・進講・日講の年度別・月別の回数

[凡例]　＊「／」の右側は、閏月の回数を表す。

＊ 横が年、縦が月である。日付は旧暦(陰暦)。

＊ ≪表4≫・≪表5≫同一。

	1864 高宗1	1865 高宗2	1866 高宗3	1867 高宗4	1868 高宗5	1869 高宗6	1870 高宗7	1871 高宗8	1872 高宗9	1873 高宗10	1874 高宗11	1875 高宗12	1876 高宗13
1	12	0	0	6	13	9	0	0	0	3	0	0	0
2	28	24	0	22	13	10	23	9	0	12	0	0	0
3	26	13	8	0	0	6	15	7	0	0	0	0	0
4	12	12	13	17	14/16	11	17	13	0	0	5	0	0
5	27	30/15	29	30	10	22	12	15	17	19	12	0	0
6	10	0	0	10	0	0	0	0	7	15	0	0	0
7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	10	12	24	21	17	14	7	0	7	5	0	0	0
9	15	19	13	13	22	14	6	11	8	15	0	3	0
10	26	28	8	23	26	10	19/28	11	15	6	4	0	0
11	24	19	22	10	18	21	18	8	12	8	27	0	0
12	15	11	18	14	0	4	20	20	15	1	0	4	0
合計	210 15%	183 13%	135 9%	166 11.5%	149 10%	121 8.5%	165 11.5%	94 6.5%	81 5.5%	83 6%	48 3%	7 0.5%	0 0%

備考 ①1869年・1874年・1875年には、朝講・昼講の回数が含まれている。

②1875年には日講のみが、1876年には召対のみが開催されている。

③講筵は、親祭挙動の三日前から、一冊が終わってから七日間、陰寒(小寒～大寒)と盛暑(初伏～処暑)の間には中止されていた。

官僚との召見の実施は、1864年に勧講時3回/召対時6回[132]として全体比率の2.3%、1865年に勧講時1回/召対時2回で1%、1866年に進講時2回/召対時1回で1.5%、1867年に進講時4回/召対時1回で2%、1868年に進講時5回/召対時1回で3%、1869年に進講時5回で3.5%、1870年に進講時8回/召対時4回で7%、1871に進講時1回で1%、1872年に進講時3回/召対時3回で6%、1873年に進講時2回で2.2%、1874年の日講時1回で2%で、全体の2.5%の比率を占めている。講筵の開催総数の中で、政府官僚との召見を同時に行った回数が占める割合は高くないが、講筵が召見とともに行われていた点は注目すべきところである。また、後述の講官分析で詳細に取り扱うが、講筵自体に時原任大臣が多数参加して、高宗の政治懸案と状況に対する理解に助力していたことから、大院君政権期に実施された講筵が高宗の政治的・現実的感覚の養成に大きな影響を及ぼしていたと判断される。要するに、在位前期における高宗の講筵は、彼に理論教育と現実に対する情報を提供して、君主として果すべき役割と取るべき姿勢などを植え付けて、彼の政治的性向と資質の形成に大いに寄与していたのである。

その他の高宗在位前期の講筵に表れた特徴をみると、1869年には金炳学の上奏によって日講

132)これは、進講の時に官僚との召見を併行したことが210回の中で3回、召対の時に官僚との召見を併行したことが181回の中で6回であるという意味である

≪表4≫　高宗在位前期における召対の年度別・月別の回数

	1864 高宗1	1865 高宗2	1866 高宗3	1867 高宗4	1868 高宗5	1869 高宗6	1870 高宗7	1871 高宗8	1872 高宗9	1873 高宗10	1874 高宗11	1875 高宗12	1876 高宗13
1	17	0	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0
2	28	21	0	15	0	0	0	0	1	0	0	0	0
3	29	11	8	1	0	2	3	1	3	0	0	0	7
4	14	6	10	18	5/10	1	0	0	16	0	4	0	1
5	28	17/8	11	23	0	8	0	2	2	0	0	0	1/2
6	9	0	0	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0
7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	10	11	19	16	15	5	0	1	0	0	0	0	0
9	15	5	10	6	9	1	0	0	0	4	0	0	0
10	26	16	1	10	4	0	0/0	0	0	0	0	0	7
11	1	8	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
12	0	0	10	0	0	1	3	0	0	4	0	0	1
合計	181 30%	103 17%	78 13%	101 17%	44 7.4%	24 4%	6 1%	4 0.7%	22 3.7%	8 1.4%	4 0.7%	0 0%	23 3.9%

備考 ①1864年の三回(3 4・4 16・10 29)と1870年12月24日は、時原任大臣が参加した召対を開催。
②1864年9月24日には、雲峴宮で召対を開催。
③1869年4月5日には、『通鑑』の代りに『論語』を召対。
④1870年3月15日には、華城行宮で召対を実施。
⑤1872年4月4日の召対の時に、冬至正使の閔致庠を召見
⑥1875年には日講のみが、1876年には召対のみが開催されている。

の形式を取った講筵が7回実施された[133]。ここには、時原任大臣と講官の他、特進官が参席して、日講としての体面を整えようとした。また、高宗はその準備が簡素な召対を行幸先でも開催していた。これは、自分が勉強に励んでいることを示すとともに、行幸先に特別な意味を附与しようとする目的が含まれていた。特に、大院君の居所である雲峴宮での召対は、大院君が君主の父親であることを強調するためであり、正祖が建設した華城[水原府城]での召対は、高宗が卓越した政治的力量を持っていた正祖を見習う、あるいは正祖のような強力な君主になることを誓うためであったと思われる。このように、召対は単に君主教育の次元を越えて、君主という政治的象徴性や、高宗の政治的意図を反映する席として利用されていた[134]。

その上、≪表4≫からは、提学経験者が主管する進講(日講)に比べて、参賛官の主管する召対の回数が、1867年以後に激減していたことが見て取れる。そこには、1867年10月以前に勧講と同一の教材を講読していた召対で、勧講と異なる本を勉強するようになったのが主な原因であると考えられる。実際、召対で勧講の復習が行われたのは、1864年1月15日に定められた勧講条目によってであり、高宗の勧講はすでに1865年で終わっていた。そのため、講筵では旧例のよ

133)≪註144≫と≪註145≫を参照
134)第三章第一節の1を参照

≪表5≫　高宗在位前期における時原任大臣との次対と召見の年度別・月別の回数

[凡例] * 上の段が次対、下の段が召見の回数である。召見は時原任大臣との召見のみを計算した。

* 1866年2月の朝参は、高宗の親政を記念するため行われた。

* 下の三つの段は、上から各年度における次対の合計、召見の合計、総合計であり、左側は次対・召見の合計と総合計である。

	1864 高宗1	1865 高宗2	1866 高宗3	1867 高宗4	1868 高宗5	1869 高宗6	1870 高宗7	1871 高宗8	1872 高宗9	1873 高宗10	1874 高宗11	1875 高宗12	1876 高宗13
1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0
2	1	0	0 朝参1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	0	0	3	0	0	0	0	0	1	2	3	1	2
3	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	1
	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
4	1	0	0	1	0/1	0	1	0	1	0	2	0	1
	1	3	0	0	0/1	0	0	1	0	0	0	1	0
5	1	1/0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	1	1/0
	0	0/0	0	0	0	1	0	0	3	0	1	2	0/0
6	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	2	1	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
7	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1
	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	1	0	0
8	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0
	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
9	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2
	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
10	1	0	1	0	1	1	1/1	0	1	0	1	1	1
	1	1	0	0	0	0	0/1	1	0	0	1	0	0
11	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1
	0	1	1	2	1	1	1	2	0	3	0	1	2
12	0	1	0	1	1	1	1	0	1	2	0	1	0
	1	1	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0
合計 103 /88	9 8.7%	8 7.8%	3(1) 3.9%	6 5.8%	5 4.8%	9 8.7%	10 9.7%	6 5.8%	5 4.8%	7 6.8%	13 12.6%	11 10.7%	10 9.7%
	9 10.2%	8 9%	10 11.4%	3 3.4%	6 6.8%	3 3.4%	6 6.8%	6 6.8%	7 8%	10 11.4%	8 9%	8 9%	4 4.5%
総合計 191	18 9.4%	18 9.4%	13 6.8%	9 4.7%	11 5.7%	12 6.3%	16 8.4%	12 6.3%	12 6.3%	17 9%	21 11%	19 10%	14 7.3%

うに、進講で儒教経典を召対で史書を講読すべきであったが、高宗の勉強不足と聖学への負担を減らすため、1867年10月まで遅延されたと見られる。しかし、10月19日の進講と召対で同じく『大学』を勉強したのを最後に、双方の教材が区別され、翌日の20日からは、進講では『大学』が、召対では『通鑑』が講読されるようになった135)。すると、高宗には、それまで勧

135)官撰史料からは、なぜ急にこのような変更が行われたのかに対する記録を探すことかできない

講の復習の場としてその学習の負担の少なかった召対での勉強が、急に重々しく感じられるようになっただろう。結局、高宗が1867年11月から召対をあまり開催しなくなった原因は、二冊の本を同時に勉強しなければならない、すなわち学習量の増加による負担からであったと判断される。

≪表5≫は、高宗在位前期における講筵以外の、時原任大臣との会合である次対と召見(引見)の回数を示したものである。高宗は定期的な次対とともに非定期の引見を召集していたが、それは大院君政権期において1ヶ月に1回の割合で開かれた。前述したとおり、当時、高宗には君主としての実質的な統治活動より講筵での学習が重視されていたが、同時に政府官僚との多様な接触をつうじて、政治懸案と状況の把握や、政策の樹立過程の理解などの、統治技術を覚えることも求められていた。要するに、高宗は在位前期において、進講・召対などの講筵と、次対・引見・召見などの時原任大臣らとの会合を通じて、理論的で理想的な帝王教育のみならず、現実状況の中での君主の役割と活動のあり方について学習していたのであった。

そのうえ、≪表5≫から分かるように、高宗が実質的に親政を行うようになった1874年以後、政府官僚との定期的な次対を開催する回数が少し増えていた。これは、君主の国政主導を公式化して統治者としての地位を確立しようとする、高宗の意図の反映であった。また、非定期的な召見まで合わせて1874年半ばまでの時原任大臣らとの召見の回数が多かった理由は、政権交替に伴って解決すべき問題・課題が増加したためであった。特に、1873年11月と12月に大臣との召見が増えたのは、高宗の親政と関連して崔益鉉の処罰をめぐる時原任大臣と高宗との対立や、親政宣布以後の政権に対する調整の必要性が生じたためであり、1874年1月と2月の増加は、政策の転換、特に清銭の廃止がもたらした財政不足・物価急騰などの国政問題を議論して、対策を模索・樹立して、一刻でも早く政局を安定させるためであった。このように、高宗は親政を宣布する過程において、講筵の場で崔益鉉上疏の正当性を唱えるとともに、政府官僚との会合を召集・主管して、自らの政治運営と統治権回復の状況を公表し、政権交替に伴う様々な混乱と問題点を迅速に解決しようとしたと言える136)。

その他、高宗が在位前期において、学習した教材と時期をまとめると、次のとおりである137)。

1864年1月～同年3月『孝経』
1864年3月～1865年3月 『小学』1-3巻
1865年4月～1866年11月 『通鑑節要』
1866年11月～1867年10月 『小学』4・5巻
1867年10月～同年11月 『大学』
1867年11月～1868年11月 『論語』
1869年1月～1870年12月 『孟子』

136)親政宣布前後の状況と講筵・次対・引見・召見の詳細な内容は、第四章を参照
137)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』の記事から作成

1871年2月～同年4月 『中庸』
1871年5月～ 1875年12月『詩伝』
1867年10月～ 召対の時に『資治通鑑』
1868年8月・9月の四回の夜対 『羹墻録』[138]

高宗の教育は、上の冊子の順番に進んだ。高宗は、1867年10月、進講で『大学』を、召対で『資治通鑑』を講読する前は、進講と召対で同じ教材で勉強しており、臣下の要請にもかかわらず夜対の開催はただの四回に止まっていた。

一方、1866年2月13日、神貞王后は、高宗の国婚の準備が行われるなか、垂簾同聴政の終了を公表した[139]。そして、同年3月6日、領議政趙斗淳は、閔致禄家との国婚の決定を祝う場で、「勧講」という称号が、事の体面に適切ではないため、「進講」に改めて、講筵官や講官を前例に依って参加させることを提案した[140]。したがって、高宗の講筵は、婚姻と親政 ― 神貞王后の垂簾同聴政の終了の意味 ― をきっかけに「進講」に変更されるようになった[141]。とはいえ、進講はその学習教材と講筵官の構成面において以前の勧講と大きく異ならず、単に講筵を行う場所が、以前の昌徳宮の重熙堂と観物軒から、昌徳宮便殿の熙政堂と誠正閣に変った程度である。このような講筵場の変更は、熙政堂が神貞王后の垂簾同聴政を行った場所であり、当時の実質的な政治会合場であったという点から[142]、親政宣布と結婚後、高宗の君主としての政治的な地位を表明するための措置であったと見られる[143]。

その後、1869(高宗6)年5月1日、領議政金炳学が、礼節が簡便であるため「進講」を行ってはいるが、その事体の尊厳は経筵に及ばないと唱え、毎日「法講」を設けるべきであると啓して、高宗がこれを受け入れたので[144]、その翌日に朝講が開かれた[145]。1872(高宗9)年1月、

---

138)『列朝羹墻録』、または『御定羹墻録』ともいう。英祖代の李世瑾が作った『聖朝羹墻録』をもとに、正祖の命により李福源らが1785年に編纂したものである。祖宗の行跡を記録した本であり、創業史蹟・敬天思想・斉家・言路・人材登用・生業勧奨・制度整備・異端排斥・私兵禁止・風俗浄化・救恤策・刑政・経済政策などに関する事項が収録されている。「羹墻」は先王を追悼するという意味で、堯が死んだ後、舜が堯を忍ぶ情を既述した時、羹を見ても思い浮かび墻を見ても思い浮かぶという故事から由来した言葉である

139)『承政院日記』1866(高宗3) 2 13

140)「領議政趙斗淳曰、『講對事體、今不當仍用前称、請改以進講』」(『承政院日記』1866(高宗3) 3 6)

141)先代の純祖と憲宗も国婚を前後として、勧講が進講の形態に変った - 「煥之啓言、『今日御講筵、而今時則異於年前、勧講之勧字、乃自下勧勉之意也。終有所未安、勧字改以進字為宜、此後則以進講書出、何如』」(『純祖実録』純祖2(1802)年9月25日)、(『日省録』憲宗3(1837)年2月10日、大王大妃殿命勧講改称進講)

142)正祖代までは、昌徳宮の本来の便殿であった宣政殿で政治を論じる場合が多かったが、純祖代からは熙政堂を以て、国務を論議する御殿として利用するようになった。英祖は即位30年頃から熙政堂で頻繁に経筵を開催していたが、正祖と純祖が熙政堂を経筵の場として利用した例はあまりない。このような熙政堂が本格的に君主の聖学と政務室として活用されるようになったのは憲宗代からである。憲宗は、即位直後から熙政堂で勧講を行っていた。各実録の記録による。

143)金世恩『高宗初期(1863～1876)国王権の回復と王室行事』(ソウル大学博士論文、2003)、p63

144)「金炳學曰、『進講之設、爲其禮節之簡便、而第念詢諮之廣得、事體之尊嚴、尤莫如經筵之爲重。臣意則、每日法講設行、或値經筵命停之時。乃行進講、以存故規、以資兼聽、恐好』」(『承政院日記』1869(高宗6) 5 1)

再び領議政金炳学は、未だに講号を「進講」としているのは事体に適切ではないため、名称を「日講」と「日講官」に変更すべきであると主張した。これに対して高宗は将来法講を行うので、今は日講へ変更する必要がないと答えたが[146]、このような事実は、進講が正式の経筵、すなわち法講より簡素な形態であったことを表している。また、高宗が、手続が複雑な法講 — 講筵官の人数が増えて高位官僚が参加し、一日三回開催される — より進講を好んでいたことが読み取れる。しかし、1873年の実質的な親政宣布の直後には、領議政李裕元の提議によって進講の名称を「日講」に変更し[147]、より正式な講筵の形態を整え、聖学の側面においても親政に適合の君主の在り方を揃えて、親政体制の構築を公式化しようとした。

このように、高宗の教育を担当する講筵の名称は、勧講→進講→日講として変っていたが、その内容面、すなわち講読する本と講筵官の構成上に大きな変化・差異はなかった。ただ、前述したように、高宗の授業の回数は徐々に減り、臣下からの諫言の対象となっていた。1870年4月、知経筵事沈承沢は、「見るに、毎回講読するところが十行に満ちません。もし、行数が少し多くなりますと、新たに学んだところを十回読む際に、たまにめちゃめちゃな時がございます。祖宗朝の毎日の三回の講筵・召対・夜対の規定に視べると、三分の一にも及んでおりません。…外間の士子の学習課程を言えば、『孟子』七篇は十五日を過ぎないうちに卒業すると云います。帝王の学問は匹庶と異なっていますけれども、『孟予』の講読を始めてから今一年が過ぎていますが、まだ終わっておりません」と、高宗の聖学が不振な状態について慨嘆したうえで、行数を一二行でも増やして一日でも早く終わらせることを求めた。これに対して、高宗は徐々に行うと返事しただけで、その以後も講筵に積極的に取り組む姿勢を取らなかった[148]。

高宗は即位初期に神貞王后の垂簾同聴政の下で勧講が行われていた時には、規程上の休日を除けば、毎日進講と召対を実施するほど、学業に専念していた。しかし、高宗の講筵開催の回数は、1865年から1866年にかけて冬休みを経て、神貞王后の垂簾同聴政が終了して公式的な親政体制が整えられてから、減る一方であった。また、講筵は、1873年親政を宣布する際に、高宗の意見を披瀝する場所として積極的に利用されていたが、親政宣布の以降は、開催さ

---

145)このような金炳学の勧誘によって、1869年5月2日の朝講、5月3日・4日・7日・8日・9日・12日の昼講を合わせて7回の法講が開かれており、特進官が加えられて参加した

146)「炳學曰、『殿下春秋鼎盛、聖學緝熙、講号之尚称進講、事體悚惶。自今進講、称日講、講官、竝以日講官下批何如』。教曰、『將行法講、間有進講、姑不必以日講改定矣』」(『承政院日記』1872(高宗9) 1 25)

147)「領議政李裕元曰、『今日之最大本・急先務、講學也。涵養德性、在於學、開廣聰明、在於學、以至裁斷機務、亦在於學。…謹稽宋明之制、經筵之外、每日開講、取其礼貌簡便、課程專一之義、此今日進講之規也。依先朝定式進講、称以日講、講官亦以日講官下批、恐好』。依爲之」(『承政院日記』1873(高宗12) 12 24)

148)「承澤曰、『伏覩自止毎不滿十行、若行數稍多、則新受音十遍之際、或有支離之時。而視祖宗朝日三講筵召對夜對之規不及三分之一。…以外間士子工課言之、孟子七篇不過十五日而卒業云矣。帝王之學雖與匹庶有異、孟子始講今過周歲、而未畢。伏願毎下飭教雖一二行添付、以入限盛熱前畢講之地、千萬顒祝』。…予曰、『亦當次次爲之矣』」(『日省錄』1870(高宗7) 4 23)

れなくなった。これは、高宗が講筵を以て、聖賢を見習って学問を成就する学習の場としてより、君主の政治的な立場を表明するところに大きな意味合いを置いたことと、親政宣布以後に頻繁に次対や召見などで政府官僚と接していた彼に、それ以上講筵をつうじた勉強に力を注ぐ必要がなくなったことを表していると言える。

では、次は、高宗が帝王の学問である聖学に対して如何なる認識と態度を示しており、授業での主な関心事は何であったのかを、勉学に専念して講筵を頻繁に行っていた即位初期を中心として、考察してみよう。

3 即位初期の講筵における高宗の関心と態度

即位以前、高宗は潜邸で『史畧』(『十八史畧』)を勉強していた[149]。高宗の学問の水準は、高宗自らが述べているように、修己の要道と統治の大本をさとるに及んでいなかった[150]。したがって、彼は勧講において勉強の基本姿勢などを、厳しく正されるようになった[151]。そこには読

---

149)「元容曰『殿下潛邸時讀何書乎』。予曰『史略初卷也』。元容曰『讀幾行乎』。予曰『三數行矣』。元容曰『讀幾遍則成誦乎』。予曰『五六遍則可誦矣』。元容曰『對書果不厭讀乎』。予笑而不答。大王大妃殿曰、『雖厭讀豈可對卿等称厭乎』。仍敎曰、『當講何書乎』。元容曰、『朝讀小學、夕以史略、行召對恐好矣』。興根曰、『小學固好、而先讀史略、明習古昔治亂之事、亦好矣』。左根曰、『先讀史書然後、古代事蹟帝王治法、可以次次領會矣』。斗淳曰、『小學是作聖根基、以此開講恐好矣』。大王大妃殿曰、『史略固好、而以孝經爲定則何如乎。孝經編數不多、訖工亦易矣』。元容曰、『臣等趁公除前、當相議定入矣』」(『日省錄』1863(高宗卽位) 12 13)

『史略』は、正祖は王世孫の時であった1760(英祖36)年から、純祖は元子の時であった1797(正祖21)年から読み始めた史書である。正祖は自分が史書である『史略』と『通鑑綱目』を何度も読んでおり、この本には統治活動に受容できる面が多いと述べ、歴史書籍の重要性について強調した -「元子畢講小學…上謂諭善尹得孚曰、『則元子志思漸長、宜講史記。予則得力於史記者多、史略則讀至第五卷、綱目則七十六卷、屢回輪讀、故至今需用、多賴於此書。今欲使元子讀史、則當講史略、問諸師傅而定之、卿須往復以奏』」(『正祖實錄』正祖21(1797)年5月8日)

150)「而甘盤旧學、尙玆罔顯、未聞修己之要道出治之大本。自省漸愧、不覺惕然于心」(『承政院日記』1864(高宗1) 2 7)

151)「熙正曰、『每於進講之際、非但溫習於大文自止而已。雖註說、亦須玩繹、以資貫徹之工』」(『承政院日記』1864(高宗1) 3 12、召對)、「斗淳曰、『勤講學、出治之大本。而近日進講之小學一部、卽修齊治平要道所載也。日累月積、融會始終、浹洽體貼、心得而躬行、則下行上達、進修有梯級矣。凡讀其書而究其旨、蓋將以施之於事爲、以求夫驗效所及、若悠汎放忽、不免有書自書之歎、是口耳之資而已』」「淳學曰、『帝王之治、必資於學問、學問之道、必本於誠勤。不誠而學者、未之有也。不學而治者、亦未之聞也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 29、勸講)、「炳學曰、『講對切勿問斷。而雖召對之時、每於章句之疑晦、文義之微奧、必爲發問、與登筵諸臣、討論講磨』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 9、勸講)、「致定曰、『食不語寢不言者、聖人存心、惟一無他。當食則食而已、當寢則寢而已。言語非其時故也。是以存心是訓、最爲切要於讀書之工。今殿下、每於講讀之際、艱繼之時多、融會之時少。臣等常所憂歎。而聖工之未能存心、可以仰認也。…古語曰、舜何人也、余何人也。今殿下、存心惟一、執心惟正、念玆在玆、則何患聖學之不及於孔子也哉。伏願懋哉懋哉』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 18、勸講)、「致定曰、『殿下於進講之工、亦必以信示臣、而每讀前受音、融會甚罕、則溫繹之誠心講究、群下未敢信也。豈有不慊於上下相孚之道耶。讀書遍數、雖無加減、如或放心、則與不讀同也。伏願自今十分存心、以躋日新之盛、則臣等不期信而自信矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 5 14、勸講)、「大司諫金世鎬疏曰、『帝王之學、雖異於匹庶、智慧之益、莫過於書籍。凡於勸講・召對之時、情志疏通、酬酢如響、討論古今之得失、揚抑事功之成敗、則樂此不瘦、厭修罔

書をする理由や[152]、本を講読する時の声の高低の調節、または読む速度[153]、復習の方法[154]、などが含まれていた。この時、領中枢府事鄭元容は、読むべき本が多いが、高宗が熱心に学べば2・3年以内に全部読めると強調したうえで、知らないことがあれば随時に尋ねるように促した[155]。このような状況のなかで、神貞王后をはじめ、講筵官、大臣、儒生らは、高宗が聖学を通じて、国家統治のもとである君徳を育てることを持続的に督励していたが、それは、金炳学が強調しているように、「(君主の聖学は)単に文字を作ったり、見識を広げるためではなく、善を模範として悪を戒めにして、将来の統治の功績があるようにする」[156]というところに、高宗の教育の目的があったためであった。要するに、彼らは、君主の聖学進達の可否に国家統治の興敗が決定されるという認識の下で、高宗に聖学に邁進することを力説していったのであった[157]。

覽、自臻高明廣大之域』」(『承政院日記』1865(高宗2) 11 18、上疏)

152)「(徐)承輔曰、『朱子有言、讀書有三到、謂心到、眼到、口到也。三到之中、心到最緊。心旣到矣、眼口豈不到乎。伏願體念此語、每於讀書時、輒注目留心、領會文義、接續字句、則自然口順而無誤讀之患也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 24、勸講)

153)「致定曰、『願少低玉音、徐徐讀之』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 25、勸講)、「敦榮曰、『講讀之時、順氣徐讀、爲要道。順氣則有精神專一之效。徐讀則無字句誤疊之理、深加留念、區區之望也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 27、勸講)、「得林曰、『孝經、卽聖人之訓迪後學之書也。對此書、讀此書、安得不敬、而以今日進讀言之、句讀之誤、間斷之頻、全無致敬致力之意、此不能無厭懈之心、而不覺爲慢忽之歸也。然則非但有欠於敬聖經緯聖訓之道、亦於讀書之工、有何益哉。自今必於講讀之時、收檢持敬、專心致力、敬字上工夫、益加勉焉』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 29、勸講)

154)「斗淳曰、『終始二字、尤當體念處也。凡百事爲、必有終始。就以講學言之、或一日之內、或一讀之間、若始勤而終怠、有始而無終、則非所以爲學也。今殿下讀書、未知以幾遍課程。而課程之數、必晝夜孜孜、罔或有間、罔或有闕、則乃是進學之方也。自內講讀、果以幾遍爲課乎』。上曰、『六十遍爲課矣』。斗淳曰、『旣以六十遍爲則、每日立課、必爲準數、恐好矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 25、勸講)、「斗淳曰、『今伏聞殿下誦讀之音、則句讀不能順下、臣不勝万万顒悶矣。自內溫繹、果至幾遍乎』。上曰、『六十遍矣』。斗淳曰、『遍數則六十遍、不爲不多、而益加玩味、少無放忽、恐好矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 29、勸講)、「元容曰、『在內時讀幾遍乎』。上曰、『讀七八十遍矣』。元容曰、『讀時專心思文義、則不多讀而成誦、誦而不忘矣。古昔沖辟臨御之時、母后聽政、君上專意講學、成就德性。故及長而善政美規、皆從講學中施爲者也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 2 5、勸講)

155)「元容曰、『書有經史。史者歷代事蹟之所編者也。經者聖賢事言之爲万世常法也。易・詩・書曰三經、幷禮記・春秋則爲五經矣。三經而幷論・孟・庸・學則爲七經、又幷禮記・春秋・孝經・爾雅・周禮・儀禮則爲十三經矣。經史不可不讀、而雖以閭閻士庶言之、十五歲前、皆讀通史及七書矣。今殿下、一念勤學、則數三年之內、豈可不盡讀經與史之可讀者乎。…文之有疑者、事之未曉者、隨輒詢問、則自然日知所不知、至於周通事物之理矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 17、勸講)

156)「炳學曰、『書非但爲作文字、廣見識而然也。善可鑑而惡可戒、將欲有功於出治之意也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 9、勸講)

157)「民生休戚、專係於人主之學不學」(『日省錄』1863(高宗卽位) 12 13)、「鄭元容曰、『自古聖哲之君、必皆好學。 且民心向背、專由於其君之學不學』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 13、大臣備辺司堂上入侍)、「李世容曰、『帝王之學異於匹庶、求其出治之本、必須學問中出來矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 5 20、大臣政府備局堂上引見同爲入侍)、「今日悠悠萬事、莫先於聖學一事。而勤與不勤實係治忽之間」(『日省錄』1864(高宗1) 7 22)、「顧今應天以實之道、莫先於勤聖學也」(『日省錄』1864(高宗1) 9 5、三大臣聯箚)、「夫聖學爲君德之大本」(『承政院日記』1864(高宗1) 10 2、領議政趙斗淳・右議政任百經聯箚)、「領議政趙斗淳啓曰、『此皆聖學之要道、而敬天法祖愛民之實、亦豈外於是』」「右議政柳厚祚啓曰、『保聖躬勤聖學、祖宗付之重、臣民愛戴之望、皆在於殿下一身』」(『日省錄』1866(高宗3) 2 27)、「趙斗淳曰、『聖學爲萬化之原 而左相之言甚切當矣』。炳學曰、

このような聖学の重要性について当事者であった高宗は、

> 治の要はひたすら学問を先にすべきところにある。人君が学ばなければ民を治めることができず、臣民が学ばなければ上の人々に仕えることができず、国の治乱や得失、かつ人の賢愚と是非を分別することができない。今日、私もまた学ばなければ政謨や治法の面において何を以て昔を手本にして今に行うことができるか158)

と、自ら勉学に精進しなければ国の根本が乱れ、統治ができなくなると述べ、君主の聖学が国家統治に及ぼす影響について充分に理解している姿を見せていた。また、「今年講読に勤めないで、来年に行うことを欲すれば、勉強がしだいに怠慢になり、将来の成就の効果を期待するのが困難である」159)と論じ、聖学に持続的に邁進することを誓った。

高宗の勧講は、1864年と1865年に行われた160)。勧講では、『孝経』と『小学』が講読されており、君主の持つべき認識・姿勢に関する教育が主となっていた。ここでは、実質的な政治問題に係わる会話は多くなかったものの、講官以外に時原任大臣が多く参加し、高宗の政治的な資質の習得に協力していた。1864年1月29日、領議政金左根と都提調趙斗淳は、講読の終了後、金鎮衡の上疏問題を挙げて、彼に流配より厳しい処罰を下すべきであると奏したが161)、ここから高宗に政治活動への関与が求められていたことを窺うことができる。これに対して高宗は、神貞王后に申し上げると答えたが、垂簾同聴政を行う神貞王后の不在の場で、即位したばかりの高宗の前で政治的話題が取り上げられたのは注目すべきところである。

一方、高宗の講筵の場における政治的な関心は、民生安定に集中していた。これは、統治者の最優先の課題が民生安定にあるという判断のうえで、その自覚の表明をつうじて君主としての正統性を確保するためであった。1864年3月30日、即位して3ヶ月しか経っていない高宗は、民生と地方行政の状況について、次のような会話を講官と交していた。

> 高宗　「近来聞くところでは、地方の人々は耕作や織物に励みに励んでも、飢えと寒さから

『見今殿閣之微涼已生、従近開講勉進聖學』」(『日省錄』1866(高宗3) 7 25)

158)「上曰、『爲治之要、惟學是先、故人君不學、不可以御下、臣民不學、不可以事上、而國之治亂得失、人之賢愚是非、無以明辨矣。在今日、予亦不學、則政謨治法、亦何以師古行今乎』」(『承政院日記』1865(高宗2) 12 13、勧講)

159)「上曰、『今年不勤講讀、而將欲行之於明年、則工夫漸至於懈怠、難望將就之效矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 9、勧講)

160)高宗即位初期の勧講開催の総数は純祖・憲宗代に比べて二倍ほど多く、高宗3年からの進講の一年の総開催回数に比べても明らかに多い。≪表4≫を参照

161)「左根曰、『日前金鎭衡疏事處分、非不至當。而其所遣辭、究說不得、只見其駭妄無嚴之極。臺閣聲討方張、而大抵罰止竄配、太涉惟輕。故敢此仰達矣』。斗淳曰、『金鎭衡疏、名以說弊而一二句語、包藏隱映、絶悖至兇。所謂群疑何疑、久鬱何鬱。事係重敬、臣不敢臚陳。而倡千萬不當之說、甘犯千萬罔赦之罪。今若以疎逖貿昧、罪止竄配、則群情憤痛、恐無止熄之日。臺閣聲討、必將繼發。亟允其請、是臣區區之望矣』。上曰、『當仰稟東朝矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 29)

免れられない反面、ソウルの人々は真面目に働かなくてもむしろ絹の服と米飯を食べる人が多いという」。…「農民のみがとりわけ苦労しているのはどうしてだろう」。…「聞くところでは、貪汚な吏で公納に憑藉して、規定外に徴収する者がいるという。これは真に民の膏血を啜すことである。どうしてそうすることができるのか」。…「善く治める者は久しく任せた方がよろしい」

鄭元容「吏をよく交替させれば、民が害を受けます。今後、守令に空きがあった場合には、銓官[吏曹と兵曹の官員]に申飭[諭して戒めること]して慎重に択んで、久しく存在するようにして下さい」

高宗　「監司が若しよく治めなければ、その害はどうなのか」

鄭元容「守令が職を尽くさないのは、害が一邑に止まります。監司がよく治めなければ、害は一道に及びますので、尤も慎重に択ばなければなりません」

高宗　「監司と守令がみなその職をよく尽くせば、民が流離する患を免れるだろうか」

鄭元容「そうでございます。聖念が、長く安民と保民に留められますなら、俗は美しく治は隆んになることを期することができます」…

高宗　「郷民は一年中耕作しても、着るものがなく、腹を充たすことができないが、京民は耕しもせず織らなくても、白米を食べて紬帛を着るのは、どんな理由からであろうか。郷民がどうして可哀想ではないだろうか」。…「聞くところでは、京民は喜んで酒を飲み互いに争うのを好むという。酒の害は甚だしく大きい。どうして禁じないのか」。…「近来聞くところでは、米価が高騰しているというが、酒を醸すことを禁ずるべき時である」[162]

ここからは、少年君主である高宗の目に、世の中の状況が不公正に映っていたことと、彼に、このような状況を改善しなければならないという熱意があったことを読み取ることができる。特に、即位したばかりの高宗が、優秀な地方官の長期間在任と酒造禁止を唱えるなど、民生への格別な配慮を表したのは、地方行政と民生安定を強調する周辺からの助言が如何に多大であったのかを物語っている。このような状況で、彼は、豪強の土地兼併の阻止を力説し[163]、地方守令が

---

162)「敎曰、『此云飽食煖衣、近聞鄕民、勤於耕織、而猶不免飢寒、都下之民、不勞力而猶多衣帛食稻者矣』。…上曰、『田民之偏被困瘁者、何故也』。…上曰、『聞貪汚之吏、憑藉公納、科外徵索者、眞是唆其膏血也。何忍爲此乎』。…上曰、『善治者、使久其任爲好矣』。元容曰、『吏數遞則民受害焉。此後守令有窠時、飭銓官愼擇、而久任焉』。上曰、『監司若不治、則其害、何如』。元容曰、『守令失職、害止一邑。監司不治、害遍一道。尤不可不愼擇也』。上曰、『監司守令俱擧其職、則使斯民免流離之患乎』。元容曰、『然矣。聖念長在於安民保民、則可期俗美而治隆矣』。…上曰、『鄕民則終歲耕作、而衣不掩體、食不充腹、京民則不耕不織、而飯白米服紬帛、何爲而然也。鄕民豈不可矜乎』。…上曰、『聞京民、喜飮酒好相鬪、酒之害甚大、何不設禁乎』。…上曰、『近聞米價高騰、亦可爲禁釀之時也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 3 30、勸講) - 省略したところは民生や地方の行政に関する話ではなかったので省略した。

163)「上曰、『經界之論、此時之急務也。惡其害己、不悅者衆、是爲功切之最者。而爾言若是切實、可以塞豪右兼幷之口矣。所陳柳馨遠經綸文字、當留念矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 7 15、副司果李龔秉の上疏に対する批答)

還穀の運営において郷吏にだまされている状況を知っていると論じ[164]、その改善を促すことを以て、周辺の期待に応じようとしていた。また、天災地変に対しては、自らの統治における過失への警告であると反省するとともに[165]、雨による農事への被害と麦を主食としている農民の生計を懸念するなど[166]、民本認識を繰り返し披瀝して、君主としての資質を示していた。

このように、高宗の民生への多大な関心と、それに基づいて君主の姿勢と任務を学ぼうとする熱意は、農民の生活と地方官の治め方を重視することで表出されていた。1864年9月21日、勧講では守令の行政問題が取り上げられたが、これは、その前日の召対の、官員の治績による黜陟[任命と罷免]問題に対する討論の続きであった。勧講が始まると、前日にも検討官として出席した張膺杓は、自分が昨日の召対の時、三年ごとに功績を調べて、三回考察して黜陟させる(三載考績 三考黜陟)の文を開陳した時、高宗が、「守令が善くないと雖も、久しく置くことができるか。その間、民生の危難はどうして耐えていくのか」を尋ねたと述べたうえ、守令の頻繁な交替による問題点や厳重な治績の判断の重要性について説明した[167]。すると、高宗は張膺杓に、彼の住んでいる邑と、守令の治め方や邑の弊害に関して質疑した。

張膺杓「(邑の弊は)公穀と公銭を、吏胥に奪われることでございます」
高宗　「其の弊がこのようであるが、其の守令がよく治めなければ、其の民はどうして生きるのだろうか」
張膺杓「聖上の民のための慈恤がこのようにこの上ないことであります。守令がもし仰いで実行すれば、民の資生の道があるはずです」
洪軒鍾「勧講の筵礼は召対と自から別でありますが、今日登筵した玉堂は文義を奏対する以外に、他の話で煩わしく汚しているのは、極めてけしからぬことでございます。推考[取調]するのが如何でしょうか」
高宗　「私から発問したためである。推考しないようにせよ」[168]

---

164)「上曰、『各邑守令之不治、蓋緣還穀糶糴之際、爲該吏輩所舞弄作奸故也』。致定曰、『或不無其弊、而守令寧有邑邑不治之理乎』」(『承政院日記』1864(高宗1) 8 2、勧講)

165)「上曰、『大臣何以引咎。予於政事、有過失、天其或者警予也』」(『承政院日記 』1864(高宗1) 9 20、藥房入侍)

166)「上曰、『此雨無所害處耶』。學性曰、『麥之爲種、雪不厚覆、而雨如過注、則根苗可凍、於麥最爲害矣』。上曰、『民多以牟麥爲資生矣』。學性曰、『然矣。春夏間舊穀已盡、農家資生、惟在於麥。此穀於民、亦爲緊重矣』。上曰、『甚恐懼矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 19、勧講)

167)当日(9月20日)の召対の記録がないため、9月21日の勧講記事を参考した -「膺杓曰、『臣於昨日召對、歷陳三載考績三考黜陟之文。而聖教有曰、守令雖不善、亦可久置乎。其間民生之阽危、何以耐去乎。殿下一言、足以致泰平之至治矣。…臣生長遐鄉、略聞民情、則新舊迎接之費、吏胥偸弄之患、由於守令之數遞、而官無做治之隙、民無蒙惠之暇、殿最黜陟、雖不得不嚴、而賢否得失、亦不可不辨矣』」

168)「上曰、『所居何邑耶』。膺杓曰、『臣在慶尙道仁同矣』。上曰、『其邑倅誰也』。膺杓曰、『趙行林也』。上曰、『該倅善治乎』。膺杓曰、『臣之到京、在四月初。而該倅莅任、在七月晦矣。未能的知其聲績之顯著、而轉聞勵精求治、殫心矯弊、弊局有向蘇之望矣』。上曰、『其弊、何如』。膺杓曰、『公穀・公錢、爲吏胥之乾沒矣』。上曰、『其弊如此、而其倅不善、則其民何以生乎』。膺杓曰、『聖上爲民慈恤、如此其至、守令若能仰體、則民有資生之道矣』。軒鍾曰、『勧講筵禮、與召對自別。而今日登筵玉堂、文義奏對之外、以他辭煩瀆、極爲未安。推考、何如』。上曰、『予旣發問、

ここで表れているように、高宗は地方統治の状態と地方官の治め方に関心を持ち、講筵の場で、講筵官の故郷の行政状況を聞き出して、地方の民生の事情を把握しようとした。その後も高宗は、学習の内容が自分の興味のある現実問題と関連していれば、その話題について質問する態度を取りつつあったが、これは、講筵が単に思想と理論を学習する場所ではなく、高宗が政治的状況を理解して内外的な情報を習得するに重要なルートであったことを意味している。

ところで、このような高宗の積極的な民生と地方行政の実態の把握への意志とは裏腹に、参賛官洪軒鍾は、召対と違って、勧講では文章の意味以外の話を取り上げる行為が妥当ではないと唱え、張膺杓の罪を問うことを申し上げた。これに対して高宗は、自分から先に質問したため、処罰する必要はないと答えたが、洪軒鍾の態度は、高宗に強調されたのが治国ではなく修身(聖学)であったことを明らかにしている。洪軒鍾は、教育が始まったばかりで、まだ勉強のやり方に対しても指摘される状態で、他の話題で高宗の注意が分散されることを妨げようとしたのであった。

このような講筵官の指摘にもかかわらず、高宗の民生と地方事情に対する表明は持続され、1864年9月の勧講で彼は、「私が潜邸にいた時、うまく治められていないという話を聞いた。今後もこのようであれば法律で対処するがゆえ、充分に慎むべきである」169)という発言までしていた。また、同年11月9日の勧講でも、再び講筵官の居邑を尋ね、そこの地方官の統治と民生の状況を把握しようとした。この日の高宗と講筵官との会話には注目すべき点があるため、以下に現代語訳してみる。ここに登場する金炳学は講官として出席しており、宋熙正は参賛官、姜長煥は試読官として参席していた。

高宗　「玉堂はどこに住んでいるのか」
姜長煥「公忠道永同県です」
高宗　「そこの守令の治め方はどうか。民はみな生業に安じているのか」
姜長煥「聖上の質問にどうして事実を申し上げないでしょうか。しかし、臣はこの邑の住民であり、官と民との間には分義があるため、恐れ入りますが、直接にお答えできません」
高宗　「詢問したのに、どうして直言できないのか」
金炳学「今の儒臣(姜長煥)の話は、「その邦に住んでいれば、その大夫を誹謗しない」という意味でございます」
宋熙正「そこに住んでいる民が、その地域を治めている官に言及するのは誠に穏やかなことではございません」

勿爲推考可也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 9 21)

169)「上曰、『承旨曾經金堤郡守乎』。檀(參贊官申檀)對曰、『然矣』。上曰、『予在潛邸時、曾聞不能善治之說矣。此後更或如是、則當以法處之矣。十分愼之、可也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 9 27、勧講)

姜長煥「官と民との間に、もし善政があれば当然お答えできますが、もし称えるべきことが無ければ、至尊(高宗)の前でどうして欺いて称え誉めることができましょうか」

高宗　「民は官の行政をいいと称えているのかどうか」

姜長煥「民がいいと称えているという話をまだ聞いたことがございません」

高宗　「ならば、善く治めているのではないことが分かる。永同の守令は誰なのか」

金炳学「判書吳取善の息子の健泳でございます」

姜長煥「この吳健泳の赴任は、たまたま民擾の時にあたり、人丁や田結を調べることがありました。それで民間はおのずと騒擾を起しました」

金炳学「守令の行政は三政がすべてです。近来、外邑に軍丁[16才以上60才未満で軍籍に入っている丁男]と田結[田と畑に賦課する税]の弊があるところが多いのです。それで軍丁と田結を調べる度に、民がよく騒擾を起します」

高宗　「ならば、民がどう生活していけるのだろうか。必ず離散の弊害があるだろう」

姜長煥「民はすでに騒擾しており、離散する者も無いのではありません」

高宗　「きっと貪墨の弊害があったためであるだろう」

姜長煥「臣は本当に知っておりません」

高宗　「民情が可哀想である。どうして生きていけるのだろうか。こんな地方官の行政を許してどうして放っておけるだろうか」

金炳学「軍丁・田結の調査は、民言を引き起こしますが、これは貪墨とは違います。今、もしすぐ処分を下されれば、儒臣には民として官を告発した嫌疑が生じます。暗行御史を以て再び調査するか、または別のルートで広く尋ねて、その虚実を得たのちに更めて処分を下される方がいいようでございます」170)

上の会話では、高宗の地方統治と民生の事情に関する把握の意志が大きかったことを窺うことができる。しかし、高宗が地方官の行政のあり方へを追及したのに対し、講筵官は民が官吏を告発することは無理であると主張して、高宗に統治状況の正確な報告を拒んだ。また、彼らは手続きの遵守と、たたちに守令を処罰すべき状態ではないことを唱え、高宗の即刻の処罰の動きを阻止しようとした。講筵官のこのような態度には様々な理由があっただろうが、まだ統治技術と統

170)「上曰、『玉堂居於何地乎』。長煥曰、『臣所居公忠道永同縣也』。上曰、『本倅之治何如、而民皆安業乎』。長煥曰、『聖教之下、安敢不實對。而臣是此邑之人、官民之間、分義斯在。雖極惶恐、有不敢直對矣』。上曰、『詢問之下、何不直言乎』。炳學曰、『此儒臣此言、卽居是邦、不非其大夫之意也』。熙正曰、『爲其居民、語及於守土之官、誠亦難安矣』。長煥曰、『官民之間、如有善政、則固當仰對。而若無可称之事、咫尺前席、豈可欺罔而称譽乎』。上曰、『民以官政爲便乎否乎』。長煥曰、『民言之称便、臣未之聞也』。上曰、『然則不善治可知也。永同倅、是誰也』。炳學曰、『判書吳取善之子健泳也』。長煥曰、『此倅赴任、適値民擾之時、有査丁査結之擧。故民間自致騒擾矣』。炳學曰、『守令之治、全在三政。近來外邑、多有軍結之弊。每於査丁査結之際、民情易致騒訛矣』。上曰、『然則民何以聊生乎。必有離散之弊矣』。長煥曰、『民旣騒擾、不無離散者矣』。上曰、『必有貪墨之弊矣』。長煥曰、『臣固未敢知也』。上曰、『民情可憫、何以爲生乎。如許吏治、豈可仍置』。炳學曰、『軍結査懲、雖致民言、此與貪墨有異矣。今若直下處分、儒臣不無以民告官之嫌。或以纏廉更探、又從他岐廣詢、得其虚實、更下處分、恐好矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 9)

治状況に対する理解の不足した高宗の積極的な政治関与への懸念と、当時地方の民生弊害の原因を根本的に解決しないまま地方官のみを交替させる処罰の問題、そして中央官僚と地方官との間の密接な関係などが含まれていたと考えられる。したがって、彼らは、地方官を告発することにおける困難や慎重な処罰を訴えたのであった171)。

ところで、この日の勧講での姜長煥の発言は意外な局面に展開するようになった。高宗は勧講が終った後、金炳学の助言を受け入れて、永同県監の治め方とその地方の実情について、該当観察使が調査して報告することを指示した172)。しかし、高宗の命を受けて調査した忠清道観察使申櫟が姜長煥の話が誣告であると報告したため、これは政治的な問題に転じた。同月28日、忠清道観察使申櫟は、永同県に関する調査結果を奏した173)。ここで彼は、質問すべき永同県の首吏と郷吏を捕まえたうえで、天安郡守南鍾鶴と懐徳県監金楽均を調査官に任命して、永同県の軍案と結簿を詳細に調べたが、帳簿に間違いがなかったのみならず、民の離散も根拠のない話であったと報告した。その上、彼は、むしろ永同県では軍丁と田結の弊害が直されて喜んでおり、(不当利益を得る道を奪われた)武断土豪が誣訴を起したと強調し、むしろ君主に私心で軽率な話を述べた姜長煥を処罰するように求めた。

すると、高宗は、土豪の土地や軍丁を隠す武断行為を禁じない限り、国家紀綱(法律)の確立や民生の安定が不可能であると力説したうえ、懲戒のために司果姜長煥を公忠左道査覈御史に任命して、彼が直接に軍丁と田結を調査して正して武断土豪を摘発することを命じた174)。ここで注目される点は、高宗が、意見が完全に異なる弘文館員姜長煥と忠清道観察使申櫟の話の中で、どの意見にも片寄らずに中立を保ちながら折衷案を提示したことである。高宗は、永同

---

171)実際、進講と召対を問わず、講筵の場で講筵官が地方官の統治や地方の行政状態に対して、高宗に申し上げるのは容易ではなかったと見做される。なぜならば、高宗の持続的な質問と要請にもかかわらず、地方観察使や暗行御史とは違って、講筵官は高宗に地方の事情を詳細に報告しようとしなかったためである。このような事実は、1872年4月の召対で、高宗が、召対は進講と異なるため慶尚道監営の事情について話してもいい、と強調した時も、閣臣金奎軾が少ししか泊まっていなかったため、詳しいことは知らないと述べながら、答えを控えようとしたことにも表れている(『承政院日記』1872(高宗9) 4 4、召対)

172)「伝于洪鍾華曰、『俄於講筵、聞玉堂姜長煥之言。則永同倅事、果如其言、誠万万痛駭。渠以是家之人、不念世受之恩、有此僭誤、至於入聞之境、尤庸慨惜。然而以査丁査結、致有閙端。則巡営必当詳知、此与捴括有異。而此乃一邊之言也。以今日筵説、自廟堂知委本道道臣、詳査以聞。而如或循私掩護、以致爽実。則公法自在、責有所帰、以此措辞行会』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 9、高宗伝教)

173)「公忠監司申櫟状啓、『以為、永同県首吏郷及応問者、捉致臣営。以天安郡守南鍾鶴、懐徳県監金楽均、差定査官、該県査丁査結時前後事実、眼同査覈。更就軍案、結簿、而消詳考閲。則諸招無所差爽、両簿皆有条理、又為別岐採探、居民離散之説、竟帰無実之科。且有該県大小民人等呈営聯状、故考見辞意、則両政既以矯弊、衆民莫不称頌。而以豪右武断之不得其意、以致誣訴起閙之端'云。玉堂姜長煥、身為侍従、以此私憾、率爾奏対、竟帰誣罔、極為駭然。請令廟堂稟処矣』」(『高宗実録』1864(高宗1) 11 28)

174)「教曰、『向以校理姜長煥所奏、有所道査之命矣。即見道啓、則事実一切相左、似有挟憾者然。姜長煥事、万万駭歎。近来豪右輩之武断、専由於隠結隠丁看作能事、愈往愈甚。若此不已、国何以立法、民何以聊生。此不可不一番大懲創。司果姜長煥、公忠左道査覈御史差下、当日下送、幾邑軍結之査正処、一一更覈、期於従実釐正、而武断之人、亦為摘発啓聞事、招致啓板前、厳飭下送。原状啓、姑為留置廟堂』」(『高宗実録』1864(高宗1) 11 28)

県の行政に問題があるという姜長煥の発言も、永同県の行政状態に対する批判はむしろ武断行為ができなくなった土豪によるものであり、君主に虚偽事実を上奏した姜長煥を処罰すべきであるという申櫶の報告をも聞き入れなかった。そして、より正確な真相の把握のため、問題を提供した当事者である姜長煥を調査官として派遣して直接に調べるようにしたのであった。こうした高宗の伝教に、大院君、あるいは神貞王后の意思が反映されていたのかを官撰史料から窺うことはできないが、高宗の行動が講筵官に対する配慮であり、真偽を正確に把握しようとする意図からであったのは間違いないだろう。

しかし、高宗の命令に対して、姜長煥は査覈御史の職務を辞退する上疏を出して、自らが武断土豪であることを認めた[175]。姜長煥は高宗の措置に感服して詳細に調査することで贖罪しようと考えたが、到底郡県の吏民と接する面目がないので、職務を遂行できないとして、辞職を請うた。姜長煥が自ら武断土豪であることを自認すると、高宗は、

> 姜長煥の奏対は(私が)講筵に臨んで質問したところによるものであれは、どうして敢えて官民の私義を顧みることができるのか。もしも指摘すべき端があれば、事を明確で率直に詳細に隠さずに告げるべきである。すこし話した後、口を濁したのは、嫌疑を避けるようであったか、畢竟恨みを持っているという跡を隠せなかったのである。私はなお道臣の調査の不充分であることを慮り、彼に自ら往って査覈するようにさせた。しかし、突然上疏を出したのはどういう話であるのか。命令を怠慢にして違反した罪も許しがたいが、儒臣を称しながら、武断土豪として査啓に名が挙がった。このように取り乱して、朝廷に恥をかかせることが、これより甚だしいものはない[176]

と述べ、勧講で地方の行政実態について詳細で明確に報告すべきであることや、観察使の調査が不十分であると考えて、姜長煥に再調査を命じたことを明らかにした。そして、儒臣が武断土豪と指摘されたことは決して許せないと強調し、彼への処罰を命じる一方、道臣に調査するように指示したことが該邑の人口・土地、かつそれに対する行政の是非のみであったにもかかわらず、道臣が儒臣の処罰について論じたのは間違いであると主張し、忠清道観察使申櫶の罪をも

---

175)「公忠左道査覈御史姜長煥疏略曰、『臣伏奉特旨、以臣為公忠左道査覈御史、辞教厳重、促令登道、其在不宿命之義。直出城外、前進至本道、歩歩思惟。只欲溘然、道啓所称隠結漏丁、臣実罪魁、武断郷曲。又非他人則如臣罪累、不惟不置辟、反以銜命之重、委臣而栄臣、已非朝廷処置之宜、臣雖欲感激匪怒之教、自效将功之贖。以何面目、対郡県吏民、冒行査事。而以躬所犯罹、欲規正人不法。則天下寧有是理哉。寧被鉄鉞之誅、自処使命、冒没莅事、断無其望、詣永同県獄、猥徹封章、庸效古人、獄中上書之義、乞稟東朝、将臣前後罪犯、亟施当律焉』」(『承政院日記』1864(高宗1) 12 12)

176)「伝曰、『向来姜長煥之奏対、既因臨筵発問、則何敢顧官民私義乎。苟有指的可言之端、事当明白直陳、節節無隠、可也。其所呑吐、有若遠嫌、畢竟挟憾、莫掩其跡、而予心則猶慮道査之猶未尽、使之自往査覈矣、忽此投疏、此何説也。慢命委命之罪、已是難貸、而称以儒臣、乃以豪右武断、名登査啓、若是狼藉、貽羞朝廷、莫此為甚、査覈御史姜長煥、施以島配之典』」(『承政院日記』1864(高宗1) 12 12)

問うようにした[177]。これは、国政に官吏個人の感情と利害が反映されてはならないことを強調するための措置であり、何よりも高宗が、各地方の実状や事情に関する正確で徹底的な調査・報告を積極的に求めていたことを表している。要するに、高宗の言動は、国家の紀綱を確立して民生を安定させようとする彼の強力な意志の表明であったと言える。

ところで、講筵の席での上奏が該当官僚の処罰をもたらす事態に展開したことによって、勧講で地方の状況について質疑することは更に困難になっていた。すると、高宗は自らが講筵で自由に民生問題を尋ねてもいい環境を作り出そうとした。彼は、講筵で統治行政の実状に関する質疑応答のみならず、講官が自発的に民生の状態を上奏する雰囲気の形成を試み、1864年11月18日の勧講で、次のように述べた。

> 高宗「昨日玉堂(趙成夏)が書いて進めた故事によると、粛廟(粛宗)は朝講の時、「単に文章の意味を講説するだけではなく、必ず閭巷物情の艱難と辛苦の実状を、(私に)繰り返して暁諭して、(私の)耳が聞いて習熟するようにするのがいい」と、下教したという。今もまた、毎回の勧講・召対の時に入侍した諸臣は、この下教に依って(私に)陳奏をなすべきである」…
>
> 尹致定「粛廟の講筵での下教は、誠に欽んで誦することでございます。古から明君と哲君は、政務を行う合間に礼貌を簡素にして、臣下を召集し、民間の疾苦や治政の得失を問うことを以て、四目を明らかにし四聡を達する[広く四方の事物を見聞する/書経、舜典]道になさっていました。殿下もまた登筵の時に諸臣に、閭巷の物情・疾苦・艱難の実状を静かに下詢なされば、誰が敢えて心を尽して仰いで応対しないでしょうか」…
>
> 李明応「殿下の下教は切実で妥当でございます。上(君主)は九重の深宮に住まわれて、民情を詳細に聞けないようでございますが、毎日近臣とともに(民生の)疾苦と艱難を講説すれば、実に多大な徳化でございます」[178]

ここで、高宗は、粛宗が経筵の時、民生の状況について繰り返して報告するように官員に求めた故事を援いて、講筵官が勧講と召対を問わず積極的に民生問題を報告すべきであると唱えた。当時の高宗は、1864年10月6日の勧講に参賛官として参席した朴道彬の提案によって、毎

---

177)「伝曰、『向来行査之命、欲査該邑査丁査結措処之善否、而姜長煥奏対之得失、自可燭知矣。何嘗使儒臣、就査於道伯乎。道啓之輒加論断、有失内外軽重之体、公忠監司、従重推考』」(『承政院日記』1864(高宗1) 12 12)

178)「上教曰、『昨日玉堂書進故事曰、肅廟朝講筵時、非但講說文義、必以閭巷物情艱難辛苦之狀、反復曉諭、使耳聞習熟可也爲教。今亦每於勸講・召對時、入侍諸臣、依此教陳奏爲好矣』。…致定奏曰、『肅廟臨筵此教、誠爲欽誦萬萬矣。自古明君哲辟、莫不於視聽之暇、簡其禮貌、命群臣坐、訪問民間疾苦・治政得失、以爲明四目・達四聰之道矣。殿下亦於諸臣登筵之時、閭巷物情疾苦艱難之狀、從容下詢、則孰敢不悉心仰對。而都喩吁咈之治、將復見於今日也』。明應曰、『殿下之教、切當切當。上處九重深宮、似未詳聞民情。日與近臣、講說疾苦艱難、則實是德化之大哉』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 18、勧講)

日弘文館官員が書いて提出した祖宗の故事を読んでいたが179)、その中の粛宗の経筵故事を用いて、自分の意志を貫徹させようとしたのであった。高宗が祖宗の前例を引用して民情への詳細な報告を促すと、講筵官らも頷いて従うしかなかった。このように、高宗は勧講と召対が、経典の意味の解釈による理論の勉強に止まらず、多様で幅広い世の中の情報、特に民生の実状を把握できる手段として存在することを望んでいた180)。

高宗の地方統治・民生への関心は、国の根本が民であるという民本思想に基づいたものであった。彼は、民本統治の基本は民生を安定させることであり、それは民を間近で治める地方官によって左右されると判断していた。このような高宗の民本意識は次のような発言から窺うことができるが181)、彼は民と君主の関係を水と船に例えて、その緊密な関係と、民生を塗炭の苦しみに放置してはならないと強調したうえ、

> 国の根本は民であり、民が豊かであれば国が安定できる。ところが、民の保護の責任は全的に方伯と守令にある。…官が適任者ではなく、忽まに貪慾なことを行えば、上がいくら仁心を持っていたとしても民がその恩恵を受けることができない

---

179)「朴道彬曰、『臣伏見政院故事冊、則有玉堂上下番、取國朝美事、歴代帝王治政、名臣碩儒奏語、一段或數段正書入啓、留中不下之例矣。今若以寶鑑・經史中勤學崇德等事、自玉堂課日書進、付之殿壁、仍備乙覽、則恐亦有益於聖工矣。伏願以勤學崇儉四字、常留聖衷、以副八域臣民愛戴之望焉』。上曰、『使玉堂書入、可也。此例載於何冊乎』。基世曰、『承宣所奏、卽經筵故事、而臣曾聞純廟朝、臣父以館職、每有承命書入故事之擧、傳爲美事矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 10 6、勧講)。このような玉堂が故事を書いて差し上げる例は、1865年5月2日、講官李垿が高宗に、最近玉堂が故事を書く規定がなくなったが、講読の合間に何を読んでいるのか、と質問していることから、1865年3月前後でなくなったと判断される - 「李垿曰、『近日玉堂、無書故事之規、伏未知講讀之暇、燕閑之時、以何留覽乎』。上曰、『時或書字矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 5 2、勧講)

180)このような即位初期における高宗の講筵に臨む姿勢、あるいは熱情は、1867年の進講での金永爵の発言から窺えるように、徐々に変質していた。当時、金永爵は、高宗が質問しないため自分が抑鬱であると述べたうえで、「進講のみならずすべての講筵で、上下が話を交して、経史の意味を討論したり、(高宗が)閭巷の疾苦について諮問したりすれば、聖志の開発に役立ち、下情が通じない憂慮がなくなって、(上下が互いに)流れ通って信じあい、治は志にそむかないようになるでしょう」と、高宗による積極的な講筵の参加と主導を促した。これは、講筵官の非協調的な態度を押しきってまで積極的に民生の問題を聞こうとした即位直後の講筵での高宗の姿とは大いに違うと言わざるを得ない -「金永爵曰、『殿下毎於講筵、一次発問之外、更不問難。臣不勝抑鬱至。非徒進講、凡於筵中上下酬酌、或討論経史旨義、或諮詢閭巷疾苦、則聖志有開発之益、下情無壅閼之患、流通交孚、治将倣志』」(『承政院日記』1867(高宗4) 5 3、勧講)

181)「上曰、『君之保民如赤子、則民之戴君如父母而上下交孚矣。且民猶水、君猶舟。舟非水、不可以行、亦能覆舟。爲君者、其可一日忘民而置之塗炭乎』。…上曰、『國之本、民也。民富、則國可以賴安。而保之之貴、專係於方伯守令。…而官非其人、恣行貪墨、則上雖有仁心、民安得被其澤乎。…上曰、『以今日言之、鄉谷之民、躬耕力穡、終歳勞苦、而不得暖飽。京都之民、不耕不織、而衣食侈靡。以此論之、閭巷之疾苦艱難、不問可知矣』。…上曰、『此皆東朝朝夕誨予之旨也。慈教嘗曰、『今之赤子、與周之赤子、均是一民、而是民也、亦堯舜之民也。苟能懷仁撫義、道德齊禮、則亦可與堯舜比隆、惟在主上治教之如何耳』。…教曰、『筵臣中有鄉居者乎』。厚祚曰、『賤臣居嶺南尙州地矣』。上曰、『居在尙州、則慶尙一道內方伯守令之政治、何如。閭里民庶之苦樂、何如耶。東朝教以問吏治得失於鄉居筵臣、故有此發問。須爲詳細陳奏也』。厚祚曰、『嶺南有七十二州、而臣所居尙州、卽嶺南初到邑也。一道之事、未敢詳知。然殿下臨御以來、字牧之臣、擧皆實心做去、民生怡然矣』。上曰、『尙州之民、何以料生耶』。厚祚曰、『一境安堵矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 12 13、勧講)

と、国家の根本である民生に直接の責任を持つ地方官の治め方や心構えの重要性について力説した。そして、

> 現在、地方の民は耕して農事をして一年ずっと苦労しても暖かい衣を着られずお腹いっぱい食べられないのに、京都の民は農事をせず織物を作らなくても衣食が贅沢である。これを見ると閭巷の苦労が問わなくても良く分かる。…(東朝は今の民を)堯舜の民に等しくするのは、ただ主上(高宗)の統治と教化にかかっていると、おっしゃっている

と論じ、自分が地方の民の苦労を承知しており、君主が統治や教化の主体であると唱えた。また、彼は、再び講筵官の中で地方に居住中の者がいるかと聞いた後、慶尚道尚州に住んでいると答えた柳厚祚に、慶尚道の方伯・守令の政治と民生を尋ねた。ここで高宗は、以前の講筵で民生問題を質疑すべきであるという表明があったにもかかわらず、講官が自分の質問に対して再び否定的な反応を表すか意識していたせいか、地方官の政治の得失に対する質問が神貞王后の指示によるものであると強調した。このように、講筵官らの非協調的な態度に対して、神貞王后の権威を借りてまで地方の実状を把握し、問題点を指摘して改善を促すことを以て、自分の民本意識を示そうとした高宗の姿勢は、注目すべき点であると言える[182]。

その他、即位初期の講筵で、高宗は歴代の王が学問や政治に勤めた故事を頻繁にあげていた。高宗が、1864年10月6日の参賛官朴道彬の提案によって、玉堂の提出した祖宗故事を読んでいたことは、前述したとおりである。当時高宗が、弘文館官員が見習うべき祖宗の故事を提供したとして、引用した『承政院日記』の記録の中で、その内容が確認できるのは、1864年11月の20回、12月の2回、1865年2月の3回、合計25回である。その内容を、君主別・内容別の表に構成したのが≪表6≫である。

≪表6≫ 玉堂故事の内容分析

	世宗	文宗	世祖	成宗	宣祖	仁祖	粛宗	英祖	正祖	純祖	翼宗	合計
政治	①			②			①		①		①	6(24%)
民本				①		①		①	①			4(16%)
倹素			①					①	①	①		4(16%)
聖学		①			①	②	③		②	②		11(44%)
合計	1(4%)	1(4%)	1(4%)	3(12%)	1(4%)	3(12%)	4(16%)	2(8%)	5(20%)	3(12%)	1(4%)	25

182)高宗は即位直後から民生と地方官の行政の状況に注意を払っていた。そこには、当時の民生が深刻な苦況に陥っており、それが中央権力の集中と統治に脅威になっているという判断が作用していた。高宗は、潜邸ではもちろん、即位以後周辺から持続的に民生の深刻な破綻状態について聞き、君主の役目として最優先すべき問題が民生安定であると考えるようになった。特に、高宗が発言する際に頻繁に、「潜邸から聞いていた」、「東廟が懸念されている」などと述べたことは、彼の行動の背景に、大院君と神貞王后の認識が大きく反映されていたことを意味していると考える

この表を見ると、王朝初期の15世紀の世宗から19世紀に翼宗に至るまで比較的に多様な祖宗の治績が取り上げられていた。その中でも、18世紀の正祖の故事が最も多かったのは、正祖統治期が朝鮮後期の全盛期として見做されていたためであると考えられる。また、勢道政治期の君主においては、初期の純祖と高宗の養父である翼宗の故事が引用されただけで、憲宗・哲宗の故事は一つもないが、それは高宗が翼宗の養子として入籍されたことによって、哲宗時代が否定されており、憲宗が高宗の兄弟に当たったためであると見られる。

祖宗故事の内容は主に、政治・為民・倹素(節約)・聖学に分けることができ、政治には勤勉な政務活動・諫言の受容・人材登用・祖宗政治の具現などが、聖学には勤勉な聖学の態度、頻繁な講筵の開催、経典への尊重などの内容が含まれていた。特に、祖宗故事には聖学への勤勉と専念が最も多く引用されていたが ― 前述したように、聖学はすでに統治理念化しており、治国より修身(聖学)が重視されていた ―、これは祖宗の前例をつうじて、高宗の学習の意志を高めて聖学へ精進するように励ますためであった。その反面、高宗自らが祖宗故事を積極的に取り上げて論じていたのは、祖宗を見習っていることを強調するとともに、今後の決意を表すためであったと判断される183)。

高宗は、聖学への専念とともに君臣関係や諫言の受け入れ方を重視する立場を取っていた。君臣との関係の尊重や、諫言の受容と言路の開放を唱える高宗の発言は多数あるが、その例をいくつか挙げてみると、次のとおりである。

> 君主に過失があっても、臣下が正さないで、(君主の)面前では善であると称え、退いては後言のある人がいるが、これがどうして臣下のつくすべき道であると言えるだろうか。…諫言が至らなければ、どうやって政治をするのだろう。諫言する臣下がいてからこそ政治をすることができる184)

183)「上曰、『玉堂書陳古事曰。世宗大王、四更就寢、未明招接廷臣、其勤與勞、可以仰想矣』。鍾序曰、列聖朝勤政、類多如此、古之視事、必自未明、故延接臣隣之時、必設庭燎矣。非但勤政如是、夙興夜寐、亦學問中大用力處也』。…上曰、『曾聞古有親耕親蚕之事、然乎』。鍾序曰、『王后則親蠶、人君則親耕、王后之親蠶、爲供宗廟之祭服、人君之親耕、爲備宗廟之粢盛、皆出於敬祖宗之義也』。…上曰、『我朝亦有是法乎』。鍾序曰、『然矣。我朝有蚕室、乃親蚕之所也。又有東西籍田、卽親耕之所也。列聖朝多有行之矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 6、勸講)、「上曰、『玉堂故事中英宗朝、每當風雨不時、則恒用憧憧、豈非聖德乎』。垿曰、『昔我英廟、憧憧於乖和之時、益出敬畏之盛德、伏願殿下、仰體而懋玆焉』」(『承政院日記』1864(高宗1 11 7、勸講)、「上曰、『昨日玉堂故事、正廟朝崇德節儉、是聖德事也』。斗淳曰、『正廟朝崇儉之節、尤爲今日監法之事也』。上曰、『日前善惡圖序撰進之敎、卽出於監善誡惡之義也』」(『承政院日記』、1864(高宗1 11 10、勸講)、「上曰、『昨日所進玉堂故事、英廟朝崇儉之德甚盛、好矣』。學性曰、『英廟朝五十年治平、以崇儉爲本、古人曰、欲法堯舜、當法祖宗、在今日所當仰遵者也。雖以小學言之、英廟朝以此書一部爲治平之本、雖在倦勤之時、以此進講、此爲殿下所當繼述監法者也』。上曰、『涼傘、雖非宗廟動駕、亦用無紋耶』。學性曰、『然矣』」(『承政院日記』1864(高宗1 11 12、勸講)、「上曰、『見昨日玉堂故事、則肅廟朝贊唐太宗善從諫、甚盛德事矣』」(『承政院日記』1864(高宗1 11 22、勸講)、「上曰、『昨日故事、卽成廟朝令後苑樹桑及作水田事也』」(『承政院日記』1864(高宗1 11 24、勸講)

184)この日の勸講では、粛宗が唐太宗の諫言の受け入れ方を称えたことが挙げられ、高宗と講官金学性との間で忠臣と奸臣の区別の方法と、君主の分別力などが、詳細に論じられた。高宗はここで、君主が忠臣と奸臣を区別す

若し、諫めることを難しく思うとすれば、どうして諸臣とともに政治をするのだろうか。道に合う直諫の発言を、私がどうして耳に逆らうとして聞くのを厭がるだろうか185)

君臣の間において直言して輔けて導くのは、講学の場のみを以て言うのではない。もし、政治を行う過程で私に過失があれば、必ず直言を以て奏してこそ、君臣間の情が通じて義があると言えるだろう。そうでないならば、どのようにして互いを信じるだろうか。…直言で厳しく諫めるのは最初は耳に触るが、その言葉を深く考えれば必ず効果がある。したがって、上がたとえ聴きたがっていないとして、下にいる者が仕事に任じた際に過失を直言すれば、君臣間の和気が積もって自然に国が治まり民が楽になる。美しいことではないか。…講筵の場にせよ、暇な時にせよ、朝廷の臣下は私の過失を指摘することは、その職務であるがゆえ、何の困難があるだろうか186)

ることを防ぐため、君主の学問の上達を妨害した「唐の仇士良」の群れが死ぬべき人々であると述べるほど、臣下の区別と登用に至大な関心を示した －「上曰、『雖有諫諍之臣、人君若不從諫、則誠無以諫、況罪誅之、竄逐之、則其肯諫之乎』。…上曰、『人君見物欲取、而必得而進之者、姦臣也』。學性曰、『人主所欲取之物、必欲進之者、只要媚悅人主意也』。上曰、『有忠心之臣不然、人君愛玩之物、不欲獻之矣』。學性曰、『小人則必欲適人主之意、而君子則不然矣』。上曰、『人君雖有過、臣下不匡、在於面前則稱善、而退有後言者或有之、如此者、豈可謂臣道乎。一人進一物、而君人愛其人、則必有欲、以勝於前所進者之物、而進之者矣』。學性曰、『君子小人之辨、於此可觀矣。此所謂大姦似忠者也、惟在人主之聽之也、審君子小人情狀、則忠姦可辨矣』。…上曰、『諫臣不顧其身矣』。學性曰、『忠臣事君也、納君於無過、不顧其身之禍福矣』。上曰、『姦臣患得患失、苟爲承順上意、懷祿保位而已。忠臣之言、聽之易厭、小人之言、聽之易狎、或有墮其術中者矣』。…上曰、『諫諍不至、其何以爲政。有諫臣、然後政事可爲』。學性曰、『不從諫則難以爲政、政事未修而能保其國者、未之有也。殿下辨忠邪之分如此、是誠宗社臣民之幸也』。…上曰、『諫臣多乎、姦臣多乎。大抵近押者、雖姦亦愛之、疏遠者、雖賢不愛之、故以至於此也』。學性曰、『不能明理、則不能辨忠邪、理不能自明、必待講學而明之。古有甚焉者、至惡其君之爲講學、如唐之仇士良、是也』。…上曰、『如此輩、眞可誅者也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 22、勸講)

185)この日、高宗は、自分の本の読み方の良し悪しを(講官が自分に)正確に申し上げることと、読み間違った部分に対しては読むべき回数に計算しないことを指示した。それに対して、朴珪壽が恐れて申し上げなかったことを謝ったら、高宗は自分が道理に合う臣下の諫言を望んでいると強調した －「上曰、『自今以後、毋論勸講召對、每於講讀之時、予果善讀、則告以善讀、或有不善讀、則告以不善讀、而勿開箚甚好、如此行之、可也』。珪壽曰、『聖敎如此、不勝萬萬欽仰、臣等非不知如此、而自然惶悚之念居先、未敢輒陳、實負聖上來諫之德意、更切惶悚、謹當出而相告於講官·玉堂矣』。上曰、『若以諫爲難、則何以與諸臣共政乎。當道直諫之言、予豈逆耳而厭聽之乎』」(『承政院日記』1864(高宗1) 12 13、勸講)

186)この日の勸講においても、高宗は自らの学習の状態によって、講官が講義の進行状況を調節するとともに、自分に正確に報告することを求めた。そして、それが諫言を受け入れる君主の姿勢であることを唱えたうえ、当日の勸講の内容を朝紙に頒布することを命じ、自らの立場と認識を臣民に幅広く知らせようとした －「上曰、『予若有誤讀處、雖至十遍、勿爲算計、精讀則雖一遍、開算、可也。登筵講臣、雖於尊嚴之前、如聞誤讀、必每每奏之、可也』。垿曰、『夫君臣、天地也。其勢不患不尊、而惟患嚴畏之太甚、以致阻隔也。…蓋以天地不交、則萬物不生、君臣不交、則事功不成也。故乾剛不亢、君道下濟、忠讜競進、臣道上行矣』。上曰、『今遍則予果誤讀矣。勿爲開算、自今以後、予若有誤讀、則諸講官、輒以直奏勿爲開算之意、一體傳布、可也』。…上曰、『今遍則予果誤讀矣、自初行更讀矣。君臣之間、直言輔導、非徒以講筵謂也、雖於政令施措之間、予有所過失、必以直言奏之、然後君臣之間、可以通其情有其義矣。苟不如是、則何由相孚乎』。垿曰、『君臣之間、親若家人父子、假之以顔色、使之有懷必陳、而言合於理、則必採用而嘉奬之、言或不中、亦必包容而不之罪焉』。…上曰、『直言極諫、初雖逆耳、深究其言、終必有效矣。上雖厭聽、在下者、必於臨事之際、直言過失、則君臣之間、和氣藹然、自然國治而民安、豈不美哉』。垿曰、『古先哲王、欲明其德、非講學之功、則無以習與智長、化與心成矣。臣等所望於殿下者、只惟殿下、益自警動于心曰、予以沖年、丕承寶命、尤豈敢少自怠荒以墜基業乎。奢麗之

今日の廷臣の話はすべて耳に逆らうものであってほしい。…講読の時について言うなら、私に読み間違いがあるにもかかわらず、臣下がうまく読んでいると言ったら、それは詔っていることである。間違いがある度に警告したら、これが正すことであるだろう。…私の希望は朝廷の臣下がすべて争臣になることである187)

私が正心を持って政治をするのみではなく、下の人々もまた誠実の心を持って私の志に応えすべてのことを正道にそって行うべきである。…大勢の臣下が一生懸命に勧勉して、私に過失があれば、すぐ正してほしい188)

このように、高宗は、君臣関係には双方の協力が重要であること、諫言を惜しまずに述べること、君主の政治主導に臣下が積極的に補佐することなどを求めた。彼は、自分の本の読み方の良し悪しを正確に指摘することと、読み間違った部分に対しては読むべき回数に計算しないように指示する際にも、自分が臣下の諫言を望んでいることを強調した。また、成宗の諫言の受け入れ方を取り上げたうえ、「自分が諫言を聞こうとしているのに、臣下が話さないのはどうしてであろうか」と質問し、自らが積極的に臣下の直言を受容する姿勢を持っていると唱えた189)。こうした高

或萌、則益思鬼闞之憂、常在百不能百不及之意、而猶恐不克、則學業自然益明、志氣自然益高矣』。上曰、『無論筵席燕閒之時、在廷臣隣、直諫予之過失、卽其職分、何難之有哉』。…上曰、『爲君而以逸豫爲常、則何以爲國乎。無論君臣上下、不喜玩好者、幾希矣。以予言之、非不愛矣、而終不能改、則必累於德而害於政、可不愼哉。且君民之間、譬如舟水矣。平以載之則安、蕩以覆之則危、理所必至、民不安則國從以危矣、君民舟水之譬、豈不明乎』。…敎曰、『昨見玉堂故事、純祖朝、日開講筵、頻接夜對、甚是盛事也』。…上特命史官曰、『今日筵說、分明記注、頒布於朝紙、俾擧國臣民、共知之、可也』」(『承政院日記』1865(高宗2) 2 6、勸講)

187)この日の勸講では、鄭基世が先に読み方に対して助言したことによって、再び君主の諫言の受け入れ方と忠言・奸言の区別の方法などが論議された。高宗は当日の勸講の内容も朝紙に頒布するように命じた - 「基世曰、『雖未滿十遍之時、若有疑難處、則逐條發問、恐好。蓋讀書之法、融會旨義然後、可無句讀之差誤矣』。上曰、『然矣。國君出言、自以爲是、而順之者小人也、矯之者君子也』。基世曰、『雖明主哲辟、固難每事盡善、則隨事納諫、改過不吝然後、可謂后從諫則聖者也』。上曰、『今日廷臣之言、盡爲逆耳之臣則好矣』。基世曰、『…爲君上者、聽一言、必審察而辨別之、喜忠讜而遠阿諛、則人孰不自效其直乎』。上曰、『衛國則必無直臣之如任座者而然矣』。…蘭馨曰、『衛國有若子思之賢、而猶不能用之、則設或有如任座之臣、豈能用之乎。如欲用之、則不患無人才矣』。上曰、『雖以講讀時言之、予若有誤讀處、而諸臣謂之善讀、則是順之也、若隨處提警、則是矯之也』。基世曰、『聖敎誠至當矣。侍講之時、臣等尤當悉心陳達、而殿下亦恒存此心、初不至於錯讀則好矣』。…上曰、『予之所望、則朝廷皆爲爭臣矣』。基世曰、『今我殿下一言、誠可以興邦矣。今日臣等之所仰勉於殿下者、莫先於典學一事、而殿下或未克勤於講讀、則廷臣之陳勉者、卽皆殿下之爭臣也』…上曰、『今日筵說承旨、詳細看檢、使之記注、而講官亦一體看檢、頒布朝紙、可也』」(『承政院日記』1865(高宗2) 5 7、勸講)

188)高宗は勸講の内容を朝紙に頒布して臣下に知らせることを以て、彼らに君主に対する輔導の責任を尽すことを促した - 「上曰、『非但予之正心出治也。群下亦須實心對揚、凡事務從正道、可也』。垿曰、『殿下今日、以正心出治四字、爲上下交勉之道、此是一言興邦、宗社生靈之福也。臣等顒望、惟在於此、不勝欽仰』。上曰、諸臣着力勸勉、予若有過失、則隨卽繩糾、可也』。…上曰、『今日筵說、講官及承旨、詳細看檢、使之記注、頒諸朝紙、俾廷臣、咸須知悉、以盡匡輔之責也』」(『承政院日記』1865(高宗2) 5 8、勸講)

189)「上曰、『昨見玉堂故事、成廟朝從諫之盛德、有可以景仰。凡今日在廷諸臣、亦以裨補君德之事、每爲規諫、好矣』。…應夏曰、『君有好問之德、則爲人臣者、雖未及進言、諮詢之下、豈敢不盡言無隱

宗の君臣関係に対する認識は、政治運営において、臣下の意見の尊重による協力関係の形成を強調する一方で、君主の能動的で主導的な活動を力説するものでもあった。要するに、高宗は、即位以後の講筵において、民生と地方事情に対する持続的な関心の表明、祖宗の行跡と君臣関係の正しいあり方、諫言に対する傾聴の強調をつうじて、君主としての役目を自覚していくとともに、それを果たすための心構えと姿勢を整えていたのであった。

「第二章第一節のまとめ」

高宗は、大院君政権期における10年間、勧講と進講を通じて、儒教的思想と理論をはじめ、聖賢と祖宗の伝統について学んでいた。彼の講筵での学習は、単に教材の意味を講読するに止まらず、様々な対内外の状況と情報を習得して把握するところにまで至っていた。高宗は、すべてが時原任政府官僚によって構成されている講筵官と経典・史書を講読するなかで、それと関連した政治的問題と解決方案について討論しつつ、当時の政治状況を自然に覚えていった。高宗が幼弱であったとはいえ、聖学の目的が統治者としての基本資質と知識などを養成することにあっただけに、彼の講筵が政治現実への理解と判断、対策の模索につながるのは当然であった。特に、高宗は生父である大院君が国政を統括している比較的安定した条件の下で聖学に専念することができたうえ、間近で大院君の政策決定と推進に協力してそれを習うことを以て、統治的資質と力量を育てていた[190]。

一方、高宗の勧講・進講・召対などを合わせた講筵の開催回数は徐々に減少していった。高宗の講筵は、1873年11月の実質的な親政を宣布した以後に激減し、日講は1875年12月に『詩伝』を勉強した後、ほぼ開催されなくなった[191]。そして、簡素な形式で史書を勉強する召対のみが開かれ、そこでは『資治通鑑綱目』(『綱目』)が主に講読されていた。このような状況は、高宗が聖学に専念しないと見做され、臣下からの諫言が頻繁に呈される原因となったが[192]、高宗の講筵回数が再び増加することはなかった。それゆえ、高宗の聖学において、高

乎。是以人君好問之道、卽盛事也』。上曰、『予欲聞諫言　而諸臣不言　何也』。…熙正曰、『上有翕受之盛、則下有直諫之美、都兪吁咈、君臣交勉、此可謂聖世事也』。上曰、君有所欲爲之事　而聞諫官之言　乃曰予之所欲爲　諫官何敢言之云爾　則雖有諫臣　不可得以盡言矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 11 11、勧講)

190)パレー氏は、大院君が国家の具体的問題と戦いながら、王室の権威を試す新たな例を作っていた時、高宗は儒教の助力者として徳と謙譲のある国王の尊厳について学んでいたため、1874年以後に統治方式の変化が表れたのは当然であった評価した　-　James Palais B, *Political Leadership in the Yi Dynasty*, University of Washington Press, Seattle and London. 1976、p68

191)筆者が探したその後の日講(朝講・昼講・夜講を含めて)の記録は、1882年4月30日と5月1日の二回、『書伝』を勉強したのが全部である。1876年3月28日、右議政金炳国は、「前日、(高宗の)召対するという命が下された後、上下の臣民が朝紙を読んで、皆が喜んでいた。しかし、法講する冊子を『書伝』と議論して定めたが、法講に対してはまだ何の命もない」と語り、高宗は「まだ行っていないと」と返事したが、この話から、高宗の日講の開催が遅延されていたことは確かであると言える　-「炳国曰、『向日召対命下之後、上下臣民承覧朝紙、孰不欽仰万万。法講冊子、曾以書伝議定。而法講則姑未有命矣』。予曰、『果未行之矣』」(『承政院日記』1876(高宗13) 3 28、大臣政府堂上引見)

宗の在位前期、特に大院君政権期の講筵が占める比重は多大であり、高宗の講筵を通じた統治観と統治者しての資質の形成は、主にこの時期に行われていたと判断しても間違いないだろうと思う。

192)高宗の聖学不振を指摘し、講筵開催を求める上疏と臣僚の助言はたいへん多いが、『承政院日記』1875年1月22日にある玉堂黄益秀の発言、『承政院日記』1876年3月28日にある右議政金炳国と校理李秀万の発言、『承政院日記』1876年5月25日にある校理洪在瓚の発言等々がある

第二節　高宗の講筵官の構成

高宗は在位前期において、儒教経典と史書を講読しながら聖賢と祖宗の治績を学び、統治者としての姿勢と役割について覚えていた。このような高宗の講筵の内容と進行過程、そして高宗の聖学的関心と態度は、高宗の学習を輔導、あるいは主管していた講筵官によって、大きく左右されていた。講筵官[193]は、当代の芸文館・弘文館・奎章閣官職を経た最高の学者・政治家によって構成されており、君主は講筵の席のみならず、政治問題を論じる召見や定期的な次対などで、彼らと頻繁に接していた。したがって、講筵官は、高宗の周辺人物の中でも大院君・閔妃・神貞王后を除いては、高宗と密接な関係を持って最も大きな影響を与えることができる存在であった。特に、彼らは高宗の教育を担当していただけに、高宗の儒教的統治観と君主像の形成を主導していた。ここでは、高宗の認識・思考・統治活動における枠組みの形成に大いに寄与していた講筵官が如何なる姓氏の出身であり、如何なる党派に属していたのかを分析して、高宗の受けていた教育の実態、および影響について考察する。

1　高宗の講筵官の年度別実態

高宗の講筵は、勧講は即位1年の1月17日から、召対は同年1月12日から始まった。彼は、1867年10月までは勧講・進講と召対で同一の儒教経典と史書を、その後は進講では儒教経典を召対では史書を勉強していた。この時、高宗の授業には講筵官と呼ばれる5～7名が参席して、高宗の学習の輔導を担当していたが、彼らの構成は、当時の政界の人事構造と密接な関連を持っていた。まず、ここでは講筵官を年度別・姓氏別・党派別に区分したうえで、その構成の変化について分析することとする。このような講筵官の構成を、高宗在位前期に当る1864年から1875年までを ― 日講が開催されなかった1876年を除外して ―、≪表7≫から≪表18≫にまとめた。

講筵官の構成の≪表≫では、各党派を区分したうえで、各姓氏の講筵における参加人物と参加回数を表記した。それは、一人の人物が多数の講筵に出席・主管する場合が多く、各党派と姓氏、かつ人物が講筵に及ぼした影響を正確に把握するためである。また、参賛官の中で、講筵関与度が高く、以後に講官として登場する人物を中心に選択・記載したが、彼らは講筵官の合計の算出から除外した[194]。このような≪表≫に基づいて、年度別に高宗の教育の担

193)この論文では、講筵官は講筵に参席した講読官の総称として、講官は議政・講官・日講官・経筵官・経筵事・特進官の資格で講筵に参加した人を指す言葉として使うこととする

194)参賛官は、当直の承政院承旨が担当していた。後述するが、高宗は親政以後の勢力基盤を確保・強化する過程で、身近で君主の命令を出納していた承旨を重用していた。したがって、講筵における参賛官の役割は重要であるが、講官に比べてその人数が多すぎて分析が難しく、大院君政権期における彼らの影響力も大きくなかったため、ここでは、講筵に大いに参加した人のみの提示に止まっていることを、断っておきたい

当主体を、党派別・時原任・個人参加の順で、各部分の変化様相について検討してみる。

当時、高宗の教育に参加していた党派は、老論・少論・南人・北人の四つに分けることができる。18世紀半ば以来最大党派としての地位を保っていた老論は、高宗の講筵官の構成においても優位を占めていた。

1864(高宗1)年の講筵官の構成は≪表7≫でまとめているが、17の姓氏に属する28名の講官が287回の講筵に参加した。1864年における老論の比重は、参加人数20名と参加回数200回で両方とも全体の70%に至るほど、圧倒的な占有率を表している。老論の中では、安東金氏の7人が23回出席し、全体の25%と8%、南陽洪氏の3人が29回で、人数と回数の両方10%を占めており、安東金氏では金左根と金興根が時原任議政として各6回と7回、金炳学が講官として5回参加した。その他、清風金氏・潘南朴氏・恩津宋氏・平山申氏・海平尹氏・牛峰李氏・全州李氏・韓山李氏・楊州趙氏・豊壌趙氏・南陽趙氏からの各一人ずつが講官に任じた。その中でも、清風金氏金学性・潘南朴氏朴珪壽・海平尹氏尹致定・牛峰李氏李垿・南陽洪氏洪鍾序は20回を越える講筵参席率を表して、高宗の聖学に大きな影響を与えていた。

少論は、総参加人数7名が77回の講筵に参加して、全体の25%以上を占めていた。東萊鄭氏の2人が29回出席しており、他には慶州金氏・慶州李氏・全州李氏・昌寧曹氏・楊州趙氏が各一人ずつである。少論の中では東萊鄭氏鄭基世と昌寧曹氏曹錫雨が20回を越える参席率を見せている。1864年に南人で講官を担当した者はおらず、北人としては豊川任氏任百経が10回参加していた。このように、高宗即位1年の講筵は老論と少論が主導していたが、これは当時の政権担当者の構成・配置の反映であったと言える。

時原任議政の講筵参加を見ると、安東金氏の金左根と金興根が各々6回と7回、韓山李氏李景在が3回、楊州趙氏趙斗淳20回(以上老論)、慶州李氏李裕元6回、東萊鄭氏鄭元容6回(以上小論)、豊川任氏任百経が10回(北人)出席していた。時原任議政の講筵参加の比率は、7人が58回を参加して全体の20%を占めている。これは、高宗の即位にあたって時原任議政が頻繁に講筵に参与して、君主の聖学の重要性を強調したうえで、高宗に学業精進を促すためであったと考えられる。

個人の出席状況は、海平尹氏尹致定が28回で講筵開催総数の9.75%を占めて最高の占有率を示しており、引き続き清風金氏金学性と南陽洪氏洪鍾序が各26回で9%、昌寧曹氏曹錫雨が25回で8.7%、潘南朴氏朴珪壽が24回で8.3%、東萊鄭氏鄭基世が23回で8%、牛峰李氏李垿が22回で7.66%、楊州趙氏趙斗淳が20回で7%の比率を表している。彼ら8人が合わせて194回にわたって講筵に参加して、全体の67.6%を占有したことから、即位元年の高宗の教育はこの8人によって主導されていたとしても過言ではない。その他、1864年参賛官として43回も講筵に出席していた晉州姜氏姜蘭馨(南人)は1866年からは講官として参加して、高宗の学習に大い

≪表7≫　高宗1(1864)年の講筵官名簿

[凡例] * 太字の者は、時原任議政就任者(該当年度を基準とす)。括弧内は、改名前の名。

* 名前が斜線になっている者は、参判・亜卿以下の就任者。名前に下線を付した者は武臣。
* 名前の後の数字は、1年間の講筵の参加回数である。講筵の参加回数の後の括弧内の数字は、その年の参賛官の参加数であり、名前の後の*表示は、数字の中の一回が特進官としての参加である。
(例えば、「*金尚鉉6(2)**」の解釈方法は、金尚鉉という文臣で参賛・亜卿出身者が、その年の6回の講筵参加のなか、2回は参賛官として、1回は特進官として出席したという意味である)
* 表の右側と下は名字別、党派別の講官の合計である。合計で、斜線の左側は人の総計を、右側は講筵の参加回数の総計を、合計の括弧内はパーセントを表す。
* 参賛官は、1年の講筵の参加回数が多い者のみを添付したため、合計から除外した。以下同じ。

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏						姜蘭馨43			
慶州金氏			*金永爵5*						1/5
安東金氏	**金左根6** **金興根7** 金炳冀1 金炳學5 金炳國2 金輔根(X) 金賢根2								7/23
淸風金氏	金學性26			*金基纘17*				*金世鎬39*	1/26
驪興閔氏		*閔奎鎬8* 閔致庠8							
高靈朴氏		*朴道彬7*							
潘南朴氏	朴珪壽24								1/24
大丘徐氏		*徐承輔30*							
恩津宋氏	宋近洙7								1/7
平山申氏	申錫愚10	*申正熙12*							1/10
坡平尹氏		尹堉8							
海平尹氏	尹致定28	*尹定善7*							1/28
慶州李氏			**李裕元6**						1/6
牛峰李氏	李垕22								1/22
全義李氏		*李興敏7*							
全州李氏	李最應1 <宗室>	李景夏6 *李載元3*	李敦榮2	*李寅命7*				李會淳15 (鍾淳)	2/3
韓山李氏	**李景在3**								1/3
豊川任氏							**任百經10**		1/10
東萊鄭氏			**鄭元容6** 鄭基世23	*鄭基會11*					2/29
溫陽鄭氏				*鄭泰好20*					
昌寧曺氏			曹錫雨25						1/25
楊州趙氏	**趙斗淳20**		趙得林10	*趙寅燮10*					2/30
豊壤趙氏	趙獻永7	*趙寧夏3*		*趙熙哲6*					1/7
南陽洪氏	洪鍾應2 洪在喆1 洪鍾序26	洪鍾雲8							3/29
17	20(71.5%)/200(69.7%)		7(25%)/77(26.8%)		0/0		1(3.5%)/10(3.5%)		28/287

備考 ① 安東金氏金輔根は講筵官に任命されが、実際の講筵には一回も参加していない。

② 興寅君李最應は、1864年5月10日に宗室ではない提調として参加していたため、老論に分類した。

≪表8≫　高宗2(1865)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
慶州金氏			*金永爵14*						1/14
光山金氏		*金尙鉉23*							
安東金氏	**金左根**3 **金炳學**16 金世均2 金賢根2								4/23
淸風金氏	金學性26	*金元性10*						*金世鎬7*	1/26
豐山柳氏					柳厚祚3				1/3
潘南朴氏	朴珪壽27								1/27
高靈朴氏		*朴道彬14*	朴永輔3						1/3
大丘徐氏				徐堂輔6 *徐臣輔15*					
南原尹氏		*尹秉鼎22*							
坡平尹氏				*尹滋承6*					
海平尹氏	尹致定12	*尹定善8*							1/12
慶州李氏			**李裕元**7						1/7
廣州李氏		*李元會23*							
延安李氏				*李世宰7*					
牛峰李氏	李埈20								1/20
全州李氏								李會淳11 (鍾淳)	
韓山李氏	**李景在**7								1/7
豊川任氏							**任百經**1		1/1
仁同張氏						*張龍逵8*			
東萊鄭氏			**鄭元容**1 鄭基世22	*鄭基會6*					2/23
昌寧曺氏			曺錫雨22	*趙錫元20*					1/22
楊州趙氏	**趙斗淳**10								1/10
豊壤趙氏			趙秉昌3 (然昌)	*趙埰夏11* *(埰)*					1/3
南陽洪氏	洪鍾序35	洪鍾雲8							1/35
豐山洪氏	*洪祐健3*								1/3
17	12(57%)/163(68%)		7(33%)/72(30%)		1(5%)/3(1%)		1(5%)/1(0.5%)		21/239

に寄与した人物である。宗親・璿派からは李最応(宗室)と李敦栄(少論)が、豊壤趙氏からは趙献永(老論)の一人が参加しており、驪興閔氏と武臣出身の講官はいない。

1865(高宗2)年の講筵官の構成は、≪表8≫のとおりであり、17の姓氏から21名の講官が239回の講筵に参加した。1865年の各党派の比率は、前年に比べて老論の比重が多少減って少論の比重が増加している。前年には0%であった南人の講官が一人登場し、北人には依然として任百経一人が参加していた。老論では12名の講官が163回の講筵に出席し、全体の57%と68%の比率を表している。老論講官の構成は前年度と比べて大きな差異がなく、安東金氏が4

人で最も多く、清風金氏・潘南朴氏・海平尹氏・牛峰李氏・韓山李氏・楊州趙氏・南陽洪氏が各一人ずつ参加している。前年度に登場していた恩津宋氏・平山申氏・全州李氏・豊壌趙氏の姓氏出身者がなくなり、豊山洪氏の一人が加わっている。老論の講筵への関与は参加人数より参加回数が10%以上高く、少数の人員が頻繁に出席していたことが分かる。

少論は、7名の講官が72回の講筵に参席して、各33%と30%を示した。前年より全体からの比重が5%以上増えており、東萊鄭氏が2人、慶州金氏・慶州李氏・昌寧曹氏が一人ずつ参加した。その中では、全州李氏・楊州趙氏がなくなって、高霊朴氏と豊壌趙氏が一人ずつ登場した。南人は豊山柳氏の一人が3回、北人では豊川任氏の一人がただ1回参加したのみで、両方とも極めて低い参加率を示している。1865年の講官においては前年と同じく、安東金氏を除いた各姓氏の構成・配置が均等である。また、1865年にも老論と少論の講筵参加率が全体の98%に達して、両党派が高宗の教育を完全に掌握していた。前年度には二人の講官か登場していた宗親・璿派が1865年にはなくなっており、豊壌趙氏からは趙秉昌(少論)一人が参加し、驪興閔氏と武臣出身の講官はいない。

1865(高宗2)年に講筵に参加した時原任議政は、安東金氏の金左根と金炳学が各3回と16回、韓山李氏の李景在が7回、楊州趙氏の趙斗淳が10回(以上老論)、慶州李氏の李裕元が7回、東萊鄭氏の鄭元容が1回(以上少論)、豊川任氏の任百経が1回(北人)、参加している。これは、全体の18.8%として、前年度とほぼ同じの割合で講筵に出席して高宗の聖学を輔導していた。

個人の参加は、南陽洪氏洪鍾序が35回で全体の14.6%を占めてかなり高い参加率を表している。その次は潘南朴氏朴珪壽が27回、清風金氏金学性が26回で、各11.2%と10.9%、昌寧曹氏曹錫雨と東萊鄭氏鄭基世が各22回で9%を、牛峰李氏李垈が20回で8.4%を占有している。彼ら6人は合わせて152回の講筵に参加して、全体の63.6%を占め、高宗の聖学を主導していた。彼らは皆高宗即位元年にも20回以上講筵に参加した人々として、高宗が最も熱心に勉強していた即位初期の勧講の進行過程を主管し、高宗の君主としての認識と行動の形成に大きく寄与したと言える。

1866(高宗3)年の講筵官の構成は、≪表9≫のとおりであり、22の姓氏から30名の講官が167回の講筵に参加した。講官輩出姓氏と講官が増えたのに反し、参加回数は急減した。1866年の講官では以前のような特定人物の集中的な講筵参加の現象がなくなり、比較的均等に参与していたのが特徴である。その上、各党派の比率も、以前と比べて老論と少論の比重が減少して、南人と北人が増加している。老論講官は17名として全体の57%、その参加比率は61%を占めて、以前に比べて減ってはいるが、依然として圧倒的な優位を示した。老論の中では、安東金氏は5人で最も多く、清風金氏と南陽洪氏が各二人参加している。前年度に引き続き海平尹氏・牛峰李氏・韓山李氏・豊山洪氏で各一人参与しており、潘南朴氏と楊州趙氏がなくなっ

≪表9≫　高宗3(1866)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏					姜蘭馨2		姜洸11		2/13
慶州金氏			*金永爵11*						1/11
光山金氏	*金尙鉉9*								1/9
善山金氏					*金益容1*				1/1
安東金氏	**金左根**1 **金炳學**14 金世均6 金炳國3 金大根4								5/28
淸風金氏	金學性11 金益文8		*金基纘3*						3/22
豐山柳氏					**柳厚祚**8				1/8
恩津宋氏								*宋熙正6*	
平山申氏	申應朝4								1/4
南原尹氏		*尹秉鼎5*							
坡平尹氏	尹墳5								1/5
海平尹氏	*尹定善4*								1/4
慶州李氏					李明迪4				1/4
龍仁李氏				*李敦相6*					
牛峰李氏	李埈8								1/8
全州李氏				*李應夏6*					
韓山李氏	**李景在**8								1/8
豊川任氏								*任冕鎬5*	
仁同張氏						*張龍達5* *張錫駿5*			
東萊鄭氏			鄭基世5	*鄭基會7* *鄭雲龜12*					1/5
昌寧曹氏			曹錫雨9						1/9
白川趙氏							趙啓昇1		1/1
楊州趙氏			趙秉徽2 (徽林)	*趙寅熙5* *(寅燮)*					1/2
豊壤趙氏		*趙敬夏5*	趙秉昌3 (然昌)						1/3
漢陽趙氏						趙性敎13			
朔寧崔氏					崔遇亨5(1)				1/5
昌原黃氏	*黃鍾顯5(2)*								1/5
南陽洪氏	洪鍾序8 洪淳穆3								2/11
豐山洪氏	*洪祐健1*								1/1
22	17(57%)/102(61%)		6(20%)/33(20%)		5(17%)/20(12%)		2(6%)/12(7%)		30/167

て、光山金氏・平山申氏・坡平尹氏・昌原黃氏が一人ずつ登場している。

少論は、参加人数6名が33回参加して、全体の20%として前年より10%の減少率を見せてい

る。慶州金氏・東萊鄭氏・昌寧曹氏・楊州趙氏・豊壌趙氏が各一人ずつであり、清風金氏が一人登場して、高霊朴氏と慶州李氏の講官がなくなった。南人は前年度に参加していた豊山柳氏に加え、晉州姜氏・善山金氏・慶州李氏・朔寧崔氏が各一人ずつ登場した。彼ら5人は20回の講筵に出席して総講筵開催回数の12%を占めたが、これは大院君政権に南人が高位官僚として多数起用されるようになったことと関連していると見られる。北人は議政歴任者であった豊川任氏任百経の代りに晉州姜氏と白川趙氏が一人ずつ参加している。特に、1866年から登場した晉州姜氏姜浩は1873年における高宗の親政宣布までほぼ持続的に講筵に参加して、高宗の学習を輔導するようになる。豊壌趙氏は少論の趙然昌が前年と同じく3回出席しているのみであり、宗親・璿派、驪興閔氏、武臣出身の講官はいない。

時原任議政の講筵参加についてみると、前議政より現職の議政が中心となっていたことが見て取れる。安東金氏では金左根と金炳学(以上老論)が各1回と14回にわたって出席し、前議政の金左根の参加回数が1回に止まった反面、現職左議政金炳学のそれが14回に及んで、安東金氏勢力内部における世代交代の実態を表している。その上、韓山李氏李景在(老論)が8回で1864年から持続的に参加しており、豊山柳氏柳厚祚(南人)が前年度より多めに出席した。1864年と65年の慶州李氏李裕元・東萊鄭氏鄭元容・楊州趙氏趙斗淳・豊川任氏任百経(1865年2月27日死去)の参加はなくなった。時原任議政歴任者は、4名が31回出席して、全体の18.6%の占有率を示している。これは、参加総人数の減少にもかかわらず、依然として議政が大いに講筵に参席して、高宗の現実認識や状況判断、学業精進に協力していたことを意味している。

個人の出席状況をみると、前年のような個人の圧倒的な関与度がなくなって、比較的均等に参加していたことが分かる。その中では、安東金氏金炳学(老論)が14回を出席して8.4%、清風金氏金学性(老論)と慶州金氏金永爵(少論)と晉州姜氏姜浩(北人)が各11回で6.6%を占めている。その他は、光山金氏金尚鉉(老論)と昌寧曹氏曹錫雨(少論)が9回、清風金氏金益文(老論)・豊山柳氏柳厚祚(南人)・牛峰李氏李垈・韓山李氏李景在・南陽洪氏洪鍾序(以上老論)が各8回にわたって参席していた。1866年に参賛官として出席した漢陽趙氏趙性教(南人)は、翌年から講官となり、高宗が親政を宣布する1873年まで持続的に講筵に参加し、在位前期における高宗の帝王教育に大きく寄与していた。

1867(高宗4)年の講筵官の構成は、≪表10≫のとおりであり、22の姓氏から33名の講官が214回の講筵に参加した。これは前年度に比べて参加講官・参加回数ともに増加した数値である。1866年の各党派の比重を見ると、全体的に老論が持続的な減少現象を示しており、少論は少々増加し、南人と北人には大きな変化がない。老論講官の構成においては、18名が121回参加した。その中では、安東金氏の4人と、南陽洪氏・平山申氏の各二人の他、新たな姓氏として光山金氏と杞渓兪氏の人が各二人ずつ登場している。前年度に引き続き清風金氏と昌原

≪表10≫　高宗4(1867)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏							姜浩6		1/6
慶州金氏			*金永爵14*	*金昌熙17*					1/14
光山金氏	金在顯3 金壽鉉1								2/4
安東金氏	**金左根**1 **金炳學**23 金世均15 金炳國9	*金聲根9* *金炳翊19*							4/48
清風金氏	金學性11						*金世鎬5*		2/16
豐山柳氏					**柳厚祚**21				1/21
羅州林氏			林肯洙1 林永洙1						2/2
潘南朴氏		*朴蘭壽8*							
高靈朴氏			朴永輔6						1/6
大丘徐氏	*徐承輔7*		徐堂輔4						2/11
平山申氏	申錫禧9 申應朝9	*申櫶14*		*申命澈17*					2/18
青松沈氏	沈敬澤1								1/1
同福吳氏		*吳德泳22*							
杞溪兪氏	兪鎭五8 兪致善2(1)								2/10
南原尹氏	*尹秉鼎1*								1/1
廣州李氏						*李炳敎9*			
延安李氏				*李世宰5*					
龍仁李氏			李源命4	*李敦相9*					1/4
全州李氏		*李乾夏6*			李承輔5		李會淳1 (鍾淳)		2/6
豐川任氏								*任應準5* *任承準3*	
東萊鄭氏			鄭基世8	*鄭稷朝7* *鄭雲龜6*					1/8
昌寧曺氏			曺錫雨7						1/7
林川趙氏	趙基應1 (在應)								1/1
楊州趙氏		*趙秉式6*							
豊壤趙氏		*趙康夏14*	趙秉昌2 (然昌)						1/2
漢陽趙氏					趙性敎8				1/8
昌原黃氏	*黃鍾顯1*								1/1
南陽洪氏	洪鍾序9 洪淳穆10	*洪淳學8*							2/19
豐山洪氏				*洪兢周11*					
22	18(55%)/121(57%)		9(27%)/47(22%)		3(9%)/34(16%)		3(9%)/12(5%)		33/214

黄氏から各一人が参加しており、坡平尹氏・海平尹氏・牛峰李氏・韓山李氏・豊山洪氏がなくなって、新たに大丘徐氏・青松沈氏・南原尹氏・林川趙氏から一人ずつ出席した。高宗即位1年から3年まで講官として多数参席していた牛峰李氏李埈と韓山李氏李景在 — 1866年4月29日に領議政を辞職 — がなくなって、新たな姓氏の人々が大いに登場したのは、大院君政権期における政界変動と関連して注目されるところであると考えられる。老論の中では安東金氏が約40%の比重を占めており、その次は南陽洪氏>清風金氏>杞渓兪氏の順になっている。

少論は、総参加人数9名が47回参加して、全体の25%と22%を占めて、前年よりやや増えている。羅州林氏の二人と高霊朴氏・大丘徐氏・龍仁李氏の各一人が新たに登場して、前年度に引き続き慶州金氏・東萊鄭氏・昌寧曹氏・豊壌趙氏が各一人ずつ参加している。少論の中では、慶州金氏>東萊鄭氏>昌寧曹氏>高霊朴氏の順で講筵参与比重が高い。南人では、豊山柳氏の一人の他、全州李氏と漢陽趙氏の各一人の3人が34回にわたって講官として活動している。これは前年よりも増加した全体の16%の比重であり、南人の講筵担当が徐々に増えつつあることが見て取れる。北人は晉州姜氏・清風金氏・全州李氏が各一人ずつ12回を参加して依然として5%前後の参与率を示している。1867年には、安東金氏をはじめ上位5位までの姓氏が、全体の57%を占めて、高宗の聖学を主導していた。豊壌趙氏では講官の趙秉昌(少論)が2回、参賛官の趙康夏(老論)が14回講筵に関与し、宗親・璿派では新たに李承輔(南人)と、参賛官として参加してきた李会淳(北人)が講官として登場した。驪興閔氏と武臣出身の講官はいない。

時原任議政の講筵参加を見ると、安東金氏の金左根と金炳学(老論)が各々1回と23回を出席しており、豊山柳氏柳厚祚(南人)が21回参加している。1867年に時原任議政として講筵に関与した人はこの三人しかいないが、その参加数は合わせて45回の21%で、以前よりむしろやや増加した。特に、左議政から1867年5月18日に領議政に昇進した金炳学は持続的に高宗の聖学の輔導に積極的に関与しており、同日左議政になった柳厚祚 — 同年7月15日に辞退 — も講筵に多数参加して高宗の学業を督励していた。

個人の出席状況は、安東金氏金炳学(老論)が23回、豊山柳氏柳厚祚(南人)が21回にわたって参席しており、安東金氏金世均(老論)が15回、慶州金氏金永爵(少論)が14回、清風金氏金学性が11回、南陽洪氏洪淳穆(以上老論)が10回出席して、前年度に引き続く高い関与度を表している。彼ら6人は、講筵参加総回数において44%の比率を占有していた。その他は、平山申氏の申錫禧・申応朝と南陽洪氏洪鍾序(以上老論)が各9回ずつ、杞渓兪氏兪鎮五(老論)と東萊鄭氏鄭基世(少論)と漢陽趙氏趙性教(南人)が各8回ずつ参加した。

1868(高宗5)年の講筵官の構成は、≪表11≫のとおりであり、18の姓氏から23名の講官が169回の講筵に参加した。前年度に比べて参加講官・参加回数同時に大いに減少した。1868年の各党派の比重を見ると、老論と少論の比重が多少増加しており、南人の比重が減った反

≪表11≫　高宗5(1868)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
慶州金氏			*金永爵5*						1/5
光山金氏	金在顯10								1/10
安東金氏	**金炳學**18 金世均14 金炳國2								3/34
延安金氏	金有淵1								1/1
淸風金氏	金學性11								1/11
密陽朴氏							朴承輝10 朴孝正2	*朴承儒15*	2/12
高靈朴氏			朴永輔4						1/4
平山申氏	申錫禧2 申應朝4								2/6
南原尹氏	*尹秉鼎13*								1/13
慶州李氏			**李裕元**3						1/3
延安李氏			李豐翼3			*李源珪7*			1/3
龍仁李氏			李源命8						1/8
全州李氏		*李應辰14*					李會淳5 (鍾淳)		1/5
東萊鄭氏			鄭基世9						1/9
草溪鄭氏		*鄭顯裕15*							
昌寧曺氏			曺錫雨9	*曺殷承7*					1/9
林川趙氏	趙基應14 (在應)								1/14
豊壤趙氏		*趙昌永8*							
漢陽趙氏					趙性敎9				1/9
南陽洪氏	洪鍾序5 洪淳穆8(1)	*洪淳學5*							2/13
豐山洪氏						*洪遠植16*			
18	12(52%)/102(60%)		7(30%)/41(24%)		1(4%)/9(5%)		3(13%)/17(10%)		23/169

面、北人が10%以上に増えていた。老論講官の構成は、12名の人々が102回にわたって参加し、各52%と60%の割合を占めている。高宗の講筵における老論講官の高い関与度は、高宗即位元年から持続していたことである。老論では安東金氏が3人で最も多く、前年度に引き続き平山申氏と南陽洪氏が二人ずつ、光山金氏・淸風金氏・南原尹氏・林川趙氏が一人ずつ参加している。その他、新た延安金氏の一人が加えられ、大丘徐氏・青松沈氏・杞溪兪氏・昌原黄氏がなくなった。特に1867年には二人が18回も講筵に出席した平山申氏が、1868年には一回も参加していない。老論の中では安東金氏が圧倒的な優位を示しており、その次は林川趙氏>南陽洪氏・南原尹氏>淸風金氏>光山金氏の順になっている。

少論は、総参加人数7名が41回参加して、全体の30%と24%を占めて、前年よりやや増えている。前年に引き続き慶州金氏・高靈朴氏・龍仁李氏・東萊鄭氏・昌寧曺氏が一人ずつ参

加しており、慶州李氏の李裕元が再登場して延安李氏が新たに登場し、羅州林氏・大丘徐氏・豊壌趙氏がなくなっている。少論の中では、東萊鄭氏・昌寧曹氏>龍仁李氏>慶州金氏の順で講筵参与の比重を表している。南人では、漢陽趙氏の一人が9回参席しているのみで、前年に比べて10%以下に落ちているが、これは前年に21回も講筵に参加した柳厚祚の議政辞職が原因であると考えられる。北人は3名が17回参席して10%以上の関与度を示している。前年の晉州姜氏と清風金氏がなくなり、全州李氏の一人と密陽朴氏の二人が新たに加えられ、高宗即位以後に初めて10%を越える比重を占めるようになった。1868年には、豊壌趙氏・驪興閔氏・武臣出身の講官がおらず、宗親・璿派は李会淳(北人)の一人になった。

時原任議政の講筵参加では、安東金氏の金炳学(老論)と慶州李氏の李裕元(少論)の二人が唯一講筵に参加していた。金炳学と李裕元は各々18回と3回講筵に出席したが、これは全体の12%をやっと越える比率であり、高宗即位から1867年まで20%前後の比重を占めていた時原任議政の講筵への関与度が大きく減少したことが分かる。その主な理由は、1866年から前議政を排除して現職議政を中心とした講筵出席が行われているなか、1868年においては領議政金炳学の独相体制がほぼ持続 — 李裕元の左議政就任への命令は、閏4月11日行われたが李裕元の辞退意思によって同月23日に取り消された — していたためであった。このように、1868年には金炳学の独相体制のうえで、原任大臣の参加がなくなって時任大臣のみが講筵に出席したことによって、時原任議政の講筵参加比率が下落するしかなかった。

個人の出席状況を見ると、安東金氏金炳学が18回、安東金氏金世均と林川趙氏趙基応(以上老論)が各14回参席し、10.6%と8.3%の割合を示している。その次は南原尹氏尹秉鼎が13回、清風金氏金学性が11回、光山金氏金在顕(以上老論)と密陽朴氏朴承輝(北人)が各10回にわたって参加した。彼ら7人は講筵参加総回数の53%を占め、高宗の学習を主導していた。その他は、東萊鄭氏鄭基世・昌寧曹氏曹錫雨(以上少論)・漢陽趙氏趙性教(南人)が各9回ずつ参加していたが、彼らは高宗即位初期から持続的に講筵に関与して、高宗の学問の上達に協力した人物である。

1869(高宗6)年の講筵官の構成は、≪表12≫のとおりであり、24の姓氏から35名の講官が180回の講筵に参加した。これは、高宗在位前期の講筵において、年別の講官数が最も多い数値であるが、それに比べて講筵参加数は多くない。このように講官の人数が増えたのは、領議政金炳学の建議によって、5月の内に7回の日講(朝講1回と昼講6回)が実施されて、議政と講筵官の出席と別途に特進官が参席したためである。1866年の各党派の比重を見ると、老論の占める比重が高宗の講筵が始まって以来初めて50%以下に落ちており、その他の党派の参加率が全般的に上昇していた。

老論講官は、14名が81回の講筵に出席し、40%と45%の割合で前年度に比べて約15%ほど激減した。老論では安東金氏の講官二人と特進官一人が26回で全体の14%を越えており、光

≪表12≫　高宗6(1869)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏					姜蘭馨*		姜浩10		2/11
光山金氏	金在顯10 *金尙鉉6(2)**								2/16
安東金氏	**金炳學**11 金世均14 金翊鎭*								3/26
延安金氏	金有淵1								1/1
淸風金氏	金學性8	*金奎弘15*	*金基纘**				*金世鎬3*		3/12
密陽朴氏									
高靈朴氏			朴永輔4						1/4
潘南朴氏	朴珪壽4 *朴來萬**								2/5
大丘徐氏		*徐相翊9*	徐堂輔4*	*徐臣輔6*					1/4
高靈申氏								*申獻求21*	
平山申氏	申應朝3								1/3
靑松沈氏	沈承澤3								1/3
寧越嚴氏							嚴錫鼎6	*嚴世永10*	1/6
杞溪兪氏	兪鎭五*								1/1
坡平尹氏			*尹滋承4*	*尹相定7*					1/4
南原尹氏	*尹秉鼎6*								1/6
慶州李氏			**李裕元**6 李裕膺2	*李裕承9*					2/8
龍仁李氏			李源命2 李參鉉6						2/8
全義李氏			李根弼1						1/1
全州李氏			*李寅命4*		李承輔6		李會淳2 (鍾淳)		3/12
東萊鄭氏			鄭基世7 *鄭基會5(2)*						2/12
草溪鄭氏						*鄭顯裕13*			
昌寧曺氏			曺錫雨6						1/6
豊壤趙氏				*趙準永7*					
漢陽趙氏					趙性敎14				1/14
朔寧崔氏					崔遇亨4				1/4
陽川許氏					許傳1				1/1
南陽洪氏	**洪淳穆**12								1/12
24	14(40%)/81(45%)		13(37%)/52(29%)		5(14%)/26(14%)		3(9%)/21(12%)		35/180
備考 ①領議政金炳学の建議によって、5月の内7回にわたって日講(朝講1回と昼講6回)が実施されて、時原任大臣と講官の他に特進官が出席した									

山金氏の二人が16回、南陽洪氏の一人が12回参加していた。その他、延安金氏・淸風金氏・平山申氏・南原尹氏が一人ずつ前年に引き続き出席したうえ、潘南朴氏・靑松沈氏・

杞溪兪氏の講官が再び登場している。

少論では、13名が52回にわたって参加、全体の37%と29%を占めて、3年連続増加の様相を帯びていた。少論は、高宗の講筵開催以後、初めて参加人数が10人を越えている。その中では、東萊鄭氏の二人が12回、慶州李氏と龍仁李氏の各二人が8回ずつ、清風金氏・高霊朴氏・大丘徐氏・坡平尹氏・全義李氏・全州李氏・昌寧曹氏から一人ずつ出席している。南人は、5人が26回参加して、前年の下落率を挽回して再び14%に至っていた。その中の参席回数は漢陽趙氏14回>全州李氏6回>朔寧崔氏4回の順になっており、晉州姜氏と陽川許氏の各一人が1回ずつ参加した。北人では3人が21回参席して前年度に引き続き10%ほどの占有率を示している。晉州姜氏が10回で最も多く、新たに登場した寧越厳氏が6回、清風金氏と全州李氏が3回と2回参席していた。1869年には、豊壌趙氏・驪興閔氏・武臣出身の講官がおらず、宗親・璿派は李寅命(少論)・李承輔(南人)・李会淳(北人)の3人となった。

時原任議政の講筵参加では、現職の領議政である安東金氏金炳学と1869年1月に右議政に任命された南陽洪氏洪淳穆(以上老論)が11回と12回参加していた。前議政としては慶州李氏李裕元(少論)が6回参与して、高宗の学問的知識や統治的資質の向上を輔導した。彼ら三人は合わせて29回講筵に参加して全体の16%を占めて、領議政金炳学の独相体制が維持されていた前年度よりは多少増えた。

個人の出席状況を見ると、安東金氏金世均(老論)と漢陽趙氏趙性教(南人)が各14回で最も多く、引き続き南陽洪氏洪淳穆が12回、安東金氏金炳学(以上老論)が11回、晉州姜氏姜浩(北人)と光山金氏金在顕(老論)が各10回ずつ参加した。彼ら6人が全体で表す占有率は40%に至り、特定人物による教育担当の現象の持続を窺うことができる。その次は、清風金氏金学性が(老論)8回、東萊鄭氏鄭基世が7回、昌寧曹氏曹錫雨・慶州李氏李裕元(以上少論)と南原尹氏尹秉鼎(老論)が各6回出席していた。新たに登場した光山金氏金尚鉉(老論)・龍仁李氏李参鉉(少論)・寧越厳氏厳錫鼎(北人)・全州李氏李承輔(南人)も各6回ずつ参加した。

1870(高宗7)年の講筵官の構成は、≪表13≫のとおりであり、19の姓氏から21名の講官が213回の講筵に参加した。最高の講官数を示した前年度に比べて14人もが減ったが、講筵参加回数はむしろ増加し、少数の講官によって集中的な講筵が行われていたことを窺わせている。老論の比重は前年と同じく45%を満たしておらず、少論も25%以下に減少した反面、南人の比重が少論を上回って、高宗の講官の参加率において二番目に登場した。北人は前年の半分である5%の水準に止まっている。

老論講官の構成を見ると、9名が94回の講筵に関与し、43%と44%の割合で前年度とほぼ同然である。老論では安東金氏の講官が二人に減り、その他は皆一人ずつが参加していた。参加比重の側面では安東金氏の二人が26回で12%、南陽洪氏の一人が20回で9.4%の優位を

≪表13≫　高宗7(1870)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏							姜洸11		1/11
光山金氏	金在顯8								1/8
善山金氏						*金益容12*			
安東金氏	**金炳學**11 金世均15								2/26
淸風金氏		*金奎弘8*							
高靈朴氏			朴永輔13						1/13
潘南朴氏	朴珪壽13								1/13
高靈申氏					*申佐模6*			*申獻求11*	1/6
靑松沈氏	沈承澤9								1/9
南原尹氏	*尹秉鼎7*								1/7
慶州李氏			**李裕元**10	*李裕承14*	李明迪1				2/11
固城李氏						*李章烈12*			
龍仁李氏			李參鉉16						1/16
全義李氏		*李正魯10*							
全州李氏					李承輔9			*李會正15* *(鍾正)*	1/9
韓山李氏	李承五2								1/2
東萊鄭氏			鄭基世9						1/9
昌寧曺氏			曺錫雨4						1/4
林川趙氏	趙基應9 (在應)								1/9
漢陽趙氏					趙性敎19				1/19
朔寧崔氏					崔遇亨8				1/8
陽川許氏					許傳13				1/13
南陽洪氏	**洪淳穆**20	洪坑13 (載順)							1/20
豐山洪氏						*洪遠植10*			
19	9(43%)/94(44%)		5(24%)/52(24%)		6(28%)/56(26%)		1(5%)/11(5%)		21/213

占めており、引き続き潘南朴氏が13回、靑松沈氏と林川趙氏が各9回、光山金氏が8回、南原尹氏が7回、かつ韓山李氏が2回出席していた。林川趙氏と韓山李氏が再登場し、延安金氏・平山申氏・杞溪兪氏はなくなった。

少論は、5名が52回にわたって参加して、各24%に止まっている。少論で新たに登場した姓氏はなく、龍仁李氏が16回、高靈朴氏が10回、慶州李氏が10回、東萊鄭氏が9回、昌寧曺氏が4回の講筵に参加していた。前年度に出席した淸風金氏・大丘徐氏・坡平尹氏・全義李氏・全州李氏からは一人も出ていない。南人は、6人が56回、各28%と26%の比重を占めて、前年の倍ほどの増加率を表している。その中の参加比重は漢陽趙氏の一人が19回の高い参席率を占めており、陽川許氏の一人が13回、全州李氏の一人が9回、朔寧崔氏の一人が8回の順で参加したうえ、高靈申氏と慶州李氏から新たに一人ずつ出された。南人は1870年から高宗

の親政宣布まで持続的に高い占有率を示しているが、これは大院君政権後半期に南人が高位官僚に大いに登用されていたことの反映であると言える。北人は晉州姜氏の一人が11回参席しているのみであった。1870年にも、豊壌趙氏・驪興閔氏・武臣出身の講官がおらず、宗親・璿派も李承輔(南人)の一人に減っている。

時原任議政の講筵参加を状況を見ると、前年と同じく現職の領議政の安東金氏金炳学と右議政の南陽洪氏洪淳穆(以上老論)が11回と20回、前議政の慶州李氏李裕元(少論)が10回出席している。彼ら三人は合わせて41回の講筵に参加して全体の19%を越えて、前年よりも若干増加した。南陽洪氏洪淳穆は20回で9.4%、領議政金炳学が11回、慶州李氏李裕元が10回で5.3%と4.7%の関与度を表した。このような時原任議政による持続的な講筵への参与は、高宗の教育の持つ意味の重大さを物語っている。

個人の講筵参加では、参加人数の減少によって特定人物の比重が増えていたことが分かる。その中で、南陽趙氏洪淳穆(老論)が20回で最も多く、漢陽趙氏趙性教(南人)が19回、龍仁李氏李参鉉(少論)が16回、安東金氏金世均(老論)が15回で後を継いでいる。この4人が全体から占める割合は33%に到り、高宗の勉学に大きく寄与していたことが窺える。その次は、潘南朴氏朴珪壽(老論)・高霊朴氏朴永輔(少論)・陽川許氏許伝(南人)が各13回、安東金氏金炳学(老論)と晉州姜氏姜浩(北人)が11回ずつ参加していた。彼らのすべては前年度にも講官として活動していた人物である。その他は、慶州李氏李裕元(少論)が10回、青松沈氏沈承沢と林川趙氏趙基応(以上老論)・東萊鄭氏鄭基世(少論)・全州李氏李承輔(南人)が各9回、光山金氏金在顕(老論)と昌寧曹氏曹錫雨(南人)が各8回、南原尹氏尹秉鼎(老論)が6回参加していた。1870年において1・2回だけ講筵に参席した者は韓山李氏李承五(老論)と慶州李氏李明迪(南人)しかおらず、1870年には各党派・姓氏・個人が比較的均等に講筵に関与していたと見做すことができる。

1871(高宗8)年の講筵官の構成は、≪表14≫のとおりであり、21の姓氏から24名の講官が131回の講筵に参加した。1871年には前年度に比べて講官数が増えているのに反し、講筵参加回数は急減していたが、これは高宗が聖学に怠慢になりつつあったためであった。全体的には老論の講筵参加が減少し、少論と北人が多少増加し、南人は前年よりは減少したが依然として20%を越える高い参与度を表していた。

老論は、9名が56回の講筵に出席し、37%と43%の割合で前年における急落から更に減っていた。老論では安東金氏と大丘徐氏から各二人ずつ出ており、光山金氏・延安金氏・潘南朴氏・林川趙氏・南陽洪氏の各一人が講官として活動している。大丘徐氏の二人を除けば、すべて既存の人物で構成されており、南陽洪氏の一人が14回で10.7%、安東金氏の二人が12回で9.2%、林川趙氏の一人が10回7.3%、潘南朴氏の一人が8回で6.1%、光山金氏の一人が7回で5.3%の割合で参加した。1871年における特徴は、前年まで相当な優位を占めていた安

≪表14≫　高宗8(1871)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏							姜浤7		1/7
光山金氏	金在顯7	*金永壽6*							1/7
善山金氏						*金益容6*			
安東金氏	**金炳學**4 金世均8	*金聲根11*							2/12
延安金氏	金有淵1								1/1
豐山柳氏					**柳厚祚**4				1/4
羅州林氏			林肯洙1						1/1
高靈朴氏			朴永輔5						1/5
潘南朴氏	朴珪壽8								1/8
大丘徐氏	*徐璟淳2* 徐相鼎*2*								2/4
寧越嚴氏							嚴錫鼎2		1/2
杞溪兪氏		兪晟煥8							
海平尹氏			*尹滋憲1*						1/1
慶州李氏			**李裕元**7						1/7
龍仁李氏			李參鉉9						1/9
全州李氏		*李昌漢12*			李承輔4		李會淳2 (鍾淳)	*李承宇9*	2/6
東萊鄭氏			鄭基世6						1/6
押海丁氏						*丁觀燮8*			
昌寧曺氏			曹錫雨6						1/6
林川趙氏	趙基應10 (在應)								1/10
楊州趙氏				*趙定熙7*					
漢陽趙氏					趙性敎13				1/13
平康蔡氏						*蔡東述5*			
朔寧崔氏					崔遇亨3				1/3
陽川許氏					許傳5				1/5
南陽洪氏	**洪淳穆**14								1/14
21	9(37%)/56(43%)		7(29%)/35(27%)		5(21%)/29(22%)		3(13%)/11(8%)		24/131

東金氏の比重の下向現象であるが、これは前年まで領議政として頻繁に講筵に関与していた金炳学の講筵参加が激減したためであった。延安金氏の一人が一回、大丘徐氏の二人が各2回、講官として出席した。

少論は、7名が35回の講筵に参席して、29%と27%の比重を占めている。これは前年より多少増えた数値であり、再び第2党としての面目を取り戻した。少論で各姓氏で一人ずつ講官として出ており、前年に引き続き龍仁李氏の9回、慶州李氏の7回、東萊鄭氏と昌寧曹氏の各6回、高霊朴氏の5回の講筵参加が行われた。その上、新たに羅州林氏と海平尹氏の各一人が一回ずつ、高宗の教育に関与した。南人では、5人が29回の講筵を主管して、各21%と22%の割

合を表している。これは前年より多少減少した数値であるものの、20%を越える比重は維持されていた。その中では漢陽趙氏の一人が13回を参加して前年と同じく高い比重を占めており、陽川許氏の一人が5回、全州李氏の一人と豊山柳氏の各一人が4回ずつ、朔寧崔氏の一人が3回の順で参与した。北人は3名が11回の参加を示しており、晉州姜氏が7回、寧越厳氏と全州李氏が各2回参席して、前年より若干上昇した。1871年にも、豊壌趙氏・驪興閔氏・武臣出身の講官がおらず、宗親・璿派からは二人が参与した。

時原任議政の講筵参加は、前年より一人増えて、現職の領議政の安東金氏金炳学と右議政の南陽洪氏洪淳穆(以上老論)が4回と14回、前議政の慶州李氏李裕元(少論)と豊山柳氏柳厚祚(南人)が7回と4回の講筵に参加している。彼ら4人の講筵は計29回で全体の22%を越えて、時原任議政が持続的に高宗の聖学を重視して関与していたこと分かる。その中では、南陽洪氏洪淳穆は14回で10.7%の高い参与度を見せており、慶州李氏李裕元が7回で5.3%、安東金氏金炳学と豊山柳氏柳厚祚が各4回で3%の割合を占めていた。ここでは、金炳学の講筵参加の減少が注目される。

個人の講筵参加の構成は、講筵参加回数が急減しただけに、特定人物の参加の頻度も減っていた。南陽趙氏洪淳穆(老論)が14回で最も多く、漢陽趙氏趙性教(南人)が13回、林川趙氏趙基応(老論)10回、龍仁李氏李参鉉(少論)が9回、安東金氏金世均と潘南朴氏朴珪壽(以上老論)が各8回ずつ参加した。彼ら6人は半分に近い占有率を表し、前年に引き続き高宗の教育を主管しているとともに、参加頻度の減少にもかかわらず、その比重はむしろ増えていたことが読み取れる。その他、光山金氏金在顕(老論)・慶州李氏李裕元(少論)・晉州姜氏姜浩(北人)が各7回、東萊鄭氏鄭基世・昌寧曹氏曹錫雨(以上南人)が各6回、高霊朴氏朴永輔(少論)・陽川許氏許伝(南人)が各5回、安東金氏金炳学(老論)・豊山柳氏柳厚祚・全州李氏李承輔(以上南人)が各4回参席し、1871年には前年と同じ構成員がほぼ同じ比重で講筵に関与していた。

1872(高宗9)年の講筵官の構成は、≪表15≫のとおりであり、19の姓氏から24名の講官が93回の講筵に参加した。1872年には高宗の即位以来初めて講筵参加数が100回を下回るようになり、全体的には老論と少論の比重が増加して、南人と北人が再び減少した。

老論は、11名が44回出席して、46%と47%の割合を示したが、これは前年より若干上昇した数値である。老論では安東金氏と南陽洪氏が各二人ずつ参与しており、前年と同じく光山金氏・延安金氏・潘南朴氏・林川趙氏の各一人が講官として活動している。その上、清風金氏と青松沈氏が再登場し、初めて驪興閔氏からの講官が出た。その中では、林川趙氏の一人が14回で15%、安東金氏と南陽洪氏の各二人が7回で7.5%を占めており、その次は驪興閔氏5回>光山金氏4回>潘南朴氏3回>青松沈氏2回>延安金氏・清風金氏各1回の順になっていた。1872年には既存の姓氏に加えて、老論として高宗の聖学を輔導する新たな姓氏の登場が注

≪表15≫　高宗9(1872)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏							**姜㴭**4		1/4
光山金氏	金在顯4								1/4
安東金氏	金世均6 金炳地1								2/7
延安金氏	金有淵1								1/1
淸風金氏	金學性1							*金奎軾10*	1/1
羅州林氏			林肯洙1						1/1
驪興閔氏	閔致庠5								1/5
潘南朴氏	朴珪壽3								1/3
大丘徐氏		*徐相敦9*							
靑松沈氏	沈承澤2								1/2
坡平尹氏			*尹滋承4*						1/4
廣州李氏						*李炳敎7*			
龍仁李氏			李參鉉2						1/2
全義李氏									
全州李氏				*李敎復9*	李承輔10			*李承宇8*	1/10
豊人任氏								*任應準6*	
東萊鄭氏			鄭基世7 鄭健朝1 *鄭順朝1*						3/9
溫陽鄭氏			*鄭泰好3(2)*						1/3
昌寧曺氏			曺錫雨8 曺錫輿2						2/10
林川趙氏	趙基應14 (在應)								1/14
楊州趙氏		*趙秉式8*							
漢陽趙氏					趙性敎5				1/5
淸州韓氏					**韓啓源1**				1/1
南陽洪氏	**洪淳穆**4 洪鍾雲3(2)								2/7
豐山洪氏						*洪殷謨11*			
昌原黃氏		*黃鍾顯6*							
19	11(46%)/44(47%)		9(37%)/29(31%)		3(13%)/16(17%)		1(4%)/4(4%)		24/93

備考 ① 1872年には進講が5月14日から始まったため、講筵回数が少ない。
② 1872年11月5日、高宗は兵曹判書の驪興閔氏閔致庠を講官に任命した。
③ 1872年に姜㴭の講筵参加は、彼が10月13日に左議政に任命される前のことである。

日される。

少論は、9名が29回の講筵に参席して、37%と31%の比重を占めて、参加人数と回数ともに30%を越えている。少論では昌寧曺氏の二人が10回、東萊鄭氏の3人が9回の講筵に参加しており、前年に続いて龍仁李氏が2回、羅州林氏が1回出席した。また、新たな姓氏として坡平尹氏が4回と溫陽鄭氏が3回参与したうえ、持続に講官を出した高霊朴氏がなくなった。南人は、3

人が16回の講筵に参加し、各13%と17%の割合を占め、1870年と71年における2年連続の20%を越える比重から下落した。南人姓氏では前年に引き続き全州李氏が10回、漢陽趙氏が5回の講筵に関与しており、清州韓氏が新たに登場した反面、陽川許氏・豊山柳氏・朔寧崔氏の姓氏出身がなくなった。北人は晉州姜氏の一人が4回の出席して、その地位を維持しているのみであった。1872年の姓氏構成において注目される点は、王妃の姓氏である驪興閔氏が高宗即位以来初めて講官として参加するようになったことである。豊壌趙氏・武臣出身の講官がおらず、宗親・壻派は再び李承輔(南人)一人に減った。

時原任議政の講筵参加は、領議政の南陽洪氏洪淳穆(老論)の4回と右議政の清州韓氏韓啓源(南人)の1回に止まって、激減現象を示している[195]。これは、全体の5.4%にも満たない数値であり、これまでの時原任大臣の20%前後の高い比重に比べて、その関与度が急落したことが分かる。1872年に入って時原任議政が講筵に出席しなくなった原因は明らかではないが、1872年9月領議政の安東金氏金炳学が母親の喪にあって辞職する以前にも講筵に参加しておらず、晉州姜氏姜浩が10月に左議政に任命された後に一回も講筵に出席しなかったこと、現職議政の洪淳穆と韓啓源もあまり講筵に関与しなかったことから、1872年に議政歴任者が高宗の教育を積極的に主管しなかったのは確かである。このような現象は翌年にも続いており、高宗の教育が時原任議政ではなく講筵官によって主導されるようになったと判断することができる。特に、高宗即位初期から持続的で能動的に高宗の聖学を輔導していた安東金氏金炳学の前年に引き続く講筵関与の後退は、大院君政権期における彼の政治的行跡 — 例えば、昇進・退陣や政策決定への影響力行使の程度など — と、その脈絡をともにしていると思われる。

個人の講筵参加の実態を見ると、講筵参加回数が急減しただけに、特定人物の参加の頻度も減っていた。林川趙氏趙基応(老論)が14回の15%の比率で単独優位を占めたうえ、全州李氏李承輔(南人)が10回で10%を越える比重で後を継いでいる。二人以外に10回以上参加した人物はおらず、依然として昌寧曹氏曹錫雨が8回、東萊鄭氏鄭基世(以上少論)が7回、安東金氏金世均(老論)が6回参加した。彼ら5人の全体における比重は48.4%で、持続的に高宗の教育を主管する代表的人物として存在していた。その次は、驪興閔氏閔致庠(老論)と漢陽趙氏趙性教(南人)が各5回ずつ、光山金氏金在顕・南陽洪氏洪淳穆(以上老論)・坡平尹氏尹滋承(少論)・晉州姜氏姜浩(北人)が各4回講筵に参席した。その中で驪興閔氏閔致庠と坡平尹氏尹滋承を除けば、皆持続的に講筵に関与してきた人物である。このように高宗の教育を担当する講筵官の構成に大きな変化がなくなったことは、大院君政権の安定化と密接な関連があり、新旧人物の交替も大院君政権内部の政治的変化の過程を窺わせていると言える。

1873(高宗10)年の講筵官の構成は、≪表16≫のとおりであり、19の姓氏から20名の講官が

195)1872年に、姜浩は4回講筵に参加したが、それは1872年10月13日に彼が左議政に任命される前のことであったので、時原任議政出席の計算から除外した

≪表16≫　高宗10(1873)年の講筵官名簿

	老論		少論		南人		北人		
	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	講官	參贊官	
晉州姜氏					姜蘭馨2		**姜浩**1		2/3
慶州金氏				*金昌熙4*					
光山金氏	金在顯4								1/4
安東金氏	金世均7								1/7
驪興閔氏	閔致庠6	*閔奎鎬4*							1/6
潘南朴氏	朴珪壽8	*朴瑄壽4*							1/8
大丘徐氏			徐堂輔1						1/1
平山申氏	申應朝1								1/1
寧越嚴氏							嚴錫鼎5		1/5
坡平尹氏			*尹滋承2*						1/2
龍仁李氏				*李晃榮4*					
眞寶李氏							*李啓魯3(2)*		1/3
全州李氏					李承輔12				1/12
昌寧曺氏			曺錫雨3						1/3
林川趙氏	趙基應12 (在應)								1/12
楊州趙氏		*趙秉稷5*	趙秉徽5 (徽林)	*趙定熙8*					1/5
豊壤趙氏			趙秉昌6 (然昌)						1/6
漢陽趙氏					趙性敎6				1/6
淸州韓氏					**韓啓源**2				1/2
陽川許氏					許傳8				1/8
昌原黃氏		*黃鍾顯4*							
南陽洪氏	**洪淳穆**3								1/3
19	7(35%)/41(42%)		5(25%)/17(18%)		5(25%)/30(31%)		3(15%)/9(9%)		20/97

備考 ① 1873年3月5日、礼曹判書の楊州趙氏趙秉徽と吏曹判書の平山申氏申錫禧を講官と任命。

② 1873年10月27日、弘文館提学の陽川許氏許伝を講官に任命したうえ、10月30日に刑曹判書に指名。

③ 1873年12月25日、新たに全州李氏李承輔・楊州趙氏趙秉徽・安東金氏金世均・光山金氏金在顯・寧越嚴氏嚴錫鼎・驪興閔氏閔致庠・林川趙氏趙基応・漢陽趙氏趙性教・淸風金氏金世鎬・陽川許氏許伝を「日講官」に任命

97回の講筵に参加した。1873年の全般的な様相は、各姓氏からの人物が比較的均等に講筵に参加していたことである。1872年に続いて講筵参加回数は100回を下回っており、老論と少論の講官参与度が減少して、南人と北人のそれは増加した。

老論は、7名が41回出席して、35%と41%の割合を占めて、再び下落した。老論では二人以上を出した姓氏がなくなり、各姓氏から一人ずつ講筵に参与した。その中では林川趙氏の一人が12回で最も多く、潘南朴氏8回>安東金氏7回>驪興閔氏6回>光山金氏4回>南陽洪氏3回>平山申氏1回の順になっている。1872年に続いて驪興閔氏の人物が講筵に出席しており、

平山申氏が再登場した。

少論では、5名が17回の講筵に参席して、25%と18%の比重で、両方とも前年より10%以上急落していたことが見て取れる。少論の中では、豊壌趙氏と楊州趙氏が再登場して、各6回と5回参加しており、その次は既存の昌寧曹氏と坡平尹氏が各3回と2回、再登場の大丘徐氏が1回の講筵に出席した。1873年も南人が第2党になり、5人が30回の講筵に参加し、各25%と31%を占め、講筵参加回数では少論を大きく上回った。南人姓氏では前年に引き続き全州李氏が12回で最も多く、再登場した陽川許氏と晉州姜氏が8回と2回、既存の漢陽趙氏と清州韓氏が6回と2回の講筵に関与した。北人も前年より増えて、3人が9回の講筵に出席した。再登場の寧越厳氏が5回、新たに登場した真宝李氏が3回、既存の晉州姜氏が一回の参与を表している。1873年には、驪興閔氏が前年に続いて講筵に関与しており、宗親・瑽派と豊壌趙氏からも一人の講官が出席した。武臣出身の講官はいない。

時原任議政の講筵参加の実態を見ると、前年に引き続き、議政歴任者の講筵関与が低迷していたことが分かる。前議政の出席はなく、領議政の南陽洪氏洪淳穆(老論)が3回、左議政の晉州姜氏姜浩(北人)が1回、右議政の清州韓氏韓啓源(南人)が2回の参与したのみである。これは、全体の6.2%にも満たない前年のような低い比率で、時原任大臣が講筵をつうじた高宗の学習の奨励にそれ以上積極的に関与しなくなったことを表している。

個人の講筵参与の状況では、林川趙氏趙基応(老論)と全州李氏李承輔(南人)が各12回の講筵に出席して、12%を越える高い比重を占めている。二人の講筵関与度は前年に続いて最も高い数値である。引き続き潘南朴氏朴珪壽(老論)と陽川許氏許(南人)が各8回の講筵に関与した。この上位の四人による占有率は40%以上で、高宗の教育との深い関連を表している。その次は、安東金氏金世均(老論)7回>驪興閔氏閔致庠(老論)と漢陽趙氏趙性教(南人)6回>楊州趙氏趙秉徽(少論)5回>光山金氏金在顕(老論)4回>南陽洪氏洪淳穆(老論)・昌寧曹氏曹錫雨(少論)・真宝李氏李啓魯(北人)が各3回の順で参加した。

1874(高宗11)の講筵官の構成は、≪表17≫のとおりであり、17の姓氏から22名の講官が61回の講筵に参席した。姓氏と講官数に大きな変化はないが、講筵参加回数は更に急減した。全般的に老論と少論の講官数が増加し、南人のそれが減少したものの、参加回数の比重の面では前年と同じく南人が少論より高く、二番目を維持している。高宗の講筵が領議政李裕元の提案によって日講に昇格されたことによって、1869年5月に領議政金炳学の建議で日講が開催された例のように再び特進官が講筵に出席した。また、宗臣が特別ゲストとして出席し、高宗の学問精進を督励していたが、そこには生父である大院君を政界から退陣させたことに伴う高宗の意図、すなわち政権掌握の正当性と名分を唱えながら、宗親・瑽派を親君主勢力として包摂しようとする目的が含まれていたと考えられる。その上、参賛官としてしか参与していなかった武臣が講官に登場したことも注目されるところである。

≪表17≫　高宗11(1874)年の講筵官名簿

［凡例］＊ 合計では宗臣の参加を除外して、1864年から1873年までのように四つの党派の統計を出した。
＊ 1874(高宗11)年からは参賛官の講筵参加回数が低いため、参賛官を記載しなかった。
＊ 全州李氏李珪永は特進官としての参加と、宗臣としての参加を区分して表記した。
＊ 宗臣の場合は官職と品階を区分しなかった。
＊ その他は前と同一。

	老論	少論	南人	北人	宗臣	
光山金氏	金在顯3					1/3
安東金氏	金世均4 *金鶴根4*					2/8
清風金氏		*金基纘**		金世鎬1		2/2
驪興閔氏	閔致庠2					1/2
水原白氏	*白樂貞**					1/1
潘南朴氏	**朴珪壽**2					1/2
青松沈氏	沈承澤1					1/1
寧越嚴氏				嚴錫鼎2		1/2
坡平尹氏		尹滋憙3				1/3
慶州李氏		**李裕元**3				1/3
龍仁李氏		李敦相3				1/3
全州李氏	*李珪永** *李應辰1*	李景宇*	李承輔7		李寅高1 李景夏1 李沆應1 李升洙1 李珪永1 李敦應1 (以上老論)	4/10
林川趙氏	趙基應8 (在應)					1/8
楊州趙氏		趙秉徽1 (徽林)				1/1
豊壤趙氏		*趙耆永**				1/1
陽川許氏			許傳10*			1/10
南陽洪氏	**洪淳穆1**					1/1
17	11(50%)/28(46%)	7(32%)/13(21%)	2(9%)/17(28%)	2(9%)/3(5%)	6/6	22/61
備考 ① 時原任大臣と講官の他に宗臣が講筵に参加した。 ② 高宗の講筵の名称が日講に改称されるにつれ、再び特進官が講筵に参加した。						

老論は、10名が27回出席して、50%と45%の割合を占めて、前年より多少上昇した。安東金氏が再び二人に増えており、初めて老論系の全州李氏の二人が登場した。老論の中では、3年連続林川趙氏が8回で最も高い参与度を示しており、安東金氏の二人が8回、光山金氏が3回、驪興閔氏・潘南朴氏・全州李氏が各2回の講筵に参加した。

少論では、7人が13回参席して、32%と21%の比重で、参席人数に比べて参加回数が多くないことが分かる。少論の各姓氏からは一人ずつ出されており、坡平尹氏・慶州李氏・龍仁李氏が各3回、清風金氏・全州李氏・楊州趙氏・豊壌趙氏が各一回参加した。南人からの講官は二人しかないが、陽川許氏が10回、全州李氏が7回で、全体の28%の高い比重を占めていた。北人では二人が三回講筵に出席し、5%の割合を示した。1874年の講官姓氏構成の特徴は、宗親・璿派と武臣出身講官の参与の増加であり、驪興閔氏と豊壌趙氏からの講官も名目を維持していた。安東金氏では金鶴根が、坡平尹氏では尹滋承に引き続き尹滋憲が、龍仁李氏では李参鉉に引き続き李敦相が新たに登場した。

時原任議政の講筵参加では、前議政としては南陽洪氏洪淳穆が1回参加したのみであり、現議政の参与も多くない状況が持続していた。1874年には新たに領議政に任命された慶州李氏李裕元(少論)が3回、右議政になった潘南朴氏朴珪壽(老論)が2回出席した。これは、全体の9.8%に止まる数値として、前年より若干増えたとはいえ、依然として時原任議政の高宗の聖学に対する関与度が低かったことが分かる。しかし、高宗の実質的な親政に伴って、時原任議政は召見と次対などで高宗と頻繁に接していたため、学問より実質的な政治参与をつうじて高宗の認識や活動に大きな影響を与えていただろうと判断される。

個人の講筵参与の状況を見ると、陽川許氏許伝(南人)が10回の講筵に参席し、16%を越える高い比重を占めていた。また、林川趙氏趙基応(老論)が8回で全体の13%、全州李氏李承輔(南人)が7回で12%を占有し、趙基応は1868年から(1869年除外)、李承輔は1869年から持続的に高宗の聖学に大いに関与していた。その次は、安東金氏金世均と安東金氏金鶴根が各4回、光山金氏金在顕(以上老論)・坡平尹氏尹滋憲・慶州李氏李裕元・龍仁李氏李敦相(老論)が各3回ずつ講筵に参加した。

最後に、1875(高宗12)年の講筵官の構成は、≪表18≫のとおりであり、11の姓氏から13名の講官が16回の講筵に参加した。この数値が表しているように、一つの姓氏からほぼ一人の講官が出て一回の講筵に参席していた。前述したように、1875年には召対が一回も開かれておらず、毎日行うべき講筵が一ヶ月に一回ほどしか開催されていなかった。これは、高宗が講筵で儒教経典と史書をつうじて聖賢・祖宗の教えを学ぶ聖学に、それ以上注意を注がなくなったことを意味している。講官と講筵参加回数が激減したため、以前と比較することは困難であるが、全体的に老論と南人が増加した反面、少論が急減し、北人は現状を維持したと見做すことができる。講筵の参加回数の激減にもかかわらず、日講としての体面を維持するため特進官と宗臣が出席していた。

1875(高宗12)年の講筵の特徴は、武臣の講官の増加と、前年に続いて宗臣が多めに出席していたところである。高宗に講筵に大院君政権期においてほぼ講官として登場していなかった武臣が三人も参席しており、宗臣の参与も増えたことは、高宗が実質的な親政にあたって武臣と宗

≪表18≫　高宗12(1875)年の講筵官名簿

	老論	少論	南人	北人	宗臣	
晉州姜氏			姜蘭馨2			1/2
安東金氏	**金炳國1** *金鶴根**					2/2
水原白氏	*白樂貞2**					1/2
大丘徐氏	*徐承輔1*					1/1
平山申氏	申櫶*					1/1
廣州李氏			*李炳敎2**			1/2
龍仁李氏		李源命1				1/1
全州李氏	李沆應* *李珪永1*				李邦鉉1 李鍾承1 李敦應2 李明應1 (以上老論) 李起鏞1 (少論)	2/2
豊川任氏				任商準*		1/1
陽川許氏			許傳*			1/1
豐山洪氏			*洪遠植1*			1/1
11	7(54%)/8(50%)	1(8%)/1(6%)	4(30%)/6(37%)	1(8%)/1(6%)	5/6	13/16

臣を親君王勢力として再編成しようとする意図の反映であったと考えされる。言い換えると、高宗は武臣と宗親・璿派を自分の勢力基盤として確保するため、彼らを講筵に参加させて間近で接するチャンスを作って、彼らとの緊密な紐帯関係の形成を試みたのであった。しかし、高宗が勉強に怠慢になって講筵があまり開催されなかったため、大きな成果はなかっただろうと判断される。

1875年の講筵の実態を見ると、11の姓氏からは安東金氏と全州李氏が二人ずつを出したことを除けば、晉州姜氏・水原白氏・大丘徐氏・平山申氏・広州李氏・龍仁李氏・豊川任氏・陽川許氏・豊山洪氏から各一人が講筵に参席している。また、講筵に2回参加した人は晉州姜氏姜蘭馨(南人)・水原白氏白楽貞(老論/武臣)・広州李氏李炳教(南人)・宗臣李敦応のみであり、他は皆一回ずつ参与した。その他、以前に参賛官として高宗の講筵に関与していた広州李氏李炳教と豊山洪氏洪遠植が講官として参加しており、時原任議政としては、1874年12月17日に右議政に任命された安東金氏金炳国(老論)が一回参席したのみである。宗親・璿派と武臣の講官が多数である反面、驪興閔氏と豊壌趙氏の人物はなくなった。

以上、1864(高宗1)年から1875(高宗12)年までにおける各年度別の講筵官構成の実態について考察してみた。次は、このような高宗在位前期における講筵官構成の変化の推移を、各党派・姓氏・人物別に再検討することとする。

2　高宗在位前期における講官構成の推移

高宗在位前期において講官が参加した講筵が行なわれたのは1864年から1875年までである。その間、高宗の教育を担当した講官は計107名であり、彼らの出身姓氏の総数は48、講筵参加総数は1867回である。1875年を除けば、20人以上が講筵に参加して、年平均は24.4名を記録している。講官の講筵参加回数はほぼ持続的な減少の趨勢を表しており、年平均155.5回である。それを細分すると、勧講(1864年～1865年)の時には263回、進講(1866年～1873年)の時には158回、日講(1874年～1875年)の時には36回であり、親政以後の日講が高宗即位直後の勧講の7分の1にも満たず、高宗が親政宣布以後に聖学を蔑ろにするようになった、あるいは勉強に怠慢になったことが明らかである。講官と講筵参加回数には年度別偏差が大きいが、出身姓氏は1875年の11姓氏を除けば17から24の間で、年平均約20の姓氏から講官が出ていた。これは、講筵開催回数と関係せず、比較的多数の姓氏から講官が選ばれていたことを表している。高宗在位前期において講筵に参与した人物の党派・姓氏・参加回数は、≪表19≫と≪表20≫にまとめた。

講筵における老論講官の構成の変遷を見ると、高宗即位1年に70%の比重で圧倒的な優位を占めていたのが徐々に減少しつつ、1869年には占有率が半分を越えなくなり、それからはほぼ40%台を維持していた。老論は55名の講官が1040回の講筵に参与し、全体の51.4/55.7%を占めていたが、これは一人当りが約19回の講筵を担当した数値である。講官数の年平均は12.1名で、講筵参加数の年平均は86.6回である。老論で講官を出した姓氏は、光山金氏・安東金氏・延安金氏・清風金氏・驪興閔氏・潘南朴氏・水原白氏・大丘徐氏・恩津宋氏・平山申氏・青松沈氏・杞溪兪氏・南原尹氏・坡平尹氏・海平尹氏・牛峰李氏・全州李氏・韓山李氏・楊州趙氏・林川趙氏・豊壌趙氏・昌原黄氏・南陽洪氏・豊山洪氏の24である。

講筵参加人数と回数が多い順からみると、安東金氏12名が244回の講筵に参席して優位を示しており、南陽洪氏5名が163回で後を継いでいる。清風金氏と潘南朴氏からは各二人の講官が102回と90回を、林川趙氏では一人が68回を、光山金氏からは3名が64回を担当している。牛峰李氏の一人が50回、海平尹氏の二人が44回、平山申氏からは4人が43回、全州李氏では4人が5回の参加を表した。高宗の勧講が始まった1864年から日講が行われる1875年まで ― 1882年の2回を除外 ― 持続的に講官を出した姓氏は唯一安東金氏のみであり、南陽洪氏は1864年から1873年まで10年間、光山金氏は1866年から1874年まで9年間、潘南朴氏は1864年・1865年と1869年から1874年まで計8年間、清風金氏は1864年から1869年までと1872年を合わせて計7年間、高宗の教育に関与した。

少論は、講官総数30名で、講筵参加回数469回として、全体の28/25.1%を記録した。少論

≪表19≫　高宗在位前期における講官の名簿

[凡例] ＊　名前が太字の者は、議政就任者。名前に下線を付した者は、武臣。

＊　名前が斜線になっている者は、参判・亜卿以下の就任者であり、その基準は大院君政権期(1864年～1873年)とす。

＊　名前の左の数字は参加回数の多い順であり、右の数字は講筵の参加の総数。

＊　右側の合計の左は姓氏からの講官総数、右は講筵参加総回数であり、下側の合計の左は党派からの講官総数、右は講筵参加総回数であり、括弧は各パーセントを表す。

＊　宗臣として出席した者は全州李氏に入れずに別途に分類して、合計の算出からも除外した。

姓氏	老論	少論	南人	北人	合計
晉州姜氏			1 姜蘭馨 7	1 **姜浤** 50	2/57
慶州金氏		1 *金永爵* 49			1/49
光山金氏	1 金在顯 49 2 *金尙鉉* 15 3 金壽鉉 1				3/65
善山金氏			1 *金益容* 1		1/1
安東金氏	1 **金炳学** 102 2 金世均 91 3 **金炳国** 17 4 **金左根** 11 5 **金興根** 7 6 金鶴根 5 7 *金賢根* 4 8 金大根 4 9 金炳冀 1 10 金炳地 1 11 金翊鎭 1 12 金輔根 0				12/244
延安金氏	1 金有淵 4				1/4
淸風金氏	1 金學性 94 2 金益文 8	1 *金基纘* 5		1 金世鎬 9	4/116
豐山柳氏			1 **柳厚祚** 36		1/36
羅州林氏		1 林肯洙 3 2 林永洙 1			2/4
驪興閔氏	1 閔致庠13				1/13
高靈朴氏		1 朴永輔 35			1/35
密陽朴氏				1 朴承輝 10 2 朴孝正 2	2/12
潘南朴氏	1 **朴珪壽** 89 2 *朴來萬* 1				2/90
水原白氏	1 *白樂貞* 3				1/3
大丘徐氏	1 *徐承輔* 8 2 *徐璟淳* 2 3 徐相鼎 2	1 徐堂輔 9			4/21
恩津宋氏	1 宋近洙 7				1/7
高靈申氏			1 *申佐模* 6		1/6

姓氏	老論	少論	南人	北人	合計
平山申氏	1 申應朝 21 2 申錫禧 11 3 申錫愚 10 4 申櫶 1				4/43
靑松沈氏	1 沈承澤 15 2 沈敬澤 1				2/16
寧越嚴氏				1 嚴錫鼎 15	1/15
杞溪兪氏	1 兪鎭五 9 2 兪致善 2				2/11
南原尹氏	1 *尹秉鼎* 27				1/27
坡平尹氏	1 尹堉 5	1 *尹滋承* 10 2 *尹滋憙* 4			3/19
海平尹氏	1 尹致定 40 2 *尹定善* 4				2/44
慶州李氏		1 **李裕元** 42 2 李裕膺 2	1 李明迪 5		3/49
廣州李氏			1 *李炳敎* 2		1/2
延安李氏		1 李豐翼 3			1/3
龍仁李氏		1 李參鉉 33 2 李源命 15 3 李敦相 3			3/51
牛峰李氏	1 李垿 50				1/50
全義李氏		1 李根弼 1			1/1
全州李氏	1 *李珪永* 2 2 *李応辰* 1 3 李沈応 1 4 李最應 1<宗室>	1 *李寅命* 4 2 李敦榮 2 3 李景宇 1	1 李承輔 53	1 李會淳 10	9/75
眞寶李氏				1 *李啓魯* 3	1/3
韓山李氏	1 **李景在** 18 2 李承五 2				2/20
豊川任氏				1 **任百經** 11 2 任商準 1	2/12
東萊鄭氏		1 鄭基世 96 2 **鄭元容** 7 3 鄭基會 5 4 鄭健朝 1 5 *鄭順朝* 1			5/110
溫陽鄭氏		1 *鄭泰好* 3			1/3
昌寧曺氏		1 曺錫雨 99 2 曺錫輿 2			2/101
白川趙氏				1 趙啓昇 1	1/1
楊州趙氏	1 **趙斗淳** 30	1 趙得林 10 2 趙秉徽 8			3/48
林川趙氏	1 趙基應 68				1/68

姓氏	老論	少論	南人	北人	合計
豊壤趙氏	1 趙獻永 7	1 趙秉昌 14 2 *趙耆永* 1			3/22
漢陽趙氏			1 趙性敎 74		1/74
朔寧崔氏			1 崔遇亨 20		1/20
淸州韓氏			1 **韓啓源** 3		1/3
陽川許氏			1 許傳 38		1/38
昌原黃氏	1 *黃鍾顯* 6				1/6
南陽洪氏	1 洪鍾序 83 2 **洪淳穆** 75 3 洪鍾雲 3 4 洪鍾応 2 5 洪在哲 1				5/163
豐山洪氏	1 *洪祐健* 4		1 *洪遠植* 1		2/5
宗臣	李邦鉉1 李寅高1 李景夏1 李沆應1 李升洙1 李珪永1 李敦應1 李鍾承1 李敦應2 李起鏞1 李明應1				11/12
合計	55(51.4)/1040(55.7)	30(28)/469(25.1)	12(11.2)/246(13.2)	10(9.4)/112(6)	107/1867

≪表20≫ 講官を多数輩出した姓氏

［凡例］ 表示は≪表19≫と同じ。

安東金氏 老論 1 **金炳學**(102) 2 金世均(91) 3 **金炳國**(17) 4 **金左根**(11) 5 **金興根**(7) 6 *金鶴根*(5) 7 金賢根(4) 8 金大根(4) 9 金炳冀(1) 10 金炳地(1) 11 金翊鎭(1) 12 金輔根(0)	全州李氏 老論 1 李珪永(2) 2 李應辰(1) 3 李沆應(1) 4 李最應(1) <宗室> 少論 1 *李寅命*(4) 2 李敦榮(2) 3 李景宇(1) 南人 1 李承輔(53) 北人 1 李會淳(10)	南陽洪氏 老論 1 洪鍾序(83) 2 **洪淳穆**(75) 3 洪鍾雲(3) 4 洪鍾應(2) 5 洪在哲(1) 東萊鄭氏 少論 1 鄭基世(96) 2 **鄭元容**(7) 3 鄭基會(5) 4 鄭健朝(1) 5 *鄭順朝*(1)	大丘徐氏 老論 1 *徐承輔*(8) 2 *徐璟淳*(2) 3 徐相鼎(2) 少論 1 徐堂輔(9) 平山申氏 老論 1 申應朝(21) 2 申錫禧(11) 3 申錫愚(10) 4 申櫶(1)	淸風金氏 老論 1 金學性(94) 2 金益文(8) 少論 1 *金基纘*(5) 南人 1 金世鎬(9) 坡平尹氏 老論 1 尹堉 5 少論 1 *尹滋承* 10 2 *尹滋憲* 4	光山金氏 老論 1 金在顯(49) 2 *金尙鉉*(15) 3 金壽鉉(1) 慶州李氏 少論 1 **李裕元** 42 1 李裕膺 2 南人 1 李明迪 5 龍仁李氏 少論 1 李參鉉(33) 2 李源命(15) 3 李敦相(3)	楊州趙氏 老論 1 **趙斗淳**(30) 少論 1 趙得林(10) 2 趙秉徽(8) 豐壤趙氏 老論 1 趙獻永(1) 少論 1 趙秉昌(14) 2 *趙耆永*(1)

は1870年・1873年・1875年を除いては老論の次に高宗の聖学に大いに関与しており、講官数に比べて講筵参加回数が低い比率を表すのが特徴である。少論講官の一人当りの担当講筵数は約16回であり、年平均7名の講官が年平均39回の講筵に参加した。少論講官として講筵に

参加した姓氏は、慶州金氏・清風金氏・羅州林氏・高霊朴氏・大丘徐氏・坡平尹氏・慶州李氏・延安李氏・龍仁李氏・全義李氏・全州李氏・東萊鄭氏・温陽鄭氏・昌寧曹氏・楊州趙氏・豊壌趙氏の16である。

その中では、東萊鄭氏の5人が110回で最も多く、その次は昌寧曹氏の二人が101回、龍仁李氏の3人が51回、慶州金氏の一人が49回、慶州李氏の二人が44回で後を継いでいる。その他は、全州李氏から3人、羅州林氏・坡平尹氏・楊州趙氏・豊壌趙氏から二人ずつ出ていた。少論では昌寧曹氏が最も長期間にわたって高宗を学習の輔導を担当し、1864年から1873年までの10年間であり、その次は東萊鄭氏で1864年から1872年までの9年間、慶州李氏は1864年・1865年・1874年と1868年から1871年までを合わせて計7年間、龍仁李氏は1867年から1872年まで6年間、慶州金氏は1864年から1868年までの5年間、講筵に参加した。

南人は、講官総数12名であり、計246回の講筵に出席し、全体の11.2/13.2%の比率を表した。南人は高宗即位元年に講官として一人も活動していなかったが、徐々に比重が増加して、1870年には少論を上回って二番手になって以来、1872年を除けば20%台を維持しながら、高宗の聖学の輔導に積極的に関与していた。南人の年平均講官数は3.3名であり、年平均20.5回の授業に出席していた。南人の一人当りの講筵参加数は20.5回で、老論の19回と少論の16回より多く、一人当りの講筵集中度が高い、すなわち一人が多数の講筵に参加していたことが分かる。南人では二人の講官を出した姓氏が一つもおらず、各一人の講官が、晉州姜氏・善山金氏・豊山柳氏・高霊申氏・慶州李氏・広州李氏・全州李氏・漢陽趙氏・朔寧崔氏・清州韓氏・陽川許氏・豊山洪氏の12の姓氏から選ばれて活動した。

南人では漢陽趙氏が74回の講筵に参加して最も多く、全州李氏が53回、陽川許氏が38回、豊山柳氏が36回、朔寧崔氏が20回の講筵参加記録を持っている。漢陽趙氏は1866年から1873年まで8年間高宗の教育に関与しており、全州李氏は1867年と1869年から1874年まで計7年間、陽川許氏が1869年から1871年まで、1873年から1875年までを合わせて6年間、豊山柳氏が1865年から1867年までと1871年の計4年間、朔寧崔氏は1866年と1869年から1871年までを合わせて4年間、高宗の学問精進を補佐した。

北人は12年間で10名の講官を出したうえ、112回の講筵に参加して、全体で9.4/6%の比重を占めている。北人では年平均二人の講官が9.3回の講筵に出席した。一人当りの講筵担当数は約11回であり、四つの党派の中で最も低く、北人は講官総数・講筵参加総数・一人当り講筵担当比重などのすべてが低調であったことが見て取れる。

北人の中では、密陽朴氏と豊川任氏が二人の講官を出しており、一人ずつが参加した姓氏は、晉州姜氏・清風金氏・寧越厳氏・全州李氏・真宝李氏・白川趙氏の合わせて8である。北人では晉州姜氏が50回で圧倒的な優位を示しており、寧越厳氏が15回、密陽朴氏と豊川任氏が12回、全州李氏が10回、清風金氏が9回の順となっている。晉州姜氏は1866年から

1867年と1869年から1873年までの計7年間にわたって講筵に関与しており、寧越厳氏は1869・1871・1873・1874年の計4年、全州李氏は1867年から1869年までと1871年を合わせて4年、清風金氏は1867・1869・1874年の計3年間、講筵に参席した。

各党派が講筵において占める比重をまとめると、講官総数/講筵参加総回数において老論51.4/55.7%、少論28/25.1%、南人11.2/13.2%、北人9.4/6%となる。これは、糟谷憲一氏が分析した大院君政権の権力構造[196]で議政・判書以上就任者の比率が各56.1/24.5/8.6/9.4%で、参判以上就任者の比率が各48.3/25.8/13.2/6.6%であったことと比べれば、ほぼ一致していることが分かる。したがって、高宗の教育を担当していた講官は、当時の政権上層部の権力構造と連動・関連して構成・変化していったと判断してもよいと思う。

高宗の講官を出した姓氏は、48である。それは、晉州姜氏2名、慶州金氏1名、光山金氏3名、善山金氏1名、安東金氏12名、延安金氏1名、清風金氏4名、豊山柳氏1名、羅州林氏2名、驪興閔氏1名、高霊朴氏1名、密陽朴氏2名、潘南朴氏2名、水原白氏1名、大丘徐氏4名、恩津宋氏1名、高霊申氏1名、平山申氏4名、青松沈氏2名、寧越厳氏1名、杞渓兪氏2名、南原尹氏1名、坡平尹氏3名、海平尹氏2名、慶州李氏3名、広州李氏1名、延安李氏1名、龍仁李氏3名、牛峰李氏1名、全義李氏1名、全州李氏9名、真宝李氏1名、韓山李氏2名、豊川任氏2名、東萊鄭氏5名、温陽鄭氏1名、昌寧曹氏2名、白川趙氏1名、楊州趙氏3名、林川趙氏1名、豊壌趙氏3名、漢陽趙氏1名、朔寧崔氏1名、清州韓氏1名、陽川許氏1名、昌原黄氏1名、南陽洪氏5名、豊山洪氏2名である。

最も多く講筵に参加した姓氏は安東金氏で、12名が244回の講筵に関与し、全体の11.4/13%の比重を占めた。その次は南陽洪氏で5名が163回で全体の4.7/8.7%、清風金氏は4名が116回で3.8/6.2%、東萊鄭氏は5名が110回で4.7/5.9%、昌寧曹氏は2名が101回で1.9/5.4%、潘南朴氏は2名が90回で1.9/4.8%、全州李氏は9名が75回で8.5/4%の比率を示して後を継いでいる。このように、講筵関与上位姓氏の中でも安東金氏は全体の10%を越えて単独優位を表しており、講筵参加数100回以上の上位五つの姓氏、すなわち、安東金氏・南陽洪氏・清風金氏・東萊鄭氏・昌寧曹氏は28名が734回の講筵に参加し、全体の26.4/39.3%の比率を占めていた。これは、約40%の講筵を彼ら五つの姓氏が担当したことを示しており、彼ら家門が高宗の教育を主導していたと見做すことができる。

時原任議政の講筵参加の実態を見ると、高宗の聖学に関与した前現職議政歴任者は14名であり、老論が8名、少論・南人・北人が2名ずつである。安東金氏の4名が時原任議政として講筵に関与しており、大院君政権期における議政歴任者の中で高宗の教育に参加しなかった人物はいない。前述したように、時原任議政の講筵関与は高宗即位直後から頻繁に行われ、1871年まで約20%の水準を維持していた。

---

196)糟谷憲一「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』49-2、1990)、p144・p148

その具体的な内容では、安東金氏金炳学(老論)が1864年から1871年までの8年間にわたって102回の講筵を主管して最も高い関与度を表わしている。金炳学は1865年3月3日に左議政になった後、1867年5月18日と1868年4月23日に領議政に任命され、大院君政権の最高位官僚として高宗の学習輔導に積極的に臨んでいた。その次は、潘南朴氏朴珪壽(老論)が89回の講筵に参加していたが、朴珪壽は高宗が親政を宣布した直後の1873年12月2日に右議政に就任して、親政初期の高宗の政治活動に補佐・協力した人物である。彼が、高宗の講筵に関与した時期は、1864年・1865年と1869年から1874年までの計8年間であり、1873年以前は講官として以後は右議政として出席した。南陽洪氏洪淳穆(老論)は75回の講筵に1866年から1874年までの9年間参加していた。洪淳穆は1869年1月22日に右議政に任命された後、金炳学が母親の喪で辞退したことをきっかけに1872年10月12日に領議政に昇進し、議政になる以前も以後も持続的に高宗の学習に関与していた。

晉州姜氏姜漒(北人)は50回の講筵に1866年から1867年と1869年から1873年までの7年間にわたって参加しており、北人全体の講筵参加回数で45%を占めて、高宗在位前期の北人を代表する講官として活動した。姜漒は洪淳穆とともに1872年10月12日に左議政に任命されたが、左議政になってからは1回しか講筵に出席しなかった。彼は、1873年11月に高宗の親政を唱える崔益鉉の処罰を強力に主張して罷免された。慶州李氏李裕元(少論)は1864年6月15日に左議政に任命され、最初から議政として42回の授業に1864年・1865年・1874年と1868年から1871年までを合わせて7年間出席した。李裕元は1865年2月に左議政を辞退した後、1869年4月に再び左議政に任命されたがすぐ辞任した。高宗が親政を宣布した1873年11月13日に領議政に登用され、高宗の親政以後の政界改編と政治運営を導いた人物である。豊山柳氏柳厚祚(南人)は36回の講筵に1865年から1867年までと1871年の4年間に参加しており、1866年1月4日に右議政に、1867年5月3日に左議政に任命された。

楊州趙氏趙斗淳(老論)は30回の講筵に1864年と1865年に関与した。趙斗淳は左議政として高宗の即位に伴う様々な手続を主管して名分を提供し、高宗の即位に協力しており、1864年6月15日に領議政に昇進した。高宗の勧講に2年間に30回も参加し、高宗即位初期における学習の奨励に大きく寄与した。彼の年平均講筵参加回数は15回で、最大講筵参加数を示す安東金氏金炳学の年平均12.8回よりも高い数値を表している。韓山李氏李景在(老論)は18回の講筵に1864年から1866年までの3年間にわたって参加した。李景在は高宗即位直後の1864年1月2日に右議政に選ばれて同年6月に辞退した後、1866年4月に領議政に任命されたがすぐ辞任した。安東金氏金炳国(老論)は17回の講筵に参加していたが、その時期は1864年・1875年と1866年から1868年の5年間である。金炳国は金炳学の弟であり、1872年9月に母親の喪にあう前まで大院君政権で長期に戸曹判書を担当した人物として、高宗の親政以後の第二次政界改編の時、すなわち1874年12月17日に左議政の全州李氏李最応とともに右議政に抜擢された。

安東金氏金左根(老論)は高宗即位当時の領議政であり、11回の講筵に1864年から1867年間の4年間参加した。金左根の領議政辞職が1864年4月18日であったことを勘案すれば、彼の講筵参加は ― たとえ参加回数が少なかったととしても ― 比較的長く持続したことが分かる。豊川任氏任百経(北人)は1864年と1865年に11回の講筵に参席した。1864年6月15日に左議政に任命されたが、1865年2月27日に死去したため、それ以上講筵に関与することができなかった。安東金氏金興根(老論)は1864年にだけ7回の講筵に出席した哲宗時代の領議政である。東萊鄭氏鄭元容(少論)は、1864年と1865年の2年間、7回の講筵に関与した。鄭元容は憲宗の死去の時には領議政として哲宗の即位を主張、その手続と名分の確立に寄与しており、哲宗の死去の時には院相となって高宗即位前の政治と即位過程を主管した人物である。1868年4月に領議政に任命されたが辞退した。清州韓氏韓啓源(南人)は講筵に1872年と1873年に3回出席した。各曹判書や左参賛、平安道観察使などを経て1872年10月に右議政に選ばれたが、高宗の教育にはあまり関与していなかった。

このように、時原任大臣は高宗在位前期における教育に大いに関与していた。彼らは、経綸と政治的経験からみて未熟な君主を導くに適任者であったため、幼弱な君主に対する輔導の任務が他の官僚より大きく任せられていた。したがって、彼らは、次対や召見のみならず講筵に積極的に参与して、高宗の統治者資質の養成に協力した。特に、時原任議政は1864年には7名が58回、1865年には7名が45回、1866年には4名が31回、1867年には3名が45回の講筵に参加したが、これは、高宗の即位初期において時任・原任を問わず大勢の議政が高宗の講筵に出席して学問の精進を督励していたことを表している。しかし、前議政の参席がなくなったうえ、金炳学の講筵関与が減少すると、時原任議政の講筵関与度は徐々に低くなっていった。その理由は、高宗の成長につれて、時原任議政により強調されていた君主輔導の名分が減少し、即位初期とは違って高宗の講筵の進行と政局の状況が安定するとともに、高宗に召見・次対などで大臣と政治について論じるチャンスが増加・提供されたためであると考えられる。

最後に、個人の講筵参加数や比重、特徴について考察してみよう。講官の個人的講筵参加順位は≪表21≫にまとめた。

個人の講筵参加数の10位までに時原任大臣は3人が入っており、安東金氏と南陽洪氏が各二人と、昌寧曹氏・東萊鄭氏・清風金氏・潘南朴氏・漢陽趙氏・林川趙氏が一人ずつ含まれている。老論出身が7名で圧倒的に多く、少論二人、南人一人があり、北人は入っていない。彼ら10名は871回の講筵に参加し、全体の46.7%、すなわち半分近くの比重を占めていた。

個人の中で講筵に最も多く参席した人物は安東金氏金炳学(老論)である。金炳学は、1864年から1871年までの8年間にわたって102回、年平均12.8回で一ヶ月に一回以上の講筵を主管しながら、高宗の聖学の上達を輔導した。彼は左議政を経て領議政に任命されてからも持続的に

≪表21≫ 講筵参加回数の上位者名簿

[凡例] 表示は≪表19≫と同じ。

順位	黨派	姓氏	名前	回數	備考
1	老論	安東金氏	**金炳學**	102(5.5%)	(1821～1879)。1853(哲宗4)庭試文科丙科に合格。 吏曹・工曹判書などを経て左議政・領議政を歴任。
2	少論	昌寧曹氏	曹錫雨	99(5.3%)	(1810～)。1835(憲宗1)増広文科乙科に合格。 弘文館提学・右参賛・右賛成・吏曹判書などを歴任。
3	少論	東萊鄭氏	鄭基世	96(5.1%)	(1814～1884)。1837(憲宗3)庭試文科丙科に合格。 兵曹・刑曹判書などを歴任。
4	老論	淸風金氏	金學性	94(5%)	(1807～1875)。1829(純祖29)庭試文科丙科に合格。 判義禁府事・奎章閣と弘文館提学・左賛成などを歴任。
5	老論	安東金氏	金世均	91(4.9%)	(1812～1879)。1841(憲宗7)庭試文科乙科に合格。 吏曹・戸曹・礼曹・工曹判書などを歴任。
6	老論	潘南朴氏	**朴珪壽**	89(4.8%)	(1807～1877)。1848(憲宗14)増広文科丙科に合格。 礼曹・刑曹判書・平安道観察使などを経て右議政を歴任。
7	老論	南陽洪氏	洪鍾序	83(4.4%)	(1809～1868)。1850(哲宗1)増広文科丙科に合格。 弘文館提学・礼曹・刑曹・吏曹判書などを歴任。
8	老論	南陽洪氏	**洪淳穆**	75(4%)	(1816～1884)。1844(憲宗10)庭試文科に合格。 黄海道観察使・吏曹判書などを経て右議政・領議政を歴任
9	南人	漢陽趙氏	趙性敎	74(4%)	(1818～1876)。1859(哲宗10)増広別試文科丙科に合格。 漢城府判尹・左参賛・礼曹・工曹判書などを歴任。
10	老論	林川趙氏	趙基應	68(3.6%)	(1803～)。1847(憲宗13)庭試文科丙科に合格。 京畿道観察使・弘文館提学・工曹判書などを歴任。
備考 ① 朴珪壽は高宗親政以後の議政である					

高宗の教育に関与しており、次対・召見をつうじても高宗と頻繁に接していたことを含めば、高宗の統治者としての資質の養成や現実認識、かつ政策の判断と決定に大きな影響を及ぼしただろうと判断される。金炳学は1872年9月に母親の喪のため、議政を辞職した後、高宗の親政以後において領中枢府事として日本書契の受理などの問題に意見を開陳したが、大きく関与してはいなかった。その次は昌寧曹氏曹錫雨(少論)であり、1864年から1873年までの10年にわたって99回、年間約10回の講筵に参加した。曹錫雨は最も長期間にわたって持続的に高宗の教育に関与した人物である。彼は1873年1月3日に広州留守に任命されて地方に滞在中であったため、高宗の親政宣布過程で起きた崔益鉉の処罰をめぐる君臣との政争を避けることができた。曹錫雨は1876年から再び判義禁府事・工曹判書・漢城府判尹などの要職に登用された。

個人順位三番目は、東萊鄭氏鄭基世(少論)であり、1864年から1872年までの9年間96回、年平均10.7回の講筵に参加した。鄭基世は前領議政鄭元容の息子として重用されており、1873年1月に父の鄭元容が死去したことによって政界から離れていたため、崔益鉉の処罰をめぐる高宗と臣側との対立に関与しないですんだ。1875年4月に再び礼曹判書に任命されたうえ、漢城府

判尹・工曹判書・吏曹判書・水原留守などに任じ、大院君政権期のみならず高宗の親政以後の政治運営にも積極的に参与した。四番目に多く講筵に参加した人物は清風金氏金学性(老論)であり、94回の講筵に1864年から1869年までと1872年を合わせて計7年間、年平均13.4回を参席した。高宗の親政以後は検校提学として高宗の講官の職を維持していたが、政治懸案に対して大きく関与することはなかった。

五番目は安東金氏金世均(老論)であり、1865年から1874年までの10年間91回、年平均9回の講筵に参加し、昌寧曹氏曹錫雨とともに最も長期間にわたって高宗の教育を補佐した人物である。1873年10月の高宗の親政宣布の時に戸曹判書であった金世均は、崔益鉉への厳しい処罰を主張して上疏したうえで辞職を請うたが、その後も引き続き講官として活動しながら翌年11月まで戸曹判書職を維持していた。その後は、判義禁府事・右参賛・左参賛などを経て江原道観察使・咸鏡道観察使・水原留守などの地方官に任命され、中央政界に関与しなくなった。六番目に多い人物は、潘南朴氏朴珪壽(老論)であり、1864年・1865年と1869年から1874年までの計8年間89回、年平均11回の講筵を主管した。朴珪壽は崔益鉉への厳しい処罰を主張して高宗の意思に逆らったにもかかわらず、1873年12月3日に右議政に登用されて、高宗親政初期における政治運営と安定に寄与した。特に、日本書契の受理に賛成したうえで、1876年2月の朝日修好条規の成立に多大な影響を及ぼした人物である。

七番目は南陽洪氏洪鍾序(老論)であり、1864年から1868年の死去するまでの5年間で83回の講筵に参加した。これは、年平均16.6回の参席頻度であり、10位までの上位者得名簿の中で最も高い数値である。洪鍾序は1864年と1865年の高宗の勧講の時に61回出席して最多を記録しており、即位初期の高宗の君主としての認識・姿勢の成立に最も多く関与した人であると言える。八番目は南陽洪氏洪淳穆(老論)であり、1866年から1874年までの9年間75回、年平均約8回の講筵に参席した。洪淳穆は崔益鉉の処罰問題をめぐって高宗に反したため罷免されたが、すぐ領中枢府事に復帰した。その後、内医院都提調に任じて高宗と頻繁に接していたが、政治的問題には参与しようとしなかった。しかし、1882年3月に再び領議政に任命されて1883年6月まで在任して、壬午軍乱以後の政局安定を主導した。1884年の甲申政変に息子の洪英植が加わったことによって自殺した。

九番目に多い人物は漢陽趙氏趙性教(南人)である。彼は、1866年から参賛官として活動したうえ、1867年から1873年までの7年間にわたって74回、年平均10.6回の講筵に参加した。南人の中で最も多く高宗の学習に関与しており、高宗が親政の実施を強行する1873年11月に2回講筵に出席して、君主の徳目と王業、および天命を受けて君主が統治権を行使することについて論じた。趙性教は高宗の親政宣布の時に礼曹判書として、崔益鉉の処罰を強力に唱えたため、1873年12月23日に全羅道観察使に任命されて地方に派遣させられた。十番目は林川趙氏趙基応(老論)であり、1867年・1868年と1870年から1874年までを合わせて7年間68回、年

平均8.6回の講筵に参席した。趙基応は、高宗が親政を準備する1872年と1873年に各14回と12回、親政以後の1874年にも8回の講筵に参加し、三年連続最多の講筵参加回数を記録した。崔益鉉の処罰問題に対しては崔益鉉の鞫庁設置を求める連名の啓に一回参与したのみであり、1874年1月14日に吏曹判書に任命されて約1年間在任し、親政初期における高宗の人事政策に積極的に協力した人物である。

以上、高宗在位前期における講官の実態と推移を分析してみた。前述したとおり、高宗の聖学精進のための講筵には、48の姓氏から107名の講官が1867回の講筵に参加していた。このような高宗在位前期に高宗の教育を担当・主導した講官の特徴は挙げてみると、次のようである。

第一に、勧講・進講・日講が行われる12年間、48の多様な姓氏から107名の講官が高宗の教育現場に投入されたが、高宗に実質的な影響を及ぼすほど、長期間にわたって多数講筵に参加した姓氏と人物は上位20%以内に過ぎない。その他は、単に講官として名を挙げているのみか、あるいは参加回数が多いとしても2・3年しか講筵に関与していなかったため、高宗の学問の成長に持続的に影響を与えていたとは言いがたい。講筵に持続的に参席しながら高宗の教育に高い関与度を示している人物としては、安東金氏の金炳学・金世均をはじめ、南陽洪氏の洪鍾序・洪淳穆(以上老論)、昌寧曹氏の曹錫雨、東萊鄭氏の鄭基世(以上少論)、清風金氏の金学性、潘南朴氏の朴珪壽(以上老論)、漢陽趙氏の趙性教(南人)、林川趙氏の趙基応(老論)、全州李氏の李承輔(南人)、晉州姜氏の姜浩(北人)、慶州李氏の李裕元(少論)の13名が挙げられる。彼ら13名が全講筵回数において占める比重は54.4%で半数を越えており、平均講筵参加年数も約8年となっている。これは、彼らが高宗の聖学を輔導する講筵で主導的な役割を行っていたことを表している。また、13人の中の5人が議政歴任者であり、その他の皆が六曹判書を経た高位官僚であったことを勘案すれば、彼らが講筵と政治現場で高宗に与えた影響が多大であったのは間違いないだろう。要するに、高宗の教育は少数の高位官僚によって主導されており、彼らは高宗在位前期において持続的に君主の聖学と政治活動を輔導しながら、高宗の統治者としての資質と力量の形成に大いに貢献していたと言える。

第二に、高宗の講官は時原任高位官僚、特に現職官僚が主となって構成されていただけに、当時の政界の人事改編・移動と密接な関連を持って変わっていた。したがって、講官の構成と参加回数、かつ各党派の比重の推移からは、大院君政権期における政治集団の変動、すなわち、大院君の権力基盤の変化様相を察することができる。高宗の即位元年に70%に達する圧倒的な比重を占めていた老論が徐々に減少する趨勢を示したうえで、その占有率が50%以下にまで落ちていたことは、政界内部における老論勢力の弱体化の反映であった ― このような老論勢力の減退は、彼らを反大院君勢力として結集させる原因となっていた ―。また、南人の講官と彼らの講筵参加回数が徐々に増加して少論を上回るようになったこと、高宗元年には7名

が参席した安東金氏出身の講官がしだいに減って一人のみになったこと、安東金氏の金炳学の講筵参加回数の増減の現象、外戚(豊壌趙氏・驪興閔氏)と宗親・璿派(全州李氏)勢力の講官としての進退など、みな政界の状況と連動した変化であった。このように、高宗の教育を輔導していた講官が当時の政治運営と関連して構成されていたことから、高宗の聖学、すなわち統治者としての認識・姿勢の形成には政権担当者らの意図が大いに投影・作用していたと判断することができる。

第三に、安東金氏勢力は、講官構成において優位を占め続けていた。安東金氏は勢道政治期の約60年間にわたって外戚として政権を掌握していたが、高宗即位以後における大院君の政界改編によって、その絶対的な優位を喪失することになった。とはいえ、安東金氏は依然として最高の勢力と地位を保っており、それは高宗の講官の構成にも表れていた。安東金氏は講官数、講筵参加回数、個人などのすべての部分で単独優位を占めており、時原任議政の参与においても金左根をはじめ金興根・金炳学・金炳国の四人が参加し、高宗の教育を主導していた。特に、金炳学は大院君政権期に最も長い期間左議政・領議政に就いていた人物として、9年間にわたって102回の授業に出席し、高宗の学問と統治活動の輔導に大いに寄与しており、金炳学の弟である金炳国は、高宗の親政宣布以後の第二次政界改編で右議政に任命されて、統治権を回復した高宗の政治運営に協力した。こうした事実から、安東金氏勢力は高宗在位前期においても、最大の権力家門としての面目を維持していたと言える。

その他、高宗は親政宣布の時の議政選任において、自分の講筵に大きく関与していた慶州李氏の李裕元を領議政に潘南朴氏の朴珪壽を右議政に選び、彼らとともに政権掌握初期の政局を安定させる作業を推進していった。高宗がこの二人を議政として選んだ理由には、周辺の勧誘 — 特に閔妃と神貞王后 — もあっただろうが、原任議政の中で領議政として任命できる人物が李裕元しか存在しなかったことと[197]、講筵と召見などでの接触をつうじて、彼らを政治的パートナーとして信頼、あるいは期待できる人物であると判断したことも要因であると考える。

その上、高宗が講筵を自分の意思を表現する席として利用していたことも注目される。高宗は、即位初期から講筵で地方行政と民生実態について積極的に質問・把握して、自分の民本意識を開陳することを以て、統治者としての面目を示すとともに、政治活動に関与しようとしていた。また、親政体制を構築しようとする意図から、1872年に自ら兵曹判書に任命した驪興閔氏の閔致庠を講官としても起用しており、1873年3月には礼曹判書趙秉徽と吏曹判書申錫禧を、10月には知経筵事許伝を講官として命じ、君主の権限である人事権の回復を試みていた。崔益鉉問題で政界が大騒ぎになっていた10月27日に行われた講筵の席では、知経筵事許伝の経典解

197)哲宗代から高宗が親政を宣布する時まで議政を歴任した人物の中で、金左根・金興根・趙斗淳・李景在・任百経・鄭元容はすでに死んでおり、柳厚祚は70才が過ぎて政界から引退していた。金炳学はまだ母親の喪中であり、洪淳穆・姜浚・韓啓源は高宗の親政宣布の直前の議政として、高宗の志に反したため罷免されていた。そのため、高宗の講筵に参加した時原任議政の中で議政として再任用できる人は李裕元しか残っていなかった

釈が分かりやすいのは彼の学問の水準が高いためであると称えたうえ、即時に許伝を弘文館提学兼日講官として任命し、許伝をはじめとする近畿南人[京畿に住む南人]を政治的基盤へ包摂しようとした198)。特に、親政を宣布する過程において、講筵で講筵官らと激烈な討論を広げながら崔益鉉処罰の正当性を訴え、自分の意志を貫徹させるため努めていたのみならず199)、その以後には武臣と宗臣を講筵に参加させて間近で接することを以て、親君王勢力の拡大と再編成を図っていった。このように、高宗は、政府官僚が参加して国政問題について自由に討論できる講筵を、自分の君主としての資質の表出や政治的名分の提示・説明の場として利用して、権力基盤を確保して政治活動を拡大していたのであった。

「第二章第二節のまとめ」

君主の教育は、君主に一国の運命がかかっていただけに、それ自体が統治理念になるほど、重視されていた。君主の聖学の精進・達成は、それが統治の基盤になるがゆえ、君主が一生勉めなければならない任務であった。そして、このような聖学の重要性は、君主の聖学を直接的に責任・輔導する講筵官の役割が同時に強調される状況をもたらした。したがって、講官は、学閥・家門などの背景に何の欠点もない芸文館・弘文館・奎章閣出身の従二品以上の高位官僚のみで構成されていたが、これは間近で君主の教育を担当しながら、君主に多大な影響を及ぼすことができる講官の重要性を承知していたためであった。特に、即位してから帝王教育を受けるようになった高宗に、君主の在り方について最初から教えていた講筵官が、彼の統治観や君主像の形成に如何に大きな影響を与えていたかは想像に難くないだろう。

このような講官には当代の政府高位官僚が大いに任用され、講官の構成は当時の政局の動きと密接な関連を持って変動していた。これは、大院君政権の人事と政策の変動が講官の性向を規定する決定的な要因であり、高宗が彼らと経典・史書について学習・討論しているなかで、自然に当時の政権担当者の現実認識と政策方案を学んでいたことを意味している。言い換えると、政治の一線で活動する人々が聖学を担当する講筵官として構成されていたため、高宗は講筵をつうじて直間接的に彼らの思想と行動を覚えていたのであった。そして、当代、すなわち大院君政権期の政権担当者の意図と性向が聖学に投影される状況の中で形成された高宗の統治者としての認識と力量は、彼の実際的な統治活動において表れるようになったと言える。

---

198)金炳佑は、高宗が学問と徳望を整えた近畿南人の宗匠である許伝を重用して、近畿南人を支持基盤として吸収して、親政宣布に対する南人系儒生の抵抗を抑えようとしていた、と説明した　－　金炳佑『大院君の統治政策』、p425。しかし、許伝は刑曹判書職の受諾を断って、国政の実質的な運営に関与しようとしなかったが、1874年からも講筵官と弘文館提学を兼任して、高宗の学問精進の任務を遂行していった

199)第四章の第一節の高宗の親政宣布過程を参照

第三章 大院君政権期の統治

高宗の生父である興宣君は、高宗の即位によって大院君に封じられたうえで大君の礼遇を受けるようになった。彼の公式的な地位は大院君であり、宗親府では大院君に「位」を付けて待遇することを以て、他の大君と区別するとともに、大院君の特別な権威を表していた[200]。大院君は「大院君」の呼称より、君主の父親を意味する「国太公」という呼称を好んで自分の地位を示そうとしていたが[201]、これは1864年5月4日、「国太公に捧げる」という文字の書いてあった器が見つかった時からであると見られる[202]。また、彼の命令は公式的には「甘結[朝鮮時代に上級機関から下級機関に送られた文書の一種]」の形式を取っており、「大院位分付」という名で伝えられていた[203]。

大院君は、高宗の即位前から宗親府の有司堂上として活動しつつ、王室や宗親の権威を高めるため努力していたが、その活動は膨大な資金と人力を要することであった。しかし、君主の統治権の行使が弱まって、宗親が不足していた勢道政治期に、大院君が活動に必要な物力を王室と政府から支援されることは容易ではなかった。したがって、大院君は王室と宗親の地位を強化するため、まず政治的影響力が行使できる基盤を整えようとした。大院君が神貞王后と安東金氏に接近・提携しながら、高宗を君主に即位させるため努力したのは、まさにこのような政治介入と勢力拡大の土台を確保するためであった。

ところで、息子である高宗の即位が、そのまま大院君に政界に進出できる機会を提供したのではなかった。前述したように、当時の朝鮮の法律では宗親の政治参与が厳しく制限されていたうえ、政府官僚らは大院君との接触さえ念頭に置いておらず、大院君の政治活動のルートを遮断しようとしていた。大院君は、このような状況を克服して、直接に政務に関与できる正当な名分の確保や、自分の政治的基盤の構築のため、神貞王后と高宗の支持を引き出して正当性を獲得するとともに、宗親・璿派と安東金氏勢力を重用して、宗親府・議政府・三軍府の機能を復旧・強化させながら、政権の掌握を図っていった[204]。

---

200)金炳佑「大院君の政治的地位と国政運営」(『大邱史学』70、2003)

201)大院君は、保定府に抑留されていた時、自分が本国では宰相の上の地位で国太公として自尊していたと述べたという - 成大慶「大院君保定府談草」(『郷土ソウル』40、1982)、p132

202)これを見て朴珪壽は、器に書いている文字が偶然ではなく、大院君に捧げて祝うため太公に例えたことであると説明した -「上命內侍、出示俱蓋銅器一坐。『敎曰、此是石瓮樓下所出者也。見甚慶忭、其在孝理、不可無識喜、內閣提學、與今日入侍講官・玉堂以下、撰銘以入。泰郁跪受器、啓蓋視之、則中有螺酌一坐、蓋中環書、有詩曰華山道士袖中寶、獻壽東方國太公、靑牛十廻白巳節、開封人是玉泉翁、當中有壽進寶酌四字、諸臣以次奉玩訖。珪壽曰、事不偶然、謹當退與內閣提學、作銘以獻、而審其詩意、似是獻壽於大院君、以太公比擬、而大院君、殿下之私親也。唐・宋人語、以國家之尊屬、謂之國太、今此詩語、恐是獻壽於國太之謂也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 5 4)

203)金炳佑『大院君の統治政策』(혜안、2006)、p118・125・133

204)大院君政権の権力構造と統治政策については、成大慶『大院君政権性格研究』(成均館大学博士論文、1984)、安外順『大院君執権期権力構造に関する研究』(梨花女子大学博士論文、1996)、延甲洙『大院君執権期富国強兵政策研究』(ソウル大学出版部、2001)、金炳佑『大院君の統治政策』(혜안、2006)、原

この章では、大院君が国政の主導権を確保する過程や推進した政策、そこにおける高宗の協力の存在を考察して、大院君の権力基盤と統治活動の目的と志向について分析したい。その上で、大院君政権期が高宗の親政宣布とそれ以後の高宗の統治活動に及ぼす影響に関して論じることとする。このような作業は、大院君と高宗との統治活動における類似・差異を究明するとともに、高宗の親政以後の統治権の確立と統治活動に、大院君政権が如何なる影響を与えていたのかを明らかにするのに役立つだろうと思う。

第一節　大院君の権力基盤の形成

1　大院君の政治参与過程と高宗の支持

大院君は息子の君主としての地位を基盤として政治運営に関与するようになった。約10年間にわたって政権を掌握しつつも、一度も政府の公式的なポストに就いていなかった大院君の統治権の行使は高宗を媒介としており、当然高宗の理解と支持が必要であった[205]。言い換えると、政府内の如何なる官職も持っていなかった大院君が政治的な地位を確保して、政局に影響力を発揮するためには、君主の統治権力の委任が不可欠であったのであった。そして、この作業は君主である高宗と垂簾同聴政を行っていた神貞王后の権威を借りて、王室の公式行事に高宗と同席し、神貞王后から景福宮重建工事の担当の委任を受けて、ひいては宗室として国婚や王家の出産などに介入することをつうじて、着々と進められていった。

高宗の生父である大院君に対する処遇問題は、高宗の即位式が行われた1863年12月13日から本格的に論議されるようになった。神貞王后は垂簾同聴政の儀礼が終わった後、大院君の待遇について大臣らと相談したうえで、戸曹へ大君の例に依って大院君に宮結と第宅の支給を定めるように命じた[206]。そして、同月15日、戸曹から大院君宮に銀貨二千両と戸曹の豆一百石、宣恵庁の米一百石を支給するという報告があったが[207]、大院君の辞退によって毎月米10

田環『朝鮮の開国と近代化』(渓水社、1997)、James Palais B, *Political Leadership in the Yi Dynasty*, University of Washington Press, Seattle and London. 1976、藤間生大「大院君政権の構造」(『近代東アジア世界の形成』、1977)、藤間生大「大院君政権の歴史的意義ⅠⅡ—東アジア近代史研究の方法論と関連させて—」(『歴史評論』254～255、1971)、糟谷憲一「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』49-2、1990)、糟谷憲一「大院君政権期の地方官の構成」(『東洋文化研究』1、学習院大学東洋文化研究所、1999)、などの研究がある

205)このような事実は大院君の権力が流動的で安定性のないものであったことを意味している一方、権力行使上の限界や範囲が定められていなかったため、君主に匹敵する、あるいは上回る統治権の行使が可能であったことを表している

206)『日省録』1863(高宗即位年) 12 13 － 金炳佑は、大院君への財政支援が国家公式機関から提供されたことは、大院君の政治的地位を表すためであり、大院君がそれを辞退したのは、臣下の待遇を拒絶することを以て臣下としての地位を脱皮するためであったと解釈している － 金炳佑「大院君の政治的地位と国政運営」、p44。大院君の地位が一般大君や大臣と異なっていたのは、彼のみが唯一大院位として呼ばれており、≪註210≫の「待以不臣之礼」と「設座位於大臣之上」の文句から窺うことができる

石と銭100両の支給に決められた[208]。また、1864(高宗1)年1月7日、大院君の私家である雲峴宮に対する補修工事のための財源が戸曹から支出され、同月10日には、領議政金左根が大院君の親・外家の双方の3代の追贈を建議して実施されたが[209]、これらはすべて大院君の権威を高める作業の一環であった。

この過程で、大院君に国家行事に公式的に参与できる機会を提供した人は神貞王后であった[210]。彼女は、哲宗の国葬の手続について大臣と論議するうち、哲宗が普段は倹素な生活をしていたと述べ、彼の志に従って国葬を簡素にすべきであると強調したうえ、諸臣が国葬にかかわる諸般問題を大院君と相談して処理するように命じた[211]。これは、神貞王后の支持によって大院君が国葬という国家と王室の最大行事を公式的に主導するようになったことを表している。要するに、大院君は神貞王后の積極的な協力を得て、国政問題に介入することができたのであった。

また、大院君は君主の生父として高宗とともに正式に国家の行事に登場していた。高宗は1864(高宗1)年4月18日、「今度太廟に展謁する時、宗親府堂上が璿派[212]の人物のうちソウルに居住する文蔭武・儒生を率いて参加せよ」と命じ[213]、璿派人の宗廟参拝への同席を許可したうえで、それを定式とすることを指示した[214]。それによって4月21日、毎年初めに王が宗廟と永禧殿と景慕宮[215]に拝謁する時、大院君をはじめとする多数の宗親と璿派人が高宗や政府官僚らとともに参席した。ここで、高宗は宗廟に拝謁する前、二回にわたって大院君を呼んで同席を求めていたが[216]、これは、大院君が単なる宗親ではなく君主の生父という事実を強調するためであった[217]。大院君が高宗とともに宗廟に拝謁したのは、彼の持つ特別な地位を確認・表明す

---

207)「大院君宮免税結一千結、田土價銀子二千兩輸送、宮庄未備前、本曹太一百石、惠廳米一百石、限五年輸送」(『日省錄』1863(高宗卽位年) 12 15)

208)「大院君宮田結等節、依例擧行、已有成命、而固辭不已、不得不勉從。其令度支、月送米十石、錢一百兩、以副儉約之意」(『日省錄』1863(高宗卽位年) 12 18)

209)『承政院日記』1864(高宗1) 1 10

210)官撰史料では、神貞王后によって大院君の大君封爵以外の待遇が命じられたのは1863年12月13日からであり、公式業務を担当するようになったのは哲宗国葬が議論される12月27日からである。しかし、鄭喬と朴斉炯は、高宗の即位日、神貞王后によって大院君の庶政参決と不臣の礼遇に対する命令が下された、と述べている- 鄭喬『大韓季年史』1、p1「存私親與善君為大院君、參決庶政、待以不臣之礼」、朴斉炯『近世朝鮮政鑑』(上)「大王大妃下教曰…大院君宣協贊大政…大王大妃下教、百官有司、先稟事於大院君第…朝參別設座位於大臣之上」

211)「大王大妃殿敎曰、『大行大王臨御十有四年、宵旰憂勤、一念爲民、興作之擾、豐亨之擧、未嘗有焉、國人之所共知也。今於終事之地、何敢不仰體平日節儉之盛德、使斯民被遺澤乎。浮文濫費之有可權減者、竝別單付簽以入事、分付三都監。凡係勞民之事、務從省約之意、申飭于畿營。…大王大妃殿曰、此實仰體大行朝節儉本意、諸大臣與大院君相議、知委於都監堂上以下、似好矣』」(『日省錄』1863(高宗卽位年) 12 27)

212)全州李氏のうち、朝鮮王族から出た宗派

213)「敎曰、『今番太廟展謁時、宗府堂上率璿派人在京文蔭武儒生、入參于南神門外』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 18)

214)「伝曰、『每年歲首、太廟展謁時及親祭時、璿派人、如例入参事、著為定式』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 21)

215)永禧殿は太祖・世祖・元宗・粛宗・英祖・純祖の影幀を奉安して祀る所であり、景慕宮は正祖の父親である荘献世子と妃の恵慶宮の祠堂である

216)『承政院日記』1864(高宗1) 4 21

る最上の方法であり、大院君はこうした機会を利用して自らの権威を周辺に認識させようとした。言い換えると、大院君は、歴代君主の位牌が祀られているところに高宗と同席して拝謁することを以て、君主の実父として、君主に類似した地位を持っていることを示したのであった。

この場で高宗は、一家の間の親睦を重視するのが王家の法であると論じたうえで、『璿源譜略』218)の迅速な刊行を命じ、王族の系統や族譜を的確にすることを求めた。戸曹判書李敦栄(全州李氏孝寧大君派)が、哲宗の意向によって1860年より『璿源続譜』の刊行を展開したのに、『璿源譜略』の編纂に協力していない派があるため、作業が進行しないことを述べると、高宗は、そのことを即位前から知っていたと語り、宗親と璿派問題にすでに関心を持っていたことを強調した219)。高宗の潜邸での思考に父親である大院君が多大な影響力を及ぼしていたことを勘案すれば、『璿源譜略』の刊行が大院君の推進する王室・宗親の地位と権威強化の一環であったと見做すことができる。また、高宗は宗親府の地位・役割の強化のため、すでに同年4月11日に、宗簿寺を宗親府に合併するという命令を下し、『璿源譜略』の刊行作業を宗簿寺から宗親府に移転させた。ここでも彼は即位前から両機関合併の論をよく聞いていたと語り220)、それが大院君の計画であることをほのめかした。このように、哲宗代から哲宗の協力を得て、宗簿寺の主管の『璿源譜略』の修補作業を宗親府に移して宗親府の役割の増大と地位の向上を図るとともに、王家の系譜を正確に整理して王室の権威を高めようとした大院君の計画は、哲宗の死去・宗親の非協調・壬戌民乱の勃発による状況悪化などによって延期されていたが、大院君の影響を受けた高宗が即位して彼の意図を忠実に代弁することで、再開されるようになった。

その上、高宗は、璿派の儒臣、および武臣向けの試験の施行を命じ、璿派人の官職進出への道を開こうとした。また、自らが試験場へ親臨すると述べて、宗親・璿派勢力の拡大の重要性と直接の関与の意を表明した221)。これも政界に宗親・璿派の登用を増やして政策推進の基盤としようする大院君の意図の反映であったと考えられるが、君主になって半年も経っていない13才の高宗が、宗親・璿派の糾合と官職登用に対する計画を本格的に樹立するのは無理なためである。それゆえ、高宗の即位以前から宗親・璿派の地位と役割の強化を通じて王室の基盤を堅固にしようとした大院君の政策に、高宗が積極的に協力していたと見做すことができる。

このように、大院君は太廟に拝謁する高宗と同席して自分の存在を公に表していたが、彼の特

---

217)金炳佑『大院君の統治政策』、p130

218)朝鮮王室と一族の族譜

219)「上曰、『睦親之誼、我家之法、今日此庭招見、意攸在焉。卿等益加敦親、勿失和気』。…敦栄曰、『璿源続譜開刊、是大行大王敦宗之特念盛意也。自庚申始刊、已有訖工入啓者、而其後因循、尚未就完、雖縁遠居之諸派、未能斉到而然、事体則甚未安。更加申飭於諸派門長、如有不遵宗法之人、則自臣府依旧例施罰、朝官則甘飭於吏・兵曹、解罰前、勿為検擬於政注之意、定式施行、何如』。上曰、『依為之。予於潜邸、慣知之矣。益加申飭各派、斯速告功』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 21)

220)「答曰、『…滅寺合府之論、自在潜邸、聞之已久、如此、然後可無窒碍苟艱之弊、有敦宗睦親之美。事係官制、令廟堂、稟処』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 11)

221)「命書伝教曰、『参班璿派儒武、再明日当応製試取矣。該房知悉。春塘台親臨磨鍊、武士、兵判試取於丹楓亭』」(『承政院日記』1864(高宗1) 4 11)

別な地位が更に浮き彫りになった出来事は、高宗と神貞王后、そして憲宗の継妃(孝定王后：南陽洪氏在龍の娘)の大院君の邸宅(雲峴宮)への訪問であった[222]。高宗は、大王大妃(神貞王后)と王大妃(孝定王后)をはじめ、承政院・春秋館・奎章閣の官僚らを帯同して大院君に会いに行ったが、これは大院君と高宗、そして神貞王后との間の親密な関係を公表するためであった。雲峴宮で高宗は、祖先である恩信君と南延君の祠堂の位牌に拝したうえ、大院君の執務室である老安堂の迎和楼で召対[223]を開いた後、科挙合格者に対する施賞など簡単な政務をも行った[224]。このような高宗の行動は、大院君の政治的な地位を高めるのみならず、彼の邸宅である雲峴宮にも政治の場としての意味を附与するものであった。大院君は高宗在位前期の10年間、政府政策の決定と命令などの公式業務を、主に雲峴宮の老安堂で行っていたが[225]、彼が雲峴宮を政務遂行のための執務室として利用できたのは、こうした高宗の雲峴宮に対する配慮があったためであった。

その他、高宗が大院君の権威を高めてその国政活動への便宜を提供するため実施したこととしては、同年6月6日に大院君宮と禁衛営を遮る壁に特別の門を設置したことが挙げられる[226]。高宗は大院君のための別途の門を設置して、大院君が高宗と神貞王后をはじめ、政府官僚との会見や、政務の遂行のため宮内へ出入りすることを便利にしようとしたが、このような措置は、大院君の宮殿への出入りはもちろん、政府官僚の雲峴宮の訪問も容易にさせて、世間の目を避ける通路としても有効に活用されただろうと考える。その上、1865(高宗2)年10月には、すでに廃止されていた大君を儀式時に前導する官員である「奉礼」の役割を代行させるため、「兼引儀」の一名を大院君に提供して[227]、大院君に対する優待の意を示した。

大院君と高宗の特別な関係に対する政治的な表明は、王陵への行幸から窺うことができる。高宗は、大院君政権期において合計14回王陵に参拝しており、その中の11回は大院君が同行した[228]。大院君の同行した親祭の時、高宗は初献官であり、大院君は亜献官を担当していた

---

222)「陪大王大妃殿、王大妃殿、詣雲峴宮、歴拝恩信君、南延君祠宇」「召對于雲峴宮之迎和樓、召見陽川縣令高奭鉉、以甘盤之舊也」「行儒生以童蒙應製、取儒生五十人、童蒙四百九十七人、施賞有差」「傳曰、慈聖玉趾、光臨予私第、榮耀之極、願祝無疆、今日上下團樂、不可無識喜之蹟、老樂堂記文、令前文衡、撰進揭板」「命雲峴宮敬覲門、恭覲門新建時、戶曹判書李敦榮加資」(『承政院日記』・『日省錄』1864(高宗1) 9 24)

223)君主の経筵の一種。その手続が簡素であるため、君主の行幸時にも行うことができた - 第二章第一節を参照

224)同月の22日、雲峴宮への行幸を記念して雲峴宮周辺に居住している儒生や童蒙に応製を行うという命令が下されていたが、これは大院君の権威を公表・伸長させるための措置の一環であったと言える -『日省録』1864(高宗1) 9 22

225)金炳佑「大院君の政治的地位と国政運営」(『大邱史学』70、2003)、p47

226)『承政院日記』1864(高宗1) 6 6 - 9月1日には雲峴宮の新しい御路に、外門には敬覲門、内門には恭覲門という看板を付けることが命じられた

227)「伝曰、『奉礼即大君前導之官、而間已革罷、雖不得復旧更設、伏承慈教矣。凡於大院君行礼時、不可無前導之有別、令兼引儀一員、依奉礼挙行、笏記亦以奉礼請大院君書之事、分付』」(『承政院日記』1865(高宗2) 10 10)

228)高宗が王陵に行幸したのは、1864年に8月15日・8月25日の2回、1866年9月4日の1回、1867年に3月13日・8月29日・9月9日から12日までの3回、1868年に3月14日から16日まで・8月5日から10日までの2回、1869年に3

が、これは大院君自らの要請によることであった[229]。ここで、親祭は君主が直接に祭祀を行うことを意味しており、初献官は祭祀の時に最初に酒を捧げる人、亜献官は二番目に酒を捧げる役割をする人を指しているが、一般的に亜献官は次期王位後継者や、時原任議政などが担当するのが前例であった。このような亜献官の役割を大院君が担当したことは、亜献官の任務を遂行することを以て、高宗との関係と自分の政治的な地位や役割を明示しようとする彼の意図の反映にほかならなかった。

このように、神貞王后と高宗の配慮によって王室行事への関与が公式化されると、大院君は、高宗の妃の決定に関与し、揀択された王妃の居所として雲峴宮を使用するようにした。元々、朝鮮王室では、一旦王妃として揀択された女性は実家に戻ることができず、別宮に行くことになっていた。したがって、仁祖代から哲宗代までは別宮として孝宗の潜邸であった於義宮が使われていたが、この時は於義宮の代りに雲峴宮の使用が決定され、翌日には雲峴宮の修理が指示された[230]。これによって、高宗と王妃との婚礼は昌徳宮と雲峴宮を舞台に行われるようになり、国婚の当日、高宗は王妃を迎えるため再び雲峴宮を訪問した[231]。大院君が高宗の即位以前に取り交わしていた金炳学の娘との国婚に対する口約束を破って、驪興閔氏の閔致禄の娘を王妃として決めた理由には様々な説があるが[232]、雲峴宮を婚礼前の王妃の居所として提供したことからも表れているように、大院君が高宗の結婚を主管しようとする強力な意志を持っていたのは間違いないだろう。その上、大院君は、以前は大体外戚や重臣らが行っていた妃嬪の妊娠の報告や、産室庁の設置などを統括していた[233]。このように、大院君は国家や王室の行事に

月13日から15日まで・8月9日から10日までの2回、1870年に3月11日から16日まで・9月6日から7日までの2回、1871年の2月18日から20日までの1回、1872年の3月1日から8日までの1回で、合計14回である。その中、大院君は1864年の2回と1867年の春の陵幸を除いた11回の行幸に同行した　－　金世恩『高宗初期の国王権の回復と王室行事』(ソウル大学博士論文、2003)、p106の<表3-1>、p111の<表3-2>、p112の<表3-3>を参照

229)『承政院日記』1868(高宗5) 3 9、1870(高宗7) 3 11・13。1864年と1865年の亜献官は時原任議政が担当しており、大院君が亜献官として活動するようになったのは1866年からであった。大院君が王陵への行幸の時、亜献官を担当したのは、1866年9月4日(綏陵)、1867年8月29日(綏陵)、1867年9月10日(仁陵)、1868月3月14日(乾陵)、1868年8月9日(崇陵・綏陵・景陵)、1869年3月13日(綏陵)・14日(徽慶園)、1869年8月9日(綏陵)、1870年3月11日(仁陵)・13日(乾陵)、1870年9月6日(綏陵)、1871年2月19日(長陵)、1872年3月3日(斉陵・厚陵)の、11回の行幸における16回の参拝である。1866年から1872年までは大院君と時原任議政が交代で担当し、1874年からは再び時原任議政だけが担当した

230)『承政院日記』1866(高宗3) 1 16・17、金用淑「王室の婚俗」(『朝鮮朝宮中風俗の研究』(一志社、1896)、pp229-237参照

231)高宗の国婚に関する詳細な内容は、韓永愚『明成皇后と大韓帝国』(효형出版、2001)、pp23-27参照

232)大院君のこのような行動の原因に対しては様々な議論があるが、最も代表的な理由としては、第一、安東金氏の勢道の持続を抑制する、第二、外戚の政権掌握の余地を未然に阻止するためには父のいない閔妃が適任であった、第三、大院君の母と妻が驪興閔氏で、大院君個人が驪興閔氏と親密な関係を持っており、妻からの勧誘もあった、ことが挙げられる。結局、大院君は、再び外戚の勢道が強化されることを懸念して、父親のいない閔致禄の娘を王妃として決めており、大院君の妻の実の弟が閔致禄の養子に入籍されて閔妃の兄に当たる閔升鎬であったことも、大院君が自らの政権掌握に必要な勢力基盤として驪興閔氏を活用しようと考えるようになった原因であると言える

233)産室庁の設置・閉止などの出産関連問題において、以前は三議政・薬房都提調・王妃と後宮の父親が報告していたが、当時は大院君の意思を大臣が代弁する形式を取っていた。大院君の妃嬪の出産問題の主管に関す

公式的に関与して、政治的な地位と役割を拡大していたが、それは君主である高宗の積極的な支援があってからこそ可能であったと言える。

このような高宗と神貞王后による大院君の政治活動への支持は、単に王室行事の領域に止まっていなかった。後述するが、高宗は、宗親府の地位強化作業のみならず、大院君の推進する様々な政策、すなわち人事政策、書院整理、武断土豪除去、行政機関の改編、軍事・外交政策などに積極的に協力しており、神貞王后は景福宮の重建工事を大院君に委任し、大院君の政府事業の関与への道を開いた。

1865年4月3日、熙政堂には高宗をはじめ、神貞王后と大臣らが集まって景福宮の再建という国家的大事業に関する意見交換が行われた。ここで、神貞王后は「このような重大な仕事を自分が担当することはできないため、大院君に一任する」と命じ、景福宮事業を大院君が主管するようにした。これに対して、領議政趙斗淳は「下教のとおりにいたします」と答え、大院君の政治参与を受け入れる意を表した[234]。景福宮の再建は単に王室の権威を高めるための政策ではなく、国家再建を試みる遠大な目的を持つ国家的次元の大事業であった。景福宮は1592年の壬辰倭乱の時に焼けた後、ほぼ廃墟化していたが、このような景福宮の再建の推進は、朝鮮建国当時の国家・王室の威厳と権力を回復するためであった。そして、この大規模な国家事業を大院君が主導するようになったことによって、彼の政治活動は公式的で公開的な形態に変貌していった。

その後、1866(高宗3)年2月、神貞王后が垂簾同聴政の終了を宣言すると、高宗は、国政業務を大院君に一任していった。即位初期から高宗は、地方の武断土豪の取締問題や書院・祠宇の撤廃など[235]、大院君の政策を支持していたが、彼が国政の問題を大院君の裁決を仰いで決定することを初めて命じたのは、親政を行うようになった矢先の3月17日のことであった[236]。

> 各司で踏襲してきた正しくない条例を、長い間行ってきたという理屈で放置しておいて論じないことは不可である。凡そ無駄な費用と従下[上から下に指示する文書]については各司の堂上が朝廷で廟堂[議政府]と議論し、また大院位に申し上げて、それを臨時に減らすか、完全に廃止するか、いい方を選んで立て直すようにせよ[237]

ここで高宗が論じているのは、持続してきた政府機関の悪い慣行に対する全般的な修正であっ

る詳しい内容は、金世恩『高宗初期の国王権の回復と王室行事』(ソウル大学博士論文、2003)、pp149～154を参照

234)「大王大妃殿曰、『如此重大之事、以予精力、有所不逮。故都委於大院君矣。每事必講定爲之也』。斗淳曰、『當依下敎爲之矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 3)

235)第三章第二節の大院君の統治政策を参照

236)神貞王后の撤簾以後、高宗の親政を記念する行事が行われたのは1866(高宗3)年2月24日であった

237)「傳于南鍾順曰、『各司條例之襲謬者、不可以行之年久置之勿論、凡於冗費從下、各其堂上、朝議廟堂、又稟於大院位前、其權減與永減之間、從長釐正』」(『承政院日記』1866(高宗3) 3 17)

た。これまでの紊乱した政府機関の運営体制の一新を主張する高宗が、これを大院君の裁決を仰いで決めるように指示したことは、大院君による政治運営を闡明したものに他ならなかった。また、行政体制の改革を大院君に一任した高宗の行動は、その改革自体が大院君の計画であったことを表している。その上、高宗は、同年4月、武宰[武官として判書や参判の官職に就いた者]の待遇について論じるなかでも、大院君の処分に従うように求め、大院君の政治への関与を公式化しようとした238)。

大院君は、自分が君主の生父である事実を利用して王室と国家行事に参加、あるいは関与し、徐々に政治的な立地や影響力を拡大していった。これは、神貞王后と高宗による大院君の行動や役割に対する正当性の提供に基づいていた。こうして、大院君は単に王室行事だけに参加・関与する宗親ではなく、政府の公式業務を主管できる人物として浮上した。要するに、大院君は神貞王后と高宗の統治権を基盤として、景福宮の再建工事を担当、高宗の国婚や王室の出産問題を管掌、高宗の宗廟の参拝や王陵の行幸にしきりに同伴したうえで、高宗からの権力委任を受けて諸般政治問題を統括して、自らの政治基盤を堅固に構築していったのであった。

大院君の統治権力は、神貞王后の垂簾同聴政の終了以後における高宗の大院君の活動や政策に対する全的な支援によって更に強化された。高宗は、宗親関連の問題はもちろん、重要な国政懸案を、大院君に報告・相談したうえで決定するように命じ、大院君による国政主導を明らかにした。このような高宗の大院君に対する政策決定権の委任は、高宗が実質的な統治権の回復を試みる1873年頃まで持続していた。1869年1月、彼は宗親の官職進出の規定に関する改正問題を大院君と相談して定めるように命じたうえ239)、同年9月には火災で被害を受けた市廛商人へ救恤を大院君の指示に従って行うようにした240)。また、成均館での学問振興のために南斎と北斎にも掌議241)などを設置する問題をも、成均館大司成が大院君に報告して決めることを指示した242)。その他にも、高宗は親尽243)した祠宇の移動と奉安手続244)、哀礼・敬礼の中で浪費の多いものの削除245)、書院の整理・廃止246)、重畳書院での祭祀の中止247)、書院への結卜支給の問題248)、宗親の祠宇の建設や祭祀の手続249)等、様々な国政問題において各

238)「上曰、『向以武宰待接事有慈教、而近來何以待接耶』。炳學曰、『自承慈聖下教、臣等至今奉行矣』。上曰、『既爲武宰、則予亦稱卿而朝臣、豈可一體待接乎。大院君、從當有釐正體統矣、以此爲之、可也』。炳學曰、『筵退後、當一一面諭、而釐正頒示後、謹當奉以恪遵矣』。上曰、『此筵說、頒諸朝紙、可也』」(『承政院日記』1866(高宗3) 4 25)
239)『承政院日記』1869(高宗6) 1 9・1 24
240)『承政院日記』1869(高宗6) 9 4
241)成均館・郷校で泊まりながら勉強する儒生の中の最高位職
242)『承政院日記』1869(高宗6) 9 13
243)祭祀を行うべき代が終わったこと。王家は5代、一般民は4代までである
244)『承政院日記』1870(高宗7) 1 2・1 3・1 5
245)『承政院日記』1870(高宗7) 5 20
246)『承政院日記』1870(高宗7) 9 10・1871(高宗8) 3 9・3 18・3 20・3 25・6 24
247)『承政院日記』1871(高宗8) 3 18
248)『承政院日記』1871(高宗8) 3 25
249)『承政院日記』1871(高宗8) 12 4

府の担当官員が大院君と相談して大院君の決定を承るように命じていた。その上、高宗は自分の命令を受けて試官として派遣される李承輔と金世均を召見した時、彼らに退席後に大院君に謁して試官の差任に関する内容を詳細に報告するように求めたが250)、これは自らの行動に対する大院君の了解を得るとともに、大院君からの別途の指示を念頭に置いたためであったと考えられる。このように、高宗は、統治に必要な権限を大院君に委任して、政府政策において大院君の意見を優先・尊重して、大院君が実質的に政権を運営・掌握できるようにしていた。

高宗が国政運営をどこまで大院君に任せていたのかは、次の金炳学との会話でよく窺うことができる。

金炳学「臣らが廟堂の事務で大院君に稟旨することがございますが、(大院君は)今、孔徳里251)へ行次しました。臣らが勝手に離れることができませんので、あえてお伺い致します」
高宗　「任意に行き来してよろしい」
金炳学「後日にももしこのようなことがありましたら、また任意に行き来していいのでしょうか」
高宗　「そうせよ」
金炳学「兵判や各営の将臣、左右捕盗大将らがもし申し上げることがあったら、一律に便利に行き来させるのがいいのではないでしょうか」
高宗　「そうせよ」252)

高宗と領議政金炳学との間で交わされた上記の会話では、当時の政治が大院君を中心として主導される状況が読み取れる。金炳学は自分のみならず、他の官僚をも任意に行き来することを建議し、大院君が政治問題を裁決している状況を明らかにした。要するに、金炳学の大院君のところに行くという上奏は、その要請が高宗の許諾を前提とした形式的な手続であったのであった。しかし、金炳学の勝手に離れることができないという発言に表れているように、たとえこの時の統治権を大院君が掌握しており、高宗の許諾が形式的な手続に過ぎないとしても、金炳学は自分の移動を高宗に報告して公式的な許諾を得なければなれなかった。これは、大院君が実質的な国政運営者として活躍していたとはいえ、彼の権力が高宗の持つ君主の統治権や地位から派生したものであり、大院君が権力を行使するためには、国家の最高統治権者である高宗の容認

250)「教曰、『今番試望之前、期擬入、添書落点、今日入待、意有在焉。須各祛私秉公、精白対揚、以副特差預飭之意、出榜後当又招見矣』。…教曰、『試官雖無私行、筵退後進謁大院君、詳達此意也』」(『承政院日記』1873(高宗10) 2 10)
251)現ソウル市麻浦区。大院君の別荘である我笑亭があった所
252)「炳學曰、『臣等以廟堂事務將、稟於大院君前、而見今行次孔徳里。臣等不得擅離、故敢此仰達矣』。上曰、『依便進去可也』。炳學曰、『日後如有似此之時、爲從便進去乎』。上曰、『依爲之』。炳學曰、『兵判各營將臣左右捕將、若有稟爲事一體、從便進去何如』。上曰、『依爲之』」(『承政院日記』1870(高宗7) 7 18)

と同意が必要であったことを意味している。言い換えると、当時の大院君の統治権者としての地位と権限は、すべて君主である高宗のそれに基づいたものであり、高宗による正式な委任が必ず求められたのである。したがって、その以後も、政府官僚が大院君へ上奏・稟議するため彼の行先地に訪問する前には高宗の許諾を受けていた[253]。

1870年代になると、大院君の統治活動は国政の全分野に広がり、朝鮮の国政運営は大院君によって掌握されていた。大院君は王室管理[254]をはじめ、書院撤廃を主導しており、各軍営の財政と軍備拡充などの運営[255]や軍将の任命[256]、民に対する各種の救恤政策[257]、各部署の官吏の取締や財政の管理・補充[258]などを統括していた。また、田結調査を実施して不正な免税地を摘発して税収を増やしており[259]、戸布の徴収を一般化して両班からも収めたうえ[260]、

---

253)訓鍊大将任商準と禁衛大将李章濂が大院君に報告・決定することがあって三渓洞行次所に訪問すると報告(『承政院日記』1872(高宗9) 6 2)、御営大将李容熙が三渓洞行次所への訪問を報告(『承政院日記』1872(高宗9) 6 5)

254)1869年1月には、宗室制度の変更問題を(『承政院日記』1869(高宗6) 1 24)、1870年1月には、慶寿宮神主と祭祀費用の用意や、各宮の結数調整など(1870(高宗7) 1 5)、1870年5月には、『五礼便攷』『大典会通』『六典条例』の編纂(『承政院日記』1870(高宗7) 5 20)、宗親の祠宇建設の手続き(1872(高宗9) 12 4)、中宮の産室庁設置(『承政院日記』1873(高宗10) 1 1)などを、大院君の裁決を仰いで決定することが命じられた

255)水原留守李載元は、馬歩軍の設置・維持費用に大院君からの内帑金4万両を利用したと(『承政院日記』1869(高宗6) 12 8)、兵曹判書李景夏は、大院君の弊害除去によって、兵曹や各軍営の財政が豊かになったと(『承政院日記』1870(高宗7) 2 30)、領議政金炳学は、京畿監営と摠戎庁の餉穀・軍需不足問題の解決のため、大院君が宣恵庁予算を提供したと(『承政院日記』1870(高宗7) 閏10 10)、統制使蔡東健は安州の餉穀問題を大院君から内帑金をもらって解決したと(『承政院日記』1871(高宗8) 12 7)、領議政金炳学は、大院君がすべての軍器製造に苦心・計画していると(『承政院日記』1872(高宗9) 6 7)、兵曹判書閔致庠は大院君が兵曹の財政問題を改善・補充させたと(『承政院日記』1872(高宗9) 10 21)、領議政洪淳穆は大院君が北兵使に資金を支援したと(『承政院日記』1872(高宗9) 12 4)、戸曹判書金世均は大院君の裁決を仰いで軍資監の滞納問題を処理を決定したと(『承政院日記』1873(高宗10) 3 5)、高宗に上奏している

256)兵曹は大院君の指示で、1871年4月1日に、北兵営将校黄継賢を潼関僉使に任命し(『承政院日記』1871(高宗8) 4 5)、1871年4月15日に、慶興折衝将軍羅河民を柔遠僉使に任命し(『承政院日記』1871(高宗8) 4 15)、6月20日に、慶興折衝将軍羅卿雲を美銭僉使に任命し(『承政院日記』1871(高宗8) 6 20)、1872年7月27日には、軍律を違反した軍士を厳格に処罰し(『承政院日記』1872(高宗9) 6 7)、10月21日には訓鍊都監将校の金鼎鎬を鎮撫営管轄の注文鎮僉使に任命した(『承政院日記』1872(高宗9) 10 21)

257)大院君は、火災による市廛商人に対する被害を救済することを指示し(『承政院日記』1869(高宗6) 9 4)、孔徳里行次の時に境界を100里に定めて民の居住できる場所を提供し(『承政院日記』1870(高宗7) 8 25)、江華島と京畿道の邑の飢饉を解決するため、雲峴宮から江華島に5,000両、京畿道に1万5,000両を支給した(『承政院日記』1870(高宗7) 10 15)。京畿監司朴永輔は大院君の特別な指示で結所を調査、大院君からの別下銭3千両を対民救恤に利用したことを(『承政院日記』1871(高宗8) 2 20)、報告した。

258)領議政金炳学は、私有化した田結・漁箭・蘆田の中で不当に税が免除されていたものを、大院君が一々調査・徴収するように命じて、永遠の法式にしたと(『承政院日記』1870(高宗7) 6 29)、戸曹は大院君の指示で戸曹郎庁を調査・摘発したと(『承政院日記』1871(高宗8) 1 4)、高宗に報告した。領議政金炳学は、大院君が司訳院の包蔘別将職をめぐる争いを知って、30人に規定したことと(『承政院日記』1871(高宗8) 1 20)、大院君が国家財政で無益の収用を改訂したと(『承政院日記』1872(高宗9) 2 10)、戸曹判書金世均は、戸曹の米穀と宣恵庁の経費の不足問題を、大院君が解決したと(1872(高宗9) 9 20)、述べており、金世均は大院君が戸曹の財政不足を打開するため別備米10万石を提供したと(『承政院日記』1873(高宗10) 7 10)、高宗に申し上げた。また、大院君は使臣派遣時の同行官員の増員を指示して司訳院堂上の積滞問題を解決した(『承政院日記』1873(高宗10) 8 26)

259)領議政金炳学は、1869年8月には大院君が講究のすえ、田政の調査を命じて収入が増えたと(『承政院日記』1869(高宗6) 8 20)、1870年6月には、大院君の指示によって田結の総数・収税問題・免税品目を一々調査し

常平倉の弊害の改善[261]なども主導していたが、彼が特に関心を持って掌握していた部分は国家財政と軍政であった。大院君の統治活動が国政全分野に至って展開していたことは、1870年前後における次対や召見において、大院君の治績に対する成果と称賛、かつ大院君の政策指示に関する言及が多く登場していることからも窺うことができる[262]。1869年3月、金炳学は内は各司から外は監営・兵営まですべての財物の往来を大院君が経営・整理していると述べており[263]、1870年8月に洪淳穆は大院君の行動の一つ一つがすべて法律になっていると論じた[264]。このような事実は大院君の国政に及ぼす影響力が如何に多大であったかを物語っており、これが、高宗在位前期の10年間を以て大院君政権期と呼ぶ理由であろう。

高宗の即位以前、大院君は宗親の地位の強化を図る過程で王室と宗親勢力の無力さを痛感するようになった。また、勢道政治期の安東金氏の政権掌握の下で弱まった王室の権威を向上させるためには、君主の統治権回復や君主中心の政界改編が必要であると考えていた。大院君が高宗を即位させるため総力を注いでいたことは、このような自分の目標を実現するためであった。大院君は、高宗の即位すると、高宗の統治権に基づいて王室・国家行事に参加して国政に関与しながら、権力基盤を拡大して自分の計画を推進していった。その結果、1870年頃になると、大院君の権力は、政権を掌握して政局を主導する水準に達していた。君主である高宗の権力を背景として成立して、幼い高宗に対する輔導の役割から始まった大院君の統治権の行使が、高宗のそれを上回る状況に至っていたのであった[265]。しかし、このような君主である高宗の権威を超越する大院君の権力掌握は、高宗に深刻な危機感を引き起こさざるを得ず、結局高宗が大院君の政界引退と勢力基盤の解体を試みる原因となっていた。

て正したと(『承政院日記』1870(高宗7) 6 29)、強調した

260)『承政院日記』1871(高宗8) 3 25

261)領議政金炳学は、常平倉の米穀の不足事態を大院君が解決したと称えた －『承政院日記』1872(高宗9) 9 20

262)詳細な内容は第三章第二節のまとめを参照

263)『承政院日記』1869(高宗6) 3 8

264)『承政院日記』1870(高宗7) 8 25

265)大院君の統治の目的が高宗の補佐にあったということは、金奎洛の『雲下見聞録』と朴周大の『羅巌随録』から窺うことができる。金奎洛は『雲下見聞録』で大院君の治績を賛美しながら、大院君の政治的活動の目的が高宗の輔導と保護にあったと論じた。朴周大の『羅巌随録』では、大院君が、「高宗が成人になって補政をやめた」と述べたことが掲載されており、また、大院君は清の保定府に保留されていた時、自分が幼い国王のため10年間補佐して、国を富強にしようとしたと顧みていた。このような事実から、大院君の政局主導の目的は、基本的に高宗の統治権の輔導・補佐にあったと考える －【金奎洛『雲下見聞録』(栖碧外史海外蒐佚本、アジア文化社、1990)、朴周大『羅巌随録』(1980)】-成大慶「大院君の保定府談草」(『郷土ソウル』40、1982)、p135から再引用。また、申櫶も、高宗と大院君との関係を「周公と成王」の役割に例えて、大院君政権に正統性を付与した【申櫶『申櫶全集』「我笑堂記」(アジア文化社)、p197】- 金炳佑『大院君の統治政策』、pp128から再引用

2 大院君の権力基盤勢力の形成と実態

前述したように、大院君は政権を主導した約10年間、政府の公式的なポストに就いていなかった。大院君は憲宗代から哲宗代まで持っていた宗親府の有司堂上職も高宗が即位してから辞退し、実務活動が可能な正式官職を持っていなかった。にもかかわらず、大院君は君主の生父として、王室や宗親、かつ国政の業務に関与していた。

大院君の確固たる権力基盤と体制は高宗即位初期から具備されていたのではなかった。むしろ、大院君の政治参与は君主の近親として制限されていた。このように、閉ざされていた大院君の政界への進出を容認したのは垂簾同聴政を行っていた神貞王后であり、彼女は自分の代りに幼い君主を輔導・補佐して国政を統括する役割を大院君に委任して、大院君の政治参与を正当化していた[266]。大院君は、上には神貞王后と高宗の持つ統治権を代行して、下には親大院君勢力を形成して政界に配置することを以て、権力基盤を確保・拡大していった[267]。

大院君が政権を主導していた時期は高宗の即位から、高宗が実質的な親政を宣布する1873年10月までであると見なすことができる。また、その時期は彼の権力基盤の形態と統治活動によって三つに区分できるが、第一期は神貞王后の権威に頼りつつ、宗親府の権限を拡大して璿派勢力を統治権力の基盤として形成していた高宗即位から神貞王后の垂簾同聴政終了までである。第一期において大院君は主に神貞王后の全幅の支援を受けて、議政府の機能の復活と備辺司の解体を通じて、自らが権力を確保・行使できる政治体制に改編しようとした。また、宗親府の地位を伸長させて璿派勢力を糾合して政界に投入することを以て、権力基盤を整えようとした。このように、第一期において大院君は急進的な政策の推進や政界の改編より、自らが権力を行使できる基盤の確保に力を注いでいた。

第二期は、神貞王后の垂簾同聴政が終了してから金炳学が領議政を辞退する1872年までである。第二期に大院君は景福宮工事の主管という政治的地位と高宗の支持に基づいて、本格的に国政懸案を担当・処理するようになったうえで、安東金氏勢力、特に金炳学兄弟と提携して議政府・六曹を掌握するとともに、持続的に宗親・璿派の政界進出と多様で新たな勢力の登用を図っていた。また、1868年6月に公式的に三軍府を復活させて、これを中心に軍権を掌握しながら中央と地方の統制を強化していた。この時は、大院君の主要政策、すなわち書院撤廃・軍営の整備・国防力強化・武臣の地位の格上げ・各種の税の新設や、免税地と私的な収税の摘発による国家財政拡充などが本格的に推進されていた。特に、1866年と1871年の二度の西欧艦隊との戦争は、大院君の門戸開放反対政策に対する支持を拡大させて、彼の権

266)神貞王后と高宗は、大院君が政治を主導している間、一度も彼に命令を下したことがなかったという - 金炳佑『大院君の統治政策』、p117

267)このように、大院君が特定の官職を持っていなかった事実は、むしろ父親として自分の息子の臣下にならなければならなかった大院君に対する配慮であり、大院君の権力が通常の権力体制から超越していたことを意味している

力向上と円滑な国政の運営に寄与した。このように、権力基盤の確立と政策の遂行によって統治権を強化した大院君は、第二期の後半になると、書院撤廃や戸布徴収などを強行したうえ、南人・北人・武臣勢力の登用を拡大して、既存政治勢力、特に老論の反感を買うようになった。とはいえ、大院君政権第二期は、まだ政治運営において安東金氏勢力との提携が必要であり、依然として高宗の統治権委任も要される時期であったと言える。

第三期は、議政府の三議政をすべて親大院君勢力によって構成した1872年10月から高宗の実質的な親政が宣布される1873年10月までである。大院君政権の安定期であるとともに、彼の独断的な国政運営に対して累積された不満が強まっていった時期でもある。この時期の大院君は、新たな政策の樹立・施行よりは第二期の政策を持続・維持しつつ、議政府と三軍府を掌握して君主を排除したまま、独自的な命令と政策を施行して、高宗に危機感を引き起こしていた。また、政界における老論勢力の比重の減少や領議政洪淳穆の辞職、大院君の書院政策などは、老論中心の反大院君勢力を結集させていた。結局、1870年以後、政権を完全に掌握して高宗を疎外した大院君の統治権力の行使は、諸政治勢力の警戒心を高めて、彼の政界退陣をもたらす原因となったのであった。

政府の正式なポストを持っていなかった大院君は、主に宗親府、議政府・六曹、三軍府を、統治権の行使の基盤として形成していった。そして、それは第一期には宗親府、第二期には議政府と六曹、第二期後半からは三軍府が中心となっていた。大院君は、神貞王后と高宗の権力に基づいて政界に進出し、宗室・璿派、外戚、安東金氏中心の老論勢力を権力基盤として確保したうえで、少論・南人・北人と武臣勢力まで政界に大いに登用していたが、こうした大院君の勢力基盤は以前の勢道政治期に比べて大きく拡大されていたと言えよう。ここでは、政権初期に大院君が宗親府と議政府を改編する過程を考察したうえ、親大院君勢力の形成や構成について検討し、大院君の権力基盤の実態を究明することとする。

(1) 宗親府の役割拡大と宗親・璿派勢力の強化政策

高宗即位直後、特別な政治的基盤を確保していなかった大院君が、まずその対象として注目したのは宗親・璿派勢力であった。大院君は、王室の最も強力な基盤である宗親・璿派の政界進出を拡大して、宗親府の役割を強化することを以て、王室の権威を確立するとともに、自らが権力を行使できる基盤を作り出そうとした。大院君の宗親府の役割拡大の企図は、すでに憲宗代から始まったが、政府の人的・財政的支援が不足したため、不振の状況が続いていた。それが、神貞王后と高宗の積極的な支持によって、高宗即位直後から宗親府の権威向上や活動強化政策が再開するようになった。

高宗即位年12月23日、神貞王后の命令によって、宗親府には従来の支給以外に毎年四千両の銭と布木が各々十同[268]ずつ宣恵庁から配給されることが定められた[269]。このような措置

は、それまで深刻な経済難に陥っていた宗親府の財政を拡充して、宗親府の活動を円滑にするためであった。宗親府に支給された資金は宗親の体面維持や活動資金として使われて、宗親府の地位の向上に寄与していた。その後、1864(高宗1)年4月11日、興寅君李最応の、宗簿寺と宗親府の統合の建議に、高宗が即位以前からこれを聞いていたと述べて、その施行を命じたことによって[270]、大院君の推進していた宗簿寺の宗親府への合併が正式に議論・決定された[271]。また、同月18日には宗廟参拝時の宗親の参加が指示されたうえ[272]、流配、あるいは処罰された王族を調査して、彼らに対する罪名取消と名誉回復の作業が推進された。1864年2月、哲宗の国舅である金汶根を非難したという理由で流配されていた李世輔[273]が放免され[274]、1865(高宗2)年5月に同知敦寧府事に任命されており[275]、1864年3月には逆賊として賜死された李夏銓の妻が流配から放免され[276]、同年7月に李夏銓の罪名取消や官爵回復が命じられたが[277]、これはすべて大院君の宗親・璿派強化政策の一環であった。

宗親・璿派勢力と宗親府の地位・活動強化政策は、神貞王后の垂簾同聴政期において大いに実施されたが、この期間の宗親府に関する主要な政策をまとめると次のとおりである[278]。

1863(高宗即位)年12月23日 (神)宗親府への財政の支援を指示

1863(高宗即位)年12月29日　宗親府が咸興と永興に住む璿派に回糧[往来費用]を支給すべきであるが、彼らが帰京しておらず、浪費・弊害をもたらすのみであるため、支出の禁止を求める

---

268)一定の長さで織った反物を疋と言い、100疋が1同である。1863年12月の各会計帳簿に記載された政府備蓄の中で銭が約46万両、木(木綿)が2063同、布(麻布)が196同であったことから、宗親府への割り当て量が少なくなかったと言える

269)『日省録』1863(高宗即位年) 12 23

270)興寅君最應上疏請宗簿宗親兩衙合而爲一賜批「宗簿寺卽古之宗正遺制也。創設於太祖元年、始爲殿中寺、旋改爲宗簿寺。與宗親府相爲經緯、而裁釐規正之責、實寺重於府。璿源睟眞、御製宸翰、咸得尊庋于本寺、列朝仍之。及移奉于內閣、本寺典護之綦重、事體之迥別、比前稍遜。而惟其奉妥御牒、纂修宗籍、視猶昔年。舊置都提調二員、後又變革、只存提調一員、寺與府互攝之務、遂分而二之、殊非建置之本意。且當譜系繼撰之時、則中外宗派子孫之收單報名、或寺或府、其在嚴宗法、重國體之道、有不當如是苟艱矣。臣意則自今爲始、宗簿、宗親兩衙、合而爲一、提調則減下、以宗室堂上掌之。…批曰、減寺、合府之論、自在潛邸、聞之已久。如此、然後可無窒礙苟艱之弊、有敦宗睦親之美。事係官制、令廟堂稟處」(『日省錄』1864(高宗1) 4 11)

271)議政府以興寅君最應上疏覆啓「興寅君最應上疏有旨、令廟堂稟處矣。宗親、宗簿之各有所職、猶古者宗正、玉牒之分設其所。而今其事權不一、宗簿寺之爲閒司久矣。宗臣所陳、條理明晰、事體愈重、依所請施行。凡係釐正、另具別單啓下、以爲遵行何如」(『日省錄』1864(高宗1) 4 11)

272)『日省録』1864(高宗1) 4 18

273)1860(哲宗11)年11月、国舅金汶根を非難したという理由で豊渓君の養子から放出・爵位を還収させられた慶平君である

274)『承政院日記』1864(高宗1) 2 21

275)『承政院日記』1865(高宗2) 5 4

276)『承政院日記』1864(高宗1) 3 28

277)『承政院日記』1864(高宗1) 7 18

278)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』『宗親府謄録』から作成した。(神)は神貞王后の伝教であり、(高)は高宗の伝教である

1864(高宗1)年4月11日 興寅君李最応の上疏によって宗簿寺を宗親府に統合

1864(高宗1)年4月12日 宗親府の官制釐正と人事移動を断行し、校正堂上に行戸曹判書李敦栄の他に13名、有司堂上に行戸曹判書李敦栄・行護軍李承輔を、忠義に李琦鉉、郎庁に李献洙を任命

1864(高宗1)年4月18日 (高)宗廟参拝の時、宗親の参加を命ず

1864(高宗1)年4月21日 (高)昭顯世子と麟坪大君の後孫を召見し、宗親の親睦を強調。参班した璿派の儒臣・武臣を対象とした科挙の実施を命じたうえ、自ら科挙場へ親臨することを表明

1864(高宗1)年4月21日 (高)宗簿寺の『璿源譜略』と『国朝御牒』を修正すべきであるという建議を受けて、それを担当する特別な機関を設置するのではなく、宗簿寺に主管させることとする

1864(高宗1)年4月23日 (高)宗親府堂上を召見

1864(高宗1)年4月24日 宗親府堂上が咸興と永興の両本宮の衣襨[王の衣服]、香、燭などを包装・提供する業務を担当することを定式化

1864(高宗1)年4月24日 後孫が科挙に合格したことを称えるため、譲寧大君祠版、綾原大君祠版、故相臣(領議政)文翼公李相璜祠版へ承旨を派遣して祭る

1864(高宗1)年8月11日 宗親府校正堂上を宗正卿に任命することを命じる。16名の担当者を決定

1864(高宗1)年8月26日 宗正卿の地位と待遇の昇格を指示

1864(高宗1)年8月29日 徳興大院君房の祭需や歳入などの節目を宗親府が主管することとする

1864(高宗1)年12月17日 (高)太廟の春享の時、璿派人の参加を命令

1865(高宗2)年1月10日 (神)徳興大院君家の修理を宗親府が担当することを命令

1865(高宗2)年2月20日 (高)宗親府の建物の重修の完成による看板を自ら書くと指示

1865(高宗2)年3月15日 (高)今回の式年試会試応募者のうち、璿派人のすべての合格を命令(豊壌趙氏もすべて合格を命令)

1865(高宗2)年4月2日 (神)生員進士試の翌日、宗親に賜饌して宗親間の親睦を強調

1865(高宗2)年6月10日 (高)宗親府の格上げによる官職の変更を指示

1865(高宗2)年7月1日 宗親府の郎庁の積滞[昇進が久しく滞っていること]に対する解決を議政府に指示

1865(高宗2)年7月21日 宗正卿の階級を分別。大君・王子君は領宗正卿、大臣と正一品は判宗正卿、従一品・正二品は知宗正卿、従二品は宗正卿とする

1865(高宗2)年9月11日 宗親と儀賓が敦寧府・義禁府の職に就任できるようにする

1865(高宗2)年10月5日 宗親府の承襲都正[都正は宗親府・敦寧府・訓鍊院の正三品堂上官]の他に都正職を一つ増設して宗正卿の例によって有司堂上を例兼するように命じたうえ、李載冕を任命

1865(高宗2)年10月5日 朝会[279]の時、宗親府と儀賓府[王女の夫の衙門]が東班[280]へ入参することを命令

1865(高宗2)年10月6日 健元陵[太祖の陵]参奉は、必ず大君と王子の奉祀孫[祖先の祭祀を担当する後孫]のうちから、年齢・生員・進士・幼学の別にこだわらずに宗親府で自らの判断で任命できるようにすることを定式とする[281]

1865(高宗2)年11月4日 (神)哲宗の御真を宗親府に移奉することを命令

以上は、高宗1年と2年に出された宗親府に関する記事であるが、ここから宗親・璿派勢力と宗親府の強化政策が着実に進んでいったことが分かる。宗親府の強化政策は、主に宗親府の役割の増大、宗親・璿派の国家行事への参加の正式化、宗親府の官制・官職の整備や拡充などとして表れていた。このように、大院君は高宗即位直後から宗親府の地位の強化や、宗親・璿派の政界進出を通じて、国政へ影響力を行使できる基盤を作り出そうとしていた。大院君が宗親の権威の伸長を如何に重視していたのかは、次の高宗の発言からよく窺うことができる。

> 私が潜邸にいた時、宗親府が荒涼として壊れているという話を聞いて、甚だ憂え悲しんだ。わが王朝の盛んであった時はこのようであったであろうか。本孫と支孫が百世につながって公族が盛んであった。…私が即位してから、重建しようと思ったが、暇がなかった。我が大院君が速やかに修理してすべて旧来の姿を回復し、盛大な美しさが昔よりまさっている。本宮の衣襨を封進するのは、すでに旧規を回復して、『璿源派譜』の編輯もすぐに完成するであろう。宗親府が百司より重要であることを誰が知らないだろうか。…千万年を国と幸をともにすることが私の祈祝する心情である。宗親府の扁額は私が自ら書いて下す[282]

ここで、高宗は宗親府が百司より大事であると主張し、大院君による宗親府の再建作業を賞賛しながら、宗親府の扁額を自ら書くとも述べていた。宗親・璿派の国家行事への参加の定式化・官制調整・経費提供・後嗣指定・族譜修正・官職進出機会拡大などの実質的な支援をつうじて、宗親・璿派と宗親府の役割を強化・拡大していた高宗と大院君は、宗親府の外観

---

279)朝鮮政府の最も代表的で儀礼的な行事。毎月5・11・21・25日、宗親や文武百官が黒団領を着て君主に四拝礼をした政治的会合の場。実際は年初一二度しか行われていなかった

280)普通文官は東側、武官は西側に位置した

281)この規定は、1874年8月、統治権を回復した高宗によって旧例に復された。当時、高宗が、健元陵参奉を宗姓から選ぶことは旧例ではないため、旧例を復させたほうがいいと述べると、李裕元はすでに施行して何年が経ったが、すべて高宗の処分にかかっていると意思をはっきりしておらず、朴珪壽はこの教旨が人材を幅広く使う方法であり、宗姓でなくても現在の臣下の中で太祖の外孫でない者はいないと論じて賛成した。すると、李裕元は他姓と宗姓を交替に任命するすべきであると述べた。高宗のこうした決定は、彼の大院君政策に対する見直しが宗親・璿派にまで及んでいたことを意味している -『承政院日記』1874(高宗11) 8 11

282)「傳曰、『予於潛邸、已聞宗親府荒涼頹圮、意甚慨然、國朝盛時、豈如是哉。本支百世、振振公族。…自予踐祚、意欲重新而未遑矣。惟我大院君、亟擧修葺、悉復舊觀、輪奐之美、比昔有勝、而本宮衣襨之封進、旣復舊規、天潢派譜之編緝、亦將告成、此府之綦重於百司、其誰不知乎。…於千萬年、與國同休、是予祈祝之情也。宗親府扁額、當親書以下矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 2 20)

を整備して、象徴的な権威をも示そうとしたのであった。このような政策は、宗親府を中心として宗親・璿派の勢力を糾合して君主や王室の基盤を確保することを以て、政権を安定させて国政を円滑に運営することに、その目的があったと言えよう。

では、高宗即位初期において、宗親として中央と地方の主要官職で活動していた人物には誰がいたのだろうか。その主要人物と官職をまとめると次のようである[283]。

李敦栄(少) - 議政府左参賛(1864年1月12日)、判義禁府事(1864年2月7日・4月20日・8月16日・11月20日)、戸曹判書(1864年3月9日)

李景夏(老 / 武) - 左承旨(1864年2月13日)、左邊捕盗大将(1864年5月8日)、兵曹参判(1864年5月13日・1865年1月2日))、摠戎使(1864年7月28日)、右邊捕盗大将(1864年8月14日)、禁衛大将(1864年8月20日・1865年3月4日)、訓錬都正(1864年10月12日)、刑曹判書(1866年3月25日)、訓錬大将(1866年4月17日)、京畿沿海都巡撫使(1866年9月8日)、水原府留守(1866年10月24日)

李ドウ(道+木)重(老) - 戸曹参議(1864年1月10日)、工曹参判(1864年5月10日)、工曹判書(1865年4月11日)、判義禁府事(1865年7月25日)、漢城府判尹(1865年8月2日・1866年4月4日)

李是遠(少) - 司憲府大司憲(1864年6月7日・8月21日)、議政府右参賛(1864年8月13日)、礼曹判書(1864年8月21日)、弘文館提学(1865年閏5月15日)、吏曹判書(1865年6月27日)、芸文館提学(1865年7月3日)、漢城府判尹(1865年7月23日)

李載元(宗) - 同知経筵事(1864年1月1日)、行都承旨(1864年1月28日)、司憲府大司憲(1864年3月16日)、吏曹参判(1864年4月25日)、弘文館副提学(1864年5月28日)、奎章閣直提学(1865年2月25日)、工曹判書(1865年8月15日・1866年2月11日・2月25日)・11月5日)、礼曹判書(1865年10月15日)、刑曹判書(1865年12月13日)、漢城府判尹(1866年4月24日)、吏曹判書(1866年6月26日)、議政府右参賛(1866年11月10日)

李承輔(南) - 吏曹参判(1864年2月5日)、弘文館副提学(1864年6月3日)、司憲府大司憲(1864年6月20日)、開城留守(1864年10月21日)、奎章閣直提学(1865年閏5月23日)、工曹判書(1866年6月9日)

李圭徹(老) - 工曹判書(1864年4月29日)、判義禁府事(1864年5月9日・8月12日)、刑曹判書(1864年11月18日)、兵曹判書(1865年12月27日)、摠戎使(1867年7月22日)

李載冕(宗) - 奎章閣待教(1864年5月22日)、弘文館副修撰(1864年7月25日)、承政院同副承旨(1865年1月1日)、成均館大司成(1865年4月2日)、吏曹参議(1865年8月20日・11月19日)、弘文館副提学(1865年11月1日・1866年3月3日)

---

283)(老)は老論、(少)は少論、(南)は南人、(北)は北人、(宗)は宗室、(武)は武人であり、括弧の中は任命日である。当時の慣例から二・三の官職を兼任する場合が多い -『承政院日記』『日省録』から作成

李寅皐(老) - 議政府左参賛(1864年4月20日)、礼曹判書(1864年8月11日)
李鳳周(老 / 武) - 三道水軍統制使1864年2月4日)、工曹判書(1866年5月13日)
李周喆(老 / 武) - 右邊捕盗大将1864年10月5日)、摠戎使(1866年2月18日)、禁衛大将(1866年4月17日)、工曹判書(1866年5月22日)、刑曹判書(1866年8月18日)
李景純(少 / 武) - 判義禁府事(1865年4月11日・1866年5月10日・1866年10月3日)、判義禁府事(1865年12月19日)
李寅奭(少) - 司憲府大司憲(1864年3月21日・1865年1月9日・1866年8月25日)、吏曹参判(1864年12月12日)
承政院承旨 : 李彙重(老) 李升洙(老) 李敦応(老) 李寅命(少) 李章濂(少 / 武) 李鍾淳(北) 李寅応(老)
江華留守 : 李章濂(少 / 武) 李寅夔(老)

上記は、高宗1年から3年まで、宗親府の判宗正卿・知宗正卿・宗正卿[284]として校正堂上[285]と有司堂上[286]などを担当しながら、政府の主要官職に就いていた宗親・璿派の名簿である。彼らは、王室行事や宗親府関連の仕事に対しては宗親府の有司堂上や宗正卿として関与する一方、諸官庁の官職に就任して、宗親・璿派の政治活動の幅を広げていた。また、彼らは高宗の講筵官を務め、高宗の教育にも影響を与えたのみならず、景福宮重建工事のための営建都監や高宗の婚姻のための嘉礼都監に、都提調・提調として参加し、様々な国家と王室の事業に積極的に関与した。このように、宗親府堂上として大院君の指示を受けていた宗親・璿派らは、同時に政府の要職を担当することを以て、高宗の即位初期に大院君の政府内での権力基盤、すなわち権力行使のルートが確立していなかった時、大院君の政策推進に協力していた。要するに、宗親・璿派は宗親府の宗正卿と政府要職で活動し、大院君と高宗の政治活動や権力拡大に寄与していたのである。

宗親・璿派のなかで、特に注目される人物は、李敦栄・李載元・李景夏である。李敦栄(1801～1884/少論)は、高宗の即位直後から1866年4月まで約2年間にわたって戸曹判書の座に就いて、大院君政権の財政を担当した。彼は、書院土地調査・景福宮再建工事・宗親府官制の復旧などを担当して大院君政策の支援者として活動した。李載元(1831～1891)は、大院君の甥であり、高宗即位初期から六曹や承政院・奎章閣・弘文館などの主要官職を経て工曹・刑曹・吏曹判書に就任して大院君の権力基盤として昇進を重ねていた。彼は、宗親府では宗正卿として、政府では政府堂上、特に有司堂上として活動し、大院君の政策推進上の

284)「宗姓二品以上、宗正卿隨品下批、大君王子君則領宗正卿、大臣上輔國及正一品則判宗正卿、從一品正二品則知宗正卿、從二品則宗正卿」(『大典會通』吏典京官職)
285)校正堂上は、『哲宗実録』や各種の宗親関連図書の編纂・修正を担当した。校正堂上には、李敦栄・李寅皐・李景純・李圭徹・李容殷・李承輔・李寅夔・李寅奭・李景夏・李載元・李升洙・李周喆・李明錫・李南轅・李鍾承・李琦鉉・李献洙などが任命されていた。
286)有司堂上は、宗親府に出勤して勤務しながら、諸般実務を担当した。李敦栄・李承輔が任命されていた

便宜を提供した。1869年2月から水原留守に任命されて、馬兵・歩兵を増員させており[287]、田税の課税対象から漏れていた田結を摘発して[288]、大院君の富国強兵政策に大きく貢献した。李載元は、1874年9月から約2年間兵曹判書に任じ、親政宣布以後、高宗が兵権を掌握して統治権力を拡大するのに寄与した。

李景夏(1811～1891/老論)は、神貞王后とも姻戚関係を持っており、軍営の大将として大院君勢力の武力的基盤になっていた。彼は、1866年の丙寅洋擾の時は大院君の鎖国政策を忠実に遂行しており、1868年に大院君が復活させた三軍府の高官として働き、大院君の軍事政策の推進において大きく活躍した。李景夏は高宗が統治権を回復した1874年以後にも、訓鍊大将・御営大将・武衛都統使など、各中央軍営の大将を勤め、高宗の安定的な権力基盤の形成にも協力していた。その他、李承輔(1814～1881/南人)は宗親・璿派の中で高宗の講筵に最も多く参加し、高宗との宗親問題に関する相談をつうじて、宗親の地位・権限の強化の積極的に参与した。承政院承旨や奎章閣・弘文館官員、開城留守、漢城判尹を経て吏曹判書・判義禁府事などに任じた李承輔は、高宗が統治権を回復した後も、右賛成と宣恵庁堂上、武衛所提調として活動して、不足した財政を補充・運営することで高宗の円滑な政治運営に貢献した。しかし、1874年後半から勃発した嶺南南人[慶尚道居住の南人]の大院君還宮上疏にかかわっていたため、1875年8月に弾劾を受けて罷免・流配された。

このように、宗親・璿派の政界進出を拡大して、多数の宗親・璿派の政府の要職への配置を図っていた大院君は、彼らに登用通路を提供して権威・品位の維持できる政策を実施し、それを制度的に定着させようとした。これは、宗親・璿派が持続で安定した社会的地位と活動を維持して、権力基盤としての役割を遂行するようにするためであった。このような大院君の宗親・璿派政策は、主に次の四つの方向に展開していた。

第一に、大院君と高宗は、宗親・璿派に官職へ進出できる道を開こうとした。高宗在位前期には璿派を対象とした応製が10回も実施されたが[289]、そこには璿派の大規模な政界進出を可能にし、王室の政治的基盤を拡大しようとする目的があった。大院君と高宗は、璿派勢力に政界進出の機会を提供して、彼らを権力基盤に吸収するとともに、璿派の社会的地位を向上させて王室の威厳を高めようとしたのであった。大院君と高宗によって様々な恩恵と機会を与えられた宗親・璿派勢力が、血縁的紐帯関係に基づいて、大院君と高宗の確固たる権力基盤として活動するのは予想するに難くないだろう。

---

287)『承政院日記』1869(高宗6) 12 8

288)『承政院日記』1869(高宗6) 12 16、1870(高宗7) 5 26

289)璿派応製は、君主の命令で宗親・璿派のみを対象に行った特別な試験である。大院君政権期には、1864(高宗1)年4月23日、1865(高宗2)年1月5日、1866(高宗3)年2月8日、1867(高宗4)年1月10日、1868(高宗5)年3月20日、1869(高宗6)年1月9日、1870(高宗7)年4月7日、1871(高宗8)年1月3日、1871(高宗8)年3月22日、1872(高宗9)年1月7日の10回行われており、優秀者には科挙の最終試験である殿試に応募できる資格が与えられた

こうした政策は、1869年1月、死去した翼宗の宝甲[王の還暦]を記念するため、宗親の政界進出を正式に定めて決着が付けられるようになった。高宗は、翼宗の春享大祭をする時、宗親に関する祝文を作って列聖祖の前に出して悲しい気持を表したいと述べたうえ、朝鮮中期まで盛んであった宗親が誤解によって排斥され、結局宗親勢力が衰退したと嘆いた。そして、大君や王子君の4代子孫まで官職に就くことのできないこれまでの旧例を正さなければ問題の解決が不可能であり、必ず改正すべきであると主張して[290]、次のような伝教を下した。

> これからは大君・王子君・嫡王孫・王孫以外は等しく外朝の例に依って、科挙を受験して官職に就くことにおいて少しも差し支えのないようにし、その品階が従二品に至れば、君に封じる例とすることは勲君[291]の例のようにして、少しも障碍のないようにすることを永久に定式とせよ。これは神貞王后の教旨を承ったことであり、我が万世の支子・支孫を保とうとする計である。今後、再びこれに異論を唱える者がいたら、私の罪人であるのみならず、実に太廟の罪人である。大小臣下は各々これをよく承知せよ。これを宗親府、議政府、吏曹に板書掲示して常に見るようにせよ。すでにこのように変えたので、その官制の釐正の手続については諸宗臣や吏曹判書が充分に検討して案を作り、廟堂において議論したうえて大院君に申し上げて定めて、事理にかなうように、另に別単を付して報告せよ[292]

高宗は、ここで、君主の直系の息子と孫以外の宗親が士大夫の例に従って科挙受験と官職進出を可能にしたうえ、それが神貞王后の意思であると強調して正当性を確保しようとした。また、宗親の政界への進出に反対する者は君主と祖宗の罪人であると力説して、宗親の地位・活動強化政策に対する反論を徹底に封鎖しようとしたのみならず、詳細な内容の決定権を大院君に委任し、宗親政策が大院君の主導下に行われることを明らかにした。高宗が宗親の政治参与を公式化する教旨を下しながら、神貞王后からの政策指示と大院君による推進を唱えている部分は注目されるところである。

このような1869年の正月に下された高宗の大々的な宗親の官職・官階改訂に関する教旨は、長年の間継続していた宗親の地位と活動の強化政策が完成したことを意味していた。そし

---

290)「教曰、『今年即我寧考宝甲也。今当春享、親上冊宝、又将躬行祼薦、粗伸予小子不洎之痛。而以宗英攸関、措辞填祝、方欲仰質於列祖之前矣。粤惟我中葉、王室近宗、極其繁衍、実有維城之慶矣。夫何近世、一切反是。苟若有英妙抜萃之類、輒加以不忍説不忍聞之指目、使不得自保其身、此曷故也。設有真犯而然、則顧何敢循私蔑公、惜其用法。其真有所犯者、予未之聞也。因此而徒使無辜之懿親、同帰一轍、掩不顧籍、是豈疎不間親之義哉。此蓋不逞之徒、雖不知其人之面目、看作奇貨、倡出邪説、竟至戕害乃已。此不過蠹損国脈、予嘗痛恨者也』」(『承政院日記』1869(高宗6) 1 2)

291)国家に功のある臣僚が奉じられる君であり、二品以上である

292)「従茲以往、大君、王子君、嫡王孫、王孫外、一依外朝例、赴挙與進途、使無所礙。而階至従二品、則如例封君、依勲君例爲之、少勿爲拘事、金石定式。此是奉承慈教、欲保我萬世支子、支孫之計也。後來復若有攙貳之論者、非但爲予之罪人、實是太廟之罪人、大小臣隣、其各知悉。以此掲板于宗府、政府與吏曹、常目顧諟焉。既如是變通、則其官制釐正之節、諸宗臣與吏判、爛加商確、就議廟堂、仍爲稟定於大院君前，磨鍊停當、另具別單以入」(『承政院日記』1869(高宗6) 1 2)

て、これによって成宗時代以降閉ざされていた宗親の官職進出が広範囲に開放され、宗親に政治的・社会的な権威の向上できる道が提供された。このような宗親の勢力強化は直接に王室の安定につながるものであり、大院君と高宗は、宗親を政治運営に参与させることを以て、統治権の安定的な維持と確立を試みたのであった。その他、1871年には、承襲君[293]の牙牌[294]に金を入れることを命じるなか、知宗正卿李載元・宗正卿李載冕・前司勇李載阮・直赴李載兢が、承襲君の例にあてはまらないけれども、特別の地位にあるので、牙牌と角牌に金を入れるように指示し、宗親に対する優遇の意を表した[295]。

第二に、大院君と高宗は罪人とされていた宗親・璿派の名誉を回復して爵号を復活させたうえ、宗親・璿派においても両班のように嫡庶を区別して、秩序を厳格にしようとした。前述したとおり、1864年2月に李世輔が放免され、1865年5月に同知敦寧府事に任命されており、1864年7月には李夏銓の罪名取消や官爵回復が命じられた。この時、李夏銓とともに150名以上の璿派人の罪名の削除や官爵の回復などが行われ[296]、大勢の宗親・璿派が国家と王室に対する反逆者としての不名誉をすすいで、家門を再建できるチャンスを得ることとなった。

その上、高宗は、宗親に嫡・庶の区別のないことがむしろ宗親の格を下げると論じて、大君以下の庶子と庶女の婚姻と官職進出を朝臣家の旧例に従うことを命じ[297]、王家の法式を厳格にしようとした。また、王孫や王孫の婦人、かつ彼らの婿にも官職を与える規程を定めて[298]、官職を授与される宗親の範囲を広げようとした。これは、宗親に官職進出の通路や官爵授与の機会を拡大したうえ、嫡庶の区別を的確にして、宗親の威厳と地位の格上げを図るためであったと言える。

第三に、宗親・璿派の会合の旧例の回復と君主の親臨をつうじて、宗親・璿派の地位と権威を示すとともに、彼らの結束を強めようとした。こうした宗親・璿派の会合が復活したのは、1871年からであり、大院君政権期における宗親・璿派政策の中で最も遅かった。これは、先に宗親・璿派の地位と役割を伸長させたうえで、彼らの大々的な会合を召集して、宗親・璿派の

---

293)王族のうち、大君・王子・王孫以外で、父の後を嗣いで君に封ぜられた人。承襲[父の後を嗣ぐ]人でまだ君に封ぜられていない者も、同一の扱いをしている

294)二品以上の持つ現在の身分証明書のようなもの。象牙として作ったため牙牌と言う

295)『承政院日記』1871(高宗8) 3 20

296)その中で、安貞副正昀・楊平守得慶・昌山君相・楽新守人煥・徳新守人嫺・密平君墀・寧雲君壎・驪川守坰・潘陽都正炤・麟坪大君玄孫鎮厚・徳陽君八代孫範済は、罪名を削除しており、都正人燁・壺山君樫・密豊君坦・福昌君楨・福善君枏・驪興君垓・驪陵君圻・東平君杭・徳興大院君十三代孫夏銓・守道正十世孫培・徳陽君九世孫東譲は、官爵が復旧された。その他にも多数の璿派人の罪名が削除された -『承政院日記』1864(高宗1) 7 18

297)「教曰、『我家嫡庶之別、為五百年典守不易之規、則独於嫁娶、互相無碍者、雖出於愛欲貴之意、其実則非貴而反賤者也。従茲以往、自大君以下庶子女之嫁娶仕宦、一依朝臣家例為之事、定式於宗府与銓曹、以為金石之典』」(『承政院日記』1869(高宗6) 1 2)

298)「教曰、『嫡王孫、王孫、郡県主封爵、向因大臣所奏、已有定式矣。然則王孫夫人与副尉、僉尉之爵品、亦当有変通矣。且既有大君、王子君女婿授職之例、則王孫女婿、不可無授職。又既有公主女婿授職之例、則翁主及郡県主之女婿、亦不可無授職』」(同上)

威厳を誇示して結集力を高めようとする政策の実効を収めるためであった[299]。1871年1月1日、高宗は、大宗会・小宗会の旧例を回復させることを命じて、宗親・璿派の会合の正式な開催を促した[300]。当日、宗親府は大宗会を三年に一度、季春(3月)に開催することが定式であるので、今回は本年3月20日に挙行すると報告した[301]。その上、1872年2月、宗親府は、小宗会を一年に一回季春(3月)に開催することが定式であるので、本年は3月18日に挙行すると報告し[302]、三年に一回は大宗会を、その中の2年は小宗会を開くという定式が復旧された。

大宗会の開催が決定されると、1871年1月2日から、大宗会の準備が本格的に始まった。高宗は大宗会に直接に参加することを言明したうえ[303]、1月8日には宗親府大宗会の時の都有司に李圭徹、副有司に李会淳、三有司に李升洙を任命して[304]、大宗会開催の手続を担当するようにした[305]。

高宗が大宗会をそれまでの宗親・璿派政策の一環として開催しようとしたのは、次の高宗の言によく表れている。

> 璿派の後裔は同一の源である。列聖の庇覆の意や今の敦厚の情が統譜(璿源系譜紀略)を作った理由であり、季春の大宗会も親戚の者に親しむ義から出たものである。この礼は、百余年後に初めて行う盛大な行事であり、公族(璿派)が繁盛して子孫が広がって、百世一室の美は実に万億無疆の休である。宗会の翌日に、当くに璿派人を率いて宗廟に展謁すべきである。ついで景武台に親臨して、儒生の応製・武士の試射を行う[306]

このように、大院君と高宗の宗親・璿派政策は、『璿源譜略』の刊行、大宗会の開催、璿派を対象とした試験をつうじて、すべての璿派勢力が後代にまで盛大に維持できる基盤を形成

---

299)その理由は、大院君が、疲弊した宗親・璿派に集まることを命じるとしても、彼らが率先して応じないことや、疲弊した宗親・璿派の集まりが彼らの持つ権威を示すことも、政治的な影響力を行使することも無理であると判断し、先に宗親・璿派の地位と役割の拡大・強化政策の推進を優先していたためであったと考えられる

300)『承政院日記』1871(高宗8) 1 1

301)宗親府啓『承政院日記』1871(高宗8) 1 1

302)『承政院日記』1872(高宗9) 2 1

303)『承政院日記』1871(高宗8) 1 2

304)『承政院日記』1871(高宗8) 1 8

305)1月9日には大宗会の会場を隆文堂にすることが、1月10日は大宗会の時の賛礼[王を手伝って祭祀をする人]に李承輔、副賛礼に李寅卨・李会正・李起鏞・李時夏・李敦夏、副掌憲に李後善・李応辰・李宅応・李起鎬・李(金+憲)永、司宴に李鍾晉を、1月16日は、大宗会の時の都庁に李承宇、郎庁に韓秉教・鄭基鵬、監造官に姜凡秀・李啓夏を、2月13日には大宗会の時の郎庁に典簿金昌植を、3月7日には最尊行に判宗正卿李圭徹、副尊行に前正李鼎謨、行低班首に知宗正卿李載元を、3月14日には大宗会の時に行うことが多いという理由で、副賛礼に修撰李載晩を追加して、司宴に定州牧使李根秀・副護軍李載鵬・前県監李商応を、任命した

306)「教曰、『璿派後裔、同是一源也。列聖庇覆之意、在今敦厚之情、所以有續譜之作。而季春大宗會、亦出親親之義也。是禮也、百有餘年後初行盛擧、而公族蕃滋、枝葉碩茂、百世一室之美、實爲萬億無疆之休矣。宗會翌日、當率璿派人、詣宗廟展謁、仍爲親臨景武臺、儒武應製、試射矣』」(『承政院日記』1871(高宗8) 1 8)

することに、その目的があった。特に、大院君と高宗は、百年ぶりに行われる行事であるだけに、その開催が難しかった大宗会を、ある程度宗親・璿派政策が進んだ最終段階で実施し、王室の権威を示す効果を最大化しようとしたのである。

その後、3月15日、高宗は大宗会の時に、時原任大臣・政府の文臣と武臣、六曹判書・漢城府判尹が参加することを命じたうえ[307]、大宗会の行事の練習を二回にわたって挙行して、宗親・璿派の会合が単に王室に行事に止まらない大々的な国家行事であることを明らかにした。また、1873年1月には、同年の開催予定の小宗会を大宗会の例に依って挙行することや、景武台に親臨することを命じ[308]、宗会規模の拡大と盛大な開催を求めた。しかし、大宗会が開催される直前、各道が水害に遭ったという知らせが伝えられたため、高宗は民情を懸念して、宗会を開催することが望ましくないと論じ、翌年への延期を指示した[309]。

大宗会は、宗親・璿派との間の和気を敦厚にするとともに、彼らの地位を高めることを以て、王室の権威の向上や、権力基盤の強化・安定を成し遂げようとする計画の下で、1871年に100年ぶりに復活するようになった。しかし、宗親会合は1871年の大宗会1回、1872年の小宗会1回が開かれただけで、高宗が親政を宣布してからは再び停止された。これは、宗親・璿派の親大院君的な性格のため、彼らが大々的に集まって公論を形成することを望んでいなかったこと、大院君勢力の弱体化を図る高宗が大院君の勢力基盤でもある宗親・璿派政策を継続する必要がなくなったこと、また、大院君と大きく関連していた彼らよりは外戚を側近として成長させることが信頼できて容易であったこと、などが理由であったと考えられる。何よりも、清銭廃止以後に深刻化した財政難と[310]、節約が強調されるなかで世間の耳目を考慮せざるを得なかった状況が、大宗会などの中止の要因として作用していた。そのため、1873年から大宗会・小宗会などの大規模な宗親・璿派会合は行われず、宗親府の会合への出席率も悪くなっていた[311]。

第四に、大院君政権期には宗親・璿派に代を継がせる、すなわち後孫を立てる作業が持続的に推進されていた。これは、後の絶えた宗親・璿派本人の名誉と地位の回復はもちろん、宗

---

307)『承政院日記』1871(高宗8) 3 15

308)『承政院日記』1873(高宗10) 1 1。その他、大宗会の時の行事を一斉に外進饌の規例に依ること(『承政院日記』1873(高宗10) 2 29)、辛未年(1871)の例に依って行事を行って、宗会が終った後、各派の宗孫を慶会楼に集め、宴会を開くこと(『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 2)、李升洙を都有司に、李会正を副有司に、李容直を三有司に任命すること(『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 5)、賛礼に李明応、副賛礼に李敦夏・李後善・李宅応・李建昌・李(金+憲)永、掌憲に李寅命、副掌憲に李根秀・李応辰・李寅晩・李起鏞・李復永、司宴に李載鵬を任命すること(『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 7)が定められた

309)『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 29

310)第四章第二節の2-(2)の高宗の財政経済政策を参照

311)1874年11月、高宗が李承輔に宗親府に何人が集まったのか聞いた時、李承輔が自分を含めて李景夏・李升洙・李寅卨・李敦応・李鍾承の6名が集まったと答えるほど、宗親・璿派の会合出席率が低くなっていた。当時の宗正卿の会合は、璿派の後継問題を再考するため、宗親府に集まって論議せよという高宗の指示によるものであった。しかし、高宗がこの問題を速やかに解決するように催促したにもかかわらず、宗正卿らの出席率が低調な状況で、李承輔は急ぐ問題ではないと述べ、以後に宗正卿らと相談すると申し上げた -『承政院日記』1874(高宗11) 11 12

親・璿派の数を増やして紐帯関係を強化して王室の基盤を堅固にしようとする目的から実行されたものであった。1864年7月27日、高宗は同月の18日に官爵が復旧されたばかりの福昌君・福善君・驪興君の後嗣を継がせる方法を講究するように宗親府に命じ312)、名誉が回復された璿派人の後嗣決定の重要性を強調した。同年8月には、興完君の後嗣にした李載冕を大院君家に戻して再び興完君の後嗣を決めることと313)、李夏銓の後嗣を定める問題が314)、9月には永平君の後嗣決定が議論され315)、宗親・璿派の後継者を立てて彼らの家門を存続させるための活動が続いた。

宗親・璿派の後嗣を継がせる問題は、1872年7月25日、高宗が、大君・王子への官爵授与(1869年1月2日に教旨を頒布)に引き続き、「大君・王子として後孫のない人に対し、すべて宗親府が命じて、世系を詳細に考察して、祀孫を立てることはやめてはいけないことである」と命じたことをきっかけに、本格化するようになった316)。彼は、王事のために死んだり、無辜の罪名を着させられた宗室で後孫のない人にも後嗣を決めるように指示して、宗親・璿派の後嗣問題に直接的に関与しようとした。この命令によって、同年12月に永昌大君李ギ(王+羲)・永豊君李琅・亀城君李浚の養子が定められた317)。しかし、このような宗親・璿派の後嗣策定は、1873年10月に、すでに亡くなっている者を後嗣にするのは父子の関係を紊すものであるとする、崔益鉉の批判の的となって318)、再考されることとなった319)。宗親・璿派の後嗣を立てることを以て、王

---

312)『承政院日記』1864(高宗1) 7 27
313)『承政院日記』1864(高宗1) 8 11
314)『承政院日記』1864(高宗1) 8 29
315)『承政院日記』1864(高宗1) 8 19
316)「教曰、『未及封爵之大君王子、溯考封爵事、向有所処分。而大君王子之無後者、並令宗府、詳考世系、以奉其祀、実係不容已之事。以此挙行之意、分付宗府。死於王事及横被罪名之宗室無后者、一体立后』」(『承政院日記』1872(高宗9) 7 25)
317)「因大君王子継後与死於王事横被罪名人継后事、宗親府以大君王子継後別単啓。「永昌大君(王+羲)継子、以昌城君佖第三子儒川君澔立後。永豊君琅継子、以譲寧大君禔孫驚城君頻立後。亀城君浚継子、以撫安大君芳蕃玄孫会原君崢立後」」(『承政院日記』1872(高宗9) 12 3)。このような大君・王子への後嗣入後問題は、大君・王子の権威を高めることにつながり、1873年2月には、徳安大君・安平大君内外・仁城大君・平原大君・齊安大君内外・永昌大君・龍城大君・錦平君・永豊君・興安君内外・綾豊君・義昌君・楽善君内外・慶完君・福善君内外の祠版に対する特別な祭祀の挙行が命じられた(『承政院日記』1873(高宗10) 2 22)
318)ここで、崔益鉉は宗親・璿派の後嗣を立てる問題が、父子間の親密さを紊乱させていると論じた - 「鬼神出後、父子之親、紊矣。所謂鬼神出後不可不禁者。臣窃惟父子天倫也。舎其所生、後於人者、人事之変也。古者、惟宗子無後、乃有此例。後世無問宗、支、疎、戚而継絶存亡、其路甚広、已非周公之意也。而至其蔓延之広、有神主立後之俗、是古礼所無拠、求之神理、参之人道、至為不順。今殿下親親、尚賢、継絶存亡之挙、亶出於天地生物之心、参賛化育之意。苟処之有道、如正廟朝為故判書臣柳夢寅立承祀孫之例、則義起之例、不患不為万世法程。而只為有司之臣、無稽不詢、聘其私智、承襲謬差而挙行之。於是、見利忘親、見絶於蠶相之射者、乗時符合、挈其父、祖、曾、高、以及九世十世之祖而廿為之後。其間代数或空、則傅会各派之鬼、苟充其数、為其祖。此於天理、近乎否乎。人情、安乎否乎。殿下継絶之本意、如此其仁且渥也。奉行之臣、不能善承、遂使金枝玉葉之裔、見利忘義、無所不至、以穢千載之汗青、不亦痛哉。伏願殿下留神澄省」(『承政院日記』1873(高宗10) 12 3)
319)高宗は、年前に璿派人の中で後嗣のない問題を解決することを指示して、すでにみなが後嗣を継がせたが、各派の出系に疑わしいところがあると論じ、宗正卿らが相談して、破棄・維持などを整理して正すことを命じた - 「上曰、『年前、以璿派無后事分付、皆以継后。而近聞、各派出系、不無未審云、甚為未安典、諸宗正

室の基盤を安定・強化しようとした計画は、後嗣を採択する過程で、系統の不分明な問題が提起されたうえ、互いに不満のある後嗣決定が行われていたため、各派から立てられた後嗣をすべて本宗に戻して、再び調べて後嗣を定めなければならなくなったのであった320)。とはいえ、宗親・璿派の後嗣を立てる政策は、彼らの家門を再建して王室の後孫を増加させて、権力基盤の拡大・確立に寄与する役割を果たしていたと言えよう。

このように、大院君と高宗は、宗親府の役割を強化して、宗親・璿派を宗親府と政府に大いに配置し、国政を運営できる基盤を確保していった。その上、璿派を対象とした試験を定期的に行うとともに、宗親・璿派の名誉回復と官爵復旧を施行して、宗親府が直接に調べて宗統の後継者を定めるようにしたうえ、100年以上開かれなかった大宗会を復活させるなど、様々な政策を実施して、その定式化を推進していった。

こうした10年間続いていた宗親・璿派政策の成果は、1873年6月、高宗の現在の宗親府の状況に対する言及から簡略でありながら窺うことができる。

> 宗親府は諸宗親の体府であり、列聖の譜諡を奉安する重要なところである。近来、衰えて見る影もなくなったが、近日、大院君が苦心して立て直し始め、今は様々な税入があり、少し支えられるようになった。しかし、後世の人々がよく守らなければ、容易に廃れてしまい、二度と復旧の希望がないであろう。聞くところでは、今、条例を再び刊印するというが、私が自ら序文を書いて永久に金石の法典にしよう321)

ここには、宗親府が王室と宗親・璿派にとって非常に重要な役割を果たす機関であることと、大院君の多大な努力によって疲弊した宗親府が改善されたことが表れている。また、重要な宗親府を守るためには今後も持続的に管理しなければならないという言及からは、宗親府を権力基盤として活用・保存しようとする高宗の強力な意志が読み取れる。

高宗の即位前には、宗親府は単に名目を維持している機関に過ぎなかった。宗親府は王族の疲弊によって活動の萎縮や経済的困難が余儀なくされたうえ、宗親・璿派の管理も十分にできない状況に置かれていた。大院君はこのような宗親府の衰退を見逃さずに、統治権強化に利用していった。彼は、王室と中央の権力を強化して国家を再建するという名分を掲げて、宗親府の地位向上・役割拡大を正当化して、宗親府を中心として結集された宗親・璿派勢力を、自らの権力基盤に編入させていた。

このように、大院君は宗親・璿派勢力を政界に積極的に配置して、国政運営の便宜を図って

卿相議、惑棄惑仍、更為釐正可也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 10 8)

320)『承政院日記』1874(高宗11) 10 29

321)「敎曰、『宗府卽諸宗之體府、且列聖諡略奉安之重地。邇來凋殘無餘、近日大院君苦心設始、今則稅入凡百、稍爲支將。而此或後來之人、不善典守、易致蕩殘、更無復舊之望矣。聞今條例、更爲刊印云。予當爲親書卷弁、以作永久金石之典矣』」(『承政院日記』1873(高宗10) 6 2)

いたが、彼らが王室の政治的基盤以上の勢力に成長することを望んでいなかった。また、宗親・璿派のみでは、政権の完全な掌握が無理であると判断していた。したがって、自らの基盤を更に強化するため、宗親・璿派以外の勢力の登用を拡大するとともに、行政・軍政を一律的に掌握・運営するうえで必要な議政府と三軍府の復活を試みた。大院君は、宗親・璿派を権力基盤として維持しつつ、議政府と三軍府の機能の回復をつうじて政府の行政・命令体制を構築して、そこに新たに形成された親大院君派勢力を配置して掌握することを以て、国政を統括しようとしたのである。

(2) 議政府機能の復旧作業の推進、および権力基盤の形成

勢道政治期において国政運営を主導していた政府機構は備辺司であった。前述したように、16世紀半以来、議政府と並んで政治を行っていた備辺司に、外戚家門は親外戚勢力を集中的に配置して備辺司中心の国政を運営しようとした。1800(純祖即位)年8月、備辺司提調に任命された金祖淳は[322]、1802年に娘が純祖の王妃になって、1805年慶州金氏の貞純王后が死去すると、純祖の支持を得て慶州金氏中心の老論僻派勢力を除去して安東金氏による勢道政治を始めた。高宗即位前に備辺司が国政を統括していたことは、高宗代には大臣と議政府堂上が出席した次対・引見に、大臣と備局堂上が参加していたことや、純祖代から哲宗代まで各行政機関・軍営・地方からの報告が備辺司を経て君主に伝えられていたことから窺うことができる[323]。その一例として、1853(哲宗4)年4月、領議政金左根が「私門で高利を収める行為と郎官が強制に貸す弊害を厳しく指示して禁断する」ことを奏した時、哲宗は班族と郎官の悪行に対して慨嘆したうえ、備辺司が聞き次第上奏して法律に依って流配に処するように命じたが[324]、これは、大院君政権においてソウルと地方の班族と官員が悪行を犯した場合、議政府と暗行御史が詳細な内容を君主に報告したうえ、議政府・戸曹・兵曹・該当道臣が問題の対策方法を相談・上奏してから処決していたこととは区別される[325]。このような状況の中で、大院君が外戚勢力を抑制して政権を取るためには、国政運営体制を改編する必要があり、この作業は、高宗即位直後から議政府と六曹の機能回復をつうじて行われるようになった。

---

322)「大王大妃特旨、金祖淳差備辺司提調」(『純祖實錄』純祖卽位(1800)年8月4日)

323)政治が備局堂上らとの論議によって運営されるようになったのは、備辺司が設置された宣祖代からのことである。勢道政権期には、備局堂上と備辺司提調に外戚が多く登用されて、様々な政治的懸案が外戚の主導していた備辺司によって処理されていた

324)「領議政金左根啓言、『私門捧債及郎官勒貸之弊、弊厳飭禁断』。上曰、『班族之行悪、郎官之勒貸、駭然莫甚。此若不禁、民何以聊生乎。令備辺司、随聞草記、依律竄配』」(『哲宗実録』哲宗4(1853)年4月5日)

325)大院権政権期にはソウルと地方の両班の武断行為に対して、大院君と高宗が直接に把握、あるいは議政府や暗行御史からの報告を受けて、該当官吏や人物を直接に処罰したり、該当機関に処決を命じていた。また、高宗の親政以後の1878年3月、右議政金炳国が私門で高利を収める行為への取締を申し上げた時には、各道や該当道臣に厳禁を指示したうえ、官員任命の責任がある吏曹と兵曹に申飭して、左右捕盗庁が監視して処罰するようにしていた(『承政院日記』1878(高宗15) 3 29)。詳細な内容は次節の大院君の統治政策を参照。

神貞王后は、1864(高宗1)年1月13日、高宗の即位後、初めて行った次対で、「議政府と備辺司をともに「廟堂」と呼びながらも文簿のすべてを備辺司でのみ取り扱っているのは極めて問題であるため、これからは別々に取り扱った方がいいだろう」と述べ、備辺司に独占されている政務を議政府に分担させることを提案した。これに対して、備辺司を通じて政局を掌握していた安東金氏の領議政金左根は、「数百年続いてきたことであり、退席後、相談するのが事理に合っている」と答えて慎重な態度を取ったが、左議政趙斗淳は神貞王后の意見に賛同する姿を示した326)。議政府の権限の復旧が高宗即位後のはじめての次対で提起された事実は、大院君が高宗の即位以前から行政構造を改編する意志を持っていたことを意味している。しかし、高宗即位当時、実質的に国政を運営する最高の政務機関である備辺司の勢力と活動を、一挙に弱体化、あるいは除去するのは容易ではなかった。何よりも、大院君にはまだ備辺司の代りに国政を運営できる勢力基盤が存在しなかった。したがって、彼は、備辺司中心の政局を徐々に変化させながら政治の一線で活動できる自分の勢力基盤を確保し、急激な備辺司の廃止がもたらしうる政治運営のの混乱と反発を最小化させるため、議政府と備辺司の二重行政体制の運営を提案したと考えられる。

神貞王后の指示によって、同年2月10日、領議政金左根が「議政府と備辺司に啓稟・薦望などの仕事を適切に分けて担当させ、中国の宋代の中書省と枢密院のように併行する」という意見を提示し327)、翌日には備辺司と議政府の分掌節目が定められた328)。これによって、大体

326)「大王大妃殿曰、『政府籌司、竝稱廟堂、而文簿則只自備辺司擧行、極渉如何。自今以後、各爲擧行、可也』。左根曰、『朝廷機務之籌司專管、而政府則獨不如聞、果如慈敎矣。然而屢百年流來之事、筵退後、謹當相議停當矣』。斗淳曰、『故相臣崔鳴吉、屢以籌司設始後、政府之爲閒司爲言、至發於章奏矣。今承慈敎、至當至當、筵退後爛商、更爲稟定矣』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 13)

327)「左根曰、『籌司之設、而政府之爲閒司、撰以名實、有識之恒所慨歎、而向伏承慈敎以後、退與諸僚相、商確其變通之方、籌司創置、亦三百年于茲矣。姑以啓稟及薦望等事、量宜分屬於兩府、如宋之中書樞密、併與擧行、該掌吏移差及諸般條件、成節目啓下遵行之地恐好、故仰達矣』。上曰、『以此定式、可也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 2 10)

328)「備局以本司政府分掌節目入啓。一、籌司之設爲邊政也。政府事權之專屬籌司、非古規也、今旣無以遽議通變、則姑以政府、籌司之應行事務條列門目。各自分掌、稱存名實、不甚偏係。故筵稟後、略成節目以爲遵行之地。一、今此諸務雖有分掌之異、而凡係文簿擧行等節、竝自備局主管。一、啓稟、行關、捧甘等之事屬政府者、以議政府爲稱;　事屬備局者、以備辺司爲稱。一、諸凡京外稟啓與論報、各隨所管條件、政府、備局區別請裁。一、各項狀啓、謄報及外他文牒、亦爲隨所管以報。一、京司及外道文簿、雖政府所管者、竝來納備局、而自前例報於政府者、則依前直納政府。一、筵稟與啓辭、亦自政府、備局分其所管、各成謄錄、以置。一、政府之自前擧行者、竝自本府、依例擧行。一、毋論政府、備局廟務則一也、備局諸堂竝兼管政府事務。一、備局有司堂上兼稱政府有司文武備郎、亦例兼政府郎廳。一、薦望中統制使、平安兵使北兵使、會寧府使、義州府尹、東萊府使、江界府使、濟州牧使備辺司擧行、西北監司、四都留守、議政府擧行。一、將望及巡撫、巡邊等使、依前自備局啓、差宣撫按覈慰諭察理等使及繡衣抄啓、自政府擧行。一、議政府印信一顆造成、依備局印信例、同置備局、文簿成貼時、分管擧行。一、諸般事務、旣自備局主管、則竝以備局吏隷專管擧行。一、政府書吏五窠減額、權付於忠勳府、戶曹、兵曹、糧餉廳、長興庫、以爲待窠陞實之地、減額五窠料布、移付備局書吏。一、政府書吏所賴、本自至薄、而輪回所當藥色、卽支活之資也。今於書吏五人、移屬備局之後、則政府吏十人、依前輪當永勿違劃。○議政府所管、幸行、陵廟勸奬、祀典、辭命、使行、典禮、朝會、貢獻、科制、水旱、學校、印章、民戶、田政、賦稅、糶糴、貢市、蠲減、救荒、優恤、倉廨、漕運、移轉、堤堰、徭役、支供、官職、體統、任使、薦擧、褒賞、殿最、按廉、赦宥、刑獄、法禁、罪

内政は議政府、外交と辺境関連問題は備辺司が担当することになり、長年間備辺司に掌握されていた政務が議政府に正式に分担され、議政府は最高の行政機関としての地位を回復することができた。もちろん、備辺司はまだ外交問題や軍政を担当する重要な政府機関として存在していたが、備辺司の役割が公式に制限されたことのみでも大きな意味があった。このように、備辺司の機能の縮小が進むなか、安東金氏の中心であった領議政金左根が時代の流れを感知して辞任すると[329]、備辺司を基盤とした安東金氏勢力の権力再編も不可避になっていた。

備辺司の役割の一部が議政府に分担されてから、その解体作業は更に進んだ。1864年9月24日、備辺司の看板が廟堂に掛け替えられたうえ[330]、1865年2月9日には議政府庁舎の再建と、再建された議政府の看板を高宗が直接に書くことが定められた[331]。ここで、神貞王后は「中外から尊敬される重要な場所である議政府が、廃墟になって、道を論じて国を経営して百官を統率して紀綱を立てる所がどうしてこのようにみすぼらしくて貧弱でいいであろうか」と述べたうえ、「議政府を再建した後、三公が議政府で政務を相談・決定して王に奏して、可否を決めるべきである」と強調した。特に、「君子が議政府に居て誠心と忠誠を尽くして年少の王を輔導してほしい」と唱え、議政府復興の意図と目的を明らかにした。要するに、神貞王后は、議政府の機能を復旧して議政府大臣に君主輔導・補佐の役割を任せて、君主と議政府中心の国政運営体制を確立しようとしたのであった。こうした君主を輔導して国政を担当する権限を持っている議政府を大院君が掌握するのは、政治主導や君主保護の権限が大院君に委任されることを意味していた。結局、備辺司政策は、勢道家門の権力基盤を解体させ、統治権を君主と議政府に帰属させようとする大院君の意図から行われたと言える。

1865年3月28日、神貞王后は、正式に備辺司を議政府と統合するという教旨を下した[332]。

罰、議識、財用、摘奸、魚鹽、班儀、祿俸。○備辺司所管、事大、交隣、邊事、關防、城池、紀網、操鍊、烽燧、驛路、漂頹、討捕、船隻、松田」(『高宗實錄』1864(高宗1) 2 11)

329)金左根は1864(高宗1)年4月18日、領議政を辞任し、それからは主に政治的・儀礼的諮問を行う名誉職に就いていた

330)『承政院日記』1864(高宗1) 9 24

331)「大王大妃殿傳曰、『向者大臣、有政府重修之請、已蒙允下矣。…聞其崇臺華礎、廢在田間、而今所欲修葺者、只不過堂上廳舍云、緬想熙朝盛會、明良輔弼、登庸翱翔之日、寧不慨然而興感乎。噫、輔相之重、顧何如也。堂階等威之別、儀文節目之間、亦不無今不如古之歎、則論道經邦、統百僚而振綱維、豈可若是其苟艱乎。相國無坐衙之地、不可聞諸隣國、內下錢二萬兩、爲先出付度支、自大臣廳舍、以至舍人之中書堂、一新重建、悉復舊觀事、分付。…君子之居此府也。殫誠盡忠、訏謨平章、以匡輔我冲王、以鞏固我萬億年丕丕基、予於是厚有望焉。自政府重建以後、凡有賓對、三公必先期坐衙、商確筵奏事務、可否相濟、稍復舊規、而左右贊成參贊、亦令例兼備堂赴坐、同參廟務事定式』」「傳曰、『政府重建事、今下慈敎、不勝萬萬欽仰、重建時各處扁額、當以御筆書下矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 2 9)

332)「大王大妃殿傳曰、『議政府、卽大臣之董率百僚、揆察庶政之所也。其所重、與他迥別、京外事務之一委備辺司、未知創自何時、而事體有不然者、向所以文簿之區以別之、亦出於復舊規也。而今則政府旣至重新矣。從玆爲始、政府備局、一依宗府寺・宗親府合附之例、亦合爲一府、備局則仍爲政府朝房、而刻揭于大門之楣、廟堂扁額則移揭大廳、而備局印信、永爲銷刻、啓目及文簿、竝以政府爲頭辭、凡係體統沿革之節、參互古規、大臣政府堂上、商確議定、別單以入』」(『承政院日記』1865(高宗2) 3 28)

彼女は、「議政府は大臣が百官を統率してすべての政務を揆察する機関であり、その重要性は他部署とはるかに異っている。ソウルと地方の政務が全部備辺司に委任されたのはいつからなのか分からないが、この事はあるべき姿ではない」と力説し、「議政府の官庁が完成された今、宗簿寺を宗親府に統合した前例に依って、備辺司を議政府に統合する」と命じた。これによって、勢道政治期において親外戚勢力に掌握されていた備辺司は、議政府に統合、解体された。

このように、高宗即位直後から、議政府の機能の復旧を試みた大院君は、議政府中心の行政体制の中に備辺司が自然に併合される作業を推進したうえで、備辺司堂上の例に倣って議政府堂上を平均50～70名ほどに構成し[333]、議政府堂上に宗親をはじめとする親大院君勢力を起用して政治運営の便宜を図った。そして、大院君が議政府大臣にまで側近を配置して議政府を掌握するようになったのは、大院君政権の第三期に当たる1872年10月になってからであった。

前述したように、大院君は宗親・璿派勢力では政権を主導するに不足であると判断していた。その上、宗親・璿派勢力の拡大は君権に直接の危険を及ぼす可能性があり、大院君も宗親・璿派が政局を掌握するほど政界に進出することを望んでいなかった。言い換えると、大院君は宗親に君主と王室の持続的で安定的な権力基盤としての役割を期待したものの、彼ら勢力が以前の外戚のように拡大することを阻止しようとしたのであった。したがって、大院君には特定の利害集団の権力掌握を防ぐためにも、宗親・璿派をはじめ多様な政治集団を形成・登用する必要があった。

大院君の権力基盤となった勢力は[334]、各々の集団の持つ性格や、時期別の登用人物の変化などによって区分することができ、またその内容にも差異があるが、まず挙げられるのは、金正喜[335]系列、金正喜の門人である申櫶と関連した武将勢力、そして南人・北人勢力である[336]。

金正喜と大院君の親密な関係についてはすでに説明したとおりであるが、金正喜系列として注目される人物には洪淳穆と申櫶がいる。洪淳穆(1816～1884)は[337]、高宗即位初期の黄海監司を経て1866年4月から6月まで、同年12月から翌年7月まで吏曹判書に任じて人事権を管掌

---

333)糟谷憲一「大院君政権の権力構造」、p143

334)大院君の権力基盤勢力に関しては、藤間生大「大院君政権の構造」(『近代東アジア世界の形成』、1977)、糟谷憲一「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』49-2、1990)、金明淑『19世紀政治論研究』、安外順「大院君執政期人事政策と支配勢力の性格」(『東洋古典研究』1、1993)を参照

335)(1786～1856)。慶州金氏。憲宗・哲宗代において反外戚勢力として活動した代表的な人物であり、哲宗即位問題に関連して流配され政界から排除された。大院君の姻戚でありながら師でもあり、彼に大きな影響を与えた人物である

336)金明淑氏によれば、趙寅永系列には趙成夏・趙寧夏・金世均・趙斗淳・李景夏・朴珪壽などが、金正喜系列には洪淳穆・閔奎鎬・姜瑋・申櫶など、金正喜系列の武将勢力には任泰瑛・任商準など、南人・北人勢力には韓啓源・姜浩・姜蘭馨・任百経などがいる - 金明淑『19世紀政治論研究』

337)洪淳穆は、妻が金教善の娘で、金教善は金正喜の従兄であり、金正喜と姻戚関係を持っており、南陽洪氏洪在龍(憲宗継妃の父)と24村の関係であった

し、大院君の人事政策を忠実に遂行した。その後、洪淳穆は、1869(高宗6)年1月右議政になり、1872(高宗9)年10月には領議政に任命され、当時兵曹判書から左議政になった姜浩と、平安監司から右議政になった韓啓源とともに、親大院君勢力として活動した。彼は、高宗が親政を宣布する際に崔益鉉に対する処罰を強力に唱えて罷免されたが、すぐ政界に復帰した後[338]、1882(高宗19)年3月に再び領議政に任命された。

申櫶(申観浩:1810～1888)は、金正喜の門人で任泰瑛とは姻戚関係を持っており[339]、1864(高宗1)年2月に刑曹判書に就いたことをはじめ、兵曹判書・工曹判書・漢城府判尹・判義禁府事・総戎使・議政府左参賛・訓鍊大将、そして行知三軍府事などを歴任した。彼は、判書や各軍営の大将として、李景夏とともに大院君の軍事的基盤になっていた人物である。申櫶は、大院君政権末期には工曹判書を経て、高宗親政以降は、再び鎮撫使兼三道水軍統禦使・判義禁府事・御営大将などの軍営大将になったうえ、日本との講和政策とアメリカとの修好条約の締結に関与し、大院君政権期のみならず、高宗の親政以後の軍事・外交政策の推進にも大いに寄与した。

大院君政権期に入り、以前に比べて高位官職に幅広く登用された勢力は、南人・北人であり、姜浩・韓啓源・任百経などが大院君政権の要職に就いて活動していた[340]。姜浩(1809～1887)は、大院君政権第三期に左議政にまであがった北人を代表する人物であり、任百経[341]とは姻戚関係を持っていた。姜浩は、1865(高宗2)年閏5月、東萊府使から吏曹参議に選ばれたが、治績が卓越でありまだ任期が残っているという理由で留任させられた後[342]、1866(高宗3)年7月に兵曹参判に任命されて中央政界に進出した。彼は同年10月に江華島慰諭使の役割を遂行し、同年12月に成均館大司成に、1867年4月に吏曹参判に命じられたが、東萊府使の時の非理のため弾劾されて政界を離れた。1869(高宗6)年に高宗の特別赦免によって吏曹参判の座に復帰し、工曹判書・弘文館提学・礼曹判書・兵曹判書を経て、1872(高宗9)年に左議政に抜擢された。姜浩は、景福宮重建や『五礼便攷』の編纂作業に参加し、1871年清派遣使臣の任務を遂行したうえ、大院君の書院撤廃政策に積極的に協力した。1873年11月、高宗の親政宣布の時には崔益鉉の処罰を主張し、大院君の下野を阻止しようとしたため、流配に処されたがすぐ赦免された。その後、12月に領中枢府事に任命されて[343]、原任大臣として国家行

---

338)洪淳穆は、1873年4月29日から11月11日まで・1873年12月から1874年11月まで領敦寧府事を、1874年11月から12月まで領中枢府事を、1874年12月から1875年2月まで・1875年4月から1879年10月まで行判中枢府事を、1875年2月から4月まで領中枢府事を、1879年10月から1882年1月まで領敦寧府事を、1882年1月から3月まで領中枢府事を歴任した

339)申櫶の祖父申鴻周の兄・鳳周の娘が任聖皐の妻で任泰瑛の母である

340)以前の純祖代から哲宗代までの南人・北人の議政・判書の就任者の比率は、各々5.3%、3.0%であり、大院君政権期の南人8.6%、北人9.4%を、各々3.3%、6.4%を下回っている。これから、大院君政権期における南人と北人の登用が拡大していたことが分かる － 糟谷憲一「大院君政権の権力構造」、pp144・157

341)(1800～1865)。豊川任氏。北人。高宗即位直後右議政になって大院君の政権掌握に寄与した

342)1865年に姜浩を中央政界に進出させようとした計画が霧散した事実から、当時にはまだ大院君の人事権の掌握が確立していなかった可能性を窺うことができる

事・引見などに参与することが求められたが[344]、政治に関与しようとしなかった。1878年6月に再び流配された後、同年12月に特別に赦免、1879年3月に韓啓源とともに判中枢府事に復職され、同年5月からは王室行事や時原任大臣との召見に参加して、政治的活動を再開した。1883年5月壬午軍乱との関連嫌疑で再び弾劾されて[345]、流配に処された[346]。

大院君政権期の南人を代表する人物は韓啓源(1814～1882)である。彼は、1864(高宗1)年3月司憲府大司憲に任命されてから、工曹判書・議政府左参賛・刑曹判書・漢城府判尹・礼曹判書・判義禁府事・吏曹判書・議政府左参賛・平安道観察使などの各種の要職を経て、1872(高宗9)年10月右議政に就任した。韓啓源が大院君政権において議政の候補として名を挙げられるようになったのは1869(高宗6)年からであった。当時空席であった右議政の選択のため領議政金炳学は鄭元容・金興根・金左根・趙斗淳・李景在・李裕元・柳厚祚の7人を推薦したが、高宗はこれを拒否して、行大護軍の洪淳穆と行上護軍の韓啓源を候補として挙げ、この中で洪淳穆が選ばれた[347]。このような事実は、1869年に大院君がすでに韓啓源を議政の候補として念頭に置いていたことを表している。特に、1869年5月に弾劾を受けて罷免された姜浩が再び吏曹参判に任命され、韓啓源・洪淳穆が議政候補として登場したことから、1869年頃には大院君の政界の人事権の掌握が成されるようになったと判断することができる。以後、韓啓源は平安道観察使に任命され、1869年から1872年まで地方に勤務し、1871年勃発したアメリカとの紛争において大院君の鎖国政策を忠実に代弁・遂行していたほか、還穀の備蓄と改善に関与した。1872年、大院君の命令によって平安道観察使から右議政に選ばれた韓啓源は大院君の側近として活動した。その後、高宗の親政を主張した崔益鉉への鞫庁設置や鞫問の継続、大院君に対する支持を標榜して、罷免・流配された。1874年2月、彼は原任大臣として判中枢府事に任命されて政界に復帰したが[348]、姜浩とともに1874年の引見には一回も参加しな

---

343)『承政院日記』1873(高宗10) 12 25。姜浩は、1873年12月から1874年11月まで領中枢府事を、1874年11月から1878年6月まで・1879年3月から同年11月まで行判中枢府事を、1879年11月から1883年5月まで・1886年12月から1887年4月まで奉朝賀を歴任していた

344)論領府事姜浩「教曰、『君臣之契貴在、情志事体間耳。卿之向来迸出殆、若情不孚、而志不合也。予之一時施警、不過因其事、而存其体也。卿之棲遑江湖、謝却機務、凡幾日于茲。予則曰、如失左右手、卿則有眷恋不忘意、寝寐食息之間、何嘗少忽也哉。顧今弥月之慶、不遠而迩、則此時起居之班、予安得無見卿之想、卿安得無簪朝之誠乎。深知卿休休有容断断無他、必不以月前事、有芥于中矣。卿須幡然改図、即為還第、克体敷心之論、庸副延佇之望事。遣史官、伝諭于領府事』」兼春秋金在鼎以、領府事姜浩附奏啓「書啓以、臣奉聖諭伝諭、于広州彦州里面狎鴎亭里。領府事姜浩所住処。則以為臣罪犯至重、不敢附奏、伏地悚蹙、恭俟厳誅云矣」(『承政院日記』1873(高宗10) 12 29) - ここで、高宗は王妃の出産も近づいていることを口実に、姜浩がソウルと政界に戻ることを懐柔したが、姜浩は自分が罪人であることを理由に政界に復帰する意思のないことを明らかにした。その以後も姜浩は、時原任の参席する引見・召見に参加せず、政治に関与しようとしなかったが、これは、前領議政洪淳穆が1874年から原任大臣や薬房都提調として活動したこととは区別される

345)『承政院日記』1883(高宗20) 5 19・5 26

346)『承政院日記』1883(高宗20) 5 27

347)『承政院日記』1869(高宗6) 1 22

348)韓啓源は、1874年2月から同年12月まで・1877年2月から1878年6月まで・1879年3月から1880年10月まで・1882年1月から同年3月まで行判中枢府事を、1880年10月から1881年7月まで・1881年11月から1882年1月ま

かった[349]。その後、韓啓源は、1879年3月姜浩とともに判中枢府事に復職し、同年5月からは王室行事や時原任大臣との召見に参加して、政治に参与した。1881年閏7月には内医院都提調に任命されたうえ[350]、同年8月には大院君勢力の安驥泳らの反逆事件に対する推鞫で、委官を担当するように命じられた[351]。

このように、大院君が、勢道政治期に弾圧を受けた金正喜系列の人物や、南人・北人を積極的に登用して議政にまで任命して、権力の中心に編入させたことは、確かに注目すべきところである[352]。大院君によって重用された彼らは大院君の政治基盤としての役割を充実に遂行していたが、高宗の統治権回復以後、高宗が大院君の基盤を縮小させる政策を推進したことによって、南人・北人勢力は再び弱体化されざるを得なくなった。

では、このように親大院君勢力として成長段階にあった金正喜系列や南人・北人の以外に、大院君政権期において持続的に権力基盤を提供していた勢力は誰がいたのだろうか。それは、宗親・璿派の全州李氏、金炳学・金炳国兄弟の安東金氏、外戚の神貞王后の豊壌趙氏と閔妃の驪興閔氏、の三つのグループであったと言える。

大院君政権期、政府要職に最も多く登用されていたのは宗親・璿派の全州李氏である。宗親・璿派は、勢道政権期に入って、その政治的地位・活動が衰退していたが、大院君の宗親・璿派強化政策の推進によって、勢力が急速に拡大されるようになった。当時、議政府堂上・六曹判書・漢城府判尹の正二品以上の官職に就いていた全州李氏は老論8名、少論8名、南人1名、北人1名で[353]、総人数147名のうち18名を占めて、安東金氏の16名を上回っている。また、哲宗末期の備辺司堂上に李寅皐(老論)と李敦栄(少論)の二人しか任命されていなかったことに比べて、1866年には李景夏・李圭徹・李周喆・李鳳周・李寅夔(老論)、李景純・李敦栄(少論)、李承輔(南人)、李最応・李載元(宗親)が選ばれていたことから、大院君政権期において全州李氏勢力の政治参与が大いに拡大したのは明らかである[354]。前述したとおり、李敦栄は大院君勢政権第一期に戸曹判書に就いて財政を担当しており、李景夏は持続的に各軍営の大将として活躍して大院君の軍事的な基盤の確保に、大院君の甥である李載元は

で・1882年3月から同年5月まで領中枢府事を、歴任していた

349)姜浩と韓啓源は、万東廟の祭祀手続・物品などに対して意見が求められた時にも、恐れて慎んで敢えて意見を申すことができないと述べて、政治問題にかかわろうとしなかった(『承政院日記』1874(高宗11) 9 17)

350)『承政院日記』1881(高宗18) 7 19

351)『承政院日記』1881(高宗18) 8 30

352)高宗即位前の勢道政権期はもちろん、高宗が統治権を回復した1873年11月からは、議政府大臣に南人・北人の登用がほとんどなかったことから、大院君政権の第三期に二人の南人・北人が同時に大臣として任命されたことは、大院君の南人・北人重用政策を明らかにしている。特に、高宗は南人・北人出身の大臣を一人も起用せず、大院君政権期に強化された南人・北人政策を無力化しようとした

353)老論は、李載鳳・李(道+木)重・李彙重・李寅皐・李圭徹・李景夏・李周喆・李世輔の8名であり、少論は、李敦栄・李是遠・李景純・李寅奭・李章濂・李健弼・李東鉉・李南軾の8名である、南人は李承補の1名、北人は李会淳の1名である　－　糟谷憲一「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』49-2、1990)、pp368-370

354)『備辺司謄録』哲宗14(1863)年12月付、高宗3(1866)年3月付。≪表22≫を参照

吏曹などの要職に就いて、大院君の統治政策の推進に寄与していた。このような宗親・璿派の全州李氏の勢力拡大は、高宗即位以前から、宗親の地位を高めて王室権力の基盤として造成しようとした大院君の計画と実行の結果であり、彼らは大院君政権全般にわたって重用されて、最大の政治集団を為していた。しかし、宗親・璿派の全州李氏勢力は、その地位の向上や影響力の拡大を図った主体が大院君であったがゆえ、高宗の親政以後、徐々に活動が制限・縮小されるようになった。実際、大院君の勢力基盤であると同時に高宗の基盤でもあった宗親・璿派は、高宗が権力を回復した後には君主の統治権安定のために努めていたが、高宗が親大院君勢力に対する弾圧を強化し、新たな宗親・璿派勢力の発掘や登用を控えたため、その勢力の減少が余儀なくされていった[355]。

大院君の勢力基盤、特に大院君政権第二期において最も重要な役割を果たしていたのは金炳学兄弟をはじめとする安東金氏一門であった。安東金氏勢力は、高宗即位初期、金左根が備辺司の解体作業によって辞任したため弱まるかのように見えたが、それは世代交替に過ぎず、金左根の次世代である金炳学・金炳国・金炳冀[356]・金炳沢などの活動は持続していた。大院君政権期において六曹・漢城府堂上以上を歴任した安東金氏は16名で宗親・璿派の全州李氏の18名と並ぶ最大の政治勢力であった[357]。これは、安東金氏の勢道が絶頂に達していた哲宗代の備辺司堂上の68名のうち、安東金氏が12名で全体の17.6%を占めていた[358]時期に比べて、147名のうち16名の10.9%の比重で6%近く減少しているが、依然として威勢を保っていたと見做すことができる[359]。

安東金氏勢力の中でも、特に注目される人物は金炳学兄弟と金炳沢である。金炳学は、哲宗妃の父の金汶根の実兄・金洙根の子であり、大院君と姻戚関係を結ぶと口約束をして高宗

---

355)高宗が実質的な親政を始めた1874年以後、宗親・璿派の活動は、大院君政権期に比べて減少傾向を帯びるようになった。これは、高宗の親政宣布のきっかけを提供した崔益鉉が、宗親勢力の政権参与を批判して、宗親・璿派の無理な後嗣設定作業を問題視したため、崔益鉉を庇護した高宗としては、大院君政権期のような宗親・璿派の強化政策を継続することができなかった。また、高宗が、大院君の勢力基盤を瓦解させるため、1874年12月に大院君と対立していた李最応を左議政に任命したうえ、1875年8月には大院君還宮上疏事件と関連していた李承輔を流配させたことも、宗親・璿派の活動や選択の幅を狭めていた。そのうえ、大院君政権期には10回も実施された璿派を対象とした特別任用試験が、1874年からは一回も行われておらず、高宗がそれ以上新たな宗親・璿派勢力の確保・起用に力を注がなくなったことも、大宗会・小宗会などの宗親・璿派の大々的な会合行事が再び中止されたことも、宗親・璿派勢力の紐帯関係や勢力を縮小させる大きな原因であった。しかし、その中でも、李最応・李載元・李載冕の宗室と李景夏・李鍾承らの武臣勢力は、依然として高宗の権力基盤として活発な活動を広げていた。詳細な内容は、第四章第二節の高宗の権力基盤を参照

356)金左根の息子。金左根の領議政辞退の直前の1864年3月に広州府留守に任命されたが、1865年1月に兵曹判書に任用され、中央政界に復帰した

357)当時漢城府堂上以上に登用された老論安東金氏は、金左根・金炳冀・金炳国・金炳学・金輔根・金大根・金炳喬・金炳雲・金炳徳・金炳沢・金応均・金漢淳・金世均・金炳地・金炳弼・金翊鎮の16名である － 糟谷憲一「大院君政権の権力構造」、pp368-370

358)安外順「大院君執政期人事政策と支配勢力の性格」、p144

359)純祖即位初期に勢道を行っていた貞純王后の慶州金氏一門として、哲宗代に高位官職に就いた者はただ一人で、大院君政権期には一人も就いていなかったことを勘案すると、大院君が安東金氏勢力を抑圧していたとは考えにくい

即位において大院君と提携したと言われる人物である。彼は結局国舅にはなれなかったが、1864年1月に吏曹判書に任用されたことをはじめ、礼曹判書・工曹判書・左賛成を経て1865年3月に左議政になったうえ、1867年5月から1872年9月までほぼ領議政を独占し、大院君政権の最高位で活動していた。金炳学は、景福宮工事における経費調達のため当百銭鋳造や攘夷政策の名分を提供、武臣待遇改善と三軍府強化政策を主導するなど、大院君政策を積極的に支援・協力したほか、高宗の聖学にも最大に関与した。金炳国は金炳学の弟で、1866年4月から1872年9月まで戸曹判書に任じて、大院君政権の財政基盤の形成・確保の役割をきわめて長く主管していた人物である。高宗の親政以後の第二次政界改編[360]で右議政に抜擢されて高宗政権においても大いに活躍していた。金炳冽は、1866年1月の刑曹判書への任命に引き続き判義禁府事を経て同年7月兵曹判書に任用された。特に、丙寅洋擾の時に兵曹判書の役割を担当していた彼は、大院君の門戸解放反対と戦争遂行に一役を買っていた。

このように、安東金氏勢力は、大院君政権期において持続的に活動しながら、大院君の統治権の確立と、政策の樹立と推進に多大に貢献していた。特に、大院君政権の第二期は安東金氏勢力との連立政権としても過言ではないほど、安東金氏は政府の要所で活躍しつつ大院君の統治権力と基盤安定、かつ政策遂行に積極的に協力した。しかし、1870年代以後、大院君が老論以外の南人・北人や武臣勢力の起用と優待政策を強化して、勢力基盤の拡大や権力独占を図るにつれ、安東金氏を中心とした老論勢力との間で不和が生じるようになった。また、大院君の書院政策の推進は、安東金氏をはじめ老論勢力との葛藤を深化させ、むしろ大院君の政治基盤を瓦解させる要因となっていた。

勢道政治期の外戚として大院君政権に入っても持続的に活動して政権の安定に寄与していた安東金氏のほか、大院君政権期には高宗の外戚である豊壌趙氏[361]と驪興閔氏勢力が大院君と高宗の権力基盤として登場した。豊壌趙氏は垂簾同聴政を行う神貞王后の家門であり、高宗即位以後に政界で活動した人物としては、趙亀夏・趙献永、および神貞王后の甥である豊壌趙氏の趙成夏(1845～1881)と趙寧夏(1845～1884)がいる。趙亀夏は、憲宗代に政界に進出したが要職には就かず哲宗代末まで吏曹参議などに就任していた[362]。彼は高宗が即位してから昇進を重ね、1864年の吏曹参判に引き続き1866年には刑曹判書・礼曹判書などを歴任した。1867年末から1870年まで黄海道観察使・江原監司として地方へ派遣されたが、1871年1月に漢城府判尹に任命されて中央に復帰した後、高宗が政権を回復した1874年に議政府右参賛・工曹判書に登用された。

同じく憲宗代から政界に登場した趙献永[363]は哲宗代には吏曹参判・忠清道観察使を歴任し

---

360)高宗親政以後の第二次政界改編は、1874年12月17日、領議政李裕元・右議政朴珪壽体制に引き続き、左議政李最応・右議政金炳国体制が出帆したことを意味する。第四章第二節の1-(1)の高宗の権力基盤を参照

361)高宗は神貞王后の夫である翼宗の養子として入籍されたため、神貞王后が高宗の母となり、豊壌趙氏は高宗の母系の親戚となった

362)趙亀夏は趙秉鉉の子で、趙秉鉉が1849年に安東金氏との争いに敗れて賜死された後、昇進が滞っていた

ていた。彼は、高宗が即位した1864年に刑曹判書・漢城府判尹・礼曹判書を、1865年に水原府留守を経て、1867年に吏曹判書、1868年に判義禁府事に就任した。1869年1月に老年を理由で政界から引退するまで豊壌趙氏の勢力の維持に寄与した人物である。その他、趙成夏と趙寧夏は高宗即位以後に登用されたが、まだ若かったため六曹判書にまではあがっていなかった。しかし、二人は承政院・奎章閣・弘文館の要職で高宗の側近として活動しつつ、彼の信任を獲得して着々と昇進を重ねて、高宗が政権を掌握してから権力の中心で活躍するようになった[364]。

豊壌趙氏勢力は、高宗即位によって外戚としての地位を取り戻すとともに、神貞王后が垂簾同聴政を行っていたため、その勢力を強めるようになった。大院君と結託して高宗を即位させた神貞王后が、高宗の即位以後、豊壌趙氏を政界に大いに登用して、自分の家門が繁盛することを期待していたことは予想に難くない。しかし、神貞王后の近親である趙万永・趙寅永などはすでに死んでおり、甥が年少であったうえ、大院君が外戚の成長と政権掌握を望んでいなかったため、豊壌趙氏は大院君の権力基盤として活動しながらもその勢力を更に拡大することができなかった。とはいえ、豊壌趙氏一門は、多様な家門と婚姻関係を結んで政界に進出して大院君に持続的な権力基盤を提供したうえ、高宗の親政以後には、趙成夏・趙寧夏・趙康夏・趙昌夏などが重用されて高宗の統治権の掌握に大いに協力することを以て、高宗の安定した権力基盤になっていた。

高宗の外戚として大院君政権の下で勢力を拡大していたもうひとつの集団は驪興閔氏である。驪興閔氏は朝鮮歴代において3名の王妃を輩出した名門家であるが、朝鮮後期に入ってその威勢は弱まっていた[365]。このような驪興閔氏は大院君の母と妻、かつ高宗の妃の家門で、高宗

---

363)(1782～1850)。豊壌趙氏。兄の趙万永の娘が翼宗の妃であり、高宗の即位を決定した神貞王后である。憲宗代に4回にわたって領議政を歴任した豊壌趙氏の勢道の中心人物である

364)一方、神貞王后の老論の豊壌趙氏とは、党派が違って血縁上にも遠く離れているため、豊壌趙氏の外戚の範囲から区別する必要があるが、少論の豊壌趙氏である趙秉昌を挙げざるを得ない。趙秉昌は、親大院君勢力の代表的な人物として大司憲・大司諫などを経て、1865年に工曹判書、1866年に議政府左参賛を歴任した。彼は、伴送使や嘉礼都監提調・上号都監の金宝篆文書写官・春官通攷の校正堂上などで活動して高宗即位以後の儀礼や行事に大いに関与したうえ、高宗の即位初期と親政宣布前後の講筵官として活動した。1867年から判義禁府事、および各府判書を経て、高宗が親政を宣布する時に刑曹判書に任命されたが、高宗の教旨に従わなかったため弾劾を受けて流配された。彼は、大院君政権期で重用された豊壌趙氏の中で最も大いに活動した親大院君的な人物で、高宗の親政以後に排斥されるようになった。趙秉昌が如何に親大院君勢力であったのかは、高宗が大院君勢力である趙秉昌を除去したという黄玹の記録から窺うことができる　－「雲邊人排斥。不逞之徒、於雲峴廃後、扇動流言、希復進用。上悪之、金世鎬・鄭顕徳・趙秉昌等、次第竄逐」、「雲邊人八名賜死。四月、壬午(高宗十九年)夏、雲峴旬月当路、会正以礼官撰定国恤儀節、応準以文任撰奏清国文、秉昌復入幕、囁嚅密議、顕徳·載晩等又世所称雲峴爪牙、両殿積怒、議誅之、而閔台鎬奉行于下、規畫已定、台鎬以松留辞朝出城、明日事発、卿宰八人、駢首就戮、百年来始有之惨、而秉昌父子并命、人尤悲之、是日命下、都下震悚、南村紳士為之重足喪気、時雲峴未還、京郷無頼子、潜往闖謁、浮言交煽、上恐秉昌諸人有交通之謀故、先除之」『梅泉野録』p21、pp70-71

365)驪興閔氏については、糟谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」(『朝鮮史研究会文集』27、1990)、「閔氏政権の権力構造とその開化政策·外交政策」(『日韓歴史共同研究プロジェクト』第6回シンポジウム報告書、2004)、李培鎔「開化期明成皇后閔妃の政治的役割」(『国史館論叢』66、1995)、韓哲昊

即位以後に再びその地位が向上するようになった。これは、驪興閔氏が哲宗代には備辺司堂上に一人も任用されていなかったのに反し[366]、大院君政権に入って六曹・漢城府堂上以上の官職に4人も登用されて[367]、議政府堂上を兼任していたことからも窺うことができる。

大院君政権で高官として活動していた驪興閔氏には閔致久(1795～1874)がいる。彼は、大院君の妻の父であり、1864年12月に特旨で工曹判書に抜擢された後、1865年1月の広州府留守を経て、1868年に判義禁府事、1869年に再び工曹判書に任命された。1866年には嘉礼副使として高宗の婚姻を管掌した閔致久は大院君・高宗との関係によって優遇されていたが、高宗の即位の時にすでに70歳近くなっていたため、政治の一線で大いに活動することはなかった。高宗の即位当時に都承旨として神貞王后の教旨を承って高宗の即位手続に関与していた閔致庠(1825～1888)は、その後、吏曹参判・兵曹参判・都承旨など、大院君政権第一期に行政実務者として活動した。彼は、1867年から1870年まで公忠道観察使に任命されて地方に派遣され、在職時に起きたオッペルトの南延君墓盗掘事件に適切に対処しており、1871年には冬至正使としての任務を忠実に遂行した。1872年に高宗によって兵曹判書・講官に登用されて高宗の側近で活動するようになった。閔升鎬(1830～1874)は閔妃の兄であり、1864年に科挙に合格した後、弘文館官員・吏曹参議・戸曹参判を経て、1867年に都承旨に任命された。その後、各曹参判や承旨、直提学・刑曹判書を歴任して、1873年9月、水原留守在職時に、高宗の教旨によって兵曹判書閔致庠と互いに交替して兵曹判書となった。彼は、大院君によって拒否された崔益鉉上疏の受理を許容して、高宗の親政宣布に多大に貢献した。大院君政権に入って要職に登用されて勢力を拡大していた驪興閔氏は、高宗の親政宣布の時には、反大院君勢力の糾合と反対世論の形成に努め、高宗の統治権確立や政策の遂行に協力していった[368]。

このように、豊壌趙氏と驪興閔氏は大院君と高宗の外戚として政界に進出して大院君政権の勢力基盤になっていた。彼らは、王室の姻戚となって君主の最側近に成長して、大院君のみならず、親政以後の高宗の権力基盤としても多大な役割を果たしていた[369]。大院君政権期において豊壌趙氏と驪興閔氏として六曹と漢城府堂上級以上に就いた官職者は、合わせて7名で全体の5%の比率に過ぎないが、彼ら外戚勢力は中央と地方の要職で活動して、大院君の権力強化と政策推進の基盤となっていたと言える。

大院君の主な政治基盤であった宗親・瑞派、安東金氏、かつ豊壌趙氏・驪興閔氏の外

「閔氏戚族政権期(1885～1894)における内務府の組織と機能」(『韓国史研究』90、1995)を参照

366)安外順「大院君執政期人事政策と支配勢力の性格、p144

367)その4人は、閔致久・閔致庠・閔升鎬・閔泳緯である － 糟谷憲一「大院君政権の権力構造」、pp145

368)驪興閔氏勢力の成長は、高宗親政宣布以後に急激に拡大していたのではなく、すでに大院権政権期から影響力の増大が可能な基盤が造成されていた。言い換えると、高宗政権期における驪興閔氏勢力の権力掌握は、彼らを自分の権力基盤として確保するための大院君による登用が基盤になっていたという － 糟谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」(『朝鮮史研究会文集』27、1990)、李培鎔「開化期明成皇后閔妃の政治的役割」(『国史館論叢』66、1995)

369)彼らの昇進と活動については第四章第二節を参照。

戚の三つの勢力は、六曹以上の主要官職の30%近くを占めながら、大院君政権の安定に寄与していた。彼らは、書院撤廃、景福宮重建、攘夷政策、軍備拡充などに必要な名分提供と資金調達に励むなど、大院君政策の円満な遂行に積極的に関与した。

ところで、こうした状況は、1870年を前後として変じるようになった。大院君が更なる基盤の強化を図り、南人・北人・武将勢力の政界進出を拡大すると、宗親・璿派、安東金氏中心の老論、豊壌趙氏・驪興閔氏の外戚勢力は、彼らの既得権を維持するため、南人・北人・武将勢力とも競争しなければならなかったのである。このように、権力を掌握するための政争が深化するなかで、元々君主の臣下として高宗とも紐帯的な関係を持っており、君主の権威に基づいていたからこそ更なる威勢の拡大が可能であった安東金氏中心の老論は、高宗の統治権の回復と強化を支持して、権力を維持しようとした。また、高宗と大院君の同一の親戚・姻戚関係にあった宗親・璿派、豊壌趙氏、驪興閔氏は、高宗に協力することを以て、権力の更なる拡大を試みた。大院君政権に積極的に参与しながら大院君の統治に安定的な基盤を提供していた彼ら三つの勢力が、高宗の親政宣布以後に依然として強力な勢力を保つことができた理由は、最初から同じ勢力を権力基盤として持たざるを得なかった大院君と高宗の関係のうえで、世代交代が起きて、新たな人物が高宗の信任を獲得して側近として成長したためであった。結局、持続的に権力を強化・維持しようとする各勢力の熾烈な競争と努力が、統治権を回復しようとした高宗の利害と一致した結果、大院君政権期の権力基盤は、高宗の基盤として再編成されるようになったと言える。

最後に、備辺司堂上・議政府堂上の構成上における変化を≪表22≫にまとめて提示することで、大院君政権期の主な政治集団の推移を明らかにしたい。ここでは、高宗即位直前の1863年12月1日付の備辺司堂上と、神貞王后が垂簾同聴政を終了して高宗の公式的な親政が始まった大院君政権第二期の初めである1866年3月の議政府堂上[370]、そして、大院君が議政府大臣をすべて親大院君勢力として配置した大院君政権第三期の初めである1872年11月の議政府堂上名簿を比べて、哲宗代から大院君政権後半にかけて、政府高位層で起きた変化の推移を検討することとする。

大院君は、安東金氏が数多く配置されていた備辺司の弱体化と議政府との統合を図ったが、こうした過程で、次対に参加して議政府の実務を担当する議政府堂上に大院君勢力を配置・交替していった。したがって、大院君の国政運営以後の議政府堂上の構成からは、大院君の権力基盤がどのように変化していったのかを窺うことができる。

≪表22≫の1863年12月付の備辺司堂上の構成を見ると、総人数は50名であり、老論が35名で70%、少論が12名で24%、南人が1名で2%、北人が2名で4%を占めている。四人の時原任大臣で、少論は鄭元容一人で、金興根・金左根・趙斗淳は老論である。その中の二人

370)議政府堂上については、第四章の第二節の高宗の権力基盤を参照

≪表22≫　哲宗末期と大院君政権二期・三期初めにおける備邊司・議政府堂上の構成

[凡例] * 下線をひいた者は武臣である。

* 姓氏の横の数字は姓氏からの参加総人数である。

日付	老論	少論	南人	宗室
1863年12月付 備辺司堂上 総人数50	**合計35名(70%)** (安東金氏12) 金炳冀・金炳國・金炳學 金炳雲・金炳德・金炳地 金翊鎭・金應均・金炳湜 金炳喬・金大根・金輔根 (南陽洪氏3) 洪在喆・洪鍾序・洪鍾應 (宜寧南氏2) 南秉吉・南獻敎 (平山申氏2) 申錫愚・申錫禧 (海平尹氏2) 尹致定・尹致秀 (豐山洪氏2) 洪祐吉・洪說謨 (光州金氏1) 金箕晩 (淸風金氏1) 金學性 (光山金氏1) 金輔鉉 (大丘徐氏1) 徐載淳 (恩津宋氏1) 宋近洙 (靑松沈氏1) 沈宜冕 (杞溪兪氏1) 兪章煥 (牛峰李氏1) 李垈 (全義李氏1) 李根友 (韓山李氏1) 李景在 (全州李氏1) 李寅皐 (豐川任氏1) 任泰瑛	**合計12名(24%)** (龍仁李氏2) 李源命・李參鉉 (東萊鄭氏2) 鄭憲容・鄭基世 (楊州趙氏2) 趙得林・趙徽林 (慶州金氏1) 金永爵 (慶州李氏1) 李裕膺 (全州李氏1) 李敦榮 (昌寧曺氏1) 曺錫雨 (豐壤趙氏1) 趙然昌 (陽川許氏1) 許棨	**合計1名(2%)** (廣州李氏1) 李宜翼 北人 **合計2名(4%)** (豐川任氏2) 任百經 任百秀	時原任大臣 領中樞府事 鄭元容 (少論/東萊鄭氏) 行判中樞府事 金興根 (老論/安東金氏) 領議政金左根 (老論/安東金氏) 左議政趙斗淳 (老論/楊州趙氏)
	合計37名(58%) (安東金氏9) 金炳冀・金炳國・金世均 金炳雲・金炳德・金炳地 金炳湜・金炳喬・金大根 (全州李氏5) 李寅夔・李圭徽・李景夏 李周喆・李鳳周	**合計18名(28%)** (全州李氏2) 李敦榮・李景純 (楊州趙氏2) 趙得林・趙徽林 (東萊鄭氏2) 鄭基世・鄭健朝	南人 **合計5名(8%)** (晉州姜氏1) 姜時永 (全州李氏1) 李承輔	宗室 **合計2名(3%)** 李載元 李最應 時原任大臣 領中樞府事 鄭元容 (少論/東萊鄭氏)

1866年3月付 議政府堂上 総人数64	(南陽洪氏3) 洪在喆・洪鍾序・洪鍾應 (大丘徐氏2) 徐載淳・徐衡淳 (平山申氏2) 申錫禧・申櫶 (海平尹氏2) 尹正求・尹致秀 (全義李氏2) 李根友・李興敏 (光山金氏1) 金輔鉉 (清風金氏1) 金學性 (宜寧南氏1) 南秉吉 (驪興閔氏1) 閔致久 (靑松沈氏1) 沈敬澤 (坡平尹氏1) 尹敎成 (杞溪兪氏1) 兪章煥 (牛峰李氏1) 李垿 (豐川任氏1) 任泰瑛 (豊壤趙氏1) 趙獻永 (淸州韓氏1) 韓正敎 (豐山洪氏1) 洪祐吉	(慶州金氏1) 金永爵 (羅州林氏1) 林肯洙 (高靈朴氏1) 朴永輔 (潘南朴氏1) 朴齊紹 (大丘徐氏1) 徐憲淳 (平山申氏1) 申命淳 (全義李氏1) 李熙絅 (慶州李氏1) 李裕膺 (龍仁李氏1) 李源命 (昌寧曺氏1) 曺錫雨 (豊壤趙氏1) 趙然昌 (陽川許氏1) 許棨	(慶州李氏1) 李顯稷 (廣州李氏1) 李宜翼 (淸州韓氏1) 韓啓源 北人 **合計2名(3%)** (豐川任氏1) 任百秀 (宜寧南氏1) 南性敎	領敦寧府事 金左根 (老論/安東金氏) 領議政趙斗淳 (老論/楊州趙氏) 行判敦寧府事 李景在 (老論/韓山李氏) 左議政金炳學 (老論/安東金氏) 右議政柳厚祚 (南人/豐山柳氏)
1872年11月付 議政府堂上 総人数60	**合計33名(55%)** (安東金氏7) 金炳冀・金大根・金炳喬 金炳冣・金世均・金炳雲 金炳地 (全州李氏4) 李景夏・李周喆・李載鳳 李寅應 (杞溪兪氏3) 兪章煥・兪鎭五・兪致善 (豊壤趙氏3) 趙龜夏・趙寧夏・趙成夏 (淸風金氏2) 金益文・金元植 (驪興閔氏2) 閔致庠・閔升鎬 (平山申氏2) 申櫶・申錫禧 (延安金氏1) 金有淵 (光山金氏1) 金壽鉉 (潘南朴氏1) 朴珪壽 (大丘徐氏1) 徐衡淳	**合計15名(25%)** (全州李氏3) 李景宇・李章漣 李健弼 (東萊鄭氏2) 鄭基世・鄭健朝 (豊壤趙氏2) 趙秉昌・趙義復 (潘南朴氏1) 朴齊紹 (延安李氏1) 李豐翼 (慶州李氏1) 李裕膺 (龍仁李氏1) 李源命 (羅州林氏1) 林肯洙 (延日鄭氏1) 鄭岐源	南人 **合計6名(10%)** (慶州李氏2) 李顯稷・李鶴榮 (全州李氏1) 李承輔 (杞溪兪氏1) 兪致崇 (漢陽趙氏1) 趙性敎 (朔寧崔氏1) 崔遇亨 北人 **合計5名(8.3%)** (豐川任氏2) 任百秀・任商準	宗室 **合計1名(1.7%)** 李載冕 時原任大臣 領中樞府事 鄭元容 (少論/東萊鄭氏) 行判中樞府事 李裕元 (少論/慶州李氏) 領議政洪淳穆 (老論/南陽洪氏)

	(靑松沈氏1) 沈承澤 (牛峰李氏1) 李垿 (德水李氏1) 李容熙 (全義李氏1) 李興敏 (林川趙氏1) 趙基應 (南陽洪氏1) 洪鍾雲	(楊州趙氏1) 趙秉徽 (昌寧曺氏1) 曺錫雨	(宜寧南氏1) 南性元 (全州李氏1) 李會淳 (寧越嚴氏1) 嚴錫鼎	左議政姜浩 (北人/晉州姜氏) 右議政韓啓源 (南人/淸州韓氏)

が安東金氏であり、原任大臣は二人とも老論である。備辺司堂上の構成は、老論が70%を占めており、その中でも領議政金左根が安東金氏であり、安東金氏出身の堂上が12名で24%を占め、安東金氏中心の老論が政権を統括していた。この時、宗室は一人もおらず、璿派にしても老論の李寅皐と少論の李敦栄が含まれていただけで、宗親・璿派の活動は多くなかった。特に、備辺司堂上に驪興閔氏と豊壌趙氏出身は一人も任命されておらず、哲宗が純祖の養子に入籍されて即位して以来、豊壌趙氏勢力の衰退が進んでいたことが分かる。また、備辺司堂上50名の中で武臣堂上がただ2名であり、備辺司内における武臣勢力の活動が低調であった。要するに、高宗の即位直前の政界は、安東金氏をはじめとする老論勢力が備辺司を掌握したなかで、領議政金左根を中心とした安東金氏による勢道政治が行われていたと判断することができる。

ところが、このような状況は、高宗の即位後、政治勢力の再編成と新たな登用をつうじて、権力基盤を強化・安定しようとした大院君の政策によって、変化するようになった。高宗が親政権を獲得して大院君に権力を委任すると、大院君の統治権の行使が本格化したが、それが大院君政権の第二期である。大院君政権の第二期が始まった1866年3月付の議政府堂上の構成を見ると、総人数64名で、1863年12月の備辺司堂上に比べて大幅増えていた。その比重は、老論が37名で58%、少論が18名で28%、南人が5名で8%、北人が2名で3%、宗室が2名で3%である。高宗が即位する前より、老論が10%以上も減っており、少論はすこし増加、南人は4人も増えて、その躍進ぶりが見て取れる。このように、1866年の議政府堂上で老論の占める比重が60%を下回ったのは、老論の主導の政局に変化が生じたことを意味している。

原任大臣は、少論の鄭元容と、老論の金左根・李景在であり、時任大臣は老論の領議政趙斗淳、老論の左議政金炳学、南人の右議政柳厚祚によって構成され、南人大臣が再び登場した。老論の安東金氏は依然として9名も堂上官を出していたが、1863年12月の24%の比重に比べると、14%を占めて10%もが減少していた。宗室からは李最応・李載元の二人が議政府堂上として登場したが、勢道政治期の備辺司堂上、あるいは高位官職に宗親が任命されなかったことを勘案すれば、宗室の政治的な参与と活動が公式に認められるようになったと見做すことが

できる。二人の宗室の任命とともに、宗親・璿派の堂上歴任者はかなり増加し、老論が李寅夔・李圭徹・李景夏・李周喆・李鳳周の5名、少論が李敦栄・李景純の2名、南人が李承輔の1名で、8名も堂上に選ばれていた。特に、その中の5名が武臣であったことは、宗親・璿派から多数の武臣を登用して、軍事的な基盤を確保しようとする大院君の意図の反映であったと言える。また、1863年の備辺司堂上に一人もいなかった驪興閔氏と豊壌趙氏からは、閔致久と趙献永が任命されており、二人に過ぎなかった武臣出身堂上が11名で全体の17%を占め、武臣の地位向上と役割の拡大が進んでいたことを示している。

1863年12月の備辺司堂上歴任者と1866年の議政府堂上の構成員の変化を詳細に提示すると、金炳学(左議政に就任)・金輔根・金翊鎮・金応均(安東金氏4)、金箕晩(光州金氏1)、南献教(宜寧南氏1)、宋近洙(恩津宋氏1)、申錫愚(平山申氏1)、沈宜冕(青松沈氏1)、李景在(韓山李氏/行判敦寧府事に就任1)、李寅皐(全州李氏1)、尹致定(海平尹氏1)、洪説謨(豊山洪氏1)［以上老論］、李参鉉(龍仁李氏1)、鄭憲容(東萊鄭氏1)［以上少論］、任百経(豊川任氏/死亡1)［南人］の16名がぬけて、金世均(安東金氏1)、閔致久(驪興閔氏1)、徐衡淳(大丘徐氏1)、申櫶(平山申氏1)、沈敬沢(青松沈氏1)、尹教成(坡平尹氏1)、尹正求(海平尹氏1)、李興敏(全義李氏1)、李寅夔・李圭徹・李景夏・李周喆・李鳳周(全州李氏5)、趙献永(豊壌趙氏1)、韓正教(清州韓氏1)の15名［以上老論］、林肯洙(羅州林氏1)、朴斉韶(潘南朴氏1)、朴永輔(高霊朴氏1)、徐憲淳(大丘徐氏1)、申命淳(平山申氏1)、李熙絅(全義李氏1)、李景純(全州李氏1)、鄭健朝(東萊鄭氏1)の8名［以上少論］、韓啓源(清州韓氏1)、姜時永(晉州姜氏1)、李承輔(全州李氏1)、李顕稷(慶州李氏1)の4名［以上南人］、南性教(宜寧南氏)の1名［以上北人］、李載元・李最応の2名［以上宗室］の30名が新たに登場した。このように、3年にも満たないうちに、過半の議政府堂上が交替したことは、大院君が政権を取ってから大々的な政界改編を行った証拠であろう。また、宗親・璿派勢力が多数登用されたことは、政権初期にあたって、大院君が安定した基盤を確保しようとしたためであったと判断される。

このような大院君の権力基盤は、安東金氏兄弟が母親の喪で政界を離れた1872年後半に至っては、議政府大臣がすべて親大院君勢力に任命されるなど、さらに強化された。大院君政権第三期の初めである1872年11月付の議政府堂上の構成は、総人数60名で、老論が33名で55%、少論が15名で25%、南人が6名で10%、北人が5名で8%、宗室が1名で約2%を示している。老論は1866年より減ってはいるが、依然として半数を越えて最大党派としての地位と面目を維持していた。少論は多少減少、南人は多少増加、北人は5名で8%まで増えていた。宗室では李載元のみが活動していたが、それは同年10月まで行判敦寧府事として堂上を歴任していた李最応がすべての官職の辞職を請うたことを、高宗が受け入れたためであった[371]。

371)興寅君李最応は、1864年1月12日に永禧殿提調に任命された後、同月15日には司導寺提調、2月26日には宗

原任大臣は、少論の鄭元容・李裕元であり、時任大臣は新たに任命された老論の領議政洪淳穆、北人の左議政姜浩、南人の右議政韓啓源によって構成されていた。現職大臣のなかで南人と北人出身が二人も就いたことは、大院君の南人・北人の地位・役割の拡大政策の反映であろう。安東金氏は金炳学兄弟の退陣によってすこし減少したが、依然として多数の堂上を出していた。宗親・璿派出身の議政府堂上は老論が李景夏・李周喆・李載鳳・李寅応の4名、少論が李景宇・李章濂・李健弼の3名、南人が李承輔の1名、北人が李会淳の1名の9名で、1866年よりも一名増えたうえ、老論のみならず各党派から登用され、彼らが大院君の安定した政治基盤の供給源として定着していたことが分かる。また、その中の5名が武臣であったことは、大院君が軍政を信頼できる宗親・璿派に担当させようとしたこと、あるいは軍政を担当させるほど、大院君が宗親・璿派を信頼したことを意味している。外戚としては、豊壌趙氏の趙亀夏・趙寧夏・趙成夏の3名と、驪興閔氏の閔致庠・閔升鎬の2人が堂上に任命されて、その比重が増えていた。特に、趙寧夏・趙成夏と、閔致庠・閔升鎬は、1873年11月における高宗の実質的な親政宣布とその後の統治権確立に大いに寄与した人物で、この時から議政府で活動していたことが注目される。武臣出身堂上は11名で全体の18%を占めて、武臣が持続的に高位官職を勤めながら政治に関与していたことが窺える。

このように、大院君の政治基盤は、高宗が即位する前に比べて大きく変っていった。大院君は、備辺司を廃して議政府の権限を回復させながらも、安東金氏の金炳学を議政府に重用することを以て、安東金氏勢力との摩擦を減らすとともに、彼らを自らの勢力基盤に編入して統治権を安定させていた。また、宗親・璿派の権限の伸長を通じて王室権力を強化し、様々な政治勢力を登用して国政運営を担当させて、政権掌握を試みていった。言い換えると、大院君は、既存の安東金氏を中心とした老論勢力を権力基盤に再編して、宗親・璿派勢力と驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚の政界進出の機会を拡大したうえで、南人・北人・武臣などの多様な勢力を登用して、特定集団の権力集中を阻止し、中央政府の統治権を強化していたのである。このように、大院君は、自分との緊密な紐帯関係と持って政治的提携を組んだ勢力を大いに政権に参与させる政策を推進しており、こうした大院君の権力基盤の形成が可能であった背景には、初期には神貞王后の、神貞王后の垂簾同聴政終了以降には高宗の積極的な支援が存在していた。特に、高宗が大院君を絶対的に支持・信頼して、彼に君主の人事権をはじめとする統治権を委任したため、大院君は政界を親大院君勢力として編成して、国政を主導・統括すること

願署提調、4月22日には内医院提調に任命された。1865年9月19日に扈衛大将に就いた後、1866年4月19日に判義禁府事に遷ばれ、1869年2月10日には判敦寧府事になった。他にも掌薬院・景慕宮・社稷署などの提調を担当した。しかし、彼は、1872年10月30日、宗親府・敦寧府・扈衛庁でのすべての官職からの辞退することを請う上疏を出し、高宗が判敦寧府事を除いた宗親府有司と扈衛大将の辞職を受理して、しばらく政治に関与しなくなった。とはいえ、彼は1872年12月に起きた高宗尊号追上問題を積極的に主導し、王室関連問題には参与していた。その後、1874年12月、高宗の命令によって、左議政に就任したうえで、領議政にまで昇進し、宗室として高宗親政初期の政権安定に寄与した -『承政院日記』1872(高宗9) 10 30

ができたと言えよう。

「第三章第一節のまとめ」

以上、大院君の政治権力基盤について考察してみた。高宗の即位において、大院君・神貞王后・安東金氏勢力は、各々の意図で高宗の即位を主導、あるいは協力し、以後の政局主導権を獲得しようとしていたが、実質的に政権を掌握したのは大院君であった。ここには、大院君が高宗の生父である事実とともに、彼の持つ卓越した政治的能力が作用していた。当時、王室や宗親勢力以外に大院君の政治参与を望む勢力はいなかった。このような状況の中で、大院君が神貞王后と高宗の統治権を利用して、王室行事に関与し、徐々に国政懸案に携わるようになったのは、大院君個人の政治的力量があったからこそ可能であったと言わざるを得ない。

大院君は高宗が即位すると、金炳学兄弟と提携して既存の安東金氏勢力を権力基盤として再編するとともに、宗親・璿派と豊壌趙氏・驪興閔氏を政界に進出させて、政治的影響力の拡大を試みていった。彼は、高宗の即位初期においては、神貞王后からの統治権委任と勢道政治期の政治勢力との協力をつうじて政界に進出できる名分と基盤を確保したうえで、宗親・璿派を大いに起用し、議政府・六曹中心の行政体制を復して、君主中心の統治構造を確立しようとした。そして、神貞王后の垂簾同聴政の終了以後には、高宗の人事権を利用して既存政治勢力の改編と強化作業を繰り替えしつつ、新たな人材、すなわち南人・北人・武将勢力の登用をも広げていった。このように、大院君は自分の統治権が安定していくにつれ、安東金氏を中心とした老論、宗親・璿派や豊壌趙氏・驪興閔氏の親戚・姻戚を基盤にして、多様な政治集団を親大院君勢力に作り替えていたが、こうした大院君政権期の政治勢力の政界進出と権力掌握の動向は、大院君の統治権確立の過程と密接な関連を持っており、大院君の意図によって大きく左右されていた。

一方、大院君の権力は、君主である高宗の統治権から派生したものであった。大院君は如何なる公式的な官職にも就いておらず、政治に関与できる制度上の根拠を持っていなかった。彼の政権参与への唯一の名分は大院君への権限委任を指示する高宗の教旨であった。そして、高宗の指示した大院君への権力委任が効果を発揮できた理由は、制度上の規程より君主の命令が優先される朝鮮の特有の政治的状況のためであった。王の生父である大院君の存在は、制度の想定しないことであり、法典に定められていなかった。それは、君主の命令によって、大院君が広汎な権限を行使することを可能にした。前述したとおり(37項)、金左根は大院君の政治関与を防ごうとしたが、彼も大院君を政界から排除できる正当な名分を提示することができなかった。このような状況の中で、神貞王后と高宗が大院君に権力を委任して公式的な政治参与を認めたのは、大院君が10年間にわたって権力を掌握できる最高の根拠であった。

しかし、大院君の権力は君主のように死去するまで持続されるものではなかった。大院君の権

力行使が高宗の支持によって保たれていたというのは、高宗の意思によってそれが変化、あるいは制限される可能性があったことを意味しており、大院君も自分の地位と役割の限界を承知していた372)。また、大院君は勢道政治期のような特定家門と党派による権力独占を阻止しようとしたが、このような大院君の政治基盤の形成は、彼が最初から君主である高宗の輔導の役割を自任しており、彼の政権掌握の目的が中央集権化と国家再建にあったことを勘案すれば、権力を委譲した後、高宗をして統治権を掌握させるための配慮であった可能性もある。そして、大院君が高宗に権力を返す意を表すために雲峴宮に隠遁し、大院君と高宗が同一の基盤を持って、大院君勢力が直接に高宗のそれに転じられる状況で、高宗の親政体制は大院君政権期の政治勢力をほぼ維持・受け継いだまま、始まった373)。

372)≪註265≫を参照

373)大院君が最初から君主の統治権を上回るほどの権力の行使を試みていたのか、あるいは高宗即位以後、統治権を拡大していく過程で、最初に意図していた君主への権力集中ではなく、自分自身への権力集中を図るようになったのかを、判断するのは非常に難しいことである。今までの二人の関係に関する研究は、高宗の実質的な親政が高宗の意志によって行われており、また大院君が何度も政界に復帰して高宗の君権に脅威を与えたという事実に照らして、大院君の統治権強化政策が君権そのもののためではなかったと見ている。しかし、高宗即位初期において大院君は君主を中心とした一元的な行政体制の構築を目指しており、大院君が君主にはなれない、またいずれは君主に権力を返還せざるを得ない位置に立っていたことを勘案すれば、大院君は自分の権力行使と政策が君主の輔導のためのものであると信じていただろうと判断される。したがって、大院君による王室・中央権力の集中・強化政策は、結局君主である高宗の統治権確立・安定政策であり、彼が少なくとも最初から君主を上回る統治権の所有・行使を計画していたのではなかったと思う

第二節　大院君の統治政策374)

大院君は、年少な高宗を輔導するという名分で約10年間、国政を統括していた。その間、彼は勢道政治期において疲弊、あるいは紊乱していた朝鮮を総体的に改善するため様々な政策を推進した。彼は、国家紀綱を正して困窮した民生の問題を解決するためには、国家権力の中心である王室が堅固でなければならないと考えて375)、君主と王室、かつ宗親・璿派の権威の回復を、遂行すべき最大の目標として掲げていた376)。

大院君政権における政策の目標や評価については議論の余地があるが、ここでは大院君の王室と中央権力の確立と、地方勢力の統制政策について検討し、彼の10年間にわたる統治政策が中央政府の統治権の強化を通じた国家再建作業であったことを明らかにしたい。それは、第一、景福宮重建工事が王室権威の伸長と国家結集力の強化に如何なる影響を与えていたのか、第二、書院撤廃に表れた大院君の在地両班勢力の弱体化と世論統制の方針が何であったのか、第三、地方武断土豪の抑制政策が地方勢力の統制と中央権力の安定的遂行にどう関連していたのか、第四、大院君の推進していた軍事政策が彼の権力の集中と安定化にどう作用していたのか、の四つに分けて考察する。そして、大院君の究極的な目標である王室と中央権力基盤の確保と拡大のため実施した、このような政策が、実際に彼の意図にどれほど符合・寄与していたのかを分析する。また、大院君政権の政策が高宗の親政宣布と親政以後の政策推進に与えた影響、およびこの時期の高宗は大院君の統治政策をどう理解して関与していたのかを把握することとする。

---

374)大院君の統治政策については次の研究を参考した。- 延甲洙「興宣大院君の富国強兵政策研究」(ソウル大学出版部、2001)、金炳佑「大院君の統治政策」(혜안、2006)、李瑄根「韓国史最近世篇」(1967)、菊池謙讓「近代朝鮮史」上(鶏鳴社、1937)、田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上下(朝鮮総督府中枢院編、朝鮮総督府、1940)、James Palais B, *Political Leadership in the Yi Dynasty*, University of Washington Press, Seattle and London. 1976、成大慶「大院君政権性格研究」(成均館大学博士論文、1984)、安外順「大院君執政期における権力構造に関する研究」(梨花女子大学博士論文、1996)、安外順「大院君の保守主義政治」(「行政史研究」3、1996)、柳国鉉「大院君の改革政策に関する研究」(「韓国行政史学誌」3、1994)、李玟洙「興宣大院君の改革政治とその限界性」(「東学研究」11、2002)、李玟洙「興宣大院君の内治の再照明」(「社会文化研究」2、大邱大学校　社会科学研究、1983)、송이랑・김경호「朝鮮後期の社会構造的変化と大院君政策」(「東亜論叢-東亜大学校」37、2000)、徐種泰「興宣大院君と南人」(「韓国近現代史研究」16、2001春)、鄭玉子「興宣大院君の王室教育強化」(「韓国史研究」99・100、1997)、김윤곤「興宣大院君の行政思想研究」(檀国大学博士論文、1999)、石坡学術研究院編「興宣大院君史料彙編」1-4(玄音社、2005)

375)王室権威の伸長が国家・民生安定に寄与するという認識は、宗親府と景福宮再建事業に関する「承政院日記」1865(高宗2)年2月20日と4月2日の記録を参照

376)大院君の政策、特に王室・君主・宗親の権威向上に関して、一概に論ずるのは容易ではない。なぜならば、大院君の王室と宗親の権威強化政策が直接に君主である高宗の権威と権力の伸長につながるものであるかどうかは、簡単に答えられる問題ではないためである。しかし、大院君の王室強化と中央集権化政策は、統治権の集中に多大に貢献しており、高宗が親政を宣布する際、大院君に集中されていた権力を受け継ぐことができたという側面から、君権強化につながるものであったと判断したほうがよいと思う

1　王宮再建、および政府機関の増築による中央権力の拡大・安定化政策

大院君政権期の10年間は絶え間なく様々な建築工事が行われた時期であった。大院君は、景福宮をはじめとする各種の宮殿と政府官舎を再建・増築していたが、これは、王室と政府の権威を高めようとする作業の一環であった377)。そして、彼は、自らが計画して神貞王后が発議した景福宮工事によって、国政問題に公式的に参加できる機会を得て、国家を再建しようとする計画を実行していった。

高宗の即位以前から、宗親の地位伸長や王室の権威回復に力を注いでいた大院君は、高宗が即位すると、宗親府と議政府の機能の復旧や拡大に着手し始めた。前述したように、彼は宗親府と議政府の役割を拡大して官員を増やすなど、実質的な地位と権限の強化を推進していたが、ここに止まらず、政府官舎を再建・拡張して外的に表出される展示効果をつうじて、中央権力の変化様相、すなわち、強力な中央権力が回復されたことを示そうとした。このように、中央集権化政策が進んでいるなか、彼は大々的な景福宮再建の事業を推進して、王室と国家権威の更なる確立を図るとともに、三軍府をも復活させて王朝初期の姿を再現させようとした378)。

1865(高宗2)年4月2日、すでに建物の新築を行っていた議政府と宗親府官舎に引き続き、神貞王后は景福宮の再建事業に対する教旨を下した379)。ここで、彼女は、景福宮が王朝統治の始原であり、その再建は、国家中興の大業であると述べて、朝鮮において景福宮の持つ歴史的な象徴性を強調した。また、神貞王后は、夫である翼宗と息子である憲宗が景福宮の再建を試みており、今は高宗が祖宗を継承しようとする意で景福宮重建への決断を下したと語り、景福宮建設が正祖 → 純祖 → 翼宗 → 高宗とつながる大統の正統性とも関連していることを表明した。

神貞王后の教旨が伝えられた翌日、景福宮再建に対する二品以上の官僚の意見が収議されたうえで、景福宮工事を担当する営建都監の都提調に、領議政趙斗淳・左議政金炳学、提調に興寅君李最応・左賛成金炳冀・判中枢府事金炳国・兼戸曹判書李敦栄・大護軍朴珪壽・宗政卿李載元、副提調に大司成李載冕・副護軍趙寧夏・副護軍趙成夏が任命さ

---

377)최종덕「景福宮復元の意味」(『建築歴史研究』35、2003)、李康根「景福宮重建」(『建築』35-2、1991)、조재모・전봉희「高宗朝景福宮重建に関する研究」(『大韓建築学会論文集』計劃系16-4、2000)

378)『日省録』1865(高宗2) 5 26 - このような景福宮前への議政府・三軍府の配置、および六曹や各軍営の移動・再配置については、崔炳鈺『開化期の軍事政策研究』(景仁文化社、2000)、pp28～31参照

379)「大王大妃教曰、『景福宮、卽我朝定鼎初首建之正衙也。規模之正大、位置之整肅、仰見聖人心法、而政令施爲、無一不出於正、八域蒼生、咸蒙福佑、自此宮始焉。不幸兵燹之後、迄未重建、久爲志士之嗟歎。今因政府之重修、每憶國朝盛時、民物之殷盛、明良之登庸、益切欽誦羨慕之心。仍念翼廟代理之年、屢幸舊闕、周審基址、慨然有重營之志、而未卒焉。憲廟屢欲繼述志事、而又未及擧。嗚呼、若有待於今日矣。今我主上、自在潛邸、亦嘗遊覽。而近日每歎祖宗御此宮時太平氣像、何爲而今不如古乎。此不但肯堂肯構之聖意也、有以見度量之弘大。是惟生靈之福、而無疆之基、實基於此。予心不勝慶幸、重建此宮以恢中興大業。不可不與諸大臣謀之、時原任大臣、明日賜饌後留待』」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 2)

れた[380]。そして、当日、神貞王后と政府官僚との間で景福宮工事問題をめぐる会議が開かれた[381]。ここで、神貞王后は再びこの工事が民のためであり、民力の消耗を減らさなければならないと強調した。すると、政府官僚らはこれに同意しながらも、国家の大事業に民が喜んで自発的に参加するだろうと述べ、この事業が基本的に民力によって進行するしかないという認識を示した。この過程で神貞王后は、自らの力不足を理由として、景福宮再建工事を大院君に一斉委任し、議政府以下のすべての官僚が大院君の指示に従うことを公式に命じた。これによって、大院君は以前の王室や宗親関連業務の遂行に加え、政府の政策を担当して政府官僚を統率できる地位を獲得した。要するに、高宗の即位によって非公式的に政界に登場した大院君は、景福宮再建という国家的大事業を主管することで、自らの政治的影響力を拡大する基盤を確保したのである。

景福宮の再建において最も問題視されたのは資金の調達であった。当時の政府財政では宮闕建設に必要な莫大な経費を用意するのは無理であり、またそれは税金の増加をもたらして民生の負担になりかねない危険性を持っていた。したがって、4月5日、政府官僚らは、政府の財政より民間からの寄付を主な資金源として活用する方案を提示したうえ、それも強制ではなく自発的な形態を取るように定めた[382]。このような寄付金の納付方案は、同日に神貞王后が、すでに都城内と璿派の寄付金が相当集まったと言及しているところから、大院君が事前に璿派勢力に寄付金の納付を呼び掛けていたことが読み取れる。神貞王后は寄付金の順調な募金現象を以て、天意に民心が符合している証拠であると主張し、全国の富裕な民に義捐金を納付することを促したうえで[383]、自ら率先して内帑金10万両を提供した[384]。これがいわゆる願納銭[385]と呼ばれる寄付金の始まりであり、その後、景福宮建築のための寄付金が続々と集められるようになった。そして、このような寄付金は景福宮再建のために特別に設置された営建都監で管理し、ほぼ毎

---

380)『承政院日記』1865(高宗2) 4 3

381)「大王大妃殿曰、『今此重建、専為百姓之計、而豈可先費民力乎』。元容曰、『古制歳用民力三日、如此国役、民豈不出力乎。群情胥悦、則自忘其労矣、臣意則財用猶属第二也。材石輸送之際、役民労民之事、甚可悶、而此則在任事者之察民情而軫民勢、随事舒力、則為好矣』。斗淳曰、『国之大役、民之赴役、即左相所奏子趨父事之義也。凡於国役、用民之力、亦多已例矣』。大王大妃殿曰、『然則但用民力乎』。斗淳曰、『非但庶民而已、上自卿宰、下至庶民、当挙皆出力矣』。大王大妃殿曰、『如此重大之事、以予精力、有所不逮、故都委於大院君矣、毎事必講定為之也』。斗淳曰、『当依下教為之矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 3)

382)「議政府啓曰、景福宮営建時辦財役民等節、二品以上、俱為献議、而批旨有従長稟処之命矣、国有大役、必有徴調、成周以来定制也。…而内以卿宰以下、外而藩閫守令以下、随力捐補、即道理也。雖以士庶言之、無論中外、如有願納之人、則酬以爵賞、亦前漢之所已有也。此非朝家所以勒定而勒徴者、惟在各司效答之如何」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 5)

383)「大王大妃殿伝曰、『今此旧闕重営、亶出於為民求福、為国申休之計、而役費浩大、苟欲使民出力、則果甚矜惻、方此関念、即聞昨今両日都下願納、数至十万、璿派助費、亦過数万云、以此推之、則是役之符合於天意民心、可以知之、而吾民嚮上之誠、誠無愧於古昔盛時矣。…自廟堂措辞行関於八道四都、一一暁諭於坊曲饒民』」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 5)

384)『承政院日記』1865(高宗2) 4 8

385)黄玹は願納という言葉に対して、これが民の恨みを買ったという理由で「願納」ではなく「怨痛な寄附」であるとしている - 黄玹『梅泉野録』、p4

月募金された願納銭を会計簿に記載して報告していたが、約8年にわたって募金された願納銭の総額は774万両近くであった[386]。

このような宮殿と政府官舎の工事は莫大な財政・人力の消費に対する反対、火災などの悪条件の中でも継続していたが[387]、大院君政権期において行われた政府工事と、その経費調達の過程をまとめると次のとおりである[388]。

1864(高宗1)年7月13日 時御所[君主の臨時居所]の修理を指示

1865(高宗2)年1月27日 (議)議政府庁舎の再建のために、包蔘税の利用を求め、許可される[389]

1865(高宗2)年2月9日 (神)議政府庁舎の再建を命令 - 内帑金2万両を提供

1865(高宗2)年2月20日 (高)宗親府建物の重修が完成すれば、看板を自ら書くと言明

1865(高宗2)年3月26日 (神)議政府庁舎の役事を議政府が担当して雄壮に立てて朝廷の事体を厳重にすることを指示

1865(高宗2)年4月2日 (神)景福宮重建を命じたうえ、願納銭の納付を勧誘[390]

1866(高宗3)年2月6日 (宗)鼎足山城璿源閣の修理を要請

1866(高宗3)年5月10日 左議政金炳学が礼曹房舎の修理を建議 - 戸曹に担当させる

1866(高宗3)年9月7日 (高)願納銭一万両以上納付者の調査・報告を命令

1866(高宗3)年9月12日 土木工事の中止を求める李恒老上疏 → (高)念頭に置くと回答

1866(高宗3)年10月13日 土木工事は祖宗の節約精神に反するという前献納朴周雲の上疏 → (高)景福宮工事は天命を迎えるためのことであり、大臣らも同意していると回答

1866(高宗3)年11月6日 当百銭鋳造を決定 - 戸曹の主管下で禁衛営で製造

1866(高宗3)年11月28日 (高)泰安の他の5個所の鎮営の設置を指示 - 戸曹が各5000両を提供

1867(高宗4)年2月18日 (議)順天鎮営の官舎などの再建を建議 - 戸曹から5千両を提供

1867(高宗4)年3月4日 (議)泰梁鎮・旧所非鎮の設置以後の経費調達に対して建議 -

---

386)『高宗実録』1872(高宗9) 9 16 - この日の記録によると、願納による募集金額は7,736,898両になっている。景福宮再建にかかった費用の総額は学者らによって異っているが、願納銭以外に宣恵庁・戸曹からの相当の支援があったことから、千万両を越えていたことは確かであろう。菊池謙譲は約1500万両ほどであると推定しており、パレー氏もこれに同意している - 菊池謙譲『近代朝鮮史』上、pp84・89、李瑄根『韓国史最近世篇』(1967)、pp192・198、Palais, *Political Leadership in the Yi Dynasty*、p76

387)『承政院日記』1867(高宗4) 2 10 景福宮火災発生

388)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』から作成した。(神)は神貞王后の、(高)は高宗の教旨であり、(大)は大院君の指示で、(議)は議政府の、(宗)は宗親府の、(三)は三軍府の啓である

389)1865(高宗2) 2 9 (神)議政府の大臣庁舎から舎人らの中書堂まで工事命令 : 内帑金支給 → 1865(高宗2) 2 9 (高)議政府の各看板を親筆に書く → 1865(高宗2) 3 26 (神)議政府建物を雄壮に建てることを命令 → 1865(高宗2) 10 1 議政府建物完成

390)1867(高宗4) 2 9 景福宮再建の材木に火災発生 → 1867(高宗4) 11 景福宮勤政殿の完成 → 1868(高宗5) 6 重建完了 → 1868(高宗5) 7 2 高宗の移御

戸曹から4万両を提供して還穀として利用することが決定

1867(高宗4)年6月3日 清銭流通を合法化

1867(高宗4)年11月17日 景福宮修政殿完成の祝賀召見

1867(高宗4)年11月17日 金炳学が建築費用の削減を要求

1868(高宗5)年4月14日 (高)景福宮重建担当官吏に5日ごとに使用経費を報告することを指示

1868(高宗5)年7月2日 高宗が景福宮に移御

1868(高宗5)年7月4日 (高)昌徳宮・昌慶宮の修理を指示[391] → 領議政金炳学が景福宮工事における財政緊縮を強調

1868(高宗5)年9月7日 (高)中枢府・司憲府・六曹・四学・義禁府の監獄、および各城門を順番に修理することを指示。民力を消耗しないように節約すべし

1867(高宗5)年10月6日 結頭銭の徴収を実施[392]

1868(高宗5)年10月10日 土木工事の中止を求める崔益鉉上疏 → (高)やむを得ないことであると回答

1869(高宗6)年6月3日 (高)大成殿の修理と丕闡堂[393]の改築を指示。衛正斥邪と孔子の道を明らかにするためであると主張[394]

1869(高宗6)年6月11日 (高)文廟(聖廟)の改築 - 宣恵庁から2000両と丹木2000斤、白礬1000斤を提供

1869(高宗6)年6月30日 金炳学が健元陵[395]の丁字閣と碑閣の改築を提案

1869(高宗6)年7月25日 (大)全国に願納銭納付を督促

1869(高宗6)年8月20日 啓聖祠と四賢祠の修理の開始日を9月8日に決定

---

391)1869(高宗6) 11 21 昌徳宮・昌慶宮の影幀の奉安場所の修理を12月4日にすることを決定

392)結頭銭の実施時期に対しては研究者によって説が異る。韓国では李瑄根氏の研究によって1867年から結頭銭の徴収が実施されたとしているが、原典が提示されていない。菊池謙譲氏は、京畿道で1結当たり銭100文を賦課して200万両の収益をあげていたとしており、パレー氏は、「高宗実録」の1868年10月6日付の大院君が戸曹甘結をつうじて全国に賦課した土地税を以て結頭銭としている(菊池謙譲『近代朝鮮史』上、p87・李瑄根『韓国史最近世篇』(1967)、pp195～196・Palais, *Political Leadership in the Yi Dynasty*、p77)。一般的に、結頭銭は大院君政権期に宮殿などの様々な工事によって不足した財政を補充するため、土地に新たに賦課して徴収したものであり、結斂は本来の結税[土地の結当たり賦課・徴収する税]に様々な名目の税を付け加えて一緒に徴収することを指している。しかし、結頭銭も土地に賦課した税であったため、当時には結頭銭と結斂を混用して使っており、結頭銭と結斂を区別することは非常に難しい。実際、1873年10月29日、高宗は、洪時衡の上疏を受け入れて、民に弊害になるとして願納銭と結斂の廃止を命じたが、ここでの結斂は土地に付け加えて徴収していたすべての雑税を意味するのではなく、大院君政権期に新設された結頭銭のみを指していると考えられる。今のところ、筆者は結頭銭の正確な実施時期を把握できる他の史料を探していないが、1868年当時に結頭銭という名目の結税が収税されており、高宗が1873年10月にそれを廃したのは間違いないと思う。そして、高宗は、1874年1月から全国に結頭銭を以て還穀で作っておいた還穀米を、再び銭に代えて政府に納入するようにして、清銭廃止による財政難を打開しようとした。高宗の親政以後の結頭銭の利用状況と結斂の徴収については、第四章の第二節の2-(2)の財政経済政策を参照

393)成均館を示す。泮宮とも言う

394)1869(高宗6) 6 11 再度迅速な推進を命令 → 1869(高宗6) 6 12 聖廟改築を同月26日から始めることを報告 → 1869(高宗6) 7 23 成均館の迅速な完成を命令 → 1869(高宗6) 8 20 大成殿完成 → 1869(高宗6) 9 13 高宗が文廟に参り「展拝文廟読書魯論」の文句を親筆に書いて提供

395)朝鮮の建国者である太祖の墓

1869(高宗6)年9月4日 (三)鐘閣焼失を報告して、再建が命じられる[396]

1869(高宗6)年11月2日 引き続く過度な工事の中断を求める持平趙在九の上疏 → (高)好きでやることではないと回答

1869(高宗6)年11月10日 金炳学が宗廟と永寧殿の改築を建議して許可される[397]

1870(高宗7)年1月22日 金炳学が各陵・園・墓の丁字閣の改修を提議して許可される[398]

1870(高宗7)年4月24日 (三)三軍府の西側の外行閣禁衛営の帳幕庫に火災発生を報告して、改建が命じられる

1871(高宗8)年2月10日 金炳学が各園所の碑石の改修工事を開始することを申すと、高宗は営建都監が即時に推進することを命ずる[399]

1871(高宗8)年3月29日 (議)茂朱府赤裳山城の璿源閣・史閣の改修を命ずる

1871(高宗8)年8月29日 禁衛営が南関王廟の正殿および廟内諸処を改修したと報告

1872(高宗9)年4月26日 神武門[景福宮の北門]の左右塀の石築の破損した所を改修[400]

1872(高宗9)年9月15日 すべての工事完成による営建都監の撤廃

1873(高宗10)年5月10日 乾清宮工事は浪費であるとして、土木工事の費用を節約することを請う副護軍姜晉奎の上疏 → (高)贅沢にしないようにしており、忠誠の溢れる言葉に感服すると回答した後、姜晉奎を礼曹参判に任命

1873(高宗10)年8月19日 姜晉奎の上疏によってはじめて乾清宮工事のことを知った右議政姜渚が、乾清宮工事の問題を取り上げて節約を建議 → (高)内帑金のみを使用して節約していると回答

1873(高宗10)年12月10日 景福宮慈慶殿などに火災発生

1874(高宗11)年1月29日 李裕元が時御所の修理のために戸曹より20万両を支出すると報告[401]

1874(高宗11)年4月5日 (高)経費不足で松嶽山の城の建設の中止を指示

1874(高宗11)年4月29日 領議政李裕元が景福宮修理の開始を強調してあらかじめ木材を用意することを提案。高宗は農繁期であるため、秋に延期することを命ずる

1874(高宗11)年5月5日 (高)景福宮修理の時、構造を少し変更することを指示[402] - 戸曹判書金世均がすでに伐採してある木材を先に運送するとする

---

396)1869(高宗6) 9 21 建築開始を同年10月15日にする

397)1869(高宗6) 11 27 宗廟と永寧殿の神主を臨時に奉安する場所の修理が決定 → 1870(高宗7) 1 13 宗廟と永寧殿の修理費用を宣恵庁から5万両提供

398)1870(高宗7) 1 24 陵・園などの丁字閣の改建・補修のため宣恵庁から5万両を提供 → 1870(高宗7) 1 28 各陵の撤毀の日を決定 → 1870(高宗7) 2 27 宣恵庁から10万両を提供 → 1870(高宗7) 4 6 宣恵庁から10万両を提供

399)1871(高宗8) 2 15 順昌・昭慶・永懐の三園は元々碑石がなかったので、懿寧・孝昌の2園所の碑石のみを改修

400)1872(高宗9) 4 27 宣恵庁の儲留庫銭の3万両と戸曹儲留庫銭の1万両、兵曹の予算の1万両を提供

401)1874(高宗11) 2 5 高宗が時御所の修理に戸曹からの20万両以外に別途の材木を用意することを指示 → 1874(高宗11) 3 1 時御所の修理を王妃の出産によって3ヶ月間延期

402)1874(高宗11) 5 12 景福宮修理に必要な材木・石の調達状況を論議、高宗が再び景福宮の構造変更を指示、1874(高宗11) 11 1 景福宮修理に関する高宗と政府大臣との間の協議

1875(高宗12)年3月18日　(高)景福宮の三殿閣[慈慶殿・紫薇堂・麟趾堂]の重建[403] － 武衛所提調・従事官・戸曹判書・別例房郎庁が担当することを指示

1875(高宗12)年3月25日 高宗と李裕元が景福宮修理の費用調達問題を論議。李裕元が、君主は絶対に財物の調達を講究してはならず、臣下に委せるべきであると強調

1875(高宗12)年3月29日　高宗と時原任大臣と政府官僚が集まって景福宮の建物配置プラン変更と経費の調達を論議。高宗の建物配置プラン変更論に対して臣下が強力に反対

1875(高宗12)年4月5日 高宗が景福宮の建物配置を変更しないことを言明 － 費用は戸曹から20万両と宣恵庁から10万両を支給

1880(高宗17)年3月25日 慶熙宮を改修

以上の工事内容から窺えるように、大院君政権期には様々な工事が行われていた。このような工事過程で最も問題視されることは資金をどのように調達し、民力の使用を少しでも減らすかであった。最初、営建都監が主管して願納銭の納付によって賄っていた各種の工事費用は、徐々に宣恵庁・戸曹などの政府予算を使用するようになったうえ、結斂(結頭銭)の徴収、当百銭製造[404]と清銭の通用にまで拡大されていった。

実際、1865年4月、景福宮工事に必要な労働力と資金の調達に対する論議が行われた時、神貞王后は、「政府官僚が工事に民力を用いることを奏したが、哀れな民は還穀や軍布などを毎年数を満して納付することもできないほど困窮している。まして、何日も賦役をするようになれば、どうしてかわいそうではないだろうか。民力を使うことは一旦留保しよう」[405]と述べ、なるべく民力を使わないようにしなければならないと強調した。しかし、神貞王后の当初の配慮とは裏腹に、工事の拡大・長期化するにつれ、民の負担の増加が余儀なくされていった。すると、高宗は工事遅延と拡張の責任を営建都監の堂上・郎官に問うとともに、民力を用いることが不満であると論じ、速やかな工事の終了を求めて[406]、民の負担を減らそうとした。

一方、このような神貞王后と高宗の態度とは違って、大院君は、首都を立てる時に民力を動

---

403)1875(高宗12) 3 22 景福宮三殿閣の改修日を同月27日にすることを決定 → 1875(高宗12) 3 25・29 三殿閣の改修問題をめぐって高宗と政府官僚らが論争する。大きく立て直すことを求める高宗に対して、臣下は財政不足、旧例の遵守などを理由に反対

404)当百銭鋳造に対する政府官僚らの意見は、それが物価上昇と私銭造による不正蓄積をもたらすがゆえ民生に及ぼす悪影響を懸念しながらも、国家財政不足を補うために時宜に合わせて変えるべきであるというものであった － 『承政院日記』1866(高宗3) 11 6

405)「日昨卿宰収議、雖以用民為奏、而哀彼残氓、雖渠之身還布課歳備納、尚患艱乏、矧乎幾日赴役、寧不矜惻。用民一款、今姑置之」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 5)

406)「教曰、『聞営建役事、近甚懈怠、竣畢無期云。堂郎若式日赴衙、星火董飭、豈可如是也。至於闕内各司、各処之間数、比諸時御所、有幾倍排置者、是豈成説乎。今此修葺旧宮、即遵祖宗故事。而以其経費之罄乏、雖不得不用其民力、言念及此、予実慊然。凡所糜費、務従省約。堂郎仕進、間五日単子書啓。期於限内畢役事、発牌該都監郎庁、申飭』」(『高宗実録』1868(高宗5) 4 14)

員するのは当然であると主張して、更なる人力と経費の提供を促していた。

> 大院君の分付の内にいう。「宮殿の中の建設・賦役は日々に膨大になっているが、都城や各城門、各官庁もこの際に同時に建て直さなければならない。すでに民から収めた経費が多くはないわけではないが、これは、昔から国家を興して首都を立てる時には民力を籍り用いて、民もまた子のように募って来るような意である。現在、財力が枯渇して経費が続きがない。内は京城、外は八道四都、大小民や搢紳家と班戸の奴者として身役が免除されている人は、一負ごとに一名ごとに当百銭一葉ずつ願納せよ。部内は今月15日までに納付する事と一々暁論して、一人でも知らない弊がないようにせよ407)

ここでは、景福宮工事を更に拡張するのみならず、他の官庁の庁舎や城門まで再建すべきであるという大院君の意思と、その工事の経費と人力を民が負担するのが当然であるという認識が表れている。このように、大院君は民生を考えて工事を速やかに終結、ひいては中止させなければならないと強調していた高宗をはじめとする政府大臣や儒生と違って、王室と政府の権威の伸長のためには、民を犠牲とすることを正当化していたのであった。

大院君政権期に行われた工事とその関連内容を見れば、大院君の主導した建築事業の推進の過程には注目すべき点がいくつかある。第一に、景福宮工事をはじめ議政府、政府官庁の改築と再配置などは、王室と中央政府の権力集中と権威確立のため行われたことであった。当時の景福宮工事は景福宮を中心としてその周辺に各種の政府庁舎や他の宮殿を再建・配置する形態を取っていたが、それは王朝初期の姿を再現するためであった。また、大院君政権期に工事は、景福宮・議政府・宗親府に止まらず、昌慶宮・陵園・宗廟・永寧殿などから、政府・地方官庁や、地方の鎮営、城郭の増築・修理にまで及んでいた。このように、大院君が王室と政府の実質的な役割の拡大とともに立派な外観の具備を追求したのは、彼が、権力の行使において外観がもたらす存在感、すなわち象徴的イメージの持つ意味を重視しており、それが中央権力の強化に寄与すると考えていたためであると判断される。

第二に、最初は願納銭の自発的な納付で賄っていた経費が、工事の拡張や規模拡大によって徐々に足りなくなったのは、政府財政からの多大な支出をはじめ、結斂などの各種の租税を新設、新貨幣の鋳造、清銭流通などが行われる原因となった。工事資金が尽きるにつれ、政府官僚はその費用を調達するための対策の樹立に苦心せざるを得ず、様々な政府政策が工事の遂行過程を考慮して構想・推進されるようになった。要するに、大院君政権期における工事は、

---

407)「大院君使戸曹甘結中外。戸曹甘結。大院君分付。『内営建之役、去益浩大、都城与各城門、各公廨、不可不追此時同為改建。而前後民納之収用、不為不多。比是自古興業建都、藉用民力、民亦子来之意也。見今財力告罄、経費亦無継用、内以京城、外以八道四都、大小民人与搢紳家、班戸廊属、免身役之人、毎負(結税)毎名、当百一葉式願納。而部内則今十五日内、収納事」。一一暁論、俾無一民不知之弊』」(『高宗実録』1868(高宗5) 10 6)

単に王室と政府官庁を再建する次元を越えて、財政運用のみならず、他の政策樹立とも密接な関連を持って展開していたのであった。これは、大規模な工事を推進する大院君の意図が王室と国家の再建にあっただけに、当然な結果であったと言える。

第三に、営建都監で活動していた官僚が政府の官僚、すなわち軍事や行政官員であった状況の中で推進された頻繁な工事は、軍事訓練、および行政業務遂行上の大きな蹉跌を発生させていた。このような例は当時の記録から容易に探すことができるが、その一例として、営建都監の、「営建都監提調朴珪壽が知義禁府事に任命されたが、職任が互いに妨げになるため義禁府の職を交替した方がいい」408)、「営建都監都庁李明応が執義に任命されたが、職任が互いに妨げになるため台職を交替した方がいい」409)、「営建都監都庁李鍾濬が司諫に任命されたが、職任が互いに妨げになるため台職を交替した方がいい」410)という報告から、行政府官員が営建都監の仕事を兼任しており、政府行政の業務より営建都監のそれが優先されていたことが読み取れる。また、三軍府は「翌日に習陣があるのに、訓鍊都監の大将の申櫶が営建都監の提調として連日公務があって訓練ができない」411)、「翌日に習陣があるのに、禁衛営の大将の李章濂が営建都監の提調として連日公務があって訓練ができない」412)、「翌日に習陣があるのに、御営庁の大将の李元熙が営建都監の提調として連日公務があって訓練ができない」413)と報告していたが、このような事実は、営建都監での活動が軍事訓練より重視されていたことを表している。その上、景福宮火災以後、戸曹判書に下された、「工事の終了まで毎日景福宮に赴いて監督を専管して工事を速やかに完成せよ」という命令から414)、政府の財政を統括する戸曹判書が工事の現場に投入されたことが分かる。このように、当時の最優先課題・政策であった景福宮再建工事の担当者に政府官員が任命されたのは、彼らの業務を加重させて、彼らが本業に専念することを妨げていたと思われる。

第四に、国家と民生の安定・繁盛を掲げて着手した工事は、その進行過程で様々な問題を引き起こして、大院君政権の正当性を損傷させ、大院君引退の決定的な原因として作用するようになった415)。大院君は工事経費の充当のため様々な政策を計画・実施していたが、彼が推

---

408)『承政院日記』1865(高宗2) 4 15
409)『承政院日記』1865(高宗2) 10 14
410)『承政院日記』1865(高宗2) 10 22
411)『承政院日記』1870(高宗7) 5 18
412)『承政院日記』1870(高宗7) 5 19
413)『承政院日記』1870(高宗7) 5 20
414)『承政院日記』1867(高宗4) 2 10
415)1866年11月6日、当百銭の鋳銭に対する大臣らの意見が提示されて、鋳銭の問題点や必要性が挙げられた。当百銭は、1866年12月1日に鋳銭が開始され、1867年5月4日に、同月15日からの撤廃が命じられ、半年も満たないうちに鋳造が中止された。当百銭の流通がもたらした弊害については、1868年2月30日、大院君の指示を参照すればよいが、ここで、大院君が挙げている当百銭の問題点は、当百銭が額面価より切り下げられて交換されていること、私的な鋳銭による流通構造の紊乱、奸吏が常平銭で徴収して当百銭で納付して不法利益を得ていること、物価上昇、民心の混乱、などである。そのうえ、城門税は商人にのみ徴収されるようになっていたのが、儒生や一般民にまで収税されており、清銭は当百銭のような問題を引き起こしていた。清銭と城門税・沿江税などの

進した当百銭鋳造、清銭流通、各種の税の新設などは、物価不安と貨幣に対する不信を助長するとともに、財政経済の運用に大きなダメージを与えていた。また、工事の長期化によって租税と工事への動員が増えたことは、民本を掲げた景福宮重建の名分を傷付けて、反大院君勢力の結集、工事中断や節約を求める世論の形成、大院君の政策に反対する意見の正当化、などの口実となっていた。当初、王室と政府の喪失した権限の回復のため、「為国為民」を掲げて推進された建設工事は、国家財政と民生の負担を増やし、市場経済の不安を高めて、大院君の国政運営の正当性を毀損した結果、彼の政界退陣を促す要因と転じたのであった。

最後に、高宗は、大院君が工事経費を補うため実施した清銭流通・結頭銭・各種の門税の徴収などを、民生に弊害を与えるとして見直しながらも、宮殿工事の進行は中止しようとしなかった。彼は、財政が不足した状況の中でも乾清宮工事を強行しており、親政宣布以後には更に大々的な景福宮の改築を試みた。特に、大院君の財政確保政策の多くを廃したうえで、清銭の流通を禁じたため、政府財政が深刻な不足状態に陥っていたにもかかわらず、高宗は景福宮の建物配置プランを変更して工事を拡大・実施しようとした。こうした国家財政を考慮しない高宗の態度は、彼も大院君のように宮殿の再建が君主と王室の権威を象徴する重大な問題であると認識していたことを表わしている。要するに、高宗は、景福宮を拡張して君主の威厳を示すことが、親政以後の統治権確立に寄与すると考えていたのであった。結局、大院君と高宗が国家の財政不足をもたらしてまで王室と政府関連の建物の建築を持続した理由は、彼らがこのような工事を統治権の強化に必要であると判断したためであると言えよう。

大院君は王室や政府の権力と威厳を取り戻して、国初のような中央統治権の確立を目指していた。彼は、その目標達成のため、議政府と宗親府の実権や外観の復旧を図りつつ、壬辰倭乱以後300年も放置されていた景福宮の再建工事に着手した。それは景福宮重建を知らせる神貞王后の教旨で表れているように、先代の光栄と繁盛を具現しようとする高宗の祖宗継承の意志 — より正確に言えば大院君の意 — の発現であり、高宗即位の正統性を確保しようとする意図が含まれていた。また、神貞王后の命令で、大院君が大規模な景福宮工事を主管して推進するようになったことによって、大院君は単なる君主の生父という宗親の地位から、国政に関与できる権利を獲得することができた。そして、大院君は自分の卓越した政治的感覚を生かして、このチャンスを国政の運営権を掌握することに活用していった。しかし、皮肉にも、大院君に政界進出と掌握の機会を提供した景福宮工事は、長期間の持続によって経費と人力が過度に消耗され

新設税の問題点に対しては、高宗が大院君の財政経済政策の弊害を取り上げて見直しを行った第四章の内容を参照。-「一自官私銭換給之後、郷曲間都不用両銭、而京師亦半葉銭、半両銭乃可以買売、物価随益翔貴、民心漸至叵測。大院君招致各麾人、万端暁諭、仍分付戸曹、甘結京外。為相考事。当百銭当初鼓鋳、即以裕経用為生霊而然。而京外公納、以葉銭三分一定式行会、亦出於厳防私銭之意也。夫何浮浪楽禍之徒、処処潜鋳私銭、遍満一世、行貨閼塞、物価自騰云。故私銭則已為鎔化、更無淆雑之弊。…而民推納之際、奸吏輩、若或収之以葉銭、換之以当百、則当施刑配之典。而此是大更張也」(『高宗実録』1868(高宗5) 2 30)

非難と反対世論の対象となって、大院君を政界から追い出す要因として作用していたのである。

2　書院撤廃と武断土豪抑圧による地方統制政策

大院君の政策は、中央政府への権力集中による国家と王室の基盤の強化を目指すものであった。彼は宗親府と議政府の権限を拡大して、王室と政府の業務が、双方を中心として円滑に推進されることを試みた。そして、中央統治権をより効果的に遂行するため、地方勢力の抑制政策を同時に実施していたが、その代表的な政策が書院撤廃と武断土豪の抑圧である。ここでは、書院と武断土豪政策の進行過程を検討することをつうじて、大院君政策の意図と目的、方法は何であり、それが実質的にどのように地方統制と、中央集権化政策に寄与していたのかを考察する。

(1)　書院政策の推進による地方統制と国家財政の拡充[416]

前述したように、大院君は高宗の即位以前から宗親府の地位強化のため努力していたが、それは政府の財政支援の欠如や地方官員と宗親の非協調によってはかどっていなかった。大院君は、自らの志向する中央の統治権を集中・強化政策を推進するため、地方勢力の統制が不可欠であると認識していた。したがって、大院君は高宗が即位するや否や、書院が政治運営に及ぼす悪影響を指摘しながら、書院問題の解決に力を注いでいくようになった。

実際、国政運営の正常化のための書院に対する改革が始まったのは18世紀頃からであった[417]。それ以前にも書院の廃止と濫設は問題視されていたが、改革が実施された例はほとんど

---

416)大院君の書院政策に関しては、李樹煥『朝鮮後期書院研究』(一潮閣、2001)、鄭万祚『朝鮮時代書院研究』(集文堂、1997)、全用宇「華陽書院と万東廟に関する一研究」(『湖西史学』18、1990)、尹熙勉「高宗代の書院撤廃と両班儒林の対応」(『韓国近現代史研究』10、1999)、이은송「大院君政権の教育政策に関する研究」(『韓国教育史学』19、1997)、鄭甫一『大院君(李昰応)の対書院政策に関する研究』(建国大学修士論文、1982)、金甲成『興宣大院君執政期の書院政策に関する考察』(円光大学修士論文、1986)などを参照

417)設立初期の書院は人材を養成して先賢を祀り、儒教的郷村秩序を維持して時政を批判する士林の公論の場としての役割を担うなど、肯定的な機能を遂行していた。しかし、それが増設されるにつれ、血縁・地縁関係や学閥・師弟・党派などの人脈とつながり、在地両班層の利益を代弁する場所に変化していった。また、賜額書院の場合、免税地の所有と所属する良民の免役が国家から公認されていたため、良民の投託を誘引して、経済的基盤を拡大していた。したがって、書院は良民が院僕になって軍役から逃れるための逃避場所と変り、国家の軍丁の不足をもたらしたのみならず、不良儒生の本拠地となっていた。その上、在地儒生は書院の強力なパワーを利用して地方官である守令を左右し、邑の行政に関与していた。要するに、書院は各種の免税特権を利用して国家財政の縮小をもたらすとともに、地方世論を統制することによって中央権力の地方統治を妨げており、朋党を活性化させて中央政界における党争の過熱化に影響を及ぼしていたのであった。このような書院の弊害に関する論議は仁祖代からあったが、特権階級の利害関係に触れるため改革に踏み切ることができなかった。1657(孝宗8)年、徐必遠は書院の弊害を主張したため罷免されており、孝宗・粛宗代には賜額を統制して重複設立者を処罰する規定をもうけたが、書院増設を抑制することができなかった。その後、1738(英祖14)年、安東の金尚憲の院享の撤廃をはじめ、大々的な書院整備に着手して200余ヶ所が廃止されたが、まだ700余ヶ所が残っていた。その中には、宋時烈の院享が36ヶ所もあるなど、書院の重複設立の盛行は、深刻な社会問題になっていた

なかった。これは、書院が地方のみならず中央政界まで多大な影響力を行使していたためであった。1862(哲宗13)年、慶尚道晋州を発端にして三南地方に拡大した民乱の直接的な原因は三政紊乱であったが、その事後収拾の過程において書院問題が取り上げられて弊害が論じられたことは[418]、三政紊乱を引き起こす原因の一つが書院であったことを表していた。在地両班勢力の結集を主導していた書院は、各種の免税地の獲得と所属良民の軍役回避、かつ政府からの財政支援などをつうじて国家租税制度や財政の紊乱をもたらしていた。その上、書院に割り当てられた租税と賦役を民に転嫁して民生負担を加重させたのみならず、私債発行と私税徴収などの収奪を行っていた。また、書院は、地方の世論と行政を左右して、中央政府が地方を統制することに対する制約要因として作用していた。

強力な中央統治権の確立を追求する大院君にとって書院問題の深刻さは、壬戌民乱以後の混乱状況を収拾して民生安定という当面の課題を解決し、更なる統治の正統性を確保するためにも必ず解決すべき問題であった。大院君は、書院の濫設が民生安定はもちろん、統治権力の集中と基盤の確保を妨げていると判断し、書院の持つ権力と富を中央政府に吸収したうえで、君主を中心として一元化した中央政府の権力を地方にまで及ぼすようにするため、書院撤廃政策を構想・施行するようになった。

大院君政権期における書院政策は、書院の存在や書院所属の土地・人員などを正確に把握する作業から始まった。まず、神貞王后は各地方官庁に各邑所在の書院に対して詳細に調査して報告することを命じたが[419]、これは書院廃止の断行に必要な正確な情報を得るためであった。当時の書院は全国に散乱して在地両班勢力の結集の本拠地になっており、書院の解体作業を遂行するには既得権勢力の多大な反発が予想されていた。したがって、このような書院を中心とした儒生の反対を抑えて、その存廃の正当性を確保するためには、書院の問題点を的確に把握して、改革の名分を提示する必要があった。それゆえ、神貞王后は各地方の官吏を動員して全国の書院の実態を調査・報告するように促していた[420]。

1864(高宗1)年8月、このような調査結果に基づき、神貞王后は書院のみならず祠院の問題点をも指摘し、祠院の弊害と書院の重複設置を禁ずる教旨を下した[421]。この内容から当時の祠院および書院が政治運営に如何なる問題を引き起こしていたのかを窺うことができる。神貞王后

---

418)「敎曰、『尊慕先輩、賜享俎豆、國家寓崇報之義、士林有矜式之所、未嘗非良法美制。觀感興起、尙矣無論、傾軋爭競、於是乎生、所以疊設與新建、自有祖宗朝厲禁之成憲者也。挽近祠廟之設、殆無邑無之、不得不有一番處分、然後可以重祀典而端士趨。各邑所在書院中賜額外、庚戌以後十三年來創建處、依定式幷令撤享事、該曹知委各道』」(『哲宗實錄』哲宗13(1862)年5月26日)

419)『承政院日記』1864(高宗1) 4 22

420)『承政院日記』1864(高宗1) 6 7

421)「大王大妃殿傳于宋熙正曰、今因祠院保率事、有所申飭者、士夫家墓村養戶之無限、實爲軍丁虛額之弊源矣。南延君墓村、至於數百戶之多、軍役還上、無一應役、而本邑視以當然、初不擧論、大院君、每以此事、憂悶不安、以爲來頭投入者、將不知幾倍云、此豈大院君本意乎。令本道申飭該邑、元定守墓外、一併充定軍還戶役、以示法行一切之意、而士夫家墓村養戶、一一查括、充完軍額、勿敢復蹈前習之意、令廟堂行會、嚴飭諸道、修成冊啓聞」(『承政院日記』1864(高宗1) 8 17

は、両班家の祠院の保率[422]問題を改革するため、大院君の亡き父である南延君祠院の保率問題を持ち出し、それが大きな土地と多数の所属人員を有しながらも、軍役・還上[還穀]などの租税の義務を行わず、軍丁虚額の弊源になっていると強調した。また、大院君がその弊害を懸念して正そうとしていると力説し、最も近い身内の祠院問題から率先して改善することを以て、反対世論を押さえ、政策の迅速な遂行を求めようとした。その上で、彼女は、乱立した書院設立の問題と解決方案に対しては、

> 我が王朝は儒教を崇尚して道を重んじること、四・五百年に及び、誉れと文物が光り輝くように大いに備わり、士林が昔の賢人を尊慕して書院と祠堂を立てたのは、先賢の学問を講究してその道を明らかにしようとすることから出たことである。したがって、朝廷は額号を賜い、田結と保属を支給したが、その意は甚だ盛んで恩はきわめて厚いものであった。どうしてその末端の弊害の深刻さが言い尽くせないまでになったのであろう。今は琴を弾じ詩を誦する声が聞こえず、酒食の争いが第一の仕事になってしまい、軍伍を逃れようとする者の半分が保額に入り、民を虐待・略奪する者が公然と民を捕まえている。利益だけを求めることを互いに相倣い、私設・畳設が至る処に存在する。憑籍して恐喝して、争いが絶えないが、これがどうして祠院を立てた本意であるだろうか。…これから祠院に憑籍して平民を侵害する者がいれば、詞訟(民事訴訟)のうちに、露われないわけがない。営・邑(観察使と守令)はあえて捨て置かないで、一々摘発して報告して、厳重に処罰して、再び士族には列しないようにせよ。賜額書院が自ら備える田三結については、法典に依って免除する外に、もし自備が三結に満たないとして濫りに民の田を加えて数を充たすものは、一切摘発して正すべきである。院生・保率は定式が有るけれども、それから外れて多すぎる弊がある。院僕・庫直などの必要な名目・人員は朝廷で画一に額を定め、其の外は一切廃止し、軍額を充たし、充てよ。郷賢祠は、本来、賜額書院でないから、どうして保率の名目があるのであろうか。すべて廃止して軍額に充てよ(簽丁)。官から支給する祭需を礼曹が許可するのは、謂れ(理由)のないことである。今からは厳しく命じて取りやめよ。かつて大臣が福酒村の廃止を上奏したことがある。それから幾年たらずして、弊がまた元戻りであるという。それが存在する各邑に命令して、報告を冊子にして前禁を復び布告せよ。およそ祠院の畳設・私設は一切厳禁せよ[423]

---

422)一般農民から構成された正兵に属する経済的補助者と働く人

423)「大王大妃殿傳于宋熙正曰、「惟我國朝、崇儒重道四五百年、聲明文物燦然大備、而士林之尊慕昔賢、建院立祠、本出於講習其學、倡明其道。則朝家之從而賜以額號、給以田結保屬、意甚盛也、恩至厚也。柰其末流之弊、有不勝言。絃誦之聲、寂而無聞、酒食之爭、作爲勝事、逃避軍伍者、半入保額、侵虐平民者、公行推捉。惟利是求、轉相仿效、私設、疊設、在處相望、憑藉嚇喝、爭鬨不息。祠院本意、寧有是哉。…從玆以往、如有憑藉祠院侵虐平民者、則詞訟之間、必無不爲現露之理、營邑無敢掩置、一一摘發登聞、重律嚴繩、勿復齒於士流。賜額書院自備田三結、依法典免稅外、如有自備之未滿三結而濫以民結充數者、一切摘發釐正。院生、保率、雖有定式、而亦不無參差過多之弊。院僕、庫直等緊切名色、自廟堂畫一定額、而其外則一切裁革、實充軍額。鄉賢祠、本非額院、則安有保率名色乎。一竝刪汰簽丁。而官封祭需之禮曹許題、事極無謂、從今嚴飭防塞。年前、大臣曾有福酒村革罷之奏矣、曾未幾年、弊復如前云。令其所在各邑、修報成冊、以爲復申前禁。凡係祠院之疊設、私設、

と、書院の設立の本来の趣旨と現在の状況について論じたうえ、国家租税制度の紊乱と民生侵害の温床となっている書院の実状を徹底的に究明して、その管理と取締を持続的に行わなければならないと唱えた。このような神貞王后の教旨から読み取れる書院の代表的な問題点は、①民に対する虐待・略奪、および税の転嫁による民生負担の加重、②免税地の拡大と軍役回避、かつ田結・保率の支給による国家財政の減少、③中央政府の規制の無視と国家紀綱の阻害、④地方行政・財政・軍役体制の紊乱の招来、としてまとめることができる。ここから、当時の書院が儒道と儒学者の崇尚という本来の設立趣旨から離れて、国家の政治・経済に如何に深刻な阻害要因として作用していたのか、が明らかである。大院君が、こうした書院の問題点を改善せずに、自らの目指す王室と中央政府の統治権集中・強化をつうじた国家再建の完成が無理であると、判断したというのは予想に難くないだろう。

神貞王后の書院に対する教旨に引き続き、1865(高宗2)年4月、高宗はより具体的な対策の樹立のため華陽書院の実態を取り上げて、国家財政と民生安定を損なう原因を除去することを命じた。

> 私は即位前に、華陽書院が別庫銭を設け各邑において利殖(高利貸)を行っており、列邑の民に被害を与えていることを聞いて、甚だ驚いていた。その帳簿と標記[証文、借用書を]をすべて集めて、本営(忠清道観察使官)で即時に帳消しにせよ。また、福酒村のことについて言うと、政府の禁止命令はすでに何度も出されている。果して本当に(それを)永遠に廃止したのか分からない。民の弊害をなくそうとしている今日、懲しめなければならない。すべて捜し出して軍額に充て、平民を捉えるための墨套書も、監営で廃棄すること。(以上を)政府より観察使に通知せよ[424]

ここで高宗は潜邸で暮らしていた時から、華陽洞書院が別庫銭を利用、金儲けをして民生に弊害を与えていることを聞いていたと述べ、華陽洞書院の営利行為が長期間にわたる深刻な問題であると強調した。前述したように、高宗が潜邸で聞いたと前提して行う発言が、大院君の意見であったことを勘案すれば、華陽洞書院に対する高宗の理解は大院君のそれを代弁していると言える。要するに、高宗即位以前から書院問題の深刻さを認識して改善策を構想していた大院君は、書院問題の解決に積極的に取り組みはじめたのであった。特に、書院の代表格である華陽洞書院と万東廟問題の解決が、書院政策の成敗を左右する重大な事項であっただけに、大

一切厳立防禁』」(『承政院日記』1864(高宗1) 8 17)

424)「傳曰、『予於潛邸時、聞以華陽之別庫錢、各邑取殖、列邑貽害平民者、常所痛駭矣、其文簿標記、一一收聚、自本營卽爲爻周、且以福酒村言之、前後筵飭、亦旣屢矣。未知今果永革、而於民瘼釐整之時、不可無懲創、一竝査括簽丁、推捉平民之墨套書、亦自營庭、永爲削刻事、自政府知委道臣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 13)

院君は華陽洞書院に対する特別な取締を命じた。

こうした大院君の書院政策は、二つの目的を達成する方向へ展開していた。その一つは全国書院の土地や院僕の所属状況を把握して、免税地と軍役などの国家に復させることを以て、財政収入を増やして軍需物資を拡充することであり、もう一つは、華陽洞書院のみならず、各書院の問題点を具体的に取り上げて反論の余地を除去して、以後における大々的な書院整理の名分を確保することであった。

このような目的の下で、大院君政権期において実施された書院政策の展開過程をまとめると次のようである425)。

1864(高宗1)年4月22日 (神)各邑の書院と書院所属の結総[土地税徴収の基準となる田・畑の全体面積]などを記録して報告することなどを指示

1864(高宗1)年6月7日 すでに2ヶ月前に神貞王后が命じた各邑の書院・郷祠・生祠、およびその所属の結総数と保額[保率の数]に対して報告することを催促。江華・水原・広州留守の他に報告をしていない道臣・留守の処罰[推考]を指示

1864(高宗1)年7月27日 済州の書院・郷賢祠・生祠の件に関する成冊の報告を指示

1864(高宗1)年7月27日 (神)書院・郷賢祠の畳設・私設の弊害と存廃如何の決定を指示

1864(高宗1)年8月17日 (神)書院の民に対する虐待・免税などの弊害の厳禁、書院の院僕や庫直の規定の設定、賜額書院以外の書院の保率の軍籍への登録、福酒村の復旧の阻止などを指示

1864(高宗1)年8月17日 (議)郷賢祠の祭需のために礼曹の関文をもらおうとする行為や官が封進する旧例を停止。賜額書院が法典の定額外に人を募り属させること、及び私設書院と郷賢祠が人を募り属させることの廃止を命令。各地方官が直接に文簿を持って正して直して、冊子にして報告することを指示

1864(高宗1)年10月2日 書院・郷賢祠所属の結卜総数と保額数の文書に依って各邑ごとの規定額・数の決定を指示

1865(高宗2)年3月29日 (神)万東廟祭享の停止、および紙榜神位、及び扁額は大臣・礼曹判書が陪奉して皇壇敬奉閣へ移して保存することを指示 → 朝紙への頒布を禁止、万東廟停徹と移奉による処置で華陽書院に承旨を遣して祭祀をすることを指示

1865(高宗2)年4月13日 (高)万東廟の紙榜神位は常設ではないことが判明したので、大臣と礼判が陪来する必要はないと決定。廟門の懸板は地方官が陪奉して移すこ

425)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』から作成した。(神)は神貞王后の伝教であり、(高)は高宗の伝教であり、(議)は議政府の啓、(大)は大院君の話である。高宗即位直前の1862年5月26日、すでに書院規制・整理政策が行われたが、哲宗は、1850(哲宗即位年)年以後に作られた書院の中で賜額書院以外のすべての書院での撤享を命じ、書院の祭祀の拡大を阻止しようとした

とを指示

1865(高宗2)年4月13日 (高)民弊である華陽書院の別庫銭の帳簿と標記の破棄を命令

1865(高宗2)年5月13日 万東廟享祀の停止と扁額の撤去に反対する成均館祭酒宋来熙の上疏 → (高)神貞王后の命令である、礼は時宜に合わせるべきであると回答

1865(高宗2)年閏5月2日 万東廟祭享の停止に反対する行副護軍任憲晦の上疏 → (高)礼は時宜に合わせるべきであると回答

1865(高宗2)年7月26日 万東廟祭享の停止に反対する公忠道儒生金健秀の上疏 → (高)神貞王后の命令であると回答

1865(高宗2)年11月26日 万東廟祭享の停止に反対する慶尚道儒生成錫清らの上疏 → (高)精義と儀文を損壊することがないと回答

1866(高宗3)年6月2日 (議)郷校・書院所属の保率の軍役免除の調査して取り締まって、軍役に充当すべきであることを強調

1866(高宗3)年10月7日 万東廟祭享の停止に反対する行護軍李恒老の上疏 → (高)万東廟祭享の停止は神貞王后の命令であると回答

1866(高宗3)年10月21日 万東廟祭享の停止に反対する副護軍の朴奎瑞の上疏 → (高)すでに答えたことであると回答

1867(高宗4)年8月9日 万東廟祭享の停止に反対する吏曹判書の宋近洙の辞任上疏 → (高)辞任許可。万東廟祭享の停止は神貞王后の命令であると回答

1868(高宗5)年9月3日 書院・斎生の定員以外の人はすべて軍額に充てる。賜額書院の院長は所在地の守令が重ねることとする。書院の新設を禁止し、祭祀をすべき人に対しては、すでに扁額をもらった書院に追加で配享することのみを許可

1870(高宗7)年9月10日 弊害の多い賜額書院の撤廃 → (高)その手続は大院君の命令に従うべし

1871(高宗8)年3月9日 一人当りの配享書院を一つに限定、それ以外のすべてを撤廃 → (高)残すべき書院は礼曹判書が大院君に稟議して申し上げて定めること、および『五礼便考』に載せ万世の法式とすることを指示

1871(高宗8)年3月10日 高宗即位後、初めて大報壇の親祭を行う[426]

1871(高宗8)年3月12日 (高)文廟で酌献礼を行った時、四斎の掌儀と参班儒生に書院の疊設・新設の規制を説明、遂行を指示 → (高)雲峴宮を訪問

1871(高宗8)年3月16日 高宗と金炳学が書院問題について論議

1871(高宗8)年3月20日 (大)賜額書院の47ヶ所以外の廃止

1871(高宗8)年3月25日 書院結卜の廃止手続を戸曹判書が大院君に申し上げて決定することを指示

---

426)大報壇での親祭は、書院を縮小・廃止するなかでも、尊周(崇明)義理を守っていることを示すため、実施されたと考えられる

1871(高宗8)年3月28日 (戸曹啓)賜額書院に支給していた結卜[土地税徴収の基準となる田・畑の面積を測る単位の総称]を回収

1871(高宗8)年8月16日 書院撤廃を速やかに遂行しない地方官吏に申飭・処罰を指示

1873(高宗10)年10月29日 万東廟・書院の復旧を請う洪時衡の上疏 → (高)神貞王后の命令で再論の余地がないと回答

1873(高宗10)年11月3日 万東廟・書院の復旧を請う戸曹参判崔益鉉の上疏 → (高)神貞王后の命令で再論の余地がないと回答

1873(高宗10)年11月15日 万東廟・書院の復旧を請う副司果姜運重の上疏 → (高)今、議論する問題ではないと回答

1873(高宗10)年12月2日・18日 (高)万東廟のことは神貞王后の指示であるため再論しないことを任憲晦に強調

1873(高宗10)年12月19日 万東廟・書院の復旧を請う青山の幼学李炳珪らの上疏 → (高)急に議論できないと回答

1873(高宗10)年12月24日 万東廟・書院の復旧を請う副司果丁克相の上疏 → (高)すでに答えたことであると回答

1874(高宗11)年1月14日 万東廟・書院の復旧を請う前武臣兼宣伝官金魯寿の上疏

1874(高宗11)年2月13日 万東廟奉享の復設を指示 → (高)神貞王后の許可があり、今後は朝廷で主管することを命じる

1874(高宗11)年2月14日 (高)儒生らの上疏や伏閤行為を一切禁止することを命令

1874(高宗11)年2月26日 華陽洞書院の復設を請う持平金在鳳の上疏 → (高)すでに万東廟祭享を復旧したと回答

1874(高宗11)年3月4日 華陽洞書院の復設を請う幼学黄学周らの上疏 → (高)すでに万東廟祭享を復旧しており、書院復設と宋時烈の義理とは関係ないと回答

1874(高宗11)年3月6日 華陽洞書院の復設を請う忠清道儒生幼学李皐翼らの上疏 → (高)すでに答えたことであると回答

1874(高宗11)年3月10日 華陽洞書院の復設を請う京畿儒生幼学呉奎善らの上疏 → (高)すでに答えたことであると回答

1874(高宗11)年3月20日 万東廟の再建のために戸曹の上納銭5000両を支給

1874(高宗11)年4月15日 華陽洞書院の復設を請う京畿道儒生成錫煦らの上疏 → (高)学業に専念せよと回答

1878(高宗15)年4月4日 (高)書院復旧に関する上疏を一切禁じることを命令

以上の書院政策の推移から分かるように、大院君の書院政策は、政策の名分と正当性の確保に注力しながら、徐々に強化・拡大していった。元々、書院は儒教と儒学者を尊ぶため立てられたものであり、君主が親筆懸板・免税地・奴婢を支給して、それに対する尊敬を表すほど重視されたところであった。しかし、このような特恵・特権によって書院の重複設立や競争が増

加・深化するにつれ、それは国家の財政減少・世論掌握・派閥造成・民生弊害などを引き起こす主な原因に変じていた。特に、国家から免税地や奴婢が支給された賜額書院は、彼らの持つ特権を利用して私的な利益追求を図り、国政運営に深刻な蹉跌をもたらしていた。したがって、政府は問題解決のために書院対策の樹立や施行を試みていたが、勢道政権期において更に弱まった中央政府の統治権を以て、既得権維持のため対抗する在地儒生両班の反発を抑えることは無理であった。

在地両班の書院を中心とした特権と利害関係の形成・維持は高宗の即位以後にも持続していた。このような状況の中で急激な書院改革は、むしろ幼い高宗の正統性に深刻な打撃を与えるのみならず、権力基盤の弱体化につながる恐れがあった。そのため、大院君はまず書院に対する徹底的な調査を指示、書院の実態を把握して、その問題点を浮き彫りにしたうえ、書院を改革・撤廃しなければならないという雰囲気を造成して正当性を確保しようとした。

こうした書院政策は数次にかけて実施されていき、1871(高宗8)年3月になって決着が付けられるようになった。1871年3月12日、高宗は、大院君の書院撤廃政策を支援するため、成均館儒生と直接会って書院整理の必要性と正当性を説明した後、次のように述べた。

> 書院の設置は、道学・忠節が百世の後にも変らない公議を待ってはじめてこそ擬議することができる。しかし、近来になってそうではないが、これがどうして書院を設置する本意であろうか。また、一人の書院が四五所に達するものがあるが、甚だしく道理のないことである。今後は、道学・忠節があって公議に合う者以外は一切、設置してはならない。そして、(道学・忠節があり公議に合って)書院を設置した者と雖も一人につき一院以外に重複して設置してはならない。道学・忠節をすべて整えた人以外に勝手に許してはならず、これを金石の典と為すべきである427)

ここで、高宗は成均館儒生を相手に、書院を設置するためには当事者(書院に祭られる人)が道学と忠節を持っており、それも公に認められる水準でなければならないと強調したうえ、一人当り一つの書院の設置に限るようにすることを指示した。同日、高宗は儒生との所見が終った後、雲峴宮を訪問したが、ここで大院君との間で書院問題に関する相談があっただろうと思われる。その上、1871年3月16日、高宗は領議政金炳学と書院整理について意見を交した。

> 高宗　「前回、書院のことで伝教したことがあり、また明倫堂儒生が入侍した時も下教したが、卿(金炳学)はすでに知っているのか」

427)「仍引見四齋掌議、參班儒生。敎曰、『書院設置、卽有道學、忠節、俟百世不易之公議、然後始可擬議。而近則不然、是豈設院之本意乎。且一人之書院、或至四五處者、亦甚無義。自今爲始、道學、忠節之公議所愜外、切勿設置。而雖有設院之人、一人一院外、毋得疊設、至於謹悉道學、忠節人外、亦不得妄許、以爲金石之典』」「還宮時 歷覲雲峴宮」(『高宗實錄』1871(高宗8) 3 12)

金炳学「すでに下教は承っておりますが、儒生の入侍の時の下教は、まだ聞き及んでおりません」

高宗　「書院の設置は、最初前朝の人であった文成公安裕の道を慕うところがあったので、書院を建てて霊を安んじたものである。しかし、近来には無窮の弊が生じ、家ごとに書院があって、また一人に四五六個所の書院を建てているところがよくあった。…聞くところによると、永安府院君(金祖淳、純祖妃の父)に対しては彼を主壁に祀った書院があるという。この国舅は、何十年間も国に勲労があったので、壮大で盛大でないことはなかった。ただ、士論は必ずしもそれほどではなかった。甲子(1864年)の初め、士論が発して麟坪大君の書院を建てた時、大院君が即時に毀撤した。今の書院問題を正したのは、遠きを経るの計画である。私には聖賢を尊ぶ心がある。重複して(書院を)設置するのは、実に尊賢の本意ではないためにこのようにした。今日の大臣らとの問答は朝紙に(載せて)頒布すべきである」428)

この日の高宗の発言からは、高宗 — 正確には大院君 — の書院撤廃に対する強力な意志が表れているとともに429)、書院政策における特徴を窺うことができる。第一に、書院政策の最後の段階では領議政金炳学があまり関与していなかった。高宗は当時の重要な政治事項について、主に議政府が主導・議論して大院君に申し上げて決めるようにしていた。また、金炳学は大院君の軍政政策を主導して、大院君の財政拡充・軍営整備・民生政策・紀綱確立などの活動について自ら取り上げて称えるほど、大院君政策の積極的な支持者であった。しかし、書院撤廃問題に対しては、礼曹が主管して大院君に申し上げて定めることが命じられたうえ、金炳学が高宗の成均館儒生と面談したことも知らなかったほど、書院問題の決定の過程で金炳学の役割が重視されていなかった。これは、書院整理が老論の勢力基盤と関連した問題であり、安東金氏勢道の起源とも言える永安府院君金祖淳の書院が直接に取り上げられている状況の中で、安東金氏の金炳学と書院廃止政策を相談して、彼に政策推進を任せることが困難であったためであると考えられる。

---

428)「仍敎曰、『前以書院事、有所傳敎、且明倫堂儒生入侍下敎。卿已知之乎』。炳學曰、『已承下敎、而儒生入侍時下敎、未及承聞矣』。敎曰、『書院設置、始以前朝人文成公安裕之道學有所寓慕、建院、妥靈者。而邇來無窮之弊。家家有院、一人之四五六處建院、比比有之。各其本孫之周旋爲家廟矣、本以尊賢之義、近作爲先之事。且道學、忠節姑舍、一次輔導之人、則每多建院與生祠、此非當然之事。聞永安府院君有主壁之院'云。此國舅之幾十年勳勞於國、未嘗不壯且盛矣、惟士論則未可必也。甲子初、士論齊發、麟坪大君書院營建云者、大院君卽地毁撤矣。今此書院歸正、卽是經遠之謨也。予有尊賢之心、則疊設、實非尊賢之本意、故如是矣。今日筵說、頒布朝紙、可也』…炳學曰、『而前後聖敎、每慮貽弊民間、至有疊設釐正之敎、爲民聖念、萬萬至當。禮判稟正後、自當次第擧行矣』」(『承政院日記』1871(高宗8) 3 16)

429)当時の禮曹判書は趙秉昌(1870年11月24日から1871年3月25日まで禮曹判書に在任)であった。大院君は代表的な大院君派人物である趙秉昌を禮曹判書に任命して書院問題を担当させようとした。これは、大院君が、大事を推進させるほど、趙秉昌を信頼していたこと、あるいは書院整理が親大院君的な人物に担当させなければならない重大な政策であったことを意味している

第二に、高宗は、金祖淳の国への貢献が多大で書院に祀られるのは当然であるとしても、士論はそうではないと論じて、書院設立の本意とは異なる士論の形成の問題点を指摘した。また、大院君が士論によって立てられた麟坪大君の書院をすぐ撤廃したことを強調し、たとえ祖先を慕うことであるとして士論の発起による書院設立は容認しないことを明らかにした。高宗は、聖賢を祀る書院を中心として本来の意図とは異なる士論が発している状況を批判して、それを警戒するためにも書院を廃止しなければならないと主張したのであった。これは、大院君が高宗の即位初期から書院撤廃の計画を持っていたことと、その重要な理由の一つが書院を中心として士論が形成されて、地方社会の世論を主導して中央政界にも影響を及ぼす状況の阻止にあったことを表していると言える。

第三に、書院政策を推進していた初期である1865年3月に万東廟祭享を停止させた時には、この措置の朝紙頒布を禁じるほど、この問題が公に知られて話題になることを避けようとした高宗が、1871年になると、全国の書院を対象とした改革を進めながらも、堂々と朝紙へ頒布することを指示した点が注目される。これは、1865年に万東廟一つを改革するにおいても世論の反発を気にしなければならないほど、老論中心の地方儒生の影響力が大きくて、中央の統制力が地方にまで及んでいない、すなわち大院君と高宗の権力基盤や統治力がまだ堅固ではなかったことを意味している。しかし、1871年頃の書院政策は、高宗が儒生の前で書院政策の当為性を強調するとともに、安東金氏勢道の始祖である金祖淳の書院を例に挙げて士論の発現を問題視したうえ、書院政策の全国的な公表を命じるところまでに至っていた。言い換えると、高宗の即位初期、まだ確固たる統治権を確立していなかった大院君は、重要な政治的基盤である儒生や老論勢力の反発を引き起こす問題を、なるべく公開・公論化しないようにしていたが、1871年には書院政策の正当性を積極的に主張しながら徹底的な改革を推進するほど、大院君の統治権と基盤が強化・安定していたのである。

こうして、書院政策に対して説明・説得しつつ、政策推進の名分を確保していた高宗は、3月18日に畳設の撤廃を、礼曹判書が大院君に申し上げて決めるように命じた[430]。3月20日に礼曹は、大院君に指示によって賜額書院の中での47ヶ所を除外したすべての書院の撤廃が決定された、と報告した[431]。すると、同月25日の次対で、高宗は再び書院整理の正当性について強調したうえで、残った書院の結卜支給・廃止について、戸曹判書が大院君に申し上げて定めるように伝教した。これに対して領議政金炳学と右議政洪淳穆は、書院撤廃が民のための政策で

---

430)「教曰、『日前、書院事、有所下教矣。先賢之陞廡、配食、道學淵源之在此、而然則祠院俎豆、諒出尊慕之意。文廟從享人以外書院、竝爲撤享。至若忠節、大義之炳人耳目、亦不可無崇報之地。此爲十分稱停、然後允合事體。禮判、又稟定于大院君前、而疊設撤享、依前下教施行』」(『承政院日記』1871(高宗8) 3 18)

431)「禮曹以書院疊享毁撤事、謹依兩度下教、臣秉昌進詣大院君前稟議、則以爲聖廟東西廡配食諸賢及忠節、大義卓然炳烺、實合百歲崇奉之四十七院外、竝爲撤享撤額之意、奉承教意、已賜額常存處、四十七院、謹玆別單書入、待啓下、行會各道啓」(『承政院日記』1871(高宗8) 3 20)

あると述べて高宗の志を称賛した432)。ここで表れているように、書院政策を実質的に主導したのは大院君であり、高宗は大院君の政策と彼の統治権の行使を正当化・公表する役割を遂行していた。言い換えると、大院君は、彼を全的に信頼していた高宗が、君主の権力を委任する形式を取りながら、彼の国政運営を支援していたため、より円滑に政策を推進することができたのであった。

大院君政権期に行われた書院政策において注目される点は、それが大院君の権力の掌握と拡大の過程と一致しているということである。高宗即位初期における書院政策は書院の問題点の把握や改善が模索されたうえ、神貞王后と高宗の指示で万東廟・華陽洞書院の祭享停止が推進されるようになった。最初に、宋時烈に関係する書院・廟でありながら、老論の拠点であった万東廟と華陽洞書院が改革の対象となったのは、大院君の書院政策の目的がまず老論勢力に打撃を与えることにあったということを表している。しかし、政権初期に大きな反響を引き起こしたくなかった高宗は、万東廟祭享を中止する時に、この事実の朝紙への頒布を禁じて、それが公に知られることを阻止しようとした。また、その撤回を求める反対上疏が相次ぐと、神貞王后の指示であることを強調して事態を速やかに収拾しようとした。

ところが、高宗は、1867年に万東廟祭享の中止に反対して辞退を請うた吏曹判書宋近洙の上疏を受理して以後の書院関連の上疏の提出を遮断しようとしたうえ、書院新設の禁止、弊害の多い賜額書院の廃止など、しだいに書院政策を拡大しつつ、1870年代に入ると、大院君の公式な主導の下、書院整理を断行することを命じた。特に、書院整理の最終段階であった1871年3月、47個所以外の書院をすべて撤廃した時には、議政府との相談を経ず、禮曹判書が直接に大院君に申し上げて定めるようにしていたが、これは大院君の統治権が、それ以上老論と安東金氏勢力と妥協する必要がないほど確立されたことを意味している。要するに、まだ確固たる権力基盤が確保されていなかった政権初期、神貞王后と君主である高宗の権威を借りて、書院の弊害に対する問題提起をつうじて書院撤廃の妥当性を主張し、既存政治勢力、特に老論の抵抗を抑えて推進された書院政策は、大院君の統治権が強化されるにつれて、大院君が直接で公式に政策を主導して、47ヶ所を除いたすべての書院を撤廃する段階にまで至ったのであった。また、万東廟や華陽洞書院の廃止の時に起きたような儒生と官僚の反発が、大規模で書院を整理した1871年にはなかった事実も、当時の大院君の権力が如何に堅固で多大であったのかを物語っていると言える。

書院政策において注目されるもう一つの特徴は、高宗が親政宣布以後にも大院君の書院政策を維持したことである。高宗は統治権を回復する過程で多くの大院君政策を中断・廃止してい

---

432)「教曰、『各書院、今爲釐正。大抵私建書院、實非尊賢之道也。且本邑之享需封進、則結卜之又爲劃給、此爲疊送也。此亦戶判稟定于大院君前、卽爲行關歸正也』。炳學曰、『書院結卜事、今因朝令而歸正、則此專由於爲民聖念、謹當依下敎知委、使之卽爲擧行矣』。淳穆曰、『祠院屬付之規制裁定、惟在於朝家處分、而寔爲民之至意矣』」(『承政院日記』1871(高宗8) 3 25)

たが、儒生と官僚の強力な要請にもかかわらず、万東廟祭享の復設を命じるに止まっていた。高宗は、大院君の書院政策を実施した理由が、書院が中央集権化に阻害になるためであったことを承知しており、大院君の書院政策を踏襲することが自分の統治権の確立に有利であると判断していた。したがって、彼は、他の書院の再建や新設を規制して、大院君の書院政策の基調を維持する立場を堅持していった。また、自分の統治権回復と親政体制の基盤となる老論勢力の糾合に必要であり、最も大きな反論を引き起こしていた、万東廟祭享に対する復設を許可したものの、復設された万東廟の祭祀などの運営・管理を政府で担当することを定め、万東廟をはじめとする書院が再び在地儒生の勢力結集地になることを事前に阻止しようとした。

当時大院君が書院整理を通じて目指したのは、地方世論と各党派との連携と、彼らが中央統治に与える影響力を遮断して、王室・中央権力の強化、中央統治力の地方への拡大・発揮を実現することであった。また、書院勢力の地方行政府へ圧力の行使や結託を防いで、地方行政の正常化と、書院に帰属された税源と軍丁を国家所有に復させて、政府財政と軍需を拡充することに、その目的があった。このような側面から、大院君の書院政策はその実効を収めており — 在地儒生や既得権勢力の反発を買って、大院君退陣の要因の一つになっていたが—、強力な君主の統治権確立を追求する高宗としては、書院政策を持続する必要があった。それゆえ、高宗は神貞王后の指示という名分を強調し、万東廟以外の書院復設を許可しなかったのみならず、書院復設に対する上疏を一切禁じるなど、大院君の書院政策を維持していったのである。

大院君の書院政策は、彼の中央統治権強化と関連して推進されていた。高宗即位以前から、大院君は中央の影響力が弱まって統治権が行使されていない状況を経験しており、全国に数多く散在する書院が中央権力の弱体化と地方統制の不能をもたらす主たる原因であると判断していた。当時の書院は、納税と書院所属の儒生・奴婢の軍役の回避の温床になって、租税制度と身役を紊乱させており、地方の世論を主導して中央政策の迅速な遂行に障害になっていた。したがって、大院君は書院の所属者を軍額に充てて財源を拡大するとともに、高利貸など民生に負担を与えていた書院問題の解決をつうじて、統治権を強化・安定させようとした。しかし、書院は在地両班の権力と既得権維持の基盤であり、これを一挙に廃止するのは無理であったため、書院の持つ問題点を浮彫りにするとともに、神貞王后の権威を借りて、反対世論を説得、あるいは統制しながら書院政策を進めていった。このように、最初には制限的に実施されていた書院整理は、大院君の統治権が強化するにつれ、老論や儒生勢力を排除したうえで、大々的に推進されるようになったと言えよう。

(2) 武断土豪政策をつうじた民生安定、および地方行政統制の企図[433]

433)大院君の武断土豪政策に関しては、郭東璨「高宗朝土毫の成分と武断様態」(『韓国史論』2、ソウル大学

大院君が地方勢力の統制と民に対する弊害の除去を通じて中央統治権力の安定的な確保を試みて施行したもう一つの政策は、武断土豪勢力の抑制である。土豪は地方の土着勢力であり、土地と富を基盤として地方社会の政治・経済に大きな影響を及ぼして、朝鮮建国初期から問題性が指摘されてきた勢力である434)。この集団は、中央政府の地方への影響力行使の弱化を利用して、地方行政に大いに介入したうえ、地方官と結託、あるいは彼らを支配し435)、租税制度を紊乱させていた。土豪勢力は彼らの持つ権力を利用して田税や軍役からの回避を公然と行っていたのみならず、還穀運営に介入して不当利益を得て、租税制度の混乱や財政減少をもたらしていた。また、国税以外にも私的な税金を新設して一般民から徴収し、民生の負担を加重させていた436)。したがって、税源を国家に還元して財政を拡充し、民への負担を減らして権力基盤を安定させるため、武断土豪勢力の鎮圧は不可欠であった。

高宗が民生問題に多大な関心を寄せていたのは、第二・四章で詳細に叙述しているが、彼はとりわけ民の生活の困難や、それをもたらす原因の把握と除去を唱えていた。高宗としては、民から不当な税金を徴収して民生の負担を増加させる土豪勢力を見逃すことはできず、大院君の目指す統治権の安定と確立のためにも、国家紀綱と法規を無視する土豪の武断行為は迅速に解決すべき課題であった。

大院君政権期の武断土豪政策は、1866年に高宗が公式に親政を闡明してから本格的に展開するようになった。1866(高宗3)年2月13日、神貞王后が垂簾同聴政を終了すると、高宗は同月27日に朝参を行い、親政が始まったことを公に示した。27日の朝参の際、彼は当時の最大の

人文大学国史学科、1975)、徐台源「営将制と土豪統制」(『慶州史学』12、1993)、裴基憲『朝鮮後期郷村支配秩序と土豪』(啓明大学修士論文、1984)、黄夏鉉「李朝後期の土地所有関係に関する研究」(『経済研究』5-2、漢陽大学校経済研究所、1984)などを参照

434)土豪は高句麗・百済・新羅の時には豪族として呼ばれた勢力である。国家の中央集権化以来、中央の権力が各地方の有力者やその集団を完全に統制できなかったことによって問題視されはじめた。特に新羅末から高麗初めまで、豪族勢力を抑制するための中央政府の努力が活発に起きていた。地方の有力者、あるいは有力集団である土豪は、いつも存在してきたが、彼らが問題になるのは中央権力を上回る影響力を行使して、地方の財政・軍政を支配することで、中央政府の政治運営に蹉跌をもたらしていたためであった。朝鮮後期、土豪の最大の弊害は、田税をはじめとする各種の税の脱税や、私的な徴収による国家財源の縮小と財政減少、民への負担加重などであった

435)1864年11月、高宗の講筵での発言で問題を引き起こしていた姜長煥のように、中央官僚が土豪として武断行為をする場合もあった　-『承政院日記』1864(高宗1)年11月9日・11月28日・12月12日の記事と第二章第一節の3を参照

436)純祖25(1825)年11月、右議政沈象奎は民生の苦痛について論じた上疏を提出した。その内容の中で外邑の民の状況を見ると、収穫が10年前と比べて半減したが、彼らの払うべき税は、田税・大同米・三手糧・衙禄などを合わせて、嶺南・湖南が毎結当り米7,80斗から5,60斗、畿甸の最低のところでも30余斗もあった。その他にも、結銭・身布・烟戸役・族徴・洞徴があり、郷庁・作庁・将庁・奴令庁・面任・里任の収奪とともに、武断土豪からも搾取されていた。このように、民は基本租税のうえ、他人の税を強制に負担させられており、地方官庁と官吏、土豪からの二重・三重の税金収奪に状況に処されていた　-「以言乎外邑之民、則農者、所以生穀、而地力未必日腴、水源未必日涸、而所収漸少、比之百十年前、幾至減半、而一結所納田税大同三手之糧衙禄之需、嶺湖則毎結米或七八十斗、或五六十斗、而畿甸之最薄者、猶為三十余斗、其外結銭也身布也、烟戸之役也、又有族徴洞徴、郷庁・作庁・将庁・奴令庁・面里任之収斂、喙喙争嚇、而武断土豪、又従而剥割之」(『純祖実録』純祖25(1825)年11月19日)

急務が議政府の紀綱確立と地方武断土豪勢力の抑制による民生安定であると力説し、土豪が民生不安と困窮に与える深刻な弊害を取り上げて、その速やかな解決を求めた。

> 年少な私が難しくて重大な責任を受け継ぐようになり、頼む所は内には大臣と諸臣であり、外には方伯と守令である。日々に風俗が変って紀綱が頽れる原因は、すべて法律が信ぜられず命令が行われないためである。国の柱である三政が近来に紊乱したのは、方伯と守令が察しない失によるだけではなく、卿宰・名士・士族が住んでいる邑では、吏民の主である守令がほとんど客官のようなためである。郷里に住む土豪は「川は流れても石は転がらない」と言って、一邑の三政と大小公事に関与しないことはない。そのため、守令は自由にすることが難しく、吏民は奔り回るのに疲れている。…現在の急務はただ二件ある。一つは内にして廟堂が私的な関係にこだわらず法令を厳格に立てることであり、一つは外にして各邑に住む土豪が悪習を捨てて生業に専念することである。…土豪の武断は私が潜邸にいた時からよく聞いて知っていた。今、某邑某人と一々挙論する必要はないが、(私は)すぐ側から万里のところまで見通して、これを寝室の壁に書いてある。国家の安危はこれ(土豪の取り締まり)にかかっているのみである[437]

高宗の言に表れているように、当時の土豪は地方官の統治活動を制限するとともに、邑吏が疲れるほど地方行政に大きく関与し、三政を紊乱させる重要な原因になっていた。高宗が親政の開始を知らせる場で、武断土豪の問題を持ち出したのは、武断土豪が統治体制に与える悪影響が多大であることを意味していた。また、単に武断土豪の摘発や処罰のみを求めるのではなく、国の紀綱の紊乱と法律が守られていない状況を強調し、武断土豪の悪行を即位以前から把握していたと述べたことは、土豪抑圧政策が大院君の意図の反映であり、大院君の総体的目標であった中央統治権の確立の一環であったことを表している。言い換えると、強力な中央権力の回復による国家再建を目指す大院君は、中央政府の権威を毀損して地方行政の円滑な遂行を阻止、そして民への負担を増加させる土豪勢力の武断行為を治めようとしたのである。

大院君の土豪抑圧政策は、書院の場合と同じく、名分獲得と状況把握のため、全国の土豪の実態調査から始まった。1866年、高宗は土豪の引き起こす弊害に対する把握と取締を命じ[438]、地方と京郷土豪への制裁を試みたうえ、1867年には全国に暗行御史を派遣して全国規模の大々的な土豪規制と処罰を推進していた。

---

437)「傳于李元會曰、『予以沖年、叨承艱大之責、所恃者內而大臣・諸臣也、外而方伯・守宰也。風俗之日移、紀綱之日頹、無非法不信令不行故耳。三政者、卽國之樞機、而近日三政之紊亂、非獨方伯・守令不察之失。卿宰名士士族居鄕之邑、吏民之主倅、殆若客官然、而居鄕之土豪、謂之以江流石不轉、一邑之三政、與大小公事、無不干預、主倅難於左右、吏民疲於奔走。…目下急先務、只有二件事、一則內而廟堂、毋看顔私、嚴立法令也、一則外而居鄕土豪、斂戢惡習、安生樂業也。…且土豪武斷、予自潛邸、已有所慣聞稔知、到今某邑某人、雖不必一一枚擧、階前萬里、無遠不燭、書諸寢壁、自有斟量者矣。今日國之安危、在此而已』」(『承政院日記』1866(高宗3) 2 27)

438)『承政院日記』1866(高宗3) 5 27・6 2

このような過程をつうじて土豪の持つ問題点が浮き彫りになっていった。土豪の武断行為の弊害に対して、高宗は「軍政の充当は、校院・稧房・京郷土豪の墓村から公平に徴収すれば十分に解決できる」439)と論じ、土豪が軍丁不足の主な原因であることを表した。議政府は、「毎年耕作している土地の不法免税、新たに開墾した土地の課税漏れ、都吏の隠匿行為、邑の財政に回しているところは、另に守令に命令して詳密に調査せよ」と報告し、土豪の租税上の不正行為を告発した440)。また、地方官や邑吏が土豪との利害関係や土豪の威勢を恐れて、彼らの土地の総結の正確な把握に踏み切っていないと強調し、民に租税を不当に転嫁して恨みの原因となっている土地結数に対する厳密な調査が先決されるべきであると唱えた。その上、吏曹判書李載元は、「島と陸地に対する立案や、漁塩の私税、郷班・土豪の冒占勒徴の弊害に関する法律を定めるべき」441)と述べ、法律に依る強力な規制を促した。金炳学は、「均役庁所管の浦口税・塩盆税と漁基税を、各宮・各司と郷班・土豪などが結託して無理やり徴収している」442)と、土豪の弊害の深刻さを指摘しており、忠清道暗行御史の洪澈周は、「三政紊乱のすべての原因が奸吏と土豪の致すところである」443)と報告し、双方の不正行為が国家財政混乱の主犯であると強調した。こうした高宗と政府官僚らの発言から、土豪邑吏の結託が不公正な租税制度の運営、民心と民生の悪化、かつ社会不安を助長する深刻な社会問題であったことが明らかである。要するに、当時の土豪問題は単に個々人の不正な蓄財という次元を越えて、守令・邑吏などの地方勢力との連携をつうじて、国家行政と財政の根幹をゆさぶる深刻な水準に至っていたのであった。

このように、武断土豪が引き起こす問題を具体的に把握するようになると、大院君は1867(高宗4)年に全国各地に暗行御史を派遣して土豪の大々的な索出作業に着手した。この時、暗行御史の別単には多数の武断土豪の名前が明示されたが、それから、武断土豪の大部分が在地儒生や前職官僚であったことが見て取れる444)。これは、武断行為をする主体が地方の上流支配階級であり、被支配階層であった一般民が彼らの横暴に耐えるしかなかったこと、また、統治

---

439)「雖以軍政言之、校院与各処稧房、京郷土豪邱墓之村、一依年前慈教定式、則優可以分排充定」(『承政院日記』1866(高宗3) 5 27)

440)「以言田政、則豪強之膏沃、奸猾之碗囊、百計圖免、昨陳今起、此落彼生、卽理勢之必然。而一入災傷、便屬永陳、使國結日減、寧不痛惋。常耕之冒頃、新起之漏稅、都吏之所匿、邑況之所付、另飭守宰、躬行査檢。勿憚威勢、勿較利害、釐正執總、先以査起之爲幾結、消詳馳啓。從其勤慢、大行黜陟、審覈虛實、毋或爲結民之冤徴」(『承政院日記』1866(高宗3) 6 2)

441)「吏曹判書李載元疏曰、『所謂島陸之立案、漁塩之私税、郷班土豪冒占勒徴之弊、自当有這這立法之道矣』」(『承政院日記』1866(高宗3) 8 7)

442)「炳学曰、『諸道各浦口、塩盆漁基之税、自是均庁所管。而挽近中外牟利之輩図嘱各宮、各司与夫郷班土豪、創出税名。或冒作節目、或称有立旨、督索勒奪、椎剥随之、廟堂之前後申禁、亦屢矣』」(『承政院日記』1866(高宗3) 7 30)

443)「三政紊乱之弊、専由於奸吏土豪之所致」(『承政院日記』1867(高宗4) 4 27)

444)「土豪前参奉李在喜、進士柳孝陸・金亀洛・李晩洞・朴海寿・成粛源・姜福・鄭象庚・金麟燮・権寅夏・申錫輔・曺三奎・金炳昱・張文法・李有謙・金輝大等、刑配」(『承政院日記』1867(高宗4) 7 1 8、慶尚道暗行御史朴瑄寿の別単)

行政上、在地儒生との協調が必要であった地方官 — 観察使なり守令なり — としては、土豪の武断を徹底に摘発して取り締まることが容易でなかったことを表している。それゆえ、大院君は、武断土豪政策を、地方官に対する厳格な規制や書院廃止政策と同時に推進しながら、中央統治権力の拡大と地方行政の正常化を成し遂げようとした。

大院君は分散した地方権力を中央政府へ統合・吸収して、地方勢力の不正腐敗を阻止して、国家財政の拡充や民生安定、かつ世論の統制をつうじて国政の円滑な運営を試みていた。そして、高宗は、土豪問題の処理過程において、単に暗行御史の報告のみに頼らず、個人的な情報 — 主に大院君の意見 — を反映していた。

> 慶尚道暗行御史の土豪別単は必ず道内の隅々まで探聞して端緒を得てから並べるべきである。しかし、私は潜邸で、嶺外での武断土豪の主だった者は金鈺・張膺杓・成在平であると聞いていたが、どうして別単に入っていないのか。顧みて忌避するところがあるためであるのか、彼らがその間に過を改めて善くなったためであるのか。詳細に調査しなかった罪が免がれがたいところがある。慶尚道暗行御史の朴瑄寿に譴責、罷免の罰を施行せよ。そして、金鈺・張膺杓・成在平はみな流配刑に処せよ445)

ここで、高宗は潜邸で聞いた話を出して、武断土豪の名簿になかった三人に対する処罰と、彼らの名前を報告しなかった暗行御史の罷免を命じ、より徹底的な武断土豪の摘発を求めた。また、武断土豪の名前の記入漏れが暗行御史の不十分な調査や土豪との不適切な関係によるものであると述べ、武断土豪を索出して取り締まる暗行御史に対しても厳重に対処すべきであると強調した。高宗は、報告の内容が不正確で不十分であると判断した場合には該当暗行御史を罰しまで、武断土豪問題の解決に積極的に対処しようとした。そして、ここで彼の言及した三名が大院君の指名した人であることは言うまでもないだろう。

武断土豪政策は、宗親府の権限・地位強化を推進しながら、中央と地方の官吏の紀綱紊乱や、在地儒生と両班の武断行為の問題性を深刻に受け止めていた大院君による中央統治権強化政策の延長線上で実施されていた。高宗即位前から武断土豪の問題点を把握していた大院君は、高宗が即位すると、武断土豪を摘発・処罰し、中央政府による地方統制力の回復や租税制度の確立と円滑な運営を図っていたのであった。

このように大院君政権期に行われた武断土豪の関連政策と進行過程を整理すると、次のとおりである446)。

---

445)「敎曰、『嶺南繡衣之土豪別單、必也徧探一省、深得其端緒、然後可以臚列。而余自潛邸、聞嶺以外武斷之魁、卽金鈺、張膺杓、成在平云、而胡爲不入於別單乎。有所顧忌而然邪。間果改過遷善而然邪。不審之失、在所難免。嶺南御史朴瑄壽、施以譴罷之典、金鈺、張膺杓、成在平、竝施以竄配之典』」(『承政院日記』1867(高宗4) 7 23)

446)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』から作成した。(高)は高宗の伝教である

1864(高宗1)年1月15日 副護軍高時鴻が守令・吏胥の隠結と、武断豪富の防結を告発 → (高)念頭に置くと回答

1864(高宗1)年12月12日 儒臣でありながら武断土豪の名がある公忠左道査覈御史姜長煥を島配の刑に処する

1866(高宗3)年2月27日 (高)土豪の悪習の厳禁を全国に通告することを命令

1866(高宗3)年5月27日 (高)校院と各処の稧房・京郷土豪の墓村などに一斉に軍政の課税を命令

1866(高宗3)年6月2日 京班の庄園と地方土豪の土地から一々収税することを命令

1866(高宗3)年8月7日 (高)島と陸地への立案や、漁塩の課税、郷班・土豪の冒占勒徴の弊に関する法律を定めることを約束

1866(高宗3)年8月9日 吏曹判書李載元が上疏して、康津青山島からの税を李載元家に支給していたのを廃して、鎮の経費に充てること、別子が宮房を設置する時も無土免税田として法典に依って支給することを請う → (高)廟堂・将臣に命じて検討・奏上させて処置すると回答

1866(高宗3)年9月7日 (高)先日の田結調査に対する命令が土豪の権頓[勝手な徴税のがれ]と猾胥[狡猾な胥吏]の隠食[隠し田にして自己の取り分とすること]のためであったことを強調したうえ、徴税の負担を民に転嫁する行為を厳禁することを指示

1867(高宗4)年2月30日 土豪による沿江での私的な税の徴収を厳禁

1867(高宗4)年3月25日 (高)土豪の武断する状況に対して質問 → (前公忠監司申櫶)よくなっていると奏上

1867(高宗4)年4月20日 (高)土豪の武断する状況に対して質問 → (忠青道暗行御史洪澈周)すでに報告済みと奏上

1867(高宗4)年4月21日 公忠道暗行御史の土豪別単に従って刑罰を決定

1867(高宗4)年4月23日 土豪に関する報告が不正確であった公忠道暗行御史洪澈周を免職処分

1867(高宗4)年4月24日 公忠道暗行御史洪澈周の土豪別単によって前正言南宗斗らに対する処罰を決定

1867(高宗4)年7月18日 慶尚道暗行御史朴瑄寿の土豪別単に従って刑罰を決定

1867(高宗4)年7月21日 吏曹が、安郊駅の位土[駅の経費に充当する土地]が長期間土豪に占有されてきたので禁止を命じたが、昌楽察訪金鼎燮が土豪と結託して暗行御史の存在も恐れていなかったと報告し、慶尚道昌楽守令と昌楽駅察訪の罷免を請う → 許可

1867(高宗4)年7月23日 (高)土豪別単の報告が不十分なため、慶尚道暗行御史朴瑄寿を罷免。武断土豪の金鈺らを流配

1867(高宗4)年8月19日 流配に処された土豪成在平が80才になったとして放免

1867(高宗4)年9月17日 京畿都暗行御史朴斉寛の土豪別単に従って刑罰を決定

1868(高宗5)年10月7日　三軍府が、京班・土豪の漁船・商船からの私税勒徴を禁じることや、旅閣主人を復設して、公税として徴収し、軍需に補用することを建議 → 許可

1868(高宗5)年10月27日 江原道での土豪の各駅の位土復結[税を賦課しない土地]の強奪と売買行為を厳禁

1868(高宗5)年11月30日 (高)民が守令を追い払った行動は土豪の武断を阻止できなかったためであると述べ、厳重な調査・処罰を指示

1869(高宗6)年10月3日 (高)卿・宰(二品以上の官僚)・土豪らの土地占奪と脱税を戸曹が各道に命令して調査して課税することを指示

1873(高宗10)年12月21日 (高)土豪の武断を状況に対する質問 → (領議政李裕元)今はないと奏上

1874(高宗11)年10月8日 (高)物価急騰の原因が土豪と都賈の弊害のためであると慨嘆し、厳重に取り締まることを指示

1875(高宗12)年10月25日 李最応が土豪の武断の民に対する弊害の深刻さと厳格な処罰を要請 → (高)土豪を禁断できないのは道臣と守令の放任のためであり、厳重に摘発することを指示。土豪の弊害が貪官汚吏より深刻で、除去が困難であると吐露。貧困な民の生活を心配する

1878(高宗15)年3月12日 (高)忠清道での土豪らの武断による弊害を厳禁することを指示

1866年頃、高宗は、武断土豪に対する至大な関心を表明し、具体的な真相把握に着手した。彼は、土豪政策が実質的な成果をあげているのか、すなわち政策施行以後に土豪の問題点が改善されたのかを、講筵に参席した地方官経験者に聞いて確かめるなど、土豪問題に関与し続けていた。

このような武断土豪政策とその進行過程からは、いくつかの特徴を見いだすことができる。第一に、土豪問題は中央政府の財政確保問題と密接な関連を持って進んでいた。武断土豪は課税逃れと私的な税の徴収などをつうじて、国家の租税制度を紊乱させて財源を縮小させるとともに民への負担を加重させていた。彼らの不正行為は、開墾地・堤堰・島・陸地などの強奪と課税漏れ、墓村の脱税、漁塩・漁船・商船からの私税徴収、防結[胥吏が土地税を私的に徴収すること]行為、各駅の位土復結の強奪や売買行為、物価上昇の助長等々、租税と経済活動全般にわたって行われていた。それゆえ、大院君の武断土豪政策は、主に彼らの免税・脱税の事実を摘発して課税したうえ、私税の徴収を禁止、あるいは国家の定式な税収に統合させて、国家の財政を拡充する方向へ推進されていた。

第二に、武断土豪勢力は地方官をはじめ、書院勢力とも密接な連帯関係を結んでいたた

め、地方官の統制と書院政策と関連して実施された。武断土豪の多くは地域有力者であり、地方行政運営に影響力を行使しながら、地方統治者である守令や、在地儒生と提携していた。武断土豪は彼らの地位と権力を利用して、地方官の活動と統治を規制して無力化させるのみならず、地方官・書院勢力と結託して各種の不当行為を犯していた。このような武断土豪の取締は国家紀綱の回復と中央統治権の強化のため、必ず行わなければならないことであり、大院君は武断土豪問題を書院撤廃と地方官の管理・監督を同時に進めることを以て、その実質的な効果をより高めようとしたのであった。

第三に、土豪の武断行為は単に個人の不法的な脱税や収奪の次元を越えて、支配階級と結託して、上には国家の統治権と財政に、下には民生の安定に深刻な脅威をもたらしていたため、彼らの不正をより根本的に遮断できる構造の改革や調整が必要であった。武断土豪の弊害は民生に直結していたため、高宗も特別な関心を持って政策の進行過程を見守っていた。高宗は講筵の中で武断土豪政策の施行と効果に対して聞いており、彼らが民生に悪影響を及ぼす実態の改善に苦心していた。しかし、武断土豪政策の進行過程から表れているように、武断土豪政策は土豪個人と関連者中心の処罰と、彼らの不正行為に対する予防の強調に集中されており、土豪が官吏と結託して不正を犯すことのできない制度的改善は推進されていなかった。そのため、大院君政権期の規制によって収まっていたかのように見えた土豪の武断行為は、高宗が統治権を回復する過程で地方に対する統制が緩むと、再び発現し、物価上昇と民生弊害の問題を引き起こすようになった。

その他、武断土豪政策から見られる特徴としては、神貞王后の関与が目立たないこと、武断土豪に対する報告が不十分で該当暗行御史が処罰されたこと、官僚が武断土豪として指名されたり、あるいは武断土豪と関連していたこと、武断土豪であっても年長者は処罰対象から外れていたことなどが挙げられる。

武断土豪は三政紊乱の直接的な原因として民生安定と国家行政に深刻な悪影響を及ぼしていた。それゆえ、高宗の即位以前から武断土豪の根絶を構想していた大院君は、1866年初めから本格的に武断土豪問題の解決に取り組んでいった。大院君は、武断土豪の地方官や書院勢力との紐帯関係を遮断して、円滑な地方統制の実現に基づいて中央統治権の確立を試みた。また、彼らが不正行為を犯す収税源を把握して禁止、あるいは国家財源に編入することを以て、民生安定と財政拡充を同時に図ろうとした。要するに、武断土豪抑制政策は、書院撤廃とともに、不足した軍額を補充して財原を確保・拡大して、富国強兵を成し遂げ統治権を強化しようとする大院君の目標のうえで実施されていたのであった。そして、1870年から73年まで武断土豪問題が大きく取り上げられておらず、1873年12月に李裕元が「今は武断土豪がない」と上奏したことから、大院君の武断土豪抑制政策がある程度成果をあげていたと判断することができる。

ところで、武断土豪問題は単に彼らによる悪行に止まらず、地方官・邑吏との癒着を通じて長

期間持続されてきたものであっただけに、大院君による様々な土豪政策の実施にもかかわらず、彼らの勢力を根絶することができなかった。このような状況で、親政以後の高宗の関心が、大院君勢力の弱体化と君権の確立に置かれて、武断土豪に対する監視と取締が疎かになるにつれ、彼らは再び以前のような不法収税や民生収奪を強化していった。すると、高宗は、繰り返し土豪処罰や雑税禁止などの命令を下して、土豪の抑制を強調していたが、実質的な効果を収めるための常設監視体制の整備や、租税行政制度の改善などが提示されていなかった状況で、土豪の武断行為の規制には限界があった。言い換えると、高宗は地方統制が不可能な根本原因を把握して対策樹立と改革を試みたのではなく、地方官の責任・監督の下で問題を解決しようとしたのであった。結局、制度の改革を同伴しない高宗の武断土豪に対する方策としては、京班・郷班・土豪勢力の武断行為や官吏との結託を防ぐ方法はなかったと言える。

3　軍事政策をつうじた財政拡充、および権力基盤の拡大[447]

大院君は、高宗の即位後に君主と王室の地位を確立するため、持続的に権力基盤を拡大していった。彼は、高宗即位初期に哲宗代の執権勢力と協力しながら政権掌握の便宜を図ったうえで、宗親・璿派の政界進出、議政府の復活、各党派からの人材登用を推進し、権力基盤を安定的に確保していた。そして、大院君は、文臣を優待する社会的な雰囲気の中で長年間にわたって蔑視されてきた武臣勢力に、官職進出と地位向上の機会を提供して、武臣勢力の政界への参与を積極的に誘導し、軍事的基盤を強化することを以て、更なる統治権の拡大・安定を追求していった。

高宗の即位初期において異様船の出没と欧米勢力の交易要求が頻繁に行われていた[448]。これは単に貿易をつうじた西欧の奢侈品の輸入に止まらず、西欧の宗教、すなわち邪教の導入や武力的侵入として受け止められ、統治安定と紀綱確立の次元からも遮断すべき問題として認識された。当時、朝鮮政府の持つ洋学と天主教に関する一般的な見解は、「洋学は父と君を

---

447)大院君の軍事・外交政策については次の研究を参考すればよい - 延甲洙『大院君執権期(1863-1873)西洋勢力に対する対応と軍備増強』(ソウル大学博士論文、1998)、金世恩「大院君執権期の軍事制度の整備」(『韓国史論』23、ソウル大学人文大学国史学科、1990)、윤진헌「大院君の鎖国政策に関する研究」(『東亜論叢』33、東亜大学校、1996)、金潤坤「興宣大院君の鎖国主義的政策論」(『韓国行政史学誌』7、1999)、林在讃「丙寅洋擾前後における大院君の軍事政策」(『慶北史学』24、2001)、林在讃「三軍府の復設背景」(『新羅学研究』3、1999)、金淇森「興宣大院君時代の鎖国政策とその政治的功功績に関する研究」(『社会科学研究』朝鮮大学校社会科学研究所、1980)

448)当時、朝鮮に現れて交易を求めていた例は、次のとおりである。1864年2月、ロシア人が慶興府の頭湾江邊に出現して交渉を要求(『承政院日記』1864(高宗1) 2 28)、同年7月、京畿道徳積鎮屈業島に異様船が出没して民家から略奪する騒ぎを起こす(1864(高宗1) 8 8・8 9)、1865年7月、延日県林谷津付近に怪しい西欧船舶の漂流がある(1865(高宗2) 7 27・8 3・8 1)、同年7、8月、甕津府昌麟島に停泊した異様船から送られた冊子が警戒心を誘発(1865(高宗2) 8 20)、同年11月、再びロシア人が交渉のため慶興府を訪問するという通報(1865(高宗2) 11 10・11 11)

も無視する邪悪なものである。国の法律が禁じており、正道を裏切って邪教を信じるのは夷狄や禽獣である」というものであった449)。それゆえ、邪教を伴う西欧との交流を阻止するとともに、優秀な異様船や西欧武器に対抗して国家を保存するため軍事力の増強が必要であった450)。

1866(高宗3)年に入って、朝鮮は更に強硬な西欧の交渉要求に直面するようになった。戴抜(オッペルト:Ernest　Oppert)が二回にわたって忠清道や京畿の各所に出没して交易を求めており451)、アメリカ船舶のサプライズ(士仏号　:　The　Surprise)は釜山に停泊して貿易を要求した後452)、平安道鉄山府に出没して被害を与えていた453)。これは、朝鮮政府に内通者の索出や地方官吏の派遣・監督などの行政・法律体制の整備を急がせる一方、軍事的側面から辺境防衛の重要性を改めて認識させていた。朝鮮政府は、紀綱の確立をはじめ軍備拡充や軍人増員などを通じて、外勢の武力を伴う通商要求を斥けて西欧の侵入を阻止し、国家を保存しようとした454)。このような状況で起きたシャーマン(Sherman)号との武力衝突455)とフランスとの戦争である丙寅洋擾は、政府のみならず一般民にまで深刻な危機意識を引き起こすきっかけとなった。こうした対外的情勢の変化は、大院君の強兵政策の推進を可能にする名分を提供したので、大院君は武臣の影響力を伸長させて権力基盤と国家結束力を強化する動きに拍車をかけていった。

1866(高宗3)年7月30日、高宗と大臣との召見では国防に関する対策が主題となった。ここで、左議政金炳学はまず、「武備が整わなくて海防の不十分さが朝鮮のような国がなく、現在のような時期もなかった」と力説したうえ、軍事力を強化するため、①各営の兵力の補充、②古い軍器の修理、③軍事訓練の強化、④戦船の補修、⑤軍令の強化、⑥魚塩税の軍需費への転換、を建議した。また、彼は、海防のみならず国内の盗賊や変乱に備えること、西欧との交易が国の財の浪費と民心の疲弊につながるため厳格に取り締まることを強調した。その上、国内に潜在する異端(天主教)勢力が西欧勢力との内通ルートや邪学と邪教、かつ変乱の原因となっていると主張し、斥邪綸音の頒布を促した456)。金炳学の意見は、当時彼が大院君の意思を忠実に代弁していたことから、大院君の対西欧・軍事政策の立場の反映であったと言える。このように、国防強化に対する必要性と期待が高まるなかで、大院君の軍事政策、すなわち武臣勢力の地位を伸張させて軍備・軍役・軍器などを整備する作業は順調に推進されていった。

---

449)「所謂洋学、即無父無君之邪術、而身居簪紳之列、甘心伝習、積久沈惑、邦典所当禁、而謂之不当禁、邪教之背正道、而反謂之正道、是乃夷狄禽獣之不若也」(『承政院日記』1866(高宗3) 1 20)

450)『承政院日記』1864(高宗1) 7 22

451)『高宗実録』1866(高宗3) 2 8、『備邊司謄録』1866(高宗3) 7 5・7 6・7 12

452)『高宗実録』1866(高宗3) 2 25

453)『承政院日記』1866(高宗3) 7 27

454)『承政院日記』1866(高宗3) 7 10・12・14

455)『高宗実録』、『備辺司謄録』1866(高宗3) 7 22・23・25・27付参照

456)『承政院日記』1866(高宗3) 7 30 - この建議による斥邪綸音は翌月3日全国に頒布された。また、金炳学の建議によって本格化した1866～7年における主な軍事政策は、①軍事要衝地に新たな鎮営を設置、あるいは既存の鎮営の補強、②江華島を留守制から鎮撫営に改編して軍事兵営体制へ転換、③ロシアの南下に備えて北方の警備の強化、④大規模な火砲軍の養成、⑤軍器の修理や戦船と火砲などの武器の製造などにまとめることができる(崔炳鈺『開化期の軍事政策研究』、pp39-49)

統治権力基盤の強化のため推進された大院君の軍事政策は、文武臣の均衡配置、国防力増強、かつ攘夷政策に大別することができる。大院君は、墜落した王室と中央政府の権威を伸長させる政策の遂行と同時に、天主教拡大や西欧船舶の通商交渉の要求を遮断して、清を中心とした国際秩序を維持しようとした。このような大院君政権期における軍事政策は、国内外的な情勢の安定を追求して確固たる統治権を確保するところにあったと言える。ここでは、大院君の軍事政策のなかでも、統治権の確立のため行われた武臣待遇改善と三軍府復活、そして鎮撫営改編などの軍備拡充政策に重点をおいて考察することとする。

① 武臣待遇改善政策の推進

大院君は中央統治権の強化を試みた。宗親府と議政府の権限拡大や官庁再建をつうじて王室と中央統治権の回復を推進していた大院君は、同時に武臣勢力の地位を向上させて新たな権力基盤としようとした。彼は、まず、訓錬院の修理を命じて[457]、その修理に関与した三営の大将などを褒賞し[458]、将臣子弟の軍事教育を補強して、軍政を統括できる人力を確保しようとした。また、景福宮工事の提調に武臣勢力を任命して、彼らの活動の幅を広げた[459]。景福宮重建において各営の大将をはじめとする武臣勢力の役割が大きかったことは、景福宮移御を祝う場で高宗が「戸曹判書と各大将や左邊捕盗大将・右邊捕盗大将は幾年の年月に、毎日仕事に励んだ。どうして心遣いを示さなくていいであろうか」[460]と述べたことから窺うことができる。このように、大院君は国家工事に武臣勢力を積極的に動員して実務を任せ、彼らの地位と役割の強化と権力基盤への編入を同時に図っていた。

大院君の武臣待遇改善政策は、宗親府中心に王室の権威を確立して、議政府をつうじて行政権を中央に集中して、三軍府を復活させて軍政を統轄させたうえで、国家の統治権を君主 — 実際には大院君 — が統括できる基盤を作り出す計画に基づいて推進された。したがって、高宗即位初期から宗親・璿派の政界進出を拡大して議政府の権限を回復させた大院君は、武臣に対しても文臣のような体系的な規定と組織を作ろうとした。1864年12月、神貞王后は「文官の分館[461]と武官の録薦[462]の規定は同様のものであり、境界と区分が極めて厳格であるにもかかわらず、近来に武官の録薦法の紀綱が紊乱してきた」と慨嘆し、時原任の武官の将臣が録薦する規定に対して、相談・改正して節目を定めて施行することを兵曹に命じた[463]。これは、

457)『承政院日記』1864(高宗1) 2 20
458)『承政院日記』1864(高宗1) 4 10
459)『承政院日記』1865(高宗2) 4 3
460)「而戸判諸将臣左古捕将、之幾多年逐日勤労、何可無示意之挙乎」(『承政院日記』1868(高宗5) 7 2)
461)新たに文科に合格した者のうち門閥に属する者を、承文院・校書館・成均館の職に分けて採用すること
462)新たに武科に合格した者のうち門閥に属する者を、宣伝官・部将・守門将に選ぶこと
463)この教旨は、大院君政権の門閥主義的な性向をもよく表している -「伝曰、『文之分館、武之録薦、其規一也。界限等分、極其截厳、挽近法網紊乱、毎於録薦之時、姓僻者諉之以皇朝人而許付、家富者納賂緊逕而得参、此習漸長、甚至有今日之事、是豈非朝家之羞恥乎。時原任武将臣薦規、相確釐正、節目啓

武官の門閥の者が宣伝官などの清要職へ昇進するようにして、武将家[将臣になる家柄]などの武官の門閥の地位を保障して、彼らを権力基盤として引き付けるための措置であった。また、参上・参下の武臣兼宣伝官の任命基準を旧例に復して、宣薦[武科合格者を宣伝官の候補者に選ぶこと]に入っていない者は候補者にできないようにすることを定めた464)。五衛都摠府の郎庁に対しても旧制に復し、武臣兼宣伝官の場合と同じようにし465)、武官の清要職の登用の基準を公式的に定めて武官体制を再整備しようとした。このように、大院君は武臣登用と昇進体制において旧例を回復して、紀綱の確立を試みたのであった。

大院君の武臣待遇改善政策の実現に、高宗は積極的に協力していた。彼は、将軍の体面が格別であると強調し、「亜将の大将への昇進後、直ちにその品階を上げるのは、朝廷の体面・威信を尊ぶからである。以後、今後武臣が大将に昇進した場合、その品階を資憲大夫にせよ」466)と命じ、将臣の品階を判書と等しくした。また、「禁軍の設置は重要であるが、最近は馬と軍将もほとんど模様を成さず、宿衛のことを念うと、嘆かわしい」と述べ、今後、禁軍と龍虎営の軍摠[所属兵の数]は旧例に復し、同営の別将が軍人の黜陟[任命と罷免]を専管することとしたうえ、君主の親衛軍の大将である禁軍別将の任期を24ヶ月に久任[長期在任]することを定式化させた467)。高宗は、将臣の品階を判書と同じ正二品資憲大夫上級に昇格させて、武臣の権威の向上を図るとともに、王の宿衛を担当する禁衛別将の任期の延長を通じて、王宮警備を強化していた。

この時の武臣待遇改善政策は、領議政金炳学によって忠実に代弁されるようになった。彼は、「蔭官(の承宣)はすぐ佐弐[六曹の参判・参議]の候補者となるが、武官はそうならないのは差別であること」と述べたうえ、今後は武官承宣[承宣は承政院承旨のこと]で閫帥468)を経た者が、正三品通政大夫であれば、兵曹の参議・参知の候補者とし、品階を上げた場合は漢城府の亜尹(左尹・右尹)に任命することを求めた469)。また、将臣が直ちに資憲大夫に昇進することになって、諸曹の参判に武臣のなかに候補者がなくなってしまったと論じ、捕盗大将の中で承旨や左尹・右尹の経験者に対しては、兵曹参判の候補者とすることを許すべきであると建議した470)。彼は、「武臣の昇進にはそれぞれ推薦があるが、武科の首席合格者は蔭職の推薦がなければ、一度職に任命されても他の職に移ることができない。武臣の恨みが大きくなっている」

下、永久施行事、分付兵曹』」(『承政院日記』1864(高宗1) 12 20)

464)『承政院日記』1865(高宗2) 9 10

465)『承政院日記』1865(高宗2) 9 12

466)この命令によって、それまで従二品の品階が授与されていた各営の大将に、正二品資憲大夫が与えられることとなった -『承政院日記』1866(高宗3) 4 22

467)『承政院日記』1867(高宗4) 11 5

468)兵馬節度使と水軍節度使を指す

469)『承政院日記』1866(高宗3) 7 30

470)その上、本来邊地履歴[辺境の軍務を担当する職のうち最高位で、正三品堂上官を当てた]であった富寧府使が、1841年に堂下官の窠となったが、北辺境は防衛上重要な地方であるがゆえ、再び邊地履歴として施行することを唱えた -『承政院日記』1867(高宗4) 8 10

と慨嘆し、「武将臣[軍営大将]が推薦すべき者を、別薦[特別推薦]の例に依って宣薦の待遇を許すこと」を上奏し[471]、武臣の官職昇進の機会の拡大に努めていった。

特に、金炳学は武臣の任用体制の問題点を指摘して、その改訂を求めた。1868年10月10日、彼は、「訓鍊院正の職を一度でも経た堂下武臣は、地方官の在職時に罪で罷免された後にも、再び訓鍊院正に登用されている」と告発し、軍政の紀綱確立のためにも罷免者を再び訓鍊院正の候補者としないことを定式化すること、また、「武科に合格して官職に就いて正三品通政大夫となった者は、中軍の履歴が有れば、初めて守令となるのを許すのが人事の定式である。最近は、出身は幾日もたたずに加資(正三品通政大夫となる)を図り、中央職の在任期間をようやく果して地方官になろうとして、官職の請託が甚だしい」と強調し、忠壮衛将と忠翊衛将などは履歴として認めないで、五衛将は12ヶ月の在職を要するようにすることを提案した[472]。そのうえ、「訓鍊都監の挾輦哨官と禁衛営の槍剣哨官は、衛内陪扈[宮中を警衛して王の乗る輿に従う]の職であるが、御営庁の中哨哨官は軍士を統率する任に過ぎない。前者を後者と同じく、初仕の職とするのは不当である」と指摘し、今後、前者を初仕の職にしないことを奏するとともに[473]、盗賊防止や城門譏察を担当する捕盗大将を三軍府が推薦することを求めた。このように、大院君政権期には、武臣の官職の任命と昇進の手続・方法などを厳格に規定して、武臣内部の人事規則を確立することで、より体系的な軍政の運営体制が整えられていた。

その上、大院君の武臣待遇改善政策の主な目的が、武臣を堅固な権力基盤として確保するところにあっただけに、武臣の登用の拡大が推進された。1869年3月、金炳学は「西北地方の出身者を承旨や大司諫に任命して不満を晴らす政策が行なわれているのは、非常に立派なことである。しかし、西北の出身の武臣で宣薦に入っても、摠郎[五衛都摠府郎庁]・武臣兼宣伝官に実際には任命されていない」と述べて、西北地方と松都の地閥の優れた者に対する公平な登用を強調し[474]、西北人の不満を解消して武臣勢力を拡大しようとした。また、姜浩は、任期の満了した武初仕[武臣の初仕者]が虚司果[名目だけで実際の勤務がない五衛の職]に148人も滞まっていると慨嘆し、彼らを実務に移すことができる方案を提示した[475]。これに対して、高宗

---

471)これによって、訓鍊大将申櫶の上奏によって、前水使金楽文・吉州牧使張斗衡・前僉使具昌植・把総李徳純・捕従洪運燮・武兼申相兌などが宣伝官に任命された -『承政院日記』1868(高宗5) 3 23

472)『承政院日記』1868(高宗5) 10 10

473)金炳学は、1869年3月8日にも、訓鍊都監の挾輦哨官、禁営営の槍剣哨官は労が多いので、30ヶ月の在職期限を経たら、都政の時に六品職に進めることを上奏した -『承政院日記』1869(高宗6) 3 8

474)『承政院日記』1869(高宗6) 3 8

475)姜浩は、この解決方案として、①元司果[定員内の司果]と権付司果[定員外に加設した司果]を互に区分し、序列は元司果を先にする、②6月と12月の取才人[(科挙以外の)雑科・武科などの試験の合格者]は空席が出次第官職を提供し、空きがない場合は加設職に就かせず、次の官吏任用の時に登用する、③司果の就任者の技芸の実力を上げる、④三曹の郎庁・監察・義禁府都事・軍器監主簿については、武司果[武臣の司果]をすべて処理するまで兵批[兵曹の管轄する人事]の実職に転じさせて、司果に復職させない、⑤堂下武官が初めて任命されることになっている守令職には定式に遵って、堂上官を任命しないようにする、⑥宣伝官の別復職[特別に再度任命されること]は、旧例ではあるが、一年に一・二回以上任命しない、⑦参上[正三品堂下官から従六品までの品階にある者]の公事官[議政府の六品職]と内乗[内司僕寺の一職]は三軍府郎庁の規定に依って兵批の実職、お

は改善した後、実際的な効果をあげるように永久に施行しなければならないと強調し、実務に就いている武臣を増やすため努力した。

このように様々な武臣政策が着々と進んで武臣の権力基盤が定着するなか、禁軍別将に引き続き、兵曹判書の任期の延長も定められるようになった。1869年3月、領議政金炳学は「兵曹判書の任務は、軍を統轄し、人事は吏曹に倣い、財政の規模は戸曹に次ぐものであり、重要なことは他の官庁の比ではない。…(その責任を持続に担わせるため)任期を24ヶ月と定めるべきである」476)と、兵曹判書の任期延長を主張した。これによって、1867年に禁軍別将の任期が24ヶ月になったのについで、軍政の長官であり三軍府の提調を兼任する兵曹判書の任期も2年に定められたが、これは禁軍別将と兵曹判書が銭穀[財政]を担当する職務であるため、頻繁に交代しないようとする意図からであった477)。言い換えると、大院君は軍務のみならず軍制関連財政をも担当していた兵曹判書・禁軍別将の任期を延長することを以て、軍政の円滑な運営を試みていたのであった。

ところが、新たな勢力基盤の確保のため行われた大院君の武臣の待遇改善と軍政の整備政策は、文臣勢力の警戒や牽制意識を引き起こしていた。それは、文臣の優位が続いてきた状況のなかで、大院君の武臣の地位と役割を上昇させる政策が、文臣の既得権の維持に打撃を与えたうえ、限られた官職に武臣勢力が進出したことによって、文臣の占める官職の数を減少したためであった。このような当時の文・武臣の葛藤様相は、次の高宗の話から垣間見ることができる。

> この間、文武官の体統の和平のために、『三班礼式』を改正・印出して頒賜した。しかし、文官が武官に対し、武官が文官に対する関係が、平らでなく食い違ったところがあるがゆえ、さらに正して均等で公平なものとして、ここに頒賜する。以前に下した本は実施することなく、一斉にこの法式に遵って和平に務めよ。まさにそれが朝象[朝廷のかたち]であり国

よび司果の中から任命する、⑧郵官察訪[武官の持ち分]はそのつど融通して格例を違反することがないようにする、⑨辺将の自辟[長官が自分の意で官員を推薦・任命すること]を八道監司四都留守が上啓して請願することは永久に防ぎとどめる、⑩都政[6月・12月に行われる大人事移動]の時に邊将[僉節制使・万戸]のポストにゆとりがあれば、参上以上の実職にある部薦[武科合格者のうちから五衛の部将の候補者を選ぶこと]の者から順番に任命する、ことを提案した - 『承政院日記』1873(高宗10) 1 20

476)『承政院日記』1869(高宗6) 3 30

477)李裕元は、兵曹判書・禁軍別将の任期制を定めた理由について、両方が銭穀[財政]を担当しているため、頻繁に変えないためであると上奏し、高宗の両者の任期制規定が旧例ではないという意見に反論した。また、李裕元は、高宗が大将に上がれば正卿になるのも旧例ではないと述べたことに対しては、すでに正卿になった人はすべて資格があるため、できないことではないと、高宗が亜卿・亜将が大将に地位に上がれば、直ちに兵曹判書に推薦されることも前例ではないと主張したのに対しては、以前は宿将[経験の多い将軍]が直ちに任命されていた例が多くあると答えた。このように、高宗が大院君の軍政関連人事政策を旧例ではないとして否定したことに対して、李裕元は大院君の武臣待遇改善政策の正当性を主張したのである。にもかかわらず、高宗は、上の三つ、すなわち兵曹判書・禁軍別将の任期制、大将に上がれば正卿になる、亜卿・亜将が大将に地位に上がれば、直ちに兵曹判書に推薦される、という規定の廃止を断行した。第四章第二節1-(2)を参照 -『承政院日記』1873(高宗10) 12 24

の幸いである。私の志が景福宮の再建と朝廷の体制の復旧・釐正にあることを、朝廷臣僚の皆が分かってほしい478)

ここで、高宗は以前の文武官の相互儀礼に関わる規定に正しくないところがあったと論じ、新たに刊行・頒布する『三班礼式』479)を、文・武官が遵うように促した。特に、文武の均衡と和平が国の幸いであると力説し、双方が協力して国家再建に努めるべきであると強調した。

実際、文・武臣の相見に関する論議はすでに高宗即位初期からあった。1864年2月に金左根は、神貞王后から文官と武官が相見することについて建議するように命じられたと述べたうえ、「文武の体面が厳格であるのは昔からのことであり、文宰のうち従一品以下の正卿が武宰と問答する際、やや互に敬う意がある。武宰が自ら処する仕方は前と差異がない」と論じ、時任捕将が正卿の座っているところに障碍なく出入りすることを許可するように求めた480)。これは、文武官の相互接し方に存在した差別をなくして、文武官の間を相手に対する礼儀を敬う関係とするための措置であった。このように、高宗即位直後から大院君は、文武官の格式を正して武臣が軽蔑される雰囲気を除去し、国家の紀綱を確立して国政の円滑に運営しようとしていた。

しかし、当時は、文臣の武臣に対する差別が一般化しており、武臣が上官であった場合にまで及んでいた。1866年3月15日、北兵使鄭岐源は、「評事金炳翊(安東金氏/金大根の子)が帰京する路で、赴任する私と会ったが、来て相見せずに即時に出発した」と報告し、金炳翊を罷免せざるを得ないため、攸司に命じて罪状を稟処するようにすることを求めた。これに対して、高宗は、将軍と幕下の体統はソウルと地方と同然であるのに、今度の評事の行動には驚いたと述べ、該府(この場合は兵曹)が厳重に処分することを命じた481)。また、翌日、この事件を再び取り上げて、

北兵使と評事の間が親幕[軍将とその幕下]の体統は英祖代の定式である。兵使・水使と水陸の守令との間が上官と下官としての関係にあることも、もともとの旧規である。しかし、近来に前例の分からない文官が、朝廷の体面が厳重であることを思わず、文は貴で武

478)「教曰、『向以文武體統之和平、釐正印出『三班禮式』而頒賜矣。以文對武、以武對文之間、略有未詳憂慮處、更刊均平、玆又頒賜。前下冊子、竝勿施、一遵此式、務相和平。此爲朝象也、國瑞也。旧闕重建、朝體之復旧釐正、予意有在。在廷臣僚、庶幾諒悉』」(『高宗實錄』1868(高宗5) 7 2)

479)1866年に刊行された官吏の接待儀礼に関する本。三班は、文官・蔭官・武官のことである。この本では、大官以下の体例と、文官・蔭官・武官の相見儀・座避儀・下馬儀・乗馬条例・停望式・銓罰・外官体例・別星之行などが収録されている

480)「左根曰、『文武相見事、向承日後登對時稟處之簾教矣。文武體統之截嚴、其來已久、而第文宰從一品以下正卿之於武宰、酬酌之際、稍可相敬之意、而武宰所以自處、則與前無異、時任捕將、則許令毋礙出入於正卿所坐之處、則體統固自在、而朝廷忠厚之風、亦寓於其中、故敢達矣』。上曰、『以此定式、可也』」(『承政院日記』1864(高宗1) 2 10)

481)「北兵使鄭岐源以、『評事金炳翊受由還歸、相値於赴任之路、初不来見、仍即発行。不得已罷黜、其罪状、令攸司稟処啓』。教曰、『将幕体統、京外同然。今此評事之挙措、万万駭然。其罪状、令該府厳処』」(『高宗実録』1866(高宗3) 3 15)

は賤であるという差別のみで、自分は尊で彼は卑であると考え、(武官の上官からの)節制を受けない者が往往にしてあるという。これを念じれば、甚だしく慨かわしい。これからは、節制の体統を復旧・施行して、敢えて違反することがないように、兵曹から命令を布告せよ482)

と論じ、朝廷の伝統と旧例を違反してまで、単に文官であるという理由で上司である武官を蔑視する文官の行動を正すことを指示した。こうした文官の武官に対する深刻な差別意識とその実態を、武臣勢力を成長させて自らの権力基盤として確保しようした大院君としては見逃すことができなかっただろう。したがって、彼は、『三班礼式』の改訂版を頒布して官僚社会の紀綱の確立を試みたが、ここには武官を優遇して軍権を強化ようとする意図も含まれていた。

大院君が文武官の相互接待・礼儀などに関する本まで刊行・配布した理由は、単に従来の武臣に対する差別をなくすに止まらず、それを定式化するためであった。また、文臣と武臣間の関係を新たに定めて、政府の上下水平関係を制度的に確立して、君主を中心とした中央の命令体制を構築することに、その目的があった。中央統治権の安定的な確保・維持に、文臣と武臣との均衡ある関係の形成が必要であると考えていた大院君は、文臣主導下の行政府と武臣主導下の軍事機関を独立的に運営するとともに、両者間のバランスを保って、一方の優位と勢力強化を阻止しようとしたのであった。

このような大院君の文武臣政策の基調が維持されるなか、1870年11月、高宗は武臣の優遇改善に関する政策の施行状況について質問し、武臣の地位への高い関心を表明した。

高宗　「武臣宰相に対して敬う意を、この間命じたが、果して遵守して行っているのか」
李裕元「年前の教旨は今も奉じて行っております」
金炳学「丙寅(1866)年の筵席で下された教旨を聞きました。また、すでに『三班礼式』を刊行して今まで遵守して行っております」
高宗　「士大夫が驕慢な人であればその家門を失うが、(士大夫が)朝廷内で驕慢で威張らなければ、単に自分にいいことになるのみならず、国もまた和気を失わないようになる。私が潜邸にいた時に聞いたが、朝廷で宗班、および所謂偏色[一部の党派]の中で賤待される者が多いという。武宰に至ってもまた同然である。これはどういうことなのか」
李裕元「御殿に入っては出来事を奏して、宮殿を出てからは和気を失わずにするのが古人のことでございます。今、殿下の下教がこのように厳重でありますがゆえ、誰が敢えて誠実に勤めないでしょうか」483)

---

482)「傳于黃鍾顯曰、『北兵使之於評事、親幕體統、卽英廟定式也、兵使・水使之於水陸郡守令上下官體統、亦由來旧規也、而近則昧例文官、不思朝體之嚴重、徒以文貴武賤之別、自尊彼卑、而不受節制者、往往有之云。言念及此、万万慨然、自今爲始、節制體統、復旧施行、無敢違越事、自兵曹措辭行會』」(『承政院日記』1866(高宗3) 3 16)

上の高宗の話では、高宗の即位以前から宗親や南人・北人、かつ武臣に対する朝廷内の差別が深刻であったことが読み取れる。そして、大院君が宗親と南人・北人、武臣の地位伸張と役割拡大のための政策を実施していたにもかかわらず、まだ彼らに対する差別が存在していたことが窺える。多様な党派と地域の人々に対する能力中心の登用政策を展開しつつあった当時にしても、文臣内において弱小党派の者を冷遇することがあったほか、文臣・武臣間の軋轢も深刻であったのである。それゆえ、大院君は文武相互間の相見規定を盛り込んだ『三班礼式』を刊行して、文臣内部の派閥間の対立をはじめ文武勢力間の紛争を調整して、各集団の勢力を均等に維持しようとしたと言える。

このように、大院君が持続的に人材登用を拡大していたのは、文臣中心・老論中心の政界を改編して特定集団の権力の独占や掌握を阻止して、権力基盤を安定させるためであった。しかし、多様な勢力の政界進出と成長は、限定された官職・権力をめぐって文臣内部のみならず文武間の新たな勢力争いを誘発していた。権力の分配をめぐる葛藤は、それまで優位を占めてきた勢力に危機意識と不満を助長・拡大させた結果、高宗が親政を宣布する際、彼らを反大院君勢力として結集させる一つの要因になっていた。

② 三軍府の復旧・強化政策の推進

武臣勢力の登用と権限を拡大して武臣待遇改善政策を推進していた大院君は、軍権を集中させて統括できる新たな軍事官庁の設立を試みるようになった。そして、このような役割を果す機関として注目したのが三軍府であった484)。三軍府は太祖が国初に軍事権を掌握するため設置した機関であり、宗親府が王室を象徴するとすれば、議政府は行政権(府)を、三軍府は軍権(府)を代弁・代表する政府機関であった。このような軍権を象徴する三軍府が復活されたことは、大院君が国初のような強力な軍権を確立して統治権を更に強化しようとする意図を持っていたことを表している。

大院君政権期における三軍府関連政策は、宗親府と議政府の機能を回復して勢力を拡大し

---

483)「教曰、『以武宰相敬之意、向有所教、果遵行乎』。裕元曰、『年前聖教、今果奉行矣』。炳学曰、『丙寅筵教、臣果承聞。而亦已刊布於『三班礼式』、至今奉而遵行矣』。教曰、『大夫驕人失其家、朝廷之上、如無驕亢、則非但為自己之好、国亦可以不失和気矣。予於潜邸時聞之、則朝廷之於宗班及所謂偏色中、多有賤待者、至於武宰亦然。此何爻象乎』。裕元曰、『上殿奏事、下殿不失和気、古人事也。上教如是鄭重、孰敢不恪勤乎』」(『承政院日記』1870(高宗7) 11 1)

484)三軍府に関しては、金世恩「大院君執権期軍事制度の整備」(『韓国史論』23、ソウル大学人文大学国史学科、1990)、延甲洙「大院君執政の性格と権力構造の変化」(『韓国史論』27、ソウル大学人文大学国史学科、1992)、同「丙寅洋擾以後における首都圏防備の強化」(『ソウル学研究』9、1997)、林在讃「丙寅洋擾前後における大院君の軍事政策」(『慶北史学』24、2001)、同「三軍府の復設と役割」(『新羅学研究』6、2002)、同「三軍府の復設背景」(『新羅学研究』3、1999)、韓忠熙「朝鮮初(太祖2年～太宗1年)の義興三軍府研究」(『啓明史学』5、1994)、崔炳鈺「高宗代の三軍府研究」(『軍史』19、1989)などを参照

たうえで、兵権をも掌握する過程で行われた。三軍府の復旧の問題をはじめて提起したのは、当時の領議政趙斗淳であった。1865年5月に趙斗淳は、「現在の礼曹の場所は国初の三軍府の位置であり、これを議政府と向かい合わせて立てたのは一国の政治が文事と軍備であるためである」と述べたうえ、「五衛の旧制を急に復旧することはできないが、訓鍊都監の新営・南営・馬兵所と五衛の執務室を今の礼曹の位置にともに設置して三軍府と命名し、礼曹は漢城府の位置へ、漢城府は訓鍊都監の新営へ移し、六曹を王宮の左右に並べて旧規に従うことがいい」と論じ、文と対比される武の重要性を強調し、軍営の庁舎の一部を移動して、建物を三軍府と称することを提案した485)。

これによって、訓鍊都監の軍営と五衛の執務室が移設された礼曹の建物が三軍府と命名されたが、当時の三軍府は単独政府機関として設置されたのではなく、宗親府と議政府の増築に合わせて、国初の建物の姿を再現するに止まっていた。とはいえ、三軍府の名称が再び登場したのは、太祖が軍権を掌握するため三軍府を設置した例と同じく、備辺司が担当している軍政を、三軍府に移すためであった。要するに、大院君は、宗親府中心に王室と宗親・璿派を糾合して、議政府中心に行政府を、三軍府中心に軍政を運営する、という中央集権化政策の一環として三軍府復旧を構想していたのであった。

その後、三軍府の復旧問題は、丙寅洋擾を経ながらより体系的な軍令体制やそれを指揮する司令部の必要性が増えるとともに486)、宗親府と議政府の機能の回復、かつ景福宮工事をつうじて王室と政府の権威が安定の局面に入るにつれて、本格的に進行するようになった。このような三軍府の復旧過程は、大院君の統治権確立過程とも密接な関係を持っていることであった。

1868(高宗5)年3月、領議政金炳学は、三軍府の実質的な復旧を建議した。彼は、三軍府の官職の決定において、「将臣経験者のうち、大匡輔国崇禄大夫[議政の品階]は領事に、上輔国崇禄大夫と輔国崇禄大夫[正一品。上輔国は宗親、儀賓の品階]は判事に、崇禄大夫と崇政大夫[従一品]は行知事に、正憲大夫と資憲大夫[正二品]は知事として、すべて兼官とする」、「時任将臣もこれに依って任命し、三営門の将臣を三名の有司に定めて、三軍府を監督する」ように求めたうえ487)、三営門の文臣従事官が三軍府の従事官を兼任することを提案した488)。これによって、三軍府が正式に発足されると、高宗は三軍府を正一品衙門にして、時

485)『承政院日記』1865(高宗2) 5 26

486)丙寅洋擾の時、出征軍の司令部であったのは巡撫営であった。この時の巡撫営は純祖代の洪景来乱を鎮圧するため設置した巡撫営と同一の方法で設置・運用された。巡撫営は禁衛営に置かれて、最高指令官である巡撫使は訓鍊大将が兼任し、その権限は監司と兵使以下を指揮することであった。このような状況な中で、臨時の司令部ではなく、軍務を統括できる常設機構の設立が求められていた - 林在讃「三軍府の復設と役割」(『新羅学研究』6、2002)、p205

487)この提案によって、兵曹が領三軍府事に金左根を、判三軍府使の三人に金炳冀・金炳国・李圭徹を、行知三軍府事の三人に申観浩・李景純・申命淳を、知三軍府事の五人に李景夏・李顕稷・金健・李周詰・李容熙を任命した。また、同月27日には、知三軍府事に李章濂が加えられた -『承政院日記』1868(高宗5) 3 23・27

488)『承政院日記』1868(高宗5) 3 25

任三議政が都提調を例兼[官制上定められた兼任]して、議政府と同一の業務体制を整えることを指示した489)。また、三軍営の大将と同じく、摠戎使を三軍府の有司堂上に任命することや490)、兵曹判書が提調を例兼することを命じた491)。こうした高宗の教旨によって、三軍府は名実にとも議政府と並ぶ国家最高の軍事機関になり、その体面に合う新たな制度の講究や整備が模索・推進されていた492)。そして、国防力の強化に備えて軍事行政の円滑な運営のため正一品衙門として設置された三軍府は、すべての軍政を統括する機関になっていった。

三軍府の設置は、高宗即位初期から大院君の構想していた三つの権力基盤の確立、すなわち宗親府と議政府、そして三軍府の体制の完成を意味していた。大院君は国初の三つの正一品衙門の実権を回復させることを以て、王室の権威を向上させて中央集権化を成し遂げようとしたが、三軍府の復旧はその最終段階であった。三府[宗親府・議政府・三軍府]の再建を基盤とした王室と政府の権力強化を試みたことは、次の高宗の発言から窺うことができる。

> 正衙(正殿)の完成に至って吉日を選んで移御したため、無窮の安泰がこれから始まるだろう。宗親府と議政府は過日すでに再建しており、三軍府はすでに復設した。これは、祖宗朝の遠大な規模を仰いだからこそ、今日の幸いに至ったものである。長く続く大きい気運のため、これを慶賀する行事がなくてはならないがゆえ、宗親府・議政府・三軍府に宣醞[君主がお酒を下すこと]することが妥当である493)

ここから、三軍府の設置が、宗親府と議政府の地位・権限強化政策や景福宮重建とともに、強力な中央統治権の回復作業の一環であり、三軍府が議政府と宗親府に並ぶ国家最高の機関であったことが明らかにされている。高宗の即位初期から、宗親府の実質的な権限と宗親・璿派の政界進出の機会を増やして勢力基盤を拡大しながら、議政府の機能を復旧して議政府中心の行政体制を構築して権力を安定させていた大院君は、ついに三軍府を再建して軍権を掌握する水準まで至ったのであった。そして、宗親府と議政府の機能回復や景福宮再建に引き続く三軍府の復旧は、国初の姿を再建して王室や中央権力の確立を試みる大院君の政策が完成の段階に入ったことを示していた。

三軍府の設置の目的は、軍政を統括する体制の構築にあった。そのため、全国の軍事関連問題が三軍府に集中され、三軍府は中央と地方鎮営の主将の推薦や黜陟をはじめ、王宮守備から地方鎮営の運営、各鎮営の軍事訓練や軍需物資の調達などを主管するようになったが、

---

489)『承政院日記』1868(高宗5) 6 8、教旨
490)『承政院日記』1868(高宗5) 6 12、議政府啓
491)『承政院日記』1868(高宗5) 6 18、教旨
492)『承政院日記』1868(高宗5) 6 8、議政府啓
493)「又教曰、『正衙告成、卜吉移御、万億無疆、自此伊始。而宗府、政府、向已重修、三軍府、今既復設、則有以仰祖宗朝宏遠之規模、式克至于今日休矣。靈長久大之象、不可無賁飾之挙、宗親府議政府三軍府、当宣醞矣、宗府、政府択日挙行、三軍府待畢役挙行』」(『承政院日記』1868(高宗5) 7 2)

まず、三軍府の役割を増大させるため、人事権を確保する作業が推進された。1868年7月、高宗の三軍府設置の発言に対して、東側に議政府があって西側に三軍府が存在するのがまさに祖宗朝の遠大な規模のようであると論じ、三軍府の再建を賞賛した領議政金炳学は、三軍府が辺政統轄の機関という理由から、従前は議政府が推薦していた北兵使と東萊府使を、三軍府が推薦することを提案した494)。また、同年10月に彼は、盗賊の捜査・逮捕や城門の警備の重任を担当する捕盗大将を三軍府が推薦することの定式化を求め、三軍府の薦望で許熠が左邊捕盗大将に任命された495)。これによって、三軍府は軍権と警察権を同時に掌握することができた。その上、1871年7月にも金炳学は、捕盗大将の業務が非常に重要であるため、軍事機密を与る制度を整えるべきであると論じ、左捕将と右捕将が三軍府の提調を例兼することを建議した496)。正二品の兵曹判書が兼任する三軍府の提調に、従二品の捕盗大将の例兼が定められたことによって、捕盗大将の地位と役割が強化され、政府堂上として次対に参加することもできるようになった。これは、政治運営における三軍府の影響力を更に拡大しようとする、すなわち、三軍府をつうじて国政の主導権を掌握しようとする大院君の意図の反映であったと言えよう497)。

三軍府が設立初期から独自的な軍制運営を図ったことは、次の事例から窺うことができる。三軍府は、監軍[都城内を巡警する臨時職]の兵曹佐郎呉仁泰が、三軍府に宿直していた訓鍊都監馬兵と御営庁騎士を勝手に召集した事件が起きると、呉仁泰と、それを容認した哨官沈宜一と騎士将孫鍾策の三人を罷免することを主張し498)、兵曹の郎官が三軍府の庁舎内部の問題に介入することを排除して、三軍府の独自的な活動を確保しようとした。また、兵曹の堂上軍官15名と三軍営の別軍官の各10名、摠戎庁の経理軍官3名は重要な職務ではないという理由で各軍営の執事の傘下に属させて知慤官と旗牌官にすることを奏した499)。このように、三軍府は独自の活動と人事権の行使を強化し、軍政を統轄する機関として成長していった。

このような過程を経て整備された三軍府の構成は次のようである。

---

494)『承政院日記』1868(高宗5) 7 4
495)『承政院日記』1868(高宗5) 10 10
496)『承政院日記』1871(高宗8) 7 20
497)高宗は、このような様々な軍政政策が大院君の権力基盤になっていると判断したため、統治権を回復してから、直ちに大院君が実施していた様々な軍政に対して旧例に復すことを命じた。1873年12月8日、景福宮では大きな火災が起き、周辺警備を強化するためにも一刻でも早く軍権を掌握しなければならないと考えるようになった高宗は、1873年12月24日、大院君政権期に行われた兵曹判書・禁軍別将の任期制の廃止、亜卿・亜将の大将への昇進後の正卿品階の授与と兵曹判書への推薦の禁止を施行した。また、1874年3月20日、疲弊した都摠府が本来は三軍府であったと論じ、都摠府の地位上昇を命じたうえ、4月5日には三軍府事が摠管を兼任するようにして、三軍府と都摠府を合設しようとする意を表した。また、三軍府の草記[緊要ではないことを王に上奏する文書]を禁じて、そのことを朝紙に頒布することを指示したが、これは三軍府の役割を縮小するためであった。その上で、4月25日には、武臣は(軍営)大将でなければ、政府堂上を兼任できないとし、捕盗大将の政府堂上兼任の中止を断行し、亜将の径行疏[正式な手続を経ない上疏]や尋単[休暇を求めること]、辞職上疏を提出することを禁じた。このように、高宗は大院君政権期に行われた様々な武臣待遇改善政策と、三軍府中心の軍政運営体制を改編し、大院君の軍事的な基盤を瓦解させようとした。詳細な内容は、第四章の第二節の2-(1)の高宗の軍事政策を参照
498)『承政院日記』1868(高宗5) 7 21
499)『承政院日記』1868(高宗5) 8 24、三軍府啓

都提調(3名)：現職三議政が兼任(1868 6 8) → 前現職三議政が兼任(1869 4 25)

提調(1名→3名)： 兵曹判書が兼任(1868 6 18) → 兵曹判書と左右捕盗大将が兼任(1871 7 20)

領三軍府事(1名)： 前職議政が兼任(1868 3 23)

判三軍府事(定員無)： 前現職将臣が兼任(1868 7 2)

知三軍府事(定員無)：京営将臣・水原留守が兼任(1868 7 2) → 京営将臣・水原留守、および統制使・鎮撫使が兼任(1870 1 17)

有司堂上(4名)：訓鍊大将・禁衛大将・御営大将が兼任(1868 3 23) → 訓鍊大将・禁衛大将・御営大将、および摠戎使が兼任(1868 6 12)

従事官(8名)：三軍営の文臣従事官が三軍府従事官を兼任(1868 3 25) → 訓鍊院官・武臣兼宣伝官(1868 6 18)

別抄軍(200名)：洋民習砲者(1869 9 30)[500]

三軍府の運営が政府高位官僚と将臣によって行われるなか、三軍府は実質的な活動規程を正式に定めようとした。1868年6月16日、三軍府の行うべき事目について報告した三軍府は[501]、景福宮内外の守備人員と境界を決定・報告して[502]、宮殿防衛の責任を引き受けた。また、訓鍊都監をはじめとする各鎮営の訓練の実施・停止と、その理由を君主に報告し、軍事行政の統轄機関としての面目を表すとともに[503]、各軍営からの様々な報告に対する処理、辺境の火砲軍設置、漁税・塩税の私的徴収を禁止して軍需に充てることなどの軍政関連問題を担当していた。三軍府は、各宮と司の私税の摘発と砲手への料米の支給、かつ軍伍の編制と税の徴収・分配について、監司に節目を作成・報告させることを管掌した[504]。その上、湖西地方沿海の20ヶ所の邑鎮に砲所を設置して銃手を一千名を限度に配置すること、その銃手に対する試験の実施が、三軍府によって提案・推進された[505]。このような三軍府の役割増大の状況は、忠清道観察使閔致庠が、銃手の徴兵と管理や、砲手の軍事訓練を建議する中で、砲軍設置と軍器配分は独断で処理することができないと述べ、三軍府が決定するように求めたこと[506]、議政府が、「全羅道興陽県の内羅老島と外羅老島の松田を蛇渡の所属に戻すことを

500)『承政院日記』、『日省録』、『高宗実録』から作成。( )の中は伝教日

501)『承政院日記』1868(高宗5) 6 16、三軍府啓

502)『承政院日記』1868(高宗5) 6 18、三軍府啓

503)『承政院日記』1868(高宗5) 8 8・8 9・8 10・8 18・8 19・8 20など

504)『承政院日記』1868(高宗5) 8 30、三軍府啓。その他、泰梁鎮と旧所非鎮に対する防結銭の支給のため戸曹から4万両の還穀資金を提供すること(『承政院日記』1867(高宗4) 3 4)、龍虎営の修理と移動に対する建議(『承政院日記』1868(高宗5) 7 17)、火砲軍の衣料費用の用意のため海州結城浦に主人を設置して収税する問題(『承政院日記』1868(高宗5) 10 7)、興陽県の内羅老島・外羅老島の松田を本来の所属であった蛇渡に戻すこと(『承政院日記』1868(高宗5) 10 8)、軍営所属の松田の取り締まり(『承政院日記』1868(高宗5) 10 9)などが、三軍府の指示の下で決定・推進された

505)『承政院日記』1868(高宗5) 9 27、議政府啓

506)閔致庠は9月25日にも、砲所に寄付した人への褒賞や銃手の砲科への受験などの問題を三軍府が決めるように求めた -『承政院日記』1868(高宗5) 7 20・9 25、三軍府啓

三軍府が相談して定める」ように上奏したことと[507]、関西の冬操を停止問題をも三軍府が決定するようにしたことからも[508]、窺うことができる。

その他にも、三軍府は、黄海道の砲軍の増員とその衣料の経費を用意する方案を模索し[509]、平安道監営の防軍の欠員に対する補充・兵営壮衛士の給料の用意方法[510]、忠清道各邑の軍人募集と訓練方法、義州沿邊の民戸を保統に組織して越境を阻止すること[511]、全羅道全州の万馬洞への鎮の設置[512]などを主管した。また、君主の行幸に随行する大将と軍営や、行幸時の宮殿の守備部隊を決めており、地方軍営の主将の進退と実績による処罰の上奏、各軍営の兵士の増減と軍需物資の提供、都城の修理などの問題に関与していた。このように、三軍府は、軍政にかかわる大部分の問題に対する報告を受けて、その処理と君主への上奏を担当して、軍政を統轄していた。

三軍府の拡大は1869(高宗6)年に更に進み、時任大臣のみならず原任大臣の三軍府都提調兼職が定められた[513]。領議政金炳学は、文科合格者の三館[514]への分属後の格下げ格上げの規があるように、武班の三庁[515]制度も整備し、三軍府が武臣の推薦を厳重にして僥倖による官職進出の阻止を求めた[516]。また、銃の撃ち方を覚えた泮民の200名を三軍府に所属・管轄させて君主の行幸時に宮城を警護することを提案し[517]、三軍府直属の軍士が正式に配置された。

1870(高宗7)年には三軍府の財政拡充の問題も登場した。当時、金炳学は「三軍府は軍務を統率する機関として、宿衛の統括や辺境の防衛を担当しており、他の衙門とは体面が違い、簡単に処理できる職務のところとは比べようがない」と述べたうえ、「多大の費用がしだいに必要になるのに、現在は税収がなく他の営に頼っている」と慨嘆し、毎年管税庁の税銭の中から5千両を支給することを建議した[518]。この話からは、すでに三軍府が軍政を統括する最高の軍事官庁になっていたことと、1870年初めまではまだ独自の財源を確保できなかったことが読み取れる。

三軍府の再建と強化は、高宗即位初期から大院君によって構想されていた権力基盤確立と安定政策の一環であり、最終段階であった。大院君は宗親という地位によって、息子が王座に就いたとはいえ、政治参与の機会を獲得することができなかった。それゆえ、大院君はまず宗親

---

507)『承政院日記』1868(高宗5) 10 9、三軍府啓
508)『承政院日記』1868(高宗5) 10 19、三軍府啓
509)『承政院日記』1868(高宗5) 10 7、三軍府啓
510)『承政院日記』1868(高宗5) 11 5、議政府啓
511)『承政院日記』1868(高宗5) 11 9、三軍府啓
512)『承政院日記』1868(高宗5) 11 22、三軍府啓
513)『承政院日記』1869(高宗6) 4 25、教旨
514)弘文館・芸文館・校書館の総称
515)禁軍三庁[内禁衛・兼司僕・羽林衛]のこと
516)『承政院日記』1869(高宗6) 5 29、次対、金炳学の発言
517)『承政院日記』1869(高宗6) 9 30、次対、金炳学の発言
518)『承政院日記』1870(高宗7) 1 22

府の権限強化を通じて政治的影響力の拡大を図るとともに、神貞王后と高宗の権威を借りて備辺司中心の政治運営体制を議政府主導へ転換した。また、宗親府と議政府の本来の機能を回復させたうえ、宗親・璿派出身の武臣の起用を拡大して、軍権の掌握にも力を注いでいた。しかし、宗親府と議政府が強化された以後も、軍政を統括する独自の官庁を成立するまでには幾年かを要した。これは、武臣勢力の地位と影響力の弱体化が進み、将臣を文臣が担当していた文臣優位の社会で、莫大な経費のかかる軍政の整備が、最も難しくて慎重に推進すべき政策であったことを表している。

このような状況の中で、頻繁な西欧の通商交渉の要求と邪教の盛行、丙寅洋擾という直接的な西欧との衝突が起きたことは、政府のみならず一般民にまで危機意識と国防力強化の必要性に対する認識を高め、大院君に軍政体制を強化できるチャンスを提供した。大院君はこの機会を見逃さずに三軍府の再建を試み、軍事業務を三軍府に統轄させたうえ、三軍府を親大院君勢力として構成して軍権を掌握しようとした。このように、大院君は宗親府・議政府・三軍府の三府体制をつうじて、王室・行政・軍事の三権を確立して、各々の集団の独立性を維持し、特定勢力の権力掌握の阻止と、君主中心の安定的な政治運営を目指していたのであった。

③ 鎮撫営強化政策の推進、および軍需拡充

大院君政権期には、地方軍営と主将の地位・役割強化を通じた国防力の増強政策が推進されていた。1865年1月に年神貞王后は、統営[水軍統制営]の問題を持ち出し、「統営は、三道水軍を都督するところである。その職任の重さは、ソウルの五営であっても、これに加えるところはない」と強調し、これからは統制使を総戎使の例に依って外登壇[519]を以て施行し、任期は京営の大将のようにすることを指示した[520]。また、高宗は、統制使の外登壇が施行されたため、節制の方法をも改訂せざるを得ないと述べ、時原任将臣が廟堂に集まって適切な規程を定めるように命じた[521]。このような地方の軍指揮官の昇格や任期延長、かつ新たな規則の制定は、武臣の地位・役割を拡大して、辺境防御を強化するためであった。

統営に引き続き、ソウルの関門である江華島鎮撫営の制度の改善が行われた。江華島が軍事的要衝地として浮き彫りになったのは、イギリス商人のオッペルトが江華の月串津に侵入した事件からであり[522]、直後の丙寅洋擾によってその重要性が更に強調されるようになった。政府は、洋擾によって被害を受けた江華の公共建物と軍備の修理のため沁都営造都監を設置することを上奏し[523]、高宗は江華留守を統営の外登壇の例に依って定めることを指示した[524]。これによっ

519)地方鎮営の指揮官を中央軍営の大将と同じ品階で待遇すること。統制使・摠戎使が該当する
520)『承政院日記』1865(高宗2) 1 2
521)『承政院日記』1865(高宗2) 1 4
522)『高宗実録』1866(高宗3) 7 12・13・8 16・9 9など
523)『承政院日記』1866(高宗3) 10 13、議政府啓
524)『承政院日記』1866(高宗3) 10 16、教旨

て、江華留守を鎮撫使兼江華府留守三道水軍統制使に改めて、中軍を亜将[京営の中軍]の経験者の中から任命することが定式化され[525]、鎮撫営は正二品衙門になった。その上、鎮撫使がその役割にのみ充実できるように議政府堂上の兼職を廃するとともに[526]、鎮撫使の単独の地位と権限の確保のために京畿監司が江華留守を兼任する規定も廃した[527]。

その後、鎮撫営の運営拡大のため、京畿監営が自辟[長官が自分の意で官員を推薦・任命すること]する長峰別将の任期を1年から2年へ延長したうえで、文殊鎮も要衝地であるという理由で、その指揮権をすべて鎮撫営に所属させることが定められた[528]。鎮撫営中軍の人事においては堂上官で兵馬節度使の経験者を候補者に加えることとし[529]、高位の武臣が鎮撫中軍に就任するようにした。1871年5月25日には、沁都[江華島]の軍務節制を訓鍊都監の例によって整えることを三軍府に相談して処理することとし、鎮撫使に往復して十分事理にあうようにすることや、通津・徳浦の兵も鎮撫営の軍額として所属させることが指示された[530]。翌日には、金炳学の建議によって、大阜鎮の設置の際、これを独立鎮営にして、その鎮将を水軍僉節制使兼鎮撫営前海防将とし、任期を30ヶ月に定めること、管轄・殿最[部下の治積を調査・報告すること]などのすべての任務を鎮撫営に所属させて、鎮撫使と道臣が処理することが求められ[531]、鎮撫営と鎮撫使の役割が更に強化された。当時、鎮撫営の編制が如何に拡大したかについては、1872年4月、三軍府が鎮撫営に新たに設置された軍制と軍数について別単を作成して報告したことから窺うことができる[532]。

政府は鎮撫営の円滑な運営のため、軍需経費の調達にも力を注いでいた。1866年10月、金炳学は、鎮撫使に外登壇を施行して三道水軍統禦使を鎮撫営に所属させたことを報告した後、長寧殿の位土からの収入の中で祭享費以外の部分や、五宮[毓祥宮・龍洞宮・鮮禧宮・於義宮・明礼宮]と内需司と三営[訓鍊都監・禁衛営・御営庁]で運営する還穀をすべて鎮撫営に帰属させて、財政に充当するようにすることを建議した[533]。同年11月には、翌年から鎮撫営に苞蔘一万斤[1斤は600g]を支給して、鎮撫営付近の甲串と祖江を通過する商船に対して収税して鎮撫営の給料に使うようにしたうえ、魚塩税などの私税徴収の廃止以後の取り締まりを鎮撫営が担当することが提案された[534]。

1871年には辛未洋擾によって鎮撫営の防衛が更に重視されたため、三軍府は防守に必要な馬兵の2哨[1哨は百名]や馬草[馬の食糧]用の大豆200石を送ることを要請した[535]。すると、高

525)『承政院日記』1866(高宗3) 10 30、次対、金炳学の発言
526)『承政院日記』1866(高宗3) 11 1、議政府啓
527)『承政院日記』1866(高宗3) 11 3、議政府啓
528)『承政院日記』1869(高宗6) 11 10、次対、金炳学の発言
529)『承政院日記』1871(高宗8) 2 9、兵曹啓
530)『承政院日記』1871(高宗8) 5 25、教旨
531)『承政院日記』1871(高宗8) 5 26、文廟展拝仍御春塘台行応製、金炳学の発言
532)『承政院日記』1872(高宗9) 4 6、三軍府啓
533)『承政院日記』1866(高宗3) 10 30、次対、金炳学の発言
534)『承政院日記』1866(高宗3) 11 4、議政府啓

宗は長弓80張、長箭[戦闘用の長い矢]500部、片箭[矢]300部、筒児[矢を入れる細長い筒]300個をも下賜すると命じた[536]。その上、甲冑の購入代金として米穀1000石と[537]、済州の貢馬を平年には30頭、式年には50頭を支給することを指示した[538]。また、金炳学の建議によって、6道の70余万結の納税地から、1結当り1斗の米を賦課・徴収して「沁都砲粮米」と命名して鎮撫営の経費に充てることと、戸曹に納入される熟銅などの鉄物の中で内需司に移送される分のうち熟鉄を除いたものを、10年間鎮撫営に移送して、器械の中で最も緊急な火器の製作に用いることが定められた[539]。同年8月には破損された鎮撫営を修理するため城堞と倉舎の再建に必要な金5万両が宣恵庁から支給されたうえ[540]、10月には鎮撫営の軍器造成所に宣恵庁の金10万両が分配された[541]。

このような支援によって、1872年12月、鎮撫営の運営上に必要な年俸用に支給されていた慶尚道の租税からの木綿60疋、戸曹・兵曹からの各々木綿20疋、宣恵庁からの木綿20疋の提供が中止されるほど[542]、鎮撫営財政の状態は改善されていた。その後も、鎮撫営の重要性は継続して強調され、1873年9月、高宗は鎮撫営の軍兵に3000両の内帑金を下して飲食物をふるまって志気を高めるようにすることを指示した[543]。このような鎮撫営の拡大・強化は、武臣待遇改善や軍需物資の拡充などの大院君の軍事政策の延長線上で行われており、その進行過程から強兵を成し遂げることを以て、権力基盤を安定させようとした彼の意図を窺うことができると言える。

その他、大院君は、軍備を強化するため、財源を新たに確保して軍需費用に充てていた。1867年2月、金炳学の提案によって、都城四大門の通行税が新設され、訓錬都監・禁衛営・御営庁の監督下において軍需に補充することが定められた[544]。同年9月には、新たに鋳造した戦船を舟橋司に所属させ、訓錬都監・禁衛営・御営庁の三営が門税を利用して戦船を修補することにし[545]、門税を積極的に軍需経費に活用していた。議政府は、沿江税を新設し、ソウル大門の収税の例に依って青石鎮を通過・往来する行商たちから通行税を収めて、該当鎮営の経費に充当することを建議した[546]。ここで、議政府は、水陸の都会地に公税があるのは各

---

535)『承政院日記』1871(高宗8) 5 1、三軍府啓
536)『承政院日記』1871(高宗8) 5 1
537)『承政院日記』1871(高宗8) 5 20、教旨
538)『承政院日記』1871(高宗8) 5 25、教旨
539)『承政院日記』1871(高宗8) 5 25、次対、金炳学の発言
540)『承政院日記』1871(高宗8) 8 20、教旨
541)『承政院日記』1871(高宗8) 10 15、教旨
542)『承政院日記』1872(高宗9) 12 4、次対、領議政洪淳穆の発言
543)『承政院日記』1873(高宗10) 9 28、三軍府啓
544)『承政院日記』1867(高宗4) 2 30、訓錬都監御営庁禁衛営啓 - 高宗は公的な城門税を徴収する際、沿江での私的な税金徴収を全部禁止しながら、土豪の武断行為を特に阻止して民に二重の納税が発生しないようにすることを命じた
545)『承政院日記』1867(高宗4) 9 25、議政府啓
546)「政府啓言、即見開城留守、金寿鉉状啓、則青石鎮、今既復設通衢要衝、往来商旅宜有路税、依京城門抽税之例、以補該鎮支放事、請令廟堂稟処矣。水陸都会之有公税、既諸国通行之規。而況京外私税、既一切痛革、則実無畳徴煩擾之端依状請許施。而定税之節、従略磨錬成節目報、本府請施行、允

国で施行していることであると前提したうえで、すでに京外における私的な税金をすべて撤廃したため、二重課税の弊害がないと強調して、青石鎮での収税の正当性を唱えた。政府が収税名目を新設するにおいて、諸国の例を取り上げるとともに、二重課税のないことを訴え、税の新設が妥当であると主張したのは注目されるところである。

また、新設鎮営の料米の用意のため、周辺の免税田畓・賜牌田結の一部を支給することと547)、本来均役庁管轄の各浦口の塩盆・漁場税の中で地方両班や土豪が私的に収めていたものを摘発して、各邑に与えて軍需に充てることが定式化された548)。高宗は、各軍営の将帥に普段から軍需の用意と節約の方法を講究すべきであると強調し、超過して支出された軍営の財貨を当事者から徴収することを命じた549)。1868年8月には、黄海道山行砲手の千名に対する料米を用意するため、私的に徴収していた漁場税を公的財政に編入して利用することや、その他の各宮と各司も私的に徴収されている魚塩税をすべて摘発して、砲手の食糧の財源にすることが命令・実施された550)。

このような大院君の軍備・軍需拡充政策が如何なる成果をあげていたのかは、1873年の兵曹判書閔致庠の話から窺うことができる。

> 兵曹が担うべき経費の名目が甚だ多く、歳入で支出を賄うことができず、しかも外邑の上納がつねに遅延して各司への定例の支給と衙前や官奴に対する給料の支給も滞って、その困窮は言葉で言えないほどであった。しかし、大院君が特別に本曹の経営を心配なさって、急ではない費用や過度な支出を除去して、支出のすべての項目を正して節約の道を開いたため、この8・9年の間、剰余が歳ごとに増え、現在、支出費用の外の別置と封不動が、銀1万2000余両、金3万5000余両、布木合わせて600余同[一同は50匹]になっている。これ以降、この規定を遵守して収入と支出を謹めば、毎年100本の布木と3万余両の金が備蓄できるだろう。昔は不足していたが、今は余りがある。余りがあるだけでなく、備蓄が増えている。国の会計を立派に治めているのでなければ、どうしてこのようになるであろうか551)

閔致庠は豊富になった兵曹の財政の状況について詳細に報告するなかで、兵曹の財政の改

之」(『承政院日記』1867(高宗4) 3 28)

547)『承政院日記』1865(高宗2) 6 11、戸曹啓

548)『承政院日記』1866(高宗3) 7 30、次対、左議政金炳学の発言

549)『承政院日記』1867(高宗4) 6 2、教旨

550)『承政院日記』1868(高宗5) 8 30、三軍府啓

551)「兵曹判書閔致庠曰、…『各様経用之費於兵曹、名目甚多。以其歳入、不当其出。且外邑上納、毎致愆滞、各司之例劃、吏隷之応下。有幾朔差退之境、苟且艱絀、有不可形言矣。大院君特念本曹事勢、捐不急之費、祛濫下の弊、逐条糾正、随処節略、于今八九年間、羨剰歳滋。目下支用外別置与封不動、銀子為一万二千余両、銭為三万五千余両、布木合為六百余同矣。従茲以往、遵行此規、謹其出入、毎年用餘、又将百余同木布、近三万銭貨、此其大約也。昔之不足、今焉有餘、不但有餘、寔広蓄積、苟非経理国計之盛、曷人致此』」(『承政院日記』1873(高宗10) 3 5)

善が大院君の卓越した国政運営の結果であると称えた。こうした閔致庠の発言から、大院君の財政政策は、単に財源の補充と新設、かつ工面に止まらず、適切な収入と支出の設定や財政体制の再整備、何よりも節倹と規制を通じた総体的な対策であったと判断することができる。

このような大院君の軍政政策の進行過程をまとめると次のとおりである552)。

1864(高宗1)年2月20日 (神)訓鍊院の修理を指示

1864(高宗1)年12月20日 (神)時原任武将臣が武臣の録薦規定を議論・確定することを命令

1865(高宗2)年1月2日 (神)統制使に、摠戎使の例に依って外登壇を以て施行して、任期を京営大将と同一にすることを定式とするように指示

1865(高宗2)年5月26日 (趙斗淳)訓鍊都監の軍営と五衛の執務室を礼曹に移して、そこを三軍府とすることを建議

1865(高宗2)年9月10日 (高)参上・参下の武臣兼宣伝官の任命基準を旧例に復して、宣薦[武科合格者を宣伝官に選ぶこと]に入っていない者は候補者にできないことを定式化するように命令

1865(高宗2)年9月12日 (高)都摠府の郎庁について旧制に復して、武臣兼宣伝官の場合と同じようにする(宣薦に入っていない者は候補者にできない)ことを指示

1865(高宗2)年11月10日 (趙斗淳)捕盗大将に左尹・右尹の経験者のみを推薦すること、捕盗大将に任命された後に政府堂上を兼任すること、扈衛大将の政府堂上の例兼を建議

1866(高宗3)年4月22日 (高)武臣が大将になれば品階を資憲大夫に昇進させることを定める

1866(高宗3)年5月10日 (李圭徹)訓鍊院兼都正に、捕盗大将と亜尹の経験者、あるいは妥当な資品の所有者のなかで承旨と観察使の経験者を推薦することを提案

1866(高宗3)年10月13日 (高)江華留守を外登壇にすることを定める

1866(高宗3)年10月30日 (高)江華留守を鎮撫使兼江華留守三道水軍統禦使に改める

1867(高宗4)年8月10日 (金炳学)承旨・左尹・右尹経験者の捕盗大将を兵曹参判に任命することを提議

1867(高宗4)年11月5日 (高)禁軍と竜虎営の軍摠の旧例を回復し、禁軍別将が同営の軍人の進退を決定することとし、禁軍別将の任期を24ヶ月に延長することを指示

1868(高宗5)年3月23日 (金炳学)武臣の昇進機会の拡大のため、武科壮元合格者を別薦の例に依って宣薦の待遇とすることを定式化することや、時任将臣を三軍府堂上に任命し、三営門将臣3名が三軍府有司堂上を担当することを提案

1868(高宗5)年3月25日 (議)三営門の文臣従事官が三軍府従事官を兼職することを建議

1868(高宗5)年6月8日 (高)三軍府を正一品衙門として、時任議政が三軍府都提調を担当

552)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』から作成。(神)は神貞王后、(高)は高宗の教旨であり、(議)は議政府の建議であり、他は名前で表示した

することを指示

1868(高宗5)年6月12日 (高)摠戎使を三軍府有司堂上に追加することを指示

1868(高宗5)年6月18日 (高)兵曹判書が三軍府提調を兼任、訓鍊院官と武臣兼宣伝官が従事官を兼任することを命令

1868(高宗5)年7月2日 (高)文武官の間の相見方式に関する規定を盛り込んだ『三班礼式』を刊行・配布。前現職将臣が判三軍府事を、京営将臣と水原留守が知三軍府事を兼任することを指示

1868(高宗5)年7月4日 (金炳学)北兵使・東萊府使を三軍府が推薦することを建議

1868(高宗5)年10月10日 (金炳学)三軍府が捕盗大将を推薦し、外職で罷免された者の訓鍊院正への任命を禁止することを提案

1869(高宗6)年3月8日 (金炳学)西北・松都(開城)出身者の武臣兼宣伝官への任用拡大を要求

1869(高宗6)年3月30日 (金炳学)兵曹判書の任期を24ヶ月にすることを提議

1869(高宗6)年4月25日 (高)原任議政が三軍府都提調を兼任することを指示

1869(高宗6)年5月29日 (金炳学)文科合格者の三館分属後の階降規定に倣って、武科合格者の三庁所属後は三軍府が階降を行うことを規定するように求める

1870(高宗7)年1月17日 (三軍府)統制使・鎮撫使が知三軍府事を兼任するようになると、粛拝[王に任命の礼を申し上げること]することを提議

1870(高宗7)年1月20日 (金炳学)三軍府に毎年、管税庁から5000両を支給することを建議

1871(高宗8)年7月20日 (金炳学)左右捕盗大将が三軍府提調を兼任

1873(高宗10)年1月20日 (姜浩)虚司果の昇進停滞を改善する計画を建議

大院君の軍政関連政策は、大院君政権期にわたって持続的に行われた。この過程で注目される点は、大院君の武臣待遇改善政策がソウルから地方の武臣に至るまで幅広く推進されたところである。大院君は単に中央の武臣を優遇したのみならず、地方派遣の武臣の待遇の改善にも力を注いでいたが、これは、彼の統治権の集中・強化政策が全国を対象としていたことを表している。大院君は、三軍府の推薦権を拡大するとともに、地方軍営の大将が三軍府事を兼任するように定め、三軍府に軍権を集中させることを以て、軍政を体系的に統轄しようとしたのであった。

大院君の軍政政策では、それを最も忠実に代弁した人が金炳学であったことも注目される。特に、金炳学は三軍府の復設と役割増大において多大に寄与していたが、これは、彼が議政府と三軍府中心に国政を運営して、中央の統治権を強化・安定させようとした大院君の政策に同意していたためであった。また、大院君の対外政策、すなわち門戸閉鎖政策に賛成していたことも、彼が大院君の国防力強化政策に協調する理由となった。金炳学は大院君政権第二期において大院君の最大の協力者として活動しつつ、景福宮重建、財政拡充、中央行政制度の整

備、地方統制などの政策に関与したうえで、武臣待遇改善と三軍府強化、かつ軍需経費の拡充政策を主導していた。このように、国舅になるという大院君との密約が破られた後も、金炳学が大院君政権の最高の実力者として、大院君の政策を積極的に代弁していたことは、彼の政治的立場と志向が大院君の基本的な政策路線と一致していたことを表していると言えよう。

以上、大院君の統治権確立のための軍事政策を考察してみた。大院君は既存政治勢力、特に外戚の勢道や老論中心の国政運営を抑制しながらも、彼らを勢力基盤として再編して、中央集権化政策を試みたが、それを実現するためには、何よりも安定した軍事的な基盤の確保が必要であった。そして、こうした大院君の軍政政策は三軍府の再建、武臣の政府内での影響力の拡大、地方指揮官の地位向上、各軍営の軍需拡充として表れるようになった。

高宗の即位初期から、宗親府と議政府の権限拡大をつうじて、勢力基盤を強化していた大院君は、武臣勢力の処遇を改善して三軍府を復活して軍権の掌握を試みた。彼は、武臣の推薦や昇進の手続を文臣の例によって定めたうえ、文臣と武臣間の相見規定を改めて、双方間の差別を減らそうとした。また、統制使と鎮撫使を外登壇の例に依って昇進させ、禁軍別将の任期を延長して捕盗大将を政府堂上として次対に参加させて、武臣の地位の上昇を図った。そして、三軍府を復設して三軍府の推薦・任命権を拡大し、三軍府提調に各営の大将を兼任させることを以て、三軍府を中心に軍政を運営しようとした。こうした大院君の武臣待遇改善政策と三軍府の復設は、武臣勢力を権力基盤に編入して統治権を強化するとともに、三軍府をつうじて軍政を統括しようとする意図から推進されたことであった。

大院君政権期には軍備拡充と軍事力の強化政策も持続的に行われた。これは莫大な財政支出を必要としたため、大院君は税収の一部の軍需への転換と新たな財源の開発を、軍事政策と関連して実施していた。特に、彼は、課税逃れと私的な徴税を摘発して国庫へ編入させる作業を強調・施行して、民の負担の減少や地方の財政・行政の正常化を同時に実現しようとした。言い換えると、大院君は、地方官吏・京班・在地両班・土豪らの不法な税金徴収と略奪、不正な免税地などを摘発・押収して、地方行政制度の整備と民生の安定を図るとともに、軍事政策に必要な資金を確保していったのであった。

このように、大院君は、中央・地方の軍事行政の整備、その主将の地位の上昇、三軍府への軍権・軍政の集中に基づいて、堅固な権力基盤を形成しようとした。そして、その背景には大院君の軍事政策が君主の統治権安定につながると信じていた高宗の積極的な支援があり、大院君の政策は高宗の協力を受けて順調に進ることができた。しかし、大院君の軍事政策は、それが君主ではなく大院君の権力基盤を固めるものであり、君主の統治権強化に阻害になると判断した高宗によって、親政宣布以後に変更、あるいは廃止が余儀なくされていた。

「第三章第二節のまとめ」

以上、約10年間にわたる大院君政権期における目標や政策について検討してみた。このような大院君の統治政策は、王室と中央政府への権力集中・強化をつうじて富国強兵を成し遂げて、国家を再建することであった。

大院君は高宗の即位以前から、宗親府での活動を通じて宗親の地位向上を図っていた。彼は勢道政権期における王室と宗親の権威の衰退が中央統治権の弱体化とつながって、国家の総体的な混乱をもたらしたと判断し、君主中心に強力な中央権力を回復しようとした。大院君の統治権の君主への集中に基づく国家再建政策は、高宗の即位以前から構想・計画されたものであり、息子である高宗の即位によって実行されるようになった。

まず、大院君は宗親府と議政府の実質的権限の回復や官庁の修理・改築作業を実施して、王室と政府の行政業務が正一品衙門である宗親府と議政府を中心として行われる体制を構築しようとした。これは、君主が両機関をつうじて王室と行政府を円滑に統括するためであった ―実際に、高宗在位初期の10年間は大院君が統治権を行使していたことから、彼が国政を掌握するための企図であったと言える ―。そして、宗親府の権限を拡大して、備辺司中心の政治運営を議政府に転換して、君主が統治権を掌握できる基盤を整えた大院君は、本格的な国家の再建のために景福宮重建事業に着手した。彼が主管した景福宮をはじめとする政府機関の建設・再配置は、国初の姿を再現、王室・政府の威厳を誇示し、統治権を更に強化しようとする作業の一環であった。

大院君は中央においては、議政府の権力強化、宗親府と景福宮再建に基づく王室威厳の回復、かつ三軍府の復設を以て、強力な統治権の形成と安定的維持を図っていた。そして、中央権力の確保と行使の実現に必要な地方行政の正常化のため、書院と武断土豪に対する大々的な改革を進めていった。大院君が地方統治政策において、とりわけ書院と武断土豪の統制に焦点を合わせていたのは、彼らが中央集権化を妨げるのみならず、政府財政と経済秩序の紊乱を引き起こす主犯であると判断しており、また、書院と武断土豪に帰属された税源と軍丁を摘発、国庫に回収して、財政と軍需に充てるためであった。それゆえ、大院君は中央と地方での行政改編作業を同時に計画・実施して、権力基盤を安定させようとした。

大院君政権第二期の後半になると、大院君政権の下で行われた様々な政策の成果が表れるようになった。そして、次対などで、大院君の政策に対する政府官僚らの意見が頻繁に表明されていた。彼らの言及からは、大院君の政策が国政運営の全分野にわたって如何なる影響を与えていたことを窺うことができる。

前鎮撫使李容熙は鎮撫営の状況を報告した席で、「乱を経た後、府全体が焼きつくされ、弊害が集中して急には収拾しにくかった。大院位の処分があって、事に随って措置し、すべて見通しがつき、官庁の建物と民の財産も一新して旧のようになった」553)と述べ、大院君の卓越した

対策樹立と推進能力を称えた。1870年8月、領議政金炳学は、「大院君が孔徳里において民の耕作を許可して、歓迎されている」と誉めた後、その福が君主に向かっていることはよろこばしいと述べた[554]。同年10月にも彼は、江華と京畿の七・八の邑で田植えができず、民が食糧不足に陥っていたが、大院君の処分で江華に5000両、京畿の諸邑に1万5千両が支給されたと述べ、その恩恵に対する感嘆を表現した[555]。高宗と金炳学は大院君の書院政策が長久な計策であり、感嘆せずにはいられないと評価し[556]、大院君政策に対する尊敬を惜しまなかった。このように、大院君の活動は民生安定・救恤、地方軍営管理、書院政策など、国政の多方面に及んでおり、彼の命令が速やかに伝達・遂行されるほど、大院君の統治権は確立・安定していた。

大院君の政策の最大の成果は何よりも財政の拡充であった。領議政の金炳学は、「内では各司と各種の貢物から、外では監営と兵営の邑・鎮に至るまですべての財物の往く先を大院君が苦心して経営して、いたるところで改善した」[557]と語り、大院君の財政管理能力を賞賛した後、高宗も国家と民のための志と紀綱を立てるように促した。また、彼は国家運営において最も重要な田政の弊害問題について、大院君が苦心して課税漏れの田を捜し出して、1864年以後の収入が大幅に増えている[558]、大院君が田結・漁箭・蘆田の根拠なく免税されているものを一々捜し出して税を賦課して、万年変わらぬ法式が定められたと述べ、大院君が田政と租税制度の改革であげた成果を称えた[559]。その他にも、1870年4月に金炳学が、戸曹と宣恵庁の歳入米が増加したので、別途の倉庫を作るように求めたこと[560]、兵曹判書李景夏が、元々十分であった兵曹の歳入の原数が近来の浪費によって足りなくなったのを、大院君が弊害の根源を見抜いて徹底に正したため、現在は財政が充分で餘りが1万余両にもなっていると報告したことは[561]、大院君の財政拡充政策が成功したことを表している。

大院君が国政を完全に掌握して統治権を行使していたことは、1870年8月に洪淳穆の「大院君の行動の一つ一つがすべて法律になっている」[562]という発言から明らかである。大院君の命令と政策は、彼によって再建された中央政府の行政運営体制の中で迅速で体系的に遂行されていたのであった。

このような状況の中で、1873(高宗10)閏6月、官学儒生・進士の李世愚らは10年にわたる大院君の功績を誉め、彼に「大老」という称号をたてまつるべきであると唱えた[563]。彼らの上疏に

553)『承政院日記』1870(高宗7) 8 1
554)『承政院日記』1870(高宗7) 8 25
555)『承政院日記』1870(高宗7) 10 15
556)『承政院日記』1871(高宗8) 3 16
557)『承政院日記』1869(高宗6) 3 8
558)『承政院日記』1869(高宗6) 8 20
559)『承政院日記』1870(高宗7) 6 29
560)『承政院日記』1870(高宗7) 4 27
561)『承政院日記』1870(高宗7) 2 30
562)『承政院日記』1870(高宗7) 8 25

表れた大院君の業績をまとめると、①宮殿再建による旧法の回復、②宗親府再建による王室の親睦強化、③適切な人材登用による民生安定、④軍制の整備や強化、⑤公平で能力中心の人材の登用による円滑な国政運営、⑥教育機関の増設による学問の奨励、⑦両班墓地の規制による庶民住居空間の拡大、⑧雑税の禁止、⑨私財の提供による対民救恤の増大、⑩農業重視政策の推進、⑪星壇を設けて祭祀を整えたこと、⑫公正な裁判と処罰、⑬国家財政の拡充、⑭国家紀綱と儒道の確立、⑮国家安定と平和の維持、である。もちろん、彼らの上疏における大院君の政策に対する評価は誇張された部分もあっただろうが、このような内容から大院君が政権を掌握していた10年間、すくなくとも国家紀綱と秩序の確立の次元において相当な成果があったのは間違いないと考えられる。

ところが、大院君の政策がよい結果のみをもたらしたのではなかった。景福宮をはじめとする宮殿工事と政府建物の改築は莫大な財政と民力を消耗しており、願納銭・結斂・戸布・各種の税の新設や過度な徴収は非難の的となった。また、大院君が地方行政の円滑な運営のため改革の対象としていた書院と武断土豪政策は、階級的・党派的な利害関係が複雑に絡まっており、ソウル・地方の儒生と有力者の反発を買ったうえ、南人・北人の重用と武人待遇改善政策は既得権勢力である老論の危機感を引き起こしていた。このような状況の中で、息子の高宗と王室の最高地位を持っていた神貞王后の権威から派生して流動的なものにならざるを得なかった大院君の政権掌握と統治権行使は、高宗をはじめとする権力基盤の離脱によって深刻な危機に直面するようになった。

大院君は国政を主導していた10年間、強力な国家を再建するため様々な政策を推進していった。彼は、神貞王后が垂簾同聴政を行った第一期には宗親府と議政府の権限と地位を向上させて君主中心の中央統治権を強化できる基盤を構築しようとした。この時、大院君は神貞王后の権威を借りて国政に関与しつつ、哲宗代の執権勢力と妥協・協力して自分の権力基盤を確保していた。そして、第二期に入って、高宗から公式的に政権を委任されると、大院君は高宗の絶対的な信頼と支持を背景にして君主の統治権を代行して既存の政治勢力に対する改編を断行した。彼は、安東金氏の金炳学兄弟との提携をつうじて老論勢力を糾合して権力基盤を安定させると同時に、宗親・璿派をはじめ南人・北人・武臣を登用して勢力を拡大し、自らが計画していた多様な政策を推進していった。第二期の後半になると、こうした安定した統治権力に基づいて、三軍府を復設して軍政の改編と軍権の掌握を試みるようになった。

第三期に大院君は、議政府を親大院君勢力によって構成し、三軍府に軍事行政を統轄させて、人事行政権と軍権を掌握していた。彼は、二十歳を過ぎた高宗に統治権を返還すべき状況の中で、むしろ国家権力を自らへ集中・帰属させていた。大院君は君主である高宗との相談なく、対民救恤を命じて軍政と地方行政を統括し、高宗に深刻な脅威を加えた。また、既得権勢

563)『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 20

力を抑制して、彼らに犠牲を強要していたが、特に書院撤廃、言論弾圧、両班からの戸布徴収、老論勢力の抑制などは、彼らの危機意識を高めて、大院君を退陣させなければならないという公論を引き起こす原因となった。このような大院君の持続的な権力の拡大と独占は、統治権の回復を試みる高宗や既得権の維持を望む政治集団を刺激して、彼らを反大院君勢力として糾合させていった。結局、大院君の統治権強化によって、二君に仕えることになるという金興根の懸念が現実化された結果、高宗と大院君のうちどちらか一方が政界から退陣せざるを得ない状況が生じたのであった。

第四章 高宗の親政宣布と統治権強化

高宗の親政が始まったのは形式的には、神貞王后が垂簾同聴政を終了した1866年2月のことであった。当時、高宗は驪興閔氏致禄の娘と婚礼の準備中であり、君主の結婚とともに垂簾同聴政が終了した前例によって、高宗の親政が決定された。しかし、高宗は15才の少年であり、まだ一国の君主としての資質を十分には備えていなかった。したがって、神貞王后の垂簾同聴政が終了したとはいえ、高宗が自ら国政を統括するのは無理であった。これは、神貞王后以外の勢力の君主輔導が必要な状況を意味しており、1866年以後、それは高宗の生父である大院君によって掌握された。

高宗の即位以後の10年にわたる大院君の権力の掌握・行使が高宗の統治権委任によるものであったことは、第三章で考察したとおりである。この時期、大院君は高宗の全幅の支持を得て国政を運営していた。そして、君主である高宗の信頼と協調に基づいて維持されてきた大院君の統治権が危機に直面するようになるのは、1870年以後、大院君が議政府の三議政を親大院君勢力によって構成し、議政府と三軍府を同時に掌握して権力を独占してからであった。

大院君の人事権の拡大は、彼の意思がそのまま国政に反映されて、反対勢力の立場が縮小、あるいは抑制される状況を意味していた。また、大院君が老論以外の政治勢力を政界に多く登用したことは、老論中心の政界の改編を余儀なくさせた。これは大院君によって政界から排除された勢力の不満のみならず、既得権勢力に危機意識を引き起こしていた。何よりも、二十歳を過ぎた高宗にとって、君主である自分に統治権を返さないばかりか、更なる政局主導を試みる大院君の行動は、それ以上見逃すことのできない問題となっていった。そして、大院君の統治権掌握を警戒していた両者、すなわち高宗と反大院君勢力の利害が一致した結果、高宗は1866年2月13日、神貞王后によって宣布された形式的な親政開始に引き続き、1873年10月に自ら再び実質的な親政を宣布し、統治権を回復した。

12才に神貞王后の指名によって、朝鮮の最高統治権者である君主に即位した高宗であったが、神貞王后と大院君の摂政の中で、統治権を実質的に掌握するまで10年もかかっていた。また、彼が卓越した能力で政局を掌握していた大院君を退陣させて、君権を回復する過程は順調ではなかった。原則的に君主は天命によって定められた存在であり、統治権は公式的に君主のものであったが、高宗の即位が政界の利害関係と勢力争いのなかで実現されたのと同じく、彼の政権掌握の過程も権力をめぐる大院君と高宗の二極構造のなかで進められるようになった。

第四章では、このような高宗の親政宣布過程と、それ以後の統治構造と政策の変化を詳細に考察する。まず、高宗が親政に備えて君主として如何なる準備を行って名分を蓄積していたのか、そして実際に親政体制を構築する過程では如何なる障碍があり、高宗はそれをどう克服して統治権を回復していったのか、を検討する。その上で、高宗の権力基盤は何であり、如何なる

勢力として構成されていたのか、また、如何なる意図と過程をつうじて政策を決定・推進していたのか、こうした高宗の活動は君主中心の統治権の安定・確立に如何に作用していたのか、を分析することとする。特に、この章では、高宗が如何なる名分を用いて親政宣布と政策推進を断行していたのか、統治権行使に必要な勢力基盤や財政・軍事権をどのようにして形成・掌握していたのかに重点を置いて考察し、大院君政権・政策との差異、および類似性を明らかにしたい。

第一節 1873年における高宗の親政宣布の過程

1 君主の統治力量の形成と発揮、および親政の名分の強化

高宗が即位してから実質的な統治権者として活躍するに約10年の時間が所要された。即位初期には神貞王后の垂簾同聴政、その後は大院君の政権掌握の下で、高宗は治国よりは修身である聖学に専念していた。

朝鮮では生まれつきの君主であるとしても、統治権力の正当性を維持するためには持続的に努力しなければならず、それは天命と民心に符合して祖宗を見習うことで果たされるとされていた。そして、高宗のように傍系王族として潜邸から推戴された君主には、自らの統治の正統性に対する表明と強化の努力が更に必要であった。こうした状況のなかで、高宗は長期間持続した勢道政権下で苦しみに陥っていた民生を救済することが、自分の権力基盤を安定させる最高の方法であると認識していた。特に、高宗即位の前年に起きた民乱は様々な社会問題を浮かび上がらせており、高宗には以前の時代の深刻な問題に対する解決と改善策の模索が、当時の周辺状況への対処とともに、課題として与えられていた。これは、幼い高宗が統治者としての基盤を確保するためには民生安定を最優先しなければならないことを意味しており、彼は即位初期から聖学を通じて民生の重大さを語られたうえ、聖君への道が民本の具現にあると学んでいた。

前述したように、高宗は、即位初期から民に対して多大な関心を表していたが、これは、彼が実質的な親政を宣布する際に最高の名分として作用するようになった。10年間、君主の代りに政局を運営していた大院君を政界から退陣させるため、高宗は大院君の政策の問題点を積極的に取り上げており、その際、用いられた口実が民生への弊害であった。高宗が民生問題を大院君政策の廃止の名分として提示することができた理由は、朝鮮政治社会において民本・民生を越える政治的名分が存在せず、高宗が持続的に民に対する政策に関心を示していたためであった。そして、高宗は君主の統治活動に関する問題は民生を以て、その以外の問題は神貞王后の権威を借りて、実質的な親政体制の構築のための正当性を獲得・強化していた。

朝鮮時代における儒教的民本観は、「民は国の根本であり、民は食べ物を以て天とする。し

たがって、国の根本である民を保護するためには生業を安定させるべき」であり、「民本=民生安定」という公式が成り立っていた。このような民本観は高宗時代に入っても持続され、高宗の即位日、神貞王后が高宗に「敬天愛民」を書いて渡したところから窺えるように、民本は幼い高宗が統治者として最も重視すべき部分であった564)。

このような時代の状況や聖学教育に合わせて、即位初期から高宗の主なる関心事は民生問題となっていた。それは、主に「民本」と「民生安定」に集中されており、高宗は、民が国の根本であるという民本観を繰り返して示していた。

(私は国の)治法と政謨が分からずに負荷に堪えないことを懼れるのみである。幸いに大王大妃の明らかに訓え戒められたことは、先祖の王が天を敬い民を愛したことに倣うべきであるということである。謹んで倹約に努めることが、天を敬い民を愛する根本である。…君主は民を以て根本とし、民は食糧を以て天(もっと大切なもの)としている565)

国の根本は民であり、民が富めば国が安寧になる。…民心は天心であり、君は天を承りて民に臨む。天が君に至り君が民に至り、一心に真心を通せ尺寸の間もなければ、昇平は 期さなくても自ずから致る。…天を敬う道はただ民を愛するところだけにある566)

『書経』では、「民は惟れ邦の本であり、本が固ければ邦は寧し」と言う567)

民がなければ、どうして国を為めることができるだろうか。畏るべくして愛すべきものは民ではないか568)

ここに表れるように、高宗は、伝統的な儒教の民本論に立って、愛民・畏民が統治の基本であると把握し、国の安寧のため、民本を実践しなければならないと唱えていた。このような高宗の認識は、民と君主との間の重大な連関性に対する認識へつながるものであった。

君が民を赤子のように保護すれば民は人君を父母のように推戴し、上下が互いに信じあ

564)「『今於罔極之中、五百年宗社、幸有托付主上、即我仁祖血孫、英宗旁支継。祖宗之統、行祖宗之事、則当法祖宗、而敬天愛民。即祖宗伝受之心法、謹慎節倹敬天愛民之本也。人主之一動一言、皆係民生之苦楽、民心即天心、豈可不念茲在茲乎。自古聖帝明王、多有生長于外、熟知民間之事』」(『日省録』1863(高宗即位年) 12 13)

565)「『其於治法政謨、惟不克負荷是懼、我慈聖所明訓戒之、以当法祖宗敬天愛民、而謹慎節倹、為敬天愛民之本』。…『君以民為本、民以食為天、食之足』」(『承政院日記』1864(高宗1) 1 11)

566)「予曰、『国之本民也、民富則国可以頼安』」、「上曰、『民心即天心、而君、承天涖民也。天至於君、君至於民、一心交孚、無間乎尺寸、則昇平、不期而自致。…故敬天之道、惟在愛民而已矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 12 13)

567)「書曰、『民惟邦本、本固邦寧』」(『承政院日記』1866(高宗3) 10 4)

568)「予曰、『無民則何以為国、可畏可愛者非其民乎』」(『承政院日記』1873(高宗10) 10 30)

うようになる。その上、民は水のようで君主は船のようである。船は水がなければ進むことができず、また(水は)船を転覆させることもできる。君たる者は一日も民を忘れて塗炭に放置してはならない569)

高宗は、君主にとって民は赤子のようによく世話をすべき存在であり、また君と民は相互依存関係であるため、君主が民を放置した場合、君主の地位自体が危うくなるだろうと判断していた。このような対民意識に基づいて、彼は、実質的に国政を運営する位置にはいなかったものの、民生関連問題については積極的に対処するように求め570)、1865年4月には、華陽書院が民生に多大な弊害を与えていると強調し、華陽書院の持つ帳簿類をすべて帳消しにすることを命じた571)。特に、現在が民瘼、すなわち民の苦労の原因を除去する時期であり、民生安定に焦点を合わせて政策を推進すべきであると主張し、民生の改善を追求する自分の意を明らかにした。高宗は、講筵の中でも頻繁に民生問題を取り上げて民への関心を示していた。

今日の事情を言えば、地方の民は自ら耕して農事に努めて一年ずっと苦労しても暖いものを着て満腹するまで食べることもできないのに、京都の民は耕さず織りもしなくも衣食が贅沢である。これをもって論じれば、閭巷の疾苦と困難を問わなくても分かる572)

およそ三政の中で、田結が近来の大きな弊になっているのを、私は潜邸にいた時からすでによく聞いていた573)

幼い高宗にとって、苦労する地方の民は貧乏で、楽に過ごすソウル人が贅沢をしている姿は不公平に映っていた。こうした状況で、彼が、君主である自分が不平等を解消・解決しなければならないと考えるようになったのは予想に難くない。それゆえ、高宗は民の苦労を把握して、その改善策の模索を強調しつつ、民心に応えられるための準備を進めていた。

このような高宗の民本観は574)、1865年4月に高宗が再建に着手する景福宮を視察する過程

569)「上曰、『君之保民如赤子、則民之戴君如父母而上下交孚矣。且民猶水、君猶舟、舟非水、不可以行、亦能覆舟。為君者、其可一日忘民而置之塗炭乎』」(『承政院日記』1865(高宗2) 12 13)

570)「予曰、『予在潜邸時曾聞、不能善治之説矣。此後更或如是、則当以法処之矣、十分慎之可也』」(『日省録』1864(高宗1) 9 27)

571)「伝曰、『予於潜邸時、聞以華陽之別庫銭、各邑取殖、列邑貽害平民者、常所痛駭矣、其文簿標記、一一収聚、自本営即為爻周、且以福酒村言之、前後筵飭、亦既屢矣。未知今果永革、而於民瘼釐整之時、不可無懲創、一並査括簽丁、推捉平民之墨套書、亦自営庭、永為削刻事、自政府知委道臣』」(『日省録』1865(高宗2) 4 13)

572)「予曰、『以今日言之、郷曲之民、躬耕力穡、終歳労若、而不得煖飽。京都之民、不耕不織、而衣食侈靡。以此論之、閭巷之疾苦、艱難不問可知矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 12 13)

573)「『夫三政之中、田結之為挽近巨瘼。予自潜邸時、亦已聞之熟矣』」(『日省録』1866(高宗3) 5 22)

574)「教曰、『嗚呼、予惟王者以民為本、民生以食為天。将欲固邦本、而足民食其道、安在奥昔大猷之為天下国家也。莫不以農功為急稼穡為重上焉、而不違天時下焉。而無失地利、使斯民用天之時因地之利、而克勤無惰以致国、安盤泰民楽耕鑿式。至于今五百年治平、此実我家家法。予自臨御以来、承祖

で明らかになった。当時、高宗は政府官僚らとともに景福宮を訪れて見回っているなか、廃墟になった景福宮の外に居住中である大勢の貧しい民の話を持ち出して、彼らの移住後の生活の対策を尋ねた。

高宗　「宮闕の塀の外にいくらかの民が家を作って住んでいると聞いたが、将来これをどう処理するのか」

鄭元容「当然、すべて移動することになります」

高宗　「小民の事情が哀れむべきである。金をある程度分給するのは如何であろうか」

鄭元容「宮の墻の近処に家を作って暮している者は、法を犯しています。処罰を免がれるだけでも幸いなことでございます。これから宮殿の工事が始まるので、当然に撤去するのみであります。どうして別に恩恵を施す必要がございましょうか」

金左根「城底の民家は不法でありますけれども、聖教がこのようでありますので、前例に依って支給するのもよろしいでしょう」

金炳学「戸判に聞いてみたほうがいいでしょう」

高宗　「戸判も所見があれば、申せ」

李敦栄「聖念がこのようであられることをつつしみ仰がないものがありましょうか。しかし、小民が城底に家を作ったのは法律で禁じていることであるため、有司の立場としては挙行しがたいです」

鄭元容「戸判の言葉もこのようでございます」

高宗　「みなの上奏が同じであるけれども、小民がすでに家を作って住んでいたのに、今やむを得ず撤去させられて、その居場所を失うのは実に哀れむべきである。たとえ事例がないといっても、該曹から特別に厚く給したほうがいいだろう」575)

ここで、高宗は、金左根を除いた大臣・重臣が「法律に反する」、「前例にない」など

宗艱大之業、念生霊休養之道、夜寐昕寤思所以固国裕民、亦惟曰務本而已』」(『日省録』1870(高宗7) 1 1)、「予曰、『京外士夫侵虐平民、必多其弊、別般申飭好矣』」(『日省録』1873(高宗10) 3 22)、「予曰、『無民則何以為国、可畏可愛者非其民乎。若使民以時、則民悦而忘労。故古之聖王、用民之力、歳不過三日矣』。…予曰、『年前松都幸行時、見英廟朝御筆、則有曰、『民惟邦本、本固邦寧矣』」(『日省録』1873(高宗10) 10 30)

575)「上曰、『当如是留念矣、宮墻外、聞多少民之構屋以居者、将何以処之乎』。元容曰、『勢将皆為搬移矣』。上曰、『小民之情可矜、如有分数給銭、則何如乎』。元容曰、『宮墻近処、構屋以処者、是犯禁法也、免罪幸矣。今於宮殿始役之時、自当毀撤而已、何可別有恩施乎』。左根曰、『城底民家、雖是法外、而聖教如是、依前例給之果好矣』。炳学曰、『問于戸判為好矣』。上曰、『戸判亦陳所見、可也』。敦栄曰、『聖念及此、孰不欽仰、而小民之城底築室、自是法禁、則有司之地、有難挙行矣』。元容曰、『戸判之言、亦如此矣』。上曰、『諸奏雖同、然小民既作室以居、而今雖不得已毀撤、其失所之状、実可矜惻、雖無事例、自該曹特為厚給為好矣』。元容曰、『此与釐路之毀民田毀民屋、而有司之計数給価、有異、而今殿下、推赤子如保之心、念一夫不獲之状、縷縷辞教、特施踰格之典、此固仁心之所由発、而仁政之所由施也、臣等不勝欽誦、有司之臣、惟当将順其美也』。炳学曰、『恤下之聖徳、至於如此、誠不勝欽仰万万矣。敦栄曰、『屢承下教、不勝讃頌、謹当宣布聖意、依他例挙行矣』」(『承政院日記』1865(高宗2) 3 12)

と、反対していたにもかかわらず、小民に金銭的な補償を施行すべきであるという意見を崩さなかった。そして、大臣らも結局、民生を念ずる高宗の誠意に逆らえず、小民への救恤を約束し、同月の29日、民家撤去に対する補償として約3800両が配給された576)。この会話で注目される点は、高宗が民生保護という名分を以て大臣・重臣らの反対を押しきっており、大臣らの主張する違法性や前例のないという口実が民生安定の前でその正当性を失ったことである。これは、朝鮮政治社会において民本にまさる名分が存在していなかったことを意味しており、高宗はこのような民本・民生問題を取り上げて、自らの意志を表明して貫徹させる統治権者としての面貌を示していたのであった。

1866(高宗3)年初め、神貞王后は高宗の結婚準備が進むなか、垂簾同聴政の終了の意志を表した。すると、高宗は、1866年2月26日、庶政の統括を公表する行事を開き、宗親や文武百官が参席したところで、君主の公式的な親政体制が出帆したことと、統治権者としての権威と地位を闡明した577)。

同年8月、高宗は自ら政府大臣を召集した578)。この会合はフランスの船舶の侵入による緊急な状況の中で開催されたものであり、高宗は国政懸案を解決するため、積極的に大臣らの意見を求めていた。ここで、彼は西欧の京江侵入による民心の混乱や民生の弊害を憂慮しながら、民情を収拾する対策の樹立を強調した。また、こうした危機が民の忠誠を試すチャンスであると論じ、功績を立てる者を特別に登用すると表明するとともに、略奪と窃盗などの犯罪を厳重に取り締まることを命じた。即位以後の初めての危機状況に直面した際、高宗は直接的に会合を主催して事態の速やかな解決を促しながら、民心の安定と民生の保護を最優先にすることを力説した。このような高宗の能動的な対処方案の要求からは、民生と国政の責任を担って、その任務を遂行するという彼の強い意識と姿勢が読み取れると言える。

その後、高宗の君主としての活動は更に拡大していった。1866年10月、高宗は戦闘に参加した将軍と軍人に直接に会って彼らを激励したうえで、軍人をはじめ戦闘に協力した褓負商・砲手・泮民[成均館所属の民]などに対する特別な褒賞を指示した579)。彼は命を惜しまなかった民

576)『承政院日記』1865(高宗2) 4 29

577)「丙寅二月二十六日辰時、上詣仁政殿。親摠庶政養隆長楽称慶陳賀入侍時」「右議政柳厚祚、進前奏曰、『聖上親万機之務、慈殿隆千乗之養、徽徳弥光、景命維新、誕挙合慶、親臨受賀、臣民慶祝、容有其極』」(『承政院日記』1866(高宗3) 2 26)

578)「予曰、『予有可詢之事、故有此入侍之命矣。仍教曰、『幺麽小醜、闖入京江、無所忌憚者、尤極忿痛矣。其剿滅之道、大臣、将臣、商確定算、不日奏凱、以安生民』。…教曰、『如此之時、可見忠義之誠。自廟堂掛榜城門、如有応募奏功者、当不次擢用矣。又教曰、『如此之時、城内外、或有無頼輩犯分搶奪之患、各別禁戢事、分付左右捕庁』」(『承政院日記』1866(高宗3) 8 18)

579)「又教曰、『文殊山城接戦、鼎足山城接戦軍兵、従自願賜第。郷軍砲手、並令各其邑除雑役。自願赴戦泮民頭目三所任、並帖加』。…又教曰、『沁都洋賊之擾、尚忍言哉。廨舎並入灰尽、瓶罌挙被搶掠、無論公与私、満目愁惨、即一刼運耳。且民人之傷命、軍卒之捐躯、一則死於王事也、二則死於王事也。秖知有国、不知有身、可見秉彝之所同得也。念彼忠魂義魄、彷徨躑躅、無所依泊、憫惻之極、曷以為懐 其令通津府使、設壇而酹之、以示生死眷眷之意』」(『承政院日記』1866(高宗3) 10 20)

の忠誠心を称えて、政府が死者・生者を問わず民の保護に最善を尽すように求めた。その上、景福宮再建を記念して行われた祝賀の召見の場では、今後の急務はただ民生の安定にあるのみであると論じ580)、統治活動において民生問題を優先視することを明らかにした。

高宗が書院と武断土豪などの政策に持続して取り組んで民心と民生の安定を図っていたのは、第三章第二節において説明したとおりであるが、その他にも、高宗はソウルの米価格の急騰を阻止する対策の講究を求めて、小民が米不足に陥らないようにしようとした581)。また、田結・軍丁の弊害を除去するための方案の模索を指示する際には、観察使から胥吏に至るまで徹底的に警戒し、小民の負担を加重させる租税の弊害を根絶することを強調した582)。行幸時に民弊の有無を尋ねて583)、君主の行幸が民生に弊害を及ぼさないように気を配っていた。こうした高宗の行動は、民を適切に保護しなければ、国の保存が不可能であるという、一国における民生の重要性に基づいたものであった584)。高宗は民生安定を君主の最大の課題・任務として受け止め、民生問題を積極的に取り上げていたが、このような過程で君主の力量を発揮して、統治権者としての地位を構築していったのであった。

民本意識に基づいて、民の安定を実現しようとする高宗の活動は更に強化していた。

> 今回の幸行は雨のためにすでに延期された。橋梁の改築によって哀れな私の赤子が朝夕に苦労した。民は国の根本であるが、事々に民を苦労させないことがない。民を哀れに思う私の心がどのようになるのであろうか。これによって錦衣玉食[美しい着物と上等の食物]も楽しめない。京畿の監営は別饒次[特別な支給品]を適切に分給して、民を安んじ生業を楽しませる方法を、私の至大な意を体して尤も格別に施行せよ585)

これは、高宗が行幸の先で民生対策を具体的に指示する内容として、彼は、行幸の途中で即席で苦労した民に対する特別な恩恵の施行を命じ、民生安住の方法を模索しなければならないと強調した。ここからは、彼の政治的な力量の成長を窺うことができるが、すでに即位してから7

---

580)「教曰、『正衙告成、亦既受賀、目下先務、安民是耳、諸大臣所陳、又此懇摯、当造次服膺矣』」(『承政院日記』1867(高宗4) 11 17)

581)「上命書伝教曰、『近聞都下米直、転至翔貴、民情遑汲、雖在常年、毎当此時、則猶有艱食之患、況今歉歳窮節、尤何以図生。一念憧憧、錦玉靡甘、装税之時、若以本米運納、則必致穀価之低下、故朝家之禁飭防納、良由是也、而惟彼牟利輩、高価執銭、貿米於京江以納者、前後相続云、国有紀綱、何敢若是乎。且再運三運之謂以米泊無難、経歳者、亦由於舟司領将及該執吏、符同幻弄之致。自廟堂、厳飭両捕庁、所謂防納諸漢、一一詗捉、亟施当律、而至於執巻、邑初再運、如有過時愆納之弊、各該掌領将及執吏、亦施一律、以此分付』」(『承政院日記』1866(高宗3) 3 26、慶科庭試文科試取)

582)『承政院日記』1866(高宗3) 5 22、教旨、1866(高宗3) 5 27、教旨

583)『承政院日記』1866(高宗3) 9 4、大駕詣元陵・綏陵・景陵親祭幸行

584)『承政院日記』1869(高宗6) 1 28、進講

585)「教曰、『今番幸行、以雨勢既已退定矣。橋梁之改築、哀我赤子、昼宵労苦。民惟邦本、事事無非労民、哀矜之心、其将如何哉。因此而錦玉靡甘。自畿営別饒次、量宜分給、安撫楽業之方、体予至意、尤別対揚』」(『承政院日記』1870(高宗7) 9 6)

年目で、その間、様々な教育と経験を蓄積していた高宗は、民生救恤をその場で構想して命令を下すほど政治的な感覚を身に付けていた。その後も、彼の民生救済策に対する指示は継続され、輦路[行幸の経路]に沿った三邑の饑民から軍布を免除すること[586]、火事で焼けた民家を建てて居住できる方法を提供することを求めた[587]。

高宗は両班の墓地拡大と強制占有の阻止にも力を注いでいた。彼は、一般小民の安定した生活が国の安定につながると判断していたため、両班が勝手に山を占有する弊害を禁止させて、必ず法律上の墓域の設定に従うことを強調し、強者が弱者の土地を強制に奪うことを徹底に禁止・処罰しようとした[588]。また、小民が生活をうまく保てないのは、大民の甚だしい侵擾のためであると論じ、議政府が守令に命じて取り締まるようにすることを促した[589]。1870年9月には、法律に依って班家の邱墓の歩数を定めた規定がよく守られていないと慨嘆し、

> この間、班家の邱墓の歩数をすべて定式に依って正すという意を大臣たちを召見した場で下教した。今度、輦路で各宮の墓の界を定めた立石禁標を見るに、ほとんどその界に限りがなかった。こんなに広い面積を占めていたら哀れな我が小民はどこに帰したらいいであろうか。再び漢城府、及び京畿監営に令を下して各宮から両班家に至るまで法律に依って境界を分かち、その他は特別に都民が互いに墓を作って葬ることを許可せよ[590]

と、自分の下した命令が必ず実行されるように督励した。その上、高宗は、民生安定を最優先するという立場から、春川府で勝手に泥生地を開墾して堤堰を耕作したのは許せない行為であるが、民の苦痛にかかわるため、特別に許可することを指示した[591]。ここからは、民に対する救済に限っては例外が認められる、すなわち民生政策がすべての政府政策に優先し、国家財政に損になるとしても民生に便利な政策を推進すべきであるという、彼の強い志が読み取れる。このように、民生に役立つならば、法律の例外的な適用が可能であると主張していた高宗は、

> 聞くに、立春の日に、朔寧などの諸邑で出しているカラシナ・キムチを40余石の大同太[大同法によって納める大豆]で差引勘定をするという。これは考えるほどでもないが、民生の弊害と関係している。大きいものでも、民のためには免除している。ましてや些少の物であるにおいてや。特別に廃止して少しでも民の力になるようにせよ[592]

---

586)『承政院日記』1871(高宗7) 2 19
587)『承政院日記』1871(高宗8) 2 20
588)『承政院日記』1870(高宗7) 8 25、次対
589)『承政院日記』1870(高宗7) 閏10 22、教旨
590)「教曰、『向以班家邱墓歩数、一依定式釐正之意、有所筵教矣。今於輦路、見各宮墓定界之立石禁標、殆無界限。如此広占、則哀彼小民、帰於何地。更令漢城府及畿営、自各宮以至班塚、一依法典分界、其外則特許都民互相入葬事、分付』」(『承政院日記』1870(高宗7) 9 6)
591)『承政院日記』1870(高宗7) 2 30、次対
592)「教曰、『立春日朔寧等諸邑所供山芥沈菜、以大同四十餘石之豆會減云。此不足爲念、而係是民弊、

と論じ、民生のための政策の推進の当為性を唱えた[593]。彼は、「民は国家の根本であり、根本が堅固であれば国が安寧になる」という対民認識に基づき、君主の役割が上から恩恵を施して民の苦痛を解消することであると考え、それを実践しようとしたのである[594]。

ところが、高宗の民生救恤策がいつも賛成と支持のみを受けていたのではなかった。1873年7月、高宗は災害に見舞われた哀れな民の救済のために税を免除するように命じた。これに対して、左議政姜渚は、国家の財政にかかわる重大な問題である減税には慎重を期するべきであると唱え、厳重な調査と施行の必要性を提起した。

> 高宗「今年の水患は前例のない災であった。このような時に、どうやって民のための心がなかろうか。…今年は、やむを得ず、恤災をしなければならないため、政府が各道に関文を行って、一々正確にその実数を報告させて、均等に配るようにせよ」
>
> 姜渚「(民のための)聖念がこのように至りましては、誰が欽仰して対揚しないのでしょう。しかし、災害によって減税するのは国計と関わることであるため、参酌するところがなくてはなりません。これは虚実が相混じっていますので、一々給災[災害のため租税を減免すること]するのが難しいのでございます」…
>
> 高宗「古語に「民が富裕であれば国が富裕になる」と言う。民がもし足りなければ、国が誰とともに足りることができるだろうか。恤災の道は、国に偏るよりはむしろ民に偏ったほうがいいだろう。廟堂から草記が出ると思ったら、今に至るまで遅れているため、私から先に言ったのである。…一糸一粒もみな民から出るものである。曾て幸行の時、民家に穀物が積んであるのを見るたびに心が常に喜んだのは、国の倉庫に穀物が積み置かれているのと異ることはなかった。民に儲えがないのに、国に余裕の儲えがあるとしたら、これがどうして民のための道であるのだろう」[595]

ここで、高宗は、災害の救済策においては国の財政問題より民生の安楽を重視すべきであると強調したうえ、対民救済策の慎重な実行を求める姜渚に対して、議政府の対策が遅れているため催促するしかなかったと述べ、自分が民生を最優先していることを明らかにした。このような高宗の発言には、彼が10年にわたって学んできた儒教的民本観、あるいは君主像が反映されていたと言えよう。

雖大於此者、爲民益免除、況且些少之物乎。特爲革罷、以紓一分民力』」(『承政院日記』1870(高宗7) 10 15、次対)

593)領議政金炳学と都提調洪淳穆は高宗の愛民の恩恵がすばらしいと称え、彼の対民政策に協調していた

594)『承政院日記』1870(高宗7) 11 15、進講

595)「予曰、『今年水患、無前之災也。当此時豈無為民之心也』。…予曰、『今年不得不恤災矣。自政府行関各道、一一精白報其実数、以為均俵可也』。渚曰、『聖念至此、孰不欽仰対揚。而災減上関国計、不可無斟酌。以其虚実相混、難以一一給災。謹当厳関申飭矣』。教曰、『古語云、民富則国富。民若不足、則国誰与足乎。恤災之道、与其偏於国無寧偏於民。廟堂意有草記、而尚稽至今、故予先言之矣。…一糸一粒、皆出於民。曾前幸行時、毎観民家積穀、則心常喜之、無異国穀之積置倉庫。民若無儲而国有余儲、是豈為民之道也』」(『承政院日記』1873(高宗10) 7 10、次対)

高宗の民を優先する政策は民生の救済に止まっていなかった。彼は、講筵の中で講官に監司・守令の統治のあり方や農事の状況について聞くとともに596)、開城行幸の時には、開城府の市民の弊害についても関心を寄せて597)、地方の行政と民生策の実施状態を把握しようとした。また、京外士夫が平民を侵害して虐待する弊害が甚だ多いと強調し、特別に取り締まることを命じた598)。1870年11月、京畿道飢民の救済の状況を聞いた後には、「京畿道の三政が漸次班家の墳墓守護の中に入っていることをすでに知っている」と述べたうえ、吏属と官長がこれを傍観したため三政の帳簿が虚構になったと慨嘆し、京畿各邑の墓陳[墓地の中にあり租税が免除された田畑]・契坊[胥吏に金や穀物を差出し軍役・雑役から免除されること]を一々調査して報告することを指示した599)。このように、高宗は民生問題を的確に把握して民生を安定させるとともに、両班の武断行為を禁じて、地方行政制度の紊乱を正そうとする一方、国政運営と政策の遂行において最大の課題であった民本を、自分の意志を貫徹して政治的影響力を拡大するのに利用していたと言える。

高宗は国政の運営に必要な君主の取るべき姿勢や君臣関係の正しい設定にも至大な関心を表明していた。彼は、「君主が臣下の仕事まですれば臣下が怠け者となって政策の適切な施行ができない」600)、「どうすれば人材を見分けることができるのだろう」601)、などの問題に対して苦心し、統治活動上の方法と姿勢を覚えるため努めていた。また、周代の君主の人事権行使の問題について討論するなかで、「周代の幽王が太師尹氏に権力を一任したため国運が衰退した」、「昔より国が滅びて家が安泰な場合はない」と論じ、君主の人事政策が一国と民生に多大な影響を及ぼすと認識している姿を示した602)。

高宗は、儒教的思考に基づいて、刑罰を慎重に適用すべきであると強調した。1870年9月、彼は、「欽哉欽哉 惟刑之恤」を取り上げて、公正な裁判と処罰の重要性を力説して、大臣らが死刑を主張した罪人に流配を命じた603)。そして、民を保護する次元から、「法司と捕盗庁が

596)『承政院日記』1870(高宗7) 閏10 19、進講
597)『承政院日記』1872(高宗9) 3 6、詣麗太祖顯陵親行奠酌禮
598)「予曰、『京外士夫侵虐平民、必多其弊、別般申飭好矣』。…予曰、『予在潛邸時、已聞有此弊、而京中近法之地猶有如是、且況外道乎。京則自政府申飭如、有現發以爲懲。勵外道則發關另飭也』。…予曰、『士夫豈有私囚乎』」(『承政院日記』1873(高宗9) 3 22、毓祥宮・延祐宮・宣禧宮展拜)
599)「教曰、『畿甸饑民救活、果爲盡心極力乎』。…予曰、『畿甸三政、之漸入於班家墳墓守護之中、予已稔知矣。田畝入墓、若以一葬之地陳頃猶可爲也、凡屬四標之內竝以墓陳。且以契坊於吏屬、一洞之內煙戶之役、無難頃免、吏屬不敢言之、官長袖手觀之。有限之三政、漸入於虛頃之中、是豈可行之事乎。畿內各邑所在墓陳與契坊、一一查覈。亦以此意、自廟堂關問各道四都、一體查覈隨啓以聞。當有別般嚴處矣』」(『承政院日記』1870(高宗7) 11 17、進講)
600)『承政院日記』1872(高宗9) 11 28、韓啓源の上疏に対する批答
601)『承政院日記』1872(高宗9) 12 19、進講
602)『承政院日記』1872(高宗9) 12 18、進講
603)「教曰、『今因鞫事、予有一言者矣。法不可以不嚴、刑不可以不慎。有斷案者罪之、無斷案者宥之、即亦法之嚴、刑之慎。…日後獄事、勿論此人彼人、如有不忍聞、不忍說之橫罹者、必須到底審覈、反復推問。有真犯則以法処之、無真犯而只為人所推戴者、則傅生於議啓、滌垢昭晰、俾無干和之端。而予則以此為万年法式、期欲無冤無枉、有以迓続景命、延綿国運矣。大小諸臣体予苦心、其於審獄情、重人命之義、欽哉欽哉、惟刑之恤。仍令揭板金吾、常目顧諟焉』」(『承政院日記』1870(高宗7) 9 10)

罪のない民を捕まえることが多い」と慨嘆し、各道に命令して一人の民にも冤罪が生じないように政務を施行することを求め604)、自分の哀民(民を哀れむ)の心と生民(民を生かす)の気持ちを表そうとした605)。

高宗による刑罰の慎重な適用は、1872年4月から6月にわたって行われた金應龍・吳潤根・金應鳳・金俊文などの処罰過程で浮き彫りになった606)。この事件は海州人の金應龍が書いた祭山文の中に「口或祚尽」の文句があったことによって引き起こされた。大臣らはこの問題が宗廟社稷にかかわる重大な問題であると主張し、彼らに反逆罪を適用して死刑にすることを求めた。これに反し、高宗は彼らの行動が浅はかな心と無知の所産であると論じ、流配に処するという決断を譲らなかった。すると、大臣は閤門[便殿の表門]の外で抗議したり、召見を要請して祖宗と法律の格式に従うことを促すなど、高宗の志を覆そうとした。しかし、高宗が、自分の決定が人を生かそうとする意であり前例上にも何の問題もなく、民本精神と祖宗の伝統の遂行であると強調し607)、大司諫を解任させてまで流配刑の施行を主張し、結局、高宗の判決が適用されて罪人の島配が行われた。ここで注目すべき点は、1872年の当時、高宗が「生民」という名分を以て、政府官僚との論争・対立で勝利を収めていたところである。この時期の高宗は、すでに政府官僚の反発に屈しないで堂々と意見を表明するほど、君主としての自信と力量を整えていた。したがって、彼は君主の取るべき統治上の姿勢を唱えながら、自分の意思を貫徹させることができたのであった。そして、このような経験は、1873年の親政宣布の過程で勃発した政府官僚や儒生との深刻な葛藤を乗り越えて、大院君の退陣と実質的な統治権回復を導く原動力になったと考えられる。

1873(高宗10)年以後、高宗は民生問題を解決しながら蓄積した名分と経験に基づいて、親政への準備を進めていった。まず、彼は、大院君の勢力基盤を弱体化させるため、大院君の実施した政策の廃止を試みるようになった。高宗は統治の最大の課題として民生安定を強調することで、大院君政権に対する批判世論を形成して大院君の退陣を求める雰囲気を作ろうとした。

高宗は大臣らとの召見で、大院君政策の問題点を取り上げて自らの意見を積極的に開陳した。

> 近来聞くところでは、科挙を受験するため儒生が城門を入る時でも門税を収納するという。国が士を待遇する礼が格別でなければならないのに、どうしてここまで侵索するに至ったのだろうが。私は、これが妥当であるのか分からない。この税の徴収はやむを得ない措置で

604)「法司与捕庁、毎多推捉無告之氓、故已為申飭、而外道事推此可知、自廟堂以此意関飭於八道四都、無有一毫寃冤、務従欽恤之意可也。民惟邦本、故是予苦心也」」(『承政院日記』1870(高宗7) 11 15、進講)

605)「無論此人彼人、輒加不忍説之目、以致重辟、実有欠於審克之政、予所痛歎。罪人鄭晩植、以行己不正之罪、特為減死、絶島定配、用示哀矜勿喜之意」(『承政院日記』1870(高宗7) 9 9、教旨)

606)この事件の経緯については、『承政院日記』の1872年4月24日から6月26日までの記事を参照

607)『承政院日記』1872(高宗9) 5 18、召見時原任大臣金吾堂上

あるが、諸軍営で全く検飭を行わず、取り立ててはならない人からも取り立てているが、どういうことであろうか。…士たる者は国の元気であり、礼を以て待遇しなければならない。また、当初に税を定める時、荷車にのせた荷物にのみ税金を賦課して、担いでいる荷物には賦課しなかった。たとえ賦課するとしても大きい物には賦課してもいいが、小さい物には賦課してはならない。今後は儒生でないと雖も、小さい荷物に対しては税を徴収してはならない608)

高宗は城門での徴収問題が規定を守らなくて弊害を起していると述べ、城門税の賦課基準に遵うことを改めて命じ、徴税の行き過ぎを調整して、紊乱した国家の紀綱を正そうとしたが、ここには儒生はもちろん、商人と一般民の歓心を買おうとする意図が含まれていたと考えられる。

ここで注目される点は、一般民の背負った荷物に賦課されていた税が、本来あるべきものではなかったにもかかわらず、高宗が大きな荷物に限って徴収を認めるという折衷案を提示したところである。当時、高宗は、儒生の優遇を唱えながら弊害の多い城門税の廃止を施行しようとしたが、まだ大院君の政策を全面的に廃止できる基盤を構築していなかった。また、各軍営が城門税を軍需費用として利用している状況に対する解決策も立てておらず、単に廃止の意を表す程度に止まらざるを得なかった。とはいえ、君主として儒生のみならず民生にも弊害を与える城門税問題を放置するわけにはいかなかった高宗は、代案として儒生への徴収禁止や荷物の大きさによる徴収を指示したのであった。しかし、荷物の大きさという曖昧で分類しにくい徴収の基準の、現場における実行を期待するのは無理であり、高宗の提案した城門徴税の解決方案は最初からその実効性が疑問視されるものであった。結局、高宗が城門税徴収を制限した本当の目的は、大院君の政策の問題点を提起して、大院君の統治活動の名分を損なうことを以て、広範囲な支持を獲得して、親政体制の構築の基盤を作り出すことにあったと言えよう。したがって、高宗は朝紙頒布と各地への通知を促して、君主の民への関心を積極的に知らせようとしたのであった。

このように、1873年8月には徴税の制限的な規制が実施された城門税は、同年10月に完全に廃されるようになった。この時の高宗は、城門税が各営の軍需のための税金として重要ではあるが、過度な徴収によって民弊が少なくなかったと論じ、すべて撤廃することを命じたうえ、軍需の代替方案として管税庁から三営にそれぞれ三千両と、摠戎庁に千両を分配することを指示した609)。ここで、前回と違って確実な名分と事後対策の用意された城門税撤廃の命令が下されたのは、1873年10月頃の彼に、大院君政策に対する調整を行う覚悟と準備ができていたことを表している。その後、高宗は大院君の財政拡充政策の見直しを本格的に行っていった。

608)「教曰、『各営将臣進前。近聞、科儒之入闥、亦有門税之責納云。国之待士、其礼宜別、而何可侵索至此。予不知其得当。此税之収、即由不得已之挙。而諸営全不検飭、至捧於不当捧者、此何爻象』。…教曰、『士者、国之元気、可不礼待乎。且当初定税、以駄不以担。設或税担、宜大不宜小。従今以後、雖非儒生、小担則切勿督税可也。又教曰、『此筵説、頒諸朝紙好耶。洽曰、『掲榜於四門、俾無一人不知、猶勝於頒諸朝紙矣』」(『承政院日記』1873(高宗10) 8 26)

609)『承政院日記』1873(高宗10) 10 10

掌令洪時衡が陳べた諸条の中で、聚斂を禁じることを言っている。民を心配する心はこのようであり、痼疾の弊害について念じざるを得ない。願納と結斂をともにすぐ革罷すること。八道四都にこの命令を布告せよ[610]

ここで、高宗が即時の廃止を命じている願納銭は、1865年、大院君が景福宮再建にかかる莫大な費用を補うため半強制的に募金していた寄付金であり、結頭銭[611]は1868年、同じ目的で田税に付け加えて徴収していたものである。高宗は大院君が財源の拡充のため、民の恨みを買いながら実施していた二つの政策の廃止を命じ、大院君の財政政策の問題点を指摘して瓦解させるとともに、民心を獲得しようとした。特に、彼は洪時衡の上疏の中で自分の政治的な意図に符合する内容のみを選択的に取り上げ — 例えば、書院復旧問題は神貞王后の指示であることを理由に論外であると主張した —、巧みに活用する姿を見せていたが、これは、彼が国政の運営を主導するため長年間にわたって政治的な技術を練磨してきた結果であると言える。

君主の正統性の確保や政権の掌握の名分として伝統的な民本意識を強調していた高宗は、沿江収税の禁止を指示する教旨においても民生への弊害を挙げた。

聞くに沿江の収税は大きな民弊であるという。廟堂[議政府]から命令を布告してこれを革罷すべきである。『書経』では「民は惟れ邦の本なり、本が固ければ邦寧し」と言っている。考えがここまで及べばまことに心が定まらない[612]

高宗は願納銭・結頭銭に引き続き、大院君が軍需費用に充てていた沿江収税を廃止した。ここで、彼は、『書経』の句を引用して自分の政策が民本に基づいていることを唱え、名分を確保して、反対意見を抑えようとした。また、崔益鉉の上疏によって政局が揺れ動いている時には、次のように述べ、自分の統治の目標が民生安定にあり、政策遂行において民本を最優先視していることをアピールしようとした。

私が潜邸にいた時、農民が畑仕事に励んでいる姿を見たことがあるが、暑さに汗が水のように流れてその苦労が大きかった。…年前に松都へ行幸した時、英廟朝[英祖]の御筆を見るに、「民は維れ邦の本なり、本が固ければ邦寧し」とあった[613]

---

610)「教曰、『掌令洪時衡所陳諸条中、以禁聚斂事為言矣。憂民之心、如此痼瘼、不可不念。願納与結斂、並即革罷事、行会於八道四都』」(『承政院日記』1873(高宗10) 10 29)

611)ここで高宗が廃した結斂は結頭銭を意味していると考えられる。結斂は結に各種の収税名目を添付して納める税であり、結頭銭は景福宮などの修理に必要な資金を調達するために1868年に設けた税である。結頭銭徴収については≪註392≫を参照

612)「『聞沿江収税、大為民弊云、自廟堂行会革罷可也。書曰、「民惟邦本本固邦寧」、念之及此、深切憧憧矣』」(『承政院日記』1873(高宗10) 11 3)

613)『承政院日記』1873(高宗10) 10 30、進講

高宗は自分が民生の苦労を知っており、それに感謝していることを強調した。そして、英祖を見習って彼のような民本策を広げることを、英祖の故事を引用しながら表し、自分の親政の正統性を主張するとともに、親政に対する民の期待を高めようとした。

高宗は、大院君政権の中でとりわけ財政経済政策を問題視していたが、そこには聖学を通じて形成された民生観が大きく作用していたと考えられる。10年間にわたって帝王教育を受けてきた高宗は、民本と民生が君主の統治上の最大の課題であると認識していた。また、それまでの経験で、民本を取り上げることが政治的名分を確保できる最善の方法であることも承知していた。高宗にとって、民本意識に基づいて民生安定を優先しない国家政策は、それがたとえ政府財政の拡充に寄与するとしても、正当化できるものではなかった。このような状況で、大院君の財政拡充政策が民の負担の増加につながると判断した高宗は、民生の弊害を理由に、大院君の政治的名分を弱めて、君主の統治権回復を正当化しようとしたのであった。

実際、1870年前後になると、大院君の国政統括は既成事実化し、大院君は国政運営を完全に掌握し、単独の決定によって政策を決定・推進していた。1870年前後に、大院君の活動がほぼすべての政治的問題に及んでいたことは、第三章ですでに説明したとおりであるが614)、大院君は、ソウルと地方民の救済に対して資金の支給を直接に命じており615)、各地方の田政・田結などの調査や収税を管掌していた616)。彼の指示によって地方辺将が特別に採用されたうえ617)、軍鎮営の物資や資金の動員・提供が決められており618)、その他の軍器製造・軍人処罰などの軍政問題が処理された619)。彼は、戸曹・兵曹・宣恵庁・常平倉などの政府機関の財政不足をはじめ620)、各府の官員の積滞や紛争問題などを解決し621)、宗親と王室関連問題を主導した622)。書院撤廃はほぼ大院君の単独決定によって実施されるなど、朝鮮は内外のすべての財物の往来を大院君が経営・整理し623)、大院君のすべての行動が法律になる624)状況になっていた。そのなかで、当時の政局では親尽した祖宗の祧遷問題を礼曹が大院君に稟議すると、大院君が高宗に相談して定めるように再指示したり625)、高宗は自分の命令で派遣する試官を大院君に送って大院君からの別途の指示を受けるようにする626)など、二重命令が行

---

614)次の例の具体的な内容は、第三章第一節の「大院君の政治参与過程と高宗の支持」と第二節の「まとめ」を参照
615)『承政院日記』1869(高宗6) 9 4、1870(高宗7) 10 15、1871(高宗8) 2 20
616)『承政院日記』1869(高宗6) 8 20、1870(高宗7) 6 29
617)『承政院日記』1871(高宗8) 4 5・4 15・6 20
618)『承政院日記』1870(高宗7) 閏10 10
619)『承政院日記』1872(高宗9) 6 7・7 27・10 21
620)『承政院日記』1870(高宗7) 2 30、1872(高宗9) 9 20・12 4、1873(高宗10) 7 10
621)『承政院日記』1871(高宗8) 1 4・1 20
622)『承政院日記』1869(高宗6) 1 2・1 24、1870(高宗7) 1 2・1 3・1 5・5 20、1871(高宗8) 9 10、1872(高宗9) 12 4、 1873(高宗10) 1 1
623)金炳学の発言 -『承政院日記』1869(高宗6) 3 8
624)洪淳穆の発言 -『承政院日記』1870(高宗7) 8 25
625)『承政院日記』1870(高宗7) 1 2・1 3
626)『承政院日記』1873(高宗10) 2 10

われる場合も生じていた。

このような事実は、大院君の統治権の行使が高宗の輔導を担当する次元を遥かに越えていたことを表していた。また、大院君が裏の実権者ではなく公式的な最高の統治権者として君臨していたことを意味していた。大院君の権力が高宗から委任されたものであり、彼の国政運営が高宗の積極的な支持と協調によって行われたことは間違いないが、君主のそれを上回る大院君の権力と勢力基盤の拡大は、徐々に高宗に危機感を引き起こし、大院君との間で権力分配をめぐる軋轢の発生の可能性を高めていた。そして、大院君の中央集権化政策が自分ではなく大院君のためであると判断した高宗は、自ら統治権の回復のために努めるようになった。1872年10月、高宗は左議政になった兵曹判書姜浚の後任に閔致庠を任命して講官に抜擢した627)。1873年9月には水原留守閔升鎬と兵曹判書閔致庠の官職を交替して軍事的基盤を確保したうえで628)、大院君の実施した各種の財政拡充政策を見直し、大院君を政界から退陣させる準備を進めていった。

高宗は大院君政権下で君主としての役目を自覚して政治活動を広げていた。彼は、長年の間に蓄積した統治技術や力量の発揮を試みながら、徐々に権力基盤を確保し、1873年、即位10年目になって正式に国政を掌握することができた。統治権の回復において、高宗の掲げていた名分は民本思想と民生安定であり、民生の弊害をもたらした大院君の政策を廃することを以て、親政の正当性を確保しようとした。高宗が大院君の退陣と君主の政権掌握のため用いていた民本は、何よりも優先される名分であり、高宗はこれを上手に利用しながら大院君追従勢力の反対を押しきって、大院君の政界引退と、各種の政策の廃止・改革を断行した。彼は、大院君の政策が民生安定を阻害していると主張して、大院君の統治名分を弱めて民心と政治勢力を糾合し、親政体制の基盤を作り出していたのであった。

2 高宗の親政宣布前後の状況と過程629)

(1) 大院君政権に対する批判世論の台頭

前述したように、高宗の親政が始まったのは、1866(高宗3)年2月13日、当時垂簾同聴政中

627)閔致庠は1872年8月1日に礼曹判書に、10月4日に工曹判書に任命された後、10月12日には兵曹判書に、11月5日に講官に選ばれた

628)1873年9月10日に兵曹判書閔致庠と水原留守閔升鎬のポストが、高宗の命令によって交替された

629)高宗の1873年前後における親政権回復のための認識・活動・過程に関する研究は次のとおりである。金永寿「韓末における高宗の政治的役割に関する一研究」(ソウル大学修士論文、1990)、同「大院君の下野と高宗の政治的な役割」(『韓国政治思想』1991)、殷丁泰『高宗親政以降における政治体制の改革と政治勢力の動向』(ソウル大学国史学科修士論文、1998)、韓哲昊「高宗親政初(1874)暗行御史派遣とその活動ー地方官懲治を中心にー」(『韓国近現代史研究』、1999)、金世恩「高宗初期(1864年-1873年)の経筵」(『震檀学報』89号、2000)、同『高宗初期(1863～1876)の国王権の回復と王室行事』(ソウル大学博士論文、2003)、崔善姫『高宗の親政体制の形成とその性格』(全南大学修士論文、2003)、조은주『高宗の親政宣布と執権基盤の強化』(韓陽大学修士論文、2005)など

であった神貞王后がその終了を伝教してからであった。そして、同月26日、高宗の庶政の総攬を知らせる儀式が挙行されたうえ[630]、翌日には朝参が開かれた[631]。ここで、高宗は政府官僚から君主としての姿勢や政局懸案などについて告げられ、国家最高の統治者の座に就いたことを公表した。その後、同年8月18日、高宗は自ら大臣らとの引見を召集して、フランスの侵略に対する民生対策の樹立を求めるなど、君主として積極的に政務に取り組む姿勢を示した[632]。彼はこの危機が民の国に対する忠誠を試すチャンスであると述べ、全国に通知して戦争で功績をあげる者に特別な登用を約束したうえ、略奪や窃盗を厳禁することを命じた。このように、高宗は親政宣布以後、すぐ発生した国家の危機状況の中で大臣らとの会合を主導し、一国の統治権者としての役割を遂行した。

前述したように、高宗の君主としての政治活動は民生問題への積極的な関心と政策施行への督励から始まって、徐々に一般政務に拡大していった。彼は、講筵時に西欧の侵犯について議論したり[633]、忠誠を表した泮民・褓負商への特別な褒賞を命じたり、出兵軍人に直接に会って慰労するなど[634]、国政懸案を処理した。また、西欧の動静について持続的に質問しており、軍備の修理や整備の状況の確認[635]、銃撃技術を覚えた泮民の三軍府への所属を指示するなど[636]、軍事政策にも関心を注いでいた。

高宗は、神貞王后の垂簾同聴政の終了以後、政府大臣らとの会合を主催していた。しかし、当時の実質的な国政運営者は大院君であり、高宗の大臣との召見における役目は、官僚の意見を受け入れてその実施を命令・公表するか、あるいは大院君への権力委任を承認するに止まっていた。もちろん、民生問題について積極的な関心を表して特別な教旨を下しており、大臣の政策の建議に対して詳細に質問して、問題の把握と政策の指示に努めていたが、それは大院君の政策の枠組みの中で行われていた。

1870年代初めまで高宗の政治運営の実権者として活動していなかったことは、高宗の西欧勢力の拡張の懸念に対して官僚らが高宗の急務を聖学への専念であると強調したことや[637]、1870年を前後として頻繁に強調された財政増加と民生安定の状況が大院君の活動の成果であると賞賛されたこと[638]などから窺うことができる。また、1872年4月の召対で、高宗が嶺南監営の事情について尋ねると、参賛官金奎軾は嶺南監営の事情を申し上げることは自分の職分ではなく、詳

---

630)『承政院日記』1866(高宗3) 2 26
631)『承政院日記』1866(高宗3) 2 27
632)『承政院日記』1866(高宗3) 8 18
633)『承政院日記』1866(高宗3) 9 8
634)『承政院日記』1866(高宗3) 10 20
635)『承政院日記』1867(高宗4) 5 2
636)『承政院日記』1869(高宗6) 9 30
637)『承政院日記』1866(高宗3) 8 18、時原任大臣引見時、判中枢府事趙斗淳の発言、1866(高宗3) 9 8、進講入侍、講官洪鍾序の発言
638)『承政院日記』1869(高宗6) 12 10、1870(高宗7) 2 30・6 29、1872(高宗9) 12 4、1873(高宗10) 3 5・閏6 20、第三章の大院君の統治政策を参照

細に分からないと繰り返して述べた[639]。これに対して高宗は、召対は進講と違うため自由に討論してもいいと強調し、軍摠・砲手などの軍事状況をはじめ結総・戸数などの経済状態まで聞き出していた[640]。ここからは、当時の軍事・財政政策の実施現況を把握しようとする高宗の強力な意志と、地方行政に対する報告が経典・史書の学習の場である講筵で教育を担当する臣下の職分ではないとして拒んでいる講筵官の姿が表われている。このように、高宗が国政の正確な把握を求めたにもかかわらず、臣下からは学問への専念が強調されていたが、その主な原因は高宗の力量がまだ国政懸案を統括できる水準に到達していなかったことより、当時の国政の実質的な運営者が大院君であったところにあると考えられる。

一方、様々な政治勢力が高宗をどう認識していたかとは別に、高宗は長年をかけて帝王教育を受けており、たとえ宮人との間であるとしても、1868(高宗5)年にすでに息子が生まれていた。彼は着実に講筵と召見をつうじて政治的力量を備え、大臣との会合においても積極的な国政懸案に取り組む態度を取っていた。このように、高宗が国政の主導できる条件を整えるようになったことは、年少な君主を輔導するという名目で行われていた大院君の政権掌握が、その正当性と名分を失わざるを得なくなったことを意味していた。

このような状況の中で、1872年4月頃からは対清派遣使臣によって清皇帝[同治帝]の親政の準備の知らせが伝えられていた。1872年4月4日、進賀兼奏請使正使の閔致庠は、皇帝の顔を仰ぎ見ることができたのかという高宗の質問に対して、「三四回の宴礼の時、皇帝を近くに見るチャンスを獲た。挙動に威厳があって、人君としての気象があった」と述べたうえ、「最近は講学に篤実に勤めており、仕事に心を注いで直接的に万機を総括しているため、皆が仰いでいる。親しみ戴き、期待している群情が見て取れる」[641]と報告した。閔致庠は、清皇帝が皇帝にふさわしい気象を持って、万機を総括しているため、民が皇帝の統治に対して期待していると、清皇帝の現在の状況と皇帝の親政に対する世論を高宗に伝えたのであった。この日の皇帝に関する情報を気にしていたせいか、高宗は4月30日、遅れて戻ってきた書状官朴鳳彬に、皇帝の話題を持ち出した。

高宗　「皇帝が聡明で学問が好きで、直接的に庶政を総覧して、民の望みに副っているというが、果してそうなのか」

朴鳳彬「皇帝は生まれつき英明で学問が好きで徳を積んでいるため、朝野からの期待が大きいです」

---

639)ここで、金奎軾が答えを避けていた最も大きな原因は、当時の慶尚道観察使が実父である金世鎬であったためであると思われるが、にもかかわらず、彼に繰り返し慶尚道の事情を聞き出していた高宗の態度は注目されるところである

640)『承政院日記』1872(高宗9) 4 4

641)「致庠曰、『三四次宴礼時、獲近皇上。而挙止凝重視瞻、不苟有人君気象近。又篤勤講学留心、事務親総万機、挙皆顒仰。可見其愛戴期望之群情矣』」(『承政院日記』1872(高宗9) 4 4)

高宗　「洋夷が昨年に琉球国に行ったが、遂にその意を得ずに還ったと云う。果してそうなのか」

朴鳳彬「本当にそうでございます」

高宗　「中国は洋夷を討伐して平らげようとする意はないのか」

朴鳳彬「皇帝が結婚した後に、臣民がすべて、直接的に庶務を統括することを請うたので、洋夷を討伐して平らげることは物事の次第でございます。洋夷がたとえ今は猛烈な気勢を振るっていますが、これは外寇でございます。雲南・貴州・甘粛などに土匪がおりますが、これは内憂です。必ず先に内憂を討伐してから、次に外寇を除去すると言っております」…

高宗　「洋夷が倭人を中国に招き入れて、まさに中国が(倭人と)通商をする説があると云うが、果してそうなのか」

朴鳳彬「そうでございます」

高宗　「倭国は本来中国に臣下として服従していなかったのに、どうして清は禁じずに、反って通商を約束したのか」

朴鳳彬「昨年7・8月の間に洋夷が倭人と一緒に来て交易を請いましたが、洋夷の言に重ねて違ったため、やむを得ず許したことでございます。倭国は以前から中国の正朔を受けておりません」

高宗　「洋夷が中国を侵犯したことは、恭親王が内応したためであると云う。果してそうなのか」

朴鳳彬「そうでございます」

高宗　「恭親王は皇帝の叔父として、西欧を禁じないで反って通商をして、その民を害することがしだいに浸み込み染まっている。どうしてこのようなことがあっていいであろうか」

朴鳳彬「恭親王がその賄賂をむさぼり、洋夷を陰で庇護しておりますので、たとえ朝野で禁止させようとする心があっても、敢えて問いただす者がいないと云うことです」…

高宗　「恭親王が洋夷を招き入れて内から国家をむしばんでいるのに、臣民の中で悔しがって怨む心を持つ者はいないのか」

朴鳳彬「朝野の人々が憤り嘆かない者がおりません」

高宗　「恭親王が天子の叔父として、国のために計らず、外敵を招き入れて国家を乱している。その人柄が善ではないことが分かる」…

高宗　「中国の民心は以前に比べてどうなのか」

朴鳳彬「数年間、恭親王が政治をして、民が塗炭の苦しみから免れておりません。もし皇帝が親政をすれば、自ずから当然蘇って保つことができるだろうと言っております」642)

---

642)「予曰、『皇上聰明好學、親總庶政、以副民望云、果然乎』。鳳彬曰、『皇上天姿英明好學崇儉、朝野之期望藹蔚矣』。予曰、『洋夷昨年往于琉球國、未得遂意、而還去。果然耶』。鳳彬曰、『果然矣』。予曰、『中原無洋夷討平之意耶』。鳳彬曰、『皇上大婚後、臣工齊籲請親總庶務、則討平洋夷

ここで、高宗は、摂政下に置かれていた清皇帝が様々な政務を直接的に処理して民の希望に応じている話が事実であるのかを確かめて、皇帝の親政に対する関心を示していた。また、清における西欧と日本の活動の実態について聞いた後、西欧勢力による清の侵犯が皇帝の叔父である恭親王の内応によることであると論じ、恭親王の行動が民に害を与えている状況を慨嘆した。高宗は、恭親王の失政を指摘し、皆が恭親王の退陣と皇帝の親政を望んでいる状況を強調しており、それに対して、朴鳳彬は恭親王によって塗炭の苦しみに陥っている民心が、皇帝が親政を行えば、自然によくなるだろうと応答していた。このように、閔致庠から聞いた話を朴鳳彬に確認しながら、恭親王の失政が民生を悪化させて民の恨みを買っており、民の皇帝の親政に対する期待が高まっているという高宗の発言からは、自分の状況を清皇帝に、大院君の統治を恭親王に対比させて、親政の志を抱くようになった高宗の心境を読み取ることができる。

その後、1872年12月には、清礼部から清皇帝の親政が差し迫っているという咨文が伝えられた643)。そして、同月26日、帰国した進賀兼謝恩使朴珪壽からは、清の世論の希望する皇帝の親政が1873年正月に行われるという報告があった644)。この時、正使朴珪壽は、物価が暴騰して民が苦労しているが、来年正月に皇帝の親政が実施されるため、民のほとんどが安心していると論じ、皇帝の親政の知らせが民生の安定に寄与している状況を伝えた。また、彼は、今の清では西欧が利益を得ていた品物を交易しない、西欧の鉄砲を真似て作って西欧のものを輸入しない、火輪船も作って借りていない、阿片も栽培しているため輸入しない、と述べ、清での西欧の威勢が衰えていると報告した。これに対して、高宗は、皇帝の姿をはじめ講学への専念状況、結婚式の威儀、皇帝周辺の状況などを質問し、皇帝への至大な関心を表した。

1873年4月、高宗は、帰国した正使金寿鉉に、「皇帝が本当に聡明な姿態を持っており、毎日経筵を弘徳殿で開いているのか」と尋ねた。その上、清の民心、洋夷の活動実態、清が朝鮮の洋夷と関わらないことを賞賛していること、洋夷を退けることのできない清の軍備状況など、皇帝のみならず、清の様々な状況について詳細に質問し、幅広い情報の習得に力を注いだ645)。高宗は、親政宣布を間近にした8月13日の使臣との召見で、再び清皇帝の親政以後

次第件事、而洋夷今雖猖獗、卽外寇也。雲貴甘肅等地、尙有土匪此、則內憂也。必先討內憂、而次除外寇云矣』。…予曰、『洋夷招入倭人與中國、將有通貨之說云、果然乎』。鳳彬曰、『然矣』。予曰、『倭國本非臣服於中國、則胡不禁制、乃反以通貨爲約耶』。鳳彬曰、『昨年七八月之間、洋夷果與倭人來請交易、則重違洋夷之言、不得已許之、而倭國自前不受中國正朔矣』。予曰、『洋夷之侵犯中國、恭親王爲內應而然云、果然乎』。鳳彬曰、『然矣』。予曰、『恭親王以皇上之叔、洋夷不爲禁制、而乃反通貨、其爲害民漸至浸染、豈可以如是耶』。鳳彬曰、『恭親王利其賄賂、陰護洋夷、朝野雖有禁制之心、莫敢誰何云矣』。…予曰、『恭親王招人洋夷內釁國家、臣民或不無憤惋之心乎』。鳳彬曰、『朝野群情莫不憤歎矣』。予曰、『恭親王爲天子叔、不以國招入外敵亂其國家、其人之不善可知也』。…予曰、『大國民心、比前何如』。鳳彬曰、『年來恭親王用事、生靈未免塗炭。而皇上若親政、則自當蘇完云矣』(『承政院日記』1872(高宗9) 4 30)

643)『承政院日記』1872(高宗9) 12 16

644)『承政院日記』1872(高宗9) 12 26

645)『承政院日記』1873(高宗10) 4 9

の実情に対する関心を露にした。

高宗　「皇帝は生まれつき聡明であり、親政以後に、果して初めての政治の中で観るものがあると云うか」

李根弼「天下の人々がすべて太平を望んでおりますが、親政後に施行した措置にいかなるものがあるのか、臣はまだ詳細に聞いておりません」

韓敬源「衆庶の期待が甚だ厚いのですが、初政にどうということはないようです」…

高宗　「俄羅斯は西洋にある国なのか」

李根弼「西欧にある国ではなく、砂漠の北側にあります」

高宗　「俄羅斯の人は西洋人に比べてどうなのか。彼らにも君長があるのか」

李根弼「…彼らにも君長があります。国が富強で西洋人も畏れており、清の初期から館を設置してやって来た使節の接待を許してきたと云います」

高宗　「倭人の数十名が皇城に来ている。年前には服色は彼らの国の制度を守っていたと云うが、今は多数が洋夷の模様を真似ていると云う。これは、西洋人の誘いによって本来の服飾を変えたのか」

李根弼「そうでございます。全国が西洋の制度に従おうとしていると云います。必ず内乱が生じるでしょう」…

高宗　「倭国には今、関白がいない。西洋人と倭が通交していることは倭主のしたことなのか」

李根弼「倭主が西洋人を引き入れて、彼らの力を借りて関白を除去した後、自ら権綱を総攬すると言っております。これは実に空山に一人で座って、まるで虎を引いて自分を護衛しているようです」

韓敬源「今は西洋と倭に違いがございません」…

高宗　「五国(アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、日本)の人で皇城の館に留まっている数はどのくらいなのか。皇帝が親政をすれば、彼らを追い出そうとしていると云った。果してそうなったのか」

李根弼「館に留まっている人々の数を明確には聞いておりませんが、甚だ多くはないようです。そして、皇帝の親政後は、民情が皆彼らを一掃することを望んでおります」646)

---

646)「予曰、『皇帝姿質聰明、而親總以後、果有初政之可觀云耶』。根弼曰、『天下想望太平、而親總之後施措之如何、臣未之詳聞矣』。敬源曰、『衆庶之期望甚厚、而姑無初政之如何云矣』。…予曰、『俄羅斯其爲西洋之國耶』。根弼曰、『非西洋之國、而在漠北矣』。予曰、『俄羅國人比洋夷何如、而亦有君長耶』。根弼曰、『…而亦有君長。其國莫强洋人亦畏之、自淸初設館、容接來使云矣』。予曰、『倭人數十餘名來在皇城、而年前則服色、尙守遵國之制云矣。今則多效洋夷之樣云、爲洋夷之所誘、變其本色耶』。根弼曰、『果然矣。而擧一國欲從洋制云、必生內亂矣』。…予曰、『倭國今無關白、則洋夷之通倭、乃是倭主之所爲耶』。根弼曰、『倭主引入洋酋藉其力、而除去關白、自以謂總攬權綱。而其實則獨坐空山、如引虎自衛矣』。敬源曰、『今則洋與倭無異矣』。…予曰、『五國之留館於皇城者數爲幾何。而皇帝親政、則將欲逐出云、果然耶』。根弼曰、『留館之數未之的聞、而似不甚多、皇帝親政之後、民情皆以掃淸顒望矣』」(『承政院日記』1873(高宗10) 8 13)

この会話で表われているように、高宗は、皇帝が親政以後に如何なる統治を行っているのか、皇帝の親政によって洋夷を追い出すことができたのかなど、皇帝の親政以後の統治上の実質的な変化について尋ねていた。また、ロシアと日本の状況の中でもとりわけ君長・倭主に対して質問して、他国の君長の状態に関心を表した。これは、1873年8月当時、すでに実質的な統治権の回復の志を持っていた高宗が、清皇帝のみならず、他国の君長の姿と、彼らの行動によって国がどう変ったのか、などの情報を得ようとしていたためであった。このように、高宗は使臣との会話をつうじて、清皇帝と恭親王の状況、清の民心の向背、他国の君長の話に接して、海外の情勢を把握することができた。そして、清皇帝の状況に自分の立場を照らして、自分も民の期待に応じて親政を行うべきであるという覚悟を固めるとともに、民生、あるいは対外政策などの統治権の回復以後の政策を構想するようになった。要するに、清皇帝の親政の知らせや世の中の様々な国の情報は、高宗の親政の意志を高めて世界への視野を広げて、彼が親政への心構えを持つのに重要な役割を果していたと言える647)。

高宗が、清派遣使臣の閔致庠と朴鳳彬から皇帝の親政に対する民の期待と恭親王の失政について聞き、自分の親政への意を広げようとしていた1872年頃、議政府の大臣はすべて親大院君勢力の洪淳穆(南陽洪氏/老論)・姜浩(晉州姜氏/北人)・韓啓源(清州韓氏/南人)によって構成された648)。これは、大院君を頂点においた国政運営体制が完成したことを意味していた。大院君は自分を中心として議政府の三相を各党派から登用・構成したうえ、長年間政界で疎外されてきた様々な政治勢力を重用して、各政治勢力の連携や特定集団の影響力の拡大を阻止し、更なる権力基盤と権力の拡大・強化を試みていた。

大院君政権期において議政府の三相が全員存在したのは、1864年1月2日～同年4月18日の2ヶ月半(金左根・趙斗淳・李景在/老論)、1864年6月15日～1865年2月25日の約8ヶ月(趙斗淳/老論・李裕元/少論・任百経/北人)、1866年4月13日～同年4月29日の約15日(李景在・金炳学/老論・柳厚祚/南人)、そして、1872年10月11日～1873年4月25日の約6ヶ月半(洪淳穆・姜浩・韓啓源)の4回である。老論のみで構成された第一回目の三相体制は、備辺司と議政府の役割分担が行われて、その責任と安東金氏勢道の衰退を感じた金左根が辞職したことによって終わり、第二回目の三相体制は各党派から均等に構成されたが、翌年の1865年2月、左議政李裕元が辞任して右議政の任百経が死去したため8ヶ月で終了した。第三回目の三相体制が二十日にも満たないうちに終わった後、1867年5月に領議政に任命された金炳学は、1872年9月29日までほぼ独占的に領議政に就いていた。安東金氏と老論の代表格である金炳学は、高宗の即位や大院君の統治政策、景福宮再建をはじめ外交・軍事・財政政策な

647)安外順「大院君執政期の高宗の対外認識」(『東洋古典研究』3、1994)、同「高宗初期(1864-1873)の対外認識の変化と親政」(『韓国政治学会報』30-2、1996)

648)洪淳穆は左議政を経ずに、姜浩は兵曹判書から、そして韓啓源は平安監司から、各々領議政・左議政・右議政に任命された

どに積極的に協力した人物である。彼は高宗の国舅になるという口約束が破棄された以後も、大院君政権の最高地位で、大院君政策の名分を提供して政策の発議を主導し、大院君の統治権確立に大きく寄与していた。こうした金炳学の政局の関与度と政界への影響力は、大院君が多様な勢力を登用して権力基盤を拡大して、それ以上安東金氏との提携の必要性が減るにつれて、弱まっていった。そして、1872年9月、金炳学兄弟が母親葬にあって政界から離れたことをきっかけに、大院君は議政府を親大院君勢力によって構成しようとし、同年10月に洪淳穆・姜浩・韓啓源の各派による三相体制を整えた。

1872年10月に成立した三相体制は、老論の右議政洪淳穆が領議政に昇進し、表面的には老論中心の政治運営の形態を帯びていたため、老論勢力の反発を治めることができた。しかし、翌年4月に洪淳穆の二度目の辞任上疏を高宗が受理したことによって、老論の政治的立場の弱化が不可避になり、彼らの危機意識は一気に高まった。このような状況の中で1873年5月、10年間の大院君政権の統治政策を総体的に評価・批判した二つの上疏は、各政治集団に大院君政権に対して注意を喚起させる機会を提供した。

大院君の政策は、富国強兵と中央集権化を目標としており、多くの財源の確保と地方勢力の統制を前提としていた。したがって、大院君は両班から一般民と同じく戸布や城門税を徴収して、書院撤廃をつうじて世論の形成を抑制、課税漏れを阻止していたが、これは特に既得権勢力や在地儒生らの反感を買っていた。彼らは、国家再建を標榜する大院君の強力な政策推進に抑えられ、長年にわたって不満を表出することさえできなかったが、老論の政治的な影響力の低下と大院君の権力独占が、これ以上放置できない状況に至ったことを感じていた。このような状況の中で、高宗が20代になったという事実は、大院君退陣を主張できる十分な名分となり、彼らに反大院君勢力として結集できる動機と機会を附与した。すると、彼らは過度な土木工事による各種の税の新設が民生に弊害となり、言路が遮断されて国家紀綱が紊乱したなど、大院君の政策に対する異議を提起しながら、政権の総責任者である大院君への攻撃をはじめた。

1873(高宗10)年5月に副司果権仁成と副護軍姜晉奎から二通の上疏が呈された649)。権仁成の上疏の内容は大きく科挙の弊害と言路の遮断、そして地方官吏の行政・軍事上の責任に分けることができる650)。彼が問題視したのは、実力より家門が重視されて人材登用門としての機能を喪失した科挙の弊害や、高宗の即位以来の言路の閉鎖、かつ地方統治秩序の紊乱であった。権仁成は高宗即位以後における10年間の大院君政権を、人材登用と言路開放の失敗によって国家紀綱が総体的な混乱に陥ったと非難した。このような権仁成の主張は、大院君も勢道政治期の特定家門と同じく君主の補佐を口実に統治権を独占・濫用する勢道政治家として罵

649)権仁成と姜晉奎は、彼らが軍職として上疏し、禁令に違反するものであったため、受け入れ拒否されるべきであったが、当時の兵曹判書である閔致庠と都承旨の閔奎鎬によって受理されたという － 金炳佑「大院君の統治政策」、p382

650)「承政院日記」1873(高宗10) 5 7

倒し、大院君政権の成果を否定するものに他ならなかった。要するに、彼は大院君が人事権を掌握・行使して、書院を撤廃する状況に対し、不適切な人材登用と言路遮断であると批判し、老論勢力の影響力の減少に対する不満の意を表したのであった。

副護軍姜晉奎(晉州姜氏/少論)は、特に王室の工事に対する問題を提起した。彼は、民力の使用を控えるべきである君主が長期間にわたって土木工事を継続したのは、王室と国家の繁盛のためにやむを得ないことであったと前提したうえで、民力を浪費する乾清宮工事は中止しなければならないと主張した651)。ここで問題視されている乾清宮は、国家財政ではなく王室の内帑金を利用して建築中であった景福宮内部の建物であり、姜晉奎の上疏に対する論議が3ヶ月後の8月になってから行われるほど652)、左議政姜㴭と右議政韓啓源も知らない王室次元の工事であった。乾清宮工事が王室の内帑金で非公開的に行われたというのは、それが必要とされる工事ではなかったことを意味しており、彼らが奢侈と浪費であると中止を求めることは当然であった。

ところで、乾清宮工事が非公開的に推進されていたため、それが高宗と大院君のうち誰の指示によることであったのかが確かではない。なぜならば、高宗が自分の意志による工事の断行を主張しているのに反し、姜㴭は大院君の指示であると述べているためである653)。しかし、乾清宮工事が誰の指示によって計画・実行されたのかは、姜晉奎が乾清宮工事のみを取り上げて特別に問題視したところから、注目せざるを得ない。この工事が大院君の命令によるものであるとすれば、彼が政府の最高官僚である姜㴭にさえ知らせず、国家権力を私的に運用しながら国政を独占していたという意味になる。その反面、高宗が主導していたならば、彼が大臣らとの相談と同意の過程を経ず、単独で宮殿工事を進行させるほど権力を確保していた証拠となる。このような複雑な意味を持っている乾清宮工事は誰の指示で推進されたのか曖昧であるが、それが大院君、あるいは高宗によって政府官僚との何の協議もなく、王室が政府の公権力を利用する形で行われていたのは間違いない。そして、この工事は反対意見にもかかわらず、高宗の支持の意思の表明によって継続されるようになった。

1873年5月の二通の上疏は、10年間抑制させられてきた大院君政権の政治・政策に対する非難と不満の表出であり、万東廟祭享の廃止の反対上疏の以後に遮断された言路が再開されるきっかけを提供した。なぜならば、高宗が大院君政権への批判に対して、「自分にも考えがある」、「自分もその状況を知っている」と答え、彼がそれ以上大院君政権の絶対的な支持者ではないことを示したためであった。特に、高宗は大院君の政策を批判した姜晉奎を処罰するどころか礼曹参判に昇進させて、自分が大院君の政策の弊害を認める、すなわち彼らの見解に同意

651)『承政院日記』1873(高宗10) 5 10
652)『承政院日記』1873(高宗10) 8 19
653)従来の研究は、姜晉奎の上疏が大院君を批判するためのものであったことと、姜㴭の話を根拠として、乾清宮工事が大院君の指示によるものであったと主張している。しかし、乾清宮は閔妃の居所として利用されて、彼女が殺害された場所でもあり、また内帑金の提供者が高宗であったという点から、高宗が大院君と関係のない景福宮内の居所を確保するために建設した可能性も排除できない

していることを表し、以後の反対上疏の提出を可能にした。このような高宗の言動は、大院君政権に対する自由な批判と問題の提起を黙認するに止まらず、反大院君的な世論の形成を許容・支持するものであった。

このように、大院君の権力独占と濫用に対する不満が高まるなか、同年閏6月、大院君の退陣を暗示的に促す一通の上疏が呈された。成均館儒生の李世愚らは、10年間の大院君政権期に行われた、景福宮重建・宗親府の地位向上・適切な人材登用・軍事整備・教育機関増設・雑税制限・財政拡充などが、大院君の意見開陳と高宗の実行によるもので、民生安定と国家紀綱の確立をもたらしたと、大院君の政策の成果を称えた。その上、大院君の西欧勢力を撃退・追放した事実を取り上げて、正道を保護して邪悪を排斥する大院君の行動は孔孟の道の伝承であると誉めた後、大院君の爵号に「大老」の二文字を付けて、彼の功績を尊ぶべきであると主張した654)。このような李世愚らの提案は一見大院君政権と政策に賛成しているように見えるが、実は大院君の役割を君主の輔導・補佐に限らせたうえ、高宗が二十歳を過ぎた今、大院君が政界から引退すべきであると唱えたものであった655)。

「大老」というのは、武王に協力して国家の安定を試みた伯夷と太公の功労を表すため用いられた言葉で、年を取って徳の多い人を指しており、朝鮮では尤庵宋時烈が大老と呼ばれていた。このような、君主の統治権行使を輔導して国家の安定・発展に多大に貢献した人を称する「大老」を以て、当時に実質的に国政を掌握していた大院君に授与するように求めたのは、大院君が統治権者ではなく君主の下で君主を補佐する卓越した臣下に過ぎないことを強調するものに他ならなかった。言い換えると、李世愚らの大院君を大老として推戴すべきという上疏は、当時君主を上回る権力を所有しながら国政を左右していた大院君の存在を一人の臣下として規定したうえで、大院君がその地位に満足して政界から引退するように促すものであったのである。すると、高宗は、それまで宋時烈を象徴していた「大老」の呼称を大院君を指すものへ変更させるため、即日に大老とされている宋時烈の祠宇の看板を直すように命じた656)。このように、即時に李世愚の提案を積極的に受け入れた高宗の態度は、彼がすでに大院君の政権掌握を警戒して、それを抑制しようとする意図を抱いていたことを表している。1870年以後、大院君の輔導・補佐から離れて君主の統治権を回復する機会を望んでいた高宗は、大院君と彼の政策に対して直接に言及する上疏を積極的に利用し、適切なタイミングと雰囲気を作り出そうとしていたのであった。

高宗の持っていた大院君の権力掌握に対する不満と批判意識は講筵においてもほのめかされていた。高宗は同年9月の召対で、二回にわたって統治権力について論じ、国家統治権に対する自らの意見を披瀝した。ここで彼は、「国家がもし一人に権力を委任すれば、必ず慎みがなく

---

654)『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 20

655)「顕粛之際、雲峴嘗自号曰、我亦大老也。以嘲侮尤庵、至癸酉(高宗十一年)、崔益鉉疏後、太学生李世愚者、請尊大院君為大老、上亟可之、外示優崇之意、蓋世愚揣上旨也」(黄玹『梅泉野録』上、p21) - 金炳佑『大院君の統治政策』、pp383～384

656)『承政院日記』1873(高宗10) 閏6 20

権力の擅断に至るため、どうやって(国家の)命令を保つだろうか」と述べたうえ、「内は公卿大夫に、外は刺史守令に各々その職を任せて、権力は天子に在ったら、彼(竇憲)がどうやって彼ら(朝臣)を自己に附することができたろうか。臣たる者に周公のような徳があったならば、権力を任せたとしても自ら専断する所に至っていなかっただろう」657)と論じ、臣下の権力の専断を警戒して、天子の権力の所有を主張した。また、年少な君主を即位させて摂政をつうじて国政の専制的な掌握を図っていた漢末の閻后を非難したうえ、嫡子による王座の継承ではなく傍系王族から君主を迎える場合には大人で賢明な人を選ぶべきであるという意見を開陳した658)。即位当初から歴史的事実を学ぶなか、古例を現実の状況に照らして国家統治権力の所在や君主の統治権に対する認識を形成していた高宗は、古例に対するコメントの形式を取って、大院君が年少な息子を君主に即位させて権力を掌握しようとした事実と、10年に及ぶ一人の専制政治と統治権の濫用を非難し、国家の統治権が君主に属すべきであると唱えたのであった。高宗のこのような言及は、当時彼が『資治通鑑』を講読しているなかで偶然に出たものであるとも見られる。しかし、1873年9月当時、高宗がすでに親政の意を持って、親政体制の構築を準備していたことや、その後の状況の展開過程を勘案すれば、大院君の独裁の牽制と、自分の統治権の掌握の正当性を獲得するための事前作業であったと見做すことができる。

1873年末、崔益鉉の上疏を契機に本格的に表出された高宗の親政の意志は、大院君政権の10年間聖学に専念して君主としての資質を備えるとともに、大院君の政治運営と政策に身近で接していた結果であった。特に、権力と国家の基盤である民を取り上げて、君主の統治権回復の名分として提示していた高宗は、民生安定を口実に大院君の財政確保のルートを徐々に遮断しつつ、反大院君勢力を自分の権力基盤にして、上疏を通じた大院君政権に批判的な世論の形成を助長していた。これは、当時の大院君の統治上の影響力が如何に膨大であったのかを表しており、高宗としても大院君から権力を回復するためには、あらゆる方法を探すしかなかったと言える。

(2) 崔益鉉上疏と高宗の親政宣布

高宗が大院君を退陣させて親政を行おうとする強力な意志を大々的に公表できるチャンスは崔益鉉の上疏によって提供された659)。高宗は、1873年10月11日、崔益鉉を同副承旨に任命した

657)高宗はこの時、『資治通鑑』第六巻を読んでいたが、この話は、後漢の和帝(在位88～105)の外戚、竇憲の専権を論じたものである －「上曰、『鄭衆独不附憲、而朝臣尽附其可乎。国家若委権於一人、則必至専擅無揮、而亦安得保其命乎。内而公卿大夫外而刺史守令、各任其職、而権在天子、則渠豈能使附己乎。且為臣者知有周公之徳、則雖任之以権、固不至自専也』」(『承政院日記』1873(高宗10) 9 18、召対)

658)「上曰、『閻后久専国政貪立幼年、此漢之末造也、甚可慨已。苟有嫡嗣則幼年固無論、至於迎立、則不可択長択賢乎。閻顕等不思為国、只欲貪権楽勢、安得免誅戮哉』」(『承政院日記』1873(高宗10) 9 20、召対)

659)最初に崔益鉉の上疏を受け入れたのは京畿監司の金在顕であり、彼はこれを大院君に稟議した。大院君はその上疏内容に不満を表して返却するように命じた。すると、崔益鉉は直接に上京して承政院に上疏文を呈して、その過程で内容が流出された － 金炳佑『大院君の統治政策』、pp389～390

が660)、崔益鉉は同副承旨が自分に過分であると主張して辞退上疏を呈した。ところで、崔益鉉の上疏には辞任を請う内容のみならず現政権の問題点が言及されていた661)。これによって、朝鮮政界では崔益鉉の処罰をめぐって熾烈な権力争いが起きるようになるが、それは単に政策や党派間の利害対立ではなく、高宗の即位時に提起された二君に仕えるという懸念の現実化であり、高宗と大院君の中でどちらか一方を選ばざるを得ない状況に直面したことを意味していた。

1873年10月25日に呈された崔益鉉の上疏は662)、同副承旨への任命の撤回を求めるものであった。崔益鉉は自分が官職に就くことのできない理由を説明しながら、現在が国家紀綱の総体的な紊乱状況であると論じ、不適切な人材の登用や過度な税金の徴収などを批判した663)。すると、高宗は大院君政権と政策を罵倒した崔益鉉を処罰するどころか、まるで崔益鉉の上疏を待っていたかのように彼の忠誠を誉めて戸曹参判に任命したうえ、この上疏に対して反論しないように命じた。

ところが、崔益鉉の上疏を問題視してはならないという高宗の命令にもかかわらず、翌日から政界のあらゆるところから辞退と処罰を求める声が相次ぐようになった。まず、翌日左議政姜㴓と右議政韓啓源は崔益鉉の上疏で大臣と六卿の建議するところがないという語に責任を感じると述べて辞任を申し出た。これに対して、高宗は崔益鉉の上疏は衷心から出たものであるので、君臣が互いに努力すべきであり、辞任する必要はないと答えたうえ664)、同日の講筵で崔益鉉の上疏の内容に言及しながら、近来に表れなかった忠言であると称え、言路の拡大を強調した。この

---

660)高宗が崔益鉉を同副承旨に任命したのは、崔益鉉の反大院君政権・政策の性格を認識した意図的な行動であったと考えられる。崔益鉉は、すでに1868年の「掌令時言事疏」で、土木工事の停止・聚斂の撤廃・当百銭使用の禁止・都城門税の廃止などを求め、大院君の推進している政策に反対する意を表していた。そのため、高宗は、崔益鉉が再び上疏を呈するならば、それが反大院君的な内容になるだろうと予想しており、こうした反大院君的な性向を持っていた崔益鉉を登用させ、親君主勢力として包摂しようとしたのである。そして、一旦大院君によって拒否された崔益鉉の上疏が受理されたのは、高宗の側近として大院君の退陣を試みる兵曹判書の閔升鎬・李載冕・趙寧夏などの計略によってであった -『勉菴集』3、「疏」1868(高宗5) 10 10、「従前勢途、雖一人主之、亦多旁蹊、子姪姻党、往往能自樹、故互相管摂、以補其不逮、惟恐其顚蹶也、雖一蔭階、一邊将、雲峴不知、不能差也、毎当政批、預自注擬填窠以進、則上依而点之。其子載冕、婿趙慶鎬、妻弟閔升鎬等、不敢沾丐、私窃怨之、上亦年稍長、厭其顓、頗不平之、於是載冕等、共媒孽之、積漸至癸酉(高宗十年)之末、令崔益鉉疏出、而時局遂大変」(黄玹『梅泉野録』、p17)

661)『勉菴集』3、「疎」「辞同副承旨疏」、1873年10月16日

662)「臣於年前召命、黽勉就列、曾未幾日、無事譴罷。臣之無状不似、已有聖鑑孔昭。自是以往、退伏畎畝、分甘邱壑、為貧禄仕、猶不敢擬、而況承宣顯職也。聞命驚惶、益不知死所矣。且見挽近以来、政変旧章、人取軟熟。大臣六卿、無建白之議、台諫侍従、避好事之謗。朝廷之上、俗論恣行而正誼消、諂佞肆志而直士蔵。賦斂不息、生民魚肉、彝倫斁喪、士気沮敗。事公者謂之乖激、事私者謂之得計。無恥者沛然而得時、有守者茶然而浜死。以致天災見於上、地変作於下、雨暘寒暑、倶失其常。于斯時也、雖使老成宿徳為世推望者当之、猶応掣肘矛盾、未易為力。況如小臣姿本愚劣、学没巴鼻、兼以孤根弱植、孑孑踽踽、靡所止屓。今若憑恃寵霊、罔存負乗之戒、不念過福之災、随行逐隊、呼唱道路、揚揚自足、而無所顧忌、則亦安知無人言峻発、無将不敬之誅、接跡而起也。此臣之所以彷徨躑躅、而雖欲趨走而不敢者也云云。批曰、『爾之此疏、出於衷曲、且為戒予之辞、極為嘉尚。敢述列聖朝盛事、戸曹参判除授。而如此正直之言、若有岐弐者、不免為小人矣』」(『承政院日記』1873(高宗10) 10 25)

663)特に、ここで使われた「彝倫斁喪」という言葉は、当時政界に大きな反響を引き起こす原因になった

664)『承政院日記』1873(高宗10) 10 26

時、講官厳錫鼎は上疏を読んでいないため、崔益鉉の意図に対する明確な判断が無理であると述べたものの、臣下から積極的に忠言を求めるべきであるという高宗の意見には同意した665)。

27日には、崔益鉉の上疏を口実に辞任するという上疏が更に幅広く提出された。すると、高宗は自分の強力な意志を表すため、辞任を請う上疏の中で、司諫院・司憲府・弘文館・承政院からの連名上疏に参加した官員をすべて罷免させた。そして、金輔鉉(光山金氏/老論)を承旨に666)、徐堂輔(大丘徐氏/少論)を大司憲に667) — 就任せず辞退の動きに参加した後、11月8日に再任命された —、洪坑(南陽洪氏/老論)を大司諫に668) — 就任せず11月8日に尹滋承(坡平尹氏/少論)に交替された —、黄普淵を応教に669)任命するなど、三司[司憲府・司諫院・弘文館]と承政院の官僚の大々的な交替を施行した670)。このように、高宗は実質的な権力の回復のため、それに対抗する勢力や集団との正面衝突を辞さないという確固たる決心を示して、崔益鉉上疏に対する反論を抑えようとした。

特に、高宗は領敦寧府事洪淳穆の辞退意思の撤回を説得する過程で、崔益鉉の論じた「政令が旧典章を変更させた」という文句に対して洪淳穆が責任を取る必要がなく、国家典章の変更如何は君主である自分にかかっていると力説した671)。これは、これまでの典章変更の責任は大院君にあったが、これからは自らが君主として国家典章を正して統括するという強力な意志を表明したものであった。また、その日、自分の号が「誠軒」であるのは誠と敬を実践するためであり、君主は天命と民心によって生まれた者として、その使命を尽すべきであると唱え、君主の特別な地位と絶対的な権威を強調した。その上、自らの意であると述べながら、進講の席で許伝(陽川許氏/南人)を弘文館提学と日講官に任命するなど672)、高宗は君主の権限を標榜すると同時に、政界を改編して大院君の退陣を推進していった。

ところが、崔益鉉の意思を尊重して彼を庇護しようとする高宗の強力な意志と対応にもかかわらず、28日には戸曹判書金世均、礼曹判書趙性教、工曹判書李寅応、兵曹判書徐相鼎、前刑曹判書徐堂輔が連名で上疏して辞任を請うた。また、成均館儒生は崔益鉉の上疏の不当さ

---

665)『承政院日記』1873(高宗10) 10 27

666)その他、金元性・李起鏞・朴瑄寿・朴斉寛・金昌熙を承旨に任命した

667)徐堂輔はその後、高宗の政策推進に協力者として活動し、1881年に右議政、翌年には領議政に任命された人物である

668)その他、司諫院官員には、司諫に張皓根、掌令に李舜儀・洪時衡、持平に李建昌、正言に尹用求を任命した

669)その他、副応教に李晩燾、校理に李載純、副校理に姜文馨、修撰に権益洙・洪健植、副修撰に趙宇熙・魚允中を任命した

670)『承政院日記』1873(高宗10) 10 28 - 元々朝鮮では、ある人物が政局を弾劾する上疏を呈すると、現職官僚らが君主に辞職を請うのはありふれたことであった。しかし、君主がこのような辞退上疏を一回目で受諾することも、辞職を申し出た人のすべてを辞任させることも極めて稀なことであった

671)「領敦寧洪淳穆、因崔益鉉疏、陳箚自引。批曰、『昨日崔益鉉之疏辞中、政変旧章之句語、実非卿之自当、政令之変与不変、皆在予躬。卿之如是自引、豈不過当哉。卿其諒之』」(『承政院日記』1873(高宗10) 10 27)

672)高宗が許伝を特別に登用したのは、大院君支持勢力、特に近畿南人勢力の反発や吸収を顧慮した人事であるという - 金炳佑『大院君の統治政策』、p391

を取り上げて捲堂[不平を表示するための成均館からの退去]を起して高宗に対抗した。このように、崔益鉉の上疏に対して、議政府と五曹の判書、そして三司と承政院が辞任表明をつうじて、反対の意を示しているなか、親大院君勢力である刑曹参議安驥泳は鞫庁を開いて崔益鉉の意図を調べること、前正言許元栻は崔益鉉を遠地へ竄配することを主張し、より積極的に大院君と大院君政権を侮辱した崔益鉉への処罰を求めた。特に、許元栻は大院君政権において国政安定が実現されて民生が楽になったと強調し、崔益鉉の上疏の虚構性を非難した。彼の上疏は崔益鉉上疏の内容を一々列挙して反駁し、そこからは大院君政権に対する支持と反対の立場の論理が把握できるがゆえ、許元栻の上疏をつうじて両側の主張を提示してみよう。

一 ・崔益鉉：「彝倫斁喪」になった。
・許元栻 ： 倫において父子と君臣と関係より重要なものがない。君子父子の間に今は何の変があるのか。親族の睦くなることが盛んで、人々が孝悌と忠信を修めており、邪学と異端を斥ける功が大きくて、民が夷狄と禽獣になることから免れた。

二 ・崔益鉉 ： 政令が旧典章を変更した。
・許元栻 ： 政は礼楽より大なるはない。礼楽強化の中に何の変があるのか。むしろ『大典会通』が刊行されて先王の成憲は愆(あやま)ること無く、『五礼新編』が成って歴代の儀式の姿はますます明らかになった。

三 ・崔益鉉 ： 生民が魚肉となった。
・許元栻 ： 甲子年以後、郷曲[地方]には武断の習俗が絶え、道ばたには飢え死にした死体が転がる患いがなくなって、民はその業に案じており、豊年とよい天気が続いている。

四 ・崔益鉉 ： 政界において俗論が盛行して、諂佞(へつらい)の人がその意志を肆まにしている。
・許元栻 ： 俗論というのはどういう論議か。崔益鉉がもし知っているならば、どうして明らかに核(ただ)さないか。諂佞は誰か。崔益鉉が知っているならば、どうして明確に指摘しないのか。

五 ・崔益鉉 ： 「私」に事える者が計を得ている。
・許元栻 ： 「私」とは誰なのか。現在の聖朝には権貴の臣下は一人もいない。崔益鉉は必ず悪む所の私があって、必ず悪む所の事があり、「私」は全疏中最も曖昧な説である。

六 ・崔益鉉 ： 隠然たるうちに自らが正誼で直士であると自任している。
・許元栻 ： 崔益鉉は、大臣以下の朝廷の百官を一斉に弱くて誹謗を避けようとする群れに駆り立てているため、決して善良な人の心ではない

七 ・崔益鉉 ： (自分が)理由もなく罷免された
・許元栻 ： 人臣が有って以来、免官された者が、何の理由もなく罷免されたと自ら言って、非を上に帰す者はなかった。どうして正当なる義であろうか。彼の不敬の

誅は、自らのことを言うものである673)

許元栻の崔益鉉の上疏に対する論駁から表れているように、崔益鉉は当時の政権の問題点として倫理と道徳の弛緩や伝統の破壊、かつ民生の苦しみを挙げて、その責任を独裁を行っている大院君と無能な臣に帰していた。これに対して、許元栻は一々批判しながら大院君政権の功績を強調して、問題は現政権ではなく功名心にみなぎっている崔益鉉にあると主張した。崔益鉉は書院を撤廃して富国強兵を追求する大院君を阻止するため、大院君政権の問題点を指摘しており、これに対して、許元栻は大院君を擁護して政権を保たせるため、崔益鉉上疏を強力に非難したのであった。

このような反対の動きの中でも、高宗はむしろ崔益鉉を擁護して彼の処罰を請うた安驥泳と許元栻の官職削奪と流配を命じた。また、講筵で自分の判断と行動の正当化を試みた。この日の進講では、高宗と講筵官との間で崔益鉉の処罰問題をめぐって激しい意見衝突が起きていたが、これは高宗の即位以来前例のない出来事であった。経書講読が終わった後、高宗は自ら崔益鉉の上疏の話を持ち出し、崔益鉉に対する自分の決定に講筵官から諒解、あるいは同意を求めようとした。しかし、講官李承輔と検校典翰権鼎鎬は、官僚が非難に対して引嫌[自己の過失の責を負うこと]するのは当然であると答え、官僚らの立場を代弁しながら、逆に高宗が(臣下の立場を)理解すべきであると唱えた。こうした高宗と講筵官の論争は、単に崔益鉉問題に対する意見の差異に止まらず、政局主導権の掌握や、君臣関係のあり方と調整に関わる問題に発展していた674)。

---

673)「其疏所謂彝倫斁喪者、何也。倫莫重於君臣、父子、君臣、父子之間、有何変耶。敦宗親族之化盛、而人修其孝悌忠信、斥邪闢異之功大、而民免為夷狄禽獣、則斁倫云者、非矣。其疏所謂政変旧章者、何也。政莫大於礼楽教化、礼楽教化之中、有何変耶。大典会通修、而先王之成憲無愆、五礼新編成、而列朝之儀文益徴、則変旧云者、非矣。其疏又曰、『生民魚肉』。此亦非矣。甲子以後、郷里絶武断之習、行塗無餓殍之患、民安其業、歳豊時和、何以謂之魚肉也。其疏又曰、『俗論恣行、諂佞肆志』。俗論、何論。而渠若知之、則何不明核。諂佞何人。而渠若知之、則何不的指。其疏又曰、『事私者、得計』。私者、誰也。当今聖朝、無一権貴之臣、則渠必有所悪之私、又必有所悪之事。私者、此是全疏中最是暗昧之説也。且『正誼、直士』云者、渠独隠然自処、而大臣以下満朝百官、一並駆之於軟熟避謗之類、決非吉人之心也。至若『無事譴罷』云者、又何其無厳也。自有人臣以来、免官者、未有自言無事譴罷、而帰咎於上者。且何分義。渠所謂不敬之誅、果是自道也』」(『承政院日記』1873(高宗10) 10 28)

674)「教曰、『因崔益鉉疏、至有諸大臣自引之挙、誠過矣』。…教曰、『俄見安驥泳、許元栻両人疏、一則請設鞫、一則請竄配、有何罪而如是乎。是可謂自帰於諂佞而敗倫也』。…教曰、『崔益鉉之疏、非論駁人也。蓋語時弊也。鼎鎬曰、『至於時弊、渠若有矯捄之策、固当説弊、亦当捄弊。而不此之為、公肆嘖薄、則臣不敢知弊是何弊也。教曰、『崔益鉉之疏、設有過当之語、受以自引可也。胡謂以疏本之極非也』。鼎鎬曰、『大臣体重、無論有引無引、只当自引。而至於六卿以下及於台閣侍従、既無自引之過、則不可自引、亦有言辞之責、則不可無弁矣』。教曰、『安許両疏、弾駁正直、而自以為善、無乃近於諂佞乎』。鼎鎬曰、『今此威顔之下、冒犯攖鱗之挙、此両人乃正直也。崔益鉉則但以彝倫斁喪、混圇説去、指斥挙朝諸臣、而独占正直之名、実非正直也。殿下若許以正直、則満庭諸臣、果有何罪乎』。教曰、『悪在其指斥挙朝諸臣者乎』。鼎鎬曰、『崔疏中、上自三公六卿、下至台閣侍従、全無異同、一筆句断、欲令満朝臣僚、爛漫而同帰、豈非抑欝乎。彼言之不指斥某人某事、而汎称斁倫云者、譬如俗談所謂郷人来京、望見南大門、不明言某洞里、而但曰此是不可居之地也。殿下若翕受正直

高宗　「崔益鉉上疏によって大臣らが引嫌するのは、誠にやりすぎである。…安驥泳と許元栻の上疏を見るに、一方では(崔益鉉)鞫庁の設置を請うて、一方では流配を請うていたが、何の罪があるとしてこのようにするのだろうか。これは自ら詔倭に帰して倫理に反すると言える。…崔益鉉の上疏は他人を論駁したものではなく、ただ時弊を語ったものである。…崔益鉉の上疏に度を過ぎた言葉があれば自ら引嫌[自己の過失の責任を負うこと]すべきであるのに、どうして上疏が非理であると謂うのか」

権鼎鎬「大臣は体面が重いため、引嫌することがあるかどうかを問わず、引嫌するのが当然でございます。六卿以下、および台閣と侍従は、自ら引嫌する過ちがなければ引嫌してはならず、また言辞の責任があれば、辯明しなくてはなりません」

高宗　「安驥泳と許元栻の上疏は正直な人を弾劾・論駁して、自らを善であるとしたのだから、どうして詔倭に近くはないといえようか」

権鼎鎬「殿下の前で恐れずに直諫した二人が正直でございます。崔益鉉はただ彝倫斁喪を以て分別なく述べて、朝廷の諸臣みなを指摘して排斥し、正直という名を独占しようとするのは、実に正直ではないことです。殿下が崔益鉉を正直であると認めたら、朝廷中の諸臣には果して何の罪があるとおっしゃるのでしょうか」

高宗　「どこに朝廷の諸臣みなを指摘して排斥したものがあるのか」

権鼎鎬「崔益鉉の上疏中、上は三公・六卿より下は台閣・侍従に至るまで、全く異同無く一言で論断し、朝廷中の臣僚を乱りに一緒くたにしていますことは、どうして胸が欝々としないことでしょうか。彼の言は某人の某事だと指摘して付けているのではなく、「斁倫」とひっくるめて称していることは、譬えれば俗談に謂います所の、田舎者が都に来て南大門を望見して、某洞里と明言せずに、「此れは住むべき土地ではない」と言うようなものです。崔益鉉を正直であると受け入れるのならば、敢えて崔益鉉のように謂う者が後を立たずに現われます。今日崔益鉉については処分のあるべきでございます」

高宗　「私が正直な人を誉めて表したことがむしろ不可であるというのか」

権鼎鎬「もし一人の崔益鉉を正直であるとすれば、すべての朝廷の臣下はどこに帰するのでしょう。聖人の用人の道は蕩蕩として偏ってはなりません」

高宗　「偏というのは私である。私を私に循う者に帰するのか」

権鼎鎬「聖教が此れに至り、私の罪は死に値します。惶れ震えて、身の措きどころがございません。しかし、今日の臣下はすべて殿下に仕える者でございます。正直忠良

之言、則敢言之如崔益鉉者、将接踵而起。而至於今日崔益鉉宜有処分矣』。教曰、『予之褒揚正直、反不可乎』。鼎鎬曰、『若以一箇崔益鉉、謂以正直、則盈庭臣僚、帰於何地。豈不抑欝。聖人用人之道、貴在蕩蕩無偏矣』。教曰、『偏即私也、帰予於循私乎』。鼎鎬曰、『聖教至此、臣罪則死矣。不勝惶隕震越、措躬無地。而今日臣僚、倶北面事殿下者也。正直忠良、豈敢多譲於一個崔益鉉、而若以正直二字、全帰於益鉉、則三公六卿台諫侍従、置於何地』」(『承政院日記』1873(高宗10) 10 28)

なることは、どうして一箇の崔益鉉に譲ることがありましょうか。もし正直の二字を以てすべて崔益鉉のみに帰せば、三公・六卿・台諫・侍従はすべてどこに置くのでしょう」

ここで表れているように、高宗は崔益鉉上疏の内容が単に時弊を論じたものであり、大臣が罪を請う必要はないと強調し、崔益鉉の処罰を主張する安驥泳と許元栻が君主に諂っていると力説した。これに反して、講筵官は、特定の人と問題を指摘しないで現政権と政策をすべて非難して、自分のみが正直であると述べた崔益鉉が悪く、そのまま放っておいてはならないと訴えた。このような高宗と講筵官らとの論争は、崔益鉉を基準に、崔益鉉を擁護する高宗が公正であるか、それとも崔益鉉処罰を主張する政府官僚が正直であるか、をめぐる政治的紛争の様相を帯びていた。言い換えると、崔益鉉の上疏は高宗と政府官僚との中で誰がより正当で公正な政治的名分を獲得して、今後の政治的覇権を占めることができるかという対立に発展していたのであった。この問題は、政府を批判した崔益鉉を正しいとすれば、彼の味方をしている高宗の判断が公正で政府官僚が失政を行っていたことになるが、崔益鉉が正しくなければ、高宗は一人の個人を偏愛した私的な人になり、政府官僚が国政運営において有利な立場を占めるという、双方の名誉と実権がかかっている重大な事項であった。

このように、高宗と講筵官らとの間の論争には、単に上疏をめぐる意見対立と崔益鉉の処罰問題の次元を越えて、10年間の大院君政権に対する評価や、高宗と大院君勢力をはじめとする現政府官僚との間での主導権争いという問題が絡み合っていた。崔益鉉上疏に対する是非論争での勝利は、以後の政治運営の正当性とつながっているがゆえ、君臣とも各々の立場を譲ろうとしなかった。何よりも、崔益鉉を庇護して、現政権の失政 — 正確には大院君政権の問題点 — を浮き彫りにさせ大院君の政治名分を弱めて、親政が正当化できる基盤を作り出そうとした高宗は、政府官僚の崔益鉉に対する処罰の主張をそのまま受け入れることができなかった。

しかし、28日の高宗と臣下との意見対立はそれからの君臣間の衝突の序の口に過ぎず、11月3日に崔益鉉の二度目の上疏が提出されることによって、君臣関係の悪化は避けられなくなった。崔益鉉は、3日付の上疏[675]で、大院君の政策の具体的な内容を取り上げて、大院君の失政

675)「前陳中既有引而不発者、存焉。且見今日議者、以政変旧章彝倫斁喪八字為論臣之口柄。臣請申言之。嗚呼。惟我東方、自殷師師以来、已変夷俗之旧。而逮至本朝、則列聖継作、群賢迭興、其所以範囲一世、垂裕後昆、莫非明天理而正人心、崇正学而闢異端。以当一治之数者、可以建不悖、俟不惑、而没世不忘也。後王後民、一或反是、則衣裳淪於裔戎、人類陥於禽獣、不可一日而不講焉者、審矣。見今国事、無処無弊。名之不正、言之不順、非更張可了。而第挙尤著且大者、則皇廟廟之撤、君臣之倫、斁矣、書院之罷、師生之義、絶矣、鬼神出後、父子之親、紊矣、国賊伸雪、忠逆之分、混矣、胡銭之用、華夷之別、乱矣。惟此数三条件、打成一片、天理民彝、固已蕩然而無復余存矣。加之以土木、願納之類、相為表裏而為殃民禍国之資斧者、幾年于此矣。此非変先王之旧章、斁天下之彝倫而何哉。故臣窃以為為殿下論今日之急務、則万東廟、不可不復矣、中外書院、不可不挙矣、鬼神出後、不可不禁矣、国賊伸雪、不可不追律矣、胡銭之用、不可不革罷矣。至如土木、願納之類、亦不容一刻之因仍也。…殿下新総大政、将欲萃其所渙、泰其所否、則公論所在、尤不可咈。…所謂鬼神出後不可不

を直接的に批判するとともに、大院君の引退を慫慂した。この上疏で崔益鉉は、①皇廟の復旧、②書院の復設、③宗親の継絶[子孫の無かった者に嗣子を立てること]の中止、④逆敵の赦免措置の中止、⑤清銭の撤廃、を求めた。彼は、大院君の代表的な政策である万東廟と書院撤廃、宗親・璿派勢力の地位と役割の強化、財源拡充政策を、すべて復旧、あるいは撤廃することを主張し、大院君政策の成果を否定したが、特に、大院君の宗親・璿派政策や宗親の政治参加を強力に批判した。

> 所謂、鬼神[死んだ者]が出後する[養子となる]ことを禁じなければならないということは、臣が思うに惟だ父子は天倫であり、その生まれた所を捨てて、他人の後になることは、人事の変です。古えには、惟だ宗家に後継ぎが無かった時に、乃ちこの例がありました。後世には宗・支・疎戚を問わず、継絶存亡[後継ぎを立てること]は、その路が甚だ広く、已でに周公の意ではございません。…凡そ、此の数者(上記の①～⑤)は、成憲を変乱するものですが、実に、殿下が沖年に在りて未だ政を専らにしない日のことですので、必ずしも皆殿下自らが致した失ではございません。特に、事を任せた臣が聡明を壅蔽して、威福を操縦したことに因って、綱目が倶に弛み、今日の病弊を致しました。伏して願いますのには、殿下は今から、乾剛[心を強くしっかりしていること]を奮発して、寝食を忘れるほど念じて勤めて下さい。俗論と邪説に引かれず、権貴と近習に蔽われず、気機を退聴して本心を澄澈して人慾を浄尽して天理が流行するようにして下さい。政令を下す間、当然で即時に為すことは雷励風猛の勢が有るべきで、当然で即時に除去することは斬釘截鉄の力が有るべきでございます。大号を渙発[発布]して、朝廷を警励して道を立てて惑わないようにすべきでございます。徳性を薫陶する責は賢師に、百官の進退と陰陽の燮理の責は大臣に、王の不足した点を補って愆ちを正す責は両司[司憲府と司諫院]に、輔養のため論思して聖心を啓沃する責は儒臣に、錬兵選武と折衝禦侮の責は帥臣に、銭穀を出納して軍国の需用の責は有司に、孝廉を選挙して士流を収拾する責は道臣に任せるべきでございます。若し、その位に在らず、惟だ親親の列に在るのみの者は、只だその位を尊んで、その禄を厚くして、国政に干与させてはなりません。

崔益鉉の主張のポイントは、宗親、すなわち大院君の国政への関与を阻止することであった。そのため、彼は、これまでのすべての政治の責任が高宗ではなく、国政を任せた臣下にあると力

禁者。臣窃惟父子天倫也。舎其所生、後於人者、人事之変也。古者、惟宗子無後、乃有此例。後世無問宗支疎戚、而継絶存亡、其路甚広、已非周公之意也。…凡此数者、変乱成憲、実在殿下沖年未専政之日、則未必皆殿下自致之失也。特因任事之臣、壅蔽聡明、操縦威福、綱目倶弛、而致有今日之病弊也。伏願殿下継自今、奮発乾剛、早寝旰食、克念克勤。毋為俗論邪説所引、毋為権貴近習所蔽、使気機退聴、本心澄澈、人慾浄尽、天理流行。至於政令注措之間、当為即為、有雷励風猛之勢、当去即去、有斬釘截鉄之力。而渙発大号、警励朝廷、立道不惑。薫陶徳性、責於賢師。進退百官、燮理陰陽、責於大臣。補闕拾遺、縄愆糾繆、責於両司。論思輔養、啓沃聖心、責於儒臣。錬兵選武、折衝禦侮、責於帥臣。出納銭穀、需用軍国、責於有司。選挙孝廉、収拾士流、責於道臣。若其不在其位、而惟在親親之列者、只当尊其位、厚其禄、勿使干預国政」(「承政院日記」1873(高宗10) 11 3)

説して、今後は高宗が君主の統治権を回復して適任者を登用して政治を正すべきであると唱え、職務と担当者まで一々指摘した。また、その間国政運営を統括していた大院君を、委任された権力を行使した一人の臣下と規定したうえで、大院君政権の政策を批判し、失政を行った大院君の退陣を直接的に求めた。何よりも、「親親の列に在るのみの者は、国政に干与させてはなりません」という彼の発言は、単に今後の宗親勢力の政治参与の禁止を訴えたのみならず、10年間の大院君の国政運営の正統性を否認したものに他ならなかった。

このような崔益鉉の上疏が政界のみならず、宗親にまで波紋をもたらしたのは当然であり、それ以上彼を庇うことが不可能になった高宗は、その余波の拡大を防ぐために即時に崔益鉉の定配を決定した。しかし、政界では鞫庁を開いて崔益鉉の罪を明らかにすべきであるという意見が主流となり、高宗の流配命令に従わなかったため、政界は高宗と政府官僚との正面衝突の局面へと進んでいった。

崔益鉉の処罰問題をめぐって大臣らが高宗に特別な召見を要請したのは、11月4日と9日の二回であった。この二回の請対において大臣らは、崔益鉉を許してはならないため鞫庁の設置と引き続く取調を求めた[676]。11月4日の夜中に行われた召見で大臣らは、崔益鉉の上疏に凶悪な言葉がありすぎて決して見逃すことができず、その背後の意図を追及するために鞫庁での訊問が必要であると主張した。すると、高宗は、上疏のどこがそれほど凶悪であるのかを繰り返し反問したうえで、すでに流配の処罰を下したと強調して、鞫庁の設置の要求を拒否した。この日の高宗と大臣らとの間で交された崔益鉉の処罰の内容を決定する論争は、それ以後の政局の主導権がかかっている権力争いであった。したがって、双方は互いの政治生命と関連した崔益鉉の処罰問題を自分たちの主張どおりに終結させなければならず、一歩も譲ろうとしなかった。特に、高宗が大臣らに一歩譲って島配の施行を約束したにもかかわらず、鞫庁の設置が許可される前には宮殿から出られないという大臣らの強硬な姿勢は、崔益鉉の上疏が単に時弊を論じて改善を求めるに止まらず、政変を試みる意図を持っていたことを意味している。要するに、政府大臣らは政権交替を主張する崔益鉉に対する強力な処罰を実現し、彼らの権力を維持しようとしたのである。結局、高宗と大臣らの互いに確固たる態度によって何の結論も下されず、大臣らが再び相談すると申して退室しようとすると、高宗は最後の手段として親政を宣言し、大院君の退陣を直接的に要求した。

崔益鉉の処罰問題をめぐる双方の熾烈な対立は、高宗が崔益鉉の鞫庁設置を命じて、大院君と臣僚側の勝利として終わるように見えた。しかし、高宗は、神貞王后の命令であることを口実に崔益鉉の鞫庁を一回で終わらせて流配を命じたうえ[677]、それに反発する洪淳穆・姜渚・韓啓源をすべて罷免させた[678]。そして、領議政に李裕元[679]、右議政に朴珪壽[680]を任命するこ

676)「召見時原任大臣于慈慶殿、領敦寧洪淳穆、左議政姜渚、右議政韓啓源」(『日省錄』1873(高宗10) 11 4)、「召見參鞫時原任大臣金吾堂上于慈慶殿 」(『日省錄』1873(高宗10) 11 9)
677)『承政院日記』1873(高宗10) 11 9

とで、自らが政治を運営できる基盤を作り出して、名実伴う親政体制を構築するようになった。

大院君政策に対する批判世論とそれに対する高宗の対応、そして崔益鉉の一次上疏から高宗の親政体制が一段落するまでの経緯をまとめると、次のとおりである[681]。

1866年9月12日

* 同副承旨李恒老の上疏：攘夷を排斥して土木工事を中断することを要求 → 念頭に置く

1866年10月13日

* 前献納朴周雲の上疏：土木工事における節約・吏胥への取り締まり・軍備拡充を要求 → 景福宮工事以外の事項については念頭に置く

1868年10月10日

* 司憲府掌令崔益鉉の上疏：土木工事を中止して当百銭の使用を禁止することを主張 → 忠君愛国の志が読み取れる。辞退しないで仕事に務めることを指示

1873年5月7日

* 副司果権仁成の上疏：科挙制度の紊乱と言官制度の疲弊を直して、地方行政の不正を阻止するため守令を厳重に取り締まることを要求 → 上疏者の地位を越えた話であり、これは言われなくても知っている

1873年5月10日

* 副護軍姜晉奎の上疏：民を苦労させて財政備蓄を尽きさせる贅沢な乾清宮工事を中止することを要求 → この話は知っている。乾清宮工事はすでにほぼ完成しているし、簡素にするため有司に仕事を任せなかった。しかし、王家のための重要な話には感服する

1873年閏6月20日

* 李世愚らの上疏：功績の多い大院君を大老と称するべきであると主張 → そのまま従う

1873年8月26日

** 高宗：儒生に対する城門税の徴収を禁止

1873年9月18日

*** 召対：高宗は、内の公卿大夫から外の刺史守令に各々職務を任せて、天子が権力を持っていたら、一人の臣下の権力の専断が起きなかったことや、臣下に周公のような徳があったら、権力を任せても専断するところには至っていな

678)『承政院日記』1873(高宗10) 11 11

679)『承政院日記』1873(高宗10) 11 13 - 正式な入宮と業務の開始は同月27日

680)『承政院日記』1873(高宗10) 12 2

681)『承政院日記』、『日省録』、『高宗実録』から作成、*は大院君政策と高宗の行動に対する政府官僚と儒生の対応、**は高宗の指示(教旨)と対応、***は講筵・召見における高宗と官僚の意見の提示、→は高宗の答弁・対応、を表す

かったことを述べ、臣下の権力の専断を警戒して、天子の権力保有を主張

1873年9月20日

*** 召対 : 高宗は、自分の権勢維持のため子供を君主に即位させた閔后を批判して嫡嗣ではなく迎立の場合は大人で聖人を君主として選ぶべきであると強調

1873年10月25日

* 崔益鉉の一次上疏 : 国家紀綱の紊乱と政権担当者の失政を総体的に批判 → 礼曹参判に任命

1873年10月26日

* 左議政姜浩と右議政韓啓源の引嫌上疏 → 崔益鉉の上疏は衷心から出たものであり、卿らと私がみな念じて自ら行うことである。卿らの引嫌の必要はない

*** 進講(講官厳錫鼎) : 高宗は崔益鉉の上疏が耳に触る諫言であると賞賛。言路を開こうとしていると強調

1873年10月27日

* 領敦寧府事洪淳穆の引嫌上疏 → 崔益鉉の上疏のなかで「政令が旧典章を変更した」の言は卿が責任を取ることではない、政令を変更するかしないかはすべて自分にかかっているため卿の引嫌は妥当ではない、と強調して、辞職の要請を拒否

* 大司憲洪鍾雲、大司諫朴弘寿、司諫呉慶履、掌令金復性・金東軾、持平李麟圭、正言沈東献の引嫌聯箚 → 罷免

* 典翰洪万植、応教閔泳穆、副応教朴顯陽、校理張時杓、副校理李秀万、修撰張原相・朴斉晟、副修撰李載悳・王性協の引嫌聯箚 → 罷免

* 都承旨鄭基会、左承旨李啓魯、右承旨李玄翼、左副承旨尹滋承、右副承旨鄭雲龜の引嫌聯箚 → 罷免

** 高宗 : 弘文館提学と講官に許伝、大司憲に徐堂輔、大司諫に洪祐、司諫に張皓根、掌令に李舜儀・洪時衡、持平に李建昌、正言に尹用求、応教に黄普淵、副応教に李晩燾、校理に李載純、副校理に姜文馨、修撰に権益洙・洪健植、副修撰に趙宇熙・魚允中、承旨に金輔鉉・金元性・李起鑌・朴瑄寿・朴斉寛・金昌熙を任命し、三司の官員を交替

*** 進講(講官許伝) : 高宗は誠・敬に基づいて天命・民心に従うべきことを特別に強調

1873年10月28日

* 刑曹参議安驥泳の上疏 : 崔益鉉を取調べる鞫庁の設置を要求 → 上疏が理解できない ⇒ 承政院が上疏の規定に違反した安驥泳の処罰を要求 → 高宗が遠地竄配の実施を命じる

* 前正言許元栻の上疏 : 崔益鉉の流配を要求 → 上疏が理解できない ⇒ 承政院が上疏の規定に違反した許元栻の処罰を要求 → 高宗が遠地竄配の実施

を命じる

* 戸曹判書金世均、礼曹判書趙性教、工曹判書李寅応、兵曹判書徐相鼎、前刑曹判書徐堂輔の引嫌聯箚[682] → 越俸[減俸]3等の法典を施行

* 成均館儒生の捲堂[683] → 捲堂は不当である。明確に暁諭して捲堂を中止するように勧誘することを指示

** 高宗：安驥泳と許元栻のような上疏の受理の禁止を命令[684]

** 高宗：判義禁府事に崔遇亨、知義禁府事に朴珪壽、同知義禁府事に曺錫輿を任命

*** 進講(講官李承輔)：高宗と講筵官(李世輔・権鼎鎬)との間で崔益鉉の上疏をめぐる是非論争が起きる

1873年10月29日

* 成均館儒生が捲堂を継続 → もう一度暁諭して入堂することを勧誘 → 成均館儒生が捲堂を続けたためすべて罷免することを指示 → 地方の生員・進士による成均館の再構成を命令 → 主導者の流配を命令

* 洪時衡の上疏：崔益鉉の直言と高宗の包容力を賞賛。万東廟と書院の復旧、戸布・願納銭の廃止、清銭の通用中止を上奏 → 自分を導く職に置く価値があると述べて副修撰に任命することを指示。万東廟の復旧は神貞王后の命令であるため、今論じることではないと強調

** 高宗：願納銭と結斂の廃止を命令

** 高宗：同知成均館事に黄鍾顯・金学初を任命

*** 進講(講官朴珪壽)：高宗は成均館儒生の捲堂を慨歎し、洪時衡の上疏を賞賛。安驥泳と許元栻のような上疏の受理の禁止を再び強調

1873年10月30日

** 高宗：台諫[司憲府と司諫院]のすべてを更迭

** 高宗：刑曹判書に許伝を任命

** 高宗：吏曹が高宗の命令で副修撰に洪時衡を任命

*** 進講(講官趙基応)：高宗は農民の苦労の深刻さ・民が国家の根本・民力の使用を慎重にすべきことなどを特別に強調し、自らの民生・民本認識を表明

1873年11月1日

* 成均館儒生が捲堂を持続 → 速やかに暁諭して入堂するように勧誘することを指示

* 刑曹判書趙秉昌の上疏：成均館儒生の捲堂の行為に対して、一切流配することは包容の意が不足しているため、再考することを求める → 趙秉昌を罷免

---

682)当時は吏曹判書の申応朝を除いた各曹判書は辞職を申し出た。辞任を申し出なかった吏曹判書の申応朝は10月12日任命されたばかりで、11月上旬まで粛拝[官職に任命された官員が王に挨拶すること]を行っておらず、結局11月5日に金炳冑に交替された

683)成均館儒生らが彼らの主張を貫徹させるため行っていた一種の同盟休学

684)この命令は、10月28日の記事にはないが、翌日の進講で、高宗は「昨日、安驥泳と許元栻らのような上疏は二度と呈されないように命じた」と述べたうえ、捧入する者がいれば厳重に処分すると論じた

** 高宗： 刑曹判書に趙秉昌を任命 → 趙秉昌を罷免 → 李埈を任命

*** 進講(講官趙性教)：高宗は文王が天命を受けて王業を起したことを、趙性教は君と臣が一体になって互に必要とすることが天意に符合していることを強調

1873年11月2日

* 成均館儒生が捲堂を継続 → 主謀者の刑問[脛を打って訊問すること]と流配や、入堂しない儒生の停挙[科挙受験資格の停止]を命じる

** 高宗：六卿の中で越俸の処分を受けた者と、罷免された承旨・台諫・玉堂の官員を、すべて特別に容赦することを指示

1873年11月3日

* 崔益鉉の2次上疏：万東廟・書院廃止によって君臣と師弟間の倫理が破壊されたがゆえ復すること、土木工事と願納銭徴収の中止、宗親の継絶行為の中止、清銭の流通禁止、を主張。これらは高宗の親政時の政策ではないため高宗の責任ではなく、高宗が政治を任せた臣下の責任であると主張 → 万東廟は神貞王后の処分があったため、今、挙論することはできない → 忌諱に違反する語が多いため、流配に処することを命令

* 成均館儒生が捲堂を中止 → 大司成兪初煥を許すことを命じる

*** 冬至朝賀：高宗と姜渚が願納銭の徴収問題を論議。姜渚はすでに納付の中止された願納銭が再び徴収されるようになったのは、焼けた西倉の再建費用と焼けた備蓄米を補充するための大院君の指示によるものであったと上奏 → 高宗は沿江税の廃止の実施を命じる

1873年11月4日

* 領敦寧府事洪淳穆・左議政姜渚・右議政韓啓源の聯劄 → 崔益鉉の鞫問を要請 → 流配の命令を理解することを求める

* 典翰洪万植、応教李晩燾、校理李載純・張原相、副校理閔泳穆・李秀万、修撰洪健植、副修撰趙宇熙・洪時衡の聯劄：崔益鉉の鞫問を要請 → すでに流配を命じたため、紛らわしく云々してはならない

* 大司憲金益文、司諫権鍾禄、掌令朴顯陽、持平張時杓・李載嚞、正言沈東献の聯劄：崔益鉉の鞫問を要請

* 刑曹判書李埈の上疏：成均館儒生に対する処罰が聖朝の士に対する包容の道に違反すると述べて、再考することを要請 → 成均館儒生の刑問を中止して流配することを指示

** 高宗：李埈を広州留守に、朴斉寅を刑曹判書に任命

*** 進講(講官趙秉徽)：高宗が崔益鉉の1・2次の上疏に対して賞罰を決めた理由を説明。成均館儒生の捲堂に対する処罰は朋党の徴候を事前に予防するための懲戒であったと説明

*** 召見：洪淳穆・姜渚・韓啓源が、崔益鉉の上疏の問題点を強調して鞫庁を設

けることを強力に主張。高宗の上疏受理禁止の処分がやり過ぎであると論じる。高宗は流配のうえで島配を実施するとしたが、大臣は鞫庁を設けるまで議らないという意を表す → 高宗が親政を宣布

1873年11月5日

* 義禁府啓 : 崔益鉉の問題がまだ議論中であるため竄配を施行できない → 即時の施行を命令
* 賓庁[三大臣と二品以上の高位官僚が集まって協議する部屋]の領敦寧府事洪淳穆らの啓[685] : 鞫庁を設けることを要請 → 大臣らの話によってやむを得ず、鞫庁の設置を施行するように命じる
* 判義禁府事崔遇亨と知義禁府事朴珪壽の聯疏 : 崔益鉉の鞫問を要請 → 竄配の挙行を命じる
* 宗親府の興寅君李最応らの聯疏[686] : 崔益鉉の上疏で指摘されている自分等の処罰を要求 → 崔益鉉は本当の事情が分からなくて論じている。引嫌する必要がない
* 副司果趙愚祖の上疏 : 崔益鉉の鞫問を要請 → 上奏したものが正しいのか分からない
** 高宗 : 義禁府堂上を罷免して、判義禁府事に趙秉徽、知義禁府事に朴珪壽・沈舜沢、同知義禁府事に黄鍾顕を任命
** 高宗 : 左右邊捕盗大将を罷免して、知三軍府事梁憲洙と行護軍白楽貞を任命
*** 進講(講官李承輔) : 高宗が崔益鉉の流配の処分に対する正当性を主張
*** 召見 : 高宗は昨夜の親政宣布を撤回し、以後の崔益鉉問題を挙論しないように命令

1873年11月6日

* 前持平奇観鉉の上疏 : 洪時衡の処罰を要求 ⇒ 承政院が上疏の規定に違反した奇観鉉の推考を求める → 受諾
* 副護軍洪万燮の上疏 : 捲堂した成均館儒生に対する容恕を要求 ⇒ 承政院が上疏の規定に違反した洪万燮の推考[取調]を求める → 受諾
* 副修撰洪時衡の引嫌上疏 : 弾劾を受けたため辞職することを請う → 引嫌する必

685)この啓に参加した人は、領敦寧洪淳穆の他、左議政姜浚、右議政韓啓源、南寧尉尹宜善、知中枢府事金学性、右賛成李承輔、上護軍金炳冑、戸曹判書金世均、寧豊君崔遇亨、大護軍朴珪壽、知三軍府事李容熙、右参賛徐衡淳、知三軍府事鄭岐源、知宗正卿李章濂、大護軍李源命・金炳地・金有淵、判尹沈承沢、知敦寧趙基応、礼曹判書趙性教、右参賛任商準、工曹判書李寅応、大護軍金翊鎮・洪鍾雲、刑曹判書朴斉寅、知三軍府事梁憲洙、宗正卿李升洙、工曹参判朴来万、行護軍金基纘・尹宗善・徐承輔・金尚鉉・黄鍾顕・鄭基会、宗正卿李敦応・李徹宇、兵曹参判李邦鉉、行護軍金学初・趙寅熙・趙義復・閔奎鎬・鄭順朝・趙秉式・鄭範朝・趙羲豊・徐臣輔、左尹李鶴栄、宗正卿李沆応・李寅高・李会正・李明応、吏曹参判洪兢周、右尹李容直、豊春君趙耆永、同敦寧金鶴根、刑曹参判韓敬源、行護軍兪錫煥、礼曹参判睦仁培、行護軍趙寧夏・趙成夏・金益容、である

686)この聯疏に参加した人は、判宗正卿興寅君李最応の他、判宗正卿永平君李景応・李景宇・完平君李昇応、知宗正卿李承輔・李景夏・李周喆・李彙重・李載鳳・李章濂・李寅応、宗正卿李升洙・李寅命・李敦応・李邦鉉・李沆応・李容直・李明応・李寅高・李会正、である

要がない。院吏のことは後で処分する

* 義禁府啓 : 鞫問の実施のための崔益鉉の押送・拘禁を求める → 受諾

*** 進講(講官朴珪壽)

1873年11月7日

** 高宗 : 紀綱弛緩を阻止するため、挟雑[行為の正しからないこと]の語を上疏した副司果趙愿祖・副護軍洪万燮・前持平奇観鉉の罷免を命じる

** 高宗 : 義禁府堂上を罷免して、判義禁府事に金世均、知義禁府事に朴珪壽と沈承沢を任命

*** 進講(講官趙基応) : 高宗は趙愿祖と洪万燮の上疏に対する憤怒を表出

1873年11月8日

* 瑞派人の副護軍李時夏らの聯疏 : 崔益鉉に対する処罰を要求 → すでに回答済み

** 高宗 : 崔益鉉の推鞫の施行を命令。委官に領敦寧府事洪淳穆を指名 → 一回の訊問の後、中止を命令

** 高宗 : 大司憲に徐堂輔、大司諫に尹滋承、執義に崔弘周、献納に朴顯陽、掌令に李舜儀、持平に魚允中・鄭濬を任命

*** 進講(知経筵事姜蘭馨)

1873年11月9日

* 承政院承旨らの三回の啓 : 崔益鉉の鞫庁撤罷の撤回を要請 → 拒否。教旨を即時に頒布することを命じる

* 典翰洪万植、副応教李晩熹、校理李載純・張原相、副校理閔泳穆・李秀万、修撰洪健植、副修撰趙宇熙の聯劄 : 崔益鉉の鞫庁撤罷の撤回を要請 → 崔益鉉は田舎の愚かな者に過ぎない。すでに神貞王后の指示によって処分したことである。このような疏は道ではない

* 大司憲徐堂輔、大司諫尹滋承、献納朴顯陽の聯劄 : 崔益鉉の鞫庁撤罷の撤回を要請 → 崔益鉉は田舎の愚かな者に過ぎず、誅罰する必要がない。すでに神貞王后の指示による処分があった。二度と争執しないことを指示

* 承政院啓 : 左議政姜浩と右議政韓啓源の命召牌[687]の返納を報告 → 返すことを命じる

** 高宗 : 崔益鉉の供招[罪人の陳述の記録、取調調書]を見ると、特別に聞くことがなく、神貞王后が軽く処罰することを求めたことを、時原任大臣に伝諭することを指示

** 高宗 : 神貞王后の命として崔益鉉の推鞫を撤罷して済州牧への留置を命令 ⇒ 義禁府が施行を拒否

687) 命召牌は重臣が宮闕に入るための証明書のようなものであり、これを返納したというのは君主の召しに応じない、すなわち二度と宮闕に入らない、辞職するという意味である

** 高宗 : 明日から進講を中止することを命じる

*** 進講(講官趙性教)

*** 召見 : 大臣らが崔益鉉の処罰に不満を吐露し、鞫問の持続を要求 → 高宗は神貞王后に命に従うのみであると拒否 ⇒ 大臣らは命令の移行を拒否して城門の外へ退く

1873年11月10日

* 洪淳穆・姜渚・韓啓源が命召牌を返納

* 判義禁金世均、知義禁朴珪壽・沈承沢、同義禁黄鍾顕の聯疏 : 崔益鉉への厳しい処罰と推鞫持続を要求 → 愚かな人の話をとがめる必要はない。すでに神貞王后の命令を受けて処分したことである。即時に挙行すべし

* 大司憲徐堂輔、大司諫尹滋承、献納朴顕陽の二回の聯劄 → 再び争執することは事体ではない。煩わしくしないように指示

* 副応教李晩燾、校理李載純・張原相、副校理閔泳穆・李秀万、修撰洪健植、副修撰趙宇熙の二度の聯劄 → 再び争執することは事体に合わない。煩わしくしないように指示

* 義禁府啓 : 崔益鉉に対する議論が進行中であるため、済州牧への囲籬安置が挙行できない → 即時に施行することを命令

** 高宗 : 崔益鉉を済州牧に囲籬安置することを即時に挙行するように命じる

** 高宗 : 洪淳穆・姜渚・韓啓源に対する期待と依存を訴えながら、入城するように慰諭 ⇒ 三人は高宗の勧誘を断って処罰を求める

** 高宗 : 副提学以外の弘文館官員の交替を命令

** 高宗 : 司憲府と司諫院官員の全員の交替を命令

1873年11月11日

* 義禁府 : 崔益鉉問題が重大であるため、済州牧への囲籬安置が挙行できない → 高宗は4回にわたって崔益鉉の処罰を即時に施行することを厳命

* 領中枢府事李裕元の上劄 : 大臣らが上劄して引嫌する時に連名に参加できず、台論が盛んな時にも参与できなかったのは、(自分が)死体のようであり、何の所用もないと述べ、辞職を請う。一つの政令を下す時も上下と全国の和気を顧慮すべきであると主張 → 鞫庁の設置は衆論に従ったことであり、軽い処罰の施行は神貞王后の盛徳を承ったことである。辞職は受け入れない

** 高宗 : 洪淳穆・姜渚・韓啓源の罷免を命令

1873年11月12日

* 義禁府啓 : 崔益鉉を済州牧に囲籬安置する手続を上奏

** 高宗 : 李裕元を三営都提調と薬院都提調に任命

1873年11月13日

** 高宗 : 李裕元を領議政に任命

1873年11月14日

* 献納李奎亨の上疏 : 戸布撤廃・田税減免・還穀見直し・清銭廃止を主張。趙愿祖・洪万燮・奇観鉉への厳しい処罰を要求 → 上疏の内容は留念する。趙愿祖・洪万燮・奇観鉉のことは、すでに処罰済み
* 副司直呉慶履の上疏 : 民生安定対策の樹立や、権鼎鎬・白奎燮の処罰要求 → この上疏は為国愛民のものである。権鼎鎬・白奎燮に対しては処分を行う
* 承政院啓 : 上疏を呈して直ちに宮外へ退いた権鼎鎬の推考を求める → 許可
* 領議政李裕元の上疏 : 朝廷の様子がむつまじくないため、和平を上奏したが、高宗が聞き入れたのであろうか。最近の召見での高宗の発言は包容が欠けていると諫める。辞職を要請 → 卿に対する期待が大きい。早いうちに朝廷に出るべし
** 高宗 : 前回の講筵で不敬な話をした権鼎鎬と勝手に講筵の内容を削削した白奎燮を罷免。講筵の内容を書き直すことを命じる

1873年11月15日

* 副司果姜運重の上疏 : 万東廟と書院の復旧を要請 → 今は論ずる時ではない
* 承政院啓 : 上疏の規定に違反した姜運重を推考すべき → 許可

1873年11月16日

* 領議政李裕元の上疏 : 領議政の辞職を請う → 朝廷に出て、心待ちにしている期待に応じることを勧誘

1873年11月19日

* 領議政李裕元の上疏 : 領議政の辞職を請う → 議政府の業務が溜まっている。李裕元の行動は、君主を捨てようとして、国の計と民の苦労が自分とは関係ないと考えたためのようだ。いくら辞職を請うても受け入れない

1873年11月20日

** 高宗 : 雲峴宮を訪問

1873年11月24日

* 修撰権益洙の上疏 : 万東廟の復旧、李鳳徽の追奪[死者の官爵を奪うこと]、権鼎鎬と白奎燮への厳しい処罰を要求 → 万東廟は神貞王后の教旨であるため、煩わしくすることは道ではない。権鼎鎬と白奎燮はすでに処罰済みである → 李鳳徽のことは宗廟社稷にかかわる問題であり、許すことができない。追奪の法典の施行を命じる。

1873年11月26日

** 高宗 : 領議政李裕元に朝廷に出て期待に応えることを伝諭
** 高宗 : 吏曹判書金炳冕と兵曹判書徐相鼎の辞職上疏に対して、公務を持続することを指示

1873年11月27日

** 高宗：礼曹判書に朴斉寅、刑曹判書に姜蘭馨を任命

*** 召見：高宗と領議政李裕元が国政運営において協力することを約束

以上、崔益鉉の上疏が引き金になって勃発した、高宗の統治権回復の過程と、君主対官僚、あるいは高宗対親大院君勢力、との間の主導権をめぐる熾烈な政争の推移を整理してみた。ここに表れているように、崔益鉉の上疏 — 特に、二度目の上疏 — は単に現政権の失政に対する批判ではなく政権交替を求めるものであった。そのため、高宗の崔益鉉に対する支持の表明は、多大な反響を引き起こさざるを得ず、大院君の退陣を唱える崔益鉉の上疏が呈されてから高宗が親政体制を整えるまでには、約一ヶ月の時間を要した。

この過程からは、注目すべき点がいくつかある。第一に、高宗は講筵の席を、自分の立場と志を表す舞台として有効に利用していた。彼は、崔益鉉の上疏が出されてから大臣らが根強く鞫庁の設置を主張するまで、持続的に進講を行って、崔益鉉の上疏に対する自らの意と今後の対策について説明し、政府官僚の諒解を求めていた。また、帝王教育の場である講筵をつうじて君主の在り方と役目、かつ旧例をあげながら、崔益鉉の上疏が君主への忠言であると唱え、聖君として上疏を寛大に受け止めるべきであると主張した。要するに、高宗は講筵で伝統的な君主像や統治的姿勢を強調して、言路の開放という名分を提示することを以て、崔益鉉と彼の上疏を庇おうとする自分の言動を正当化していたのであった。当時、実質的な統治権を持っていなかった高宗は、大臣らとの政治会合が召集されて、問題が拡大することを望んでいなかった。このような状況のなかで、彼が君臣間に比較的自由な討論が可能な講筵をつうじて、自分の親政に対する強力な意志を表明していたことは、高宗の親政宣布過程における大きな特徴であると考えられる。

第二に、高宗は、所々で神貞王后の権威を巧みに借りて、自分の決定に反対する意見を抑えていた。高宗が崔益鉉と洪時衡の上疏の内容を認めて、彼らを昇進させたら、再び万東廟と書院の復旧の要求が相次ぐようになった。すると、高宗は万東廟問題が神貞王后の令によって定められたことであるため、覆すことができないと主張し、万東廟の復旧を論外にしようとした。また、鞫庁で崔益鉉を継続して取調することを求める政府官僚の上疏に対しては、「仰奉慈聖好生之徳」を取り上げて、すでに神貞王后の教旨があったため争執[互に自分の意見を主張して争うこと]をしないように指示した。高宗は、母親に孝行を尽すため、神貞王后を意を承るべきであると強調し、鞫庁での取調の継続を拒否したのであった。その上、自分の道が親に対する孝行であることと同じく、臣下の道は君主に対して忠誠を尽すことであると唱え、君主の意に逆らう臣下を圧迫する手段としても利用していた。このように、高宗が政府官僚らの強力な反対を乗り越えて崔益鉉の処罰の決定において自分の志を貫くことのできた背景には、神貞王后の積極的な支援

が存在しており、高宗は「孝」という名分を上手に用いて、崔益鉉問題に決着をつけて政局の主導権を掌握しようとしたと言えよう。

第三に、神貞王后への「孝」を前面に持ち出して反対世論を制圧していた高宗は、生父である大院君に対しては君臣の関係を適用して「忠」を優先していた。高宗の大院君に対する処遇は父子関係、すなわち親孝行という人倫にかかわる問題であったため、高宗自らが解決するのは容易ではなかった。この時、崔益鉉は、高宗の大院君に対する孝の問題を代りに提起して整理することを以て、高宗の政権掌握の名分と正当性の提供に寄与した688)。崔益鉉は、高宗の即位以来の10年間、大院君の持っていた曖昧な地位を臣下として位置づけたうえ、大院君の役割を君主の輔導・補佐に限らせることで、大院君の退陣、および二十歳を過ぎた高宗の統治権の掌握・行使が妥当であると主張した。崔益鉉が呈した高宗と大院君との間の忠孝の概念は、双方間の私的な父子関係を断絶させて現在の君臣間の忠のみを強調し、曖昧であった二人の関係を明確に規定したものであった。したがって、高宗は大院君への私的な孝の枠組みを克服して、失政の責任を権力が委任されていた大院君に取らせて、大院君の退陣と自らの統治権回復を断行することができたのであった。

第四に、高宗は崔益鉉の上疏の提出によって統治権が回復できる機会を得たが、まだ確固たる権力基盤を形成していなかったので、崔益鉉を擁護して親政の意を明らかにしながらも、上疏が政界に及ぼす波紋と衝撃を最小化しようとした。前述したように、当時の実質的な国政の運営者は大院君であり、政界は大院君中心に編成されていた。このような状況の中で、高宗が統治権を安定的に回復・確立するためには、現政治勢力を懐柔・包摂する必要があり、崔益鉉に対する処罰を急いで政局の速やかな安定を図った。しかし、こうした高宗の計画は、時原任議政や六曹大臣、三司、承政院、そして成均館儒生までが崔益鉉の上疏を問題視して高宗の命令に従わなかったため、予想どおりに進むことはできなかった。特に、時原任議政が城門の外へ退去して、高宗の説得や命令に応じなかったことによって、内閣改編は不可避となった。にもかかわらず、大きな政界の人事変動なく、大院君の勢力基盤を再編して順調な政権の掌握を試み

---

688)崔益鉉は、1873年11月3日の二度目の上疏の中で、大院君が君主から権力の委任された一人の臣下であると強調したうえ、その臣下が高宗の聡明を塞いで、威福を操縦して綱目が紊乱になった、すなわち、臣下が君主に対する「忠」の道を尽せなかったため、本日の弊害をもたらしたと主張した。これは、高宗に、大院君を親ではなく、臣下として待遇して、失政を行った責任を問って退陣させることができる名分を提供した。後日、崔益鉉は、こうした高宗と大院君の関係をより詳細に説明・設定した。彼は、太祖が譲位して咸興に隠遁したことと、光海君が宣祖の妃で義理の母親になる仁穆大妃を監禁した例をあげながら、(当時の上疏運動が)大院君を退陣させようとする議論を伝播させて高宗を困窮に追い込っていると論じた。彼は、大院君がたとえ高宗の実父であるとはいえ、その義理は君臣の関係であるため、直統の父子との間と比較できないと主張した。また、朝廷と大院君が同じ臣下であるため、朝廷の臣下が高宗に仕える方法で大院君に仕えてはならないと強調して、高宗が唯一の君主で、義理上では高宗に対して大院君とすべての官僚が同じ臣下の立場であると力説した。そのうえ、現在の臣下は民を愛する心が自分の家族への愛に満たず、高宗に対する忠誠が大院君に向うそれに満たないと慨嘆したうえ、高宗が君主になった以上、高宗と大院君との私的な私親関係は切れており、ただ育てた恩情に報いるべきであると論じた - 『勉菴先生文集』7「書」「答梁判書」1875(高宗12)年5月13日

た高宗は、大院君と極少数の親大院君勢力の除去以外には、自分の意に逆らって罷免・処罰を受けた官僚であっても、すぐ容赦して政界に復帰させた。これは、まだ確固たる権力基盤を確保していなかった高宗の当然の選択であり、彼は崔益鉉の上疏問題を迅速に終結させることを以て、生父である大院君との関係の悪化を阻止して、国政と勢力基盤を安定させようとしたのであった。

第五に、崔益鉉の上疏は、単に大院君と高宗との政権交替の企図に止まらず、大院君政権の下で抑圧されてきた臣権の向上を試みるものであった。崔益鉉の上疏は最初から現政権と政策を狙って批判したものであるがゆえ、大院君をはじめ親大院君勢力として国政を運営していた政府官僚のすべてがそれに反発するのは当然であった。しかし、高宗が崔益鉉の意見に同意して、彼を庇護する態度を取ったことによって、崔益鉉の上疏問題は君主と政府官僚との関係を対立局面へ導いていた。高宗は大院君を退陣させて君主の統治権の確立上の正当性を獲得するため、必ず現政権の問題点を積極的に取り上げなければならなかった。その反面、崔益鉉を正直であると主張する高宗の意見は、当時の政治運営者の失政を認めるものに他ならず、政府官僚としては統治の名分と彼らの名誉を守るためにも、高宗の処分に従うことができなかった。このような状況の中で、両班儒生は、大院君政権の下で抑制された言路の開放を標榜しながら、彼らの立場の政治への反映を求めた。彼らは、崔益鉉上疏をきっかけに、再び万東廟の復旧・民生安定・言路拡大・紀綱確立・各種の弊害の除去などを訴える上疏を呈し、君主の統治活動に関与しようとしたのであった。これは、上疏をつうじて、君主の活動を統制して、臣側の立場を代弁・向上しようとする動きが再開されたことを意味していた。そして、政権交替と言路開放を求めた崔益鉉の上疏と大院君政策の廃止を建議した洪時衡の上疏を、自らの統治権掌握のために認めた高宗としては、彼らの主張をある程度受け入れざるを得なくなったと言えよう[689]。

最後に、高宗が親政を宣布するきっかけを提供したのは崔益鉉の上疏であったが、それが実質的に成功した背景には、大院君の中央集権化政策と、これを間近で見守って指示してながら帝王教育を受けてきた高宗の向上した統治力量が存在していた。また、大院君の統治権行使が君主である高宗の委任という形式と枠組みの中で可能なものであり、高宗の意思によって変動しかねないものであった点を見逃してはならない。在位前期において高宗は大院君の政策を全的に支援しており、大院君は君主の持つ統治権を借りて、様々な政策を実施して中央統治権の確保・安定を図り、中央の統治権を強化させた。しかし、それに伴う財源の拡大と言路の統制によって、両班儒生の不満と民生負担が加重され、大院君の統治権行使に疑問が提起されるようになった。すると、高宗は長期間の教育と経験を基盤として、当時の状況を適切に利用して親政

689)しかし、高宗は、1873年10月28日に安驥泳・許元栻のような上疏の受理を禁じた後、1874年2月16日には、儒生らの連名上疏と伏閤行為を禁止、1875年5月17日は大院君の還宮を求める上疏を厳重に処罰すること、1878年4月4日には書院復設の上疏を全面的に禁じるなど、自分の意に反する儒生の上疏提出者については断固とした態度を取っていった

の名分を整えたうえで、崔益鉉上疏をきっかけに親政の意志と政治的能力を表出・発揮して、大院君に集中されていた統治権力を一気に自らに吸収させて、統治権を回復することができたのである。

このように、高宗は一回目の崔益鉉の上疏があってから約一ヶ月にわたる政争を経て、一旦君主中心の親政体制の構築に成功した。政界改編が一段落した11月20日に、高宗は雲峴宮を訪問した。この日の詳細な記録は探せないが、高宗と大院君との間で、今後の課題、すなわち大院君の政界引退の約束や、事態の迅速な解決、そして政府官僚の一時的な退陣と再登用などの合意があっただろうと考えられる。その結果、高宗は領議政李裕元と右議政朴珪壽という二相体制を基盤に政界を改編し、本格的に君主主導下に政治を運営するようになったと言えよう。

「第四章第一節のまとめ」

以上、高宗の親政宣布のための名分の形成と、その過程について考察してみた。高宗は大院君政権の10年間、聖学をつうじて君主の姿勢や役目、かつ統治方法を身に付けていた。また、実質的に政局を統括していなかったとしても、大院君の政策に積極的な関心を持って政策決定と推進過程に参与していた。特に、高宗は、伝統的な君主像に基づいて、民生問題に特別な関心を表しながら、その対策の樹立を主導するなか、強力な王室や国家のためであったとはいえ、民生に弊害を及ぼす大院君の様々な政策に疑問を抱き、改善策を模索しなければならないと考えるようになった。

その上、1870年代に入って更に強化された大院君の権力集中と独占は、高宗に危機意識を引き起していた。高宗は大院君の様々な統治活動が君権の安定と確立に寄与すると信じて、権力を委任して協力していたが、大院君は高宗に統治権を返さないで、むしろ自らの権力を拡大していった。すると、高宗は徐々に大院君の行動に対して疑問を抱き、君権を回復しようとする意志を持つようになり、周辺に外戚中心の側近を配置するとともに、反大院君的な世論と雰囲気を助長していった。その際、清派遣使臣からの清皇帝の親政と親政への民の大きな期待に対する知らせは、高宗に自分の親政に対する抱負を高めて、1873年10月崔益鉉の上疏をきっかけに、高宗は実質的な親政を宣布した。高宗の親政体制を構築する過程は、彼の崔益鉉処罰に対する政府官僚の反対が多大であったことによって、高宗と政府官僚、あるいは親大院君勢力との権力争いにへと展開した。政府官僚が高宗の崔益鉉処罰に反対した表面的な理由は、鞫庁を設けて崔益鉉の不純な意図を詳細に取り調べることであったが、実際には大院君の退陣を阻止して政権を維持することに、その目的があった。これは、大院君を退陣させて統治権を回復しようとする高宗と、現政権の正当性を主張して、自分たちの地位を保とうとする政府官僚の政局主導権をめぐる政争であり、両者は互いの立場を譲ろうとしなかった。結局、高宗は、引き続き崔益鉉の

鞫問における取り調べを唱える領中枢府事洪淳穆・左議政姜㴭・右議政韓啓源を罷免させて、議政府を領議政李裕元・右議政朴珪壽によって新たに構成した。これによって、1873年10月から11月にかけて行われた高宗と政府官僚との葛藤局面が治まって、大院君が政界から引退し、高宗の親政体制の構築作業が一段落した。要するに、1870年以後徐々に統治権回復に対する意図と準備を整えていた高宗は、1873年10月の崔益鉉の上疏を契機にそれを表出、迅速に実行して、1873年12月、即位10年にして名実伴う君主として君臨することができたのである。

第二節 君主主導下の統治権力の再編

1873(高宗10)年10月、崔益鉉の上疏をきっかけに表れた高宗の親政に対する強力な意志の表明は、大院君の退陣とともに政治勢力の改編をもたらすようになった。親政宣布以前から民本意識と民生安定を名分に大院君の政策を見直していた高宗は、崔益鉉上疏をきっかけに大きな調整や変化なく一挙に統治権を回復しようとした。しかし、崔益鉉の上疏が現政権、すなわち大院君政権を否定していただけに、政府官僚らは崔益鉉に対する強力な処罰を求めながら高宗と対立した。このような状況の中で、高宗は権力を掌握して親政体制を樹立するため、当初の計画を修正して命召牌を返納した時原任議政を罷免したうえ、李裕元と朴珪壽を大臣に登用して新たな権力基盤の形成を図っていった。

高宗が親政の口実として利用した崔益鉉の上疏は、現政局の弊害と紊乱をもたらした原因、あるいは君主の輔導の任務を怠慢にした責任を、大院君をはじめ現職官僚と宗親に帰しており、その批判の対象として指された政権の担当者らの反発と攻撃は当然であった。これは、単に彼らの政策の失敗に止まらず、君主を疎外して私的な人、すなわち大院君に仕えたという儒教な道徳性と名誉にかかわっていたため、彼らは墜落した権威を回復するためにも、政治的生命をかけて崔益鉉と、崔益鉉を庇護する高宗に対抗するしかなかった。しかし、彼らの抵抗は高宗の確固たる意志によって挫折し、崔益鉉の上疏問題が高宗及び親政要求勢力対大院君及び現政権維持勢力との間の政争に発展した結果、政界改編と政策変化が余儀なくされた。

第二節では、親政宣布以後、高宗が政治運営を君主中心に改編していく過程を考察する。まず、親政初期の高位官職者名簿を分析して、高宗の人事行政の特徴は何であり、如何なる勢力が高宗の権力基盤となっていたのかを検討する。特に、高宗が不安な権力基盤問題を解決するため、兵権の掌握・行使に力を注いでいたことを明らかにする。また、親政以後の高宗と政府官僚との会合の内容をつうじて、論議・実施された政策の実態を把握して、大院君政権との差異と類似、それが施行された理由や経緯について分析したうえ、民生安定を掲げた高宗の財政経済政策の実態を究明することとする。そして、このような研究をつうじて、高宗の統治政策の目標が親大院君勢力の解体や財政経済・軍事権の確保に基づく君主の権力基盤の確立・安定にあったことを明らかにしたい。

1 政界改編をつうじた権力基盤の形成と強化

(1) 政治勢力の再配置と親君主勢力の形成による権力基盤の構築690)

690)高宗の親政初期における権力基盤・政治勢力に関する先行研究としては、金炳佑「大院君の統治政策」の6章(혜안、2006)、裴亢燮「19世紀朝鮮の軍事制度研究」(国学資料院、2002)、James Palais B, *Politic-al Leadership in the Yi Dynasty*, University of Washington Press, Seattle and London.1976、金

高宗の即位以後、大院君は、中央集権化を実現して富国強兵の国家を再建しようとした。彼はこのような課題を円滑に遂行するうえで必要な権力基盤を確保するため、既存の安東金氏中心の老論勢力と提携し、宗親・璿派をはじめ、豊壌趙氏・驪興閔氏の外戚、南人・北人・武臣勢力を大いに登用していた。高宗は、こうした大院君の各種の人事政策、すなわち、文・武臣間の差別抑制や公正な登用、弱小党派の任用拡大、宗親・璿派の政界進出機会の提供と定式化、『三班礼式』の刊行・配布などに、積極的に協力していたが、それは、大院君の政策が君主の権力基盤の強化につながると信じていたためであった。

ところが、高宗の期待とは裏腹に、大院君は成人になった高宗に統治権を譲渡せず、自らの財政・軍事・人事権の掌握・行使を更に強化していった。このような状況で、高宗は徐々に危機意識を覚えて、君主の権力回復を試みるようになった。そして、彼が親君主勢力の形成に関心を持って周辺に側近を配置しはじめたのは1870年に入ってからであった。高宗は、まず、君主の命令を出し入れする承政院に親君主勢力を登用して、自分の指示が正確で速やかに伝達される環境を作り出そうとした691)。

1870年9月、王妃の兄である驪興閔氏の閔升鎬を都承旨に任命して側近に置いた高宗は692)、同年閏10月には光山金氏の金輔鉉を承旨に登用した693)。金輔鉉は、崔益鉉上疏をきっかけに高宗が実質的な親政を行おうとして政府官僚と対立していた1873年10月にも都承旨に任命されて、高宗の君権回復に大いに協力した人物である。また、1872年12月と1873年4月に

世恩『高宗初期(1863～1876)の国王権の回復と王室行事』(ソウル大学博士論文、2003)、金炯秀「高宗の親政と開国政策研究(1873～1876)」(『梨大史苑』33・34、2001)、金永寿「大院君の下野と高宗の政治的な役割」(『韓国政治思想』1991)、朴真哲『高宗の王権強化策に関する研究(1873-1897)』(円光大学史学科博士論文、2002)、宋安鍾「1874年における日朝代理交渉の展開」(1)(2)(『阪大法学』46-6・47-1、1997年2・4月)、安外順「大院君執政期における高宗の対外認識－遣清回還使召見を中心に－」(『東洋古典研究』3、1994)、安鍾哲「親政前後高宗の対外観と対日政策」(『韓国史論』40、1998)、延甲洙「高宗初中期(1864～1894)における政治変動と奎章閣」(『奎章閣』17、1994)・「甲申政変以前の国内政治勢力の動向」(『国史館論叢』93、国史編纂委員会、2000年9月)、殷丁泰『高宗親政以降における政治体制の改革と政治勢力の動向』(ソウル大学修士論文、1998)、張暎淑「高宗の対外認識転換の研究(1863～1881)」(『祥明史学』5、祥明史学会、1997)・「高宗親政初期の軍令権の推移と軍制改編(1873～1884)」(『史学研究』58・59、1999)、鄭統一「高宗の対外認識と外交政策変化に関する研究」(高麗大学修士論文、1995)、糟谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」(『朝鮮史研究会論文集』27、1990)、조은주『高宗の親政宣布と政権基盤の強化』(韓陽大学修士論文、2005)、崔善姫『高宗の親政体制の形成とその性格』(全南大学修士論文、2003)、韓哲昊「高宗親政初(1874)暗行御史派遣とその活動－地方官懲治を中心に－」(『韓国近現代史研究』、1999)、などがある

691)後述する高宗の親政初期における権力実勢である閔奎鎬・金輔鉉・趙寧夏・金炳始は、すべて大院君政権期に承旨として活動していた人物であり、特に1873年に承政院都承旨に就いていた(金炳始は承旨)。また、趙寧夏を除いて三人が1874年にも都承旨を担当していたことは、周辺で自分の命令を出納していた都承旨に対する高宗の信頼の多大さを物語っている

692)『承政院日記』1870(高宗7) 9 14

693)金輔鉉は、1870年10月に都承旨に任命されたが、同年11月に父親の喪にあったため政界から離れた。その後、1873年1月、同知経筵事・副摠管・同知敦寧府事になって政界に復帰して政府堂上として活動したうえ、1873年10月27日、高宗の親政宣布の際に再び都承旨に任命され、高宗の命令の出し入れに積極的に協力した－『承政院日記』1870(高宗7) 閏10 23・11 15、1873(高宗10) 1 13・1 20・10 27

閔奎鎬を、1873年7月に豊壌趙氏の趙寧夏を、承政院都承旨に任用した。都承旨の人事に表れているように、高宗が親君主勢力として最も容易に形成できる基盤は外戚であった。したがって、高宗は外戚である驪興閔氏と豊壌趙氏を、承政院をはじめ奎章閣・弘文館官員に登用して周辺に配置し、彼らと接触できる機会を増やすとともに、彼らに高位官職へ昇進できる道を提供しようとした。

驪興閔氏は、高宗のみならず大院君の外戚でもあり、彼らの高位官職への進出はそれまでの外戚の登用状況から見て、当然な成り行きであった。しかし、1870年以前に六曹判書職に任命された驪興閔氏は、1864年12月、神貞王后の特命によって工曹判書に就いた閔致久[694]が唯一であった[695]。閔致久は工曹判書に任命されてから15日も経たないうちに広州留守に転任された後、1869年5月に工曹判書に再任されて3ヶ月ほど勤めた。このように、大院君政権期半ばまで驪興閔氏の高位官職への登用が行われないなか、高宗は忠清道観察使として長年間地方で勤務していた閔致庠をソウルに呼び寄せて1870年11月に知経筵事に、12月には刑曹判書に任命した[696]。閔致庠は使臣として清に派遣されてから、1872年8月に礼曹判書、10月に工曹判書を経て、左議政に昇進した姜浩の後任として兵曹判書に任命された[697]。その後、高宗は、1873年9月に水原留守閔升鎬と兵曹判書閔致庠の職を交替させ、親政に備えて軍権を掌握しようとした[698]。

ところが、1870年代に入って閔致庠・閔升鎬を各曹判書に、閔謙鎬・閔奎鎬・閔泳緯・閔泳穆などを各曹参判や承政院・奎章閣・弘文館に登用して親政基盤を形成しようとしたとはいえ、高宗が親政宣布と崔益鉉への支持を表明した時、驪興閔氏のなかで高宗の活動に積極的に同調していた者はいなかった。崔益鉉上疏の受理を主導した閔升鎬は母親の喪にあって政界から離れており、閔奎鎬は崔益鉉を取り調べる鞫庁設置を求める上疏に参加していた。そのうえ、高宗の親政を支援していた神貞王后の甥の趙寧夏と趙成夏も崔益鉉の鞫庁設置を主張して、高宗の立場を困難にさせていた[699]。このような状況の中で、高宗が統治権の回復を強行していったのは、彼の親政への意志が如何に確固たるものであったのかを物語っていると言える[700]。

---

694)(1795～1874)。大院君の義父である

695)『承政院日記』1864(高宗1) 12 20

696)『承政院日記』1870(高宗7) 11 2・12 5

697)『承政院日記』1872(高宗9) 8 1・10 4・10 12

698)『承政院日記』1873(高宗10) 9 10 - 閔升鎬は兵曹判書に任命されてからまもなく母親の喪にあったため、高宗の意図通り軍権の掌握に寄与することはできなかった。しかし、高宗が親政に備えて軍府の最高位である兵曹判書を、大院君政権期の担当勢力である安東金氏や全州李氏ではなく驪興閔氏の人物に交替させたことは注目すべきところである

699)もちろん、高宗が親政の基盤としての役割を期待していた彼らが崔益鉉への強力な処罰を求めたことは、当時の政界の雰囲気に彼らのみが同調しないわけにはいかなかった理由が大きく、彼らが実質的に高宗の統治権回復に反対していたとは考えにくい

700)延甲洙「甲申政変以前の国内政治勢力の動向」(『国史館論叢』93、国史編纂委員会、 2000年9月)、p338

このように、親政を断行する時、まだ自分を支持する政治的基盤を持っていなかった高宗は、大院君の権力基盤を親君主勢力に再編することを以て、親政初期の政局を治めようとした。これは、彼が君主の最も安定的な勢力供給源である親戚・姻戚、すなわち宗親・璿派(全州李氏)と外戚(驪興閔氏・豊壌趙氏)を大院君と共有しており、また、親政初期の体制確立に、当時最大の政治集団である安東金氏中心の老論の協調が必要であると判断していたためであった。したがって、高宗は、大院君政権期の主たる政治勢力を受け継いで、更に強化・拡大する方向へ権力基盤を構築していた。

では、まず、高宗が親政初期にあたって、如何なる人物を議政に任命して国政を運営しようとしていたのかを考察してみよう。前述したように、高宗は親政を宣布する過程において大々的な権力改編を望んでいなかった。しかし、崔益鉉上疏と処罰に対する高宗と政府官僚との意見対立が大きく、高宗の崔益鉉の鞫庁中止の命令に、領中枢府事洪淳穆・左議政姜浩・右議政韓啓源が命召牌を返納して城門外に退去したため、彼らを罷免して議政府を新たに構成せざるを得なかった。そして、高宗が新たな政治的パートナーとして選択した議政は領議政に少論・慶州李氏の李裕元、右議政に老論・潘南朴氏の朴珪壽であった。当時、政府の高位官僚の罷免・辞職・就任拒絶が繰り返されて、国政運営が麻痺した状況のなかで、政府を総括する領議政に未経験者を抜擢することができなかった高宗は、任命できる唯一の議政経験者である李裕元を登用して混乱した政局を安定させようとした。

李裕元が高宗の親政のパートナーとして政界に再登場したのは1873年11月13日のことであった。李裕元は、大院君政権期に左議政を歴任したうえ[701]、講筵官として進講に、時原任議政として引見に数多く参加して、高宗と親密な関係を維持していた[702]。彼は、1872年12月、高宗の尊号加上の問題を議政府三議政とともに積極的に唱え、上号都監都提調として大殿玉冊文製述官を担当した。また、1873年2・3月には悪天気を理由に高宗の行幸と祭祀の主管の中止を上奏し、国家と王室の行事に関与していた。李裕元は、1873年3月、鄭元容が死去したことによって判中枢府事から領中枢府事に昇進し[703]、同年4月には高宗から上号都監都提調としての活動に対して褒賞を受けるなど、1868年に左議政を辞職して以来、政治懸案には大いに参与していなかったものの、高宗の周辺で原任大臣としての役割を遂行していた。

このような李裕元の活動において注目される点は、彼が崔益鉉上疏と処罰に関連しては如何なる立場の表明もしなかったことである。李裕元は上号都監都提調としての任務が終わった後、す

---

701)李裕元は1864(高宗1)年6月15日に左議政に任命されてから1865(高宗2)年2月25日に辞退するまで約半年間議政として勤めており、1868(高宗5)年閏4月11日に再び左議政に選ばれたが、就かずに同月23日に免職された

702)このような事実は、1872年10月に李裕元が老患を口実に自分が担当している各官司の提調の任務の交替を請うた時、高宗が李裕元に田舎の家と廟堂を往来しながら政務を行うことを促すとともに、原任であるという理由で李裕元との関係を疎遠にしておらず、政界から引退したいという李裕元の発言に同意しないと、述べたところから窺うことができる -『承政院日記』1872(高宗9) 10 18

703)鄭元容の死去は1873年1月3日、李裕元の領中枢府事昇進は同年3月6日のことである

ぐ辞退上疏を出して、政界から引退したかのように楊州で隠遁していた。そして、高宗と政府官僚との間で崔益鉉の鞫庁設置の賛否をめぐって激烈な政争が展開しているなかでも、何の意見も提示しないで事態推移を観望していた。しかし、李裕元は、三議政が辞職を表明して城門外に退去すると、政治状況を慨嘆して和気を強調したうえで、自分の就いているすべてのポストの辞職を申し出た[704]。これは、高宗の尊号加上の問題が提起された時、すぐ上京して高宗を説得して、高宗のみならず大王大妃・王大妃らにも尊号を加上する作業を主導していた行動とは対照的であり、彼が王室以外の政治的問題には関わろうとしていなかったことを表している。

1873年11月11日に李裕元が政局の和解を唱えながら、儀礼的な官職さえも辞任することを請うたにもかかわらず、高宗は翌日、薬院都提調と三営都提調に李裕元を任命した後、11月13日には彼を領議政に登用した。これは、11月9日、崔益鉉の鞫庁を中止するという高宗の命令に不服の意を表すため、領敦寧府事洪淳穆・左議政姜浩・右議政韓啓源が命召牌を返納して城門の外へ退去し、高宗の懐柔を拒否したことによって、11日に全員の罷免が決定されてから二日後のことであった。李裕元は議政の皆が罷免された当日、自分も辞職することを求めたが、高宗はむしろ彼に領議政を任せて政治運営を正常化させようとしたのであった。李裕元は領議政指名の撤回を求めて議政に就くのを断っていたが、結局11月27日に領議政就任を受諾した。その以後、彼は、何回も辞職の意を表しながらも約一年半領議政として国政を統括していった。

高宗親政初期に議政として活動した人物は李裕元(慶州李氏/少論)・朴珪壽(潘南朴氏/老論)・李最応(全州李氏/宗親)・金炳国(安東金氏/老論)の4名である。李裕元以外の三人は議政初任者であり、特に李最応は宗親として政府官僚の経験のない人物であった。高宗親政初期における議政の改編は二回行われたが、第一次政界改編は、親政宣布直後における領議政李裕元と右議政朴珪壽の二相体制が整った1873年12月2日のことであり、第二次政界改編は、右議政朴珪壽の辞職後(1874年9月26日)、左議政に李最応、右議政に金炳国が任命された1874年12月7日のことである。李最応・金炳国の議政体制は李裕元が辞職して(最終的な辞職は1875年4月22日)、領議政李最応・左議政金炳国に変わって1882年1月まで続いた[705]。

親政宣布直後、高宗は李裕元と朴珪壽を議政に任用した。彼らの議政任命は、高宗の統治権確立に対する確固たる意志の下で行われただけに、多大な政治的意味を持っていた。特に、高宗が大院君の権力基盤を弱体化させて君主の親政体制を整えようとした際、二人に政治運営の統括の責任を任せたことは、高宗の彼らに対する期待と信頼の大きさを表している。そして、こうした李裕元と朴珪壽に求められたのは、長い政治的経綸と幅広い人脈を生かして、大院君勢力からの脅威を除去して、君主の権力基盤を拡大・安定させるとともに、政治運営を円滑

704)『承政院日記』1873(高宗10) 11 11

705)李最応は1875年11月20日に領議政に昇進して、1882年1月13日に最終的に辞職した。金炳国は1878年8月18日に左議政に昇進し、1882年1月12日に最終的に辞職した

にすることであった。とはいえ、二人の政治行跡を見ると、彼らが必ずしも親君主勢力として活動するとは限らなかった。大院君政権期に、李裕元は2回も議政に就いており、朴珪壽は中央・地方の政府要職で大院君の政策遂行に協力していたためである。実際に、李裕元は、高宗の強力な信任を受けて領議政に就任したが、武衛所設置、鎮撫営縮小、景福宮工事拡張などの高宗の主要政策に反対の意を表明していた。また、壬午軍乱直後に魚允中が清に送った情報で親大院君勢力として最初に挙げられた人物も李裕元であった706)。朴珪壽は神貞王后の支持を受けて右議政に抜擢されたが707)、高宗の武衛所拡大を繰り返し批判したうえ、李裕元との間では政策推進と方向をめぐって意見葛藤を引き起こしていた。このような点から、高宗が李裕元と朴珪壽を親政初期の政治パートナーとして選択したのは、彼らの反大院君的な性向のためではなく、二人の持つ政治的経験と経綸に対する信頼によってであったと言えよう708)。

領議政李裕元と右議政朴珪壽の体制は、1874年9月に右議政朴珪壽が辞職したうえ709)、李裕元が1874年11月に孫永老から、12月には鄭勉洙から批判を受けて辞職を請い、結局1875年4月に免職されたため、幕を閉じた。そして、1874年12月からは左議政李最応(1875年11月から領議政)と右議政金炳国中心の体制が始まった。高宗は、李裕元と朴珪壽が自分の政策に頻繁に反対の意を表しているなかで、大院君の楊州直洞での隠遁以後、大院君の帰京を求めて親大院君勢力が結集する態勢を示すや、彼らを抑制するため、大院君と対立していた興寅君李最応と、前領議政金炳学の弟として安東金氏勢力を吸収できる人物である金炳国を、議政に登用した。要するに、高宗は、大院君の兄である李最応を以て、大院君の政権復帰の名分を褪色させて宗親勢力を糾合・統制するとともに、安東金氏を中心とした老論勢力の結集をつうじて、親大院君勢力を制圧する目的で、二人を議政に任命したのであった。

このように、高宗は、最初は大院君政権の下で高位官僚として大いに活動していた李裕元と朴珪壽を大臣に登用して統治権を確立させようとした。しかし、彼らは、高宗の政策に協力しながらも、大院君政策の変更・廃止、武衛所強化、税の減免などに反対・憂慮の意を表していた。何よりも、李裕元と朴珪壽は、親大院君勢力を抑制して外部からの反発と攻撃を遮断することで、一刻でも早く親政体制を安定化させようとする高宗の期待にそうことができなかった。したがって、高宗は宗親・璿派と安東金氏中心の老論勢力を糾合できる李最応と金炳国を抜擢して、政局の不安を一掃しようとしたのであった。その他、高宗は統治権確立のため、1875年正月から元子の世

706)『清季中日韓関係史料』3、#534-9、p851

707)高宗は朴珪壽が翼宗・憲宗・神貞王后から至大な期待を受けていたと強調した -『承政院日記』1873(高宗10) 12 10、次対

708)延甲洙「甲申政変以前の国内政治勢力の動向」、 p343

709)官撰記録では朴珪壽が健康上の理由で辞職を求めていると記録されているが、実際、朴珪壽は高宗の武衛所設置・拡大に対する強い憂慮を表したうえ、不足な軍需の補充方案と、玉驚(ヤギ)装飾の帽子の着用者規定問題をめぐって李裕元と意見の対立を起していた。このような状況は、朴珪壽の辞職上疏を促す原因であったと判断される。朴珪壽と高宗・李裕元との葛藤状況は(『承政院日記』1874(高宗11) 5 25・7 15・7 30・8 9)、辞職上疏の提出は(『承政院日記』1874(高宗11) 9 2・9 12・9 23・9 26)の記事を参照

子冊封問題を持ち出して、その手続を促すとともに、世子侍講院・翊衛司の居所確保、『璿源譜略』の修正、前職官員の上疏の受理の制限[710]など、王室の権威を強化して政権を安定させる政策を広げていった。

次に、彼ら議政とともに高宗の実質的な権力基盤として活動していた勢力は誰であったのか提示してみよう。

親政以後における高宗の主たる権力基盤としては、第一に、外戚勢力があげられる。高宗妃の家門である驪興閔氏は、すでに大院君政権期の下でその地位上昇と登用拡大が行われていたが、高宗が政権を掌握してから更に活躍するようになった。高宗親政初期における代表的な驪興閔氏には、閔升鎬・閔致庠・閔奎鎬がいる。王妃の兄である閔升鎬は、高宗の親政宣布当時に兵曹判書として抜擢されて崔益鉉上疏の受理に積極的に関わりながら、大院君の退陣と高宗の政権掌握を後押ししていた。しかし、閔升鎬は、彼の重用を考えていた高宗の期待に反して、母親の喪によって高宗の親政体制確立の過程に参与することができなかったうえ、1874年12月に不慮の爆死に遭った[711]。閔致庠は高宗の親政宣布当時に水原留守であったが、1874年11月に戸曹判書に登用されて1878年9月まで長期間にわたって財政を担当し、政府堂上も兼任して高宗の財政政策に協力した。また、驪興閔氏では閔奎鎬の活動が注目されるが[712]、彼は行政府では礼曹判書・右参賛・吏曹判書に任じ、舟橋司堂上・有司堂上などを兼任したうえ、軍事では御営大将・武衛都統使を担当するなど、財政・人事・軍事権を統括しながら高宗親政初期の最高の実力者となっていった。閔升鎬の爆死以後に驪興閔氏の政権掌握を主導した閔奎鎬が、1876年7月、父親喪のため政界から離れると、引き続き閔謙鎬・閔泳穆が登場して、高宗の権力基盤としての役割を果すようになった。このように、親政宣布以前から閔致庠と閔升鎬を兵曹判書に任命して兵権を掌握しようとした高宗は、1874年以後驪興閔氏勢力の登用を更に拡大するとともに、彼らに要職を与えて統治権の安定的な行使を図っていた[713]。

高宗の権力の確立に寄与したもう一つの外戚は神貞王后の一門の豊壌趙氏である。豊壌趙氏は、高宗の親政宣布の過程で神貞王后が積極的に協力していただけに、その勢力の成長が期待されていた。大院君政権期において神貞王后の甥である趙寧夏と趙成夏は、20代の若さで六曹判書にまでは就いていなかったが、承政院・奎章閣・弘文館の官職を経て、参判に至っていた。そして、彼らは、高宗が親政を宣布してから君主の勢力基盤として大きく活躍するようになった。趙寧夏は1874年1月に禁衛大将と同知三軍府事に任命された後、同年7月4日、新たに創

---

710)『承政院日記』1874(高宗11) 12 24

711)高宗は、李裕元に、将来閔升鎬を必ず大いに使おうとしたのに(重用する)、災殃(閔升鎬の爆死を指す)にあったことが朝廷の不幸であると述べた - 『承政院日記』1874(高宗11) 12 16、召見

712)閔奎鎬の活動については≪表28≫参照

713)その他、親政初期高宗政権で活動した驪興閔氏としては、閔泳緯(江原監司・政府堂上など)、閔謙鎬(有司堂上)、閔台鎬(黄海監司・京畿監司など)、閔泳穆(応教・校理・承旨等)、閔泳商(副修撰・承旨等)、閔昌植(承旨・礼曹参議・大司諫等)がいる - 糟谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」(『朝鮮史研究会論文集』27、1990年3月)を参照

設された武衛所の初代都統使に抜擢された[714]。また、1875年1月には李景夏と交替して訓鍊大将に就き、議政府の有司堂上と堤堰司堂上を兼任して、財政と軍事問題を担当した。その上、趙成夏は1874年9月に平安監司に任命された後、1876年6月には知義禁府事に抜擢されて、趙亀夏・趙鳳夏とともに政府堂上としても活動した。

第二に、すでに大院君政権期に入ってその勢力と地位の強化が急速に進んでいた宗親・璿派も高宗の勢力基盤となっていた。前述したように、宗親の李最応が1874年12月から左議政になって政府を統括するなか、大院君政権期から兵曹判書・大将として活動していた李景夏(老論)は1873年12月に禁衛大将に任命されたのち、1874年1月に訓鍊大将、1875年1月には再び禁衛大将になって高宗の軍事基盤としての任務を遂行した。また、行知宗正卿府事李周喆・知宗正卿府事李載鳳・判中枢府事李景宇・知宗正卿府事李章濂などが、李景夏とともに政府堂上に就いて、高宗の統治権確立に寄与した。李承輔(南人)は、1875年7月大院君還宮上疏関連問題で弾劾されて、罷免・流配されるまで、宣恵庁堂上・武衛所提調を担当して高宗親政初期の財政運用と財源確保に大きく関与しつつ、右賛成・判義禁府事としても活動していた。宗室としては、李載元が1874年9月から1876年に6月まで兵曹判書に在職して高宗の軍事権掌握に協力し、李載冕とともに政府堂上としても活動した。

宗親・璿派の人物の面目から表れているように、高宗の親政初期には、既存の宗親・璿派以外に新たな人物の抜擢・重用が行われていなかった。これは、高宗が大院君とも深くかかわっている宗親・璿派勢力の登用の拡大を望まなかったためであると考えられる。高宗は、大院君政権期の宗親・璿派強化政策であった璿派を対象とした応製を実施しておらず、大宗会・小宗会も開催していなかったうえ、宗親・璿派の後孫を立てて後を継がせる問題を一律に再考することや、大院君期に宗姓のみを任命するように定められた健元陵参奉に、再び他姓を登用して宗姓と交替に任命することを命じた[715]。これは、高宗の大院君政策に対する見直しが宗親・璿派にまで及んでいたこと、または、高宗が宗親・璿派の拡大よりは、すでに自分と親密な関係を持っている宗親・璿派のみを起用しようとしていたことを意味している。そのため、高宗は、全州李氏の宗親・璿派の中でも、大院君政権期からの政界の実力者を中心に、親君主勢力として吸収・再編成し、政治基盤の安定を図ったのであった。

第三に、宗親・璿派、外戚という親戚・姻戚関係の他、高宗の重要な権力基盤としては安東金氏を中心とした老論勢力が挙げられる。高宗は、大院君政権期において重用された南人・北人勢力を政界から排除しつつ、老論勢力の政界登用を更に拡大していったが、それは大院君政権期から大きく活動していた安東金氏・光山金氏・大丘徐氏などの老論勢力が中心

---

714)高宗は、品階の低い自分(従二品であった)が武衛都統使を担当するのは道理に合わないと、辞職を請う趙寧夏に対して、官制の状況による融通は前例が多いため、品階が低いとして遠慮する必要はないと答えた -『承政院日記』1874(高宗11) 7 8

715)『承政院日記』1874(高宗11) 8 11

となっていた。安東金氏は、金炳学が領敦寧府事として依然として政府の主要な懸案に関与するなかで、金炳国が1874年12月から右議政(1878年8月から左議政)に就いて政府の運営を主導していた。こうした安東金氏は高宗親政初期において10名ほどの政府堂上を持続的に出しながら、最大の政治集団を為していた。大院君政権期に長年間戸曹判書に任じながら政府財政を統括していた金世均は、高宗の親政以後にも議政府の有司堂上・貢市堂上、嶺南句管堂上を担当して、清銭廃止以後の財政の確保に関与しており、金炳沚は吏曹判書・礼曹判書・関西句管堂上として活動した。高宗の親政以後、安東金氏の新たな実力者として登場した金炳始は、1874年から1875年にかけて都承旨として高宗の手足の役割を遂行して信頼を蓄積した後、1875年末に礼曹判書・右参賛を経て、1876年8月からは兵曹判書・武衛所提調・武衛都統使などを歴任し、軍権の行使を主管していた。

その上、高宗の親政宣布以後、彼の多大な信頼の下で、その勢力が拡大したのは老論の光山金氏である。光山金氏は、金輔鉉が都承旨として高宗の統治権回復に大いに寄与したことをきっかけに、多数の高位官僚を出しながら、高宗の安定的な権力基盤の形成に一助となった。その中心的な人物である金輔鉉は、1874年に知義禁府事・刑曹判書を経て、1875年3月に李承輔と交替して武衛所提調と宣恵庁堂上に就任し、閔致庠とともに財政運営を主導するようになった。また、金在顕は吏曹判書・有司堂上を、金尚鉉は工曹・礼曹判書や有司堂上・堤堰堂上に任じて、高宗政権の高位官僚として活動した。武臣出身としては金箕錫が1876年から御営大将・武衛都統使・摠戎使・禁衛大将の各中央陣営の大将に就いて、高宗の軍事的基盤の確立に寄与した。このように、光山金氏は高宗の親政体制下で人事と財政、かつ軍事の各分野で幅広く活躍しながら高宗の政策に大きく関与・協力していたと言える。その他、大丘徐氏の徐衡淳・徐相鼎・徐承輔などは、兵曹・刑曹・礼曹・工曹の判書職に繰り返し就任したうえ、政府堂上を歴任して、高宗の政治的基盤となった。

以上の親政宣布以後における高宗の主たる権力基盤をまとめると、李最応・李載元・李景夏などの宗親・璿派、閔奎鎬・閔致庠などの驪興閔氏と趙寧夏・趙敬夏などの豊壌趙氏の外戚、安東金氏の金炳国・金炳始、光山金氏の金輔鉉・金尚鉉を中心とした老論である。このような高宗の政治基盤勢力の特徴は、彼らがすでに大院君政権期から重用されていたことである。高宗は、大院君政権期に権力集団として成長した宗親・璿派勢力と自分の外戚を、親政初期において更に強化したうえで、老論を確固たる基盤として再編成していた。彼は、南人・北人勢力より老論の政界進出を拡大して、親大院君勢力の挑戦を抑制しようとしており、特に、南人の政治的影響力は1874年末から1875年前半期にかけて、大院君還宮要請勢力が大いに粛清されたことによって、更に弱体化していった716)。

---

716)後述するが、大院君還宮上疏を嶺南南人が主導していたため、高宗の南人勢力に対する弾圧が強化され、その過程で南人の李承輔も退出した

高宗の統治権掌握は、大院君の権力独占に対し、危機を感じて結集された反大院君勢力の一助のうえで、高宗の権力回復に対する確固たる意志が作用した結果であった。しかし、高宗は事前に大院君と異る別途の権力基盤を作り出していなかったうえ、親政宣布以後の不安定な状況の中で、新たな政治勢力を形成する余裕もなかった。したがって、彼は、議政府大臣と大院君の最側近を除いては、大院君政権期の高位官僚を各部署に再配置することを以て、政局を安定させようとした。そして、徐々に全州李氏・驪興閔氏・豊壌趙氏・安東金氏・光山金氏などの既存家門から世代交替した新たな人物を登用して、六曹判書や各軍営大将に任命していった。彼は、1874年初めからは、全国に暗行御史を派遣して大院君勢力を除去するとともに[717]、観察使をはじめ統制使・鎮撫使など、地方行政・軍営の長を交替して統治権確立を試みた。また、武衛所を設置して兵力と軍需資金を集中させ、武衛所指揮官に側近を任命して、兵権と財政を同時に掌握しようとした。そのため、親政初期における高宗の権力集団は、家門の構成面では大院君政権期とあまり変らないが、その人的構成においては大院君政権期と大きな差異を示していた。

このような高宗親政初期における主要ポストの人物をまとめたのが、≪表23≫から≪表27≫までである。六曹判書の中でも、その権限が大きかった吏曹・戸曹・兵曹の判書は、大院君政権期の歴任者を同時に提示して、大院君政権期と高宗親政初期の変化様相を比較することとする。

まず、≪表23≫の吏曹判書の歴任者をみると、大院君政権期から吏曹判書には比較的多様な家門の人物が登用されていたことが分かる。大院君政権期の吏曹判書の歴任者は、大院君政権期の高位官僚の比重と大きく変らないが[718]、高宗親政宣布以後は、大院君政権期半ばから任命されていた南人と北人出身者が一人も登用されていない。また、大院君政権期に比べて、吏曹判書の交替が減り、在職期間が比較的に長くなっている。特に、1874年1月に任命された趙基応の場合、約1年間吏曹判書として在任していたが、これは親政初期にあたって円滑な人事政策を遂行するための措置であったと考えられる。

≪表24≫は戸曹判書の歴任者名簿である。戸曹判書には大院君政権期からすべて安東金氏、宗親・璿派、驪興閔氏が任命されており、少論からは大院君政権初期の李敦栄が唯一で、南人・北人からは一人も抜擢されていない。大院君政権には初期の李敦栄を除けば安東金氏が戸曹判書の職を掌握しており、高宗政権期に入ってからは、1874年10月まで金世均が、それ以後は外戚の驪興閔氏の閔致庠が戸曹判書に任命されて、1878年まで戸曹の総責任者として国家財政の運営を担当した。このような戸曹判書の在職期間は、大院君政権期から

---

717)韓哲昊「高宗親政初(1874)暗行御史派遣とその活動-地方官懲治を中心に-」(『史学志』31、檀国史学会、1998)、pp234～237

718)糟谷憲一の研究では、老論56.1%、少論24.5%、南人8.6%、北人9.4%となっている - 糟谷憲一「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』49-2、1990年9月)、p144

≪表23≫　高宗在位前期における歴代吏曹判書名簿

［凡例］＊ 名前の右側の数字は任命月であり、数字が太字の者が同月の中で任命日が遅い方である。

＊ 下線を付したものは、武臣である。

＊「現」は、年初にその職に就いていた者である。

＊ 総計は、大院君政権期と高宗親政以後を別途に計算した。以下同一。

	老論	少論	南人	北人	
1864	洪說謨(豐山洪氏)現 金炳學(安東金氏)1/2 尹致定(海平尹氏)7 金炳國(安東金氏)8	趙得林(楊州趙氏)6			
1865	洪鍾序(南陽洪氏)3 李景在(韓山李氏)7	李是遠(全州李氏)6 洪遠燮(南陽洪氏)7 趙得林(楊州趙氏)12	姜時永(晉州姜氏)1 李宜翼(廣州李氏)7		
1866	洪淳穆(南陽洪氏)4/12 李載元(全州李氏)6	李源命(龍仁李氏)10			
1867	宋近洙(恩津宋氏)7 趙獻永(豊壤趙氏)8 金炳冀(安東金氏)9 金炳德(安東金氏)12	曹錫雨(昌寧曹氏)8			
1868	金炳德(安東金氏)2 金炳喬(安東金氏)7	徐憲淳(大丘徐氏)2 趙秉昌(豊壤趙氏)12	韓啓源(淸州韓氏)3/4		
1869	南相吉(宣寧南氏)1 金大根(安東金氏)1/12	趙秉昌(豊壤趙氏)2	崔遇亨(朔寧崔氏)8	朴承輝(密陽朴氏)1 南性元(宣寧南氏)6	
1870	申錫禧(平山申氏)4	趙秉徽(楊州趙氏)7		任百秀(豊川任氏)3	
1871	金世均(安東金氏)7		李承輔(全州李氏)2		
1872	李根友(全義李氏)3 趙基應(林川趙氏)5 金炳雲(安東金氏)7	林肯洙(羅州林氏)1 趙秉昌(豊壤趙氏)10	李明迪(慶州李氏)1	嚴錫鼎(寧越嚴氏)4 宋廷和(恩津宋氏)10	
1873	申錫禧(平山申氏)1 金炳冀(安東金氏)4 申應朝(平山申氏)10 金炳沚(安東金氏)11			朴孝正(密陽朴氏)10	
備考	1871(高宗8)年1月　李載元(宗室)/1(2.4%)				
合計	21(50%)	9(21%)	6(14%)	5(11%)	42
1874	金炳沚(安東金氏)現 趙基應(林川趙氏)1				
1875	金在顯(光山金氏)1 李興敏(全義李氏)8 閔奎鎬(驪興閔氏)8				
1876	李埈(牛峰李氏)6 金輔鉉(光山金氏)12	吳取善(海州吳氏)8 鄭基世(東萊鄭氏)8			
合計	7(78%)	2(22%)			9

≪表24≫　高宗在位前期における歴代戸曹判書名簿

	老論	少論	南人	北人	
1864	金炳冀(安東金氏)現	李敦榮(全州李氏)3			
1865		李敦榮(全州李氏)現			
1866	金炳國(安東金氏)4				
1867	金炳國(安東金氏)現				
1868	金炳國(安東金氏)現				
1869	金炳國(安東金氏)現				
1870	金炳國(安東金氏)現				
1871	金炳國(安東金氏)現				
1872	金世均(安東金氏)9				
1873	金世均(安東金氏)現				
合計	3(75%)	1(25%)			4
1874	金世均(安東金氏)現 閔致庠(驪興閔氏)11				
1875	閔致庠(驪興閔氏)現				
1876	閔致庠(驪興閔氏)現				
合計	2(100%)				2

≪表25≫　高宗在位前期における歴代兵曹判書名簿

	老論	少論	南人	北人	宗室	
1864	徐載淳(大丘徐氏)現 申櫶(平山申氏)6	鄭基世(東萊鄭氏)1				
1865	金炳冀(安東金氏)1 李圭徹(全州李氏)12					
1866	金炳沘(安東金氏)7					
1867	金壽鉉(光山金氏)9					
1868	金壽鉉(光山金氏)現					
1869	李景夏(全州李氏)6					
1870	李景夏(全州李氏)現					
1871	李載元(全州李氏)4			姜浩(晉州姜氏)4		
1872	閔致庠(驪興閔氏)10					
1873	閔升鎬(驪興閔氏)9 徐相鼎(大丘徐氏)10					
合計	11(84%)	1(8%)	0	1(8%)		13
1874	徐相鼎(大丘徐氏)現				李載元(全州李氏)9	
1875					李載元(全州李氏)現	
1876	金炳始(安東金氏)8	徐堂輔(大丘徐氏)6				
合計	2(50%)	1(25%)	0	0	1(25%)	4

他の官職に比べて非常に長く、国家の財政を担当する戸曹判書の職務の重要性を表している。ここで、注目される点は、戸曹判書が安東金氏から高宗の親政以後に驪興閔氏に渡されたことであるが、これは、高宗が自分の財政政策に批判的な態度を取っていた金世均を罷免し[719]、

自らが財政を掌握したうえで、大院君と異る財政・経済政策を推進しようとしたためであると判断される。

≪表25≫は兵曹判書の歴任者名簿である。兵曹判書には戸曹判書よりは多様な人物が登用されたが、1872年10月に左議政に昇進した北人姜浩を除けば、南人・北人出身は一人も選ばれていない。兵曹判書には、主に宗親・璿派をはじめ安東金氏・驪興閔氏・大丘徐氏が就いており、1869年3月に領議政金炳学の建議によって兵曹判書の持続的な任務遂行が強調されて任期が24ヶ月に延長された。こうした措置は、高宗が親政を宣布した直後の1873年12月に廃止されたが、初期の李載元が約2年間兵曹判書を担当していたことから窺えるように、兵曹判書は依然として久任していた。親政初期の兵曹判書には宗室である李載元が任命されており、中央軍営大将と武衛都統使に李景夏・李鍾承が任じていたことを含めば、宗親・璿派が高宗の軍事権掌握・行使に大きく寄与したと言える。李載元は1876年7月から京畿監司と広州留守を担当した後、1878年8月に再び兵曹判書に任命された。高宗親政初期の兵曹判書歴任者に表れる特徴としては、大院君政権期には武臣も兵曹判書に就任したのに反し、高宗親政以後にはすべて文臣が任用されており、24ヶ月の任期制が廃止された後も、兵曹判書の在任期間は他の判書より長く、責任のある軍政の推進・持続が求められていた、ことが挙げられる。

以上、六曹の中でも権力の中心にある吏曹・戸曹・兵曹の判書歴任者を考察してみたが、彼ら三曹の判書は、≪表26≫の礼曹・工曹・刑曹の判書歴任者に比べて、その在任期間が長く、特定家門の人物が集中的に登用されていた。また、1874年から1876年の間、大院君政権期から老論勢力によって掌握されていた三曹判書に南人・北人が一人も任命されなかったことは、中央要職における老論の優位が更に深化していたことを表している。

≪表26≫は、高宗親政初期のおける礼曹・工曹・刑曹判書の名簿である。この表からは、礼曹・工曹・刑曹判書が頻繁に交替されて、各曹の平均勤務月数が2ヶ月に満たないことが分かる。また、礼曹・工曹・刑曹判書にも南人と北人はほとんど登用されず、大院君政権期に比べて、高位官僚に南人・北人の進出が顕著に減っていたことが読み取れる。高宗親政初期には、礼曹判書に老論が79%の圧倒的な比率を示しており、1874年の礼曹判書、1875年の工曹判書は老論のみが任命されたうえ、刑曹・工曹判書も老論によって主導された。特に、高宗の親政初期の三年間、礼曹判書には北人が、工曹判書には南人が一人も抜擢されていなかったことは、高宗の親政期に入ってから南人・北人勢力の弱体化が進んでいたことを明らかにしている。三曹の判書には、老論の安東金氏・光山金氏・大丘徐氏と少論の東萊鄭氏の人物が持続的に就いていたが、これは、彼らが高宗の権力基盤として吸収・再編成されたことの反映であろう。その上、工曹判書の大丘徐氏の徐有榘を除いては、すべて大院君政権期から参判(従二品)以上の高位官僚が判書に就任し、既存政治勢力が依然として六曹判書以上

719)『承政院日記』1874(高宗11) 11 7。詳細な内容は第四章第二節の2-(2)を参照

≪表26≫高宗親政初期における礼曹・刑曹・工曹判書名簿

	禮曹判書				刑曹判書				工曹判書			
	1874年	1875年	1876年		1874年	1875年	1876年		1874年	1875年	1876年	
老論	(安東金氏) 1 金炳德 3/8 2 金炳國 11 (南陽洪氏) 1 洪鍾雲4 (豐山洪氏) 1 洪祐吉 9/12 (驪興閔氏) 1 閔奎鎬 10 (平山申氏) 1 申應朝 12	(安東金氏) 1 金世均3 2 金炳始9 (光山金氏) 1 金壽鉉6 2 金輔鉉 10 (大丘徐氏) 1 徐衡淳4	(安東金氏) 1 金大根1 2 金炳沚1 (光山金氏) 1 金尙鉉2 2 金在顯7	15/ 79 %	(光山金氏) 1 金在顯1 2 金輔鉉 11 (安東金氏) 1 金炳奮1 (大丘徐氏) 1 徐相鼎 12 (全州李氏) 1 李秉文12 (牛峰李氏) 1 李鎬俊11	(安東金氏) 1 金炳德6 2 金炳地6 3 金炳始8 (牛峰李氏) 1 李鎬俊4 2 李垿6 (光山金氏) 1 金壽鉉4 (延安金氏) 1 金始淵12 (大丘徐氏) 1 徐衡淳4 (全州李氏) 1 李周喆8 (南原梁氏) 1 梁憲洙2	(淸風金氏) 1 金元植 10 (靑松沈氏) 1 沈承澤4 (全州李氏) 1 李升洙3	19/ 66 %	(安東金氏) 1 金翊鎭1 (恩津宋氏) 1 宋近洙4 (豐壤趙氏) 1 趙龜夏4	(光山金氏) 1 金尙鉉8 (大丘徐氏) 1 徐相鼎4	(平山申氏) 1 申應朝9 (大丘徐氏) 1 徐有畬4 (全義李氏) 1 李時敏1 (豐壤趙氏) 1 趙寧夏2	9/ 56 %
少論		(龍仁李氏) 1 李源命4 (東萊鄭氏) 1 鄭基世4	(全義李氏) 1 李根弼1	3/ 16 %	(全州李氏) 1 李景宇1 (楊州趙氏) 1 趙秉徽1	(東萊鄭氏) 1 鄭基世9 2 鄭健朝9 (龍仁李氏) 1 李源命10 (延安李氏) 1 李豐翼9	(東萊鄭氏) 1 鄭健朝 10 (延日鄭氏) 1 鄭岐源1 (昌寧曺氏) 1 曺錫輿2	9/ 31 %	(坡平尹氏) 1 尹滋應11 (延安李氏) 1 李豐翼 12 (南陽洪氏) 1 洪遠燮12		(東萊鄭氏) 1 鄭基會 12 (昌寧曺氏) 1 曺錫雨1	5/ 31 %
南人		(朔寧崔氏) 1 崔遇亨4		1/ 5%				0/			(淸州韓氏) 1 韓敦源4	1/ 6%
北人				0/		(宜寧南氏) 1 南廷順8		1/ 3%	(全州李氏) 1 李會正9			1/ 6%
	6名/8回	8名/8回	5名/5回	19	8名/8回	15名/15回	6名/6回	29	7名/7回	2名/2回	7名/7回	16

の高位官職を占有していたと判断することができる。

このように、高宗は親政初期において、戸曹と兵曹判書に閔致庠と李載元という最側近を配置して国家の財政と兵権の掌握を図ったうえ、他の吏曹・礼曹・刑曹・工曹判書には既存の政治勢力、特に老論の安東金氏・光山金氏を登用して、君主中心の政治運営を確立していった。これは、大院君と異る親君主勢力を形成する余裕のなかった高宗が、財政・軍事の重要

な部署に外戚と宗親を登用すると同時に、老論中心の既得権勢力の再編・強化作業をつうじて、権力基盤を安定させようとしたことを表していると言える。

次は、高宗との次対に出席して政府の様々な懸案に対して討論・協議、実務を担当していた議政府堂上[720]の構成を考察して、高宗の権力基盤を分析することとする。議政府堂上は、議政府大臣、六曹判書(兼任)とともに政治会合に参席した高位官僚であり、政策の決定と実務の推進に関与していた。ここでは、高宗の親政宣布の以前と以後の堂上の構成を比較して変化を考察するため、1873年10月の議政府堂上と、親政宣布直後の1873年12月 ― 1874年の記録がないため ―、1875年1月、1876年1月、1877年1月の五つのデータを、≪表27≫にまとめて提示する。

まず、≪表27-1≫は、1873年10月の議政府堂上歴任者名簿であり、67名が任命されていた。この時の各党派の比重は、大院君政権期全般の判書・参判就任者における各党派のそれと大きく変らず、老論56.7%、少論22.3%、南人12%、北人6%、宗室3%を示している。姓氏別には安東金氏・全州李氏・豊壌趙氏・驪興閔氏が多数の議政府堂上を出しており、特に、安東金氏は有司堂上・貢市堂上と、嶺南・関西・関東句管堂上を担当して、中央と地方の財政と行政に大きく関与していた。全州李氏の璿派では武臣出身が多く含まれているのが特徴である。

議政府堂上の中で特別な業務を担当していた有司堂上[721]には趙秉徽(楊州趙氏/少論)・金世均(安東金氏/老論)・李周喆(全州李氏/老論)・李源命(龍仁李氏/少論)が、貢市堂上[722]には金世均・朴珪壽(潘南朴氏/老論)が、舟橋司堂上[723]には李周喆が、堤堰堂上[724]には李源命が、京畿句管堂上[725]には兪致善(杞渓兪氏/老論)、湖西句管堂上には沈承沢(青松沈氏/老論)、湖南句管堂上には林肯洙(羅州林氏/少論)、嶺南句管堂上には金世均、海西句管堂上には徐衡淳(大丘徐氏/老論)、関西句管堂上には金炳湜(安東金氏/老論)、関東句管堂上には金炳地(安東金氏/老論)、北関句管堂上には趙秉昌(豊壌趙氏/少論)が就いていた。

彼ら特別堂上[726]と句管堂上は、すべて老論・少論のみで構成され、老論・少論が実務責任者として活動していた。特に、戸曹判書金世均が、有司堂上・貢市堂上と嶺南句管堂上まで兼任したことは、政府財政・経済運営における彼の多大な役割を物語っている。武臣出身政

---

720)議政府堂上は、本来の議政府堂上官である賛成・参賛に加えて、判書・判尹・四都留守(水原府・広州府・開城府・江華府の留守)・軍営長官などが兼任する堂上から構成され、その総数は、ほぼ50名台から60名台であった - 糟谷憲一「閔氏政権前半期の権力構造」、p479を参照

721)有司堂上は、議政府に出勤して議政府の事務を統轄した幹事役であり、3~4名が任命された

722)貢市堂上は貢契や市廛の事務と物価の調節を担当した

723)舟橋司堂上は漢江に浮橋を設置することや、両湖の漕運業務を担当した

724)堤堰堂上は全国の水利施設を管理、堤堰関連事務を担当した

725)各道の句管堂上は、ソウルに居住しながら議政府に出席して各道からの状啓と文簿を主管した

726)ここでの特別堂上は、有司堂上・貢市堂上・舟橋司堂上・堤堰堂上を示す意味として使用する

≪表27≫　高宗親政初期における議政府堂上名簿

≪表27-1≫　高宗親政宣布直前の1873年10月付の議政府堂上67名

[凡例] ＊ 有司・堤堰・貢市・舟橋司は堂上であり、嶺南・関西・関東・北関・京畿・湖西・海西は句管堂上である。

＊ 下線を付したものは、武臣である。

老論 (38名/56.7%)

<安東金氏>
1 金炳冀 兼吏曹判書
2 金大根 左贊成
3 金炳喬 行上護軍
4 金世均 行戶曹判書
(有司・貢市・嶺南)
5 金炳冽 行上護軍(關西)
6 金炳德 漢城判尹
7 金炳雲 行大護軍
8 金炳地 行大護軍(關東)
9 金翊鎭 行大護軍
10 金炳始 行護軍

<全州李氏>
1 李景夏 行刑曹判書
2 李周喆 行知宗正卿府事
(有司・舟橋司)
3 李載鳳 知宗正卿府事
4 李寅應 工曹判書(例兼)

<驪興閔氏>
1 閔致庠 水原留守(例兼)
2 閔升鎬 兵曹判書(例兼)
3 閔泳緯 行大護軍

<豊壤趙氏>
1 趙龜夏 行大護軍
2 趙寧夏 行護軍
3 趙成夏 行護軍

<光山金氏>
1 金壽鉉 知敦寧府事
2 金輔鉉 行護軍

<淸風金氏>
1 金學性 行知中樞府事
2 金益文 行大護軍

<大丘徐氏>
1 徐衡淳 左參贊(海西)
2 徐相鼎 行大護軍

<潘南朴氏>
1 朴珪壽 行大護軍(貢市)
2 朴齊寅 行大護軍

<杞溪兪氏>
1 兪致善 行大護軍(京畿)

<全義李氏>
1 李興敏 行大護軍

<林川趙氏>
1 趙基應 行大護軍

<靑松沈氏>
1 沈承澤 行大護軍(湖西)

<南原梁氏>
1 梁憲洙 知訓鍊府事

<延安金氏>
1 金有淵 行大護軍

<平山申氏>
1 申櫶 判三軍府事

<牛峰李氏>
1 李垈 行大護軍

<德水李氏>
1 李容熙 知三軍府事

<南陽洪氏>
1 洪鍾雲 行司憲府大司憲

少論 (15名/22.3%)

<全州李氏>
1 李章濂 知宗正卿府事
2 李景宇 完陵君
3 李根弼 行大護軍

<豊壤趙氏>
1 趙秉昌 行上護軍(北關)

<平壤趙氏>
1 趙羲復 行護軍(例兼)

<東萊鄭氏>
1 鄭健朝 行大護軍

<延日鄭氏>
1 鄭岐源 知三軍府事

<潘南朴氏>
1 朴齊韶 行大護軍

<羅州林氏>
1 林肯洙 行大護軍(湖南)

<楊州趙氏>
1 趙秉徽 行上護軍(有司)

<慶州李氏>
1 李裕膺 行大護軍

<龍仁李氏>
1 李源命 行大護軍
(有司・堤堰)

<昌寧曹氏>
1 曹錫雨 行廣州留守(例兼)

<延安李氏>
1 李豐翼 行上護軍

<大丘徐氏>
1 徐堂輔 行大護軍

南人 (8名/12%)

<慶州李氏>
1 李顯稷 行知三軍府事
2 李鶴榮 行護軍

<全州李氏>
1 李承輔 左贊成

<晉州姜氏>
1 姜蘭馨 行大護軍

<朔寧崔氏>
1 崔遇亨 寧豐君

<漢陽趙氏>
1 趙性敎 禮曹判書

<杞溪兪氏>
1 兪致崇 行大護軍

<淸州韓氏>
1 韓敦源 開城留守(例兼)

北人 (4名/6%)

<宜寧南氏>
1 南廷益 行護軍

<全州李氏>
1 李會淳 知宗正卿府事

<寧越嚴氏>
1 嚴錫鼎 行大護軍

<豊川任氏>
1 任商準 右參贊

宗室 (2名/3%)

<全州李氏>
1 李載元 行知宗正卿府事
2 李載冕 宗正卿府事

≪表27-2≫　1873年12月付の議政府堂上60名の名簿

老論（35名/58.3%）

<安東金氏>
1 金大根 左贊成
2 金炳喬 行上護軍
3 金世均 行戶曹判書
（有司・貢市・嶺南）
4 金炳湜 行吏曹判書
（關西）
5 金炳德 行大護軍
6 金炳雲 行大護軍
7 金炳地 行大護軍(關東)
8 金翊鎭 行大護軍
9 金炳始 行護軍

<全州李氏>
1 李景夏 行知宗正卿府事
2 李周喆 行知宗正卿府事
（有司・舟橋司）
3 李載鳳 知宗正卿府事
4 李寅應 工曹判書(例兼)

<豊壤趙氏>
1 趙龜夏 行大護軍
2 趙寧夏 行護軍
3 趙成夏 行護軍

<驪興閔氏>
1 閔致庠 水原留守(例兼)
2 閔泳緯 行大護軍

<光山金氏>
1 金壽鉉 知中樞府事
2 金輔鉉 行承政院都承旨

<淸風金氏>
1 金學性 行知中樞府事
2 金益文 行大護軍

<大丘徐氏>
1 徐衡淳 左參贊(海西)
2 徐相鼎 兵曹判書

<潘南朴氏>
1 朴齊寅 禮曹判書

<杞溪兪氏>
1 兪致善 行大護軍(京畿)

<全義李氏>
1 李興敏 行大護軍

<林川趙氏>
1 趙基應 知敦寧府事

<靑松沈氏>
1 沈承澤 漢城判尹(湖西)

<南原梁氏>
1 梁憲洙 知三軍府事

<延安金氏>
1 金有淵 行大護軍

<牛峰李氏>
1 李垿 廣州留守(例兼)

<德水李氏>
1 李容熙 知三軍府事

<水原白氏>
1 白樂貞 行護軍(例兼)

<南陽洪氏>
1 洪鍾雲 行大護軍

少論（12名/20%）

<全州李氏>
1 李景宇 判中樞府事
2 李章濂 知宗正卿府事
3 李根弼 知中樞府事

<東萊鄭氏>
1 鄭健朝 守判中樞府事
（有司・堤堰）

<延日鄭氏>
1 鄭岐源 行三軍府事

<潘南朴氏>
1 朴齊韶 行大護軍

<羅州林氏>
1 林肯洙 行大護軍(湖南)

<楊州趙氏>
1 趙秉徽 行上護軍

<慶州李氏>
1 李裕膺 行大護軍

<龍仁李氏>
1 李源命 行大護軍

<延安李氏>
1 李豐翼 行上護軍

<大丘徐氏>
1 徐堂輔 行大護軍

南人（7名/11.7%）

<慶州李氏>
1 李顯稷 行知三軍府事

<全州李氏>
1 李承輔 右贊成

<晉州姜氏>
1 姜蘭馨 刑曹判書

<朔寧崔氏>
1 崔遇亨 寧豐君

<漢陽趙氏>
1 趙性敎 行大護軍

<杞溪兪氏>
1 兪致崇 行大護軍

<淸州韓氏>
1 韓敦源 開城留守(例兼)

北人（4名/6.7%）

<宜寧南氏>
1 南廷益 行護軍

<全州李氏>
1 李會淳 知宗正卿府事

<寧越嚴氏>
1 嚴錫鼎 行大護軍

<豊川任氏>
1 任商準 右參贊

宗室（2名/3.3%）

<全州李氏>
1 李載元 行知宗正卿府事
2 李載冕 宗正卿府事

府堂上は、13名で全体の19.4%を占め、武臣も政府高位官僚として政治運営に大きく関与していたと言える。

≪表27-2≫は、1873年12月、高宗の親政宣布直後の60名の議政府堂上名簿である。各党派の比重は10月とほぼ同然で、老論が35名で58.3%、少論が12名で20%、南人が7名で11.7%、北人が4名で6.7%、宗室が2名で2.2%である。当時は、依然として安東金氏が最も多く、全州李氏・豊壌趙氏・驪興閔氏が議政府堂上として多数活動していた。この時、議政府堂上の構成において大きな変化が行われていなかったことは、高宗の統治権掌握が大々的な人事改編を伴っていなかった事実を明らかにしている。

有司堂上には金世均(安東金氏/老論)・李周喆(全州李氏/老論)・鄭健朝(東萊鄭氏/少論)が、貢市堂上に金世均が、舟橋司堂上に李周喆が、堤堰堂上には鄭健朝が、京畿句管堂上には兪致善(杞渓兪氏/老論)、湖西句管堂上に沈承沢(青松沈氏/老論)、湖南句管堂上に林肯洙(羅州林氏/少論)、嶺南句管堂上に金世均、海西句管堂上に徐衡淳(大丘徐氏/老論)、関西句管堂上に金炳湜(安東金氏/老論)、関東句管堂上に金炳地(安東金氏/老論)が就いていた。高宗の親政宣布直後の特別堂上職には依然として安東金氏の金世均と全州李氏の李周喆が有司堂上や貢市堂上・舟橋司堂上として活動しており、李源命の代りに東萊鄭氏の鄭健朝が有司堂上と堤堰堂上の業務を担当するようになった。特別堂上・句管堂上は依然として老論と少論の人物のみであり、武臣出身は、計11名で18.3%を示していた。

≪表27-3≫は、左議政李最応と右議政金炳国の体制が発足した直後の1875年1月における63名の議政府堂上名簿である。各党派の比重を見ると、老論が38名の60.3%で多少増加しており、少論は13名の20.6%で変わらず、南人は6名の9.5%で少し減り、北人は4名の6.3%、宗室は2名の3.2%の比率で変っていない。老論では、安東金氏が9名で最も多くの議政府堂上を出しており、全州李氏・豊壌趙氏・驪興閔氏、そして光山金氏から各3名が議政府堂上として活動している。また、各党派から多数の全州李氏の宗親・璿派勢力が議政府堂上に任命されていた。

1875年においては、有司堂上に李景夏(全州李氏/老論)・鄭健朝(東萊鄭氏/少論)・李根弼(全義李氏/少論)・金輔鉉(光山金氏/老論)・趙寧夏(豊壌趙氏/老論)が、貢市堂上には李承輔(全州李氏/南人)・金世均(安東金氏/老論)が、舟橋司堂上に李景夏(全州李氏/老論)が、堤堰堂上に趙寧夏(豊壌趙氏/老論)が、京畿句管堂上には趙基応(林川趙氏/老論)、湖西句管堂上には沈承沢(青松沈氏/老論)、湖南句管堂上には鄭健朝(東萊鄭氏/少論)、嶺南句管堂上には金世均、海西句管堂上には徐衡淳(大丘徐氏/老論)、関西句管堂上には金炳湜(安東金氏/老論)、関東句管堂上には金炳地(安東金氏/老論)、北関句管堂上には金有淵(延安金氏/老論)が就いていた。各道の句管堂上の担当は高宗の親政宣布直後とほぼ同一であり、趙寧夏が有司堂上と堤堰堂上を担当するようになったことが注目される。

≪表27-3≫　1875年1月付の議政府堂上63名の名簿

老論 (38名/60.3%)

<安東金氏>
1 金大根 左贊成
2 金炳喬 行上護軍
3 金世均 行上護軍
(貢市・嶺南)
4 金炳沚 行上護軍
(關西)
5 金炳德 行大護軍
6 金炳雲 行大護軍
7 金炳地 行大護軍(關東)
8 金翊鎭 行大護軍
9 金炳始 行護軍

<全州李氏>
1 李景夏 行知宗正卿府事
(有司・舟橋司)
2 李載鳳 知宗正卿府事
3 李秉文 知宗正卿府事

<驪興閔氏>
1 閔致庠 戶曹判書
2 閔泳緯 行大護軍
3 閔奎鎬 右參贊

<豊壤趙氏>
1 趙龜夏 行大護軍
2 趙鳳夏 行護軍
3 趙寧夏 同知三軍府事
(有司・堤堰)

<光山金氏>
1 金壽鉉 行大護軍
2 金在顯 行大護軍
3 金輔鉉 行大護軍(有司)

<大丘徐氏>
1 徐衡淳 左參贊(海西)
2 徐相鼎 刑曹判書

<牛峰李氏>
1 李垿 廣州留守(例兼)
2 李鎬俊 行大護軍

<淸風金氏>
1 金學性 行知中樞府事

<延安金氏>
1 金有淵 行大護軍(北關)

<潘南朴氏>
1 朴齊寅 知敦寧府事

<平山申氏>
1 申櫶 行知中樞府事

<恩津宋氏>
1 宋近洙 行水原留守(例兼)

<靑松沈氏>
1 沈承澤 行大護軍(湖西)

<林川趙氏>
1 趙基應 吏曹判書(京畿)

<南原梁氏>
1 梁憲洙 知三軍府事

<德水李氏>
1 李容熙 知三軍府事

<楊州趙氏>
1 趙秉式 江華留守(例兼)

<南陽洪氏>
1 洪鍾雲 行大護軍

<豐山洪氏>
1 洪祐吉 禮曹判書

<平康蔡氏>
1 蔡東健 知三軍府事

少論 (13名/20.6%)

<全州李氏>
1 李敦宇 行左贊成
2 李景宇 完陵君
3 李根弼 行大護軍(有司)

<東萊鄭氏>
1 鄭健朝 行大護軍
(有司・湖南)
2 鄭範朝 行承政院都承旨

<安東金氏>
1 金善弼 知三軍府事

<豊壤趙氏>
1 趙秉昌 行上護軍

<南陽洪氏>
1 洪遠燮 漢城判尹(例兼)

<延日鄭氏>
1 鄭岐源 行三軍府事

<延安李氏>
1 李豐翼 行工曹判書

<坡平尹氏>
1 尹滋憙 行大護軍

<龍仁李氏>
1 李源命 行大護軍

<海州吳氏>
1 吳取善 行上護軍

南人 (6名/9.5%)

<慶州李氏>
1 李顯稷 行知三軍府事

<全州李氏>
1 李承輔 行知宗正卿府事
(貢市)

<晉州姜氏>
1 姜蘭馨 行大護軍

<朔寧崔氏>
1 崔遇亨 寧豐君

<杞溪兪氏>
1 兪致崇 行大護軍

<淸州韓氏>
1 韓敦源 開城留守(例兼)

北人 (4名/6.3%)

<全州李氏>
1 李會淳 知宗正卿府事
2 李會正 守判宗正卿府事

<宜寧南氏>
1 南廷益 漢城右尹

<豊川任氏>
1 任商準 知三軍府事

宗室 (2名/3.2%)

<全州李氏>
1 李載元 行兵曹判書
2 李載冕 宗正卿府事

≪表27-4≫　1876年1月付の議政府堂上57名の名簿

老論 (34名/59.6%)

<安東金氏>
1 金大根 行知中樞府事
2 金炳喬 行上護軍
3 金世均 行上護軍
4 金炳冀 行上護軍(關西)
5 金炳德 行大護軍
6 金炳雲 行大護軍
7 金炳地 行大護軍(關東)
8 金翊鎭 行大護軍
9 金炳始 右參贊

<光山金氏>
1 金壽鉉 行大護軍
2 金在顯 行上護軍(有司)
3 金輔鉉 禮曹判書(貢市)
4 金尙鉉 工曹判書
(有司・堤堰)

<豊壤趙氏>
1 趙龜夏 行大護軍
2 趙鳳夏 行護軍
3 趙寧夏 同知三軍府事

<驪興閔氏>
1 閔致庠 戶曹判書
2 閔奎鎬 行吏曹判書
(有司・舟橋司)

<大丘徐氏>
1 徐衡淳 左參贊(海西)
2 徐相鼎 行大護軍

<牛峰李氏>
1 李垿 左參贊
2 李鎬俊 行大護軍

<淸風金氏>
1 金元植 知中樞府事

<恩津宋氏>
1 宋近洙 行水原留守(例兼)

<平山申氏>
1 申櫶 行知中樞府事

<林川趙氏>
1 趙基應 知中樞府事
(京畿)

<靑松沈氏>
1 沈承澤 行司憲府大司憲
(湖西)

<南陽洪氏>
1 洪鍾雲 行大護軍

<豐山洪氏>
1 洪祐吉 行大護軍

<南原梁氏>
1 梁憲洙 知三軍府事

<延安金氏>
1 金有淵 行大護軍(北關)

<德水李氏>
1 李容熙 知三軍府事

<全州李氏>
1 李秉文 守判宗正卿府事

<楊州趙氏>
1 趙秉式 江華留守(例兼)

少論 (13名/22.8%)

<東萊鄭氏>
1 鄭基世 行上護軍
2 鄭健朝 行大護軍
(有司・湖南)
3 鄭範朝 行護軍

<全州李氏>
1 李景宇 完陵君
2 李根弼 行大護軍

<安東金氏>
1 金善弼 知三軍府事

<豊壤趙氏>
1 趙秉昌 行上護軍

<延日鄭氏>
1 鄭岐源 知三軍府事

<延安李氏>
1 李豐翼 行上護軍

<坡平尹氏>
1 尹滋憙 廣州留守(例兼)

<海州吳氏>
1 吳取善 行上護軍

<龍仁李氏>
1 李源命 刑曹判書

<全義李氏>
1 李熙昇 同知三軍府事

南人 (5名/8.8%)

<慶州李氏>
1 李顯穆 行知三軍府事

<晉州姜氏>
1 姜蘭馨 漢城判尹

<朔寧崔氏>
1 崔遇亨 寧豐君

<杞溪兪氏>
1 兪致崇 行大護軍

<淸州韓氏>
1 韓敦源 開城留守(例兼)

北人 (3名/5.3%)

<宜寧南氏>
1 南廷益 漢城左尹
2 南廷順 守判中樞府事

<豊川任氏>
1 任商準 知三軍府事

宗室 (2名/3.5%)

<全州李氏>
1 李載元 行兵曹判書
2 李載冕 宗正卿府事

≪表27-5≫　1877年1月付の議政府堂上63名の名簿

老論（41名/65.1%）

<安東金氏>
1 金大根 行知中樞府事
2 金世均 行左參贊(嶺南)
3 金炳冕 行上護軍
(關西)
4 金炳德 行大護軍
5 金炳雲 行大護軍
6 金炳地 水原留守(例兼)
7 金翊鎭 行大護軍
8 金炳始 兵曹判書

<光山金氏>
1 金壽鉉 行大護軍
2 金在顯 行上護軍
3 金輔鉉 行吏曹判書
(貢市)
4 金箕錫 知三軍府事

<豊壤趙氏>
1 趙龜夏 行大護軍
2 趙鳳夏 行護軍
3 趙寧夏 知中樞府事
4 趙成夏 行大護軍(有司)

<全州李氏>
1 李秉文 知宗正卿府事
2 李鍾承 同知三軍府事
3 李明應 宗正卿府事

<驪興閔氏>
1 閔致庠 行戶曹判書
(貢市)
2 閔泳穆 行護軍(有司)

<大丘徐氏>
1 徐衡淳 行大護軍(海西)
2 徐承輔 行大護軍(有司)

<靑松沈氏>
1 沈承澤 守判中樞府事
(湖西)
2 沈舜澤 刑曹判書

<牛峰李氏>
1 李垿 知中樞府事
2 李鎬俊 行大護軍

<豐山洪氏>
1 洪承憶 開城留守(例兼)
2 洪祐吉 行大護軍

<延安金氏>
1 金有淵 行大護軍(北關)
2 金始淵 行大護軍

<恩津宋氏>
1 宋近洙 行知中樞府事

<平山申氏>
1 申櫶 行知中樞府事
(有司・舟橋司)

<林川趙氏>
1 趙基應 行大護軍(京畿)

<延安李氏>
1 李喬翼 江華留守(例兼)

<杞溪兪氏>
1 兪致善 行大護軍

<南原梁氏>
1 梁憲洙 知三軍府事

<南陽洪氏>
1 洪鍾雲 右參贊

<平康蔡氏>
1 蔡東健 知三軍府事

<德水李氏>
1 李容熙 知三軍府事

<林川趙氏>
1 趙慶鎬 行護軍

少論（16名/25.4%）

<東萊鄭氏>
1 鄭基世 行上護軍
2 鄭健朝 行大護軍(湖南)

<昌寧曹氏>
1 曹錫雨 行工曹判書
2 曺錫輿 行護軍

<坡平尹氏>
1 尹滋憲 廣州留守(例兼)
2 尹滋承 行大護軍

<安東金氏>
1 金善弼 知三軍府事

<全州李氏>
1 李景宇 完陵君

<大丘徐氏>
1 徐堂輔 禮曹判書

<海州吳氏>
1 吳取善 行上護軍

<延日鄭氏>
1 鄭岐源 知三軍府事

<全義李氏>
1 李熙昇 同知三軍府事

<平壤趙氏>
1 趙羲復 同知三軍府事

<楊州趙氏>
1 趙寅熙 行護軍
(有司・堤堰)

<延安李氏>
1 李豐翼 行上護軍

<龍仁李氏>
1 李源命 知敦寧府事

南人（3名/4.8%）

<晉州姜氏>
1 姜蘭馨 漢城判尹

<朔寧崔氏>
1 崔遇亨 寧豐君

<淸州韓氏>
1 韓敦源 行大護軍

北人（2名/3.2%）

<宜寧南氏>
1 南廷順 行大護軍

<豊川任氏>
1 任商準 知三軍府事

宗室（1名/1.6%）

<全州李氏>
1 李載冕 宗正卿府事

貢市堂上に南人の李承輔が任命されたことを除けば、特別堂上は老論と少論が掌握していた。当時、李承輔は宣恵庁堂上・武衛所提調から貢市堂上まで兼任して、政府の財政運営・管理に深く関与していた。武臣は11名で17.5%の比率を占め、1873年10月から減少現象が持続したことが分かる。

≪表27-4≫は1876年1月の57名の議政府堂上名簿である。党派別構成は、老論34名で59.6%、少論13名で22.8%、南人5名で8.8%、北人3名で5.3%、宗室2名で3.5%を表し、老論は変わらず、少論が少し増えて、南人と北人が減少していた。老論の安東金氏は依然として9名の議政府堂上を出しており、老論の光山金氏が4名、老論の豊壌趙氏と少論の東萊鄭氏が3名ずつである。宗親・璿派出身は、前年に11名が活動していたことに比べて、半分以下の5名に減っており、李承輔の退陣とともに南人・北人勢力の衰退が示されている。

有司堂上に閔奎鎬(驪興閔氏/老論)・鄭健朝(東萊鄭氏/少論)・金在顕と金尚鉉(光山金氏/老論)が、貢市堂上には金輔鉉(光山金氏/老論)が、舟橋司堂上に閔奎鎬が、堤堰堂上に金尚鉉(光山金氏/老論)が、京畿句管堂上には趙基応(林川趙氏/老論)、湖西句管堂上には沈承沢(青松沈氏/老論)、湖南句管堂上には鄭健朝(東萊鄭氏/少論)、海西句管堂上には徐衡淳(大丘徐氏/老論)、関西句管堂上には金炳湜(安東金氏/老論)、関東句管堂上には金炳地(安東金氏/老論)、北関句管堂上には金有淵(延安金氏/老論)が就いていた。各道の句管堂上は前年と同一であり、金世均の担当していた嶺南句管堂上のみが提示されていない。1876年の特別堂上職では驪興閔氏の閔奎鎬が有司堂上と舟橋司堂上を、光山金氏の金在顕が有司堂上、金輔鉉が貢市堂上、金尚鉉が有司堂上と堤堰堂上に就いて、驪興閔氏と光山金氏の役割強化が目立っている。特に、1876年1月の当時、驪興閔氏の閔奎鎬が吏曹判書、閔致庠が戸曹判書、光山金氏の金輔鉉が礼曹判書、金尚鉉が工曹判書を担当していたことまで勘案すると、両家門の政治的比重と影響力が急増したと判断することができる。武臣出身は9名で15.8%で前年に引き続き減少した。

最後に、≪表27-5≫は1877年1月の63名の議政府堂上名簿である。1877年の党派別比率は、老論が41名で65.1%、少論が16名で25.4%、南人が3名で4.8%、北人が2名で3.2%、宗室が1名で1.6%である。1873年からの議政府堂上の構成の比重は老論・少論の増加、南人と北人は減少の傾向が表われていたが、これは、高宗親政以後の党派別高位官僚の就任比率とも相通じている[727]。このように、老論の議政府堂上職の占有が高まるなか、安東金氏から8名、光山金氏と豊壌趙氏から各4名、全州李氏が3名、驪興閔氏・大丘徐氏・青松沈氏・牛峰李氏・延安李氏・豊山洪氏からも各2名ずつ議政府堂上を出している。宗親・璿派の全州李氏で

727)糟谷憲一の閔氏政権前半期、すなわち1874年から1884年までの議政・判書就任者の研究では、老論の比率が67.2%、少論20.5%、南人4.9%、北人4.1%になっている - 糟谷憲一「閔氏政権前半期の権力構造—権力上層部の構成に関する分析—」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社、1997年4月)、p470

は、老論から新たな政府堂上が出て3名に増えたのに反し、少論は李景宇のみが残り、前年と同じく南人・北人出身の政府堂上がおらず、宗親・璿派の登用においても、高宗の親政初期の人事政策の特徴である老論の登用の強化現象が表れていたと言える。

有司堂上には、申櫺(平山申氏/老論)・徐承輔(大丘徐氏/老論)・趙成夏(豊壌趙氏/老論)・閔泳穆(驪興閔氏/老論)・趙寅熙(楊州趙氏/少論)が、貢市堂上には閔致庠(驪興閔氏/老論)・金輔鉉(光山金氏/老論)が、舟橋司堂上に申櫺が、堤堰堂上に趙寅熙が、京畿句管堂上には趙基応(林川趙氏/老論)、嶺南句管堂上に金世均(安東金氏/老論)、湖西句管堂上に沈承沢(青松沈氏/老論)、湖南句管堂上に鄭健朝(東萊鄭氏/少論)、海西句管堂上に徐衡淳(大丘徐氏/老論)、関西句管堂上に金炳湜(安東金氏/老論)、北関句管堂上に金有淵(延安金氏/老論)が就いていた。各道の句管堂上は前年と同一であり、金炳地の担当していた関東句管堂上のみが提示されていない。1877年の特別堂上職には武衛都統使に任命された(1876年7月12日)平山申氏の申櫺(老論)が有司堂上と舟橋司堂上に、楊州趙氏の趙寅熙(少論)が有司堂上と堤堰堂上に新たに抜擢されているほか、光山金氏の金輔鉉(老論)・驪興閔氏閔致庠(老論)・豊壌趙氏趙成夏(老論)が家門の代表として活動していた[728]。武臣出身者は12名で19%を表し、1873年の水準に向上したことが分かる。

以上、1873年に高宗が親政を宣布する直前から高宗親政初期に当る1877年までの議政府堂上歴任者の名簿を党派と姓氏に区分して提示してみた。議政府堂上歴任者から表れているように、議政府堂上を担当していた高宗の親政初期の官僚陣は、大院君政権期に比べて、老論勢力の増加と南人・北人の減少の様相に展開していた。特に、1877年1月の政府堂上における老論の比重は65.1%で、1873年10月に比べて9%近く増えたことに比べて、南人と北人の比率は半分以下に激減し、高宗の統治権回復以後、大院君の支援の下で成長した南人・北人の勢力弱体化が進んだことを示している。また、こうした南人・北人の減少の趨勢が全州李氏の宗親・璿派においても表れたこと、宗親・璿派の政府堂上の比率が徐々に減っていたことも、注目される部分である。老論の中では、全州李氏の宗親・璿派、驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚、かつ安東金氏・光山金氏・大丘徐氏が高い比重を占めていた。こうした姓氏はすべて大院君政権期からの有力家門であり、姓氏のみでは大きな変化を見い出すことができないが、その中心人物の大半は大院君政権期の参判級官僚であり、着々と世代交代が行われていたと判断することができる。全州李氏では李景夏・李載元、驪興閔氏では閔奎鎬・閔致庠、豊壌趙氏では趙寧夏・趙成夏が高宗の親戚・姻戚の中で政府堂上として活動した代表的な人物であり、安東金氏の金炳始、光山金氏の金輔鉉・金尚鉉、大丘徐氏の徐相鼎らも議政府堂上のみならず、六曹判書に就いて、高宗親政以後の権力中心に配置されていた。

---

728)閔奎鎬が1877年に政府堂上職を歴任していなかった理由は、1876年2月28日、輔国崇禄大夫に品階が上がり、前例によって有司堂上から免職されたうえ、同年7月12日に母親の喪にあって政界から離れたためであった

最後に、高宗の親政初期に、実力者として登場した代表的な人物である驪興閔氏閔奎鎬・豊壌趙氏趙寧夏・安東金氏金炳始・光山金氏金輔鉉の官職・品階の授与実態を提示して、高宗の親政以後に側近官僚の地位・役割の急速な上昇と、特定人物への権力集中現象の深化について究明することとする。

≪表28≫で、高宗親政初期の実力者として取り上げている閔奎鎬・趙寧夏・金炳始・金輔鉉は、みな高宗の親政を前後に承政院で活動しながら高宗の命令出納を担当していた人物である。彼らの登用過程における共通点は、大院君政権期に承政院・弘文館・奎章閣・各曹の参判を経た名家出身の官僚として、実際にその重用が予想されていたことである。こうした彼らの政治的地位向上・役割拡大が更に早まった原因は、側近勢力の形成と強化をつうじて君主の権力基盤を安定させようとする高宗の強い意志や、親大院君勢力が君権を脅かす不安定な周辺状況のためであった。

まず、高宗の親政初期から最大の権力者として登場した人物は、驪興閔氏の閔奎鎬である。閔奎鎬は、王妃の兄である閔升鎬が1874年12月に不慮の爆死で政界から除去された後、実兄の台鎬の一人息子である泳翊を、息子もなくなった閔升鎬の養子とすることを勧めたが、この過程で閔妃の目に入って驪興閔氏の中心人物として浮上するようになった。このような閔奎鎬の政界進出過程を見ると、高宗の親政直後に都承旨として活動したのち、1874年10月に正二品の資憲大夫に品階が上がり、礼曹判書・右参賛などの正二品の官職に任命された。彼の活動は1875年に入ってから本格化して、同年8月に吏曹判書と武衛都統使に抜擢されるとともに、各種の官庁の提調に任命され、人事・財政・軍事業務を総体的に主管する権力の中心人物となった。その上、閔奎鎬は1876年2月に正一品の輔国崇禄大夫に昇り、3月に判敦寧府事に任命されたが、当時の閔奎鎬が41才であったことから、彼が如何に高速で昇進していたのかを窺うことができる。1876年7月、母親の喪にあって政界から離れるまで吏曹判書と武衛都統使に任じて人事・軍事権を掌握していた彼は、親政初期における高宗の最側近であったと言えよう。

四人の中で最も若く神貞王后の甥であった豊壌趙氏の趙寧夏は、軍権を掌握して外部からの脅威を遮断して権力基盤を安定させようとする高宗の意図によって、文臣出身でありながら武班職に大いに起用された人物である。趙寧夏は親政宣布直後の1874年1月に禁衛大将に就いたのち、1875年1月には訓鍊大将に転じた。1874年7月に新設された武衛所の初都統使に任命され、1875年7月まで軍営大将と武衛都統使を兼任していた。1875年に始まった彼の訓鍊大将の在任は1881年1月まで持続し、高宗親政初期の訓鍊都監は趙寧夏によって掌握されたとしても過言ではない。彼は、各官庁の提調になって、宮中の業務を管掌したうえ、1876年から工曹判書・判義禁府事を経て礼曹判書となり、訓鍊大将の任と兼ねた。当時、高宗が30才前後であった趙寧夏を各軍営の大将に抜擢していたことは、彼の趙寧夏に対する多大な期待と、新たな軍営大将の出現をつうじて大院君の軍事基盤を迅速に解体させようとする意図の反映であった。

≪表28≫　高宗親政初期における要職歴任者の4人の官職・品階の授与状況

驪興閔氏閔奎鎬 (1836生)	豊壌趙氏趙寧夏 (1845生)	安東金氏金炳始 (1832生)	光山金氏金輔鉉 (1826生)
1873 12 2 吏曹参判	1873 12 17 分承旨	1873 11 18 副摠管	1873 10 27 都承旨
12 6 典設司提調	1874 1 19 禁衛大将 /同知三軍府事	1874 5 13 都承旨	1874 9 20 資憲大夫
1874 1 19 奎章閣直提学		8 21 副摠管	9 27 知義禁府事
2 15 都承旨	2 24 典設司提調	1875 1 6 弘文館副提学	10 7 都摠管
2 24 司圃署提調	2 27 右邊捕盜大将	1 12 都承旨	11 20 刑曹判書
3 20 政府堂上	3 5 同知義禁府事 /司訳院提調	4 5 奎章閣直提学	1875 2 6 知春秋館事
5 14 吏曹参判			
8 27 検校直提学	4 20 有司堂上	4 11 嘉義大夫	3 14 武衛所提調
10 7 知経筵事 /都摠管/大護軍 /資憲大夫	7 4 武衛都統使	5 17 有司堂上	3 15 宣恵庁堂上
10 19 礼曹判書	9 14 司僕寺提調	6 3 行護軍	4 22 知経筵事
11 8 右参賛	1875 1 15 訓鍊大将	6 22 吏曹参判	7 16 右副賓客
1875 1 28 弘文館提学	1876 2 21 知経筵事 資憲大夫	7 10 都承旨	8 2 内医院提調
2 14 御営大将 /知三軍府事		7 16 同知成均館事	8 29 貢市堂上
2 15 舟橋司堂上	2 22 知三軍府事	8 19 刑曹判書 資憲大夫	10 19 禮曹判書
2 23 右参賛 /司圃署提調	2 26 工曹判書	8 20 検校直提学	11 25 上号都監提調
3 2 漢城府判尹 /奎章閣提学 /校書館提調	2 27 知春秋館事	8 25 知事	1876 1 9 大護軍
3 3 有司堂上	3 13 判義禁府事	9 3 知経筵事	4 1 正憲大夫
3 25 知義禁府事	3 18 敦寧府都正	9 7 礼曹判書	閏5 27 判義禁府事 崇政大夫
4 15 崇政大夫	4 1 内医院提調	10 7 知義禁府事	
4 19 内医院提調 /判義禁府事			
5 23 知訓鍊院事	5 18 知事	10 18 大護軍	6 8 弘文館提学
6 15 知春秋館事	7 16 兼知訓鍊院事	11 14 右参賛	6 27 左副賓客
7 16 同知成均館事	8 5 右賓客	11 25 典設司提調	7 12 司僕寺提調
7 24 左副賓客	1877 10 7 進饌所堂上 /司訳院提調	1876 1 6 都摠管	7 16 判敦寧府事
7 28 右賓客	10 15 礼曹判書	5 13 繕工監提調	7 17 上護軍
8 3 吏曹判書		6 7 左副賓客	9 3 内医院提調
8 6 武衛都統使		6 27 右副賓客	12 25 吏曹判書 /景慕宮提調
8 12 司僕寺提調 /軍器監提調			
1876 2 28 知中枢府事 /輔国崇禄大夫		8 11 兵曹判書 /軍器監・禁衛営・ 御営庁提調	1877 3 13 崇禄大夫
3 10 判敦寧府事		12 29 社稷署提調	9 12 上護軍
閏5 8 侍講院総担当		1877 9 16 大護軍	9 28 工曹判書
6 7 尚衣院提調		9 26 武衛所提調 /宣恵庁堂上	10 7 司宰監提調 / 進饌所堂上
< 7 12 母親の喪 >			
1878 10 1 知中枢府事/礼曹判書/司宰監提調 /判三軍府事		10 29 左副賓客	
		12 13 進饌儀軌庁堂上	11 16 左賓客
10 7 右議政			12 13 進饌儀軌庁堂上
10 8 領三軍府事			
< 10 15 死去 >			

金炳始は、金炳学と金炳国に引き続き、安東金氏から重用されて高宗の最側近として活動した人物である。1874年から1875年初めまで都承旨の役割を遂行して、高宗の全幅の信頼を受けるようになった金炳始は、1875年の間に吏曹参判・刑曹判書・礼曹判書・右参賛と速い昇進を重ねたうえ、1876年8月に兵曹判書の職に就いた。彼は兵曹判書とともに軍器監・禁衛営・御営庁提調を兼任し、軍人事権をはじめ軍需物資調達・軍器製造などの軍事財政と行政の業務を主管した。また、1877年には武衛所提調と宣恵庁堂上に任命され、軍権と財政権を同時に統括する実力者となった。

光山金氏の金輔鉉は、前述したように、高宗の親政宣布の時に都承旨として高宗の命令の伝達を円滑に遂行し、親政体制の成立に寄与した人物である。彼は、1874年9月、李裕元の奏請によって正二品の資憲大夫に品階が昇格された後、知義禁府事を経て11月には刑曹判書に任命された。金輔鉉が軍事・財政問題を管掌するポストに就いたのは、李承輔に引き続き1875年3月に武衛所提調と宣恵庁堂上に抜擢されてからであった。その上、貢市堂上・三軍府提調も兼任するようになった金輔鉉は、約2年半にわたって武衛所提調と宣恵庁堂上を担当し、政府の財政運営と武衛所の財源の確保、景福宮再建などを主導していった。1875年10月には礼曹判書、1876年1月には大護軍に任命されており、1876年4月には正二品正憲大夫の品階が与えられた。その後も、判義禁府事・弘文館提学・判敦寧府事・上護軍などの昇進を重ね、1876年12月に吏曹判書、1877年3月には従一品の崇禄大夫に進められた金輔鉉は、親政初期において高宗の最側近として活動しながら、確固たる権力基盤としての役割を担っていた。

このように、高宗の親政初期には特定人物の要職の占有・兼任現象が更に深化するなか、新たな権力主体が登場していたが、その代表的な人物は、驪興閔氏の閔奎鎬・豊壌趙氏の趙寧夏・安東金氏の金炳始・光山金氏の金輔鉉の四人であった。彼らは、吏曹をはじめ宣恵庁・武衛所・中央軍営・金吾[義禁府]の責任者に任命され、政府の人事行政から財政と軍政の管理・運営に至るまで、政治各分野の業務を管掌していた。また、奎章閣・弘文館・承文院・成均館・春秋館・世子侍講院などの高位官職に就いて、国家行事に持続的に参加したうえ、内医院・司圃署729)・尚衣院730)・司訳院731)・司宰監732)・社稷署733)・軍器監734)・司僕寺735)・典設司736)・繕工監737)・景慕宮などの提調として活動し、宮中関連の各種の事務を主管していた。

729)宮中の野菜畑と園圃を管掌する官庁
730)王の衣服や宮内の財貨・金・宝などを管理・供給する官庁
731)翻訳・通訳・外国語教育を担当する官庁
732)宮内で使用する魚類・獣肉・食塩・燃料・薪・進上物などを管理・調達を管掌する官庁
733)社稷壇と土壁の掃除を担当する官庁
734)兵器の製造などを管掌する官庁
735)宮殿の乗り物・馬匹・牧場などを管掌する官庁
736)儀式に使われる帳幕の供給を担当する官庁
737)土木・営繕(建物建築・修理)などに関する業務を担当する官庁

彼らは、彼らが如何なる席に如何なるタイトルを持って参席するかによって、呼称と役割が変るほど、多様な官職と任務を併行していた。次対・引見などの政治会合に出席しては政府堂上として主要な国政懸案の対策樹立に関与しており、各部署に戻ってはその責任者として実務陣を管理・監督していた。各軍営では大将として軍事訓練・紀綱確立などを管掌したうえ、各官庁の提調として財源確保と物資調達、かつ財政運用を担当していた。また、国家と王室の行事、すなわち宗廟社稷への祭祀、君主の行幸、科挙試験の場では、奎章閣・弘文館の官員として参席し、王室と国家の権威を高める役割を遂行していた。その他、知経筵事と世子侍講院の賓客になって、君主と世子の教育を輔導したのみならず、一時的に設置される都監や庁の提調に任命され、国家・王室行事の推進を担当した。

親政初期における高宗は、大院君政権期から承旨・閣臣・玉堂として、自分の側近で活動していた官僚を積極的に登用し、君主の権力基盤を確保して統治権を強化する作業を推進しようとした。そして、自分の政権維持と政策遂行に同調する少数の特定人物を権力の中心に配置することを以て、速やかで円滑な政治運営を試みていった。高宗は、親政宣布以後、君主の権力と基盤の不安定な状況のなかで、親大院君勢力の解体と君権確立を成し遂げようとする意図から、少数の側近勢力に人事・財政・軍事権を集中させた政治運営を追求したのであった。このような、大院君の基盤弱体化と君主の統治権強化の迅速な推進のため行われた、高宗の側近中心の国政運営方式は、それが偏重された人事による権力の集中、非公開的で一方的な政策決定と強行、公論の遮断などの様々な問題を引き起こし、むしろ高宗の統治権安定を脅かす原因と転じていた。にもかかわらず、こうした方式はその後も持続して、高宗の政治運営の代表的な形態に定着していた。

高宗の親政宣布は、それが崔益鉉上疏をきっかけに急に行われたとはいえ、高宗が大院君政権の下で約10年間にわたって帝王教育を受けて君主としての資質を整えるとともに、大院君の統治権力の行使を身近で学んで準備してきた結果であった。しかし、親政を試みながらも崔益鉉上疏が提出されるまで、大院君と異る別途の政治的基盤を形成していなかった高宗は、崔益鉉の鞫庁設置と処罰に対する政府官僚の圧力が高まるなかで、電撃的に親政を宣布することになった。したがって、親政を宣布する当時、高宗の実質的な政治的基盤は君主の統治権回復に積極的に協力した神貞王后と王妃や、外戚である驪興閔氏の閔升鎬・豊壌趙氏の趙寧夏、そして老論の光山金氏の金輔鉉程度に限られていた。このように、脆弱な権力基盤を持って親政宣布や大臣の罷免を断行した高宗は、一刻でも早く政局の主導権を掌握・安定させるため、基盤確保に力を注ぐようになり、それは既存政治集団を親君主勢力として再編する形態で進められた。彼は、全州李氏の宗親・璿派と驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚の起用を更に強化したうえ、既存政治勢力である安東金氏・光山金氏・大丘徐氏などを自らの権力基盤として積極的に吸収・登用していった。

このような親政初期における高宗の権力基盤の特徴をまとめると、第一に、高宗の親政初期における政治勢力は、1875年を前後として大きく変化していた。前述したように、親政を宣布する際、大院君と区別される政治集団を形成していなかった高宗は、議政経験者の李裕元を領議政に任命して議政府を統括させたうえで、神貞王后の信任を得ていた朴珪壽を右議政に選んで議政体制を整えた。そして、既存の政治勢力を六曹判書に再配置して、李景夏を訓鍊大将に、趙寧夏を禁衛大将に交替して軍事的な脅威を除去して周辺の安全を確保したうえで、君主中心の統治権安定と各種の政策を推進していった。

ところが、李裕元と朴珪壽は、高宗と、あるいは双方との間で意見対立を起して、国政の効率的な運営を妨げていた。また、李裕元・朴珪壽体制は、親大院君勢力を抑制して彼らからの反発と脅威の遮断を求める高宗の期待に応じることができなかった。すると、高宗は、武衛所を設置・拡大して側近勢力を集中的に配置し、閔致庠を戸曹判書に、李載元を兵曹判書に任命して、統治権の基盤となる財政・軍事権を掌握するとともに、雑音の多い李裕元・朴珪壽の代りに、李最応と金炳国を大臣に抜擢して宗親・璿派と安東金氏勢力を結集させようとした。このような状況のなかで、政府の要職は、宗親・璿派の李最応・李載元・李景夏、驪興閔氏の閔奎鎬・閔致庠、豊壌趙氏の趙寧夏・趙成夏、安東金氏の金炳国・金炳始、光山金氏の金輔鉉・金尚鉉に集中されるようになり、高宗は、彼らを通じて統治権の安定・確立や、様々な政策を推進していった。要するに、李裕元・朴珪壽体制が大院君権力基盤の解体による君主の統治権強化という任務を適切に遂行できなかった結果、高宗は、議政府大臣を電撃的に交替したうえ、武衛所に集中された軍権を趙寧夏・閔奎鎬らに統轄させるとともに、財政の主管を金世均と李承輔から閔致庠・閔奎鎬・金輔鉉に転換を図ったが、こうした政治的変化は1874年後半期から1875年前半期にかけて行われていたのであった。

第二に、高宗親政初期に高位官僚として活動しながら高宗の権力基盤になっていた主な政治勢力は、大院君政権から抜擢・重用されていた家門の人物であった。これは、大院君が高宗の即位初期から権力基盤として確保していた宗親・璿派の全州李氏、外戚の驪興閔氏・豊壌趙氏、そして安東金氏までがすべて高宗の権力基盤として再編成・強化されていたことを意味している。こうした大院君政権期の権力家門が高宗の基盤として維持されたのは、最初から全州李氏・驪興閔氏・豊壌趙氏という大院君と同一の親戚・姻戚関係を持っていた高宗の状況と、急速な統治権回復によって、大院君の権力基盤をそのまま受け継ぐしかなかった高宗の親政宣布の過程に、その原因があった。大臣と六曹判書、議政府堂上、かつ各軍営の大将の名簿から表れているように、親政初期における高宗の権力基盤の大部分は、大院君政権期からすでに判書、あるいは参判級以上に就いていた高位官僚であった。しかし、その中でも、とりわけ参判級の人物の重用が拡大されたのは、高宗の権力基盤上の世代交替、すなわち君主を中心として新たな政治勢力が成長していたことを表していると言える。

第三に、高宗の政治的基盤はこのような権力集団の急速な世代交替によって、政治勢力との間の不和を引き起こしていた。崔益鉉上疏をきっかけに一挙に統治権の回復を宣言して新たな政治勢力を形成する余裕のなかった高宗は、大院君政権期の政治勢力を権力基盤として確保しつつ、主要官職の編成においては果敢な世代交替を断行した。それは、宗親の李最応・李載元、安東金氏の金炳国・金炳始、驪興閔氏の閔致庠・閔升鎬・閔泳穆・閔台鎬・閔奎鎬・閔謙鎬、豊壌趙氏の趙寧夏・趙成夏、光山金氏の金輔鉉を中心に行われており、彼らの大半は30代から40代の少壮官僚であった738)。高宗の親政以後、このような少壮官僚層が六曹判書と各軍営の大将や、議政府堂上の要職を急速に掌握していったことは、彼らと元老・長老官僚との間で権力の主導権をめぐる対立・衝突につながらざるを得ず739)、特に軍事分野への少壮官僚の登用は、既存権力集団の反発をもたらしていた740)。言い換えると、閔致庠が長期間にわたって戸曹判書を歴任し、金輔鉉・金炳始・閔謙鎬・閔台鎬が宣恵庁堂上をほぼ独占して財政権を掌握したうえで、中央軍営の大将と武衛都統使に30代の閔奎鎬と趙寧夏と、60代の李景夏・申櫶らが同時に任命されていた状況は、財政運用と軍政をめぐる政治勢力の対立を余儀なくさせたのであった。

このような新旧、あるいは元老・少壮官僚との間における軋轢は、権力の中心が父から子に移転される過程で起きた不可避な出来事であった。しかし、高宗の、大院君政策の大々的な変更と特定人物の重用をつうじた君主中心の権力の再配置作業が、既存政治勢力との妥協・理解の不足したまま急速に推進され、こうした不和と葛藤を更に深化させたのは間違いないだろう。

第四に、高宗の親政以後には大院君政権期に登用が拡大された南人・北人・武臣集団の影響力の減少と地位格下げが進んでいった。南人・北人・武臣の政界進出の拡大は大院君の政策の意図によることであり、彼らが大院君の忠実な権力基盤になっていただけに、大院君勢力の

---

738)1874年を基準に数え年で数えて、李最応(1815～1882)は60才、李載元(1831～1891)は44才、金炳国(1825～1905)は50才、金炳始(1832～1898)は43才、閔致庠(1825～1888)は50才、閔泳穆(1826～1884)は49才、閔升鎬(1830～1874)は45才、閔台鎬(1834～1884)は41才、閔奎鎬(1836～1878)は39才、閔謙鎬(1838～1882)は37才、趙寧夏(1845～1884)は30才、趙成夏(1845～1881)は30才、金輔鉉(1826～1882)は49才であった － 金炯洙「高宗の親政と開国政策研究—1873年～1876年—」(『梨大史苑』33-34、2001)、pp101～102の≪註49≫を補充・提示した

739)宋安鍾は、1874年の日朝交渉再開の要因を分析するなかで、在京両班官僚内部の対立が内政のみならず、外交政策の変化を規定したと論じた後、特に、武衛所創設が長老・中堅官僚と戚族少壮官僚との対立をもたらして、日朝交渉にも及んだと分析した － 宋安鍾「1874年の朝鮮政府の日朝交渉再開要因」(『阪大法学』45-6、1996)、pp1021～1023

740)武衛所を設置する時、朴珪壽は、訓錬大将の李景夏が軍士を動かすことに老錬な将軍であることを強調し、李景夏に宿営軍を担当させることを求めたが、高宗は禁衛大将趙寧夏を武衛都統使に任命した(『承政院日記』1874(高宗11) 5 25、次対)。李裕元は、江華道鎮撫営の大将が申櫶から江華留守趙秉式に変わったことに対して、大将は適任者を得ることが重要なのに、高宗の措置以後に必ず軍心の瓦解があるだろうと述べて、高宗の鎮撫使交替に対する不満を表した(『承政院日記』1874(高宗11) 7 30、次対)。1875年8月29日、李最応は当時の永宗島事件を取り上げて、永宗島の守備があまりにも手薄になったと慨嘆し、軍隊には何よりも統率する適任者の任用が大事であると強調し、高宗の不適切な軍将の人事を間接的に批判した(『承政院日記』1875(高宗12) 8 29、次対)。これらは、高宗の将臣の交替、それも宿将ではなく少壮官僚を登用したことに対する、不満や反対の表明であったと言えよう

弱体化と君主中心の統治権強化を求める高宗にとって、彼らは抑制されるべき対象となった。また、洪淳穆の領議政の辞任以後に強化された老論勢力の結集が高宗の統治権回復の背景として作用したことから、高宗は老論勢力を配慮し、彼らを権力基盤に吸収・拡大する必要があった。その上、高宗の安定した権力基盤の驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚と、最高の協力者の金輔鉉が老論であり、高宗が政治的パートナーとして必ず協力すべき当代の最大の権力家門の安東金氏が老論である状況のなかで、高宗が老論を中心として政局を運営しようとするのは当然であった。それゆえ、統治権回復の以後、高宗は南人・北人の登用を縮小し、武臣の役割・地位を制限して、大院君の基盤解体と君権の確立を同時に図っていたのであった[741]。

高宗は親政を宣布した後、一刻も早く大院君の勢力を弱体化させて、君権を安定・強化しようとした。こうした目的を達成するため、彼は大院君政権の政治集団と権力中心勢力に対する再編に着手した。親政初期の政府高位官僚の構成から表れているように、当時高宗の権力基盤は大院君政権期からの宗親・璿派、驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚、安東金氏・光山金氏・大丘徐氏などの老論が中心となっていた。高宗は、大院君政権下の主要政治集団を親政体制に積極的に編入させると同時に、彼らを利用して親大院君勢力を政界から退出させていた。また、大院君政権期からの少壮官僚を側近勢力として形成して、彼らに人事・財政・軍事権を集中させることを以て、君主の権力基盤の安定と円滑な政策推進を試みていた。そして、その過程で起きた大院君還宮上疏事件と日本書契受理問題をきっかけに、多数の親大院君勢力が除去され、親政初期における高宗の権力基盤の確立作業が一段落した。

(2) 軍政の改編をつうじた軍権の掌握の企図[742]

高宗が親政を宣布して一ヶ月後の1873年12月10日に景福宮に大きな火災が発生した。また、1874年11月、高宗の親政宣布に多大な寄与をした閔妃の兄である閔升鎬が謎の爆死を告げ遂げた[743]。このような事件は、高宗に大院君勢力に対する不安と警戒心を高め、周辺守備の強化と軍権の掌握に対する重要性を痛感させた。高宗が親政を宣布した当時、大院君は武

741)このような現象は宗親・璿派の全州李氏においても表れて、大院君政権期に比べて、少論・南人・北人の全州李氏の登用が減った反面、老論の全州李氏は持続的に大きく活動していた。それは、1874年までも貢市堂上・宣恵庁堂上・武衛所提調を兼任して、高宗の講官として活動するとともに宗親・璿派の業務を主管していた李承輔(南人)が、1875年7月に大院君の帰京問題に巻き込まれて、政界から退陣したことも関連していた。このような状況の中で、高宗は宗親・璿派勢力を登用する場合においても、慎重を期するようになったと考えられる

742)高宗の親政初期の軍事政策に関する先行研究は、裴亢燮『19世紀朝鮮の軍事制度研究』(国学資料院、2002)、崔炳鈺『開化期の軍事政策研究』(景仁文化社、2000)、강성문「朝鮮後期の江華島関防論研究」(『陸士論文集』56-2、2000)、張暎淑「高宗親政初期軍令権の推移と軍制改編(1873~1884)」(『史学研究』58・59、1999)などがある

743)以後、領選使として清に滞在していた金允植は、壬午軍乱の知らせを聞いて、軍乱の背後として大院君を指名したうえ、高宗親政以後の宮殿火災と閔升鎬の死亡の背後も大院君であるという嫌疑を持っていると述べた -「興宣君李昰応、是寡君之本生父也。…素日詭謀、即図奪権柄之計、而甲戌以来、結党蓄謀、形跡屢著、再次放火於王宮、或使人衝火於国戚信臣之家、指目皆帰」(『清季中日韓関係史料』2、#485-2)、p771

臣待遇改善政策と三軍府をつうじて軍権を拡大・掌握しており、1874年5月、すなわち高宗が統治権を回復した以後にも雲峴宮で武器を直接に製作するほど、人的・物的資源を所有していた744)。こうした大院君に集中されていた軍権を自分に吸収・回復し、大院君の影響力を弱体化させて君主の権力基盤を安定させるため、高宗は大院君政権期に行われた様々な軍事政策の見直しを試みるようになった。

高宗は、大院君によって登用された武将勢力や全国の増強された軍営が大院君の権力基盤になっていると判断し、武臣集団と軍営の改編を急ぎ、大院君勢力の抑制・解体を図った。彼は、兵曹と中央軍営の大将に側近勢力を任命して、君主が軍権を行使できる基盤を形成するとともに、武臣の地位・役割を再調整し中央・地方の軍営を改編して、大院君の影響力を縮小しようとした。その上で、親衛軍を設立して、そこに軍人・軍需を集中させることを以て、君主が軍政を直接的に総轄できる環境を整えようとした。

ここでは、高宗の軍政政策を、大院君政権期に実施された政策の改編作業と、武衛所設立の二つを中心に考察する。そして、高宗の親政初期における軍事政策の目標と志向が何であったのかを分析して、それが君主の統治権の安定・強化に集中されていたことを明らかにしたい。

高宗の軍事政策の目標は、政界改編と同じく、大院君の勢力基盤の弱体化と自らの軍権掌握にあった。こうした意図の下で、高宗の軍事政策は大きく、武臣の地位・活動の規制と既存軍政・軍営の改編を通じた三軍府の有名無実化と、君主の軍政統轄のための親衛隊の形成と拡大の方向へ展開していた。これは、軍需拡大・軍備増強などの軍事力強化に基づいて統治権を強化しようとした大院君の軍事政策の変化が不可避になったことを意味していた。

高宗は大院君の軍政に対する影響力を抑制して権力基盤を崩壊させるため、大院君政権期に行われた軍制の改編作業に着手した。高宗は、まず、大院君の軍事基盤である三軍府の弱体化をつうじて、大院君の軍政への影響力の行使を阻止しようとした。そのため、高宗は、実質的に三軍府を管掌する三軍府提調と有司堂上を兼任していた中央軍営の大将や統制使・鎮撫使・捕盗大将などの地位と役割に対する規制を図った。

1873年12月11日、李景夏(全州李氏/老論/武臣)を禁衛大将に任命した高宗は、翌年1月6日には吳顯文(海州吳氏/少論/武臣)を摠戎使に登用したうえ、1月19日に、李景夏を訓鍊大将に、趙寧夏(豊壤趙氏/老論/文臣)を禁衛大将に抜擢して、御営大将であった梁憲洙(南原梁氏/老論/武臣)を除いて、中央軍営の将臣を再編した。また、1874年1月4日には禁軍別将に白楽貞(水原白氏/老論/武臣)を、1月12日には左邊捕盗大将に李景夏を登用し、2月27日に右邊捕盗大将に趙寧夏を任命した後、3月16日には白楽貞に担当させた。中央軍営のみならず、

744)延甲洙「大院君執権期(1863~1873)西洋勢力に対する対応と軍備増強」(ソウル大学博士論文、1998)、pp192~194

宮殿守備と都城内の警備を担当する禁軍別将と捕盗大将をも交替して、中央の守備を強化しようとした高宗は、1873年12月25日に統制使に李周喆(全州李氏/老論/武臣)を、1874年1月6日に鎮撫使に申櫶(平山申氏/老論/武臣)を任用して、三軍府の基盤となる中央・地方の主将の大部分を入れ替えた。親政を宣布した直後から行われた三軍府の堂上・提調を担当している中央と地方の将臣の交替作業は、大院君政権期の軍政を改編して、君主が三軍府を主導できるようにするためであった。

高宗は、三軍府の有司らを再編する前に、すでに軍営大将の品階を判書より低い従二品に復し、三軍府の機能の縮小を図っていた。1873年12月24日、彼は大院君政権期に調整された兵曹判書の禁軍別将の任期と武将の品階上昇問題に対して異議を提起した。

高宗　「兵曹判書と禁軍別将に決まった任期があるのは旧例でない」
李裕元「銭布を担当する衙門でありますがゆえ、頻繁に交替しないようにしようとする意でございます」
高宗　「大将になれば正卿になるのも古例ではない」
李裕元「すでに正卿になった人はすべて皆当然なれる人でございます。どうして不可でありましょうか」
高宗　「亜卿・亜将が大将になれば、すぐ兵曹判書に推薦されるのも古例ではない」
李裕元「前は宿将が多くその任に就いていました。これはその例でございます」
高宗　「今、旧例に復しようとするが、大臣の意見はどうなのか」
李裕元が朴珪壽を振り向いてから「これは当然退去してから議論して定めるべきでございます」
高宗　「伝教を以てすればどうだろう」
李裕元「下教が甚だ好ましいでしょう」
高宗　「兵曹判書と禁軍別将に決まった任期があるのは古規ではない。また、亜卿と亜将が大将に任命されれば、正卿になって直ちに兵曹判書に推薦されるのも古法ではない。これは度を過ぎたようであるため、ならびて旧例に復して施行せよ。今、亜卿の登壇の定式によって、当然同知三軍府事に任命すべきである」745)

ここで、高宗は、兵曹判書と禁軍別将の任期の規定と、亜卿と亜将が大将に昇進した後、正卿の品階に昇って直ちに兵曹判書に推薦されることがすべて旧例ではないと強調し、変更以

745)「予曰、『兵曹判書禁軍別将、定朔数皆非旧例矣』。裕元曰、『以銭布衙門故、不欲頻遞之意也。予曰、『登壇則為正卿亦非古規矣』。裕元曰、『已為正卿之人、皆当為之人也、有何不可乎』。予曰、『亜卿亜将之登壇後、直擬兵判此是非古例矣』。裕元曰、『在前宿将或多為之此其例也』。…予曰、『今欲復旧例、卿等之意何如』。裕元顧謂珪寿曰、『此当退出論稟耶』。予曰、『以伝教為之則何如』。裕元曰、『下教甚好矣』。予曰、『兵曹判書禁軍別将、之定朔数非古規、且亜卿亜将之除拝大将、則依例陞正卿、直擬兵判、亦非古法。有似太濫、並復旧例施行。今以亜卿登壇定式、則当以同知三軍府事下批』(『承政院日記』1873(高宗10) 12 24)

前の状態に帰させることを命じた。そして、現在の大将を従二品である同知三軍府事に任命することを指示した。これによって、将臣の品階は、正二品資憲大夫から従二品嘉善大夫になって、正二品知三軍府事ではなく従二品同知三軍府事を兼任するようになったが、これは、大将のみならず、彼らが担当する三軍府の地位と権限を弱める措置であった。

こうした高宗の指示に対して、李裕元は、大院君政権期の規定変更はすべてそれなりの理由があり、退去後に相談して定めると申し上げて、反対の意見を呈した。しかし、高宗は李裕元の反論を押しきって、即時に命令を下し、大院君政権期に行われた軍政政策に対する変更の意を明らかにした。この時の高宗の態度は、以前自らが兵曹判書と禁軍別将、大将の重要性を強調しながら、直接に彼らの任期を延長して品階の上昇を主導したことに照らし、認識の急な転換であると言わざるを得ない。こうした高宗の変化は、親政初期における彼の軍政改革の意図が、大院君の軍事的基盤である三軍府を弱めて、軍権と中央軍営の大将を自らが統制しやすい条件を整えることになったことを表している。結局、大院君政権期に推進された軍事政策を否定して大院君の軍権掌握の名分を損なうことを以て、軍権を大院君から自分に移転しようとした高宗は、兵曹判書・禁軍別将の任期を縮小して、大将の地位を格下げさせるなどの、旧例への復帰を図っていたのであった746)。

大将の品階を判書より下に定めることからはじまった、高宗の武臣の地位と役割の弱体化・制限政策は、その後も持続的に推進された。1874年1月13日、高宗は李裕元の建議によって、将臣と亜将が出勤はもちろん、私的に移動する時も便輿に乗ることを禁じるように命じた747)。また、同月25日には、文臣を武将職に任命してもよいと論じて、文臣を大将に登用しようとした。

高宗　「権慄は文官家であったのか」
李裕元「権慄は元々文臣でございましたが、元帥になったため、武臣としております」
高宗　「その時は文臣が元帥になったのか」
李裕元「その時は文臣が多く任命されていました。臣の先祖(李恒福)は嘗て大臣を以て都体察使748)になって元帥を兼任しました」
高宗　「都体察使は元々大臣の職である。元帥は品階が低いのに、兼任していいのか」
李裕元「元帥は品階がなくて、二品以上であれば皆がなれます」
高宗　「権慄の後孫が武家になったのは、必ず近来からであろう」
李裕元「権慄は大臣の子でございましたが、彼の後孫は皆蔭仕[蔭官]となって、権容燮の

746)兵曹判書は軍政の人事権を管掌する重要なポストであったため、任期の規定が廃止されてからも頻繁な交代は行なわれなかった。高宗親政前後における兵曹判書の歴任者は1873年10月6日から徐相鼎、1874年9月16日から李載元、1876年6月27日から徐堂輔、同年8月11日からは金炳始である。その反面、禁軍別将は数ヵ月を越えず頻繁に交代されていた
747)『承政院日記』1874(高宗11) 1 13
748)朝鮮時代の戦時に設置した最高の軍司令官として議政が担当した。正一品が都体察使、従一品が体察使、正二品が都巡察使として任命されていた

父が筆を投げた[749]のです」

高宗　「筆は投げたのは、その家が貧しかったためなのか」

李裕元「そうでございます」

高宗　「近来は文官の将臣がいないのに、昔は多かった。どうしてであろうか」

李裕元「昔は将薦があって、文臣が兵使・水使になった者が多かったです。近来はこのような法がございません」

高宗　「文臣として用いる才能が有れば、試しに武職を兼任させても、できないことはなかろう」

李裕元「もし文臣が大将に任命されれば、武臣の臨む官職がなくなる恐れがあります」

高宗　「武臣は将任の外には、果して他の品階の高い官職が無い。…昔の人々の中では(文武の)兼備した人材が多かった。国の用人には本来文武の間がない。しかし、もし別薦として特別に登用されたら、その家門が将来武家になるため、楽しまないようである」

李裕元「平常の時には、必ずしもその例を用いなかったでしょう」[750]

ここで、高宗は、昔は文臣を武将に登用しており、国が人材を登用するにおいて文武の区別はないという理由で、文臣を大将に任命してもよいと主張した。すでに、彼は、大院君政権期には武臣のみで構成されていた中央軍営の大将に、文臣の趙寧夏を御営大将に任命しており、それ以後は中央軍営と武衛所の主将に文臣を大いに登用していったが、この日の発言は、こうした自分の行動を正当化するためであったと考えられる。

高宗は、大院君政権の時、武臣の重要性を強調して、『三班礼式』まで刊行・配布して、武臣に対する差別的な制度と雰囲気の改善に率先して務めていた。しかし、大院君政権期における様々な武臣待遇改善政策の樹立・主管者は ― たとえ高宗が積極的に支持して教旨を下していたとしても ― 大院君であった。そのため、親政宣布以後、大院君の軍事政策が君主の統治権確立に阻害であると判断していた高宗は、武臣登用政策を見直し、武将に文臣を、特に側近勢力を大いに登用して軍権を掌握しようとしたのであった。

高宗が本当に文臣を武臣より信用して優待すべきであると考えていたのかは別にして、文臣を

749)「投筆」は文筆を捨てて武事に従うこと、すなわち、武官となることを意味する

750)「予曰、『権慄本是文官家耶』。裕元曰、『権慄自是文臣、以其為元帥、故似武臣也』。予曰、「其時文臣、亦為元帥乎』。裕元曰、『其時多以文臣為之。臣先祖嘗、以大臣為都体察使兼為都元帥矣』。予曰、『都体察使固大臣之職也。元帥階卑、亦可兼帯耶』。裕元曰、『元帥無階二品以上、皆可為之矣』。予曰、『権慄後孫之為武家、必自近代矣』。裕元曰、『権慄乃大臣之子、而其孫皆蔭仕、権容燮之父、始投筆矣』。予曰『投筆以其家貧故耶』。裕元曰、『然矣』。予曰、「近無文官将臣、而古多。有之何也』。裕元曰、『古有将薦以文臣為兵水使者多。而近無此法矣』。予曰、『文臣有可用之才、則兼試武職、亦未為不可也』。裕元曰、『文臣若為将任、則武臣恐無可做之官矣』予曰、『武臣則将任外、果無他秩高之官矣』。…予曰、『古人多有兼全之才矣。国家用人固無文武之間、而若別薦特用、則其家将為武家、似或不楽矣』。裕元曰、『平常之時、不必用此例』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 25)

大将に任命すると述べた後、彼は各軍営の主将を文臣に交替していった。当時、軍政を管掌する職に就いていた代表的な文臣をあげてみると次のとおりである。

兵曹判書：徐相鼎(1873 10 6) / 李載元(1874 9 16) / 徐堂輔(1876 6 27) / 金炳始(1876 8 11) / 閔謙鎬(1877 9 16) / 金輔鉉(1878 7 4) / 李載元(1878 7 20) / 宋近洙(1879 7 29)

訓鍊都監大将：趙寧夏(1875 1 25)

御営大将：閔奎鎬(1875 2 14) / 金炳始(1878 12 8) / 閔謙鎬(1880 4 20)

禁衛大将：趙寧夏(1874 1 19) / 閔謙鎬(1878 7 4)

武衛都統使：趙寧夏(1874 7 4) / 閔奎鎬(1875 8 6) / 金炳始(1878 6 26)

武衛所提調：李承輔(1874 7 10) / 金輔鉉(1875 3 15) / 金炳始(1877 9 26) / 尹滋憙(1878 8 28) / 閔謙鎬(1879 12 29)[751]

上記の兵曹判書と中央軍営の責任者の文臣名簿から分かるように、高宗は大院君政権期には武臣のみが任命されていた軍営の主将に、摠戎使を除いては文臣を登用していた。そして、大院君政権期には武臣の申櫶(1864年6月26日～1865年1月)、李圭徹(1865年12月27日～1866年7月20日)、李景夏(1869年6月30日～1871年4月1日)らも任用された兵曹判書に、高宗はすべて文臣を任命していた。特に、高宗は、1874年7月に宮殿宿衛軍として新設された武衛所の主将と提調に文臣を登用して、文臣中心に軍政を運営しようとした。後述するが、武衛所は、高宗が警備を強化するため設置した親衛軍であり、彼は武衛所に軍士・軍需などを集中させて軍事的基盤を強化していた。こうした武衛所の管理者に文臣が、それも外戚や宗親が主に配置されたことは、高宗が文臣の側近中心に軍権の掌握を図ったことを表している。要するに、高宗は武臣の地位を格下げさせて、彼らの政治的活動を制限することで、大院君の勢力基盤を弱体化して、自らの統治権を安定させようとしたのであった。

その上、高宗は、三軍府が推薦権を持っており、三軍府提調として次対に参席していた捕盗大将に対しても、旧例を回復することを求めた。彼は、捕盗大将による政府堂上の兼任、すなわち捕盗大将が兵曹判書と同じく三軍府提調を例兼するのは旧例ではないと強調し、捕盗大将に対する規程の変更を提案した。

高宗　「捕盗大将が政府堂上を例兼するのは、既に旧例ではない。どうすればいいであろうか」

李裕元「以前、備局堂上の時に捕盗大将の兼任はたまに可能でした。政府堂上に至っては、果して不当でございます。前は次対の日に、捕盗大将がただ闕外で命令を

751)『承政院日記』『日省録』『高宗実録』から作成。( )は任命日

待つのみでありました。最近は、堂上を例兼しているがゆえに、例に依って筵席に登っております」

高宗　「誠にそうだ。武臣は大将に任命されなければ、政府堂上を兼任できないようにすべきである。今から始めるべきである。捕盗大将の政府堂上(兼任)を免ぜよ。今日の筵席の説のうち、この条項を朝紙に頒布せよ。亜将の径行疏[決まった格式と手続を経ない上疏]と尋単[官僚が休暇を請うこと]は、例があるのか」

李裕元「昔にはありましたが、近来にはありませんでした。7・8年前から再び行なっております」

高宗　「将臣の辞職上疏には、また例があるのか」

李裕元「文官将臣の辞職上疏はありますが、武官将臣は近日になって為されております。昔は、正卿将臣に事があれば、始めて上疏をすることができました」

高宗　「そうか」

金奎弘「この条も筵説の頒布の中に入れましょうか」

高宗　「頒布しないと雖も、当然そうしてはならないことである」752)

ここで、高宗は捕盗大将の政府堂上の例兼が旧例ではないとして、捕盗大将の政府堂上兼任を廃止した。また、武臣は大将にならなければ、政府堂上を兼任できないようにすることを定式化した。上の会話から窺えるように、捕盗大将は政府堂上を例兼して、次対に公式に参加していたが、高宗は捕盗大将の政府堂上の例兼を廃して、捕盗大将が次対に参席できないようにした。これは、三軍府が推薦して三軍府提調を兼任していた捕盗大将の政治参与を制限するための措置であった。その上、高宗は、武臣将臣や亜将の上疏提出にも問題を提起して、将臣[軍営大将]が文臣のように辞職上疏を呈することを禁じて、将臣や亜将の地位を低下させようとした。

大院君の軍事的基盤の解体を図っていた高宗が、同時に力を注いだ問題は自分の軍事的基盤の確保であった。前述したように、高宗の親政宣布の直後に、景福宮では原因不明の大火事が発生しており、彼は自己の身辺を常に懸念していた。したがって、彼は親衛軍を設置して、王の周辺の警備を厳重にするとともに、自らが軍政を統制できる基盤を作り出そうとした。高宗は親衛隊の形成を言い出す前から、軍兵の増強と精鋭兵の養成、かつ護衛軍の問題に至大な関心を寄せていた。1874年3月20日、彼は軍士の武芸の熟練に実質的な効果があるように

752)「教曰、『捕将之例兼政府堂上、既非旧例。則似渉如何矣』。領議政李裕元曰、『前日備局堂上、時以捕将而兼帯、猶或可矣。至於政府、則果不当矣。曹前次対日、捕将只待令於闕外而已矣。近日則例兼堂上、故依例登筵矣』。教曰、『誠然矣。武臣非拝大将、則不可兼政府堂上、自今為始。捕将之政府堂上減下也』。教曰、『今日筵説中、此条頒布朝紙』。予曰、『亜将径行疏及尋単、有例乎』。裕元、『近古則有之近古無之。七八年来復行之矣』。予曰、『将臣辞疏、亦有例乎』。裕元曰、『文将臣辞疏、而武将臣近日為之矣。古則正卿将臣有事、始可上疏矣』。予曰、『然乎』。奎弘曰、『此条亦入於筵説頒布中乎』、予曰、『雖不頒布、自当不得為之也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 4 25、日講)

することを力説したうえ、仁祖代に設置された扈衛庁は本来3庁であり、勲戚を大将に任命したと述べ、護衛軍隊の数が多かったことを唱えた。また、中央軍営と鎮撫営の運営制度や訓練状態について尋ね、軍料の不足を心配した753)。4月5日には、非常時に備えることを強調したうえで、我国の軍事制度が粗末であると語り、兵曹判書と戸曹判書が軍額の増員と軍料の増加の問題を議論するように指示した754)。4月12日にも、訓錬都監の軍料の支給に対する命令の施行や、軍額の増員問題に対する責任者の論議の状況について尋ね、軍士の増員と待遇の改善を求めた755)。

高宗が本格的に宿衛軍の増設問題を持ち出したのは、捕盗大将の政府堂上の兼任廃止が行われた4月25日のことであった。李裕元との日講が終わった後、彼は宮殿警備を担当する軍兵の人数が少なすぎると唱え、宿衛軍を増員する方案を提示した。

高宗　「闕内の守直軍兵が四百名に過ぎず、つねに不足の憂慮があった。幾名か人数を加えるのが好いであろう。必ず(追加の兵士)が生計を立てる方策を立てるべきである」

李裕元「国の財用の枯渇が今のように深刻な時はございません。先ず給料の原資を準備してから議論すべきであります」

高宗　「各営軍の中で幾名かを抽出して、闕内の近処に入直するようにすれば、どうだろう」

李裕元「これは新設とは異るため、十分に行うことができます」

高宗　「もしそうすれば、規定外の仕事を苦しいとしないことができようか」

李裕元「あるいは料食を割り増し支給したり、あるいは本営の役を除外すれば、互に障碍となることはないでしょう」756)

ここで表れているように、最初に高宗が宮殿宿衛軍の話を出したのは、闕内を守る軍士の数

---

753)『承政院日記』1874(高宗11) 3 20、次対

754)「予曰、『我国軍制甚疏零、不得不変通参酌、加額似好矣』。…予曰、『我国士卒甚不精鋭、大国則必不如此矣』。…予曰、『江華軍卒、今可為精兵乎』。…予曰、『以丙寅事観之、軍制之名存実無、可知矣』。…予曰、『得軍心然後、始可用之也。我国軍兵料布、果無不足之歎乎』。…予曰、『与兵判戸判相議、加額与錬習之方、従長講究軍料、亦為爛議也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 4 5、次対)

755)この時、高宗はすでに軍士を増員して宿衛軍を設立する問題について構想していたと見られる。また、彼が軍料の支給を命じた訓錬都監所属の軍兵を、以後に宿衛軍として差出したことも注目される　-　『承政院日記』1874(高宗11) 4 12、召見奉審大臣李裕元

756)このように、高宗は武臣の地位と行動を規制する一方で、不足な政府財政の中でも、宿衛軍の増員を図り、大院君勢力からの脅威の防止と、君主直属の軍隊の形成を同時に図ろうとした　-　予曰、『闕内守直軍兵、不過四百名、毎有不足之慮。幾名間加数似好矣。必劃接済之方也』。裕元曰、『国用罄竭、若今時若。先得餼廩之資、然後可以議及矣』。予曰、『各営軍中、幾名除出、入直於闕内近処、則如何』。裕元曰、『此則与新設有異、優可行之矣』。予曰、『若然則以科外之事、得無苦之乎』。裕元曰、『或添補料食、或除本営之役、則似無相礙之端乎』」(『承政院日記』1874(高宗11) 4 25、日講)

が少なくて心配であるという理由からであった。高宗が宮殿守備を強化するため、何人かの増員を求めたのに対して、李裕元は深刻な財政難を口実に、費用が準備できてから論議すべきであるとして、反対の意を表した。すると、高宗は、各軍営から少しずつ兵士を差し出して、彼らに宮殿宿衛と本営の業務を同時に担当させることを提案し、李裕元の同意を得ることができた。高宗の宿衛軍に関する発言で注目される点は、それが政府官僚の大勢集まる次対で提起されず、李裕元が領事として出席した日講で行われたところである。高宗は政府財政が非常に困難であることや宿衛軍の設置に多大な費用がかかることを知っていた。すでに4月5日の次対で、彼が粗末な軍事制度を融通・参酌して増員を指示した時、李裕元は給料に必要な経費を用意してから増員の問題が論議できると申し上げており757)、高宗は宿衛軍の増設に対しても李裕元が同じ反応を示すことを察していた。そのため、政府堂上の多い次対ではなく、李裕元と個人的な相談が可能な日講で宿衛軍を人数を増やす問題を出して、新設ではなく各軍営からの差出しを提案し、李裕元を説得して彼の協力を得ることで、他の政府官僚の反対をも効果的に抑えようとしたのであった。しかし、高宗は以前から軍兵の増加や精鋭な軍事訓練に至大な関心を持っており758)、この時すでに親衛軍を形成して軍政を統轄しようとする意図を抱いていたと考えられる。

4月29日、高宗は再び守備軍の話を取り出して、その準備がどうなっているのかを尋ねた759)。李裕元は各軍営で私的に練習していると答えたうえ、守備軍の人数を決めることを求めた。高宗が、新たな宿衛軍を、現在闕内で守備を担当している部隊の中で唯一信用できる武芸庁と表裏をなして守備を任せるという意を示すと、李裕元はその数が多すぎれば、軍士を差出させられた各軍営が形を成さなくなると述べ、簡素にすることを求めた。この日の次対では、まだ宿衛軍が

---

757)「予曰、『我国軍制甚疏零、不得不変通参酌、加額似好矣』。裕元曰、『我国養兵之方、常患不贍餼廩之資。先為変通、然後始可議之矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 4 5、次対)

758)高宗が、とりわけ精鋭軍の養成に多大な関心を寄せていたことは、1874年1月26日の前鎮撫使金善弼との召見、同年3月20日と4月5日の次対における会話から窺うことができる

759)「予曰、『日前所教把守軍事、何以為之乎』。裕元曰、『各営私習、已皆為之。而把守軍数、今当稟定矣』。予曰、『何以議定則可乎』。景夏曰、『奉下教後、可以挙行矣』。予曰、『闕内把守軍定額入番、与武芸庁相為表裏、則好矣。而掖属中、惟武芸庁、緩急可恃者也』。裕元曰、『把守軍、不可不詳知根着、而抄入矣』。予曰、『無根着者、果不可為之矣』。景夏曰、『営門軍額、元皆有根着者也』。予曰、『入番軍数、将臣似已概有料量。而予当於各営軍案中、定数判下矣。果何如耶』。同知三軍府事趙寧夏曰、『如是判下、甚為妥当。若非特下処分、則何敢自下擅便乎』。予曰、『都数判下於軍案、則此乃政院出入公事也』。裕元曰、『軍数必須従簡為好。若至多数、則各営亦難成様矣』。予曰、『内門分武芸庁把守、外門則軍兵把守為宜。各営軍与武芸庁有異、恐難用左右番之例矣。武芸庁家在統内、而各営軍則家在各処。亦有興利資生者、自多難便之端也。武監猶患料薄、況各営軍料、尤為残薄者乎』。裕元曰、『聖教誠然矣。此亦分番輪回、而訓将乃宿将也、使之参酌挙行似好矣』。予曰、『従当判下於軍案矣。訓将挙行可也』。裕元曰、『把守処所、以某門幾名、某門幾名、書下然後、厥数可以入量矣』。予曰、『把守処所、則定数以後事也。軍案判下、則大臣必当見之矣』。裕元曰、『臣帯営門提挙、自当得見。而入番軍、当有食代之例矣』。予曰、『入番武芸庁糧米、自漕庁会計条餉中、貿米均庁。而各営軍、亦有糧米、磨錬然後可矣』。…裕元曰、『武芸庁与外営軍合処、則恐或有意外之釁矣』。予曰、『善為操束、則無此弊也』。裕元曰、『軍心不可、以強加操制。必也衆心相合然後、可以無弊矣』。予曰、『卿言是矣』。裕元曰、『此亦有統領者、可以操縦矣』。…裕元曰、『詳知闕内之事、無如武芸庁。若使統長領之、則必当善為挙行矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 4 29、次対)

何人であり、軍需費用をどのように調達するのか、などの具体的な内容までは提示されなかったものの、その準備が速やかに進んでいた様子を窺うことができる。

その後、武衛所の設立作業ははかどっていった。5月3日に高宗は、手薄な宿衛に対して筵席で命令を下したと語ったうえで、訓鍊都監歩軍の4哨を重陽門近所で守備するようにし、訓鍊大将が主管することを指示した760)。5月5日の日講では、高宗と領議政李裕元、戸曹判書金世均との間で宿衛軍の問題が具体的に論議された。高宗は守備軍500名を4・5番に分けて交替に当番を任せようとすると述べた後、闕内の宿衛が甚だ手薄であり、行幸の時には武芸庁の150名が王を護衛して宮殿の守備軍が多くないが、現在は元子もいるため守備軍を増やさざるを得ないと、宿衛軍の増設の正当性を強調した。これに対して、李裕元は、我が国の規則には定まった範囲がないので、守備軍も容易に軍制が整わないのではないか心配であると語り、再び慎重で簡素にすることを唱えた。高宗は、守備軍の軍料の支給を、武芸庁より一段階低いレベルにすることを定めるようにしたうえ、運営資金の調達については、外邑の隠結[徴税漏れの結税]や各営の免税から取る方法、砲糧米[鎮撫営運営のため徴収した米]の剰余や宣恵庁の別置木の剰余分の利用を提案したが、李裕元と金世均はこれらすべてがすでに所用が決まっていると上奏し、他所の収入に対する移転に反対した。守備軍の服装に対しては、高宗が武芸庁の服装と大同小異にすることを述べたが、李裕元は服装に差を置かざるを得ないと論じ、他の軍営と似たようにした方がいいと申し上げた。特に、李裕元は守備軍の食糧の準備に対して、皆が殿下の軍士であるため、守備軍の料米のために各営の銭穀と屯田を取らないようにすることを求めた。すると、高宗は、正祖の壮勇営設置の例を取り上げて、拡大しないようにすることが自分の心であると強調した761)。

---

760)『承政院日記』1874(高宗11) 5 3

761)「予曰、『把守軍五百名、似当分四五番輪回、而若以此添入於武芸庁之中、則亦有難便之端矣』。裕元曰、『然矣把守全、以訓局軍為定、聖意可以仰揣矣。武芸庁同是一営軍、則似無弊矣』。…裕元曰、『此営草創規模、未成故也。我国之無穀率、毎多如此、雖以今新定把守軍言之、軍制恐未易成様矣』。予曰、『闕内宿衛頗為疏虞。若値幸行時、武監一百五十名、例為扈駕、守宮者無多。今則又有元子、尤当加意、所以有此把守之挙矣』。裕元曰、『新定宿衛恐或、有流弊、不可不審慎者也』。予曰、『当使訓将主管、而另加操束、則可以無弊矣』。裕元曰、『凡百務従簡約、始可無弊矣』。予曰、『入番糧米、若得区処則好矣。武監二百名糧米、為五百余石、則今此新定軍料、当為武監之次等矣』。裕元曰、『此不可無次等矣。番糧区劃、臣則計窮不知所出矣』…予曰、『外邑隠結与各営免税、或有可所用之道乎』。裕元曰、『隠結挙皆為外邑支用、免税則年前皆已還収矣』。予曰、『砲糧米剰余、入於儲留庫乎』。世均曰、『此亦有宗親府移送条、而入於儲留庫矣』。予曰、『恵庁別置為千石、戸曹別置為五百石矣』。…予曰、『恵庁別置木、則毎年二十同有剰余矣』。裕元曰、『此皆政府別置、而入于不恒経費、非政府所用矣』。仍奏曰、『把守軍服色、未知何以磨鍊乎』。予曰、『当与武監服色、大同小異矣』。…裕元曰、『武芸庁服色、果甚便好。然武芸別監、有待令服色、有門武監服色、又有藍輿武監服色。差等之別、則新定把守軍服色、何可与武芸庁相似。只当与他軍相似、勿使迥異常制、有迥観瞻好矣』。予曰、『卿言是矣。門旗手服色、既有内供氈笠之制。然番料果何以区処耶。武芸庁番糧、曾買均庁米、以磨鍊者也』。裕元曰、『番糧区処、勿以各営銭穀挙論好矣。各営軍莫非殿下之兵也。若取各営銭穀屯土、以為入番軍料米、則各営軍心、能無向隅之歎乎』。予曰、『但知把守軍。而不念他営、則豈其可乎。予之本意、亦如此也。正廟朝初、設壮勇庁時、軍料凡百不欲煩、経費以内司屯結入用、及其罷也、出付均庁矣』。裕元曰、『壮勇設営、自有不得不然之端。憲

この日の高宗と李裕元の会話から表れているように、高宗は現在の守備軍が不足で手薄であるため増設が不可避であり、正祖の壮勇営に倣って宿衛軍を設置するのに問題がないと、宿衛軍設置のための正当性を訴えていた。これに対して、李裕元は繰り返し慎重で簡素にすること、経費の策定が容易ではないこと、武芸庁と差を置くべきこと、憲宗も正祖に倣って摠衛営を設置したが弊害が多くなったことを強調し、高宗の守備軍の増設に憂慮を表した。李裕元は、高宗の意思に従って、宮殿守備の強化に同意してはいたが、当時の深刻な財政難や君主親衛軍の問題点を承知していたため、最初から守備軍の拡大の阻止と、軍紀綱の確立を継続して唱えたのであった。

このような状況のなかでも、宿衛軍の設置問題は高宗の計画どおりに進んでいた。5月17日、訓鍊都監の歩軍4哨の選抜に対する報告に引き続き[762]、5月19日に、高宗は、都監把守軍の設置にかかる費用を戸曹から調達せざるを得ないと述べ、訓鍊大将李景夏が服装の用意にかかると申し上げた一万両を、戸曹から支給することを指示した。また、銭と布を豊かに具備すべきであるとして、議政府が適切に措置し、明日から守備軍の居所と装備を備える作業を始めるように命じた。この時も、高宗は、費用の節約に努めたため、5哨のみを設置して、毎哨ごとに百人を越えないようにしていると強調し、守備軍設置に対する懸念を抑えようとした[763]。

このように、高宗は、現在の手薄な宮殿守備の状況と、正祖の壮勇営の設立の例を挙げて、宿衛軍の設置の正当性を力説するとともに、それを拡大しないようにしていると主張したが、実際にはその増加が推進されていた。これは、高宗の守備軍設置の目的が、親衛軍の形成による軍権の掌握にあっただけに、当然の成り行きであり、結局大臣らの反発を引き起こすこととなった。5月25日の次対で、高宗は守備軍の当番を今月から任せようとしても軍料が用意できてから可能であると論じ、当番の分配、戦笠の供給、服色の模様、軍料・武器の準備方法、規定の成立などについて政府官僚らと相談しようとした。すると、右議政朴珪壽は、「近日、筵席で毎回守備軍のことで何度も教旨があったが、これは単に宿衛の兵丁を増やすことに過ぎない。下から挙行することが、本来甚だ難しくなく、糧料と服色の器仗なども次第に節目を整えることができる」と述べ、宿衛軍の設置に関する問題を政府官僚に任せることを求めた。その上、彼は、高宗の宿衛軍設置の本当の意がどこにあるのか分からないとし、高宗が親兵を作り出して直接に統率するのか、あるいは将臣によって統領させようとしているのかを尋ねた。これに対して、高宗は昨

廟朝摠衛営、未始不出於継述之意、而後弊滋多。故不幾何天心悔悟、嘗欲罷之而未果。伊時臣所詳知者也』。予曰、『其時事、大臣当詳知。而予之心亦不欲張大也』(『承政院日記』1874(高宗11) 5 5、日講)

762)『承政院日記』1874(高宗11) 5 17、訓鍊都監啓

763)「上曰、『都監把守軍設置事、近已屢飭。而府用不得不自戸曹辦給矣』。裕元曰、『若不取用於戸曹、則果無従他措辦之道故、已与訓将有府議及者矣』。…李景夏曰、『…戦笠軍服之其当、不下万両矣』。…上曰、『銭与布、不可不従優辦備。政府量宜措処、居接処諸具措備。自明日為始、無至稽緩可也』。…上曰、『此制務従省費、故只設五哨、而毎哨無過百人矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 5 19、御春塘台行館学儒生)

年の冬の火事を挙げながら、宿衛の脆弱な弊が表れたため、守備を増設しようとする意を持つようになっただけであり、守備軍の取締と規律は将臣に担当させると答えた。朴珪壽は高宗の話が妥当であると強調したうえ、五百の軍兵が元々訓鍊都監の軍士であり、訓鍊大将が軍務に老練な将臣であるため、彼に軍隊の統率をはじめ、他の軍糧料・服色などの問題を任せて施行させることを求めた。また、宿衛軍を拡大しようとしていないのかを聞き、世間でこれを疑っていると上奏した。高宗は、すでに訓鍊大将に命令を下しているので、拡大するわけがない、世間はこのことを知らないため疑っていると、朴珪壽の懸念と世間の疑惑が根拠のないことであると主張した764)。

高宗が李裕元に守備軍の増設を提案してからわずか1ヶ月で、このような疑惑が生じたことは、高宗の宿衛軍の設置過程が如何に速やかで大規模に行われていたのかを表している。財政不足によって景福宮の修理さえ中止された状況で、すでに訓鍊都監からの500人を差出して宿衛軍が形成されていたことは、政府官僚はもちろん世間に、高宗の親衛隊の形成に対する疑問を引き起こすに十分であり、朴珪壽の発言はこれを代弁したものであった。

このように、守備軍設置の拡大に対する憂慮が広まるなかでも、守備軍の増設に必要な経費と手続に関する論議は継続して行われた。6月9日、李裕元は鎮撫営の軍需に使われる砲粮米の剰余分700石を、守備軍の粮料のために訓鍊都監に支給することを上奏した後、世間の疑惑が高まっている状況を伝え、規模と式例を定める時、なるべく簡素にして弊害の発生の余地を塞ぐべきであると強調した765)。6月13日には、守備軍の服色の用意のため、以前の清銭10万両の支給のうえで再び10万両の追加支給が命じられたうえ、舟橋司の雑卜米、鎮撫営にある木綿と米の一部を使う方案も模索された766)。また、6月20日、高宗の守備軍の信蹟[印章]を作ろうと

---

764)「教曰、『把守軍、雖今月将欲入番、而糧料区処然後、可以為之也』。…「珪寿曰、『近日筵中、毎以把守等節、屢煩聖教。是不過選兵丁増宿衛之事。則在下挙行、本非甚難。而糧料服色器仗等事、亦次第節目、可辦者也。第未知聖意所在、将以此輩作為親兵、而自将之乎。抑使将臣操。其節制、而統領之乎』。予曰、『此果出於宿衛疏虞之慮。而如昨冬意外之事、亦見倉卒単弱之弊、故有此増設把守之意。而操束紀律、当使将臣主之耳』。珪寿曰、『聖教切当矣。宿衛之士不可不精選其膂力驍勇、則五百精兵亦云不少矣。若無節制紀律、豈可徒取部伍之多、以為観美而已乎。…則不可無傷損之弊兵事、可戒有類於此矣。今此五百、元是訓局之卒、而訓将之於戎務宿将也。仍使統領厳節制明紀律、允合事宜。而至若糧料服色等事、一付将臣、量宜定式啓稟施行、次第非難矣。臣誠惶悚、而無或因此致有張大設施乎。外間頗以此為疑矣』。予曰、『已有下教於訓将。而至若張大之挙、果無如此之理矣。外間則不知、而有此疑説、亦或無怪矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 5 25、次対)

765)「裕元曰、『砲糧剰余米七百石、留在別営儲留庫、毎於八九月間収捧矣。今此把守軍糧料、無他可劃之方、以是直為劃付、訓局庶可為一臂之用。而大抵養兵之道、足食、然後可以足兵。臣本書生、未学軍旅之事、亦無理財之才。凡他方略、惟恃掌賦及将兵之臣、而以把守軍事言之、裏面看之、不過是把門警夜之任。而外間則以此事転相滋惑。臣等屢次仰稟、至蒙不為張大之処分。臣豈不仰揣聖意。而家喩戸説、莫可洞然知之。凡諸規模之立式例之定、務従簡便請、毋至弊生其中、不可収拾之境』。上曰、『以此不過為把守。而設者諸般事、自当簡便、而外間之転相滋惑、必不知襄許而然也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 6 9、次対)

766)「裕元曰、『以服色拱備、向有清銭十万両劃下。而今又加劃十万両、可以計用云矣』。…予曰、『舟橋司雑卜米剰余、近於九百石矣』。裕元曰、『事皆有余地、上下俱便。九百石不必尽数入用矣』。…予曰、『鎮撫営木数、幾許同乎』。裕元曰、『留庫二百余同矣』。予曰、『摘奸之回聞之、則木則近

するという意見に対して、李裕元が「所」と刻めばいいし、必ずしも「営」を使う必要がないと建議したため[767]、高宗は宿衛軍を「武衛所」に称することと、訓錬大将に管掌させることを定めた[768]。6月25日には、武衛所と禁衛営の武器修理と準備のため、清銭の10万両が更に支給された。そして、7月4日、高宗は、国初の都統使の制度のように武衛所を統率する地位に都統使を置いて、武衛都統使を禁衛大将趙寧夏が兼任するようにすることを命じたうえ、国初の例に倣って符信を作ることを正式化した[769]。これによって、高宗が宮殿守備軍の増員を命じてから約2ヶ月後、高宗の親衛隊である武衛所の設置が一段落した。

武衛所の設置は、最初から経費・軍隊の取り締まりなどの問題で反対の意見が多かったが、高宗は宿衛軍増設の正当性や、拡大しないで紀綱を確立させることを訴えつつ、守備軍の設置を推進していった。特に、彼は、李裕元が宮殿守備軍の形成には同意しながらも、その拡大・強化には反対の意を表明して世間の懸念を伝えたにもかかわらず、李裕元との相談をつうじて宿衛軍の設立作業を進めていた。これは、当時の高宗の李裕元に対する信頼が多大であったことを表している。高宗がはじめて守備軍増設の話を持ち出したのも李裕元との日講においてであり、李裕元が毎回耳障りな言葉を申し上げて恐縮であると述べたことに対しては、「卿の言は忠告から出たものである。私に聞くのを厭がる理があろうか」[770]、「こんな(耳障りな)説を開陳しなければ、どんな話をするのか」[771]と言い、李裕元の忠告を寛大に受け止めていた。その上、宿衛軍の設置費用の調達に、李裕元が反対していた財源をほぼ用いずに、戸曹からの支給と清銭を使おうとした。高宗は、領議政李裕元の反対の意見まで受容する態度を示してまで、政府を統括していた彼の提案と活動を積極的に利用し、宿衛軍新設という重大な問題の順調な進行を試みたのであった。そして、このような李裕元の仲裁と調整によって、500名で構成された武衛所が速やかに設置されるようになったと言えよう。

為百同、米則千有余石矣』。裕元曰、『沁都銭木猶可取用、保障之地糧米、不必取用。有剰則積置本営、以作不虞之備好』」(『承政院日記』1874(高宗11) 6 13、薬院入診)

767)「予曰、『把守軍設始後、不可無信蹟矣。印与条間、刻給行用何如乎。統長庁亦有印矣。依前例為之、似好也』。裕元曰、『此則無傷。而統長庁所在非印也。即条也。条者図書之謂也。把守軍如有条、則以所字刻之、不必裕以営字矣。外間辞説、雖未一一入聞、而臣豈敢有聞、而不告乎。臣毎以逆耳之言仰達、而退還不勝惶悚矣』。予曰、『卿言出於忠告、予豈有厭聴之理哉。此本非張大之意也』。裕元曰、『如刻条、則誰可掌、而用之乎』。…予曰、『今番把守軍使訓将主管、印則入置闕内無妨也』。裕元曰、『印則使礼曹造入、而令訓将主管果好矣』。予曰、『造印欲出伝教何如乎』。裕元曰、『此非出伝教之事。只使政院分付、礼曹似好矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 6 20、薬院入診)

768)「教曰、『把守軍称号、以武衛所為之。令訓将仍為句検」』(同上、教旨)

769)「教曰、『宿衛軍旅之随時増設、多有列聖朝已行之例。故武衛所、今已設置矣。宿衛重地、不可無率領之人。倣国初都統使之制、武衛都統使以禁衛大将趙寧夏、特為兼察、令該曹口伝下批』。又教曰、『武衛所都統使之除授、依扈衛大将例也。有闕則将官来告政院、兵房承旨承批頒伝令。而職名倣遵国初之制、則所佩符信之節、亦依古制、虎符一伝令牌一、造給以為式』」(『承政院日記』1874(高宗11) 7 4、教旨)

770)≪註767≫を参照。『承政院日記』1874(高宗11) 6 20、薬院入診

771)「裕元曰、『今日登筵、又陳殿下逆耳之言矣』。予曰、『不陳此説、則将何以陳之乎』」(『承政院日記』1874(高宗11) 6 25、次対)

ところで、武衛所が設立されてから、状況は一変するようになった。一旦宿衛軍が整備されると、高宗は李裕元をはじめ政府官僚との何の相談もなく、武衛所の拡大を本格的に推進していった。7月4日、彼は武衛都統使に外戚で少壮文臣官僚である趙寧夏を任命した後、7月8日には、訓鍊都監の馬軍2哨を武衛所に移属することを命じた772)。11日には訓鍊都監から標下軍[大将に直属した部隊]193名と卜馬軍[輸送を担当する軍隊]33名、禁衛営から標下軍164名と卜馬軍19名、御営庁から標下軍162名と卜馬軍19名を差出して、武衛所への移属を指示した773)。この二つの教旨は、司謁[内侍府所属の王命を出納する人]をつうじて口伝で命じられたもので、高宗が武衛所の拡大を迅速かつ密かに行おうとした様子が読み取れる。また、7月10日、武衛所の馬軍と歩軍を統轄する別将・把摠などを推薦する規程を定めたうえ774)、武衛所の銭穀の管掌に必要な官員は宣恵庁堂上が兼任することを、糧餉などの出納を担当する者は訓鍊都監の下都監と経理庁の旧例に依って、蔭官で門閥があって守令の経験者の中から任命して、「軍餉色従事官」と呼ぶことを命じた775)。

こうした高宗の武衛所拡大は、再び李裕元と朴珪壽の強力な反対に直面するようになった。

李裕元「宮闕に侍衛があるのは身体に四肢があるようでございます。…当初、武衛所を作った聖意はただ侍衛と扞禦と宮禁にあるのみでございました。今見ると、担当しない任務がなく、挙行しないことがありません。事の拡大はこれ以上のことがありましょうか。すでに挙行したことは中止し難いと雖も、別途に営門を立てないで、その勢(成り行き)に因って成し、冗費を省き、(宇備の)業務を簡素にし、弊が芽生えることを折ぎ、奢侈の風俗を禁じて、僥の門を防いで近習[間近で王に仕える臣下]を抑えるべぎです。ただ宿衛のみを重んじて、侍衛の士が職に怠けないようにして、君を尊ぶことと上に親しむ義を知るようにすべきです」…

高宗「既に軍額が有れば、これを領率する人がなくてはならない。それ故、若干分掌の職任を設けたのみである。当初、この制度を置いたことがただ宿衛にあるのみである。どうして他のことがあるだろうか」…

朴珪壽「領相が武衛所のことを申し上げました。当初、臣等が漸次に拡大に挙行するか憂慮して上奏いたしましたが、必ず拡張しないという意の聖教を承りました。近日、漸次に措置を行って、一つの軍営を成すようになりました。人主が宿衛親兵を置こうとするのは、元来行ってはならないことではございません。もし、このような意で臣等に命じ、講究準備させれば、条理にかなって不可なことはございません。殿下が

772)『承政院日記』1874(高宗11) 7 8
773)『承政院日記』1874(高宗11) 7 11
774)高宗は、別将は捕盗大将・禁軍別将・都監中軍の経験者の中から、把摠は嘉善大夫で防禦使の経験者から、番将は邊地経験者から、哨官は正三品以下の堂下官の経験者、および推薦された経験のある者を任命することを命じた。また、把摠と番将には特旨の例を認めた － 『承政院日記』1874(高宗11) 7 10
775)『承政院日記』1874(高宗11) 7 10

自ら独断で諸般事項を決めて、まだその便否について下詢したことがございません。それ故、互に妨害となることが多いのです。たとえば、各司と各営の書吏の中で仕事に詳しい者を択んで、移属させて兼任させることのごときは、どうしてそのようにするのか分かりません。該司と該営の事務に関しては随時に下問なされば、誠に簡便で容易なことになりますので、聖意は恐らくこれから出たようです。しかし、事体を謂うならば、必ずしもこのようにする必要はございません。各司と各営は皆長官と主将がありますため、下問を微賤な吏胥になさるべきではありません。各司と各営の挙行においても往往吏胥を招いて閤門で伝教を聴かせることがあります。臣は、これもまた簡便で容易に行おうとする聖意から出たものであると知っていました。大小軽重を問わず、凡そ命令の出納は政院(承政院)からすることでございます」…

高宗　「各営と各司の書吏に閤門で命を聴かせるようにしたのは、便宜に従うためであり、どうして他の理由があるだろうか」776)

ここで、李裕元は武衛所の設置の目的が宮殿宿衛にあったのに、今はすべての事を担当して挙行していると述べ、それ以上拡大しないで、本来の宿衛の任務に戻すべきであると主張した。朴珪壽は、君主が親衛隊を持つこと自体に問題はないが、高宗が臣下に相談しないで、すべてのことを一人で処理しているため、障碍が生じていると論じたうえ、吏胥ではなく各司と各営の長官と主将に命令して、彼らに仕事について尋ねるべきであると唱えた。また、すべての命令の出納は承政院をつうじてすることを強調し、高宗が、司謁を召して口伝で命令を下した行動を直接的に批判した。武衛所の拡大よりも政府の公式ルートを通じない高宗の命令伝達の方式と独断の意思決定を問題視した朴珪壽の発言は注目されるところであると言えよう。このように、李裕元と朴珪壽は、武衛所の拡大と、高宗の独断的な政策の推進に対して批判し、政府官僚と相談して命令を正式に下すことを求め、高宗の武衛所拡大にブレーキをかけようとした。

しかし、その後も、高宗による武衛所の拡大は継続した。7月27日、策応所[軍兵の宿直所]を武衛所直房にして、訓鍊都監東別営を武衛所の新営にすることが命じられて、武衛所の宿直

776)「裕元曰、『言侍衛之於宮闕、猶四肢之於身体。…窃覩武衛之制、当初聖意、不過是更日侍衛捍禦宮禁而已。以今見之、無任不備靡事不挙、事之張大、其安有過於此者乎。已挙之事、雖難中止、無至別立営門、因其勢而成、除冗費、簡行役、折弊萌、禁侈風、杜倖門、抑近習。只以宿衛為重、而俾侍衛之士、不懈其職、知尊君親上之義、則如身之使臂、臂之使指、身安而事全、有光来後矣。懋哉懋哉』。上曰、『以既有軍額、則不可無領率。故果設如干分掌之任矣。当初制置、只為宿衛而已。豈有他事乎』。珪寿曰、『領相、方以武衛所事、仰達矣。当初臣等慮、或漸致張大之挙、有所仰奏、而以必不張大之意、伏承聖教矣。近日漸次措処、居然成一部軍営。人主之置宿衛親兵、原非不可行之事也。若以此意命。諸臣等、講究磨鍊、以就条理、未為不可。而断自宸衷、有此諸般層節、未嘗下詢便否。故多有相妨之端。即如各司各営書吏之択其解事者、移属兼帯、伏未知何為而然也。該司該営之凡干事務、随時下問、誠為簡便容易、聖意攸在、恐出於此。而窃謂事体、不必如此。各司各営、皆有長官主将、則凡有下問不当於微賤吏胥矣。至於各司各営挙行、往往有招致吏胥、閤門聴伝教之事、臣因知此亦出於簡便易行之聖意。而無論大小軽重、凡於命令出納、自有政院矣』。…予曰、『以各営各司書吏、閤門聴命者、従便故也。豈有他哉』」(『承政院日記』1874(高宗11) 7 15、次対)

処が確保された[777]。8月2日には再び司謁をつうじた口伝で、武芸庁の作統案[民戸を統で編成すること]を武衛所が修正すること[778]、8月20日には鎮撫営が使っていた蔘税の4万両を武衛所へ移転することを定めた[779]。また、8月28日と9月26日にも司謁による口伝をつうじて、訓鍊都監の別破陣26名を差出したうえ、訓鍊都監から各種標下軍100名、禁衛営と御営庁から各々善放牙兵[牙兵は大将に随行する兵士]五名ずつ、巡令手[大将の伝令と護衛を担当する兵士]と牢子[軍隊で罪人を取り扱う人]の十名を択んで武衛所に所属させることを指示した[780]。

高宗は、大臣らの忠告とは裏腹に、独断で武衛所所属の軍士を増やし続けるとともに、軍需を拡充して、武衛所の地位と役割の強化を推進していた。これは、高宗の宿衛軍の増設の目的が、最初から親衛隊を形成したうえで、親衛隊中心に軍政を改編して軍権を掌握するところにあったことを明らかにしている。彼は、大院君政権期に拡大された武臣勢力と軍備が、大院君の勢力基盤となっていると判断し、それを抑制せずには自分の権力基盤を安定させることが困難であると考えていた。そのため、親政を宣布してから、大院君によって復活された三軍府を弱めるため、三軍府提調・堂上を担当している各軍営の大将と捕盗大将の地位を格下げして活動を制限する一方で、自らが軍権を掌握できる基盤を作り出すため親衛隊の設立を図っていった。そして、高宗は初武衛都統使に外戚で文臣である趙寧夏を任命したうえで、1875年には都統使に閔奎鎬を、提調に金輔鉉を登用して、文臣の側近勢力によって武衛所を統轄しようとした。また、武衛都統使が訓鍊都監・禁衛営・御営庁の提調を兼任、龍虎営と摠戎庁をも管掌するようにして各軍営を統率するとともに、武衛所提調による宣恵庁と訓鍊都監提調の兼任を命じて、軍政のみならず政府財政まで、武衛所が主管するようにした[781]。要するに、高宗は、武衛所をつうじて軍事と財政を統轄することで、自分の権力基盤を安定・確立しようとしたのである。

このような中央軍営の運営体制に対する再整備とともに、高宗は、大院君政権期に強化された鎮撫営に対する改編をも実施していった。鎮撫営はソウルの関門である江華に設置された軍営であり、二度にわたる洋擾の経験をつうじて、その重要性が更に強調されたところであった。大院君政権期には、辺境の防衛を重んじた大院君によって、日本へ備えるために重要な統制営の統制使に引き続き、ソウル防衛の要所である鎮撫営の鎮撫使も外登壇の例によって、中央軍営の大将と同じレベルへの格上げと、三軍府事の兼任が定められた。また、管轄地域の拡張や軍需物資の増加などの政策が推進されて、鎮撫営の拡大と鎮撫使の役割の強化が行われたこと

---

777)『承政院日記』1874(高宗11) 7 27
778)『承政院日記』1874(高宗11) 8 2
779)『承政院日記』1874(高宗11) 8 20、薬院入診
780)『承政院日記』1874(高宗11) 8 28・9 26
781)このような武衛所機能と権限は、①各軍営の提調と堂上の兼任による軍政の統轄、②捕盗大将の兼任と推薦権の確保による捕盗庁業務の管掌、③各営と各司の城堞・禁松の取り締まり、④御寶・印章の鋳造・補修、⑤宮殿の修理・再建、城郭の修理、⑥鋳銭・造紙を管掌、⑦各営の財政運営・軍士処罰など一般業務を担当、⑧所属鎮営の運営、⑨武器製作、にまとめることができる － 裴亢燮『19世紀朝鮮の軍事制度研究』、pp127～135を参照

は、すでに第三章第二節の3において説明したとおりである。

親政直後から、大将の品階を従二品に復して、禁軍別将の任期制の廃止、捕盗大将の政府堂上の兼任の禁止など、武臣関連規程や中央軍営に対する調整を試みた高宗は、大院君の軍事的基盤を弱体化させる目的から、鎮撫営に対しても改編を断行するようになった。彼は鎮撫営がソウル防衛のため重視すべきところであったにもかかわらず、知三軍府事を兼任している鎮撫使の地位と役割の低下をつうじて、大院君の軍政に対する影響力を抑制しようとした。こうした高宗の鎮撫営制度の見直しは、鎮撫使への外登壇例の適用を廃して、文臣の江華留守が鎮撫使を兼任するようにするとともに、鎮撫営の軍需経費を縮小する方向へと推進された。

ところで、高宗が親政宣布初期から鎮撫営の弱体化を図っていたのではなかった。彼は、中央軍営に対する改編作業の延長線上で鎮撫使を交替したものの、直接的に鎮撫営体制を変更しようとはしなかった。むしろ、鎮撫営の軍制に至大な関心を表しながら、鎮撫営の軍備の強化を求めていた。1874年1月26日、前鎮撫使金善弼との召見で、高宗は鎮撫営の軍備や軍事訓練の状態について聞いて感服したうえ、海防における江華営の重要性を強調した[782]。3月20日には、「鎮撫営の軍兵が皆精鋭軍であってほしい」と述べたうえ、鎮撫使が状啓で要請した銭と軍器を全部措置して支給することを指示した[783]。また、4月5日には、「どうやって鎮撫営の軍兵は精鋭軍になったのか」と尋ねて、鎮撫営のような精鋭軍の形成に関心を寄せており[784]、5月5日には鎮撫営の軍士三千名を善く訓練したらいいと述べ、鎮撫営の強化を望む意を明らかにした[785]。

このような高宗の鎮撫営に対する期待と関心が、鎮撫営の縮小に変ったのは、鎮撫営に割り当てられていた軍需物資が武衛所の経費の調達に必要となったうえ[786]、文臣による将臣の登用政策が鎮撫営にまで及んでいたためであったと考えられる。そして、高宗は、李裕元をはじめ政府官僚と何の相談もしないで、鎮撫使の外登壇廃止と文臣の江華留守の復旧を命じ、武衛所の拡大の過程で起きたような大臣らの反発にぶつかるようになった。

高宗　「この間、鎮撫営のことで教旨を下した。ただ武臣の外登壇を廃止して、留守の職

782)『承政院日記』1874(高宗11) 1 26、前鎮撫使金善弼召見
783)『承政院日記』1874(高宗11) 3 20、次対
784)『承政院日記』1874(高宗11) 4 5、次対
785)『承政院日記』1874(高宗11) 5 5、日講
786)1874年5月5日、高宗は鎮撫営の財政は剰余があるため、管税庁から鎮撫営に当てられる分を戸曹に渡すことを提案したが、李裕元はすでに帰属させた分を削除することができないと述べ、反対した。すると、高宗は戸曹の支給する軍需が訓錬都監より鎮撫営の方が多いと疑問を呈した。6月9日、李裕元は、鎮撫営の剰余砲粮米の700石を守備軍の糧料に充てることを申して実施されたが、6月13日、高宗が武衛所の服色の準備のため、鎮撫営の銭と木綿を使用することを提案したことに対しては、再び鎮撫営の剰余分は備蓄しておいて、予想外の事態に備えるべきであると主張した。にもかかわらず、鎮撫営の改編が行われる直前の7月20日には、摠戎庁と異ってはならないという口実で、済州の貢馬を支給しないようにすることが命じられたうえ、8月20日には鎮撫営の蔘税の四万両を来年から武衛所に移転することが定められて、鎮撫営の財源が縮小されていった。

務を復旧したのみである。文臣と武臣を交互で任命することは、広く登用する道に害はない。諸般の軍士の数は最初から変更を欲していなかった。卿らはこれを知っているのか。どうして鎮撫営の廃止を挙行するだろうか」

李裕元「臣は昨日の、鎮撫営処分のことでびっくりして、どうしたらいいか分からなくなりました。江華島は二回も洋乱を経て、幸いに勝ったと雖も、外夷が狙っていることを一日も忘れてはなりません。そのため、殿下が重ねてお教になり、すぐれたはかりごとを立てて、制度の宏遠なこと、軍糧を十分に蓄積していること、一隅を担当するには足りています。今、朝廷に相談せず、家を謀らず[787]、忽然一枚の伝教を以てにわかに大将でないようにしました。その移り変わるさまは、まるで児者を呼ぶようでした。これのようにして、どうやって推轂の故事[王が将を遣すときに自ら車をおしたこと]を倣うことができましょうか。臣は書生でありまして、どうして兵事を知っているのでしょうか。しかし、関防は必ず要衝地を慎重に防護して、将帥は必ず熟練者を択ぶべきです。…もし、将臣に適任者を得れば、烏合市駆も精鋭に作すことができます。王を護衛する臣は文武の差異がございません。今日、下教がこれのように鄭重でありますので、臣は欽誦に勝(た)えません。惟だ節制と軍数などのことは下教のように移したり変えたりしないように望みます」

高宗　「江華留守が将臣であることは、前にもあった」

李裕元「将臣の人材にどうやって文武を論じるでしょうか。この営を設置したのは、外の侮辱を禦ぐためでした。文臣・武臣にどうして必ずこだわるでしょうか。用兵の際には、一人に管掌させて、(軍を)分けて使わせるのも、また昔の道でございます。永宗・仁川などの邑は、必ず鎮撫営に頼って鞏固です」

高宗　「江華島の軍兵は、誠に他所に出して用いることが難しい」

李裕元「将帥で貴ぶことは、適任者を得ることです。用兵をよくすれば、どうしてその用に於て患いがありましょうか。兵はその心を乱さないようすることが上策です。顧みるに、今外登壇を変えた後に、軍心が必ず解体されますため、些細な憂慮ではありません」

高宗　「武臣の外登壇が、近来甚だ多かったため、このような廃止の命令があった」

李裕元「宋朝の古制度では、留守の職には本来文臣・武臣を問いませんでした。我が国の官制でも障碍にしておりません」

高宗　「私の本意は、このようである」[788]

---

787)ここでの家は、大院君を指しているようである。李裕元は大院君が力を注いで推進した鎮撫営の強化政策を、大院君に何の相談もしないで変更したことに対して憂慮を表明したと考えられる。この次対が開かれた日、大院君は南延君の墓参りを理由にソウルを離れて、約11ヶ月の至る蟄居生活に入った

788)「予曰、『日前鎮撫営事下教、只革罷武臣外登壇、而且留守之職復旧也。文武互差、不害為広用以之道矣。諸般軍数、初不欲変通、卿等以是知之乎。豈有鎮撫営革罷之挙也』。裕元曰、『臣於日昨鎮撫営処分事、不覚愕然。而失図矣。夫沁都再経洋乱、雖幸報捷、外夷之覬覦、不可一日忘之者也。所以積労聖慮、另運勝籌、制寓之宏遠、峙積之充盈、有足以当一隅。今乃不詢於朝、不謀於衆、忽以一紙伝教、遽罷金壇大将、其所沿革、有若呼児者。然如是、而何可效推轂之故事乎。臣書生也、安知兵事、而関防必慎其要衝、将帥必択其錬熟。古之能兵者、女兵猶使。況今営様已成、不宜直断日募散之

ここで表れているように、高宗は李裕元とも何の相談なく、鎮撫営制度の改編を命じ、李裕元からの憂慮を買っていた。鎮撫使の外登壇廃止と江華留守への復旧問題を独断で決定した高宗は、こうした措置が文臣と武臣を広く登用しようとする意の表明であり、鎮撫営を廃止することは決してないと論じて、鎮撫営政策に対する懸念を払拭しようとした。これに対して、李裕元は、外敵を防護する江華島の重要性を力説したうえ、鎮撫営の強化政策を推進した本人が高宗であったことを強調した。そして、このように重要な鎮撫営の変更を政府官僚との何の相談もなく、簡単に命令を下した高宗の行動を批判し、用人に文臣・武臣を区別する必要はないが、鎮撫営のような要地には宿将を任命しなければならず、留守に武臣を登用することも旧例に反しないとを訴えた。

この日の李裕元と高宗の会話で注目される点は、鎮撫営の強化政策を実施した高宗が、鎮撫営の弱体化を図ったところである。実際、江華留守に外登壇の例を適用して、鎮撫営に軍器と軍需経費の支給を積極的に指示していたのは、高宗本人であった。しかし、親政を宣布した後、大院君政権期に強化された武臣と鎮撫営の地位と役割を制限することを以て、大院君勢力を抑えて自分の軍事的基盤を確保しようとした高宗は、鎮撫使の外登壇を廃して文臣である江華留守に鎮撫営を担当させたのであった。こうした鎮撫営体制に対する改編の意図は、兵曹判書・禁軍別将の任期規定を廃止して、将臣の品階を従二品に下げて、捕盗大将の政府堂上を解任するなど、大院君政権期に行われた政策の正当性を否定して旧例に復したことと同じく、大院君の軍事的基盤の解体にあった。結局、鎮撫営に対する整備の目的が大院君の勢力基盤の弱体化に置かれていたため、鎮撫営の国防の要地としての重要な役割が副次的な問題として取り扱われざるを得なかったと言えよう。

高宗の鎮撫営政策によって、1874年7月、武臣の申櫶を最後に、鎮撫使の外登壇制が廃止された789)。そして、新たな規定によって文臣である趙秉式が江華留守に任命され、武臣鎮撫使が江華留守を兼任した旧例が、文臣の江華留守が鎮撫使を兼任することに変更された。ま

鞏者乎。将苟得人、則烏合市駆挙作精鋭。而屏翰之臣、文武無間。今日下教、若是鄭重、臣不勝欽誦。惟伏祝節制与軍数、等事如下教為之、不為移易、是臣区区之望也』。予曰、『華留則武臣、前者亦有之者矣』。裕元曰、『将材何論文武。而此営設施、果是外禦其侮也。然則文武之臣、何必為拘乎。用兵之際、一人掌之、分而使之、亦是古道也。永宗仁川等邑、必頼此営、而鞏固也』。予曰、『沁営軍兵、誠難出用於他処矣』。裕元曰、『将帥貴在得人。善用兵、則何患於其用也。兵者不撓其心為上。而顧今登壇変通之後、軍心必然解体、良非細憂矣』。予曰、『武臣之外登壇、近甚夥多、故有此革罷之命矣』。裕元曰、『宋朝古制、留守之職、本不問文武之人。我国官制、亦不為礙矣』。予曰、『予之本意、如此矣』。裕元曰、『此筵教、外間知之、甚好為。先使登筵諸臣、布之於外、似好矣予』」(『承政院日記』1874(高宗11) 7 30、次対) - その他、この日の会話では、①摠戎使の推薦・昇進の旧例、②守禦使・摠戎使の文臣・武臣の任用の旧例、③統制使の外登壇存廃問題、④統営守備の堅固さ、⑤江華営の重要性、などが論議された。ここで、朴珪壽は統制使の外登壇問題に対して大将のみを任命すれば特定人の再任が繰り返され、亜将を任命すれば統制使になると大将に昇進される規定によって、大将が多くなり過ぎると論じ、高宗の適切な判断を求めた。また、李景夏は江華営が統制営と並ぶほど重要であるため、警備対策に強化すべきであると唱えた

789)『承政院日記』1874(高宗11) 7 28

た、鎮撫営の中軍と喬桐府使のすべてが交替されるとともに、大院君政権期において防禦営に格下げされた喬桐水営が再建されて喬桐水使が三道水軍統禦使を兼任するようになった790)。これによって、江華留守が鎮撫使と三道水軍統禦使を兼任する規定は、鎮撫使と喬桐鎮兵馬僉節制使の兼任に変った791)。その上、12月には統制使の外登壇制も廃止され792)、大院君が国防力と統治権強化のため推進した鎮撫営と統制営中心の地方鎮営の増強政策が中断された。

ところで、このような高宗の鎮撫営政策は予想外の波紋を引き起こすようになった。鎮撫営制度の改編に反対した大院君が、その不満の意思を表すためソウルを離れる事件が起きたのであった。1874年7月、高宗の鎮撫営政策が公表されると、大院君は南延君の墓参りを口実に徳山を訪問した後、帰京せずに京畿道楊州の直洞に隠居して、高宗への沈黙の示威をはじめた793)。大院君は、地方に隠遁することを以て、高宗の行動に対する不満と不当さを吐露するとともに、政策の転換を求める政治的圧迫をかけようとした。そして、大院君の隠遁を高宗が放置していたことは、親政宣布の時から内在されていた「孝」の問題を表沙汰にして、親大院君勢力に高宗を攻撃できる口実を提供した。特に、大院君の隠遁は、1875年3月から6月まで嶺南在地儒生らが大々的な上疏運動を広げる背景となり、高宗と嶺南儒生との関係を悪化させる原因として作用した794)。

大院君の帰還の要請は、1874年10月の副司果李彙林の上疏を最初として、翌年6月に大院君が帰京するまで持続された。彼らの上疏の主な内容は、高宗が私親に孝行を尽すべきであり、地方に父親を放置するのは孝に反する行為であるがゆえ、大院君をソウルに還御させなければならない、というものであったが795)、その本当の目的は高宗の親政体制の問題点を提起して、政策の変更、あるいは大院君の再執権を求めることであっただろう。このような大院君帰京

790)『承政院日記』1874(高宗11) 8 4

791)その他、京畿水軍右防禦使鎮撫営右海防将は京畿水軍節度使兼三道統禦使に、鎮撫中軍兼守城将討捕使は江華府中軍兼守城将討捕使に変った -『承政院日記』1874(高宗11) 8 6

792)『承政院日記』1874(高宗11) 12 4

793)鎮撫使の外登壇廃止と江華留守の鎮撫使兼任の決定が下されたのは7月28日のことであり、大院君が南延君の墓参りのためソウルを発ったのは7月30日、徳山郡に着いたのは8月3日で、瑞山の補賢洞の墓参りに行ったのは8月6日である。元々、大院君は毎年8月に父親の南延君の墓参りに徳山を訪ねていたが、これがちょうど高宗の鎮撫営改革政策の発表と重なったことによって、大院君の楊州での蟄居は高宗に無言の抗議を表しながら圧迫をかけられる手段として利用されるようになった。すると、高宗は都承旨・宗正卿・医官などを送って安否を確認しながらも、大院君を懐柔するための如何なる政策の変更も行わっていなかったため、大院君は翌年6月まで楊州に滞在して抵抗を続けた。しかし、大院君の隠遁は大々的な儒生上疏を引き起こした原因となったうえ、高宗と政府官僚との政治的不和を助長して、政治的紛争に展開したため、結局大院君は高宗から何の約束ももらわないままソウルに帰還した。この出来事は、高宗が大院君を政界に復帰させる意思のないことや、親大院君勢力の結集や活動を容認しないことを明らかにしたうえ、以後の政治運営をめぐって高宗と在地儒生との間の葛藤を予告するものであったと言えよう

794)当時の嶺南儒生による大院君の奉還のための万人疏に関しては、鄭震英「19世紀後半における嶺南儒林の政治的動向」(『韓末嶺南儒学界の動向』、嶺南大学出版部、1998)、pp.135～143を参照

795)李彙林上疏(『承政院日記』1874(高宗11) 10 20)、孫永老上疏(『承政院日記』1874(高宗11) 11 29)、前都事李純栄上疏(『承政院日記』1875(高宗12) 2 1)、行副護軍徐奭輔上疏(『承政院日記』1875(高宗12) 2 4)、柳道洙・製疏李学洙・都庁李相哲・徐昇烈などの上疏(『承政院日記』1875(高宗12) 3 5、実際の提出日は3月3日)など

上疏は、高宗がそれを自分の権力、あるいは政策に対する親大院君勢力の反発としてとらえて強硬な態度を取ったことによって、以後の政局に大きな波紋をもたらすようになった。高宗は、彼らの要求を聞き入れるどころか、鎮撫営の財源を更に減らして、鎮撫使に引き続き統制使の外登壇の適用も廃したうえ、大院君の帰京を求める儒生の上疏の受理を全面禁止796)、主謀者の死刑まで指示するなど、親大院君勢力に対する圧力を強化していった。

このように、高宗は断固とした姿勢で大院君の政界進出や政策変更の要求を一蹴していたが、上疏の相次ぐ提出は高宗の統治権掌握の正統性に打撃を与えていた。そして、これは、領議政李裕元に対する責任と非難につながり797)、1874年12月11日から辞職上疏を繰り返していた李裕元は、結局1875年4月22日に最終的に辞職せざるを得なかった。親政宣布直後から高宗の親政体制の構築に中心的な役割を果していた李裕元が、大院君勢力を抑制して高宗の政治活動に対する名分を維持させるため、政界から退陣させられたのであった。

このような状況のなかで、1874年12月17日に、大院君と対立関係にあった李最応が左議政に任命された。また、高宗は大院君に対して何の帰京要請も行おうとしなかった。そのため、大院君は楊州に留まって抗議を継続しており、1875年に入って彼の帰京を求める上疏が本格的に提出されるにつれ、高宗の対応も更に強化していった。1875年2月1日に前都事李純栄が、2月4日には行副護軍徐奭輔が大院君の帰京要請上疏を呈するや、高宗は、李純栄と徐奭輔はもちろん、上疏を受理した承旨と書吏もすべて流配に処するようにした。1875年3月3日からは嶺南儒生らによる上疏運動が大々的に展開し、3月3日、敦化門の前に集まった77名の嶺南儒生は上疏の受け入れを訴えながら、伏閤[朝臣や儒生が宮殿門の前で伏して上疏すること]を始めた798)。すると、高宗は、3月5日に疏頭[上疏の代表者]柳道洙・製疏[上疏文の作成者]李学洙・都庁[上疏署名儒生の幹事役]李相哲・徐昇烈に対して流配を命じ、5月17日には再び李純栄と徐奭輔の島配を指示した。また、自ら時原任大臣を召集して、大臣らが、儒生が上疏行動を続ける事態を積極的に収拾しようとしない行動を叱責したうえ、会合が終わった後で儒生を懐柔するように促すとともに、今後再び大院君の帰京問題で上疏を呈する者がいたら、犯上不道の律を施行すると強調した799)。このように、高宗は大院君の政界復帰を断じて許さないという意を明らかにしており、このよう

---

796)『承政院日記』1875(高宗12) 5 17 - 高宗は同年3月にも、連名で上疏した儒生らの姓名を迅速に把握して報告するように命じており、それを怠った成均館行首守僕と首吏を処罰することを指示した(『承政院日記』1875(高宗12) 3 22)

797)孫永老上疏(『承政院日記』1874(高宗11) 11 29)、前正言鄭勉洙上疏(『承政院日記』1874(高宗11) 121 24)

798)1875年3月3日から始まった儒生の伏閤は、翌日には88名が、3月5日には100名が集まって行っており、京畿儒生と平安道儒生の参加するところとなった。このような伏閤は更に拡大して、嶺南儒生の上で、湖南・関西・海西・全羅道・咸鏡道儒生も参与していった - 鄭震英「19世紀後半の嶺南儒生の政治的動向」、pp11～13を参照

799)ここで高宗は、大院君の行次[身分の高い人が行き来すること]に疑問を提示して自分を不孝に帰結させている儒生に対する憤怒を表しながら、儒生の行動を放置している大臣への不満を述べていた -「予曰、『近日儒疏事、一向煩聒、抑何故也。…予以此事、欲為一番洞諭者久矣。当初、大院君行次、即為養閒。而外間

な状況の展開は、この事件が高宗と在地儒生、または高宗と政府官僚らとの対立に発展する可能性を予告していた。

そして、同年6月17日、高宗の強硬な対処にもかかわらず、儒生が再び上疏を呈したことは、政局を高宗と大臣らの対立局面へと導いた。儒生の再上疏が行われた翌日の6月18日、高宗は彼らが5月17日の筵席で定められた法律を違反したとして、上疏を主導した崔華植・趙忠植・曺秉万・任度準を西小門の外で死刑に処することを命じた。これに対して、6月19日、時原任大臣らが儒生への死刑命令の撤回を求め[800]、義禁府が死刑の執行を拒否したため[801]、高宗と政府官僚らとの衝突は避けられなくなった。翌日、高宗は儒生らに対する死刑を即時に行うことを強調したが、時原任大臣と義禁府堂上、弘文館官員までが上疏を呈して、死刑の中止を請うた[802]。21日には、高宗の意を覆すため、時原任大臣が命召牌を返納して城門の外へ退去し、義禁府は死刑の命令を挙行しないで、高宗に処分に対して再考することを強要した。このように、事態が高宗と儒生のみならず、政府官僚らとの葛藤に発展して国政が麻痺すると、大院君は自分のせいで政局がそれ以上混乱に陥ることを防いで、儒生らの命を救うため、6月22日にソウルに戻った。大院君が帰京した翌日、高宗も政府官僚との不和を治めて国政を正常化させるため、儒生らに対する死刑を撤回して流配に処することを命じた[803]。大院君の帰京要求上疏の動きは、これで一段落したが、それが及ぼした影響は多大なものであった。大院君隠遁と、帰京を求める上疏、そして、一連の事件に対する高宗の対処は、李裕元・李承輔という政界の中心人物の退陣をもたらしたうえ[804]、高宗と大院君側の両者に相手に対する不信と警戒心を高める原因となっていた。

人、或認以有事者、然前後投疏、語多誣逼、隠然以大院君帰之於過中之挙、又以予帰之於不能尽誠之科都。是此輩無中生事、惟意簸弄也。雖在敵以下、綸紀之間、人所難言。況今日北面於予者乎。且以諸大臣言之、必知此輩之無厳、而視若尋常、尚無一言懲討、不能無慨然矣。此輩之輒請動駕、亦近脅迫。予之動駕与否、何可因此輩之言、而進退之乎。諸大臣既洞悉予意、退出賓庁、招致疏頭儒生、暁諭退送。如是之後、更有以此事陳疏者、此故犯也、断当以犯上不道之律施之矣。…大院君、亦以此事不安屢屢挽止、如是煩聒尤極無厳矣。李純榮・徐奭輔事、非不欲趁即処分。而今日洞諭之前、即昧爽也。此輩必不知予意而然也。将欲特貸一縷、諸大臣亦諒悉此意也』」(『日省録』1875(高宗12) 5 17、召見時原任大臣)

800)「時原任大臣聯箚請寝前旨賜批。領敦寧金炳学、判府事洪淳穆・朴珪壽、左議政李最応、右議政金炳国」「聯箚略曰、伏見伝教下者有、南間囚諸罪人直捧結案之命。諸儒生之自陥重辟、駭愕之極。其名則士也。非顧惜疏儒、為国家待士而然耳。臣等其於補袞之責、茲敢聯籲乞寝前旨。批以、『卿等之懇此事、已与卿等相議定律。則今忽如、是豈非意外乎。甚為慨然』」(『日省録』1875(高宗12) 6 19)

801)「金吾聯疏請諸罪人亟賜裁諒賜批、判義禁李承輔、知義禁李秉文、同義禁洪遠植・李起鏞」「聯疏略、今伏奉南間囚諸罪人直捧結案之命、罪人結案事体至重、不設鞫坐、古無其例、非但大違典憲、今此四囚之直捧結案、何等難慎。而有若時囚之循例照律者、臣等不敢率爾奉行、乞賜裁諒。批以、『既犯於定律、則自捧結案。更有何可問乎。即速挙行』」(『日省録』1875(高宗12) 6 19)

802)「時原任大臣聯箚請施裁処賜批」「金吾聯疏請亟降処分賜批」「玉堂聯箚請賜裁諒賜批」(『日省録』1875(高宗12) 6 20)

803)「命罪人崔華植等並遠悪島囲籬安置」「教曰、『有所斟量者矣。南間囚罪人並特貸一縷減死、遠悪島囲籬安置、三倍道当日押送』」(『日省録』1875(高宗12) 6 23)

804)当時、李承輔は大院君帰京が自分の功であると自慢していたとして弾劾されており、高宗は彼らの意見を認めるという理屈で李承輔の流配を決定した。結局、大院君の隠遁事件は、親大院君勢力に打撃を与え、高宗親政以後においても議政府堂上・宣恵庁堂上・判義禁府事・漢城府判尹などを任じながら政府要職で活動していた李承輔の弾劾・流配をもたらしたのであった-『承政院日記』1875(高宗12) 7 9・8 12

1874年8月から始まった大院君隠遁と儒生上疏事件は、高宗が親政を強行した時から、高宗と親大院君勢力との間に内在していた葛藤を表面化して、両者の対立関係を明らかにした出来事であった。また、親政初期の高宗の不安定な権力基盤の実態を露呈していた。何よりも、この出来事の持つ最も重要な意味は、これが以後の高宗の政治運営の様相を規定する重大な転換点になったということである。大院君の隠遁によって呈された上疏の問題を解決する過程で、高宗の親政初期の政策推進と統治権強化に寄与していた領議政李裕元が辞任して、左議政李最応・右議政金炳国体制が発足した。ところが、李裕元を除いた時原任大臣は、儒生上疏を処理するなかで、儒生の伏閤行為の自制と上疏の受理の統制に曖昧な態度を取っていたのみならず、儒生を死刑に処しようとする高宗の命令に逆らって、儒生への流配を強力に主張していた。親政を宣布する時に引き続き、大院君の帰京を求める儒生の処罰過程においても、再び時原任大臣が命召牌を返納し退去して、義禁府堂上が命令に応じない状況が起きると、高宗の政府官僚に対する不信と不満は一層高ぶらざるを得なかった。1875年5月17日と6月23日の時原任大臣との召見と[805]、6月19日から21日までの官僚らと義禁府堂上の上疏に対する返事には[806]、こうした高宗の大臣の行動に対する失望や、義禁府堂上の態度に対する憤怒が明らかにされている。結局、政府官僚らの行動は、親政直後から、彼らが重要な政策懸案をめぐって自分の意見に反していた状況と重なって、高宗の政府大臣らに対する期待と信頼を失わせて、高宗をして、君主に忠誠を尽す側近勢力を形成させて、特定人物中心の政治の運営を深化させる方向へ導いた。要するに、大院君隠遁事件は、政権初期における高宗の不安定な統治権と政治基盤を明らかにしたうえで、高宗が基盤強化のため周辺に親君主勢力を編制して、彼らに政府要職を掌握させる側近政治を本格化させる契機になったのであった。

大院君は二十歳を過ぎた高宗が統治権の回復を望むと、それ以上政治を主導する名分を提示できず、政界から退陣した。しかし、国政を掌握した高宗が、大院君政策に対する大々的な変更、特に財政・軍事政策を見直したのは、大院君の不満を強めて、隠遁をもたらした。すると、親大院君勢力は高宗の親政体制に対する批判世論を造成し、大院君の政界復帰を図ろうとし

---

805)「予曰、『大臣聯箚、何至屢煩耶、今番事誠慨然、至於金吾堂上、寧有如許無厳甚矣』」(『日省録』1875(高宗12) 6 23、召見時原任大臣)

806)高宗は、6月21日の返事では、自分の命令を遂行しない義禁府堂上の態度が、自分を侮辱して弄ぶ行動であり、君主を君主として接していない無礼なことであると、強力に非難した -「金吾聯疏請諸罪人亟賜裁諒賜批」「批以、『既犯於定律則、自捧結案、更有何可問乎。即速挙行』」、「時原任大臣聯箚請寝前旨賜批」「批以、『卿等之懇此事、已与卿等相議定律。則今忽如、是豈非意外乎。甚為慨然』」(『日省録』1875(高宗12) 6 19)、「金吾聯疏請亟降処分賜批」「批以、『屢此聯疏、欲為角勝、愛護而然乎。臣分不当如是、挙行与否、自諒為之』」、「時原任大臣聯箚請施裁処賜批」「批以、『卿等之懇、雖犯上不道、若以士子為名不誅。則国無其君、只有士矣。卿等之言可乎、大臣之論、似不当前後異同也』」、「玉堂聯箚請賜裁諒賜批」「更勿煩瀆」(『日省録』1875(高宗12) 6 20)、「金吾聯疏請寝成命賜批」「批以、『日筵中、以挙行告之、而今忽陳疏者、欲為侮弄乎。若有北面之心、即為挙行』」、「金吾再疏自引賜批」「批以、『如是無厳乎』」、「堂聯箚請亟収成命賜批」「批以、『已諭於昨日之批、豈可如是更煩乎』」(『日省録』1875(高宗12) 6 21)

た。こうした動きに対して、高宗は領議政李裕元の辞職を許容して、現政権に対する非難の原因を除去し、親大院君勢力の反発を効果的に抑えようとした。彼は、親政以後における様々な政策の責任を李裕元に取らせて退陣させることを以て、親大院君勢力が大院君の政界進出を求める名分を無力化させて、自分の政権維持の正統性を強化しようとしたのである。そして、親政の基盤確立に寄与していた李裕元の代りに、李最応・金炳国体制が発足された後、高宗は日本との交渉問題をはじめする様々な国政懸案において、大院君政権と異る政策を実行していった。

以上、高宗の軍政政策とそれの及ぼした波紋について考察してみた。1873年11月、政府官僚の大きな反対を押しきって統治権を回復したが、高宗の勢力基盤はまだ確立されていなかった。こうした状況の中で、高宗は、政権を安定させるうえで何よりも重要な軍権を掌握するため、大院君政権期に行われた様々な軍政政策を見直していった。特に、大院君によって形成された三軍府中心の軍政運営体制を改編して、大院君の軍事基盤を弱体化させるとともに、軍権を吸収できる新たな機構として武衛所を設立・強化していった。

このような高宗の軍事政策からはいくつかの特徴を見い出すことができる。第一に、親政の宣布以後、高宗が旧例を復した軍制の多くは、大院君政権期に高宗自らが推進していた政策であった。高宗が統治権を回復した以後に、旧例ではないと述べていた禁軍別将の任期延長、武将への正卿品階の授与は、高宗の教旨によって実施されたことであった。彼は、大将に昇進すれば資憲大夫の品階を与えると指示した際には、「将臣の体貌が本来格別であり、亜将が大将に昇進した後に資級を上げることも、武臣の体面を尊んで兵務を重んじたためである」と強調したうえ、時原任大臣が官制の変更にかかわる重要な問題を論議するように指示した807)。また、禁軍の強化を命じるなかでも、宮殿の宿衛の重要性を唱えて、軍兵を増やし禁軍別将の任期を延長させた808)。江華に外登壇の例を適用する時も、高宗は「江華は三南の要衝地でソウルに入る船の経由路であるため、その大事さが更に格別である」と論じ、外登壇の例を施行して、軍需物資を用意する方法を議政府が議論するように求めた809)。その上、『三班礼式』を刊行・頒布して、自ら『三班礼式』の遵守を促すとともに、平等で互に尊重する文臣・武臣関係を強調した。

---

807)「伝曰、『将臣体貌、本来自別。以亜将登壇後、直超資級、亦所以尊朝体也、重戎務也。自今為始、武臣登壇時、以資憲下批。係是官制変通、遣兵郎詢議于時原任大臣』」(『承政院日記』1866(高宗3) 4 22)

808)「伝曰、『禁旅設置、本自不軽。而近則不然、馬匹軍装、殆不成様、言念宿衛、極為寒心。従今以往、禁軍及竜虎営軍総復旧例、該営別将専管黜陟。而別将以二十四朔為瓜久任事、著為定式』」(『承政院日記』1867(高宗4) 11 5)

809)「伝曰、『朝家之創置四都、為其畿輔関隘、左右捍衛。而至若江華、処在三南要衝、京師之舟楫往来、皆由於此。其為所重、尤当自別。自今為始、依統営外登壇例施行。而軍需軍物措劃設始之方、令廟堂爛商、従長稟処。且外此三都軍制、近甚疎虞、以原任将臣、間間差送之、教錬操習、以備不虞事、著為定式』」(『承政院日記』1866(高宗3) 10 16)

このように、大院君政権に武臣の地位・役割の向上や鎮撫営の強化を推進していた高宗は、親政を宣布してからは旧例ではないという理由で、武臣大将の品階を正二品資憲大夫から従二品嘉善大夫に変更して、禁軍別将の任期規定と鎮撫使の外登壇の適用を廃して、鎮撫営の軍需物資の支給を減らした。これは、高宗の軍政に対する旧例回復の目的が、大院君政権期において強化・拡大された軍事制度の名分と正当性を否定することを以て、大院君が掌握していた軍権を君主に取り戻すことにあったということを意味している。したがって、高宗は、文臣将臣の登用や武臣の活動を制限するなど軍制を再調整して、自ら軍政を掌握できる基盤を作り出そうとしたのである。

第二に、親政初期における高宗の軍制改編は、政府官僚らの反対が生じるなかで、独断で決定・推進されていた。高宗の軍政関連政策に李裕元らは頻繁に反対の意見を呈してしていた。李裕元は、沿江税の廃止に対して、それは称えられることではあるが、沿江収税に砲手設置の需用が含まれているため、邊境の守備に影響を与えるのではないかと懸念した。高宗が亜将・亜卿の大将への昇進後の品階や兵曹判書・禁軍別将の任期制などに異議を提起した時は、それがそれぞれの理由と前例のある妥当な措置であったと唱えており、鎮撫営の割り当てられる軍需経費を他の財政に充てようとしたことに対しては、鎮撫営防護の重要性を挙げて反対した。また、宿衛軍の設置においては、政府財政が非常に不足しており、多数の兵士を規律することが困難であると上奏して、簡素にすることを繰り返し求めた。しかし、高宗はこうした李裕元の忠告と反対の意見にもかかわらず、武衛所を拡大するとともに、鎮撫営に対しては政府官僚との何の論議もなく独断で制度の改編を行った。すると、李裕元は武衛所の拡大と鎮撫営の制度変更に対して多大な憂慮を表明して、武衛所の拡大を中止して紀綱を確立すべきであり、鎮撫使の外登壇が廃されたとしても鎮撫営の強化政策は維持しなければならないと訴えた。また、朴珪壽は武衛所の設置に対する世間の懸念を伝えながら、武衛所に関する政策を政府官僚と相談して公式的な命令体系の中で推進することを力説した。しかし、武衛所の設立の目的が武衛所をつうじた軍権の掌握にあっただけに、高宗は大臣らの反対の意見を受け入れずに、自らの単独の決定で、武衛所に軍士・軍需を集中させて、武衛所による軍政の統轄を図り続けていた。

第三に、政府の深刻な財政難のため、他の軍営の軍士の差出しや軍需の移転によって高宗の親衛隊が形成されたことは、中央軍営のみならず鎮撫営の運営にまで蹉跌をもたらしていた。後述するが、高宗は、親政宣布を前後として、沿江税、青石鎮収税、結頭銭などの大院君政権期に徴収された各種の税を廃するとともに、清銭の通用禁止を断行した。これは、事前に財政を運営できる対策を立てなかった状態で実施が命じられたため、政府財政を深刻な困難に陥れた。このような財政不足問題を解決するため、高宗と政府官僚は、頻繁に会合を召集して財政問題について論議しながら、政府の支出の削減や清銭の処分方案を模索していたが、高宗が宿衛軍の増設を求めたのはその最中であった。当然李裕元は政府予算の枯渇を取り挙げ

て、新たな軍隊の設立問題は経費の用意ができてから論議すべきであると主張した。これに対して、高宗が各軍営からの差出しの方法を提案し、宿衛軍は既存軍営の軍兵の再編をつうじて設立されるようになった。しかし、一旦訓鍊都監の500名の軍士が宿衛軍として編制されると、高宗は武衛所の更なる拡大を試みた。彼は、各営門から頻繁に軍士を差出して武衛所に所属させるとともに、訓鍊都監の宿直場所や、鎮撫営の軍需経費である蔘税・砲粮米の武衛所への移転を指示するなど、軍士と軍需を武衛所に充てていった。このような高宗の措置は他営門の運営に問題を引き起こしたうえ、鎮撫営の活動を制限して軍備拡充を困難にさせていた[810]。要するに、当時の予算不足によって各営門の軍士と軍需物資を融通して親衛隊を作り出していた高宗の政策は、該当軍営の機能と役割を制限・低下させて、中央軍営のみならず総体的な国防力の弱体化を余儀なくさせたのであった。

高宗は自分の権力基盤を安定させるため、軍権を掌握する必要があると考えていた。また、こうした軍事的基盤の確保には、大院君政権期に行われた軍制を改編して、大院君に集中されている軍権を瓦解させなければならないと判断していた。したがって、高宗は、以前自らが積極的に支持・協力していた武臣待遇改善と統制営・鎮撫営の強化政策を見直して旧例に復させた。そして、将臣職に文臣と武臣を交替に任命することが人材を登用する道であると唱えて、中央軍営の大将に文臣を起用したのみならず、文臣の江華留守が鎮撫使を兼任するようにし、軍政を文臣中心に運営していった。彼は、大将の品階を格下げさせ、統制使と鎮撫使の外登壇の適用をも廃したうえ、宮殿守備軍の不足を理由にして創設された武衛所に軍士と軍需を集中させて、武衛所をつうじて軍政を統轄しようとした。結局、高宗の軍政政策の目的が、大院君の勢力弱体化と君主の軍権掌握に置かれていただけに、中央軍営の整備と地方鎮営の海防の重要性は疎かにされざるを得なくなったと言えよう。

2 親政初期における高宗の政策

親政以後における高宗の統治政策は、当時の高宗にとって最大急務であった君権確立・安定と密接な関連を持って行われた。高宗は大院君政権期の10年間、中央統治権の集中と拡大

---

810)1874年4月29日、李裕元は軍営からの軍士の差出しが多すぎれば、軍士を差出された各軍営が形を成さなくなると懸念しており(『承政院日記』1874(高宗11) 4 29、次対)、1874年7月15日、鎮撫使申櫶は、近来の鎮撫営の財政の困窮を理由に、松営の水蔘の税銭6万両の中で3万両を10月まで支給してくれることを求めた(『承政院日記』1874(高宗11) 7 15、次対)。また、1874年7月30日、御営庁は標下軍のうち183名を武衛所に移して属されたことによって、諸般使役の割り当てが難しくなり、東営入直軍40名のうち10名、集春営入直軍40名のうち15名の数を減らして宿直させることと、綽支軍を各10名ずつ巡行させると報告した。すると、当日、高宗は兵曹判書徐相鼎に、「禁衛営と御営庁の宿直軍士に対して融通することがあれば、草記にせよ」と命じたうえ、宿直軍は大いに減らす必要がないと述べた(『承政院日記』1874(高宗11) 7 30)。このように、高宗の各営門からの軍士の差出しと財政の移転は、該当軍営の円滑な運営と、役割の適切な遂行を妨げていた

のため推進された大院君の政策に対して、それが自分の当面の課題、すなわち大院君と基盤勢力の弱体化・抑制や、君主の統治権確立に、どう関連するかによって選別的に受容、あるいは改革・破棄していた。

ここでは、高宗が親政を宣布してから推進していた政策の中で、大院君政権期のそれと類似、あるいは区別される政策をとらえ、高宗の親政初期における統治政策の特徴を考察することを以て、当時の高宗の統治政策の目標や志向を明らかにしたい。

(1) 引見・召見・講筵内容から見た親政初期における高宗の政策の特徴

実質的な親政を前後として、高宗は自らの統治権強化と安定のために様々な政策を実施するようになった。そして、高宗と政府官僚との召見では、当面の問題点や対策が論議されていた。したがって、高宗の親政初期にあたる1874年から1876年にわたって、政府官僚との召見で如何なる主題が取り上げられており、如何なる解決方案が模索されていたのか、また、高宗と政府官僚との間に如何なる合意と相衝が生じていたのかを検討するのは、当時の政治的状況を理解するのに重要である。特に、高宗と政府高位官僚との会合の内容からは、親政初期において高宗が最も重視していた課題は何であり、それをどのように決定・推進しようとしたのかが表われているため、彼の勢力基盤と君権強化政策の実態を把握することができる。そのため、ここでは、高宗の親政初期、すなわち1873年11月から1876年までの政府高位官僚との引見・召見・講筵の内容を分析して、当時の高宗の最大の関心事は何であり、如何なる政策を樹立・実行して政権を掌握していったのかを考察する。

高宗が親政を宣布してから大院君政権期と比べて高宗と政府官僚との会合が多少増えたことは、第二章の≪表5≫のところで説明したとおりである。このような≪表5≫に敷衍して、高宗の親政初期に行われた次対・政府官僚との召見・講筵後の政策討論を、参席者名簿と会合内容で整理・提示したのが≪表29≫から≪表31≫である。

≪表29≫は、君主と政府高位官僚との間で正規に行われた次対の内容をまとめたものである。第二章で説明したように、次対は基本的には一ヶ月に3回、君主と議政府大臣、六曹判書、政府堂上が集まって政治懸案を論議する場であった。とはいえ、次対は規定どおりに行われた場合はなく、大院君政権期には年平均7回が実施されており、高宗の親政以後には1874年に13回、1875年に11回、1876年に10回開催され、その頻度が増えていた。その理由には、親政初期にあたって、高宗が政府官僚と合意すべき政治的事案が増加したことを含め、大院君政権期には大院君によって政治が運営されていたため、大院君の参加しない政府堂上会合を頻繁に召集する必要性が少なかったこと、親政宣布以後、高宗には政府官僚が参加する次対をつうじて、国政の主導権、すなわち統治権が君主にあることを誇示する必要があったこと、などがあると考えられる。このように、高宗親政初期に増加した政治的会合は、国政が君主によって主導され

≪表29≫　高宗親政初期における次対内容

［凡例］＊ 高宗と政府大臣との間に意見対立、あるいは注目すべき内容は、※の印をして別途に説明した。

＊ 参席者に表記した数字は、議政を除いた出席した政府堂上の総数である。

＊ (時)が表示されていないのは、開催時刻が不明なものである。

年月日(時)	參席者	主要案件
1873年12月1日 (巳時)	領議政李裕元、政府堂上李承輔・趙秉徽・李容熙・徐衡淳・鄭岐源・李章濂・沈承澤・姜蘭馨・朴齊寅・徐相鼎・梁憲洙・金輔鉉・白樂貞(13)	沿江税の廃止問題と、人事問題について論議
※ 李裕元が沿江税の中でも新旧を区別すべきであると主張し、高宗が受け入れた。		
12月24日 (午時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、政府堂上李承輔・金世均・李景夏・李容熙・徐衡淳・鄭岐源・沈承澤・趙基應・姜蘭馨・朴齊寅・徐相鼎・梁憲洙・金輔鉉・白樂貞・朴瑄壽(15)	高宗の講筵名称変更。軍制改編、物価上昇の阻止、沿江税廃止以後の砲手の軍需調達の問題について論議
※ 高宗の、大将任命後の正卿品階への上昇と兵曹判書への推薦、兵曹判書・禁軍別将の任期制を旧例に復する案に対し、李裕元はそれぞれが妥当な措置であったと上奏。 → 高宗の命令とおりに実施。 ※ 李裕元が、高宗が民のために免除させた北兵営・南兵営からの麝香納付の復旧を建議。		
1874年1月13日 (巳時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、政府堂上金大根・李承輔、戸曹判書金世均、李景夏、李容熙、徐衡淳、趙基應、任商準、兵曹判書徐相鼎、金翊鎭、朴齊寅、梁憲洙、吳顯文、金輔鉉、白樂貞(15)	牛屠殺規程を犯すことを禁止。暗行御史派遣、清銭廃止後の納税問題、財政難対策、清銭の処理問題などについて論議
※ 李裕元が、民生視察のため暗行御史派遣を提案。派遣の予告のみでも警戒の効果があると強調。 ※ 高宗が平安道の還穀を政府財政に充当しようとしたが、朴珪壽が平安道に実穀のないことを告げた。		
3月5日 (巳時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、右贊成李承輔、行戸曹判書金世均、行知宗正李景夏、右參贊李源命、禮曹判書朴齊寅、吏曹判書趙基應、兵曹判書徐相鼎、李根弼、梁憲洙、李秉文、吳顯文、金輔鉉、趙寧夏(13)	節約強調。松の伐採を禁止。戸曹と禁衛営の財政不足の対策について論議。毓祥宮と宣禧宮本家の後孫を武臣に登用することとする
※ 李裕元が、頻繁な租税減免は国家財政に深刻な打撃をもたらすと上奏。		
3月20日 (午時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、右贊成李承輔、行戸曹判書金世均、知宗正卿李景夏、左參贊徐衡淳、右參贊李源命、吏曹判書趙基應、兵曹判書徐相鼎、知三軍府事梁憲洙、朴齊寅、閔奎鎬、李根弼、李會正、李鎬俊、吳顯文、金輔鉉(15)	武術練習を強調。万東廟の再建や扈衛庁と都総府の財政補充問題を論議。鎮撫営、三営[訓鍊都監・御営庁・禁衛営]と義州・東萊の状況について質疑
※ 高宗が、鎮撫営に対する至大な関心を表し、物資・軍需の提供と精鋭軍の育成を強調。		
1874年4月5日 (巳時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、政府堂上李承輔・李景夏・金炳德・鄭健朝・金有淵・趙基應・徐相鼎・梁憲洙・吳顯文・金輔鉉・尹滋憲・白樂貞・鄭範朝・南廷益(14)	三軍府事の摠管の兼任を許容。軍器制作を指示。地方還穀の問題、精鋭軍の養成などについて論議
※ 高宗が平安監司の20万両の支援要請の中で少しでも提供することを求めたが、李裕元が政府財政不足を挙げて反対。→ 結局、退去後に政府官僚らと相談することとする。 ※ 高宗が、各軍営の兵士増員と軍料の上昇、かつ訓練方法の改善について論議することを命ず。		

年月日(時)	参席者	主要案件
1874年4月29日 (辰時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、政府堂上李承輔・李景夏・徐衡淳・趙基應・洪鍾雲・李根弼・徐相鼎・梁憲洙・金輔鉉・趙寧夏(10)	軍器製造の費用の調達、衙前の定員減少、景福宮修理の持続、宮殿守備軍の新設などの問題について論議
※ 高宗が、新たな守備軍の人数を自ら決める予定であり、既存の武芸庁とともにに防護を任せると述べたうえ、関連事務を訓鍊大将が統括することを命じた。		
5月25日 (巳時)	領議政李裕元、政府堂上行戸曹判書金世均、金炳冕・金在顯、左參贊宋近洙、知三軍府事李景夏、右參贊徐衡淳、吏曹判書趙基應、政府堂上金炳始・洪鍾雲・金世鎬・李根弼・吳顯文・趙寧夏(13)	忠清・咸鏡監営の財政と救恤状況に対する質疑応答。儒賢に特別な表彰を指示。官僚の戎服の飾りの件、宮殿守備軍の財政・武器の支給問題等について論議
※ 朴珪壽が、守備軍の増設に対して、高宗が直接に親衛兵を造成しようとするのか、将帥をして統制しようとしているのか、と質問したうえ、世間で高宗の守備軍の拡大を疑っていると上奏。また、守備軍が本来訓鍊都監の軍人であり、有能な訓鍊大将に関連業務を一任させることを提案。 ※ 高宗の戎服と飾りの準備の指示に対して、李裕元が法令でしなければならないと上奏。		
6月9日 (巳時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、政府堂上李承輔・金世均・趙龜夏・鄭健朝・趙基應・洪鍾雲・姜蘭馨・徐相鼎・梁憲洙・趙寧夏(10)	奢侈抑制を強調。統制営の財政状況救恤問題、宮殿守備軍の経費調達問題などを論議。土豪の私債の過度な徴収を厳禁を指示
※ 李裕元が、高宗の守備軍の設置が世間の疑惑を高めていると述べ、式例を簡素にすることを要求。		
6月25日 (巳時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、行知三軍府事李景宇、行戸曹判書金世均、吏曹判書趙基應、兵曹判書徐相鼎、知三軍府事梁憲洙、政府堂上李承輔・金輔鉉・李景夏・趙龜夏・鄭健朝・吳取善・金炳始・洪鍾雲・趙寧夏(14)	水災に遭った民に対する救恤問題、税穀船の遭難の対策、攘夷の状況について論議。 清からの邊報に対する方策を論議：邪学厳禁、守備や用兵や軍備を強化すべし
※ 李裕元が、清の摠理衙門からの咨文が通報の水準を越えて恐喝に近いと慨嘆したうえ、平和時の対策樹立や防護を強調。		
7月15日 (午時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、知宗正卿府事李承輔・李景夏、戸曹判書金世均、行大護軍徐衡淳・洪鍾雲、梁憲洙、朴齊寅、金炳始、鄭健朝、金翊鎭(10)、慶尙監司洪玩	財政補充の方案を模索。武衛所の状況について論議
※ 李裕元の贓物を没収して軍需に利用すべきであるという上奏に対して、高宗は民への返還を、朴珪壽は貪贓の贓物の徴収の問題点を述べたうえ、高宗の判断に同意。 → 高宗が贓物を押収して、該当邑の民に分配することを指示。 ※ 朴珪壽が、武衛所の権限拡大や、高宗が臣下に任せないで一人で計画・決断する状況に懸念を表したのに対し、高宗は単に便宜を図っただけであると回答。		
1874年7月30日 (巳時)	領議政李裕元、右議政朴珪壽、政府堂上金世均・李景夏・趙龜夏・梁憲洙・金輔鉉・徐相鼎(6)	田結税の過度な徴収を禁止。楊州砲軍の設置を論議。各地方虚結の減免を指示
※ 李裕元は、官僚との相談もなく、高宗が江華留守の鎮撫使兼任と文臣登用、外登壇廃止を決めたことに心配を表したうえ、鎮撫営軍政を変更しないようすることを要求。 ※ 李裕元が、旧例を上げながら贓物徴収の妥当性・必要性を主張。 ※ 高宗が、政府堂上の次対欠席に不快感を表して多数の参加を指示。		

年月日(時)	参席者	主要案件
1874年9月20日 (申時)	領議政李裕元、行戸曹判書金世均、行知宗正卿府事李景夏、行兵曹判書李載元、判尹鄭健朝、知敦寧府事朴齊寅、礼曹判書洪祐吉、刑曹判書金在顯、知三軍府事梁憲洙、工曹判書李会正、姜蘭馨(10)	災害地域の税金減免を指示。戸曹の財政不足の融通方案、還穀廃止の弊害と税穀船の難破問題、清の咨文と日本書契について論議
※ 金世均が、極劣米免除が民ではなく衙前の利益になったため、免除する必要がなかったと論じる。 ※ 李裕元・洪祐吉が、還穀があることよりないことの弊害が大きいと強調。		
10月8日 (午時)	領議政李裕元、政府堂上李承輔・李景夏・鄭健朝・李會正・李鎬俊・金輔鉉、禮曹判書洪祐吉、知三軍府事梁憲洙、趙寧夏、南廷益(10)	武衛所威勢の取り締まり、納税の厳守、土豪と都賈の弊の厳禁、山林の上京の督励を強調
11月15日 (巳時)	領議政李裕元、知三軍府事李景夏・梁憲洙、吏曹判書趙基應、政府堂上鄭健朝・姜蘭馨・李鎬俊・尹滋憙(7)	黄海・慶尚道からの状啓、兵曹の積滞解決方案、山林の登用、万東廟運営について論議
1875年1月22日	左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上金大根・李承輔・李景夏・李載元・李豐翼・鄭健朝・朴齊寅・洪祐吉・金在顯・閔致庠・姜蘭馨・徐相鼎・梁憲洙・金輔鉉・趙寧夏・鄭範朝(16)	勅使接待と朝貢品の準備や沿路行事の問題、漕船破船の責任追窮問題について論議
2月5日 (辰時)	左議政李最応、右議政金炳国、知宗正卿李承輔・李景夏、左参賛徐衡淳、鄭健朝、李根弼、李鎬俊、戸曹判書閔致庠、知訓鍊院事梁憲洙(8)	納税の遵守を強調．使臣往来による畿甸と両西への救恤を指示。日本書契と東萊府の状況について論議
3月2日	領議政李裕元、左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上李承輔・李豐翼・鄭健朝・朴齊寅・金壽鉉・金在顯・閔致庠・梁憲洙・李熙昇(9)	産室庁設置、税の減免の実施、春坊[世子侍講院]・桂坊[世子翊衛司]の居所の建設、『璿源譜略』の修正を指示
5月10日	領敦寧府事金炳學、判中樞府事洪淳穆・朴珪壽、左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上(28)	日本書契の回啓問題について論議
※ 日本書契の受理に対し、朴珪壽・李最応は賛成、金炳学・金炳国は反対、李裕元・洪淳穆は中立の立場を取り、高宗と金炳学兄弟は後での意見提示を、李裕元と李最応は高宗の決断を求めた。 ※ 高宗が、景福宮移転の準備に武衛所が協調することを求めたのに対して、李裕元が経費不足を懸念するとともに武衛所財源の出所に疑問を提起。		
6月10日	左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上鄭基世・金壽鉉・金在顯・閔致庠・金元植・李根弼・梁憲洙・金輔鉉・尹滋憙・李熙昇・趙寧夏(11)	奢侈・酔払い・戸籍の偽造に対する厳重な取り締まりを強調
※ 高宗の禁酒令の意に対し、李最応・金炳国が慎重な決定を要求。		
1875年7月29日 (未時)	左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上李埈・閔致庠・徐相鼎・梁憲洙・金輔鉉・李熙昇(6)	科挙場の不正の取り締まりを指示。水災状況と税穀船の延着問題を論議

年月日(時)	參席者	主要案件
1875年8月29日 (未時)	左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上李周喆・閔奎鎬・鄭健朝・閔致庠・梁憲洙・李秉文・金炳始・李熙昇(8)	異様船の侵入と永宗島の状況に対する方策について論議
※ 異様船の国籍と実態が究明されていない。		
9月23日	左議政李最應、右議政金炳國、政府堂上李周喆・閔奎鎬・李垈・閔致庠・金元植・梁憲洙・金輔鉉・金炳始・李熙昇(9)	租税未納の防止・徴収と政府財政充当の方案を論議。東萊府の日本との売買禁止を強調
10月25日 (午時)	左議政李最應、右議政金炳國、行吏曹判書閔奎鎬、金在顯、金炳始、戸曹判書閔致庠、守判中樞府事南廷順、知三軍府事梁憲洙、禮曹判書金輔鉉、工曹判書金尙鉉、同知三軍府事李熙昇(9)	結価の過度な徴収・各駅の弊害・土豪の武断行為・盗賊の厳重な取り締まりを指示。戸曹財政不足の融通問題を論議
※ 李最応が一年に3年分の税入が支出される状況を論じる。 (1年の収入が約52万両、支出が約140～50万両)		
11月15日 (午時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上申櫶・金在顯・趙龜夏・閔致庠・梁憲洙・李鎬俊・李熙昇(7)	日本書契の原本の政府への提出を指示。税の滞納・各種の不正・命令不履行の厳禁を指示。進上品の品質の規制を強調
12月5日 (未時)	領議政李最應、右議政金炳國、閔奎鎬、李垈、李源命、閔致庠、姜蘭馨、梁憲洙、金輔鉉、金尙鉉、金炳始、金有淵、李熙昇(11)	使臣接待への節約を強調。脱税・不正徴収・暴利・贓物売買に対する厳重な取り締まりを指示
1876年1月20日 (未時)	領中樞府事李裕元、領敦寧府事金炳學、判中樞府事洪淳穆、藥房都提調朴珪壽、領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上(37)	日本との修好可否、清勅使への贈呈品と接待問題、馬政の取り締まり、倭船入港の対処方案と民の騒擾防止・安定化方策などについて議論
※ 高宗は、すでに倭館があるため、再び館を設置して通商する必要がないと論じる。		
2月27日 (申時)	領議政李最應、政府堂上閔奎鎬・李源命・閔致庠・梁憲洙・金尙鉉・金輔鉉・金炳始・趙寧夏・趙羲復(9)	税の滞納と京差人の弊害の厳禁を強調。東萊府使を罷免。正確な兵器修理と報告を指示。訳学の活性化を強調
3月28日 (午時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上閔奎鎬・閔致庠・梁憲洙・金輔鉉・金尙鉉・金炳始・尹滋承・徐承輔・李熙昇・趙羲復・閔泳穆(11)	景福宮工事の進行状況、京畿・黄海道の財政不足の調整の方法について議論
4月25日 (午時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上鄭健朝・閔致庠・梁憲洙・金尙鉉・趙寧夏・尹滋承・徐承輔・趙羲復・閔泳穆(9)、會寧府使鄭斗源	清の道を借りる要請について論議。貢人への過度な割当の削減を指示。咸鏡・全羅道の財政運用の調整問題について議論
1876年5月25日 (午時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上金輔鉉・趙寧夏・尹滋承・沈舜澤・徐承輔・閔泳穆(6)	外邑の火災救恤を指示。監司・捕帥の密符の重要性と雑技の厳禁を強調

年月日(時)	參席者	主要案件
1876年7月13日 (未時)	領中樞府事金炳學、判中樞府事洪淳穆・朴珪壽・李最應、右議政金炳國、政府堂上申櫶・金輔鉉・李源命・金翊鎭・金有淵・南廷順・徐堂輔・金炳始・趙寧夏・尹滋承・徐承輔・曺錫輿・金箕錫・趙羲復(14)	北関六鎭住民の越境弊害の対策を論議。薦望から削除された人の救済、干魃に対する救恤、土豪の高利行為の厳禁を指示。
※ 辺境百姓の越境対策として、朴珪壽は北評事の巡幸と適切な監司・兵馬節度使の派遣を、李最応は安撫使の派遣を、金炳国は巡邊使の滞在を、洪淳穆は適切な守令の任命を上奏。		
9月10日 (午時)	領議政李最應、都提調金炳國、政府堂上閔致庠・鄭健朝・趙寧夏・尹滋承・趙成夏・金箕錫・趙羲復(7)	辺境密貿易の厳禁と咸鏡道・黄海道の財政の融通のある対処を指示。東萊府からの倭館との生銅貿易の変更要請や深刻な凶年の対策について論議
9月23日 (午時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上鄭基世・金輔鉉・閔致庠・李垈・鄭健朝・洪鍾雲・徐堂輔・金炳始・趙成夏・金箕錫・閔泳穆・趙寅熙・趙羲復(13)	民生救恤策、咸鏡道の不足な財政融通、禁酒、貪贓財物の民への提供問題について論議
※ 高宗は凶年に際して内帑金支給と端午節負債の免除を指示し、李最応は駅・牧・鎭・堡の民への公平な救恤を強調。 ※ 李最応が次対に頻繁に欠席した禁衛大将梁憲洙の罷免を求めたが、高宗が拒否。		
10月20日 (未時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上金輔鉉・閔致庠・鄭健朝・洪鍾雲・金炳始・趙寧夏・尹滋承・金箕錫・閔泳穆・趙寅熙・趙羲復(11)	不正官員の摘発・処罰、均等な救恤、過度な結價策定と訳員の弊害の厳禁、防穀の禁止について論議
※ 李最応が、高宗に救恤と減免政策を適切に遂行しない守令を即時に罷免することを要求。		
1876年11月20日 (申時)	領議政李最應、右議政金炳國、政府堂上鄭基世・金世均・閔致庠・徐衡淳・洪鍾雲・金炳始・趙寧夏・閔泳穆・趙寅熙(9)	税の滞納の厳禁・処罰、禁酒令違反の取り締まり、忠清道の不当な課税地域の救済について論議

ている状況の公表と、実質的な政治運営に寄与していた。

まず、≪表29≫に表れた次対参席者の構成を見ると、大臣の他、6名から15名の政府堂上が出席していた[811]。高宗親政初期の政府堂上歴任者の総数が60名前後であったことから、彼らの次対出席率は全体の四分の一にも満たない水準であったことが分かる。特に、1874年7月30日の次対ではただ6名の参加に対して高宗が不快感を表したほど、政府堂上の次対出席率が悪く、1875年には11回の次対開催の中で7回が10名を下回っていた。このように、次対という国家最高・最大の政策討論の場における政府堂上の出席率が低かったのは、当時の政治運

811)1875年5月10日の次対には日本書契受理問題を議論するために28名の政府堂上が、1876年1月20日には日本との修交締結問題を処理するために37名の政府堂上が出席したが、これは特別なケースで普段の参加者定員と区別されるため、論外とする

営が政府官僚の幅広い意見の収斂をつうじてではなく、一部の特定政治家によって行われていたことを反映していると言える。

このような事実は、政府堂上の次対出席率のみならず、実際に次対に参加した構成員の面貌からも窺うことができる。1874年から1876年まで次対に出席した人物を見ると、1874年には、財政を担当する李承輔・金世均、軍政を担当する徐相鼎・梁憲洙・李景夏の出席率が最も高かった。各々宣恵庁と戸曹を担当していた李承輔と金世均は、清銭廃止以後の深刻な財政難に対する方策を論議するため持続的に次対に参加しており、兵曹判書徐相鼎と知三軍府事梁憲洙[812]・李景夏[813]も1875年初めまでほぼ毎回次対に出席して軍政問題に関与していた。このような1874年の参席者の構成は1875年に入って変り、李承輔と金世均の参加がなくなった反面、驪興閔氏の閔致庠・閔奎鎬の出席が急増し、1876年からは閔泳穆も参与し、一回の次対に2名の驪興閔氏が参席する場合も多かった。次対への驪興閔氏の参与増加は、財政・軍事の要職に驪興閔氏が配置されて、関連政策の樹立を主導していた状況、すなわち、高宗による驪興閔氏を中心とした側近政治が始まったことを表している。

そのうえ、高宗の勢力基盤として活動した豊壌趙氏では趙寧夏が親政初期から次対に出席して高宗の政策樹立に関与するなかで、趙亀夏と趙成夏も大いに参加していた。全州李氏の宗親・璿派では、1874年には李承輔(南人)と李景夏(老論)の参席が多かったが、1875年から宗親・璿派の出席が急減した。これは、全州李氏出身の政府堂上が減りつつあったことを勘案するとしても、その出席率があまりにも低調であったと言わざるを得ない。そこで、注目される点は、宗親・璿派が次対に参加しなくなったのと李最応が左議政に任命された時期がほぼ一致しているということである。こうした点から、1874年末、大院君の隠遁と李最応の議政任命が行われた状況で、その間 — 大院君と李最応 — に挟まれた宗親・璿派の立場選択と支持表明が困難になったことが、彼らの次対への参席を妨げた原因であったのではないかと思う[814]。

高宗の親戚・姻戚の他、次対に出席した人物の構成は、前述した高宗の統治権力基盤の実体と一脈相通じている。親政初期の平均10名ほどの次対参加政府堂上の中に光山金氏・大丘徐氏・安東金氏(以上老論)・東萊鄭氏(少論)が多数含まれていた。光山金氏では金輔鉉が持続的に参加したうえ、金在顕・金尚鉉も多く出席した。大丘徐氏では1875年まで徐相鼎、1876年には徐承輔の参加が多く、安東金氏では1874年まで金世均、1875年半ばからは

812)梁憲洙は、高宗親政開始以前の1873年6月から1875年1月まで御営大将を、1875年2月から1876年10月まで禁衛大将を担当した。彼は、1876年前半まで、ほぼ毎回の次対に出席しており、1876年半ばから次対に出席しなかった。そのため、李最応は1876年9月23日の次対で梁憲洙を罷免することを求めたが、高宗によって断られた

813)李景夏は、1873年12月、高宗の実質的な親政による政界改編において禁衛大将に任命され、1874年1月には訓鍊大将に就任した。彼は、1875年初めまでほぼ毎回の次対に参席した

814)1874年8月に大院君が京畿道楊州に隠遁すると、儒生の帰京要求と政策批判上疏が提出されて、政局が不安定な状況に陥った。このような局面を打開するため、高宗は更なる強行策を取って、大院君と対立関係であった李最応を左議政に抜擢した。そして、こうした政治的状況が、大院君と李最応との間に挟まれた宗親・璿派の行動を制限して、彼らの居場所を縮小させた可能性があると考えられる。

金炳始の出席が急増した。また、東萊鄭氏では鄭健朝の持続的な参与に鄭基世も合流していた。こうした特定人物の政府堂上としての次対参与の増加は、彼らが親君王勢力として編成されて、高宗の忠実の権力基盤となっていた証拠であろう。

高宗の親政初期に次対が開催された時間帯は、1874年には巳時(9時～11時)が最も多く、主に朝に行われていたが、徐々に遅くなり、1875年と1876年には午時(11時～1時)と未時(1時～3時)の開催が増えたうえ、申時(3時～5時)にも召集された。これは、高宗の講筵時間が徐々に遅くなったことと一致する現象で、高宗の生活パターンの変化とも関連していたと考えられる815)。

次に、次対の内容を見ると、次対は政府の公式的な高位官僚会合として、中央と地方の重要な政治的懸案をはじめ、政府堂上の推薦などの人事改編が論議されていた。したがって、次対の討論内容からは、当時の政治・経済・民生・軍事などの国家統治の全般的状況と、当面の主要課題を窺うことができる。高宗親政初期の次対において最も多く取り扱われていた問題、すなわち当時の最大の急務は、民生の改善、政府財政の補充・運用方案、かつ軍政の三つに分けることができる。この三つの問題は、高宗が統治権確立のための政策の決定・推進において最も重視していた課題であり、また、その過程で政府官僚との意見の差異が大きく表われた部分でもある。

まず、親政初期、高宗が政策の樹立において最も考慮していた問題は民生の安定であった816)。伝統的な帝王教育を受けていた高宗は、国家財政より民生安定を優先しなければならないという判断の下で、民生に弊害を与える様々な税金と清銭を廃止した。また、納税の減免と期間延長・内帑金支給・救恤政策などを頻繁に実施したうえ、土豪の武断・高利行為の厳禁、民生弊害の除去を強調し、田税の結価[土地の一結当たり賦課した租税の額]を過度に策定して民生を塗炭に陥らせる官吏に対する厳重な処罰を求めていた。その他にも、高宗は、清銭廃止による民への二重課税の阻止、辺境民の越境防止対策の樹立、使臣派遣沿路の住民に対する救済、不正官吏の実態把握・処罰、適切な官吏の派遣などを、繰り返し強調・実施した。政府財政に損失があっても民への利益が大事であるという認識に基づいた高宗の民生政策は817)、政府財政を懸念する臣下の助言にもかかわらず、持続的に推進され、財政の不足をもたらす主な原因となっていた。

第二に、高宗の財政政策の焦点は清銭廃止以後に台頭した深刻な財政難をどのように克服

---

815)すこし後の話であるが、黄玹は、高宗が遊ぶことが好きで明け方まで宴を開いていたと記録している。もちろん、高宗が明け方まで遊んでいたとは考えにくいが、彼の生活リズムが変化していたことは間違いないと思う -「倡優・巫祝・工鼛、歌吹媟嫚、殿庭灯燭如昼、達曙不休、及寅卯辰時、始掩黒隠施幃帳、就御酣寝、哺時乃興、日以為常」『梅泉野録』、p40

816)第一と第二に関する詳細な内容は、第四章第二節の2-(2)を参照

817)高宗は、民に利益になるのであれば、国家財政に損があっても問題にならないことを、頻繁に強調していた -『承政院日記』1873(高宗10) 12 1、1874(高宗11) 1 17・1 29・2 28・5 12・9 20、1875(高宗12) 3 2など

するのかに合わせられていた。前述したように、大院君の富国強兵政策によって大院君政権後半期になると、戸曹・兵曹などの財政状態はかなり改善されていた。しかし、高宗は自分の統治権強化のため、大院君の財政・軍事的基盤を解体させなければならないと判断し、統治権を回復してまもなく1874年1月6日、清銭の廃止を電撃的に断行した。清銭は、不足した景福宮再建経費の調達のために導入されて以来、切り下げられて流通して物価上昇と貨幣紊乱を引き起こしていた。また、流通地域によって価値が異っていた清銭は、収税官員が常平銭を徴収して清銭に代えて納入して、その過程で不当差益を得る手段として利用されて、租税行政にも悪影響を及ぼしていた。政府は、清銭が貨幣経済の混乱をもたらす原因であることを知りながらも、それが財政を容易に補充する手段であったため、清銭を廃止しないでいた。

このような清銭に対して、高宗は民生の弊害であると強調し、その流通の禁止を宣言した。そして、1月の納税分は従前のように清銭で、2月からの上納はすべて常平銭にすることを命じた。しかし、高宗の清銭流通禁止令は、全国に流通される清銭の数量と政府備蓄量に対する正確な把握や、廃止以後の対策がなかったまま急に断行されたため、中央政府はもちろん、地方行政と軍営の財政に大きな打撃を与えるとともに、租税行政上に新たな問題を惹起させていた。そのため、高宗親政初期の次対に集まった高宗と政府堂上の主たる議論は、清銭廃止による対策の模索と財政運用の融通に集中されていた。彼らは、深刻な財政不足の克服のための財源の確保、官吏の不正と民の二重納税の防止による円滑な納税の進行、無用になった清銭の処理の方法などについて論議し、対処方案を速やかに決定・推進しようとした。そして、高宗は緊急な予算の使い先や備蓄・流通中の清銭量を把握したうえで、財政難克服の方案として全国で活用できる還穀の作銭[818]を指示して、すでに徴収された税の納入を催促、緊急ではない支出の制限・縮小を強調していた。

このように、高宗の清銭廃止の決定は政府の財政確保に蹉跌をもたらす一方、朝鮮の租税制度・還穀運営・貨幣経済などの財政経済全般における深刻な問題を表面化させていた。これは、「清銭廃止以後、高宗が、財政の困窮と民の楽にすることが分かるようになった」[819]という李裕元の指摘のように、むしろ高宗が国家財政・経済と民生問題に対して的確に把握して改善できるいいチャンスであった。しかし、高宗は、この機会を生かして租税運営と貨幣流通構造に対する全面的な改革を推進することなく、既存財源の利用と用途変更、税の減免、収税を担当する下級官吏の取締など、すでに施行されている政策のみで対処していたため、財政不足と民生悪化を阻止することができなかった。

第三に、次対では軍政問題が重要事として取り扱われていた[820]。高宗は親政を宣布した直

---

818)還穀は救恤用の備蓄米であり、還穀の作銭はその備蓄米を銭に代えて政府に納入することを意味する。詳しい内容は第四章第二節の2-(2)を参照

819)『承政院日記』1874(高宗11) 1 25、薬房入診

820)高宗の軍事政策については、第四章第二節の1-(2)を参照

後から、軍政を君主中心に再編するため、大院君政権期に行われた様々な政策の見直しを推進した。彼の軍事政策は、表面的には軍人の増員と軍隊の精鋭化、武器の修理、軍需経費の確保、鎮撫営・統制営の重要性に対する強調など、大院君の強兵政策と変らなかった。しかし、実際には大院君政権期に定められた兵曹判書・禁衛別将の任期制を廃して、大将の品階を格下げさせたうえ、鎮撫使・統制使の外登壇廃止、文臣の将臣任命、宿衛軍設置と強化、鎮撫営財政の武衛所移転などの、武臣の地位・役割を制限して、中央・地方軍営を縮小する方向へ改編されていた。これは、高宗の軍政政策の目的が、国防力の強化より、大院君の軍事基盤の解体と、君主の軍権掌握にあったことを表していると言える。

このように、親政初期における高宗の統治は、三つの政策、すなわち民生安定、円滑な財政確保・運営、かつ軍権掌握を中心として行われていた。高宗は、この三つの政策をつうじて、大院君と差別された民本政治や、大院君の勢力弱体化と君権の確立を実現しようとした。しかし、次対の内容に表われているように、高宗の財政・軍事政策は政府官僚との協議と同意の過程を経て決定されたというより、高宗の一方的な政策遂行の指示に、大臣らが対策を議論する形態を帯びていた。そのため、経費調達・手続などの問題をめぐって、双方の間で異見が生じざるを得ず、これは政策の順調な推進を妨げていた。すると、高宗は徐々に、自分と意見の一致する側近勢力を人事・財政・軍事の要職に配置して、政策の迅速な推進を図っていった。

次に、≪表30≫は、高宗と政府官僚との間で非定期的に開かれていた召見をまとめたものである821)。召見には、国家に特別な行事や問題がある時、時原任大臣・宗正卿・閣臣[奎章閣官員]・玉堂[弘文館官員]などの政府官僚が多数参加するものをはじめ、薬房入診、政府高官との個別面談、派遣官僚822)の出発前の辞陛・到着後の報告などがあった。

まず、高宗の召見の相手は、政府高位官僚・薬房提調・派遣官僚の三つに分けることができる。政府高位官僚との召見は、主に国家に特別、あるいは重大な出来事が生じた際、高宗の特別な召集によって行われた場合が多く、召集の理由によって参席官僚の構成・人数が異なっていたが、基本的に時原任大臣が出席して当面の課題を議論した。当時、時原任大臣として出席した人物は、李裕元・金炳学・洪淳穆・朴珪壽・李最応・金炳国であり、姜浚と韓啓源は判中枢府事に官職復帰したが、政治会合に出席していなかった。親政初期の政府高位官僚との召見では、王妃の出産と元子誕生、世子冊封、翼宗への尊号追上などの王室関連問題をはじめ、景福宮火災・修理対策、大院君帰京要求上疏の対処、日本との書契受理・

821)ここで、取り扱っている召見は、高宗と召見相手との間で、何らかの会話、正確には会話の記録が残されていた場合のみである。これは、本稿で召見を分析する理由が、高宗が誰と如何なる目的で召見を行っていたのかを把握するところにあるためであり、臣下との召見が行われたとしても、分析する内容のない場合は召見の提示から省いた

822)ここでの派遣官僚は、観察使・守令・留守などの地方行政官、地方の行政と民生状態を視察する暗行御史や按察使の他、試験監督官、王陵のお墓参りをした官僚、安胎使、地方軍営の大将、清と日本への使臣を指している

≪表30≫　高宗親政初期における召見内容

[凡例] ＊(発)は派遣官僚が出発する前に高宗と召見したことであり、(着)は任務を遂行して帰京してから高宗と面談したことを表している。

＊ 意見の対立や、注目される言及に対しては※の印で別途に説明した。

年月日(時)	参席者	主要案件
1873年11月27日 (酉時)	領議政李裕元	高宗が李裕元に大臣の役割遂行を期待
12月10日	領議政李裕元	景福宮火災の原因追窮、昌徳宮への移住問題について論議
12月10日 (巳時)	時任大臣、宗親、閣臣、玉堂：領議政李裕元、右議政朴珪壽、知宗正卿李昇應・李景夏・李寅應、宗正卿李沇應・李寅命・李會正・李容直、提學李承輔、原任直提學李載元、檢校直提學趙寧夏・李載冕・韓敬源、原任直閣李承純、檢校直閣金永壽、原任待敎閔奎鎬・鄭範朝、原任副提學趙龜夏・金炳地・沈舜澤、檢校副提學金炳始・李寅命・趙敬夏等	朴珪壽に右議政の役割を期待。景福宮火災の原因追窮。昌徳宮移住のための昌徳宮修理と火災防止対策について論議
12月13日 (午時)	(発)平安道監司申應朝	平安監営の奸吏・通引輩の幣や厚昌・慈城・義州などの唐船往来と越境の弊害の厳禁を指示
12月21日 (巳時)	藥房、時任大臣、宗正卿、閣臣、玉堂：領議政李裕元、右議政朴珪壽、知宗正卿李景夏・李寅應、宗正卿李寅命・李升洙・李寅岱・李會正・李珪永等	忠穆壇周辺の賤民の埋葬を禁止。常賤の両班先山侵犯と両班の過度な墓地所有の厳禁を指示。武断土豪の近況を質疑
12月28日 (午時)	藥房、時任大臣、宗正卿、閣臣、玉堂：領議政李裕元、右議政朴珪壽、判宗正卿興寅君李最應、知宗正卿李承輔・李周喆・李載元等	中宮殿の入診と産室庁設置の問題を論議。翰林召試合格者を史官に任命することを指示
1874年1月3日 (未時)	藥房、時任大臣、宗正卿、閣臣、玉堂：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調李會正、右議政朴珪壽、李承輔・李景夏・李周喆等	産室庁設置の手続、慶尚道新旧監司の引継手続きについて論議。李裕元の兼職の縮小を指示
1月9日 (午時)	(発)慶尚道監司兪致善	清銭廃止以後の政府財政補充のための納税の督促、奸吏の弊害厳禁、倭政の探索を指示
※ 高宗が、慶尚道では本来清銭が流通していなかったと述べ、上納の督促を特別に指示。		
1月10日	(発)東萊府使朴齊寬	納税米・木・布の滞納の取り締まり、不服従部下の厳重処罰を強調
1874年1月17日 (辰時)	領議政李裕元	清銭廃止以後の財政補充のため各道の還穀の作銭について論議
※ 高宗が、むしろ還穀が民生弊害になっているため洞還以外の還穀の作銭を命じると、李裕元は災害時の還穀の必要性を取り上げて、すべての還穀の作銭はよくないと強調。高宗が実穀のない還穀の無用を論じると、李裕元は空文であるとしても、廃止することはできないと主張。 ※ 李裕元が、近来に政府堂上を右参賛が兼任していることの不可を上奏すると、高宗は国事のため兼任していいと答え、李裕元は有司堂上と参賛の同一性を唱えて以後の改善を提案。		

年月日(時)	參席者	主要案件
1874年1月20日 (巳時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調李會正。(発)永興府使李承皐、平山府使鄭雲星、定山縣監金鳳集	清銭廃止以後の緊急な財政問題、結頭銭を持って作った還穀の作銭と上納、清銭の使用方法について論議。沿海の潜商の厳禁を指示。守令と暗行御史派遣の民生統治への重要性を強調
※ 高宗は、清銭の使行経費への持続的な提供の方案が清銭廃止の命令に対する不信を助長すると憂慮。		
1月23日 (午時)	(発)咸鏡監司徐堂輔、全羅監司趙性教、鎭撫使申櫶、統制使李周喆	国境地域の特別な取り締まりや鎮撫営と統制営の軍務状況と重要性を強調。文殊山城・徳浦の管理などについて論議
1月25日 (午時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調李會正	清銭廃止以後の財政不足状況、清銭の活用、文臣の武将任命などについて論議
※ 高宗が文臣の武将への兼職を命ずると、李裕元が武臣の官職減少を懸念。 ※ 李裕元が、清銭廃止によって、高宗が国家財政の不足と民生の便利なことを分かるようになったと言及。		
1月26日 (午時)	(発)南陽府使朴元陽・楽安郡守李奎鳳・南海県令李容復・徽陵参奉宋道淳	王命の遂行、公務への専念を強調
1月26日 (申時)	(着)前鎭撫使金善弼	鎮撫営の軍政状況・財政運営実態・民生状態・軍需調達方法について質疑応答
1月28日 (午時)	(発)慶州府尹林翰洙、義州府尹黄鍾顕、寧邊府使李裕承、慈山府使洪殷謨、仁川府使朴貞夏、亀城府使李鍾観、晉州牧使閔昌植、殷山県監洪時衡、泰川県監洪承五	越境と潜商状況の把握・処理などについて論議。異端書輸入の厳禁を強調。清銭廃止が潜商弊害の減少に寄与することへの期待を表明
1月29日 (午時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調李會正	未納の結斂の免除、租税納付の融通方案、閣臣の牙牌の復旧、官員の乗り物の規制などについて論議
※ 高宗が全羅・忠清道の秋大同の納入延期を提案すると、李裕元が財政不足を懸念するとともに、秋大同法の納入延期はできないと主張。 ※ 高宗が閣臣の牙牌の復旧を提案したのに対し、李裕元は近来に廃したばかりで、復旧はよくないと上奏 → 復旧される。また、李裕元は、高宗の戎服の朱笠・虎皮・貝纓・左牽の旧例の回復に対しても、準備が容易ではないと主張 → 準備ができ次第着用するようにする		
2月5日 (巳時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調李會正	4人籃輿[椅子に似た無蓋の小輿]と左牽[礼式に用いる馬に付ける長い手綱]使用できる品階を決定。清銭廃止後の財政補充と清銭の活用状況について論議
※ 李裕元は秋大同の納入延期を一律に遅らせると、財政が苦しくなるので、納入の催促をしないで、しだいに納入させる方法を取るがいいと提案 → 高宗がこれを受け入れる		
2月8日	時原任大臣、宗正卿、閣臣、玉堂：領議政李裕元、領敦寧府事洪淳穆、右議政朴珪壽等	元子誕生の祝賀。赦免政策の実施
1874年2月10日 (午時)	時原任大臣、宗正卿、諸閣臣、諸儒臣、藥房三提調	清銭廃止後に上納して退けられた三万両に対する納入を許容。五部[漢城府]内の新設税を一切廃止することを命令。

年月日(時)	參席者	主要案件
1874年2月16日 (巳時)	(発)平安兵使朴承儒・黃海兵使李基碩、左承旨趙康夏	儒生上疏の受理を制限や、『日省録』と『承政院日記』を修正する兼吏の旧例の回復を指示
2月21日 (午時)	(発)南兵使趙羲豐、忠淸水使李泰鉉	邊防・海防の重要性を強調
2月28日 (巳時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調閔奎鎬	拯劣米[水に浸った質の悪い米]に引き続き未拯米の一切減免を指示。還作銭の上納状況、襦紙衣[軍人の冬服]の旧例の回復、越境の原因、庶類登用、関西文官の推薦復旧、司訳院の税の免除、酌献礼の実施などについて論議
※ 高宗の拯劣米・未拯米の免除処分に対して、李裕元は未拯米の徴収が船員の意図的な難破を防止する策であると述べ、頻繁な免除を警戒。		
3月10日 (午時)	(発)全羅道京試官韓章錫、平安道京試官閔泳商	公正な試験の実施と士の慰撫
3月17日 (未時)	(発)忠淸道京試官任尙鎬	公正な試験の実施と士の慰撫
3月21日 (酉時)	(発)一所試官沈舜澤・李冕榮・尹祖榮、二所試官徐臣輔・李乾夏・吳麟泳	公正な試験を実施して、学業の興起に尽力すべきことを指示
3月30日 (未時)	(着)進賀兼謝恩正使鄭健朝、副使洪遠植、書狀官李鎬翼	清の匪賊の鎮圧状況、清が日本と西欧との朝覲を許諾、清での西欧人の状況、フランスの越南侵攻、ロシアの大きさ、清の西欧人退出の可能性などの清の状況のついて質疑応答
4月4日 (午時)	(発)北兵使金永求	邊方の地理、兵営と行営の位置、邊方での北兵使役割の重要性などについて論議
4月12日	領議政李裕元	沿路の民生状況、楊州・高陽民に特別配慮、訓鍊都監の軍料支給問題、軍額増加などについて論議
※ 李裕元が、沿路の守令が自分に民生の困難を訴えた上奏。 ※ 高宗の各営の軍額増加の指示に対して、李裕元は戸曹・兵曹の経費不足で増員が困難であり、現在の軍料も7000石が不足であると上奏。		
5月19日 (辰時)	時原任大臣、宗正卿、閣臣、玉堂、儒臣、儀賓	元子の誕生百日記念。宮殿守備軍設置の費用の用意問題について論議
※ 守備軍の軍服の用意だけでも1万両がかかる。 ※ 高宗は、経費節約のため守備軍を5哨、毎哨当り100人の設置していると強調。		
5月24日 (巳時)	知宗正卿李承輔	暴雨による民生弊害、漕運船沈没による財政不足、拯劣米の処分方法について論議。宣恵庁の会計帳簿を三ヶ月ごとに提出することを報告
※ 税穀船12隻が沈没して、約1万2千石の米穀が損失。 ※ 李承輔は、拯劣米を時価によって販売して、品質が最悪なもののみを免除することを建議。		
1874年6月13日 (巳時)	藥房入診：都提調李裕元、提調吳取善。(発)安胎使金翊鎭	全羅道の財政不足の融通方案、両医司[恵民署と活人署]の活動拡大、守備軍の服色準備、広東木と青花[広東製の織物と青色の染料]からの税の財政充当、還結が不足な理由などについて論議。服飾の奢侈規制を強調
※ 李裕元が、財政補充のため広東木と青花からの税を経費に利用することを提案。		

年月日(時)	參席者	主要案件
1874年6月20日 (巳時)	藥房入診：都提調李裕元、提調吳取善、副提調金炳始	宿衛軍の信賞の設定、禁軍増員問題、学者の学問上達方案の模索について論議
※ 李裕元が、大きな亀の捕獲が高宗の善政の印であると強調。 ※ 李裕元が、守備軍の印に「所」をと刻んで「営」と称しなくてよいと上奏。世間の守備軍設置に対する噂を伝えざるを得ない立場を説明。印の製作作業は伝教ではなく礼曹に命じればいいと主張。 ※ 高宗が、守備軍を訓鍊大将に主管させる意を表明。		
6月28日 (未時)	檢校直閣李鎬翼	沿路の農事状況、市場物価の上昇原因などについて議論
6月29日 (午時)	領議政李裕元、 右議政朴珪壽等	日本との関係中断の理由、釜山訓導安東峻の過失と処罰、日本事情の探聞、書契内容の紛争原因などについて議論
7月3日 (辰時)	領議政李裕元	渡海官差送の手続、対日本政策関連者の処罰、武衛所大将の就任者の選択問題を論議
※ 李裕元が、対日関係の混乱の主犯である前慶尚監司金世鎬・前東萊府使鄭顯徳・訓導安東峻の処罰を主張。 ※ 高宗が訓鍊大将の宿衛軍兼任を命じると、李裕元は急な議論は困難であり、後で政府官僚と相談すると上奏		
7月25日 (午時)	二品以上：時原任大臣、閣臣、玉堂、承旨、史官、宗親、儀賓	元子の披露。観象監官生への褒賞
8月6日 (巳時)	(発)江華留守趙秉式、高敞縣監鄭義淳	鎮撫営警備と運営の重要性を強調
8月9日 (卯時)	領議政李裕元、領敦寧府事洪淳穆、右議政朴珪壽等	日本書契の改修を提議すること、玉驚装飾帽子の着用者規制について論議。開城留守韓敦源を留任を指示
※ 玉驚装飾帽子の着用をめぐって、李裕元は使臣着用禁止を、朴珪壽は許容を主張。		
8月11日 (卯時)	領議政李裕元、 右議政朴珪壽等	鴨緑江と柵門との間の匪類討伐を清に要請。健元陵参奉に宗姓のみの任用の廃止し、宗姓と他姓を交替に任命することを指示
※ 高宗が健元陵参奉を宗姓のみで任命することが旧例ではないとして、復することを提案したのに対して、李裕元はすでに施行してから何年もなったが、高宗の処分に任せると、朴珪壽は、それが幅広い人材登用の道であり、宗姓でなくてもすべての臣下が太祖の外孫であることを論じ、高宗の意見に賛成。		
8月13日 (午時)	(着)前濟州牧使李宓熙	軍政の実状、済州道周辺の地理、農事と馬牛養育の状況、沿路の農事事情などについて質疑応答
8月20日 (巳時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調趙康夏	武衛軍の規律・統制の強化を強調。邊方の匪類の鎮圧のため清に咨文を発送する問題を論議
※ 李裕元は、各営から選ばれて規則のない武衛軍の暴走・武断行為の厳禁を上奏。 ※ 鎮撫営の蔘税の中の4万両を武衛所に移転。 ※ 李裕元は、現在の清の紀綱からみて邊方の匪類の鎮圧が無理であると論じる。		
1874年9月15日 (午時)	藥房入診：都提調洪淳穆、提調朴齊寅、副提調趙康夏	困窮の薬房蔘政の融通方案について論議
※ 洪淳穆が、人蔘は貢物であるため、移転して使う時にはあらかじめ通知すべきであると上奏。		

年月日(時)	参席者	主要案件
1874年10月10日 (未時)	時原任大臣、輔養官、宗親、儀賓、元子輔養官、諭善、閣臣、玉堂、礼曹判書、承旨	元子宮相見礼。元子輔養の重要性を強調
10月16日 (巳時)	(発)平安道監司趙成夏	趙成夏が若い年で重任を授かったことへの懸念を表明したのに対して、高宗が問題ないと答える
10月20日 (申時)	(着)前黄海道監司閔台鎬	青石関の実態、農事状況、陳結での収税と椒島鎮の牧畜問題の解決などについて質疑応答
10月24日 (申時)	(着)京畿道暗行御史姜文馨	還穀の深刻な弊害、社倉法の施行、鎮営の状況、不正官吏の実態などについて質疑応答
10月27日 (申時)	(着)江原道暗行御史柳セキ(王+奭)	還穀弊害の救済対策、田税の減免措置、松禁の遵守、不適切な進上品の変更等について質疑応答
10月28日 (巳時)	(発)冬至兼謝恩正使李會正、副使沈履澤、書狀官李建昌	清の状況を詳細に探聞・報告することを指示
10月30日 (申時)	(着)忠清左道暗行御史金明鎭	田政の弊害を正すため量田すること、旧災地域の収税の停止、社倉法の施行などについて質疑応答
11月3日 (申時)	(着)忠清右道暗行御史朴容大	水災の救済の状況、松木の使用の縮小方案、堤堰の修理、内帑金の公正な配分などについて質疑応答
11月13日 (申時)	(着)黄海道暗行御史趙秉弼	三政の弊害の改善方案、草料状[公務遂行の官員に宿食提供を指示する命令状]の発行制限、長淵に防禦営を設置する案などについて質疑応答
11月18日 (申時)	(着)平安南道暗行御史洪萬植	不正官吏の実態、民生困難の解決方案、虚留の存在と斗斛測定の不正、民庫の弊害規制、儒任・郷任の売買、軍政と兵器の疲弊状況、各駅の凋弊、兵船・汲水船の民間使用方案などについて質疑応答
11月30日 (申時)	(着)平安北道暗行御史沈東獻	江界・厚昌・慈城の蔘弊、城餉穀・駅馬の弊害、義州夜一浦の通商廃止などについて質疑応答
12月4日 (申時)	(着)咸鏡道暗行御史趙秉世	糶糴・田政・軍政弊害の改善方案、鹿茸の徴収制限、族徴・姓徴の厳禁、襦紙衣支給の改善、北関軍需による民生負担の減少方案などについて質疑応答
12月10日 (午時)	(発)東萊府使黄正淵	邊方の防禦と民政に努めることや、政府への報告を強調
1874年12月13日 (未時)	(発)忠清監司沈舜澤。(着)慶尚左道暗行御史朴定陽	前慶尚道監司金世鎬・前東萊府使と慶州府尹・釜山訓導安東晙の深刻な不正の実態、陳荒救済の方法、都結・還穀の弊害、地方邑に砲軍設置、倭館の近況などについて質疑応答
※ 高宗が結価の持続的な上昇と還穀の弊害の民生弊害を論じて、税の免除の効果を強調したが、朴定陽は国穀の特別な重要性のため還穀蕩減を求めることができないと述べる。 ※ 高宗が日本船舶の様子に大きな関心を表す。		

年月日(時)	參席者	主要案件
1874年12月16日	領議政李裕元	孫永老上疏で李裕元が辞職を要請。閔升鎬の死亡、故相臣の議諡問題を論議
※ 孫永老の上疏に対して、高宗はそれが自分への逼迫と侮辱であると強調。		
12月16日 (酉時)	(着)全羅右道暗行御史嚴世永	軍布・松禁・牛禁問題、格浦漕倉廃止の効果、格浦鎮持続の費用、救恤の進行、民庫弊害、社還の効果などについて質疑応答
※ 社還穀を銭に代えて財政に充てる方案に対して、厳世永が、社還が災害の対策であるため、再び作銭してはならないと上奏。		
12月28日 (午時)	左議政李最應、右議政金炳國	左議政李最応、右議政金炳国の任命後の召見
12月29日 (申時)	(着)全羅左道暗行御史呂奎益	順天等の統営穀の代銭納付の施行、色吏・敬差官・邸吏などの弊害などについて質疑応答
1875年1月1日	時原任大臣、禮曹堂上：領敦寧府事金炳學、判中樞府事洪淳穆・朴珪壽、左議政李最應、右議政金炳國、禮曹判書洪祐吉、參判睦仁培、參議閔昌植	元子の世子冊封・定名の手続、奏請使の派遣、宗廟社稷への祭祀、告由祭の実施、世子侍講院の官員の任命の件などについて論議
1月4日	時原任大臣、禮曹判書：領中樞府事李裕元、領敦寧府事金炳學、判中樞府事洪淳穆・朴珪壽、左議政李最應、右議政金炳國、禮曹判書洪祐吉	李裕元を非難した鄭勉洙の上疏、皇上の死去による勅使派遣に対する手続、陳慰兼進香使の選択・派遣などについて論議。趙秉昌を遠接使に任命
※ 高宗が、新たな皇帝とその家系に対する関心を表明。		
2月3日 (午時)	(発)遠接使趙秉昌	清使臣接応の弊害防止と贈給物種の慎重な選択、長年間の勅使接待による沿邑の勅具の損傷の修理・準備問題などについて論議
2月8日 (午時)	二品以上：時原任大臣・元子輔養官・諭善・宗正卿・閣臣・玉堂・傅・貳師・賓客・春坊[世子侍講院]・桂坊[世子翊衛司]・承旨	世子の誕生一年記念、1871年の例によって文・武科の応製の実施、特別赦免の施行などについて論議
2月17日 (巳時)	領議政李裕元	李裕元が世子師として挨拶し、領議政辞職を要請。李裕元に冊礼都監での仕事の担当を指示
3月9日 (未時)	(発)統制使權容燮	国境地域の防護・軍務管理を強調。各邑の軍政を確立すべきことを指示
3月10日	藥房入診 ： 都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調金炳始	全羅道と禁衛営の行政処理を論議。漕運船遅延・越境・潜商の厳禁を強調
1875年3月25日	藥房入診 ： 都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調金炳始	景福宮修理の着手準備と国家財政状態、命召牌・通符の製作、水門の修理などについて論議
※ 李裕元は、経費充当を懸念しながらも君主が絶対に財物の調達方策を考えてはならないと強調。 ※ 李裕元は、戸曹の財政不足状況を隣国に知られてはならないと力説。 ※ 李裕元は、税の減免は一時的に民に益となるが、国家財政は困窮になるとして、高宗に頻繁に施行しないようにすることを要請。		

年月日(時)	參席者	主要案件
1875年3月29日	領議政李裕元、領敦寧府事金炳學、左議政李最應、右議政金炳國、武衛所提調金輔鉉、戶曹判書閔致庠	景福宮の修理改築問題について論議
※　高宗の景福宮の建物配置変更の意向に対し、出席官僚が財政不足、旧基のとおりにすべきことを挙げて反対。高宗は景福宮再建当時にすべて旧例を遵守したのではないと論じながらも、建物配置変更をしないと約束。大臣は宮殿拡張に対する世間の憂慮を伝達し、高宗に迅速な建物配置の決定を促す。 ※ 景福宮修理費用をめぐって、議政府と戶曹・宣恵庁との間の軋轢が表出。 李裕元・金炳学は、経費の調達方策は君主の考えることではないと上奏。		
4月5日 (亥時)	藥房入診：都提調李裕元、提調朴齊寅、副提調金炳始	景福宮修理問題について論議
※ 高宗が、李裕元らの意見を受け入れて景福宮宮殿配置の変更と拡張をしないと語る。 ※ 修理経費として戶曹から20万両、宣恵庁から10万両が割り当てられる。		
4月11日 (辰時)	藥房、時原任大臣、宗正卿、儀賓、閣臣：李裕元・金炳學・洪淳穆・朴珪壽・李最應・金炳國等	王妃の出産以後の健康状況を説明。李裕元が辞職を要請
4月12日 (辰時)	李裕元・金炳學・洪淳穆・朴珪壽・李最應・金炳國。(着)遠接使趙秉昌、京畿監司閔台鎬	使臣接待の実施と民生弊害の状態、新皇帝登極の祝賀問題などについて論議
4月12日 (辰時)	(着)冬至兼謝恩正使李會正、副使沈履澤、書狀官李建昌	皇帝死去後の清の物情、前現皇帝の続柄、清での西欧と日本の活動などについて質疑応答
5月17日	時原任大臣：領中樞府事李裕元、領敦寧府事金炳學、判中樞府事洪淳穆・朴珪壽、左議政李最應、右議政金炳國	儒生の大院君帰京要請の上疏問題、農事状況、屠畜の禁止、厳重な法執行などについて論議。李純栄と徐奭輔の処罰を決定
※ 高宗が、儒生上疏には憤怒を、彼らを説得しない大臣には不満を表出。		
5月25日	(発)進賀兼謝恩使李昇應、副使李淳翼、書狀官沈東獻	清の時事を格別に探聞することを指示
5月29日	時原任大臣、宗正卿、奎章閣官員	景福宮工事場出入りの規制、木柵の設置、工事の進行状況と経費調達などについて論議
※ 高宗が、景福宮修理従事者の宮殿出入管理を武衛所がすること、他の工事の中止を指示。		
6月19日	(発)慶尙左道水軍節度使梁柱華	国境地域の警備強化、軍需物資の管理について論議
6月20日 (午時)	(発)慶尙監司朴齊寅。義禁府堂上李承輔・李秉文・洪遠植・李起鏞	国境地域の警備強化と倭情探聞を強調。大院君帰京要請上疏を主導した儒生に対する死刑命令を早く執行することを強調
※ 高宗が、死刑命令を遂行していない理由を聞き、速やかな施行を命ずる。		
6月23日 (申時)	領敦寧府事金炳學、判中樞府事洪淳穆・朴珪壽、左議政李最應、右議政金炳國	大臣らが上疏主導者に対する高宗の死刑命令の撤回に対して感服の意を表し、命令不服に対する罪を請う
※ 高宗が、上疏を出して死刑命令を遂行しなかった大臣・義禁府堂上の行動に対する不満を表明。		
1875年7月30日 (午時)	(発)奏請使正使李裕元、副使金始淵、書狀官朴周陽	邊方情勢・守令善悪に対して詳細に報告することを指示。豊年を祈る禁祭[祈晴祭]の実施

年月日(時)	參席者	主要案件
1875年8月10日 (午時)	藥房入診 ： 提調洪淳穆、提調金輔鉉、副提調鄭範朝、(発)東萊府使洪祐昌、慶尙道京試官閔種默	世子の相見。東萊府の状況への適切な対処、軍容の修繕、公正な科試の実施を指示
10月13日 (辰時)	(着)進香正使姜蘭馨、副使洪兢周、書狀官姜サン(++＋贊)	皇太后の垂簾同聴政の継続、清での攘夷・倭人の強勢などについて質疑応答
※ 姜蘭馨が、『万国公報』に朝鮮と日本に関連して誣陷記事が掲載されたことを清礼部に強力に抗議したことを報告。→ 高宗がその記録を閲覧して嘗めた後、大臣にも詳細に報告することを指示。		
10月29日 (未時)	(発)進賀謝恩兼歳幣正使南廷順、副使李寅命、書狀官尹致聃	清状況について詳細に探知・記録することを指示
11月25日 (午時)	時原任大臣、六曹判書、閣臣、玉堂、礼曹堂上：金炳学・洪淳穆・朴珪壽・李最応・金炳国・閔奎鎬・李載元・李源命・閔致庠・金輔鉉・金尙鉉	翼宗の世献礼の実施、世室設定、翼宗と神貞王后に尊号追上、憲宗と哲宗の御真の移転、尊号都監の設置と進賀宴の準備などについて論議
11月29日	(着)正使李昇應、副使李淳翼、書狀官沈東獻	土賊の状況、西洋人・倭人の近況、周辺国の朝貢状況などについて質疑応答
12月2日 (未時)	(発)遠接使鄭基世	勅使に贈呈する銀の品質管理、勅使接待の多い西路の弊害への対策を指示。宴饗の実施などについて質疑応答
12月16日 (申時)	(着)奏請使正使李裕元、副使金始淵、書狀官朴周陽	清勅使の到着の遅延の理由、生員・進士出身の推薦拡大、平安・黄海兵営の財政不足の補充方案、義州の救恤方案、使臣の運用費用の改善・節約、倭情の実状、地方軍政の実態などについて質疑応答
※ 李裕元が、沿路の経済・軍事・民生・行政事情や使行時の問題点に関して詳細に報告。		
12月24日 (未時)	(発)江原道監司閔泳緯	守令に対する徹底の管理・監督を指示
1876年1月11日 (未時)	(発)咸鏡道監司李會正、守令	国境管理の重要性を強調
2月5日 (未時)	時原任大臣、政府堂上	日本との修交状況と対策について論議
※ 高宗が、対日修好が旧例の復旧であることを強調。それ以上、議論しないように指示。		
2月6日	(着)大官申櫶、副官尹滋承	日本大官らの地位・役割、修好以後の外交手続、日本農器・兵器の優秀性、日本の事情と富国の可能な理由などについて質疑応答。洋船・洋人・西学・鴉片烟の厳禁と富国強兵の追求を強調
※ 高宗が、日本の武器や火輪船に大きな関心を表す。 ※ 申櫶が、武力によって支配される現在の世界の大勢を論じ、朝鮮の武力弱体化がすでに日本に知られている状況と、今後の各国への伝播に対して懸念する。高宗に国家防護に努めることを要求。		
1876年2月8日 (未時)	時原任大臣、閣臣、玉堂、春坊、桂坊、承旨、史官	世子の誕生記念相見。記念試験実施を指示。清使臣の無事帰還の状況について質疑応答

年月日(時)	參席者	主要案件
1876年2月9日 (辰時)	(発)全羅道監司鄭範朝	国家財政における全羅道の重要性を強調
2月27日 (酉時)	(着)伴送使金炳地	沿路接待の進行状況、沿路邑の弊害、贈呈銀の品質などについて質疑応答
3月6日 (辰時)	(着)正使李秉文、副使趙寅熙、書狀官鄭元和	沿路の農事状況、清での西洋人と日本人の活動の近況、進賀式の状況などについて質疑応答
3月21日 (申時)	(着)冬至正使南廷順、副使李寅命、書狀官尹致聃	清の物情と時勢、皇帝の情報、西洋人と倭人の近況、物価急騰の原因、市場・民生事情の変化状況などについて質疑応答
※ 尹致聃が、摠理衙門と礼部官員が軍務に対して徹底的に秘密を保持している状況を強調。		
4月4日 (未時)	(発)修信使金綺秀	倭情の詳細な探聞・記録・報告を強調。修信使派遣・旅程について質疑応答
※ 高宗が日本到着後の報告をハングルにすることを指示。		
4月15日 (未時)	(発)忠清道監司前江華留守趙秉式	異様船出没の格別な取り締まり、土豪の武断行為と守令活動の取り締まりを指示。倭使来朝の状況、日本からの技術指導に対する申出について質疑
4月16日 (未時	(発)統制使李鍾承	統営の重要性を強調。倭船出没の偵察・防護対策の樹立や武器の整備などを指示
5月1日 (午時)	(発)黄海道監司李根弼	海防の重要性を強調
5月16日 (辰時)	(発)進賀兼謝恩正使韓敦源、副使林翰洙、書狀官閔種默	清の物情を詳細に探聞することや、訳官の借金・下輩の国家体面損傷行為の取り締まりを指示
閏5月22日 (午時)	薬房入診: 提調洪淳穆、提調金炳始、副提調尹秉鼎	陵寝の多い驪州地域の民生弊害に対する改善方案について論議
※ 洪淳穆が、国家上納額の増加によって民への負担が増加している状況を説明。		
6月1日 (酉時)	(着)修信使金綺秀	日本の様々な状況、日本の兵器・技術、官制・統治・領土などについて質疑応答
※ 高宗が、日本実情に関する多大な関心を表明		
8月10日	(発)按撫使金有淵	民生の弊害除去、守令統治の取り締まり、民生弊害の改善方案の模索、不必要な六鎮の状況の処理、越境問題の改善を指示
8月16日 (午時)	(発)平安道監司金尚鉉	王命遂行を強調
8月22日 (未時)	(発)全羅道監司李敦相	王命遂行を強調。民生状況を把握して救恤に尽力することを指示
8月28日 (酉時)	(着)前平安道監司趙成夏	農事事情、清勅使の接待状況、関西の物価や監営・兵営の実態、三馬庁租税の減免などについて質疑応答。密貿易の厳禁を強調
9月5日 (未時)	(着)黄海道暗行御史金允植	勅使への提供役馬の弊害、平山の虚結の処理方案、農事事情などについて質疑応答
1876年9月24日 (申時)	(着)進賀兼謝恩正使韓敦源、副使林翰洙、書狀官閔種默	皇帝の近況、西洋人の威勢伸長、清の西欧との通商状況、対西洋政策、民生・土賊の状況、清の威勢の衰退などについて質疑応答

年月日(時)	參席者	主要案件
1876年9月30日 (申時)	(着)慶尙道暗行御史洪大重	不正官吏の報告や民生救済・租税減免の拡大の状況、結還・統営鎮の問題点の改善方案について質疑応答。過度な税の徴収の禁止を強調
10月27日 (午時)	(発)冬至兼謝恩正使沈承澤、副使李容學、書狀官尹升求	沿路への弊害を厳禁、清と西洋との通商条約を詳細に探聞してくることを指示
12月13日 (申時)	承旨：行都承旨李明応、行左承旨李起鏞、右承旨南一愚、左副承旨趙秉世、右副承旨朴容大、同副承旨權泳夏	世子宮の節日帖製述人の選択と手続、『日省録』『承政院日記』の修正の手続、『承政院日記』の修正費用を戸曹が提供することについて論議
1876年12月17日 (未時)	(発)統制使申桓	統営海防の重要性を強調。軍事訓錬の強化を指示

修交可否などの緊急な政治懸案が挙げられていた。

高宗の親政初期、特に1875年前半期まで李裕元が薬房都提調として在任していた時には薬房提調の入診が多数行われた。当時、高宗は様々な政策を領議政李裕元と相談していたため、李裕元との会合を兼ねての薬房の入診が増えていたと見られる。高宗が李裕元との論議を重視していたことは、1874年以前に行われた正規的な薬房の入診が大部分中止されているか、あるいは次対とともに行われており、薬房提調との間で特別な政治的な議論が行われた場合はほとんどなかったことから窺うことができる。また、李裕元が領議政を辞任した1875年半ば以後再び薬房入診の中止が多くなり、政治的問題に対する言及もなくなったことにも、李裕元の政治的比重と高宗との緊密な関係が表れている。特に、李裕元に引き続き議政に就任した李最応・金炳国とは個別面談を行っていなかった高宗が、李裕元とは約一年半の間に17回にわたってほぼ単独の会合を設けていたことは、李裕元に対する高宗の期待・信頼が如何に多大であったのかを明らかにしている。

その他、高宗は地方と清 — 1876年からは日本も含まれる — への派遣官僚と、派遣前後に召見して、地方と各国の様々な情勢について質問・討議していた。当時には、高宗の統治権回復と親大院君勢力の除去作業の一環として、地方派遣官吏も大いに更迭・交替されたことによって、彼らとの召見が多くなったうえ、地方事情の把握のために派遣された暗行御史、定期派遣使臣以外の奏請使・進賀使・遠接使との召見も増えていた。

このような1874年から1876年まで行われた召見の開催数と内容をより詳細に説明すると、1874年の召見がとりわけ多かったことが分かる。≪表30≫には、高宗と官僚との間で行われたすべての召見が提示されてはいないが、1874年には主な召見が約60回行われたのに反して、1875年・1876年のそれは30回以下で半分に減っていた。1874年に召見が多かった主な理由は、元

子誕生による官僚との会合や、李裕元の薬房都提調の在任による薬房官員の入診、前半期には地方に交替・派遣される官僚と、後半期には派遣から戻った暗行御史との召見が増加したためである。高宗は、親政初期にあたって大院君勢力の弱体化と君主の権力基盤の強化のため、中央政府の要職のみならず、観察使をはじめ府尹・府使・牧使[823]などの地方官を大々的に交替したうえ、各道の兵使・水使から鎮撫使と統制使の大将まで再編した。このように、高宗が統治権確立の作業の一環として、地方の行政官・軍将を親君主勢力に編成し、中央と地方の行政と軍政を掌握する政策を推進したことによって、1874年の召見が増えていた。そのうえ、領議政李裕元と直面した様々な政策懸案を相談していた高宗が、薬房の入診を増やしたことと、地方事情の把握・親大院君勢力の除去などの目的で派遣された暗行御史が帰京して高宗に探聞結果を報告していたことも、召見を増加させた原因であった。

このような派遣官僚との召見は1875年に減少していたが、同年末から再び増加し、1876年前半期に大いに行われた。これは、当時の中央政界の政治的変化が地方官の構成にも影響を及ぼしていたことを意味している。言い換えると、1874年末、議政府を李最応・金炳国体制に転換して、驪興閔氏をはじめとする側近勢力を本格的に高位官職に配置しはじめた高宗が、地方の統治層をも新たに整備しようとしたことが、1875年末から地方官との召見の増加に反映されたのである。しかし、1875年前半まで頻繁に行われていた李裕元との会合が彼の領議政辞任によって中断され、高宗が後任の薬房都提調や李最応・金炳国とは個別的な政策相談を実施していなかったため、1875年以後の召見は減少の様相を帯びるようになった。

次に、召見で取り扱われた案件は、その召見相手によって異っていた。時原任大臣をはじめ大勢の政府官僚が召集された場合には、国家と王室の行事、あるいは緊急な政治的問題が論議されており、李裕元が出席した場合には高宗の求める政策の樹立や名分の提示、手続・具体的の内容の決定などが話題となった。李裕元は次対とともに薬房都提調・時原任大臣・領議政・奉審[王の命令で王陵の墓参りをして、王陵の状態を調べること]閣臣・世子師という多様な資格で高宗と謁見して、政府の財政不足の打開方策、予算の執行、経費の調達、地方行政の管理、民生対策、軍需物資調達、人事行政、宿衛軍設置の進行などの様々な問題の対策を考案・上奏していた。また、彼は、政策決定と施行に関する官僚らとの議論を主管して、彼らを説得する役割を担当したうえ、担当部署の実務に直接に関与するなど、高宗の政策の推進に大きく寄与していた。その他、高宗と派遣官僚との召見では、地方官の実績・民生統治の成果・腐敗官吏の処罰などの地方行政の実務者に対する把握から、三政の弊害と改善方法の模索、民生救恤の施行と地方財政運用の状況、軍営の軍士と軍備の実態、農事事情、民生弊害の除去・救済方案まで地方統治全般に関する問題が論議されたうえ、清・日

823)当時、高宗が、民生安定に直結する守令に民生統治の重要性を強調するため、召見しなくてもいい守令と特別に会って彼らに直接に説教していたことは、高宗の民生政策を窺わせる部分であると言える　-『承政院日記』1874(高宗11) 1 20・1 26・1 28

本・西洋情勢への理解と情報が取り扱われていた。このように、高宗と政府官僚との間に頻繁に行われた召見の内容からは、当時の事件、至急の政治懸案、政府政策、民生状況、国際情勢とともに、高宗の関心事が何であったのかを読み取ることができる。

≪表31≫は、講筵において高宗と講官が政治的問題について論じたことをまとめたものである。高宗は、政府官僚が講官として参席した講筵でも、授業の終了後彼らと政治問題を論議していた。第二章の≪表3≫に表れているように、1874年から1876年までは1874年の48回、1875年の7回を合わせて55回の日講が行われた。その中で、高宗は主に李裕元(講筵出席3回)・李承輔(7回)・金世均(4回)・閔致庠(2回)の出席した講筵を、政治問題の相談の場として用いてていた。これは、この四人が領議政・宣恵庁堂上・戸曹判書・兵曹判書という財政・軍事担当者であったためであり、実際、高宗は1874年に講官として最も多く参加した許伝(10回)・趙基応(8回)との講筵では現実の政治懸案を議論していなかった。講筵で議論された案件は出席した講官によって変り、李裕元とは軍制を含めた各種の国政問題が、金世均とは戸曹の財政状態と予算運用問題が、李承輔とは宣恵庁財政と宗親・璿派関連問題が主に取り上げられていた。

≪表31≫　高宗親政初期における講筵内容

年月日(時)	參席者	主要案件
1874年4月25日 (辰時)	領議政李裕元	捕盗大将の政府堂上兼任を廃止。武班将臣の辞職上疏禁止。宿衛軍の増員と給料支給対策、清銭廃止後の物価上昇問題について論議
※ 高宗の守備軍創設提案に対して、李裕元はまず予算を確保してから論議する問題であると上奏。 すると、高宗は新たな設置ではなく各営門からの選抜を提案。→ 李裕元が受け入れる。 ※ 都摠府摠管の隋時変更に対して、金奎弘が格式を整えない随時上奏は正しくないと主張。		
4月28日 (辰時)	宣惠廳堂上李承輔	講筵規定の変更を提案。宣恵庁財政の運用と規模、大同米の納付遅延の状況・原因、摠戎庁・宣恵庁・戸曹の間の業務摩擦の問題について論議
※ 李承輔が、税の減免を頻繁に許すと、多くの弊害がそこから生じると強調。		
5月1日 (辰時)	水原留守閔致庠	兵曹の税入と華城の財政の状態、華城の結摠・結価・吏属の状況などについて論議
5月5日 (辰時)	領議政李裕元、 戸曹判書金世均	道伯[観察使]の活動の重要性を強調。忠清道の財政不足の融通問題、社還穀の補充、管税庁商税の運用方案、広東織造物の流通許容、進賀使派遣、宮殿宿衛軍の増員・強化・軍料の補充方案・服装規定について論議
※ 高宗は管税庁[吏曹の外庫。蔘税などを管掌]経費の鎮撫営への割当て分を鎮撫営財政に余裕があるという理由で戸曹への移転を提案したが、李裕元はすでに帰属された分を削減できないと上奏。 ※ 李裕元が、新たな守備軍の増設を慎重で簡素にして弊害発生の余地を事前に遮断することを要求。 ※ 李裕元が、新設軍の給料の準備が困難なほど、財政不足が深刻であることを訴える。		
1874年5月7日 (辰時)	宣惠廳堂上李承輔	講筵規定の変更を要請。大同米の納付遅延による宣恵庁財政の不足状況、甲冑製作の費用の調達について論議。漢語解得能力の必要性を強調

年月日(時)	参席者	主要案件
1874年5月12日 (巳時)	戸曹判書金世均	戸曹会計帳簿の上奏の変更を提案。景福宮修理の状況、結摠の総数と民の納税額、戸曹の財政不足の状態・補充方案について論議
※ 金世均が高宗の戸曹収入・支出会計帳簿の作成・提出の指示に対して、同一な二冊の帳簿を毎月交替に修正して提出することを建議。 ※ 高宗が景福宮修理時の建物配置の変更の意を表す。		
10月29日 (巳時)	行知宗正卿李承輔	宗親・璿派の各派の後嗣の再考や再定立問題、『璿源譜略』の修正について論議
11月1日 (巳時)	戸曹判書金世均	戸曹財政不足の融通方案、戸曹から各営門への借金の還収、景福宮の修理費用の増加などについて論議
※ 金世均が、戸曹から武衛所・訓鍊都監・禁衛営に貸した金が必ず返還されるべきであると主張。 ※ 金世均が、景福宮の再建よりも修理にかかる費用が多いと上奏。		
11月7日 (午時)	行知宗正卿李承輔	璿派宗派の系統の見直し問題について議論
※ 高宗が、宗親・璿派の後継決定に対して至大な関心を表明。		
11月12日 (巳時)	宣惠廳堂上李承輔	宣恵庁への納税期限の延長、宗親府会合の状況、各派系統の見直し問題の改善の状況について質疑応答
※ 宗親会合に出席した人は、李景夏(老/武)・李升洙(老)・李寅高(老)・李敦応(老)・李鍾承(老/武)・李承輔(南)のみ。		
11月18日 (午時)	行知宗正卿李承輔	『璿源譜略』開印の状況について論議
1874年11月20日 (午時)	領議政李裕元	鎮撫営の下級将校推薦問題、鎮撫営への貢馬提供、京畿道の陣営設置問題、万東廟懸板を書くことや祭祀進行の問題などについて論議

高宗の親政初期には、講筵開催数が急減して、当然講官との政治問題に対する議論も減っていたため、高宗の政治活動において講筵が大きな比重を占めていたとは言いがたい。とはいえ、高宗が即位初期の講筵で、主に民生の実態と地方官の統治現況に質疑・把握していたことに比べて、親政以後には実質的な政策の樹立や推進における具体的な方法が取り扱われていたことは注目すべきところである。また、1874年には、領議政李裕元・宣恵庁堂上李承輔・戸曹判書金世均が出席した場合、自ら積極的に政治的問題を取り上げて、財政・軍事行政の担当者と直接に政府政策を論議していた高宗が、1875年からは講筵をほぼ開催しなかったのみならず、講筵で当面の課題に対して言及しなくなったことも、講筵を重ねての政治会合、あるいは政治運営上の特徴であると言える。

以上、高宗親政初期に行われた次対・召見・講筵の内容をまとめて、高宗が誰と、如何なる政治的問題を相談しており、それは如何なる過程をつうじて政策として決定・推進されていたのかを考察してみた。高宗の親政初期における政策推進の目標は、大院君の統治名分を除去し

て勢力を弱体化させて、君主の権力基盤を強化して統治権を安定させることにあった。そのため、高宗は民生安定を優先視して大院君政権期に実施された政策、特に人事・財政・軍事政策の旧例を復して、大院君の政治活動を否定しようとした。そして、民生安定、不足した国家財政の確保や運用、軍制改革などの政策の志向が君権強化にあったことは、次対・召見・講筵における高宗の言動をつうじて反映されていたと言える。

最後に、このような高宗と政府官僚との間における会合の内容に表われた、高宗の統治政策の特徴を提示しよう。第一に、親政初期における高宗の政策は、財政の確保と軍事改編をつうじた統治権の強化・確立の実現に、その目的があった。当時は、大院君が引退したとはいえ、まだ中央・地方の政界に数多くの親大院君勢力が残存していた。したがって、高宗は大院君政権期の財政源である清銭通用と各種の税を撤廃するとともに、大院君政権期に向上・拡大された武臣の地位・役割を旧例に復帰、鎮撫営を縮小・格下げ、暗行御史を派遣して地方統治勢力の交替を断行し、大院君の権力基盤を解体させようとした。

しかし、こうした高宗の統治権強化政策は、大院君の財政・軍事基盤に打撃を与えるに止まらず、政府財政の深刻な不足、元老・少壮官僚間の対立、各軍営の軍需・軍士確保の困難による機能低下を生じさせていた。特に、鎮撫営改編と武衛所設置に不満を抱いた大院君が楊州に隠遁したことによって勃発された儒生の上疏事件は、親政初期の高宗の政策推進に大いに寄与していた李裕元・金世均・李承輔らの退陣、李最応・金炳国体制の発足、驪興閔氏・光山金氏らの要職登用などの中央政界の改編とともに、高宗と親大院君勢力・在地儒生、および中央と在地両班との葛藤を引き起こしていた。何よりも、この事件は、高宗と大院君との間の不和を激化させ、高宗が大院君勢力に対する弾圧と、特定勢力による政治主導を強化する、すなわち、閉鎖的な国政運営という深刻な副作用をもたらした。要するに、高宗の統治権強化のため実施された様々な政策は、それが幅広い協議過程を経ず急速に進められた結果、むしろ政治的対立の深化と、君主の権力基盤の縮小につながる原因となったのである。

第二に、高宗の統治政策は先決定・後対策(先に決定して、後で対策を講ずる)の形態で行われていた。清銭・各種税の廃止、還穀撤廃などの経済政策から窺えるように、高宗は、弊害や問題を起こしていると判断された政策を一旦廃棄した後、その対策について講究する手続を取っていた。また、彼は、極度の財政不足の状況の中でも宿衛軍の設置を命じたうえ、その費用の調達を戸曹が臨機処理するように命じ824)、担当官僚を苦労させていた。実際、高宗は親政を宣布する以前、国家財政の状態と運営に関する知識を備えておらず、深く関与してもいなかった。彼は、1873年から1年に一回の会計帳簿を1年に4回提出することを命じ825)、君主が容

824)『承政院日記』1874(高宗11) 5 19・5 25・6 13・6 25等

825)1873年2月27日、高宗は一年に四回、1月・4月・7月・10月の末日に会計帳簿を出すことを命じており、翌月5日の次対で戸曹判書金世均の建議によって四分期の15日に提出されることが定められた －「教曰、『自今為始、恵庁、兵曹、三営、総戎庁、糧餉庁税入用下与会計、毎於四季朔晦日、昭詳修正入覧事著式、年

易で頻繁に政府財政の状態を把握できる環境を整えようとしたが、1874年初めの高宗と政府官僚との話で表れているように、彼の政府財政に関する情報の習得は多くなかった826)。

高宗が財政状態や経済の全般的な状況について把握するようになったのは、清銭廃止以後、政府が深刻な財政難に陥ってからであった。彼は、清銭廃止によって政府の各司から不足な財政の充当・融通の方案が求められたうえ、税の徴収上に問題・混乱や物価上昇が生ずると、自ら積極的に各司・各営・各道の財政と近況を聞き出して、その実態を把握して政府の財源発掘・運営と収税の問題などを改善しようとした827)。しかし、高宗は政府財政より民生安定と君権強化を優先したうえ、そもそも経済的感覚が不足し828)、質素な生活を好んでいなかった829)。このような高宗の要求によって無理な政策が持続的に推進されたことは、財政難の深化をもたらさざるを得なかった830)。また、政府官僚らが財政不足の解決のため苦労しながらも、高宗には君主が財物の増殖方案を講究してはならない831)、財政調達の方案は君主の考えることではない832)、と強調していたことも、高宗がより積極的に財政問題に関与して改善策を検討する余地を遮断し、彼の経済観念の鈍化を助長したと言えよう。

終会計置之』」(『高宗実録』1873(高宗10) 2 27)、「戸曹判書金世均曰、『戸曹糧餉庁税入用下与会計御覧案、毎於四季朔晦日入鑑事、著式矣。伏念必趁季朔晦日、則修簿之際、念後会計、勢難並入。若以四孟朔十五日入啓定式、則季朔之捧下会計、庶無越朔越歳之歎、故敢此仰達』」(『高宗実録』1873(高宗10) 3 5)

826)高宗は廃止を命じた沿江税の正確な項目と由来、かつ用途について知っておらず、その軍需費用の代替方案も用意していなかった(『承政院日記』1873(高宗10) 12 1・12 24)。そのうえ、政府備蓄の清銭と常平銭の数量、関西還穀の実量、各司の支出費用などについて把握していなかった(『承政院日記』1874(高宗11) 1 13)

827)李裕元は高宗に、清銭廃止の措置によって高宗が国家財政の困難と、民の願いについて分かるようになったと述べて、清銭廃止政策が高宗の統治能力の上昇に寄与していると論じたが(『承政院日記』1874(高宗11) 1 25)、高宗は武衛所設置・景福宮再建・頻繁な減免政策の推進などの過程から窺えるように、国家経済・財政運営に関しては無頓着であった

828)高宗の沿江税全面廃止の指示に対して、李裕元は経常費用に関わる部分は区別すべきであると主張しており(『承政院日記』1873(高宗10) 12 1)、高宗の、戸曹・宣恵庁・各衙門に残った木棉が1000余同であり、足りない心配のないという話に、李裕元がそれのみでは余裕がないと答えた(『承政院日記』1874(高宗11) 4 25、日講)。こうした点から、高宗はどれぐらいの備蓄と予算が政府財政の運営に適切な量であるのかよく分かっていなかったと判断することができる

829)1874年1月13日、高宗が李裕元の節倹強調の忠告に対して言及しながら、近来の奢侈の風潮が自分によることであるのかを聞いたら、朴珪壽は奢侈の習慣はすべて上からの引導にかかっていると答え、高宗が奢侈な生活をしていることを示した(『承政院日記』1874(高宗11) 1 13)。また、高宗は自ら奢侈な服装をしているため、他人もそうだろうと述べ、まず自分を反省すべきであると強調した(『承政院日記』1874(高宗11) 6 9)

830)当時、政府官僚は国家の財政がこんなに困難な時期のなかったことを頻繁に上奏していたが、李裕元は国家財政維持のためには3年分の備蓄がなければならないのに、現在は今すぐ支払うべき貢価・給料も用意しにくい状況であることを(『承政院日記』1874(高宗11) 1 20)、金世均は景福宮修理に約100万両がかかるが、今は50万両も調達できない状況であることを(『承政院日記』1874(高宗11) 9 20)、李最応は戸曹予算が約50万両であるのに支出はその3倍であると慨嘆した(『承政院日記』1875(高宗12) 10 25)。その他、財政不足に関する詳細な内容は、『承政院日記』1874(高宗11) 3 5・7 4(金世均上疏)、1875(高宗12) 3 25・3 29・9 23、1877(高宗14) 3 11・3 13・4 28・6 4・ 8 4 等の記録と、高宗の財政経済政策の清銭廃止以後の問題点の第二を参照。しかし、高宗は、国家財政不足を訴える政府官僚の忠言にもかかわらず、税の廃止、租税減免、武衛所増員・拡大、景福宮修理・拡張などを持続的に推進した

831)『承政院日記』1875(高宗12) 3 25

832)『承政院日記』1875(高宗12) 3 29

第三に、高宗は権力基盤が弱く、彼の追求する政策の実質的な推進が容易ではなった状況のなかでも、自分の意志を貫徹し続けていた。高宗と政府官僚との間では、高宗の政策、特に清銭通用禁止、還穀廃止や税の減免、景福宮再建問題、そして親衛軍拡大政策をめぐって、意見対立が起きていた。旧例、財政・経済、軍事などの政治運営に関する正確な知識・情報より、君主の統治権確立を目標としたうえで、政府官僚との相談よりは自ら決定した内容を通告して施行を促す場合が多かった高宗の政策は、伝統と現実状況を考慮した政府官僚らからの調整や再考の要求に直面するしかなかった。しかし、政府官僚が頻繁に反対意見を提示するなかでも、高宗は自分の意見を曲げる場合がほとんどなかった。このような事実は、高宗が自分の志向のためには政府財政と臣下の助言を考慮しないで行動していた、すなわち、親政初期の政策が、主に高宗の単独の決定・指示の下で、臣下との協議・相談を通じて対策を検討するか、あるいは臣下に一方的に政策推進を強要するか、の形態に行われていたことを表している。これは、高宗の政策推進の目的が、大院君勢力の弱体化と君主の統治権強化に規定されていただけに、当然な成り行きであり、あるいは、彼は、「君主の命令が一度出たら、(臣下は)当然即時に従うべきである」[833]と、自らが述べているように、君主の命令の絶対性を徹底的に信じていたのかも知れない。

第四に、当時、深刻な財政難を打開する最善の方法が君主の節約と倹素であると、繰り返し強調されたにもかかわらず、高宗は自分の統治権強化に必要なところには無理な財政支出を強行していた。1874年1月29日、彼は、奢侈を禁じると指示したが章服の威儀は整えられるべきであると述べて、戎服[834]の朱笠[835]・虎鬚[836]・貝纓[837]・左奢[838]の用意を命じた[839]。これに対して、李裕元は、その制度が廃止されたばかりで、官僚のほとんどが器具を持っていないと論じ、戎服の装飾を備えるようにする高宗の指示が妥当ではないと申した。すると、高宗は徐々にしてよいと答えたうえ、2月5日には官僚らの準備が終わりしだいに命令を下すと語り[840]、その推進の意思を明らかにした。そして、5月25日の次対で、戎服装飾の具備の状況を聞き出し、再び奢侈の弊害を禁じているが、章服に限っては美を尽さなければならないと主張し、朝臣の戎服に使う朱笠の虎鬚と貝纓に対する旧例の回復を指示した[841]。当時、奢侈を抑制する雰囲気のなか

---

833)「予曰、『君令一出、惟当即地。奉行而戎服諸具、猝難変通、則似有令不行之慮、故不得不如是審慎也』。裕元曰、『聖教誠至当矣。伝曰、「王言如糸其出、如綸若令出」。而不行、則大損国体、凡出命令之時、十分慎重度、其可行而後命之。是所区区之望也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 2 5)

834)文臣・武臣が君主を護衛する時に着る軍服

835)戎服着用時に使う赤い帽子

836)帽子の飾りに使われる虎のひげ、あるいは白い羽

837)宝石で作った帽子のひも

838)馬の内側にぶら下げる広くて長い手綱

839)『承政院日記』1874(高宗11) 1 29

840)『承政院日記』1874(高宗11) 2 5

841)ここで、高宗はこの内容をすべて神貞王后とすでに相談したことを強調した -「教曰、『奢侈之弊、已有所申飭、而至於章服、則不可不致其美観。其儀既仰稟慈聖矣。朝臣戎服之朱笠、虎鬚、具纓、並復旧例為

で、すでに廃止された戎服の装飾の具備を求めた高宗の意図が、統治権回復に伴って君主の威厳を誇示するところにあったのは言うまでもないだろう。

その上、高宗は景福宮火災以後、宮殿守備の強化を論じて宿衛軍の増設を図った。高宗の宿衛軍の増員に対する意思は、1874年3月20日の仁祖代に三庁から軍士を差出して扈衛庁を設置して勲戚を大将にした[842]、4月5日の朝鮮の軍士制度が粗末であるため融通して増員した方がいい[843]、という言及からすでにほのめかされていた。そして、4月25日の講筵で、宮内宿衛軍の拡充を言い出した高宗は、財政不足を懸念する李裕元に対して、各営門から軍士を差出して宿衛軍設立を推進するように求めた[844]。しかし、一旦宿衛軍、すなわち武衛所が設立されると、高宗は簡素にすべきであると訴える政府官僚の反対を押しきって、その拡大を推進し、経費調達・主管者の選択・軍人の増員・活動強化・紀綱紊乱などの様々な問題をめぐって政府官僚との葛藤を深めていた。その他にも、高宗は、景福宮を修理する際、各宮殿の場所と建物の構造が不便であるため変更・拡張すべきであると主張し、政府大臣の反対を引き起こしていた。これは、親政以後の高宗の政策推進の目的が、君主の統治権確立にあったことを明らかにしていると言える。

第五に、高宗が民生安定対策として頻繁に実施していた税の廃止と租税減免は、更なる財政悪化と民生弊害をもたらしていた。親政宣布以後、自らの政策が民生安定のためであることを強調した高宗は、大院君政権期に新設された沿江収税・城門税・清銭を廃して、災害の救済、元子誕生による恩恵などの名目で、租税減免を行っていた。

しかし、清銭廃止直後から李裕元が、中間官吏による税の二重徴収に対して指摘したように[845]、実際、常平銭と清銭の納税規程の変更は、地方官吏の二重課税・差額横領などの不正を助長していた[846]。また、政府官僚らは租税減免策が財政不足を深化させると懸念し、李裕元は全羅・忠清山郡の秋大同[秋に収める大同米・木]の納入期限を遅らせることや[847]、頻繁な税の減免が、財政を困窮にすることになり[848]、拯劣米・未拯米[849]徴収が沙工の難破防止策となるため免除してはならないと主張した[850]。李承輔は大同米を免除すれば多大な弊害が生じると[851]、洪祐吉・李裕元は還穀の廃止がむしろ民生弊害や各道の経常費用不足につながっていると[852]、金世均は高宗の指示によって免除された拯劣米の恵沢が民ではなく胥吏に

之』」(『承政院日記』1874(高宗11) 5 25)
842)『承政院日記』1874(高宗11) 3 20
843)『承政院日記』1874(高宗11) 4 5
844)『承政院日記』1874(高宗11) 4 25、日講
845)『承政院日記』1874(高宗11) 1 13
846)『承政院日記』1874(高宗11) 2 5
847)『承政院日記』1874(高宗11) 1 29
848)『承政院日記』1874(高宗11) 3 5
849)水に浸かったことのある質が悪い米
850)『承政院日記』1874(高宗11) 2 28
851)『承政院日記』1874(高宗11) 4 28

帰したと論じ[853]、高宗の民生政策が民生に役に立たないで他の問題を引き起こす原因であると強調した。こうした税関連政策による政府の財政不足状態は、1875年3月2日、李裕元が、高宗の税の減免を施行すべきという指示に対し、現在の国家財政の深刻な事情を取り上げながら庚申年(1860年)の減免の例に従うことができないため、30分の一の減免率を適用するしかないと上奏したうえ、少なすぎて民への利益にならないという高宗の懸念に対しては、減免がやり過ぎれば以後の各司・各営の財政をどのように運営すればいいのか[854]、と反論したことから、よく窺うことができる。結局、高宗は、彼の租税政策が中央・地方の財政難と収税上の不正を引き起こしていたにもかかわらず、それが民のためであると唱え続けて政策推進を強行していたのである。

第六に、大院君政権期と親政宣布の際、大院君と神貞王后の権威と意思を政策推進の前面に持ち出して強調していたこととは違って、親政以後の高宗は、政府官僚との会合で自らの意見を積極的に主張し、その実行を促していた。この時期になると、— もちろん、大院君の引退によって、それ以上「潜邸から聞いていた」という発言と、「大院君に申し上げて定めるようにせよ」などの指示は完全になくなった — 高宗は書院復旧の要求に対する批答や旧例にかかわる政策の中でも制限的にしか神貞王后の話を引用していなかった。当時、彼が政策決定において神貞王后を取り上げたケースは、還穀を銭に代える提案に、李裕元が慶尚道の丙寅年別備還が東朝の教旨によるものであるがゆえ勝手に変えることができないと答えたのに対して、神貞王后もご覧になるように別単を出したほうがいい[855]、神貞王后の許諾も得たがゆえ、閣臣の牙牌の旧例を回復すべきである[856]と述べたり、従来の行政措置が神貞王后の指示であったのかを尋ねる[857]、程度に止まっていた。これは、高宗が親政宣布後の重要な政策決定と実行において、神貞王后と大院君の意見を代弁するのではなく、政治懸案の論議や政策樹立を主導するなど、国政を実質的に運営していたことを表していると言える[858]。

最後に、高宗の親政初期における政策決定過程の特徴としては、— 1875(高宗12)年前半までにおける — 李裕元の多大な政治的影響力と政策関与度を指摘せざるを得ない。李裕元は、親政初期の不安定な政局を乗り越えて統治権を確立する政治的パートナーとして領議政に選択された。李裕元に対する高宗の信頼と期待が如何に大きかったのかは、彼が1874年だけで

---

852)当時、李裕元が還穀廃止による各道財政不足を申し上げたうえ、台湾での日本の活動を伝えながら、各営に備蓄財政のない状況で騒擾が起きたら防ぐようがないと懸念したのに対して、高宗は李裕元に対策の模索を任せて、いい方案があれば従うと述べた。こうした点は、高宗の財政・軍事政策が正確な状況の把握のうえで計画的に行われていなかったことを表していると言える -『承政院日記』1874(高宗11) 9 20

853)『承政院日記』1874(高宗11) 9 20

854)『承政院日記』1875(高宗12) 3 2

855)『承政院日記』1874(高宗11) 1 17

856)『承政院日記』1874(高宗11) 1 29

857)『承政院日記』1874(高宗11) 2 28

858)当時を閔氏政権として把握する研究では、親政以後の高宗の行動は閔妃の意見の反映であると判断しているが、筆者が、親政以後の高宗の活動を以て、10年間にわたる帝王教育と、大院君の政策を直接に指示・協力しながら身近で習っていた結果であると判断しているのは、すでに繰り返し論じたとおりである

約40回[859]にわたって高宗との召見に参加しており、その半分がほぼ高宗と李裕元の単独面談の形を取っていたことから窺うことができる。こうした数値は李裕元が弾劾を受けて辞職を求めていた12月に一回しか高宗と面談しなかったことを勘案すれば、一週間に一度は高宗に会って政治的問題を論議していたこととなる。当時、高宗は李裕元に政治と王室全般に関する問題を質疑・相談しており、李裕元は君主の輔導者としての役割を尽すため、高宗の忠実な相談役になって様々な問題に対する伝統・法律的な諮問を行うとともに、名分の提示と対策の講究に努めていた[860]。また、彼は、領議政として高宗と担当官僚との間で各種の政策の決定・推進上の問題を仲裁しつつ、高宗に向っても忠告と政策批判を惜しまなかった。

≪表29～31≫の内容から窺えるように、李裕元は暗行御史派遣、慶尚監司・東萊府使・釜山訓導の処罰を自ら提案したうえ、政府財政の補充、宿衛軍の設置における経費調達・手続、日本書契問題の解決方案を模索して、高宗の統治権安定と政策遂行に積極的に協力していた。その一方、彼は、税の廃止に対して伝統と用途を区分することを建議して、軍営大将の地位・権限の縮小、文臣の将臣への登用、鎮撫営制度の変更などの軍制改編には反対の意思を表明して、高宗に国家の財政・軍事政策の慎重な決定と推進の重要性を知らせようとしていた。また、宿営軍の設置に協力して推進を主管しつつも、無理な資金の調達と他軍営からの差出しに反対して軍士の規律強化を主張し、景福宮修理に対してはその緊急さを論じる反面、人力・物資動員を制限して簡素にすることを唱えており、民生の救済政策を強調しながらも、頻繁な租税減免の副作用を警戒するなど、高宗が統治者としての均衡と節制感覚を習得するように務めていた。

親政初期の政治運営において李裕元の役割が如何に重大であったのかは、彼が1874年11月に孫永老の弾劾を受けて辞職を請うた後、12月中に李裕元と高宗との間で、辞職上疏の提出とその拒否の過程が繰り返されていたことから窺うことができる[861]。また、李裕元とは頻繁な会

---

859)試験・祭祀の時にも李裕元と高宗が顔を合わせていたため、実質的に会った回数はこれより多い

860)李裕元は、沿江税の存廃の如何、兵曹判書・禁軍別将の任期制、大将の品階格上げ、文武臣の乗り物の規制、政府官員の兼任例、戎服規定、人事行政問題、大将の活動例、税の減免、武衛所設置、日本書契受理、王室行事・祭祀、尊号追上 等々、様々な問題で高宗の諮問役を遂行していた

861)1874年11月29日、李裕元が命召牌を返納。11月30日、承政院が李裕元への伝諭結果と李裕元が依然として辞職を求めていることを報告。同日、承政院が李裕元の命召牌の返納を報告、高宗は返すことを指示。12月1日、承政院が李裕元の命召返納を報告、高宗は返すことを指示。同日、承政院が李裕元への伝諭結果と李裕元が依然として辞職を求めて罪を請うていることを報告。同日、兼春秋[他官庁の官員が兼任する春秋館の史官]金嗥が李裕元への伝諭結果と李裕元が依然として辞職を求めていることを報告。同日、承政院が李裕元の命召牌の返納を報告、高宗は返すことを指示。12月2日、承政院が李裕元への伝諭結果を報告。同日、李裕元の命召牌の返納を報告、高宗は返すことを指示。12月3日、李裕元の命召牌の返納を報告、高宗は返すことを指示。同日、承政院が李裕元への伝諭結果を報告。12月4日、承政院が李裕元への伝諭結果を報告。同日、高宗が李裕元の罷免を命令。12月5日、高宗が李裕元の再任を命令。同日、高宗が李裕元を社稷署・永禧殿・司訳院・軍器監の都提調に任命。12月8日、事変仮注書[承政院の正七品官員]が李裕元への伝諭結果を報告。12月9日、高宗が李裕元を内医院都提調に任命。同日、承政院が李裕元への伝諭結果を報告。12月11日、承政院が李裕元への伝諭結果を報告。同日、高宗が李裕元を天安郡に中途付処[官員を流配する時、ある中間地点を指定して、そこに留まらせること]することを命令。同日、李裕元が上疏。12月12日、

談を設けていた高宗が、左議政李最応・右議政金炳国とは次対以外に会っておらず、次期薬房官員らの入診をもほぼ行っていなかったことは、高宗が李裕元の政治的見解を尊重して、大いに活用していた証拠であると言える。

高宗の統治権確保・強化は1873年11月に親政が宣布されてから、本格的に行われるようになった。権力を回復したばかりで、それまで大院君と異る勢力を形成していなかった高宗にとっての最大の急務は、安定した政治基盤を確保することであった。親政初期の高宗は、清銭廃止、各種の税の撤廃、租税の減免、武衛所設置、戎服の旧例の回復、武臣大将の昇進・任期制の見直しなど、様々な政策をつうじて、民生安定と君主の統治権強化を図っていった。こうした政策の大部分は高宗の一方的な意思決定によるものであり、政府官僚の反対が生じる中でも政策の推進が強行された。また、彼は政策を決定しただけで、該当政策の実質的な問題、すなわち経費調達・人員充当・施行手続などに関しては具体的な案を提示していなかった。言い換えると、高宗は自分の統治目標に合わせて政策を決定して実行を求めながらも、その方法の講究に対しては担当官僚に任せて大きく関与しようとしなかったのである。そして、こうした高宗の無理な要求が政府官僚の不満や反対を引き起こすと、彼が周辺に君主に忠誠・同調する側近勢力を配置して政策の円滑な推進を試みたことは、1875年以後の次対と召見などの政治会合において、驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚と金炳始・金輔鉉などの側近勢力の参加が増加して、高宗の政策に反対する人物と意見が顕著に減っていた事実から明らかであると言えよう。

(2) 民生の安定を掲げた財政経済政策の推進

高宗は在位前期の10年間にわたって、大院君が強力な国家建設を目標に政策を遂行しているなかで、伝統的な帝王教育を受けていた。彼は、講筵と政府官僚との次対や召見などをつうじ

高宗が李裕元に対する処罰を撤回。12月14日、刑曹参判金鶴根が李裕元への伝諭結果を報告。同日、李裕元が上疏。12月15日、刑曹参判金鶴根が李裕元への伝諭結果を報告。同日、高宗が李裕元の復帰を伝諭。12月16日、刑曹参判金鶴根が李裕元への伝諭結果を報告。同日、承政院が、李裕元が金吾[義禁府]問の外で大罪を請うていることを報告。同日、高宗が李裕元の復帰を伝諭。同日、刑曹参判金鶴根が李裕元への伝諭結果を報告。同日、高宗と李裕元が召見。12月17日、李裕元が上疏。12月19日、李裕元が上疏。12月20日、高宗が李裕元の1次呈辞[官員が辞職すること、あるいは請願書を呈すること]を認めないことを伝諭。12月21日、高宗が李裕元の2次呈辞を認めないことを伝諭。12月22日、高宗が李裕元の3次呈辞を認めないことを伝諭。12月23日、高宗が李裕元の4次呈辞を認めないことを伝諭。12月24日、高宗が李裕元の5次呈辞に対して史官を送って封還するようにすることを指示。同日、承政院が李裕元の命召牌の返納を報告。同日、前正言鄭勉洙が李裕元を弾劾。同日、李裕元が上疏。12月25日、承政院が李裕元の命召牌の返納を報告。同日、事変仮注書が李裕元への伝諭結果を報告。12月26日、承政院が李裕元の命召牌の返納を報告。12月27日、承政院が李裕元への伝諭結果を報告。同日、高宗が李裕元の罷免を命令。12月28日、高宗が李裕元の再任を命令。同日、高宗が李裕元を社稷署・永禧殿・司訳院・軍器監・訓錬都監の都提調に任命。12月29日、事変仮注書が李裕元への伝諭結果を報告。同日、兵曹が李裕元を領中枢府事に命じたと報告。1875年1月1日、李裕元が上疏。1月3日、事変仮注書が李裕元への伝諭結果を報告。1月4日、高宗が時原任議政とともに李裕元と召見

て、民本意識と民生安定の重要性を繰り返し語られていた。統治を行うにおいて民が如何に重要であるのかは、民のための福を求める景福宮の重建事業と862)、その推進過程で表れた民の積極的な参与と協力によって、高宗に伝えられていた。また、高宗は民生の弊害の除去という名目で実施された大院君の書院・武断土豪政策を指示して、進行状況と結果を把握することを以て、民のための政治の持つ正統性と威力を痛感していた。したがって、高宗は大院君の退陣と統治権の回復の手段として、民生の負担になっている大院君の政策に対する批判と見直しを用いていた。要するに、彼は民生安定を強調することで、大院君の統治上の名分を損なうとともに、彼を政治的に圧迫していったのであった。

親政初期において、高宗が民生安定と大院君の財政源を遮断して、君主の統治権を確立するため財政経済政策を推進していたことは、すでに説明したとおりであるが、ここでは、それが如何なる形態で進行していたのかを、より具体的に検討することとする。まず、高宗が民生安定を唱えて実施した政策を提示したうえで、それが民生安定に及ぼした実質的な効果や、政府財政と租税行政に与えた影響を、清銭通用禁止以後の財政難の収拾過程を中心に考察する。そして、これらの分析に基づいて、高宗の民生安定を掲げた財政経済政策の実態と問題点を明らかにしたい。

高宗は、親政を宣布する過程で民生に負担であるという名目で城門税(1873年10月10日に廃止)、願納銭と結頭銭(1873年10月29日に廃止)、沿江収税(1873年11月3日に廃止)の徴収を禁じた。城門税に対しては税の取りすぎで民弊になっているとして、願納銭と結頭銭に対しては民を憂慮する心から、沿江収税は民に大きな弊害を与えているという理由で各々撤廃を命じた。こうした高宗の政策に対して、1873年12月1日、李裕元は沿江収税の禁止の問題を取り上げ、それが誠に欽しみ仰ぐことではあるが、旧税と新税を区別する必要があると上奏した。

李裕元「沿江収税の革罷の命は、誠に欽しみ仰ぐことでございます。その間、廟堂の業務が滞って、まだ挙行しておりません。旧税と新税を一律に革罷するのでしょうか」
高宗　「一律に革罷すべきである」
李裕元「久しく収税されて経常費に関わるものは区別があるべきでございます」
高宗　「或いは数百年も続いてきた旧規があるのか」
李裕元「果して数幾百年を続いてきた旧税がございます。蠶島や分院の収税の類は、行ってから既に久しくなりました。近来には濫捧の弊がなくはないそうです」
高宗　「そうであれば、旧税と新税はまさに区別があるべきだ」
李裕元「江華の収税は軍需に補って用いるものが多くなりますが、筵席の中で曾て沁留[江

862)「大王大妃殿伝曰、『今此旧闕重営，亶出於為民求福、為国申休之計』」(『承政院日記』1865(高宗2) 4 5)

華留守]を経験した人が、詳細に知っているでしょう」

李容熙「収税は一万余両となりますが、その中で軍需に補って用いるものが幾らなのか詳しいことは分かりません」

高宗　「今、江華にはこの税がないと雖も、軍需に余裕があるようだ」

李裕元「廃止できるものは廃して百姓に有利になるように務めます。謹んで草記で報告して処理いたします」

高宗　「国に利益になって民に害になれば、どうして革罷する本意であろうか」863)

上の会話から表れているように、高宗は民に弊になっているとして沿江収税を廃止したが、沿江収税の由来と所用について詳しく知っていなかった。また、彼が問題視している沿江収税は昔からの税ではなく、近来に新設されたものであった。高宗は、李裕元が蠶島・分院の収税のような旧税にも取りすぎの問題があると上奏したにもかかわらず、すべて廃止するのではなく旧税と新税の区別が妥当であると述べ、大院君政権期に新設された沿江収税のみを廃するという意を表した。これは、民弊であるという沿江収税の廃止の目的に、大院君の軍事的基盤の財源に対する遮断の意図が含まれていたことを意味している。要するに、彼は、江華の軍需に使われている沿江収税を、詳しい事情を把握せずに廃したうえ、国の利益となる、すなわち富国強兵政策より民弊の除去が大事であると論じ、大院君の政策の名分を損なおうとしたのである。

高宗が民生安定を唱えて実施した最大の政策は清銭の通用を禁じることであった。1874(高宗11)年1月6日、高宗は、清銭流通の禁止を電撃的に断行した。清銭は1867年6月、不足した還穀の総額を補うため各地方に分配・流通させられて以来864)、当百銭とともに物価上昇と貨幣流通の紊乱をもたらした悪貨となった。清銭は、景福宮をはじめ王宮の再建や軍備拡張などの経費に充てられていたが、それが、額面の金額より切り下げられて通用されたうえ、流通される地域も限られていたため、貨幣流通上の混乱を引き起こしていた865)。そのため、高宗は清銭を廃して民生の安定を図るとともに、大院君に政治資金が流入することを妨げようとした866)。しかし、清銭

---

863)「裕元曰、『沿江収税革罷之命、誠欽仰万万。而間因廟務之委属、尚未挙行矣。旧税与新税、一並革罷乎』。予曰、『一並革罷矣』。裕元曰、『年久収税之有関於経用者、合有区別矣』。予曰、『或有幾百年流来之旧規乎』。裕元曰、『果有幾百年流来旧税。如蠶島分院収税之類、行之既久、而挽近、則或不無濫捧之弊云矣』。予曰、『然則旧税与新税、当有区別矣』。裕元曰、『江華収税、則補用於軍需者為多。而筵中有曾経沁留之人、可以詳知矣』。知三軍府事李容熙曰、『収税為万余両、而其中軍需補用者、未詳為幾何矣』。予曰、『今則江華雖無此税、軍需似有余矣』。裕元曰、『可罷者罷之、務使利於百姓。而謹当以草記稟処矣』。予曰、『利於国、而害於民、則是豈革罷之本意乎』」(『承政院日記』1873(高宗10) 12 1、次対)

864)『承政院日記』1867(高宗4) 6 3

865)また、清銭は、いずれは禁じられることを予想していた謀利輩が清銭廃止の噂を広げたため、廃止以前から品物が通用せず交易が跡絶える原因となっていた　－　「朴珪壽曰、近日此輩刁黠、牟利之徒、揣度清銭之為大患、必将廃罷、而妄生利欲、輒以鋳銭然後公私両利之説、煽惑小民、転相伝播。則未有令甲、而咸謂清銭必罷、百物不通、交易遂絶到』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 13、次対)

866)延甲洙「19世紀半ば朝清間交易品の変化」(『韓国史論』41・42、ソウル大学、1999)、pp.712~713

廃止は、以後に国家財政に深刻な打撃を与えたうえ[867]、新たな問題を登場させて、親政初期の高宗の政策の推進を制限・圧迫する原因となっていた。

高宗は清銭通用を撤廃する教旨のなかで、「当初、清銭を通用したのはそうせざるを得なかったためあった。しかし、今に至って、物資が貴重になって貨幣が卑賤になることが日々に甚だしく、一日も支え保つことができないという」と述べ、民情を念じれば即時に改善せざるを得ないと強調して、清銭を一切廃止することを命じた[868]。これに対して議政府は、「民のために上を損なって下を増す高宗の聖意を敬い慕う」と言いながらも、それが及ぼす国家財政への影響を懸念して、別途の方策を模索することを求めた[869]。清銭に対する命令を下した後、1月9日に高宗は、慶尚道観察使兪致善を召見する場で、清銭の廃止が国の財政を顧慮しないで完全に民弊のみを念頭に置いて実施した政策であると、自分の政策の正統性を主張したうえ、慶尚道は元々清銭が通用されなかった地域であるため、上納を督促して送るように指示した[870]

清銭流通の廃止後、初めて開かれた1月13日の次対では、清銭廃止に伴う様々な問題に対する方策が本格的に論議されるようになった。領議政李裕元は「清銭の廃止は誠に民のための聖意から出たものである」と、高宗の清銭廃止政策を誉めたうえで、納税においては吏胥の二重徴収の弊害が起こる可能性があるため、常平銭を徴収する際に担当者に責任を取らせて民に弊害を与えないようにすることや、清銭を使っていた邑を区別して措置することを求めた[871]。また、民生の状態と吏胥の活動を察するため、全国規模の暗行御史の派遣を提案した。右議政朴珪壽は、清銭の廃止以後、「公貨を需用する資源がなく、民財を流通する利益が見えなくなった」としたうえ、民間の物貨の流通の路が開いてから公貨の需用を輸送することができると強調し、物貨の流通を民間に任せて政府が関与しないことを唱えるとともに、鋳銭の説を広げる者を厳格に処罰し、鋳銭を軽々しく行うことが国の弊害になると力説した[872]。そのうえ、李裕元と朴珪壽

---

867)徐栄姫「開港期における封建的国家財政の危機と民衆収奪の強化」(『1894年農民戦争研究』1、歴史批評社、1991)、p142

868)「教曰、『清銭之当初通用、是不得不然之事。而到今、物貴貨賤日甚、一日莫可支保云。言念民情、錦玉靡安、趁即変通而、亦是不得不然之事。自今以後、清銭通用一切革罷、自廟堂三懸鈴行会於八道四都』。又教曰、『各営各司正月当公納、並以清銭特為捧納。自二月当為始、如例以常平銭捧上事分付』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 6、教旨)

869)「議政府啓、『言清銭革罷常平銭自二月上納事、才承下教、行会於八道四都矣。当初行用、到今通変、俱是為民之聖意也。損上益下之政、孰不欽仰。而経費窘跲、亦不可不念。京外需用支放之節、另図方便、対揚徳意事、請分付戸惠庁及各軍門各衙門允之』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 6、議政府啓)

870)「予曰、『今此清銭之革罷、不顧国用、専為民弊。聞嶺南本不通用清銭云。当此国用艱乏之時、其上納須、即催促上送也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 9、慶尚道観察使兪致善召見)

871)「裕元曰、『言清銭革罷、寔出於為民聖意。而到今各道上納之正月当外、久未収、不可以清銭追後捧上、故已為甘飭於銭穀衙門。而上納之規、自有月当、則当初該吏鑿多、以常平銭収聚於民間、不即畢納、欲以清銭換納於京司者、究其所為、節節狡悪。顧今革罷之後、若謂以京司退却、再徴於民、則非但易致繹騒、反作渠輩牟利之階。另飭各道、常平上納之際、必責於該掌、勿及於民。而清銭通用邑、則不可不区別、自邑善為措処、必図公私両便。…如或官吏相応、貪縁滋弊、則該守令先罷後拿、色吏別般重繩之意、請先為行会、何如』。上曰、『依為之、各別関飭可也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 13、次対)

は、無用になった清銭の使い道に対しては使臣の経費に支給すること、溶かして需用に備えることなどを提案した。ここで高宗は、常平銭と清銭の政府備蓄量や流通状況を把握して、財政拡充と清銭使用の方案の模索に積極的に臨み、清銭流通の禁止による問題発生を最小化するために努めた。

ところで、この日の次対の会話からは、民に弊害を与えると唱えて清銭の廃止を命じた本人である高宗が、その以後の問題に対して何の方策も立てていなかったことが読み取れる。高宗は国庫の大部分を占めている清銭を禁じながら、それが財政と租税行政に及ぼす莫大な影響を考慮しなかったのみならず、清銭の納入の禁止によって起こりうる徴税上の問題点も把握していなかった。彼は、まだ国政運営に関する正確で具体的な知識のなかった状況で、民生安定という遠大な名分だけで、急で軽率に清銭を廃したのであった。こうした高宗の政府財政を補充する代案の欠如と、次対においても、財政源の確保と清銭の使い道に対して適切な方策を見い出すことができず、以後の財政の運用の苦難を確認するに止まっていた。この日、戸曹判書金世均の、1年の戸曹予算が5,60万両であるのに、当時国庫にある常平銭が約800両に過ぎず、清銭が200万ほど備蓄されているという報告は、清銭の廃止による政府の深刻な財政難を予告していた873)。

その後、高宗と政府官僚は、財政難の打開方案を継続して模索していった。1月17日、高宗は1月13日に結頭銭を作還した者がいたという言及に引き続き、嶺南の結頭銭で作還[還穀米に代えたもの]したものを速やかに金に換えて上納するようにすることを促した。また、各地方の還穀の中で換銭の可能なものがあれば融通して上納させて不足な政府財政に充てる方案を提示した。この時、高宗は民と国のために設置した還穀がむしろ民生への弊害になっていると主張し、還穀

872)「珪寿曰、『一朝革罷、聞令之日言、婦孺髦倪、歓声如雷。此誠往牒所之盛挙也。然而公貨則竟無需用之資、民財則未見流通之利、此為目下切急之憂也。民間貨路流通無滞、然後公家需用漸有濯輸之道矣。如欲貨路流通、莫如任其自然。如其不然、而物之出入、或為之拘執、価之高下、或為之操縦、則民情計較利害、転懐疑惧、而交易之道、従而不順。古人所云、慎無擾市、此之謂矣。臣謂申飭京兆五部、毋或糾察操縦於物価交易之際、至於刑曹与捕庁之関渉市廛売買、本非職掌、無復侵官越俎之意、請並為申飭何如。…到今清銭既罷之後、此輩以為得計、必欲售開鋳之私利、流布之説、紛紜未已。此是乱法壊綱、必誅無赦之類也。開鋳可否、最宜審慎、万一軽挙此事、則其為民国之病、必有不勝言者、不可不厳加隄防』」(同上)

873)当時の政府に備蓄されていた清銭の実態を見ると、1874年1月20日、李裕元が別単にある清銭200万両を措置する方法がないと述べたことから、1月の清銭の量は約200万両であったと判断される。また、1874年1月15日に呈された「京各司各営進癸酉冬三朔会計簿」によると、銭は163万5498両になっており、同年4月15日付によると、常平銭は26万3307両であり、清銭は206万4912両である。その間、広州留守李垈の求めた8万両(1874年1月19日)、京畿監司金在顕の求めた10万両(1874年1月24日)の清銭が支給されており、2月10日に高宗は、清銭を廃した時に清銭で納入された分を返却したものを、そのまま清銭に収めて納入するようにすることを指示したが、これによって清銭の政府備蓄に変動が生じたと考えられる。その後、「京各司各営進癸酉冬三朔会計簿」に記録された清銭の政府備蓄量を見ると、1875年7月15日まで清銭の記録はなく、1875年10月15日付に再び現われて、1万3927両である。この数字は1876年1月15日付と4月15日付にも同じであり、1876年7月15日付の記録から644両に減った後、1881年1月15日付までほぼ644両の状態が維持された。1881年4月15日付で44両に再び減り、同年10月15日の44両を最後に、それ以上清銭の記録はなくなった -「京各司各営進癸酉冬三朔会計簿」は『日省録』に掲載されている

を回収して政府予算として使うことを求めた。

高宗　「嶺南の結頭銭を作還[還穀米に代える]した者は、廟堂から関文で命じて、速やかに作銭[銭に代える]して上納させるべきである」

李裕元「嶺南の丙寅(1866年)別備還[874]は、上も急に議論しがたいです」

高宗　「どうしてなのか」

李裕元「これは、東朝(神貞王后)の下教を承って設置したものでありますので、敢えて勝手にすることができません」

高宗　「それはそのようであると雖も、社倉[875]の還穀は銭に作るのができるのか」

李裕元「社倉は設置したばかりで、丙寅別備還がその中に混入されておりまして、また急に議論することは難しいです」

高宗　「着手できるものは着手すべきである』

李裕元「臣が着手できる者を択んで、別単に書いて入れますので、処分を待ちます」

高宗　「果して好いことである。そうすれば、東朝も入れてご覧になることができる。聞くに、関北にもまた新たに作還したものがあるという。一体に関文で指示するがいい」

李裕元「臣がすでに探知しましたが、果してある方法で作還したものがあるそうです。しかし、その名目と正確な数がまだ明確ではございませんので、更に詳細に探るべきです」

高宗　「一律に作銭すべきである。いわゆる別還を設けた本意が民と国のためであったが、反って痼疾になっている。洞還以外の別還は、作銭ができないのではない」

李裕元「還穀は洪水と干魃などの予想外のことに備えるものでございます。一律に作銭する

---

874)ここで、李裕元が神貞王后の指示で特別に設けられたとしている丙寅年別備還は、1866年5月12日、神貞王后が内帑金から、京畿道に4万両、嶺南に7万両、湖南と海西に各6万両、湖西に5万両、関東に2万両ずつ分配した後、「丙寅別備穀」と命名して、全量を民に支給して利子を取るようにしたものである。李裕元はすべての還穀を作銭することを阻止するため、これをわざと取り上げて強調したと見られる　-「傳曰、『惟我慈聖、軫念還穀之年年減摠、御供日用撙節積儲、今至三十万両矣。特下廟堂、自廟堂量宜分排於各道、復旧糶糴。仰体我慈聖為国盛念。如是更張之後、又或夤緣滋奸、漸致耗縮之患、是方伯·守宰負我慈聖之徳。万億年永遵勿替、用鑒我家邦事』、命下矣。春糶秋糴、有国水·旱之備、而邇来斂散既廃、徒為厲民之階、所以有前後鐲蕩之挙者也。窃念帑金之特頒、今昔罕有之曠典、而辞旨懇惻、徳意隆渥、此誠迓続景命之会也。凡在瞻聆、孰不欽聳。謹依下教、京畿四万両、嶺南七万両、湖南海西各六万両、湖西五万両、関東二万両下送、各該道使之作穀、穀名以丙寅別備穀為称、趁今分俵、容可及期尽分、取耗年年添邊、或致歉年、勿入停蕩。関西則城餉既為十萬之数、関北則実留邊摠、庶可塗抹。並姑勿論。今茲恩施之曠絶、寔惟経遠之謨也。厳典守謹出納、銖累寸積、克復旧規、即方伯守宰之責也。若復任他吏手、漫不覚察、派給之時、虚実相蒙、開捧之際、偽冒或滋、雖一包之穀、致有耗縮之弊、該吏、直施梟警、守令加倍用律、道臣亦当従重論勘、並以此意、措辞行会、何如」(『承政院日記』1866(高宗3) 5 12、議政府啓)

875)社倉は、1867年6月6日、戸曹判書金炳国の建議によって設けられるようになった。当時、金炳国は、別備穀の戸曹への備蓄が命じられたことを挙げて、民の望んでいる社倉を設置することを求めた。これに対して、高宗は神貞王后に申し上げるため、すぐ処分があるだろうと答えた。そして、高宗の指示によって、議政府の有司堂上・句管堂上が集まって議論し、同月11日に社倉節目が呈されて、社倉が運営されるようになった　-『承政院日記』1867(高宗4) 6 6・6 11

のは、恐らくが良いはかりごとではございません」

高宗　「還穀を設けた本意を知らないのではないが、奸吏が弄ぶところとなり、ただ紙の上の空文があるだけで、穀がないのをどうするのか」…

高宗　「この間、賓対で右相(右議政朴珪壽)が奏した所では、関西(平安道)の穀摠[国庫にある穀物の総額]の中、城餉[守城軍の軍糧や経費のために備蓄した米]10万石の外に一包の実穀もないという。このように虚構で記録された穀を置いて何の利益があるのか」

李裕元「たとえ、紙の上の空文であるとしても、穀総の名色を無くしてはなりません」…

高宗　「苟くも民に利益になるとすれば、たとえ国計に損があるとしても、何の害があるのか」

李裕元「近日の処分の以後、公貨において大きな損がございました。ただ内の京司のみならず、外の各道営邑にまで、誰が上を損して下に利益になる政治を知らないでしょうか」

高宗　「私の下教はただ結頭銭の作還のみを謂うのではない。たとえ別還と雖も作銭すべきである」876)

高宗は、嶺南の結頭銭をはじめ関北の作還、各地の別還など、活用可能な還穀のすべてを作銭すべきであると主張した。これに対して、李裕元は嶺南の丙寅年別備還は神貞王后の命令で設けたものであり、還穀は災害の救恤策であると述べ、還穀をすべて作銭するのはよくないと申し上げた。すると、高宗は、別還がむしろ民と国の弊になっており、奸吏によって実穀のなくなった帳簿のみの還穀には何の利益もないとして、民に利益になるとすれば国に損があってもいいと強調した。彼は、民のための措置であることを唱えながら、全国の利用できる還穀をすべて銭に代えて政府の財政に充てようとしたのである。このような、民生の救恤策であった還穀をできるだけ作銭して国庫に回収しようとしたした高宗の態度は、当時の財政難が如何に深刻であったのかと、還穀が民生救済策というより国の財政源として利用されるようになったことを表している。

---

876)「予曰、『嶺南結頭銭作還者、自廟堂関飭、従速作銭上納可也』。…裕元曰、『嶺南丙寅別備還、自上亦難遽議矣』。予曰、『何故耶』。裕元曰、『此奉東朝下教、而設施者有不敢擅便矣』。予曰、『此雖如此、社倉還、可以作銭乎』。裕元曰、『社倉之設属耳。丙寅別備混入其中、此亦有難遽議矣』。予曰、『可以着手者、着手也』。裕元曰、『臣択其可以着手者、別単書入以待処分矣』。予曰、『果好矣是、則東朝亦可以入鑑矣』。仍教曰、『聞関北亦有新作還者。一体関飭也』。裕元曰、『臣已為探知、則果有某様作還者云。而名目数爻姑未明的、更当詳探矣』。予曰、『一体作銭可也。所謂別還設始本意、為民国、而反為痼瘼。洞還外別還作銭、未為不可矣』。裕元曰、『還穀所以備水旱不虞者、而一並作銭、恐非長策矣』。予曰、『非不知設還本意、而反為奸吏所弄、但有紙上空文、至於無穀奈何』。…教曰、『日前賓対右相所奏、関西穀総中、城餉十万石外、無一包実穀云。如此虚録之穀置之、何益哉』。裕元曰、『雖曰紙上空文、穀総名色、不可無之矣』。予曰、『若有実穀之儲置、則豈不好哉仍』。教曰、『苟利於民、則於国計、雖有所損、何害之有』。裕元曰、『近日処分以後、於公貨大有所損。非但内而京司也、外而各道営邑、孰不知損上益下之政也』。予曰、『俄者下教、非但謂結頭作還者也。雖別還作銭可也』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 17、御春塘台設人日製)

この日の高宗の財政補充方案によって、同月20日、李裕元は咸鏡道からの還銭11万両に関西・嶺南の作銭を合わせて約130万両の金が上納できると報告した。高宗は、還穀を迅速に作銭して財政に加えることと、保有した200万両以上の清銭の活用についても工夫することを促した877)。ここで、彼は、朴珪壽が提案した使臣に経費として清銭を与えて使わせるという方法に対しては、繰り返して試すものではないと述べていたが、使行の度に清銭を使わせると、西路(平安道・黄海道)の民が清銭の廃止の命令を信じない可能性があるためであった878)。これは、高宗が自分の指示に対する信用がなくなることを非常に懸念していたことを示しており、親政初期において君主の命令の厳重さを知らせて統治権を確立しようとした彼の本音が窺える。

1874年前半期に高宗と政府官僚との間で行われた召見では、深刻な政府財政に関する問題が主なテーマになり、国が保有した清銭の活用問題や還穀の迅速な作銭・上納などが繰り返し取り上げられていた879)。清銭廃止を断行した当時、高宗はこれがもたらす波紋を想定していなかったため、その対策を適切に準備していなかった。しかし、対策の検討を命じた後は、様々なところから情報を収集して、財政難を克服する打開策の模索に最善を尽そうとしており、1月25日の清銭に対する別単の提示によって、より明確に政府の財政状態を把握することができた。この日、李裕元が、「今度の事の後に(清銭通用の廃止とそれに対する方策の模索)、経費の困窮と民情の便否について、殿下が明らかに分かるようになった」と述べ、清銭の通用禁止が高宗の財政と民情の把握に役立ったことを強調すると、高宗は「そうでなかったら、(財政と民情が)詳細に分からなかっただろう」と李裕元の言に同意した880)。

清銭の廃止が、財政経済に対する感覚と政策樹立における慎重、そして民生の重要性を、高宗に教えたのかという問題とは別に、これは当時の国政に多大な影響を及ぼしていた。高宗の清銭の通用禁止政策がもたらした問題は大きく、三つに分けることができる。第一に、清銭の禁止は、政府に備蓄されていた清銭を無用にして、深刻な財政難を引き起こした。前述したように、1874年1月に戸曹の予算が5,60万両であったのに反し、清銭の備蓄は200万両を上回っていた。こうした備蓄清銭が使えなくなり、財政が不足するようになると、政府は景福宮の屋根の瓦を葺くことを中止し881)、松都[開城]の城郭工事においては、2月28日に緊急ではないところ

---

877)『承政院日記』1874(高宗11) 1 20、薬房入診

878)「裕元曰、『向日賓対右相所奏、使行路需以清銭劃給事、不無其道、依所奏試之甚好矣』。予曰、『可一試之、而豈可屢為耶。右相所奏、則本是彼物故用於彼地之計耶』。…予曰、『使行時番番如是、則西路民情、若不信革罷之令、何哉』。裕元曰、『聖教之遠慮如是、而朝令一出後、豈有他慮哉』」(同上)

879)『承政院日記』1874(高宗11) 1 20(薬房入診)・1 25(薬房入診)・1 29(薬房入診)・2 5(薬房入診)・2 10(次対)・2 28(薬房入診)・3 5(次対)・3 7(永禧殿行酌献礼)・3 20(次対)・4 5(次対)・4 25(日講)・4 28(日講)・5 5(日講)・5 12(日講)・5 25(次対)・6 13(薬房入診)・7 15(次対)・7 30(次対)・9 20(次対)・10 8(次対)・11 1(日講)、1875(高宗12) 3 2(次対)・3 25(薬房入診)・3 29(毓祥宮延祐宮宣禧宮展拝)・5 10(次対)・5 29(次対)・6 10(次対)・7 29(次対)・8 29(次対)・9 23(次対)・10 25(次対)など。詳細な内容は≪表29-31≫の次対・召見・講筵の内容を参照

880)「裕元曰、『今番事後、経費之艱乏、民情之便否、殿下可以明燭矣』。予曰、『卿言是矣。不然、果無以詳知矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 25、薬院入診)

の[882]、4月5日には城を立てる工事自体の中断を命じた[883]。

当時の財政難が如何に深刻であったのかは、政府官僚らの発言からよく窺うことができる。領議政李裕元は戸曹の日用雑費さえも措置する方法がないほどであり[884]、国家に三年の備蓄があっても方策がないのに、目の前の所用も計らうことができないと慨嘆した[885]。戸曹判書金世均は今年の1年収入が50万両に過ぎないのに、すでに支出が決まったものが40万両であり、そこに一定ではない支出を考えると、1年の支出費用が図り知れず非常に心配であると訴えた[886]。3月20日にも、彼は戸曹の貯蓄と政府の別途日備蓄の銭が6000余両であるが、すべて清銭であるため無用であると、李裕元は銭穀衙門にすべて別途の備蓄があるが、清銭の廃止以後は無用になって空の帳簿のみであると、兵曹判書徐相鼎は毎年末に木布は各10同、銭は5000両ずつ別途に備蓄するが、現在は木が70同、布が82同、銭は清銭の廃止後まだ貯蓄しておいたものがないと報告した[887]。4月28日、宣恵庁提調李承輔は、大同米の納税において、湖南が銭政の変更(清銭の廃止)によって諸般税穀を期限内に納入することができなくなったため、秋に延期されたと上奏した[888]。戸曹判書金世均は、5月12日に嶺南・関西・関北から納入される還作銭112万両の中で98万5千両が各司への給代銭[支給銭]であり、3万両は平安道に支給するため、残り10万両で戸曹を運営せざるを得ない困難な状況であることを報告し[889]、5月25日には守備軍の設立の資金の調達に対して、戸曹の毎年の収入が53万両で支出の決まったものが45万両であって残りが7,8万のみであるのに、どのように随時に支給される金を補わえばいいのか分からないと慨嘆した[890]。10月8日には李裕元が宣恵庁の保有した金が3万両で、戸曹にはただ

881)『承政院日記』1874(高宗11) 1 13、次対
882)『承政院日記』1874(高宗11) 2 28、薬房入診
883)『承政院日記』1874(高宗11) 4 20、次対
884)『承政院日記』1874(高宗11) 1 13、次対
885)『承政院日記』1874(高宗11) 1 20、薬房入診
886)『承政院日記』1874(高宗11) 3 5、次対
887)『承政院日記』1874(高宗11) 3 20、次対
888)『承政院日記』1874(高宗11) 4 28、日講 - その他にも、1874年3月5日、京畿監司金在顕は清銭廃止以後に経費が困窮ではないところがないと述べており(『承政院日記』1874(高宗11) 3 5、次対)、4月5日、朴珪壽は清銭廃止による平安道の財政不足を指摘した(『承政院日記』1874(高宗11) 4 5、次対)。5月1日には、水原留守閔致庠が、各種の修理と行幸用に備蓄しておいたものと、軍餉銭未分条などを合わせて、清銭5万4000余両が無用の物になったと述べ、営門の費用は今年の収入の未納分で賄うが、健陵斎室の再建費用の調達は困難であると報告しており(『承政院日記』1874(高宗11) 5 1、日講)、5月5日には、忠清道観察使成彝鎬が清銭廃止以後の忠清道の上納分と各種の経費の調達の困窮であるとして社還穀5000石の配分を求めており、李裕元は戸曹の予算は百万であっても分配して使うのが容易ではないと訴えた(『承政院日記』1874(高宗11) 5 5、日講)。6月13日には、全羅監司趙性教が清銭を廃した以後、本営の時勢が日々に困難になっていると述べ、全羅道の結銭のうち三万両を借りることを求めた(『承政院日記』1874(高宗11) 6 13、薬房入診安胎使召見)
889)『承政院日記』1874(高宗11) 5 12、日講
890)『承政院日記』1874(高宗11) 5 25、次対 - 金世均は9月20日には、今年は経常費用の調達が困難であるため、黄海道長山以北の11個の邑から銭を収めて豆を買うのに当てていた費用を、そのまま銭で納入するようにすることを求めたうえ、現在戸曹にある銭は1万6千両に過ぎないと報告し、李裕元は景福宮修理に百万両は要るが、現在は百万両どころか、50万両を調達することも無理であると述べた(『承政院日記』1874(高宗11) 9 20、次対)

800両があるのみであると財政不足を指摘したうえ、上納の期限遵守を厳重に守ることを求めた[891]。ここで表れているように、清銭廃止の時、政府各庁の備蓄銭はほとんど清銭であった。こうした清銭を別途の対策なしで廃したことが、政府財政運営を困難に陥れたのは当然であった。

では、高宗と政府官僚らが、不足した財政を補うため用いた方案は何があったのだろうか。まず、何よりも重視されたのは節約と倹素であった。彼らは、奢侈の阻止や土産品の使用を繰り返し強調し[892]、緊急ではない工事を中止して、景福宮工事においても緩急を調節して次第に行って定式以外のことをしないようにしたうえ[893]、1874年6月25日には李裕元によって時御所の修理も中止することが求められた[894]。李裕元は、広東織造物に対する輸入を許容して管税庁の収入に当てる方法と[895]、広東木と青花[中国の青い染料の一種]からの税を経常費用に充てる方案[896]、貪贓罪を犯した官吏から徴収する贓物を軍需費用に調達することを建議した[897]。高宗は ― 李裕元らが民生救恤の費用・対策の不足を懸念して反対したにもかかわらず ―、各道の利用可能な還穀を銭に代えて政府に上納させる方案を持続的に推進していった[898]。

そのうえ、高宗と政府が財政難の打開のため用いた方法は、予算の用途の変更、あるいは各司からの借金であった。1874年3月5日、李裕元は不足した戸曹の財政のため、議政府の税庁銭の中で襦紙衣[西北国境の邊境防衛の軍兵に支給された防寒用の冬服]用に当てられていたものを戸曹に移して、襦紙衣を準備させることを[899]、4月29日には禁衛営の軍器の製造に必要な経費を、嶺南の結頭銭の中から支給することを建議した[900]。5月5日、高宗は管税庁の収入のなかで鎮撫営に割り当てられた分を戸曹に移転することを提案したが、李裕元によって拒否された[901]。守備軍を設立する問題においては、最初は戸曹が財政調達を担当するようにしたが、戸曹の予算不足のため、しだいに宣恵庁の清銭や鎮撫営の砲粮米、舟橋司の雑卜米、鎮撫営の木綿・米・蔘税などが使われるようになった。同年11月に金世均は戸曹からの貢価の支払い問題を論議するなか、戸曹から武衛所に5万1千と、訓錬都監に3万5千、禁衛営に5千両を貸しており、延日からの上納分7400両が武衛所に支給された述べ、戸曹の予算が貸付金として使われている状況を報告した[902]。

---

891)『承政院日記』1874(高宗11) 10 8、次対
892)『承政院日記』1874(高宗11) 1 13(次対)、3 4(薬房入診)
893)「予曰、『顧今事勢、自当随其緩急次第行之。而至於定式以外、不可尽行矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 5 12、日講)
894)『承政院日記』1874(高宗11) 6 25、次対
895)『承政院日記』1874(高宗11) 5 5、日講、高宗の発言
896)『承政院日記』1874(高宗11) 6 13、薬房入診安胎使召見、李裕元の発言
897)『承政院日記』1874(高宗11) 7 15、次対、李裕元の発言
898)高宗は、三道の還作銭の準備進行状況と、納付状況、いつ全部納入できるのかを頻繁に尋ね、費用を節約すれば、収入を計算して支出を行うことができると強調した -『承政院日記』1874(高宗11) 3 5、次対
899)『承政院日記』1874(高宗11) 3 5、次対
900)『承政院日記』1874(高宗11) 4 29、次対
901)『承政院日記』1874(高宗11) 5 5、日講

このように財政の用途を変更・融通していたにもかかわらず、政府財政が不足した状況は1875年にも継続し、1875年3月2日、李裕元は財政不足を理由に(王妃の出産が近づいたことを祝うための)特別免除政策の実施において庚申年の10分の1ではなく30分の1を施行するしかないと述べ、それ以上を行うと各司と各営への支給のやりようがないと主張した[903]。3月25日の景福宮修理に対する論議で、李裕元は経費の調達方法がないと申し上げており、戸曹判書閔致庠は現在支払っていない貢価が15万両にもなっており、すべての面においてこんなに困窮で困難な時がなかったと論じた[904]。9月23日、左議政李最応は京司の財政が枯渇して給料の支給さえ調達する方法がないと慨嘆し[905]、10月25日、戸曹判書閔致庠は戸曹の1年の収入が52万両であるのに、すでに正月から支給した金が80余万両であり、支払っていない貢価が50万両であるとして、1年に3年分の収入を使っていると述べ、節約を強調した[906]。こうした財政不足によって、景福宮の三殿閣の修理を除いた各司の工事の中止[907]、公服以外の奢侈に関わるものは一切禁じることが命じられた[908]。そのうえ、高宗が以前から主張していた酒の醸造の禁止が[909]、1876年6月11日に旱災によって正式に命ぜられた[910]。

高宗が親政を宣布した直後に断行した清銭通用の禁止政策は、中央政府のみならず、地方監営と各軍営に深刻な財政不足をもたらし、その余波は1876年にも持続していた。1876年7月15日以後から政府の会計帳簿における清銭は644両に止まっていたが、清銭が国家の財政に及ぼした影響は多大なものであり、高宗は財政難の中でも景福宮修理に莫大な予算を使って財政不足を加重させていた[911]。

第二に、清銭の通用禁止は、収税の過程における不正によって民生の負担を増加させたうえ、新たな名目の納税を強要していた。高宗が清銭を廃した理由は哀れな民の救済にあり、実際に彼の民本に対する強調は、政策決定のなかで頻繁に述べられていた。1874年1月17日、高宗は民に利益になるならば、国に損失があってもいいと述べたうえ、紙の上の空文に過ぎない還穀を作銭するように命じた[912]。1月29日には、結斂が民の弊になっているとして、特別に清銭によって徴収することを指示したうえ、民に弊害であることを知った以上は免除しないわけにはいかな

---

902)『承政院日記』1874(高宗11) 11 1、日講
903)『承政院日記』1875(高宗12) 3 2、次対
904)『承政院日記』1875(高宗12) 3 29、毓祥宮延祐宮宣禧宮展拝
905)『承政院日記』1875(高宗12) 9 23、次対
906)『承政院日記』1875(高宗12) 10 25、次対
907)『承政院日記』1875(高宗12) 5 29、召見時原任大臣閣臣宗正卿于万慶殿
908)『承政院日記』1875(高宗12) 6 10、次対
909)同上。高宗の酒の弊害に対する憂慮と、醸造の禁止に対する意思は、すでに即位初期の1864年から表れていた(『承政院日記』1864(高宗1) 3 30、勧講)。≪註162≫を参照
910)『承政院日記』1876(高宗13) 6 10、議政府啓
911)戸曹判書金世均景福宮修理にすでに入って金が30万両と数万両であると報告しており(『承政院日記』1874(高宗11) 11 1、日講)、1875年4月に高宗は戸曹から20万両、宣恵庁から10万両の支給を命じた(『承政院日記』1875(高宗12) 4 5、薬房入診)
912)『承政院日記』1874(高宗11) 1 17、御春塘台設人日製

いし、民に便利であれば国の財政に損失があっても差し支えがないと再び強調した。また、全羅道と忠清道の山郡の田税について、去年秋に清銭によって収めておいたものを常平銭に代えて再び納付しなければならないのに、貧しい民が対応する方法がなく、必ず官からの督促が起きるとして、民力の使用を緩やかにすること、あるいは秋大同に延期して納付することを求めた。その上、行幸の時に沿路の民が貧しく見えて公税を納付できそうになく、近畿がこうなのに外邑の状況はより深刻であろうと述べ、税の免除や延期を唱えた913)。2月28日には拯劣米に引き続き未拯米も免除するように命じたうえ、李裕元がすでに司訳院が清銭で納付した3万5千両に対して特別に免除することを請うと、下に利益になるとすれば、損失があっても難しいことはないとして許諾した914)。3月5日、李裕元が各衙門と各軍門での上納において銭・木・布を問わず人情米[胥吏に手数料の名目で払う金]の支払いが長い間続いたが、大変通(清銭廃止)の際に旧習(人情米徴収)をも正すべきであると建議すると、外邑で民から毎結当り一石を収めて吏胥に支給するのは前例もなく民の弊害になっていると強調し、特別に取り締まることを命じた915)。1874年12月13日にも、都結[各種の税金の名目を田に合わせて賦課・徴収すること]と還穀の弊をなくすため、都結の徹底な取り締まりを指示し、還穀の免除を提案したうえ916)、1875年3月2日には減免政策

913)「予曰、『結斂本非経法。而取耗外、又有結斂、大為民弊。已捧者今欲以常平改捧、則尤為民弊。特令以清銭還捧、其未捧者、当蕩滅。以此意欲出伝教矣』。裕元曰、『此誠為民之恵沢。而元上納外、加数備納、果極難矣』。予曰、『既知為民弊、則豈得不蕩滅乎』。裕元曰、『以清銭還捧、則為恵与不捧同矣』。…裕元曰、『結斂未嘗不為民弊。而今此蠲蕩、恵政、則大矣。然国用多有窘絀、是所可悶矣』。予曰、『苟便於民、則雖於国用有損、亦何妨也。予但為利民而然矣。…予曰、『聞近亦有之、而外道物種、因此不得上来、以致京中物価刁騰。甚可痛悪。都賈名色、一並厳禁可也』。裕元曰、『謹依下教、発関各道矣』。予曰、『全羅忠清両道山郡田税、以銭収之於民、趁漕倉開倉時、貿米付納於漕船、或有之云。昨秋既以清銭収捧。則見今革罷之後、勢将以常平換納、而初運不遠、則窮蔀峡民、何以卒辦乎。必至厳督捉囚之境、民情誠可悶。自廟堂知委該司、俾紓民力、或以秋大同上納、則何如乎』。…予曰、『陵幸時見、路傍民戸甚残、似無以辦納公税。近畿如此、外邑推可知矣』。裕元曰、『民戸残瘠、在在皆然。而遐土窮峡、尤不及畿邑者多矣。階前万里、無微不燭聖教、若是惻怛。従此斯民、可以蘇息、復見堯舜之世矣』。予曰、『既知百姓之貧乏、則安得不如是為慮耶』(『承政院日記』1874(高宗11) 1 29、薬房入診)

914)「予曰、『拯劣米向已有処分、而未拯米一体蠲減似好矣』。…予曰、『苟利於下、則雖有所損、何難之有乎』。裕元曰、『臣自昨冬入相以後、仰覩我殿下裁断庶務、莫不光明。而臣於廟務稟処、或恐貽累聖徳、以是兢惕矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 2 28、薬房入診)

915)「裕元曰、『各衙門各軍門上納、無論銭木布情弊磨鍊、厥惟久矣。近来奸偽漸滋暗地、与受年増歳加、畢竟害帰於民。今此大変通之会、如或不悛旧習、則不察之咎、自有所帰請、以此申飭、於京外各衙門』。上曰、『以外邑吏通与民斂、無由此而受害。以一定之例、各別厳飭』…「上曰、『外邑之毎結収米一石、以給吏鑞者、此無已例、而大為民瘼矣』」(『承政院日記』1874(高宗11) 3 5、次対) -その他、4月5日に李裕元が財政の不足で平安監司の要求した金を支給できないとすると、4,5万でなければ1,2万両でも当てることを求めており(『承政院日記』1874(高宗11) 4 5、次対)、5月12日には、農民が一年中働いて税金を払うと、自らは飢寒から免れないのが哀れであると述べたうえ、民は着実に納税しているのに、吏胥によって上納が延期されているだろうと主張した(『承政院日記』1874(高宗11) 5 12、日講)。6月9日には、私儀に公銭を混入して徴収する弊害を徹底的に取り締まることを(『承政院日記』1874(高宗11) 6 9、次対)、7月15日には救済のための内帑金支給が実効を収めるため、災害地と状況を徹底に把握して報告するようにすることを求めた(『承政院日記』1874(高宗11) 7 15、次対)。7月30日、李裕元の、田に賦課する結価に様々な名目を加えて、民の収穫のすべてが官に持っていかれるという報告に対して、誠に民生の弊害であるとして取り締まることを、李裕元の果川などの10年間の税の延長に対しては、効果があるのかを聞いた後、施行することを命じた(『承政院日記』1874(高宗11) 7 30、次対)

を実施して民に利益があるようにすることを促した[917]。

ところが、高宗が民生安定のため清銭禁止を実施して、繰り返し民生弊害の除去を強調したにもかかわらず、清銭を廃した措置は、二つの収税上の問題を引き起こしていた。その一つは、収めた税をすぐ政府に納入しない慣例によって、清銭と常平銭の二重徴税が発生したことである。1874年1月13日、李裕元は「上納の規定には月当があり、当初衙前が民から大部分常平銭を収めておいて、即時に納入せず、清銭に換えて納入しようとする」と述べ、上納過程で常平銭を清銭に代えて納入している実態を報告した。そのうえ、衙前が京司から拒否されたとして、民から再び徴収する可能性があり、民の騒擾と衙前の不正利益の原因になると主張し、清銭を通用していた邑と常平銭を使っていた邑を区別して適切に措置すべきであると唱えた[918]。2月5日にも、彼は嶺南は本来清銭を通用していなかったのに、京差人[公務のため(京)地方に派遣された人]が清銭に換えてソウルに来て納入することを区別しなくてはならないとし、邑に収めておいたものは常平銭のままで該当邑に留置したほうがいいと建議した[919]。これに対して、高宗は当初にすでに常平銭を収めておいてからどうして清銭を納入するのかと疑問を呈し、常平銭と清銭の混用によって起きていた不正の実態を把握していない姿を示した。

2月28日、李裕元は、司訳院がすでに戸曹に納付したが領収証をもらわなかったため拒否された清銭3万5千両を免除するように求めたうえ、今再び徴収しようとすれば二重徴収になることを強調した[920]。4月5日には、清銭の廃止によって平安道の公納と監営の費用が20万両が無用になったので、政府が還穀用の20万両を補助しなければ、再び民から徴収するしかないと訴えた[921]。1874年11月6日の忠清右道暗行御史朴容大の啓では、藍浦県監金亮淵が刷馬銭[地方官衙で使う交通費]と清銭をすでに徴収してから再び収めたものが212両であること[922]、1875年1月4日の全羅左道暗行御史呂圭益の書啓では、前南原府使尹弦善が去年10月に督促して徴収した7万両と各公銭4万両を、即時に納入せずに官吏に貸しておいて、清銭の廃止後、清銭100両当り常平銭20両に換えて納入金を補おうとして、民に再度常平銭を徴収していたことが取り上げられた[923]。この暗行御史の報告からは、清銭の廃止以後、不正を犯した官吏が上納の補充のため、民から再び常平銭を収めていた状況が表れている。

このような状況の中で、高宗は、1874年1月19日に、清銭を廃した以後に結斂[結に各種の

---

916)『承政院日記』1874(高宗11) 12 13、召見忠清監司沈舜沢
917)『承政院日記』1875(高宗12) 3 2、次対
918)「上納之規、自有月当。則当初該吏輩多、以常平銭収聚於民間、不即畢納、欲以清銭換納於京司者、究其所為節節狡悪。顧今革罷之後、若謂以京司退却、再徴於民、則非但易致繹騒、反作渠輩牟利之階。另飭各道常平上納之際、必責於該掌、勿及於民、而清銭通用邑、則不可不区別、自邑善為措処、必図公私両便如」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 13、次対)
919)『承政院日記』1874(高宗11) 2 5、薬房入診
920)『承政院日記』1874(高宗11) 2 28、薬房入診
921)『承政院日記』1874(高宗11) 4 20、次対、朴珪壽の発言
922)『承政院日記』1874(高宗11) 11 6、吏曹啓
923)『承政院日記』1875(高宗12) 1 4、吏曹啓

収税名目を添付して収める金]が障碍を起しているとして、納税日を延期したものは特別に徴収して、外道からすでに徴収しておいてまだ納入していないものは該当邑に留置して、まだ民から収めていないものは一律に免除することを命じ、民に二重徴収の弊が及ばないようにしようとした[924]。その上、2月10日には、清銭を廃した時に納入されたものを返すようにした条項を覆して、ふたたび清銭に収めることを命じるとともに、五部[漢城府]の区域の中の土地などに新たな収税を決定した規程の撤回を指示し[925]、民に税の負担が加重されることを妨げようとした。

清銭廃止が租税行政上にもたらしたもう一つの問題は、財政難を打開するため、高宗が実施した還穀の作銭と免除が、政府の重要な租税源である還穀米をなくし、更なる財政不足につなかったことである。1874年9月20日、李裕元は還穀をなくして以後、各道の経常費用が不足になったと指摘し、高宗がどのように収拾できるか心配であると訴えた[926]。1875年3月25日、高宗が還穀を免除した後、国の財政には困難があるが民には利益があるのかと尋ねると、李裕元は当時には民に少し利益があったが、財政が枯渇してしまったと述べ、免除政策を頻繁に施行しないことを求めた[927]。

このように、高宗の還穀の作銭と免除の措置は、中央と地方の財政運営に深刻な打撃を与えていた。すると、各地方では行政・軍政の運営のため、新たな税源の発掘、すなわち、様々な名目を新設して結に付けて徴収する結斂を強化していった。1874年8月2日、副司果吳仁泰は、(地方監営が)1864年に60万石の還穀をほぼ免除して15年後に再開するとしたうえで、土地面積と戸口によって割り当てを決めて毎年6万石を民戸から収めていたが、実際はその規程を守らず疲弊した民のみが被害を受けていると述べ、旧還穀を復すべきであると主張した[928]。ここから、地方監営で還穀を廃したことが別途の税の分配・収税につながって、民の負担を増やしたことを窺うことができる。こうした決価の上昇は、1874年7月30日に李裕元が、「本来の田税が10分の1より軽かったが、近来の結価[土地の一結当たり賦課した租税に額]が日々に増加して昔は畑に7両、田に8両であったものが現在は5・60から7・80両まで上がって、様々な名色を添付して徴収している。二度と過重に収めないように指示すべき」[929]、と主張したことにも表れている。そのうえ、1874年11月18日、平安南道暗行御史洪万植は還穀の免除以後に、奸猾な者による各種の名目の結斂が増加したため、疲弊した民の苦痛が還穀の免除以前より減っていないと[930]、1875年10月26日、左議政李最応は外邑の結価が急増して甚だしい民弊になっている

924)「教曰、『結斂本非経法、故向有所処分矣。今於清銭革罷之後、不無区別窒礙之端。自廟堂分付該曹、已陳省見退者、特為捧納、外道之已収、未納者使之、留置該邑、姑未収捧於民者、一並蕩滅事。亦為三懸鈴行会、於八道四都、以示予如傷之至意』」(『承政院日記』1874(高宗11) 1 29、教旨)

925)「教曰、『清銭革罷之日、所納還退条、仍以清銭収捧。五部字内田土等、処新定収税、並令革罷事分付、戸惠庁及漢城府』」(『承政院日記』1874(高宗11) 2 10、教旨)

926)『承政院日記』1874(高宗11) 9 20、次対

927)『承政院日記』1875(高宗12) 3 25、薬房入診

928)『承政院日記』1874(高宗11) 8 2、副司果吳仁泰の上疏

929)『承政院日記』1875(高宗12) 7 30、次対

状況を報告した。ここで、彼は議政府と御史の厳重な命令にもかかわらず、守令が「公納が足りない、邑の経費を調達することである、弊害を正す、逋欠[官物の私消]をなくす」などの様々な口実を付けて結価を減らさないばかりか、吏胥の逋欠さえ完全に無くせずに民結に賦課・徴収していると慨嘆した931)。1876年8月28日、前平安監司趙成夏は甲子年(1864)に還穀を免除して結銭に代えた時に毎戸ごとに4斗ずつ割り当てたと指摘し932)、結斂が還穀の代りの役割をしていることを明らかにした。1877年2月25日の次対では、還穀の免除以後に財政収入を補うため結斂が生じた状況に対する議論が行われた。高宗は正供[租税の原額]が民から出るため徴収しないわけにはいかないが、加結[1結当りの租税の率を増やすこと]はよくないと強調し、変える方法があれば結に付けて賦課する様々な名目の税を廃止することを命じた。これに対して、戸曹判書閔致庠は結銭の分配を廃して還穀を増やすことが、むしろ民の負担になるとして、財政経費の充当のために結斂をなくすことが困難であると上奏した933)。

清銭廃止以後に、高宗は民生の弊害を減らして財政不足を補うため、実穀のある還穀を銭に代えて政府に納入させて、実穀の無いものは廃止した。また、清銭廃止以後の民の二重徴税を阻止して、民生を安定させるため租税減免を頻繁に行っていた。しかし、こうした政策は中央政府と各司の財政を更に悪化させ、様々な税金を結に付け加えて徴収する結斂という収税形態を強化させる原因となった。高宗は、民に租税減免の実質的な恵沢が至るようにするため、税を徴収して運搬する担当者(胥吏・京差官・沙工[船頭]・格軍[船頭を手伝う水夫])らの厳重な取り締まりや処罰を繰り返し強調・命令したが、彼らに対する給料の支給や生計手段の工面などの対策が伴っていなかった状況で、減税政策の効果には限界があった。要するに、高宗が清銭廃止以後に民生を安定させるため実施した税関連の政策は、政府と各地域の財政の更なる困窮をもたらし、その問題を解決するため他の収税名目の増加につながった結果、民は依然として過度な税を負担せざるを得ない状況に置かれていたのであった。

第三に、清銭の通用禁止は、全国に流通中の千万両と、政府に備蓄されている300万両の清銭をどのように処分するのかという問題を引き起こしていた934)。1月13日と1月20日、李裕元と朴珪壽を中心に清銭の使い道に対する議論が行われた。1月13日、朴珪壽は使行の時に与えて使わせることを提案したが、李裕元が再び潜商を活発にする可能性があるとして反対し、高宗がそれでいつ全部使いきるのかと疑問を呈したため、朴珪壽は全部溶かして後日に期する方案を建議した。1月20日になって李裕元は、前日の朴珪壽の意見が試してみる価値があると述べ、使臣の経費に支給して使わせることを勧めたが935)、高宗は王命に不信が生じるとして躊躇する

930)『承政院日記』1874(高宗11) 11 18、召見平安南道御史洪万植
931)『承政院日記』1875(高宗12) 10 25、次対
932)『承政院日記』1876(高宗13) 8 28、召見前平安監司趙成夏
933)『承政院日記』1877(高宗13) 2 25、次対
934)『承政院日記』1874(高宗11) 1 13(次対)、1 20(薬房入診)、1 25(薬房入診)、2 5(薬房入診)
935)「裕元曰、『向日賓対右相所奏、使行路需、以清銭劃給事、不無其道、依所奏試之甚好矣』。…裕元

態度を示した。1月17日、高宗が、各営・各司にある清銭を各々その司が議政府と相談して速やかに処分することを求めたのに対して[936]、2月5日に李裕元は、清銭が無用になったとしても公貨であり、(各府で勝手に)消費してはならないと主張し、当百銭の革罷の例に依って、一カ所に集めて金属用の原料とすることを求めたうえ、中央では五営門・扈衛庁・武庫・水部・司僕寺を除いてすべて戸曹に送らせることを、外道の場合は該道営で適切に措置させることを提案した[937]。

このように、無用の物となった清銭の処分に対する意見が紛々としているなかで、1874年1月19日、広州留守李埈が清銭8万の支給を得て、何とか措置して経費不足を補いたいと上奏した[938]。1月24日には京畿監司金在顕が銅鉄の時価によって販売するとして10万の清銭の支給を要請した[939]。これに対して、高宗はどのように使うのか分からないが、このように請うて持っていけば、清銭を処理しやすくなり、積んでおくよりはましであると述べており、李裕元は、清銭は全部捨てるものではないため、各司で処理すべきであると申し上げた[940]。5月7日には平安監司申応朝が40万両の上納の輸送の費用に充てるとして、清銭20万両を請うた[941]。また、1875年7月29日、水原留守宋近洙が華城行宮の修理のため要求した予算に対して、領議政李最応が、政府から支給する予算がないとして、水原監営にある清銭2万両を融通して使わせることを提案しており[942]、9月18日にも水原監営の清銭のうち3万両が追加支給された[943]。このように、清銭は、地方監営の不足した経費の補充として用いられたが、何よりも、高宗の求めた宮殿守備軍の設置と軍需に費用に多く使われていた。5月19日、李裕元は、戸曹の予算の不足を理由に、とりあえず宣恵庁から清銭5万両を訓錬都監に移送して適切に措置するようにすることを提案した[944]。5月25日には宣恵庁の清銭5万両を追加支給することを[945]、6月13日にも守備軍の服色のため10万両の支給を求めた[946]。6月25日には、禁衛と新営(武衛所)の武器の修理・準備のため清銭10万両を[947]、7月30日には京畿楊州の砲手設置のため宣恵庁の清銭20万両を支給する方案が提示された[948]。

ここで表れているように、清銭は使行への支給や溶かして後日に備える代案より、各司に支給

曰、「人各有見、似有塗抹入用之道矣。既是無用之物、則或可鋳器、亦可以鎔化称量、而軍需用之矣」」(「承政院日記」1874(高宗11) 1 20、薬房入診)

936)「承政院日記」1874(高宗11) 1 17、春塘台人日製
937)「承政院日記」1874(高宗11) 2 5、薬房入診
938)「承政院日記」1874(高宗11) 1 20、議政府啓
939)「承政院日記」1874(高宗11) 1 24、議政府啓
940)「承政院日記」1874(高宗11) 1 25、薬房入診
941)「承政院日記」1874(高宗11) 5 7、平安監司申応朝の上疏
942)「承政院日記」1875(高宗12) 7 29、次対
943)「承政院日記」1875(高宗12) 9 18、議政府啓
944)「承政院日記」1874(高宗11) 5 19、春塘台応製
945)「承政院日記」1874(高宗11) 5 25、次対
946)「承政院日記」1874(高宗11) 6 13、薬房入診安胎使召見
947)「承政院日記」1874(高宗11) 6 25、次対
948)「承政院日記」1874(高宗11) 7 30、次対

して適切に融通させる方法が大いに利用されていた。そして、政府の清銭備蓄は徐々に減り、1876年7月以後の在庫は644両未満を維持するようになった。戸曹予算の約5年分に当たる清銭が、その廃止から2年半の間にほぼなくなったのであった。ここで、注目すべき点は各司で清銭をどのように使っていたのかである。清銭の通用が禁じられた状況の中で、武衛所設立と、地方の監営に10万両以上の清銭が支給されていたが、こうした大金が銅鉄の時価で売られて使われたとは考えにくい[949]。なぜならば、最初、広州留守李埻が清銭を求めた時、高宗と李裕元はそれをどのように使おうとしているのか全然分かっていなかったのみならず、武衛所設立にかかる経費と各司の実質的な財政の不足分を勘案すれば、支給された清銭とほぼ同額が必要であったと判断されるためである[950]。これは、清銭の廃止以後も清銭が依然として銭として流通していたことを意味しており[951]、結局、政府は清銭の通用を完全に禁じることより、備蓄されていた清銭を常平銭に代えることを以て、無用の清銭を政府備蓄から除去し、不足した財政を補充することに力を注いでいたと考えられる。

その他、清銭の廃止は、更なる物価の上昇をもたらしていた。高宗は、その目的が民生安定にあったにもかかわらず、物価が急騰していると心配しており[952]、9月にも清銭を廃止した理由が物価の上昇にあったのに、廃した後に物価が更に上がっていると懸念した。すると、李裕元は北京の物価も上がっており、物価が上がるとしても清銭の廃止はやむを得なかったことであり、しなかったとすれば物価が更に上がっていただろうと答え、清銭政策の妥当性を主張した[953]。また、清銭の廃止は各司の間の葛藤をも引き起こした。1874年2月28日、李裕元の報告した司訳院の清銭の納入を戸曹が拒否したことと、同年4月28日、宣恵庁提調李承輔が、銭政の変通(清銭廃止)後、京畿監営が清銭を宣恵庁に送ろうとしているが、宣恵庁が無用になった清銭の納入を拒否しているため、双方の意見が対立しているという報告は[954]、政府の各司が清銭の処分に苦労していたことを表している。

このように、高宗の清銭の通用の禁止の措置は、廃止以後の対策が準備されていないまま命じられたため、国の財政・経済に多大な影響を及ぼすようになっていた。これは、政府の財政不足はもちろん、民に二重課税の負担を与えており、通貨流通の混乱によって品物の売買が塞がって物価の急騰を起した。政府が不足な財政を補うために各地に納税を督促したことは守令・胥吏らが民に徴収を強制することに、地方監営の財政の不足は様々な収税名目の新設につな

---

949)あるいは、1874年1月20日の李裕元の提案のように器を作る原料に使用したり、溶かして量を量って軍需に使っていたとも考えられない

950)パレー氏によると、清銭の金属価値は(清銭の)額面価の9分の1であったという - James Palais B, *Political Leadership in the Yi Dynasty*、p366

951)「清銭廃止、在甲戌正月。是時京郷交易、惟清銭而已。一朝令下、挙国銭荒、商貨不行。失業者衆、蓄常平銭者、坐籠数倍之利。至数月後、稍稍流通」(黄玹『梅泉野録』、pp18～19)

952)『承政院日記』1874(高宗11) 4 25、日講

953)『承政院日記』1874(高宗11) 9 20、次対

954)『承政院日記』1874(高宗11) 4 28、日講

がって、民への弊害を増やしていた。不足した財政に充てるために還穀を銭に代えて納入させたことは、還穀の救恤策としての機能を喪失させて、政府は災害があった時、税を免除する方法しか取れなくなった。要するに、高宗が親政を宣布した直後に実施した清銭の廃止は、政府財政の不足 → 民に納税を強要 → 民生の悪化 → 税の減免を実施 → 政府財政の不足、という悪循環が繰り返される状況の主たる原因になったのである。

清銭の流通禁止以後に悪化した政府財政の状態は1875年にも持続し、節約に基づいた緊縮財政の運用が強調されていた。こうした状況のなかで、高宗はこれ以上延期できないという理由で景福宮の修理を始めることを促した。この時、彼は景福宮の建物配置の変更や拡張まで構想していたが、その経費の調達に対しては依然として何の方策も立てていなかった。次の高宗と李裕元の会話からは、1875年初めの政府財政の実態と、財政の運用と備蓄量の減少に対する高宗の無責任な態度を窺うことができる。

高宗　「景福宮の三殿閣を修理することを放置することができないため、日を択んで工事を始める」

李裕元「それは誠にやむを得ない挙ですが、今の経費が甚だ困窮していますがゆえ、どうやって経費を調達すればいいのか分かりません」

高宗　「廟堂(議政府)で措置しなければ、どうやって経費を調達できるか」

李裕元「廟堂としてもどうして良い策があるでしょうか。戸曹と宣恵庁がたとえ空っぽになったとしても、何とかやりくりして措置する道があるでしょう。財物が集まるところは恨みが生じるところでありますので、上におかれては決して財産を増殖することをお考えならないでください。もしやむを得ない用によって、恨みを買っても財をうまく運用することが有るとしても、臣下はそれを行ってもいいけれども、至尊の身は決して行ってはなりません。これは、臣が死を覚悟して上奏するものです」

高宗　「誠に卿の言のとおりである。近年、宮殿の工事において財産を増殖していたところに恨みを興したことが多かった」

李裕元「意外の費用はどうしてそのようにしないことを得ましょうか。聞くところでは、今、戸曹に残っている銭は数万両にも満たないそうです。誠に、(このことが)隣国に聞かせてはならないことです」

高宗　「戸曹は本来財政を担当するところであるのに、どうしてこれほどまで空っぽに至ったのだろう」

李裕元「別に奢侈で浪費したことではございませんが。自然にここまで至りました。臣もこれを憂慮して慨嘆しております」

高宗　「嘗て聞いたところでは、戸曹と宣恵庁は、意外の費用があるたびに、たとえ10万の財物であっても、難なく調達したという。近日には全く以前のようではない。それは、どうしてなのか」

李裕元「前日には穀の帳簿が豊かでありましたので、(費用の)調達に余裕がありました。今はそうではございません」

高宗　「還穀を免除した以後、国の財政がここまで困窮になったが、小民には利益があったのか」

李裕元「その時には民に少し利益になりましたが、国の財政は乏しくなりました。思うに、減免の政事は頻繁に行ってはなりません。それゆえ、朱子は「免除の恵沢は下に帰しない」としましたが、誠に格言でございます。臣は嘗て蕩減の二文字を、殿下の前で申し上げたことがありました。臣が奏上した所を念じられて、蕩減[免除]の政事を好まないのが、甚だ好いことです」955)

上記の会話で表れているように、高宗は景福宮の修理を指示しながらも、経費の調達は議政府に任せていた。彼は、戸曹と宣恵庁の財政の困窮を慨嘆して、昔は豊かであったのに、今はなぜこんなに不足しているのかと尋ねて、まるで自らの実施した租税減免と清銭廃止が財政に如何なる影響を及ぼしたのか知らないような姿を取っていた。ここで注目される点は、当時の深刻な財政難のなかでも、高宗が莫大な費用が要される景福宮修理を求めるとともに、如何なる財源の調達方法をも提示していなかったことと、李裕元も君主が財源の発掘を講究してはならないと強調していたところである。こうした二人の態度が、国政を統括すべき君主にとって重要な、財政・経済的な感覚と知識の習得と発揮に障碍になっていたことは間違いないだろう。また、大院君政権期には財政が豊かであったことと、還穀の廃止以後に財政が困難になったことも注目されるが、これは、高宗の大院君の財政経済政策の見直しが親政以降における財政難の原因になったうえ、その財政難の打開のため還穀を金に代えて上納させた政策が更なる財政の不足を引き起こしたことを表していると言える。

このように、国家財政に関する高宗と李裕元との会話からは、— 清銭廃止によって財政運営に対する知識が増えたかのように見えた — 高宗の財政現況の把握や財源の調達の過程・実態に関する理解の不足、高宗が民生のため頻繁に行っていた租税減免の問題点、大院君政権期における政府財政の余裕、そして当時の財政の深刻な状態が読み取れる。何よりも、政府

955)「教曰、『景福宮三殿閣修理之事、不可一任抛置。故使之択日、始役矣』。裕元曰、『此誠不可已之挙。而見今経用甚窘、未知何以措辦也』。予曰、『廟堂不為措劃、則何可経紀乎』。裕元曰、『廟堂亦安有長策乎。戸恵庁雖云枵、如自当有某様、措辦之道矣。財所聚怨之所興、自上切勿以生財為念。設或因不獲已之用、而有任怨、理財之事有之、臣下猶可為之、至尊之地、決不可行之。此臣敢以冒死仰達者也』。上曰、『誠如卿言矣。近年以宮闕之役、生財興怨亦多矣』。裕元曰、『意外之用、安得不如是乎。聞今戸曹留在銭、不満幾万両云。誠不可聞於隣国也』。予曰、『戸曹本是財賦之所、胡為而枵蕩至此也』。裕元曰、『別無侈汰糜費之端、而自至於此、臣之所憂歎者是也』。予曰、『曾聞戸恵庁、毎当意外之用、雖十万之財、不難辦備矣。近日則全不如曩時様、其故何也』。裕元曰、『前日則穀簿殷富、故措劃有裕。今則不然矣』。予曰、『蕩還以後、国用雖如是艱絀、小民則有益乎』。裕元曰、『其時則少益於民、而国用則匱竭。蓋蕩減之政、不可数数行之。故朱子、「以為蕩減之沢、不帰於下」、誠格言也。臣未嘗以蕩減二字、仰陳於前殿下。念臣所奏、勿好蕩減之政、甚好矣』」(『承政院日記』1875(高宗12) 3 25、薬院入診)

財政を危機に導いた本人である高宗が、その原因を正確に把握していなかったのみならず、王室の威厳の確立のため、何の対策もなく大々的な景福宮の補修・増築工事を計画している事実は[956]、統治権者として国政運営を統括すべき高宗の無責任な姿勢と、彼が政治活動と政策の樹立において何を最優先していたのかを明らかにしている。要するに、親政初期における高宗の政策の決定・推進の目的は、王室権威強化や民生安定に基づく君権の確立と強化にあったが、彼の政策が更なる財政の不足と民生の困難をもたらして意図どおり進まなかったことによって、高宗の権力基盤は依然として不安定な状態に止まらざるを得なかったと言えよう。

このような、高宗が親政初期の財政経済政策の施行において最も強調していた民生の安定のための発言と政策をまとめてみると、次のとおりである[957]。

1873(高宗10)年10月10日 都城門税による民弊が少なくないため、撤廃を命じる。

1873(高宗10)年10月29日 願納銭・結斂の廃止を命じる。

1873(高宗10)年12月1日 沿江税などの廃止の命令が国にのみ利益で、民に害になるとすれば、廃止する本意とは違うと述べる。

1873(高宗10)年12月12日 火災の原因が自分の不徳によるものであると強調し、民が困窮であり懐け保つことができないとし、恥ずかしくて恐ろしいと述べる。

1873(高宗10)年12月15日 民の休戚が守令にかかっているにもかかわらず、各道の褒貶[観察使が守令の治績を調査・報告すること]の啓本の題目と等第が合わず、疎かで嘆かわしいとして、道臣と帥臣に責任を問うことと、啓本を該曹(吏曹)に下して(等第を)陞降させることを命じる。

1873(高宗10)年12月21日 両班・一般民の墓地を定めるにおいて、大小民のすべてに便利な方法を探すようにすることを強調。

1873(高宗10)年12月24日 李裕元が、内医院で使う朝鮮人蔘や鹿茸などの上納減免が高宗の民弊のための特別な慈悲であったと語る。高宗は刑罰の濫用の禁止を強調。

1874(高宗11)年1月6日 民の事情を念じれば絹服と米飯を楽しめないと述べ、清銭の通用の禁止を命じる。

1874(高宗11)年1月9日 清銭廃止は国の財政を顧慮しない、ただ民弊のためであったことを強調したうえ、嶺南奸吏の弊害の厳重な取り締まりを指示。

1874(高宗11)年1月13日 李裕元が、清銭流通の廃止が民生のためであることを称えたうえ、民生を察するため暗行御史の派遣を要請する。高宗は、民生弊害の原因となっている還穀の対策の模索を指示。

1874(高宗11)年1月17日 還穀を銭に代えることを論じながら、民に利益になるとすれば、国

956)『承政院日記』1875(高宗12) 3 29、毓祥宮延祐宮宣禧宮展拝時の時原任大臣らとの会話を参照

957)以下の内容は、『承政院日記』の記録から作成した。名前が提示されていないものは、高宗の発言と指示である

計に損失があっても害はないと強調。

1874(高宗11)年1月29日 結斂の徴収において、延期したものをそのまま納入させて、外邑に収めておいて納入しなかったものは該当邑に留めておいて、未納の分は免除することを指示。全羅・忠清の山郡の田税を秋大同に延期して上納させることを提案。行幸の時、沿路の民が疲弊に見えて、公税を納付する方法がないようであったと強調し、外邑民の税の納付の苦労を懸念する。民の貧困を知った以上、心配せざるを得ないと唱える。

1874年(高宗11)年2月5日 全羅・忠清の山郡の田税を秋大同に上納されることを取り消して、民力を勘案して徴収して、督促する必要がないという公文を送ることを提案。

1874年(高宗11)年2月10日 清銭の廃止の日に納入されたものを返すようにしたことを、そのまま清銭によって徴収することを指示。5部区域の中の土地から新たに収税するようにした決定を撤回。

1874年(高宗11)年2月28日 邊方の民に利益になる襦紙衣の回復を指示。民の越境が還穀の弊によることであると述べたうえ、下に利益になるならば、たとえ損失があっても構わないとする。拯劣米に引き続き末拯米をも一律に免除することを指示。庶類の官職登用の機会を拡大して、関西地方の文官の薦挙を旧例に復すようにする。

1874年(高宗11)年3月5日 各衙門と軍門が毎結当りに一石の米を賦課して収めて衙前に支給すること(人情米)は旧例ではなく、民に弊害になるとして、永久に廃止することを指示。

1874年(高宗11)年3月22日 江原監司尹秉鼎の、高城郡の民家失火事件に関する報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、焼けて死んだ者の還穀と身布の免除、即時に家を建ててやることを指示。

1874(高宗11)年4月5日 平安道の20万両の補助要求に対して、財政不足のため無理であると李裕元が反対する中でも、4,5万両、あるいは1,2万両でも支給することを求める。軍兵の給料の不足を懸念して大臣らが相談して対策を講究することを指示。宣恵庁の設置が、地方の民の弊をなくして都城の民に生計をたてるようにする方法であると論じる。

1874(高宗11)年4月25日 清銭廃止が民のためであったが、近来物価がさらに何倍も上がったことを懸念する。民を導く方法は民の心が自ずから感じるようにすることであると主張。

1874(高宗11)年4月28日 北漢山城の還穀の廃止が民に恵沢を与えるためであっただろうと論じる。

1874(高宗11)年4月29日 景福宮修理が重要ではあるが、今は農繁期で材木を準備することが農事に妨害になるとして秋になってから挙行することを指示。守令が貪虐をやめていない実態を取り上げて、これからは贓罪を犯した者を、5年と10年の禁錮刑に処することを法のとおりに厳重に施行することを強調。

1874(高宗11)年5月7日　均貿[3両5銭を貢人に給して米1石を買うこと]が貢物を担当する民に更に害になるとして、米と金を半分ずつにすれば貢人に害が無いのかを尋ねる。それが品物を直接に納付するよりまして、民に利益になるだろうと述べる。

1874(高宗11)年5月9日　日講官許伝に現在民が望むのは何であるのかと尋ねたうえ、隠結の弊害に対して既に聞いており、再び田を測量すれば、弊害を正すことができると主張。

1874(高宗11)年5月12日　結価が高くて農民が一年中働いてもやっと税を払って、自らは飢寒から免れていないことが甚だ哀れであると慨嘆する。上納税の延期は、民が納税しているのに、衙前の不正のためであると主張。

1874(高宗11)年6月9日　土豪が借金を一家親族から取り立てる行為が民生の多大な弊害になるとして厳重に取り締まることを強調。

1874(高宗11)年7月15日　李裕元の、贓罪を犯した官吏から追徴金を収めて軍需に充てるという提案に、高宗はそれを該当邑の民に分配するようにすることを指示。

1874(高宗11)年7月18日　全羅監司趙性教の、済州牧の牛の上納ができないという報告に対して、牛疫の盛行と、耕作に牛を使うため哀れな民が秋に収穫するものがない、ことを懸念する。済州道は売買が制限されており、民の困窮が更に大きいと述べ、民情が哀れであるため、民を慰めて安らぐ方法を探して一人の民も職業を失わないようにすることを指示。

1874(高宗11)年7月30日　結に様々な名目を付け加えて賦課・徴収すること(結斂)が民に多大な弊害であるとして格別に取り締まることを指示。

1874(高宗11)年8月10日　慶尚假都事[忠勲府の従5品官職]林澈洙の、金山などの民家が流されたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、道臣が民の流浪を防止することを指示。

1874(高宗11)年8月26日　黄海監司閔台鎬の、瑞興などの邑の霪災と穀物の損失の報告に対して、民情を考えれば自ずから哀れむ気持になるとして、慰めて安んじる方法を探して、道臣が民の流浪を防止することを指示。

1874(高宗11)年9月9日　近来物価が急騰している理由を聞いて、都賈[商品を専売する行為]を一律に禁じることと、都賈を行う者に対する厳罰を指示。物価の上昇によって、民が生活できなくなると懸念する。

1874(高宗11)年9月20日　金世均が拯劣米の免除の恵沢が民に届かなかったと上奏したのに対して、衙前も民であるとして免除したことを撤回する必要はないと主張。

1874(高宗11)年10月8日　地方の物価上昇は、土豪と都賈の弊が原因であると強調。武断の習は官吏の貪墨より(弊が)深刻であるとして、民のためにこの弊害の除去を最優先すべきであると強調。

1874(高宗11)年10月24日　京畿暗行御史姜文馨を召見した時、三政[田政・軍政・還政]以外の弊害と、還穀を分配する際に、粗米に変えて雑穀を混ぜる弊害、社倉法

の施行上の弊害をたずねて、最初は弊がなくても徐々に弊が生じるとして持続的に取り締まることを強調。

1874(高宗11)年10月27日　江原道暗行御史柳(王+奭)を召見した時、還穀を分配する際は1石として悪い米を6,7斗を分配するのに過ぎないのに、収める際は1石として良い米を16,17斗を徴収しているため、民が生きようがないと主張。民を生かすため田税を延期する方法と、各邑から土産物ではない物を上納する弊害などを尋ねる。

1874(高宗11)年10月30日　忠清左道暗行御史金明鎮を召見した時、田政の紊乱を正すために土地の測量が必要であるかを尋ねて、前回の平沢などの邑に対する給災[災害による租税の減免]において10年間の税の延長が効果があったのかを確認。列邑で結価を過度に決めることがすでに民に痼疾の弊になっていると慨嘆。

1874(高宗11)年11月3日　忠清右道暗行御史朴容大を召見した時、内帑金の支給が浦民に均等に配られたのかを尋ね、民に役立つようにすることを強調。堤堰の運営を再開すれば、民に利益になるだろうと論じる。

1874(高宗11)年11月13日　黄海道暗行御史趙秉弼を召見した時、三政の弊害を阻止する方案と、軍布を減らそうとするのは民の望みどおりに別単に記載したのかを聞く。

1874(高宗11)年11月15日　黄海道監司閔台鎬を召見した時、邑の形勢が困窮であるため、顧みる政事が無くてはならないと強調したうえ、営属が民を苦しめているのかを尋ねる。

1874(高宗11)年11月18日　平安南道暗行御史洪万植を召見した時、民生の困窮と民庫・還穀などの弊害を詳細に尋ねる。

1874(高宗11)年12月4日　咸鏡道暗行御史趙秉世を召見した時、議政府から関文を送って、人情を過度に収める弊害をなくすようにすることを指示。襦紙衣を準備するにおいて、銭に支給して備えるようにすれば、吏胥の不正の弊害がなくなるのかを尋ねたうえ、族徴の弊害を一律に禁じることを命じる。北関の軍需経費の徴収の弊害に対して、民の負担を減らす方案を講究することを指示。

1874(高宗11)年12月13日　慶尚左道暗行御史朴定陽を召見した時、内帑金支給の状況、社倉設置の効果、還穀の弊害を阻止するため、還穀を免除すれば弊害がなくなるのか、毎年分けてすればいいのかを聞く。結価の増加で民が安んじることができないと懸念し、結価の上昇と還弊の弊害を防ぐ方法を尋ねる。

1874(高宗11)年12月16日　全羅右道暗行御史厳世永を召見した時、格浦などの漕倉の廃止による民の喜び、漂戸の救恤の均等な配分の状況、民庫の弊害の状況を尋ねる。

1875(高宗12)年3月2日　李裕元に、王妃の出産を際しての特別減免の割合を増やして適切に措置して民に利益になるようにすることを強調。

1875(高宗12)年3月25日　李裕元に、還穀の免除以後に国の財政が困難になったが、民には利益があるのかを尋ねる。

1875(高宗12)年7月29日 梅雨が長引きしているため禜祭[祈晴祭]を二回行ったとして、民の農事を考えれば甚だ心配であると述べる。江原道の水災のことを取り上げて、凶年の後に毎年災害が続いているため、民の実情を念じれば甚だ憂慮であると強調。

1875(高宗12)年7月30日 禜祭を二回も行ったのは民を懸念したためであり、景福宮の三殿閣[慈慶殿・紫薇堂・麟趾堂]を建てる作業に、国の財用を使って民力を利用していないことを強調。

1875(高宗12)年8月7日 全羅監司趙性教の、全州などの民家が流されたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、溺死者の還穀と身布などのすべてを免除、即時に家を建ててやることを指示。

1875(高宗12)年8月14日 黄海監司鄭泰好の、延安府の民家が崩れ落ちたという報告に対し、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建ててやることを指示。

1875(高宗12)年10月25日 高宗は民を安定させる大きな責任と、世の中を治める大きな権限も自分にあると強調。李最応の結価上昇の報告を聞いて、名目のない経費を限定のある田結から徴収するのは行ってはならない行為であり、道臣と守令がどうして民の痼疾の弊害を考えないのかと慨嘆し、格別に取り締まることを指示。土豪の弊が貪官汚吏よりも激しく、貪官汚吏は処罰できるが土豪は除去が難しいとして、疲弊した民が持ち堪えて生活することが困難であると憂慮する。

1875(高宗12)年11月9日 邑の守令が民の財産を略奪していると述べて、哀れな民の呻き声が聞こえるようで心配が止まらないと強調し、全道の道臣に、殿最[観察使が守令の治績を調査・報告すること]を特別に戒飭して(戒めて)行って、守令の罪を一々摘発して報告することを命令。

1875(高宗12)年12月5日 李最応が沿路の勅使と使臣の接待に対する弊が大きいと報告すると、民の負担の減少は簡素にすることにかかっていると論じ、簡素な施行を特別に指示することを強調。都賈の行為が物価上昇の原因であり民の生活に大きく関わっているとして該当者に対する厳重な処罰を命令。

1876(高宗13)年4月5日 全羅監司鄭範朝の、高山県の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年4月10日 江原監司閔泳緯の、通川郡の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年4月21日 咸鏡監司李会正の、洪原県の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年4月25日 干魃が甚だしく、民の心情を考えばもどかしくなると述べたうえ、

今度の雨が不足で更に懸念であると論じる。

1876(高宗13)年5月3日 前黄海監司鄭泰好の、谷山府の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することを阻止し、死んだ人に厚く葬式を挙げることを指示。

1876(高宗13)年5月10日 咸鏡監司李会正の、咸興府の民家が焼けたという報告に対して、哀れな彼らのさ迷う姿が見えるようで寝られないとして、本来の救恤以外に更に補助し、咸興府の民の場合は特別な意味(王の先祖の陵がある)があるだけに、内帑銭2千両を支給するため、道臣が適切に分配することや、即時に家を建てて、人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年5月13日 黄海監司李根弼の、兎山県の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年5月17日 全羅監司鄭範朝の、龍潭県の民家が焼けたという報告に対して、災害民が苦しんで叫ぶ声が夜中に寝所で聞こえるようであると述べ、本来の救恤以外に更に補助し、内帑銭千両を支給するため、道臣が適切に分配して王の心配する意を示して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年5月17日 黄海監司李根弼の、鳳山郡の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、焼けて死んだ人の身役・還穀・軍布などのすべてを免除し、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年閏5月21日 平安監司趙成夏の、祥原郡の民家が焼けたという報告に対して、本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年閏5月22日 昨日の雨が足りておらず、民の事情が困難で苦しいだろうため心配であると述べる。

1876(高宗13)年7月13日 北関六鎮の民が越境する弊害が日々に大きくなるため、観察使の任をよく担当できる者を選んで送らざるを得ないとする。民間の利害を詳細に調べて、弊害の根源を正すようにすることを指示。民の越境の行為は、彼らの悔しさと苦痛を訴えるところがないためであり、守令が民の利益を考えていないと慨嘆。越境した者が戻ると、慰めて安らぐようにして保護したほうがいいと論じる。救荒の政事を行うにおいて、災害の報告と飢餓の記録を正確にしてから、実質的な恵沢が下に届くと強調し、格別に警戒することを命令。

1876(高宗13)年7月26日 黄海監司李根弼の、海州などの民家が流されたという報告に、民家がなくなって田畓が流失されたのが極めて多いため、哀れな民が何に頼って生活できるのかと懸念する。本来の救恤以外に更に補助して、即時に家を建て

て、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年8月9日 官吏らの罪を罰し、民を楽にさせるという内容の「関北按撫綸音」を下す。

1876(高宗13)年8月10日 按撫使金有淵を召見し、今回の派遣がただ民の生活を安定させるための特別なことであると述べたうえ、民の生活を安定させるためには、まず苦痛を除去して、守令の善悪を優先的に調べるべきであると強調。王命を民に広げて、たとえ王に捧げる御貢であっても民に弊になるものは即時に改善すること、遠いため頻繁に啓を送ればことが遅れるため、民の利益に関わることであれば、適切に正して直すこと、茂山の鹿茸の上納においては、ソウルと咸鏡監営での購入を問わず、茂山の民に弊害にならないようにすることを指示。

1876(高宗13)年8月25日 咸鏡監司李会正の、吉州などの人の溺死と民家が流されたという報告に、知らせに非常に驚いて心が痛むと述べたうえ、本来の救恤以外に更に補助して、溺死した人の身役・還穀・軍布などのすべてを免除し、死体の収拾と、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

1876(高宗13)年9月5日 黄海道暗行御史金允植を召見した時、京邸吏・営邸吏の高利貸による弊害を聞いたと述べ、取り締まることを命令。

1876(高宗13)年9月10日 次対で、今年は凶年になるだろうと述べ、来年豊年になってから民と国の心配が減るとする。国の懸念がこれより大きいものはないのに、最近には近い邑で飢えている民が多いと聞いたため、非常に哀れで可哀想だと慨嘆。

1876(高宗13)年9月25日 李最応の、地方の道で救恤を行う時、駅・牧・鎮・堡の民を毎回邑の民と区別することが不当であるため、すべて救済すべきであるという建議に対して、全国がすべて王の民であり、義理のため救恤の時に区別することができないとして、一々落とさずに救恤を行うことを指示。

1876(高宗13)年9月30日 慶尚道暗行御史洪大重に、結還の取り締まりを何回も警戒したにもかかわらず、弊害が深刻であるとして、民の実情と貧窮な家の生活に対する憂慮を表明。新たに補充した餉米を毎年さらに徴収して6,7石の多い量になり、理由なく無理に収税したため、民に弊害になったと慨嘆。

1876(高宗13)年10月20日 高宗は、貪慾と非理が今より深刻な時はなく、凶年になった現在は民が生活できないと強調したうえ、道臣が適切に察飭(さぐり戒める)しなかったせいだけではなく、道臣が守令よりも残虐な行為をしていると非難。災害の際に結税の減免が民への恵沢になるのは、ただ精密で均等に分配することにかかっており、そうしないと国が面倒をみる本意が無駄になるとして、格別に戒める(厳飭)ことを強調。使臣の往来が続いているため、沿路の邑と駅の苦労と弊害が深刻であるとして、不法の不正が行われないように取り締まることを命じる。

1876(高宗13)年12月1日 毎年困窮の12月になると、ソウルの貧乏な民は急騰した物価に苦

しむが、今年のような凶年には特に米の値段が上がって、貧しい家の独り暮らしの人・老人・貧しい両班が持ち堪えることができないだろうと心配する。昔は凶年の時、(政府が)民に米を売って民が命を延ばしていたとして、今回もこの旧例に依って、賑恤庁が米を売ることを今月中に行うことを指示。また、救済対象の選定を的確にして、漏れたり勝手に入る弊害がなくなってから実質的な効果が期待できると強調。議政府に、何回実施するか、分量の程度などに対して相談して通報することを命じる。

1876(高宗13)年12月19日　明日からの賑恤庁の米の販売の際に、正確にしたとはいえ、戸口が漏れたり、斗の大きさを小さくすることなどの問題がないと保障できないのは、民に必ず実際の恵沢を届かせようとする自分の意に合わないと主張。必ず、最善を尽して行うべきであり、もしも弊害の噂が聞こえたら、分給を監督した郎官と支給した衙前を厳重に処罰するのみならず、適切に取り締まらなかった堂上官にも責任を問うと強調。販売後の詳しい分配状況を報告することを指示。

1876(高宗13)年12月27日 慶尚監司朴斉寅の、霊山県の民家が焼けたという報告に対して、寒い時に焼けた民家が多いというのはあまりにも哀れであると述べたうえ、本来の救恤以外に更に補助して、焼けて死んだ人の身役・還穀・軍布などのすべてを免除し、即時に家を建てて、一人の民も居所なしで流浪することが生じないようにすることを指示。

以上、高宗が親政初期において、民生の安定を唱えた発言と、力を注いでいた民生政策をまとめてみた。彼は、政府が財政難に陥った当時にも、上の財政不足が下の民に転嫁されることを懸念して、民に利益になるならば、財政に損失があってもいいと述べて、民生安定を最優先に顧慮すべきであると力説していた[958]。李裕元は「自分が議政になった以後における高宗の政務の処理からはすべてが明らかである」[959]と論じ、高宗の政策推進の目標が民本と民生安定にあることを称えた。もちろん、李裕元をはじめ政府官僚らは、高宗の頻繁な税関連政策が財政の不足をもたらすとして反対の意見を呈していたが[960]、高宗は民生の安定より大事なことはないと主

958)高宗のこのような民本意識は親政宣布以前から蓄積されてきたものであり、彼は「経常費用が足りなくても民が足りればそれでいい」、「民の持つ財産は官府の倉庫にある財産と同然であるがゆえ、民の財産に少しも損を与えてはならない」と強調していた -『承政院日記』1873(高宗10) 9 17

959)『承政院日記』1874(高宗11) 2 28、薬房入診

960)李裕元は、還穀は水災や干魃などの災害に備えるためのものであるため、一律に銭に代えるのは遠大な対策ではない(『承政院日記』1874(高宗11) 1 17)、山郡邑は金と綿布を半々ずつ納税しているが、秋大同に一斉に延期すれば、経用が不足になる心配があり、秋大同法は凶年の時にたまにあるものであり、増やしたり減らしたりしてはならない(『承政院日記』1874(高宗11) 1 29)、未拯米のように沙工と格軍からもらうものは、彼らがわざと船を難破させる弊害を阻止することに役立っているがゆえ、頻繁に免除してはならない(『承政院日記』1874(高宗11) 2 28)、還穀を廃止した以後に各道と各営の経常費用が非常に不足になった(『承政院日記』1874(高宗11) 9 20)と述べ、高宗の税の減免に憂慮を表明していた。また、金世均は免除した拯劣米の恵沢が民に届いていなかったと報告しており(『承政院日記』1874(高宗11) 9 20)、沈舜沢は免除政策が民生には役立つが国穀の重要さは特別であるため、敢えて求めることではないと主張した(『承政院日記』1874(高宗11) 12 13)

張して、租税減免を推進し続けた。大院君政権期から君主の統治の正統性を確保して活動を拡大するために民本と民生を適切に活用していた高宗は、親政宣布以後に民生安定を更に強調することを以て、自らの政策の円滑な施行や君主の権力基盤の強化を試みたのである。

最後に、高宗の親政前後における様々な財政経済政策の樹立と実行過程には如何なる特徴があったのかを提示してみよう。第一に、高宗の政策の目標と名分はあくまでも民本と民生安定に置かれていた。前述したように、高宗はほぼすべての財政経済政策の理由として民生安定を掲げており、大臣らの反対があるたびに民生を優先すべきであると主張し、自分の意志を貫徹させていた。実際、親政宣布前後における高宗の政策が政府財政に深刻な打撃を与えたうえ、その推進において様々な問題を引き起こしながらも続いていた背景には、民本という最高の名分が存在していた。要するに、高宗は、大院君政策の弊害を批判して、大院君の執権の名分を弱めるとともに、自らの儒教的な道徳君主としての活動を強調して権力基盤を確立する作業に、絶対的な正当性を持つ民本を積極的に用いたのである。

第二に、にもかかわらず、高宗はまだ国政の実務の把握と運営面において初心者であった。親政初期の高宗の財政経済政策に対する発言と推進過程からは、彼に実務行政の知識をはじめ、政策の実現の可能性、政府財政と市場経済に及ぼす影響などの理解が不足していたことを窺うことができる。高宗は大院君政権期の10年間、間近で大院君の統治活動を学んでいたとはいえ、「治人」よりは「修身」への専念が求められており、国政現況を明確に把握していなかった。このような状況の中で、民生弊害の除去や大院君勢力基盤の解体のため行った清銭廃止政策が国家財政を深刻な破綻状態に陥れたことは、高宗が国政運営に必要な情報と知識を迅速に把握・習得するのに役立っていた。そして、清銭の廃止以後、李裕元の「(清銭廃止の)事後収拾過程で高宗が経費の困窮と民心の向背について体得することができた」という言に、高宗が同意していることから分かるように、彼には国家財政と民生を改善する絶好のチャンスが与えられていた。しかし、高宗は、徐々に君権の強化という現実的要求に追われ、財政・租税構造の全面改革をつうじて成し遂げるべき財政確保と民生安定という課題を副次的な問題として取り扱うようになった。そこに、李裕元らの、君主が決して財物の増殖に関与してはならないという助言も、高宗が財政の運営に更に無関心になる原因を提供したと言えよう。

第三に、各種の税金と清銭流通の廃止以後、財源調達と財政備蓄量に深刻な問題が生じたにもかかわらず、財政難の対策は、奢侈の禁止・節約、既存財源の活用・用途変更、地方下級官吏の不正禁止、増の取り締まりなどの皮相的な水準に止まっていた。1870年代に入っては、大院君の富国強兵政策の成果が表れて、戸曹・兵漕・宣恵庁などの各司では財政の余裕ができ、穀物を貯蓄する倉庫の増築を建議するほどであった。ところが、高宗の親政前後における各種の名目の収税の見直しや清銭流通禁止によって、政府財政は危機に処することになった。当時の財政難は、政府官僚らが「国家に三年の備蓄があっても経営が困難である

が、現在は貢物代金や官吏給料も支給できない状況である」と慨嘆しているところから窺えるように深刻な状態であった。その中でも、彼らは行政構造の革新や、貨幣の流通と租税制度の改編、あるいは土地調査・商業奨励・鉱山開発などによる税源の根本的な調整・拡大を試みず、君主の節倹の意志と姿勢が最善の方策であると唱えていた。そして、高宗は自分から積極的な代案を構想するより、議政府と各司に対策の模索を指示・担当させたり、政策推進における問題を道臣・守令・胥吏の責任に転嫁するなど、財政難を克服して財政構造を改善する特別な措置や政策を講究しようとしなかった。また、清銭を廃して政府貯蓄を無用の物にしたうえ、軍営の軍需に充てていた各種の税の徴収を撤廃し、深刻な国庫の不足をもたらしながらも、構造的な調整に基づく根本的な対策の立案・実行より、財源の変更・融通による一時的な収拾と節約を強調していた。しかし、こうした政策のみでは親政前後において急激に悪化した政府の財政を回復させることができず、その後政府は慢性的な財政不足に置かれざるを得なくなった。

第四に、親政宣布前後に行われた高宗の財政経済政策は二重的な性格を帯びていた。高宗は民生に損害を与えるという理由で大院君の政策を見直していたが、その中には大院君の勢力基盤を弱体化させる目的が含まれていた。要するに、高宗の大院君政策の見直しは、自分の民本意識を浮き彫りにして、民心を獲得して統治権を安定させる一方で、大院君に財政的な打撃を与えて、大院君の政治活動を妨げるためであったのである。また、税収の減少と清銭の廃止によって財政が深刻な危機状況に陥って節用が強調されたにもかかわらず、高宗は景福宮をはじめ、時御所と昌徳宮の修理を続けたうえ、『承政院日記』と『日省録』の改修・補充編纂、『璿源譜略』の修正、そして大院君政権期に簡素にした大臣の章服と牙牌の旧例の回復などを行っていた。特に、高宗の景福宮内部の殿閣の位置変更と拡大工事の施行計画や[961]、保管のための『日省録』の二部作成[962]、『璿源譜略』の改刊の要求は ― 政府大臣らの財政不足を理由とする反対によって縮小・変更されていたが ― 彼が王室の権威を高める作業においては、財政不足の状態をあまり顧慮していなかったことを表している。その上、高宗は民生に弊害になると主張して大院君政権期に新設された税を廃止していたが、実際はこうした税が完全に廃止されておらず、依然として民生の負担になっていた[963]。このように、予算の不足によって、緊縮財政が求められる中でも、王室・政府の権威の向上と拡大をつうじた君権の強化を模索し、大院君の賦課した税を撤廃する反面、新たな税源の発掘や廃止した税の徴収を看過、あるいは助長していたことは、高宗の財政経済政策の両面性と、その目的がどこにあっ

961)『承政院日記』1875(高宗12) 3 25・4 5
962)『承政院日記』1874(高宗11) 2 5
963)沿江税に対して、旧税と新税を区別して新税のみを廃するようにしたこと(『承政院日記』1873(高宗10) 12 1)、撤廃したはずの結斂は引き続き徴収されて1877年にもその弊害が論じられていたこと(『承政院日記』1877(高宗14) 2 25)、1880年、「各衙門と各宮房、および地方の各処で本来の節目以外の沿江収税、かつ市場から収める各項目の税をすべて撤廃して民生への弊害を除去すべき」という教旨が下されたこと(『承政院日記』1880(高宗17) 12 4)、からは沿江税・結斂が継続して収税されており、商人税が新設された事実を窺うことができる

たかを明らかにしていると言えよう。

以上、親政宣布前後における高宗の統治政策について考察してみた。高宗は、1870年代初から、民本と民生を統治における最大の名分として掲げて大院君政策の見直しを行うとともに、国政運営に積極的に関与し政策決定に対する正当性を確保しつつ、親政体制への準備を着々と進めていった。そして、1873年末、大院君とその追従勢力を政界から退陣させて親政宣布に成功した高宗は、願納銭・結頭銭・各種税を撤廃したうえ、1874年正月、国家財政備蓄の大部分を占めている清銭の流通禁止を電撃的に断行した。こうした高宗の財政経済政策の目的は、大院君の過度な富国強兵政策によって増加した民生負担を除去して、大院君の勢力基盤を弱体化させることにあったが、それが事後問題に対する的確な予想・判断と対策樹立なしで急速に行われたため、民生に役立つどころか、財政を深刻な危機状況に陥らせていたのである。

「第四章第二節のまとめ」

前述したように、高宗は親政を宣布する際、大院君と異る権力基盤を確保していなかった。また、大院君の最大の基盤勢力であった親戚・姻戚が、高宗のそれと一致しており、高宗が大院君政権期の高位官僚から教育を受けて、彼らと伝統・民生・政治問題などを論議していたことも、大院君政権期の政治集団をほぼ受け継いで君主の勢力への再編を試みる原因となった。したがって、高宗は、政治的経験が豊富で名望の高い李裕元と朴珪壽を議政に任命して国政を統轄しようとするとともに、既存の政府官僚や軍将のポストを交替して編入させることを以て、親政体制を構築していった。

ところが、高宗のこうした計画は、彼の政策に対する政府官僚らの反対が頻繁に起きたうえ、大院君の隠遁で不安定な権力基盤が露呈されたことによって、変化が余儀なくされた。高宗は、李最応を左議政に、金炳国を右議政に抜擢して、彼らをつうじて宗親・璿派と安東金氏中心の老論を糾合して、権力基盤を安定させようとした。また、驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚と金輔鉉・金炳始などの側近の重用して、統治権を強化していた。このように、高宗は、親政直後の基盤確立のため登用した勢力が自分の期待にそうことができないと、権力の中心を側近によって交替・配置して、政権安定と円滑な政策推進を目指すようになった。しかし、これは高宗と親大院君勢力との葛藤の深化のみならず、政界内部における新たな権力対立、すなわち元老・少壮勢力との軋轢につながるなど、君権の更なる不安定要因として登場していた。

こうした親政初期の権力構造の変化のなかで、高宗は、民生安定を最大のスローガンに掲げて様々な政策を樹立・推進していた。そこには、高宗が民生問題を重視していたことはもちろん、大院君政権期に民生が悪化されたことを強調することを以て、大院君の執権や政策の名分を褪色させて、大院君の勢力基盤を弱体化させるという意図が含まれていた。このように、大院

君との差別化を示すことで、政治基盤を拡大・強化しようとした高宗は、税の廃止や租税減免など、君主の慈悲が最も目立って、迅速で実質的な効果が期待される民生政策を持続的に実施していった。しかし、国家財政より民生安定という儒教的理想を重んじたうえで、財源確保と財政運用に対する現実的な感覚の乏しい高宗の民生政策は、政府の財源を減少させて、国政運営と国防力の増強に打撃を与えるに止まらず、むしろ民生安定をも阻害していた。政府官僚らの指摘のように、高宗の措置は、その推進過程で表われた政策自体の矛盾・問題点と政策実務者の不正によって、実質的な恵沢が民に届かず、政府の財政難のみを加重させていた。すると、政府は不足した収入を補充するため税の納入を督促せざるを得ず、これは、廃止された税の再徴収、結価の持続的な上昇、族徴などの無理な収税、などの問題を引き起こして、民生の負担を更に増やしていた。要するに、民本理念を実現して、大院君基盤の弱体化と君権強化という現実的要求を解決するため推進された高宗の諸政策は、それが当時の全般的な状況 — 民生、租税構造、財政運用など — に関する正確な把握のうえで定められたものではないという政策自体の問題点とともに、施行過程と担当者に対する体系的な規制・取締の粗忽によって、実効を収めることができなかったのである。

一方、高宗は政策推進の過程を君主の統治権確立と連携して考えて、君主の命令の威厳と、速やかな遂行を強調し、持続的な関心を寄せていた。彼は、崔益鉉の上疏に対する処理、すなわち統治権を回復する過程、また万東廟や書院の復旧と大院君の帰京を求める儒生の上疏などをつうじて、君主の権威に挑戦する政府官僚や在地儒生らの大々的な攻撃を経験していた。意思が貫徹されるまで君主に屈服しない彼らの行動は、高宗にとって非常に脅威的なものであり、これは、親政初期に官僚の頻繁な交替と様々な政策の変化による国政の混乱状況と絡み合って、高宗に迅速な命令体制の樹立を急がせる原因となった。

高宗の権力確立や政策の推進状況に対する懸念は、「無用の物になった清銭を消費するため使行の度に清銭を渡して使わせたら、西路の民が清銭の廃止の命令を不信に思うようになるのではないか」、「沿海の潜商を厳禁したが、近来再び盛んになっている。命令が施行されるように警戒すべきである」964)、「廟堂で決定して措置したことがどうして遅れているのか」965)、「君主の命令が一度下されたら臣下は即時に承って施行すべきである。急に変えにくいことは命令の施行されない可能性があるがゆえ、更に慎重にしなければならない」966)、「政府の命令が下されたのに、なぜこのように紀綱が緩むことができるのだろうか」967)などの発言から窺うことができる。親政宣布を通じて大院君を退陣させて、君権を回復しようとした高宗にとって、自分の命令と政策が大院君政権期のように各司と地方監営、一般民に届いて推進されているのかは重要な

964)『承政院日記』1874(高宗11) 1 20
965)『承政院日記』1874(高宗11) 1 29
966)『承政院日記』1874(高宗11) 2 5
967)『承政院日記』1874(高宗11) 4 5

関心事であった。それゆえ、高宗は何よりも自分の指示の実質的な施行を重視して、その管理・監督の強化を繰り返し強調し、君主の命令体制の定着による統治権の安定を図っていったのであった。

結章

1863年12月、高宗は傍系王族として朝鮮の26代の君主に推戴された。彼は、仁祖の血孫である南延君の孫であり、南延君が後嗣のなかった恩信君(英祖の第二子である荘献世子の息子)の養子に迎えられたことによって、英祖の後孫として再び王族の範囲に入った。高宗の即位には、神貞王后と大院君との間における権力掌握に対する合意や、安東金氏をはじめとする諸政治勢力の協調、あるいは黙認が存在していた。こうした各勢力の政治的意図の下で、高宗は、神貞王后によって君主に指名されたうえで、翼宗の養子に入籍されて大統を継いだが、彼の即位には、実父の生存という前代未聞の状況が伴っていた。

高宗の在位前期は、高宗が聖学に集中して、大院君への権力委任と政治活動の支持を標榜するなか、大院君が国政を主導していた大院君政権期(1864年～1873年)と、高宗が統治権を回復して、君主による政治運営体制の強化・安定を図っていた親政初期(1874年～1876年)に分けることができる。

即位する当時、高宗はまだ12才の少年で、帝王教育を受けていなかった。そのため、前例に依って神貞王后の垂簾同聴政が定められ、高宗には聖学に専念して、君主としての力量を育てることが強調された。高宗は在位前期の10年間、神貞王后と大院君が国政を総轄するなか、政治勢力との軋轢や政治的問題から比較的自由で安定した状況で、実質的な政治参与より聖学に励んでいた。彼の教育は講筵と呼ばれて、二品以上の高位官僚が講官として参加しており、高宗の政治的立場の変化によって、勧講(1864年1月～1866年2月) → 進講(1866年3月～1873年12月) → 日講(1874年1月～)に名称が変っていた。また、講筵には承政院官員が主管する召対が加えられ、主に史書の講読が行われていた。

高宗の講筵は、即位初期の勧講の時に最も多く開催されており、その間、講筵には講官の他に時原任大臣らが頻繁に参加して、高宗の教育上達を輔導していた。朝鮮の君主には、統治権力の正統性を維持するため、天命と民心に符合して祖宗を見習うことが求められていた。これは高宗にも同様に適用されて、彼は、聖君への道が民本の具現にあると学び、60年間にわたる勢道政権下で苦しんでいた民生を救済することが君主の統治の目標であり、また君主の権力基盤を安定させる最高の方法でもあると教育されていた。このなかで、高宗は、民生と地方事情に対して持続的に関心を示すとともに、祖宗の行跡や君臣関係の正しいあり方、諫言の受理を強調して、君主としての役目を自覚しているという姿を表していた。要するに、高宗は民生安定を君主の最大の課題で任務として受け止め民生問題に積極的に取り組んでおり、このような過程で君主の資質を形成・発揮して、統治権者としての地位を構築していったのであった。

このように、高宗は聖学をつうじて、学問的理論をはじめ、聖賢と祖宗の伝統の踏襲、民生安定の重要性などの君主の持つべき基本徳目や姿勢を学んでいた。高宗の学問の精進は、す

べて時原任政府官僚によって構成された講筵官が輔導・補佐しており、高宗は彼らとともに政治的問題と解決方案についても討論していた。そして、高宗は、当時の政局の人事改編・移動と密接な関連を持っていた講筵官と、講筵のみならず次対などの政治会合においても頻繁に接するなかで、大院君政権期の政権担当者の思考と政治的志向を自然に覚えて、政治家としての感覚と資質を育てていた。また、大院君の政策に積極的に協力、あるいは自ら指示することを以て、大院君の政策目標と推進方式を習っていた。これは、高宗が実質的に統治権を行使していなかったとはいえ、間近で政治現実を見守って関与することで、彼に君主としての統治的力量の形成の機会が十分に与えられていたことを意味していた。高宗の講筵は、1873年12月に彼の実質的な統治権の回復にあたって、その名称が日講に変ってより正式な形が整えられたが、それ以後はあまり開催されなくなった。それゆえ、高宗の聖学をつうじた民本観・君主観・統治者として基本資質の形成は、彼の在位前期、特に大院君政権期においてほぼ行われていたと言える。

高宗が勉強に励んでいた10年間、大院君は政権を掌握して勢力基盤を拡大しつつ、様々な政策を推進していた。大院君政権期は三つに区分することができ、第一期(1863年12月～1866年2月)において大院君は、神貞王后と高宗の権威を借りて、王室行事と政治参与への機会を確保したうえで、宗親・璿派勢力の起用を拡大し、宗親府と議政府の権限を復活させて、政治的基盤を作り出していた。また、神貞王后の指示によって景福宮工事の主管が委せられて、政治運営への公式的な関与が可能になった大院君は、神貞王后の垂簾同聴政が終了して高宗から統治権が委任された第二期(1866年3月～1872年9月)になると、宮殿をはじめ政府官庁の工事を持続するとともに、書院整理・武断土豪政策を推進して、地方行政と租税制度を整備・正常化させることを以て、王室と中央政府の統治権を強化していった。第二期において彼は、金炳学兄弟と提携し既存の安東金氏中心の老論勢力を権力基盤として確保して、宗親・璿派と外戚の豊壌趙氏・驪興閔氏を政界に進出させ基盤を安定させたうえで、南人・北人・武将勢力を高位官職に登用して更なる権力の拡大を試みた。その上、統制営・鎮撫営などの地方軍制の強化・改編、武臣待遇改善政策、三軍府の復旧をつうじて、軍政の統轄と強兵の国の建設を同時に追求した。このように、大院君は、宗親府をつうじて王室を、議政府をつうじて行政権を、三軍府をつうじて軍権を掌握し、宗親府・議政府・三軍府を中心とした中央集権化を実現し、円滑な国政運営体制を構築しようとした。これは、彼の統治活動の目標が王朝初期のような強力な王室と国家の確立にあったことを表している。そして、第三期に入ると、議政府を親大院君勢力である領議政洪淳穆(老論)・左議政姜漒(北人)・右議政韓啓源(南人)の各党派によって構成し、更なる権力独占と強化を図った。こうした大院君の富国強兵政策が着実に進んでいたことは、1870年前後において政府官僚らが大院君の政策に対する様々な成果を頻繁に取り上げていたことから窺うことができる。

ところが、大院君の権力独占現象や、南人・北人・武臣の重用と書院整理などの政策

は、既得権を維持しようとする安東金氏をはじめとする老論勢力に危機感を引き起こしていた。また、長年にいたる宮殿工事に莫大な経費の調達が要されたことは、民生への負担の加重と両班への納税の強要とつながり、大院君の政治活動の正当性を弱めていた。何よりも、二十歳を過ぎた高宗に統治権を返さないばかりか、更なる権力独占を図る大院君の態度は、高宗に深刻な脅威として近づいており、彼は大院君の政策が民生に弊害を与えていると積極的に唱えて、親政体制への名分と基盤を確保していった。結局、大院君の権力独占、多様な勢力の登用拡大、かつ書院・宮殿工事などの政策は、高宗と老論・文臣中心の既得権維持勢力を反大院君勢力として結集させて、彼の退陣をもたらす原因と転じたのであった。

大院君政権期において、高宗は、大院君の政治活動が君主の権力の強化・安定に寄与すると信じていた。したがって、彼は大院君に統治権を委任して、大院君の政策に積極的に支持・協力していた。しかし、1870年代に入って、大院君の政策が君主である自分の権力強化のためではなく、また民生安定を妨げていると判断した高宗は、周辺に親君主勢力を配置し親政体制の構築を試みた。その時、清派遣使臣からの清皇帝の親政と民の期待に対する知らせによって、親政への意志を更に強めた高宗は、1873年10月に呈された崔益鉉の上疏をきっかけに実質的な親政を宣布した。彼は、政府官僚が崔益鉉の処罰の決定に大々的な反対を広げているなかで、神貞王后と極少数の側近の支援を受けて、大院君の退陣と政界改編を推進して、自分の懐柔に応じなかった領中枢府事洪淳穆・左議政姜浩・右議政韓啓源を罷免させ、領議政李裕元・右議政朴珪壽体制を発足させた。こうして、高宗は、約一ヶ月に至る政府官僚、あるいは親大院君勢力との政争を乗り越えて、1873年末、即位10年目になって名実ともに最高統治権者となった。

親政宣布過程で表われた高宗の統治権を掌握しようとする意志と活動は、大院君政権の10年間、聖学をつうじて形成された君主としての資質と、大院君の政策決定への参加によって向上した政治能力が発揮された結果であった。親政を宣布する当時、彼は民生への負担を強調し大院君の執権の名分を損なって、反大院君的な世論の拡大を助長し彼らを自分の権力基盤に包摂していた。とはいえ、高宗は、まだ大院君と異なる政治基盤を確保しておらず、崔益鉉に対する処罰をめぐって政府官僚との間で深刻な葛藤を起こしていた。このなかで、高宗が政府官僚らの反発を克服して統治権を回復できた原動力は、即位以来の10年間、備えてきた民本意識と政治的力量に対する強い自信にあったと言わざるを得ない。

親政初期(1874年～1876年)、高宗は少数の親大院君勢力を除いては、大院君政権期の政治集団を受け継いで自らの権力基盤として再編していった。彼は政府要職と各軍営大将の再配置をつうじて、基盤を安定させるとともに、驪興閔氏・豊壌趙氏の外戚と安東金氏・光山金氏らの老論勢力を重用するなど、新たな側近勢力の形成に力を注いでいた。また、大院君の政策の中で、宮殿工事や書院整理、武断土豪政策などの王室と中央政府の統治権強化に必要

な政策は持続しながらも、大院君政権期に新設された各種の税の廃止・用途の変更、清銭通用の禁止を実施し、民生の弊害の除去と大院君の財政源の遮断を同時に成し遂げようとした。その上、三軍府の弱体化、武衛所の設立と軍士・軍需資源の集中、武衛都統使・武衛所提調への外戚・側近勢力の登用をつうじて、大院君の軍事的基盤の解体と自らの軍政掌握を図った。その後、鎮撫営改編作業によって勃発した大院君の隠遁と大院君帰京上疏を処理する過程で、不安定な権力基盤が露呈されると、高宗は領議政李裕元の代りに、左議政李最応・右議政金炳国の第二次政界改編を断行し、側近中心の政治運営を更に強化して、政局の安定と君主の権力基盤の確立を追求していった。

このように、在位前期において高宗は、統治者としての教育を集中的に受けるとともに、大院君の政策推進に対して指示・協力することで、民本意識と統治権力に対する認識を形成していた。そして、こうした教育と経験に基づいて、彼は自ら親政を宣布し統治権を回復して、大院君の権力基盤と政策を見直して、君主が権力を掌握できる条件を整えていた。

本稿における高宗の在位前期の特徴と研究結果をまとめると、次のとおりである。

第一に、高宗は大院君政権期の10年間、大院君が国政を統括している間、比較的安定した状況のなかで聖学に専念していた。彼は、政治運営を大院君に任せたことによって、様々な政治的懸案と政治勢力との軋轢から自由になることができた。これは、以前の勢道政治期の幼弱な君主が垂簾同聴政が終了した後、すぐ厳しい政争の中に編入されたことに比べて、高宗には、君主の資質の向上にのみ集中できる環境と時間が与えられていたことを意味していた。そのため、高宗は二十歳になるまで、大院君の政治的補佐の下で、帝王教育を受けて大院君の政治方式を習いながら、着実に統治者の思考と行動の枠組みを形成していくことができた。

第二に、大院君政権期、高宗は実質的な統治より修身である聖学が強調される中でも、民生問題に対しては自ら積極的に取り組んでいた。彼は、講筵に参加した講筵官から経典・史書の説明のみならず、民生に関する情報を得るため、それを自由に討論できる雰囲気を作り出そうとしたうえ、民生安定対策の模索と実施を促すなど、民生の改善に多大な関心を寄せていた。また、武断土豪の除去、戦争に参加した将兵に対する慰労、輦路の民に対する救恤、書院整理のための成均館儒生の説得、武臣の待遇に対する改善、宗親・瑞派勢力の政界進出拡大・地位向上、鎮撫営の強化政策などに協力、あるいは自ら指示することを以て、大院君の政治活動に深く参与していた。そして、このような過程をつうじて、高宗が習得した大院君の政策の決定と推進の目標・方法は、親政宣布以後における彼の統治活動に大きく反映されるようになった。

第三に、高宗の教育を担当していた講筵官は、すべて大院君政権の時原任高官であり、講筵官の構成は大院君政権の政界人事と密接な関連を持って変動していた。高宗1年(1864)の講

筵において両方とも70%ほどであった老論講官と講筵参加の比重が、1870年代に入っては50%以下に激減していたことと、高宗1年に一人も講官として選ばれていなかった南人の比重が1870年代に20%を上回る水準まで増えていたことは、大院君政権期の政界構成の変化様相と一脈相通じていた。また、勧講が行われていた1864年と1865年に多かった時原任大臣の講筵参加の減少や、安東金氏と金炳学の講筵関与度の増減現象、講筵参加に表れた各党派と人物の動向も大院君政権における政治勢力と権力の推移と連関していた。そして、こうした政権の担当者らからの教育によって形成された高宗の統治観には、大院君政権期の政治集団の性向と思考、あるいは大院君の政治運営方式が多大な影響を及ぼしていた。

第四に、高宗の講筵は、単に教育を担当する役割に止まらず、高宗が自らの意見を主張して政治的活動を広げる場として用いられていた。彼は、1873年親政を宣布する際、講筵において崔益鉉の上疏を支持し統治権を回復しようとする志を明らかにしたうえ、崔益鉉に対する処罰の決断が諫言を受け入れようとする君主の姿勢であることを強調し、自分に逆らう政府官僚を説得・懐柔、あるいは抑制しながら、彼らに君主への忠誠を尽すように求めていた。また、講筵の内容を朝紙に載せて頒布するようにして、自らの民本意識と親政意志、かつ親政名分を公に知らせようとした。親政の宣布以後は、講筵を日講に昇格させた後、宗臣と武臣を大いに参加させて、君主の権威の誇示や勢力基盤の拡大に利用したのみならず、講官として参加した高位官僚と個別的な会談の形で政治的懸案について緊密な相談を行った。このように、高宗は少数の政府官僚と様々な話題が討論できる講筵を以て、積極的な意見開陳、自分の意思・行動に対する正当性の強調、かつ実務高官との個人的な相談による複雑な政治的問題の速やかな決定・推進など、様々な問題の円滑な解決や政治活動の拡大に活用していた。

第五に、大院君の統治活動の目標は、王室と中央政府の統治権を強化し、国家の富強を実現することであり、彼の権力掌握と政策推進の過程は三段階を経て展開していた。宗親として政治への関与が制限されていた大院君は、第一期において、神貞王后と高宗の権威に頼って、王室行事と政治参与へのチャンスを獲得しつつ、彼らをつうじて宗親府と議政府の権限を復させて、王室と中央政府が権力を確保できる体制を構築していった。また、既存政治勢力と提携し、宗親・璿派の登用を拡大して、安定的な権力基盤を作り出していた。そして、第二期に入って、高宗から公式的に権力が委任されると、王朝再建作業を本格的に推進していった。この時期の大院君は、安東金氏の金炳学兄弟を中心とした老論勢力と協力したうえで、南人・北人の起用の拡大と高位官僚の任命、および武臣の待遇の改善と重用に基づいて、更なる権力基盤の拡大を図った。そして、景福宮をはじめとする各宮殿、王室関連建物、政府官庁の再建・新築を継続して、書院整理、武断土豪除去、統制営・鎮撫営などの地方軍制の改編・強化政策を実施して、1868年には三軍府をも復旧し軍政を統括していった。大院君は、高宗即位直後から、宗親府・議政府・三軍府の地位と権限の回復を推進し、宗親府が王室と

宗親・瑞派を、議政府が行政権(府)を、三軍府が軍権(府)を管掌することを以て、中央集権化を確立・強化していた。そして、第三期になると、大院君は議政府三大臣をすべて親大院君勢力である老論の領議政洪淳穆・北人の左議政姜㴭・南人の右議政韓啓源によって構成するほど、政権を完全に掌握することができた。

第六に、大院君の政策、特に景福宮再建工事や書院整理、武臣待遇改善などの政策は、その過程で現われた副作用と老論勢力の危機意識の拡大によって、大院君の政界退陣の原因となった。当初、景福宮再建は王室のみならず民にも福をもたらすという理由で始まったが、工事が長期化・拡大するにつれて深刻な財政不足を引き起こした。すると、大院君は財政難を打開するため、結頭銭をはじめ各種の税を新設するとともに、願納銭徴収・当百銭鋳造・清銭流通・両班への戸布徴収を強制した。このような状況は、民生負担の加重、悪貨である当百銭・清銭による貨幣流通構造の紊乱と不正の助長につながったうえ、身分制度を紊乱させるという非難の対象となった。この時、書院整理、南人・北人・武臣の重用などに不満を抱いていた老論中心の文臣勢力は、大院君の権力独占を阻止して既得権を維持するため、大院君政策の問題点を積極的に取り上げて反大院君的な世論と勢力を拡大させていった。このように、大院君の各種の政策、特に、工事持続・税源拡大・書院廃止・弱小党派の登用強化などは、彼の権力掌握を警戒する勢力に格好の適当な名分を提供して、反大院君勢力が彼の退陣を慫慂するのに利用されていた。

第七に、大院君の退陣は、大院君の権力独占をそれ以上放置することができなくなった高宗の親政体制の構築に対する強力な意志の表明によって、断行された。高宗は大院君政権期に行われた様々な大院君の活動が君主の統治権の安定・確立に寄与すると信じていた。しかし、大院君は高宗に権力を返さないで自らへの集中を深化しており、富国強兵政策の推進による財政負担を民に担わせて、民生安定と君権を重んじていた高宗に危機を痛感させた。こうした状況で清皇帝の親政と民の期待に対する知らせは、高宗に親政への抱負を高めて親政体制を構築するように促した。彼は、外戚中心の側近勢力を周辺に配置して、大院君政策に対する反対世論の形成を助長し反大院君勢力を結集させたうえ、大院君政策に対して問題を提起して、大院君の政治的名分と正当性を否定していった。そして、1873年10月に呈された崔益鉉上疏をきっかけに、親政に対する確固たる志を貫徹されて一気に親政体制の基盤を整えた。このような大院君の政界引退と高宗の実質的な親政体制の成立は、長年間にわたる帝王教育と統治力量の向上、かつ政権を掌握して新たな政治を行おうとする高宗の強力な意志の産物に他ならなかった。

第八に、親政初期における高宗の権力基盤は1874年末を境目に変化していた。親政を宣布した直後、高宗は少数の親大院君勢力を除いては、大院君政権期の政治勢力をそのまま受け継いだうえで、政界を再編した。彼は、領議政李裕元・右議政朴珪壽体制を発足させて、彼らとともに国政を統轄しつつ、外戚と宗親・瑞派を政府要職と中央軍営の大将に任命して権力

基盤を安定させていた。特に、高宗は、1874年に領議政李裕元と政治的同伴関係を形成して、彼の協力の下で反対の意見まで積極的に受容して、親政初期における様々な問題の円滑な解決を試みた。しかし、高宗の独断的な武衛所の拡大と鎮撫営の改編作業は、大院君の楊州での隠遁と大院君の帰京を求める上疏の持続的な提出、政権の首班である李裕元に対する批判につながった結果、高宗の親政体制を脅かす原因となった。すると、高宗は不安定な政局を収めて権力基盤を強化するため、李裕元と朴珪壽の代りに、左議政に宗室の李最応を任命して、大院君の政界復帰の名分を払拭させるとともに、右議政に金炳国を登用して安東金氏をはじめとする老論を積極的に権力基盤に編入させようとした。その上、外戚と側近勢力の形成と登用を拡大し、1875年に入ると、驪興閔氏の閔奎鎬・豊壌趙氏の趙寧夏・光山金氏の金輔鉉・安東金氏の金炳始が政権の実力者として登場した。皆老論であり、大院君政権期から承政院・弘文館・奎章閣官員として活動していた彼らは、高宗の統治権回復以後に更に重用され、政府の要職を独占し人事・財政・軍権を掌握・主導していった。このように、高宗は1875年を前後として少数の側近をつうじて政治を運営する側近政治を深化させていたが、これは、その後、彼の国政運営方式を規定する重要な特徴となった。

第九に、親政初期において、高宗は大院君の政策を選別的に受容・破棄していたが、その基準は表面的(理念的)には民生安定、実質的(現実的)には大院君勢力の弱体化と君権の確立との関連如何にあった。高宗は、財政経済政策においては、様々な収税名目の中でもとりわけ大院君政権期に新設された税、すなわち沿江税・結頭銭・城門税・清銭などを集中的に撤廃していたが、これは、民生の弊害の除去と大院君の財政源の遮断という二つの目的を同時に実現するためであった。また、軍事政策においては、三軍府の担当者である各軍営大将・統制使・鎮撫使・捕盗大将らの地位の格下げと役割の制限、かつ大院君政権期に強化された鎮撫営の縮小・改編と江華留守の鎮撫使兼任の復旧を断行した。その上、宮殿守備の強化を理由に新たに設立された武衛所に軍士・軍需物資を集中させ、武衛都統使・武衛所提調に文臣の側近を任命していたが、これは、大院君の軍事的基盤を解体して自らが軍権を掌握するためであった。しかし、このような高宗の財政経済政策は、政府財政の深刻な不足、納税の強要、各種の収税名目の新設などを引き起こしており、軍事政策は武衛所と各軍営との偏差の深化、武衛所以外の軍営の不満蓄積と機能低下のみならず、国防力の強化が付随的な問題として疎かに取り扱われる状況をもたらしていた。

第十に、高宗の在位前期には生存している実父が政権を主導するという前代未聞の状況が展開していた。これは、権力を掌握して強力な王室と国家を再建しようとする大院君の意志と、大院君の統治活動が君権の確立と国家発展に寄与していると信じていた高宗が、それを積極的に支持して権力を委任したため可能であった。大院君の政権掌握は、統治権と政治運営に対する大院君と高宗の利害が一致、あるいは高宗の大院君の認識に対する同調のうえで、成り立って

いたのであった。しかし、高宗の在位前期における統治権力の分配に対する両者の利害関係は、高宗の大院君に対する信頼が崩れたことによって、その変化が余儀なくされた。すると、これまで両者間に内在されていた「忠」・「孝」の問題が一気に表出されて、政界を深刻な葛藤局面へと導いていた。原則的に高宗の大院君に対する「孝」よりは大院君の高宗に対する「忠」が優先されるべき問題であったが、大院君は幼弱な君主を補佐・輔導することで、臣下としての忠の道理を示しており、高宗は大院君への絶対的な信頼と支援に基づいて統治権を委任することで孝の道理を尽していた。こうした状況のなかで、大院君が高宗のそれを上回る統治権を行使・掌握したことは、高宗に不忠として受け入れられるようになった。すると、それ以上大院君に対して孝の道理を示す理由がなくなった高宗は、大院君を以て、権力を擅断して君主の統治権を脅かした不忠の罪を問い、大院君を政界から退陣させた。このように、忠と孝をめぐる高宗と大院君との葛藤は、双方ともに強い権力欲を持っている場合、いつかは表沙汰にならざるを得ない、高宗の即位初期から内在されていた問題であった。そして、それは1870年代に入って、大院君が二十歳を過ぎた高宗に統治権を返すどころか、政権掌握を更に強化したことによって本格的に登場した結果、その後の政局が高宗と親大院君勢力との軋轢と、高宗の側近政治の強化へと展開する主な原因となった。

以上、本稿の研究成果とその特徴について整理してみた。こうした在位前期における高宗の統治活動は、大院君政権期(1864年～1873年)においては、帝王教育をつうじて民生安定と君主の絶対権力を重視する統治観を形成していた、また大院君の目標と政治活動が君主の権力確立に寄与するという信頼に基づいて大院君の政策に積極的に協調していた、親政初期(1874年～1876年)においては、儒教的民本観のうえで民生安定を実現するという理念と、大院君勢力を弱体化させて君主の統治権を確立するという現実的要求を同時に追求していた、と要約することができる。

本稿では、高宗が即位してから10年間にわたって、聖学と大院君政策に対する指示・協力をつうじて、民本観と君主像を形成して統治者としての資質を整えていたことを考察することで、これまで大院君政権として呼ばれて、高宗の活動が見い出されていなかった在位前期が、その後の高宗の統治活動を規定する重要な時期であったことを明らかにした。また、高宗の絶対的な信頼に基づいて政権を掌握した大院君は、高宗がその返還を強力に求めたため、政界から引退するしかなかったことと、高宗が大院君の政治基盤を受け継いだうえで、外戚と老論中心に政界再編することを以て、統治権を安定させようとしたことを究明した。そして、高宗による大院君の政策に対する見直しの基準と目標は、民生を改善しようとする統治者としての任務の遂行と、大院君の権力基盤を解体させて君主のそれを強化・確立しようとする課題に当てられていたことを明らかにしたうえで、こうした高宗の親政初期における統治形態がそれ以後の彼の政治活動に多大な

影響を及ぼしていたことを提示した。

本稿の限界と今後の課題は、本稿が高宗の統治権確立過程を内政問題に焦点を合わせて行われたため、外交問題と国際情勢が高宗の統治権と活動に与えた影響と、高宗の対外政策の樹立の過程が考察されていない。また、研究時期を高宗在位前期に限定したため、高宗在位年間の推移に関する理解がかけている。その上、本稿での研究が高宗の活動を見い出すため、官撰史料の分析に集中した結果、表面的な政治的変化と政策の決定に隠されている内面の実体に対する把握においては不足した面がある。こうした問題は今後の課題にしたい。

≪参考文献≫

(1) 資史料

『承政院日記』

『日省録』

『高宗実録』

『備邊司謄録』

『朝鮮王朝実録』

『珠淵集』

『経国大典』

『大典会通』

『六典条例』(法制処編、法制処、1966)

『両銓便攷』(法制処編、法制処、1978)

『三班礼式』(高宗命編、1866)

『朴珪壽全集』上下(韓国学文献研究所編、亜細亜文化社、1978)

『栗谷全集』(李珥著)

『大韓季年史』上下(鄭喬著、国史編纂委員会、1957)

『與猶堂全書』(丁若鏞著)

『勉庵集』(崔益鉉著)

『梅泉野録』(黄玹著、国史編纂委員会、1955)

『近世朝鮮政鑑』上(朴斉炯著、探求堂、1992)

『日本外交文書』(日本外務省編、1936)

『清季中日韓関係史料』1-11(中央研究院近代史研究所、編景仁文化社、1982)

『大韓帝国官員履歴書』(国史編纂委員会編纂、国史編纂委員会、1972)

(2) 著書

＜日本編＞

天野高之助『清韓論』(兩輪堂、1890)

糟谷憲一『朝鮮の近代』(山川出版社、1996)

川勝守・吉田光男等著『東アジア世界の歴史と文化』(放送大学教育振興会、2006)

姜在彦『朝鮮近代史』(平凡社、1998)

姜在彦『朝鮮の儒教と近代』(明石書店、1996)

菊池謙讓『近代朝鮮史』上(鶏鳴社、1937)

高橋徹『朝鮮の儒学』(조남호訳、소나무、1999)

高橋亨『高橋亨の朝鮮儒学史』(芸文書院、2001)

木村幹『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識 — 朝貢国から国民国家へ —』(ミネルヴァ、2000)

須川英徳『李朝商業政策史研究』(東京大学出版会、1994)
田保橋潔『近代日本外国関係史』(刀江書院、1930)
田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上下(朝鮮総督府中枢院編、朝鮮総督府、1940)
古屋哲夫『近代日本のアジア認識』(緑蔭書房、1996)
溝口雄三編『アジアから考える』(東京大学出版会、1993～1994)
宮嶋博史他『明清と李朝の時代』(中央公論社、1998)
宮嶋博史編『近代交流史と相互認識』(慶応義塾大学出版会、2001)
武田幸男『朝鮮史』(韓美書籍、2004)
武田幸男『朝鮮社会の史的展開と東アジア』(山川出版社、1997)
武田幸男・宮嶋博史等著『朝鮮』(朝日新聞社、1993)
森山茂徳『近代日韓関係史研究』(1987)
原武史『直訴と王権：朝鮮・日本の「一君万民」思想史』(朝日新聞社、1996)
原田環『朝鮮の開国と近代化』(渓水社、1997)
吉田光男『韓国朝鮮の歴史と社会』(放送大学教育振興会、2004)
渡部学『朝鮮近代史』(勁草書房、1972)

＜韓国編＞　…　著名は日本語訳してある。
姜光植『新儒学思想と朝鮮朝儒教政治文化』(集文堂、2000)
강종일『高宗の対美外交：葛藤・期待・挫折』(日月書閣、2006)
고석규『19世紀朝鮮の郷村社会研究』(ソウル大学出版部、1998)
琴章泰『朝鮮後期の儒学思想』(ソウル大学出版部、1999)
琴章泰『韓国儒教思想史』(韓国学術情報、2002)
琴章泰『朝鮮後期儒教と西学』(ソウル大学出版部、2003)
権錫奉『清末対朝鮮政策史研究』(一潮閣、1986)
権赫秀『19世紀末韓中関係史研究』(白山資料院、2000)
金吉煥『朝鮮朝儒学思想研究』(一志社、1986)
金대준『高宗時代における国家財政研究』(太学社、2004)
金東哲『朝鮮後期貢人研究』(韓国研究院、1993)
金龍徳『朝鮮後期思想史研究』(乙酉文化社、1987)
金明淑『19世紀政治論研究』(漢陽大学校出版部、2004)
金文植『朝鮮後期経学思想研究』(一潮閣、1996)
金炳佑『大院君の統治政策』(혜안、2006)
김석희『朝鮮後期地方社会史研究』(혜안、2004)
김옥근『朝鮮王朝財政史研究 4：近代編』(一潮閣、1992)
金容九『世界観衝突と韓末外交史：1866-1882』(文学と知性社、2001)
金容燮『朝鮮後期農業史研究』1-2(知識産業社、1995)

金容郁『朝鮮時代政治体系 : 体系維持と崩壊』(円光大学校出版局、1988)
金友哲『朝鮮後期地方軍制史』(景仁文化社、2001)
金雲泰『朝鮮王朝行政史』(一潮閣、1984)
金義煥『朝鮮近代対日関係史研究』(景仁文化社、1974)
金在勝『韓国近代海軍創設史』(혜안、2000)
김제방『興宣大院君・明星皇后』(지문사、2003)
金鍾洙『朝鮮後期中央軍制研究』(혜안、2003)
金駿錫『朝鮮後期政治思想史研究』(知識産業社、2003)
金鎬逸『韓国開港前後史』(韓国放送事業団、1982)
金徳珍『朝鮮後期経済史研究』(선인、2002)
盧大煥『東道西器論形成過程研究』(一志社、2005)
李達淳『朝鮮王朝政治研究』(水原大学校出版部、1990)
李玟源『明成皇后弑害と俄館播遷』(国学資料院、2002)
李相益『西欧の衝撃と近代韓国思想』한울アカデミー、1997)
李相益『儒教伝統と自由民主主義』(深山文化、2004)
李成茂『朝鮮後期党争の綜合的検討』(歴史研究室編輯、韓国精神文化研究院、1992)
李樹煥『朝鮮後期書院研究』(一潮閣、2001)
李迎春『朝鮮後期王位継承研究』(集文堂、1998)
李完在『韓国近代初期開化思想の研究』(漢陽大学校出版院、1998)
李銀順『朝鮮後期党争史研究』(一潮閣1996)
李在哲『朝鮮後期備辺司研究』(集文堂、2000)
李俊九『朝鮮後期身分職役変動研究』(一潮閣、1993)
李哲成『朝鮮後期対清貿易史研究』(国学資料院、2000)
李泰鎭『朝鮮後期の政治と軍営制変遷』(韓国研究院、1986)
李泰鎭『高宗時代の再照明』(太学社、2000)
李泰鎭『朝鮮王朝社会と儒教』(六反田豊訳、法政大学出版局、2000)
李泰鎭他『高宗歴史聴聞会』(青い歴史、2005)
李勛相『朝鮮後期の郷吏』(一潮閣、1990)
李羲権『朝鮮後期地方統治行政研究』(集文堂、1999)
李栄薫『朝鮮後期社会経済史』(한길사、1988)
文勇植『朝鮮後期賑政と還穀運営』(景仁文化社、2001)
朴泳圭『朝鮮の王室と外戚』(カラン企画、2003)
朴忠錫『国家利念と対外認識』(渡邊浩[共]編、慶応義塾大学出版会、2001)
朴忠錫・渡辺浩共編『国家理念と対外認識 - 17～19世紀』(아연出版部、2002)
潘允洪『備辺司研究』(景仁文化社、2003)
裴亢燮『19世紀朝鮮の軍事制度研究』(国学資料院、2002)

백기인『朝鮮後期国防論研究』(혜안、2004)
白承哲『朝鮮後期商業史研究著』(혜안、2000)
변원림『高宗と明成』(国学資料院、2002)
徐仁漢『大韓帝国の軍事制度』(혜안、2000)
徐台源『朝鮮後期地方軍制研究著』(혜안、1999)
徐栄姫『大韓帝国政治研究』(ソウル大学出版部、2003)
송찬섭『朝鮮後期還穀制改革研究』(ソウル大学出版部、2002)
申明鎬『朝鮮の王 : 朝鮮時代王と王室文化』(カラン企画、2000)
신영훈『雲峴宮』(朝鮮日報社、1999)
愼鏞廈『韓国近代社会思想史研究』(一志社、1987)
延甲洙『大院君政権期富国強兵政策研究』(ソウル大学出版部、2001)
오영교『朝鮮後期社会史研究』(혜안、2005)
오영교『朝鮮後期郷村支配政策研究』(혜안、2001)
元裕漢『朝鮮後期貨幣史研究』(韓国研究院、1975)
유근호『朝鮮朝対外思想の流れ』(聖信女子大学教出版部、2004)
劉頌玉『朝鮮王朝宮中儀軌服飾』(修学社、1991)
尹在敏『朝鮮後期中人層韓文学の研究』(高麗大学校民族文化研究院、1999)
윤희면『朝鮮時代書院と兩班』(集文堂、2004)
이경구『朝鮮後期安東金門研究』(一志社、2007)
李瑄根『朝鮮最近世史』(正音社、1945)
李瑄根『韓国史最近世篇』(乙酉文化社、1971)
李成茂『朝鮮時代党争史1-2』(아름다운날、2007)
이세영『朝鮮後期政治経済史』(혜안、2001)
이재철『朝鮮後期備邊司研究』(集文堂、2001)
張東杓『朝鮮後期地方財政研究』(国学資料院、1999)
張弼基『朝鮮後期武班閥族家門研究』(集文堂、2004)
鄭万祚『朝鮮時代書院研究』(集文堂、1997)
鄭玉子『(朝鮮後期)朝鮮中華思想研究』(一志社、1998)
鄭容和『文明の政治思想 : 兪吉濬と近代韓国』(文学と知性社、2004)
정재훈『朝鮮前期の儒教政治思想の研究』(太学社、2005)
정호훈『朝鮮後期政治思想研究』(혜안、2004)
趙恒来『開港期対日関係史研究』(韓国学術情報、2006)
조휘각『韓国政治思想史』(人間サラン、2004)
車張燮『朝鮮後期閥閲研究』(一潮閣、1997)
崔炳鈺『開化期の軍事政策研究』(景仁文化社、2000)
최봉영『朝鮮時代の儒教文化』(四季節出版社、1997)

최영진『朝鮮朝儒学思想史の様相』(成均館大学出版部、2005)
崔洪奎『朝鮮時代地方史研究』(一朝閣、2001)
崔洪奎『朝鮮後期郷村社会研究』(一潮閣、2001)
崔孝軾『朝鮮後期軍制史研究』(新書苑、1995)
崔徳寿『開港と朝日関係 : 相互認識と政策』(高麗大学校出版部、2004)
呉甲均『朝鮮後期党争研究』(三英社、1999)
呉星朝『鮮後期商業史研究』(韓国研究院、2000)
呉洙彰『朝鮮後期平安道社会発展研究』(一潮閣、2002)
韓永愚『朝鮮前期社会経済研究』(乙酉文化社、1983)
韓永愚他『大韓帝国は近代国家であるのか』(푸른歴史、2006)
한형조『朱熹から丁若鏞へ』(世界社、1996)
許東賢『近代韓日関係史研究』(国学資料院、2000)
玄光浩『大韓帝国の対外政策』(신서원、2002)
教授新聞企劃『高宗皇帝歴史聴聞会』(푸른歴史、2005)
檀国大学校東洋学研究所編『開化期日本民間人の朝鮮調査報告資料集』1(国学資料院、2001)
石坡学術研究院編『興宣大院君史料彙編』1-4(玄音社、2005)
朝鮮時代史学会『東洋三国の王権と官僚制』(国学資料院、1999)
太学社編輯部『伝統の変容と近代改革』(太学社、2004)
延世大学校国学研究院編『伝統の変容と近代改革』(太学社、2004)
延世大学校国学研究院編『開港前後における韓国社会の変動』(太学社、2006)
韓国・東洋政治思想史学会編『韓国政治思想史』(白山書堂、2005)
韓国歴史研究会編『19世紀政治史研究朝鮮政治史:1800-1863』(青年社、1990)
韓国歴史研究会編『朝鮮後期戸籍大帳の'戸'』(成均館大学教東アジア学術院、大東文化研究院、韓国歴史研究会、2001)
韓国法制研究院編輯部編『大典会通研究 : 吏典編』(韓国法制研究院、1999)
韓国政治学会編『朝鮮後期社会と政治思想』(韓国政治学会、2000)

(3) 論文

＜日本編＞

秋月望「朝露国境の成立と朝鮮の対応」(『国際学研究』8、明治学院大学国際学部、1991)
井上和枝「大院君の地方統治政策に関して ― 高宗朝「土豪別単」の再検討」(『民族史の展開とその文化』上、創作と批評社、1990)
大沢博明「朝鮮永世中立化構想と近代日本外交」(『青丘学術論集』1998)
梶村秀樹「日露戦争と朝鮮の中立化論」(『韓国近代政治史研究』、1985)
糟谷憲一「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』49-2、1990)
糟谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」(『朝鮮史研究会論文集』27、1990)

糟谷憲一「閔氏政権後半期の権力構造」(『朝鮮文化研究』2、1995)
糟谷憲一「大院君政権期の地方官の構成」(『東洋文化研究』1、学習院大学東洋文化研究所、1999)
糟谷憲一「閔氏政権の権力構造とその開化政策·外交政策」(『日韓歴史共同研究プロジェクト』第6回シンポジウム報告書、2004)
藤間生大「大院君政権の歴史的意義Ⅰ～Ⅱ—東アジア近代史研究の方法論と関連させて—」(『歴史評論』254～255、校倉書房、1971)
河村一夫「韓国における日露両国の争覇とこれに対する国王のご宸慮」(『朝鮮学報』60、1971)
河村一夫「朝鮮国王族李埈鎔の来日について」(『朝鮮学報』133、1989)
藤村道生「日韓議定書の成立過程」(『朝鮮学報』61、1971)
藤間生大「大院君政権の構造」(『近代東アジア世界の形成』、1977)
宋安鍾「1874年の朝鮮政府の日朝交渉再開要因」(『阪大法学』45-6、1996)
宋安鍾「1874年における日朝代理交渉の展開」(1)(2)(『阪大法学』46-6·47-1、1997年2·4月)
宋安鍾「1874年の「日朝協定」」(『阪大法学』48-1、1998)
月脚達彦「大韓帝国成立前後の対外的態度」(『東洋文化研究』1、1999)
長風山人「日露戦役前に於ける韓末宮廷外交秘聞」(『韓国近世史論著集』3、1982)
三好千春「大院君政権の中国認識」(『史艸』35、日本女子大学、1994)
原田環「朝鮮策略をめぐって — 李鴻章と何如璋の朝鮮策略 —」(『季刊三千里』19、1979)
原田環「19世紀の朝鮮における対外危機意識」(『朝鮮史研究会論文集』21、1984)
原田環「1880年代前半の閔氏政権と金允植」(『朝鮮史研究会論文集』22、1985)
広瀬貞三「李容翊の政治活動」(『朝鮮史研究会論文集』1988)

<韓国編> … 論文名は日本語訳してある。
姜相圭「高宗の対外認識と外交政策」(『韓国史市民講座』19、1996)
강성문「朝鮮後期の江華島関防論研究」(『陸士論文集』56-2、陸軍士官学校、2000)
고정휴「露日戦争前後における高宗の外交」(『韓民族独立運動史』1、1987)
郭東璨「高宗朝士毫の成分と武断様態」(『韓国史論』2、ソウル大学人文大学国史学科、1975)
金甲成『興宣大院君執政期の書院政策に関する考察』(円光大学修士論文、1986)
金淇森「興宣大院君時代の鎖国政策とその政治的功功績に関する研究」(『社会科学研究』朝鮮大学校社会科学研究所、1980)
金道基『朝鮮朝儒学における認識理論に関する研究』(成均館大学博士論文、1986)
金明淑「朝鮮後期暗行御史制度の一研究」(『歴史学報』115、歴史学会、1987)
金明淑「永興竜江書院研究」(『韓国史研究』80、1993)
金明淑「19世紀反外戚勢力の政治動向」(『朝鮮時代史学報』3、1997)
金明淑「雲石趙寅永の政治運営論」(『朝鮮時代史学報』11、1999)
金明淑「『西繍日記』から見た19世紀平安道地方の社会相」(『韓国学論集』35、漢陽大学校韓

国学研究所、2001)
金明淑「19世紀前半期海石金載瓚の政治活動と政治論」(『韓国思想と文化』25、2004)
金炳佑「大院君執権期政治勢力の性格」(『啓明史学』2、1991)
金炳佑「興宣君の宗親および宗親府再建策」(『朝鮮史研究』11、2002)
金炳佑「大院君の政治的地位と国政運営」(『大邱史学』70、大邱史学会、2003)
金世恩「大院君執権期軍事制度の整備」(『韓国史論』23、ソウル大学人文大学国史学科、1990)
金世恩「高宗初期(1864年-1873年)の経筵」(『震檀学報』89号、2000)
金世恩『高宗初期(1863～1876)の国王権の回復と王室行事』(ソウル大学博士論文、2003)
金永寿『韓末における高宗の政治的役割に関する一研究』(ソウル大学修士論文、1990)
金永寿「大院君の下野と高宗の政治的な役割」(『韓国政治思想』、1991)
金用淑「王室の婚俗」(『朝鮮朝宮中風俗の研究』(一志社、1896)
金潤坤「興宣大院君の鎖国主義的政策論」(『韓国行政史学誌』7、1999)
金潤坤『興宣大院君の行政思想研究』(檀国大学博士論文、1999)
金允嬉「大韓帝国期における皇室財政運営とその性格」(『韓国史研究』90、1995)
金炯秀「高宗の親政と開国政策研究(1873～1876)」(『梨大史苑』33・34、2001)
金栄秀「大院君の下野と高宗の政治的な役割」(『韓国政治思想』1991)
都晃会等著「特輯大韓帝国期の権力機構の性格と運営」(『歴史と現実』19、1996)
羅愛子「大韓帝国期における権力構造と光武改革」(『韓国史』11、1995)
柳永烈「日本の対韓支配政略と高宗の国権守護運動」(『大韓帝国期の民族運動』、1997)
柳国鉉「大院君の改革政策に関する研究」(『韓国行政史学誌』3、1994)
林在讃「三軍府の復設背景」(『新羅学研究』3、1999)
林在讃「丙寅洋擾前後における大院君の軍事政策」(『慶北史学』24、2001)
林在讃「三軍府の復設と役割」(『新羅学研究』6、2002)
박명규「19世紀後半の郷村社会の葛藤構造」(『韓国文化』14、1993)
박석윤・박석인「朝鮮後期財政の変化時点に関する考察」(『東方学志』60、1988)
朴真哲『高宗の王権強化策に関する研究(1873-1897)』(円光大学史学科博士論文、2002)
朴真哲「高宗年間閔氏勢の政治的動向と科学登用」(『人文学研究』32、2004)
朴真哲「高宗年間における閔氏勢力の政治的動向と科挙登用」(『人文学研究』1-28、朝鮮大人文学研究所、2004)
裵基憲『朝鮮後期郷村支配秩序と土豪』(啓明大学修士論文、1984)
徐種泰「興宣大院君と南人」(『韓国近現代史研究』16、2001)
徐珍教「1899年高宗の「大韓国国制」頒布と専制皇帝権の追求」(『韓国近現代史研究』5、1996)
徐珍教『大韓帝国期における高宗の皇帝権の強化政策に関する研究』(西江大学博士論文、1997)
徐珍教「大韓帝国期における高宗の皇帝権の強化策と警衛院」(『韓国近現代史研究』8、1998)
徐珍教「大韓帝国期の高宗の皇室追崇事業と皇帝権強化の思想的基礎」(『韓国近現代史研究』

19、2001)
徐珍教「大韓帝国期における政治支配勢力と政局運営」(『韓国近現代史研究』26、2003)
徐台源「営将制と土豪統制」(『慶州史学』12、1993)
徐栄姫「1894～1904年の政治体制の動向と宮内府」(『韓国史論』23、1990)
徐栄姫「露日戦争期における大韓帝国の政権勢力の時局対応」(『歴史と現実』25、1997)
徐栄姫等著「特輯大韓帝国の歴史的性格」(『歴史と現実』26、1997)
成大慶『大院君政権性格研究』(成均館大学博士論文、1984)
宋炳基「光武改革」(『韓国史学』16、1996)
宋炳基等著「座談韓国近代史の歴史的性格」(『東洋学』28、1998)
송이랑・김경호「朝鮮後期の社会構造的変化と大院君政策」(『東亜論叢-東亜大学校』37、2000)
安外順「大院君執政期における高宗の対外認識 ― 遣清回還使召見を中心に ―」(『東洋古典研究』3、1994)
安外順「高宗の初期(1864-1873)における対外認識変化と親政」(『韓国政治学会報』30-2、1996)
安外順「大院君の保守主義政治」(『行政史研究』3、1996)
安外順『大院君政権期権力構造に関する研究』(梨花女子大学博士論文、1996)
安鍾哲「親政前後高宗の対外観と対日政策」(『韓国史論』40、1998)
延甲洙「大院君執政の性格と権力構造の変化」(『韓国史論』27、ソウル大学人文大学国史学科、1992)
延甲洙「高宗初中期(1864～1894)における政治変動と奎章閣」(『奎章閣』17、1994)
延甲洙「丙寅洋擾以後における首都圏防備の強化」(『ソウル学研究』9、1997)
延甲洙『大院君執権期(1863-1873)西洋勢力に対する対応と軍備増強』(ソウル大学博士論文、1998)
延甲洙「甲申政変以前の国内政治勢力の動向」(『国史館論叢』93、国史編纂委員会、2000)
王賢鍾「大韓帝国期における立憲論議と近代国家論」(『韓国文化』29、2000)
王賢鍾「民族的に観点からの韓国近代政治史の批判と'高宗'の絶対化」(『歴史問題研究』6、2001)
元載淵『朝鮮後期西洋認識の変遷と対外開放論』(ソウル大学博士論文、2000)
유한철「1906年光武皇帝の私学設立活動」(『韓国民族運動史研究』、1997)
윤진헌「大院君の鎖国政策に関する研究」(『東亜論叢』33、東亜大学校、1996)
尹熙勉「高宗代の書院撤廃と両班儒林の対応」(『韓国近現代史研究』10、1999)
殷丁泰『高宗親政以降における政治体制の改革と政治勢力の動向』(ソウル大学修士論文、1998)
李美愛『1880～1884年における富強政策推進機構と議政府』(ソウル大学修士論文、1999)
李玟洙「興宣大院君の改革政治とその限界性」(『東学研究』11、2002)
李玟洙「興宣大院君の内治の再照明」(『社会文化研究』2、大邱大学校社会科学研究、1983)
李鍾範「19世紀後半の賦税制度の運営と社会構造」(『東方学志』89・90、1995)

李鍾範「19世紀後半の戸布法の運営実態に関する検討」(『東方学志』77・78・79、1993)
李泰鎮「朝鮮王朝の儒教政治と王権」(『韓国史論』23、1990)
李泰鎮「正祖の《大学》探究と新しい君主論—「題先正晦斎続大学或問巻首」作送の背景」(『李晦斎の思想とその世界』、1992)
李泰鎮「正祖 — 儒学的啓蒙絶対君主 —」(『韓国史市民講座』13、1993)
李泰鎮「朝鮮後期の対明義理論の変遷」(『アジア文化』10、1994)
李泰鎮「日本の大韓帝国国権の侵奪と条約強制 — 韓国併合の不成立を論ずる —」(韓国史市民講座』19、1996)
李泰鎮「西洋近代政治制度の受容の歴史的省察 — 開港から光武改革まで —」(『震檀学報』84、1997)
李泰鎮「18世紀の韓国史における民の社会的・政治的位相」(『震檀学報-斗渓李丙燾先生10週忌追念号』88、1999)
李泰鎮「政治:民本から民主まで-韓国人の政治意識の過去と未来」(『韓国史市民講座』26、2000)
李泰鎮「朝鮮時代の「民本」意識の変遷と18世紀「民国」理念の台頭」(『国家理念、2001)
李泰鎮「雲揚号事件の真相 — 事件経緯と日本国旗掲揚説の真偽 —」(『朝鮮の政治と社会』別刷、集文堂、2002)
李泰鎮「19世紀の韓国の国際法の受容と中国との伝統的関係清算のための闘争」(『歴史学報』181、2004)
李泰鎮「朝鮮・大韓帝国の条約文原本と重要近代化産業契約文書の行方」(『韓国文化』33、2004)
李命守「清国の干渉政策と高宗の秘密外交」(『社会科学論集』4-1、蔚山大学校、1994)
李玟洙「興宣大院君の改革政治とその限界性」(『東学研究』11、2002)
李培鎔「開化期明成皇后閔妃の政治的役割」(『国史館論叢』66、1995)
이은송「大院君政権の教育政策に関する研究」(『韓国教育史学』19、1997)
張暎淑「高宗の対外認識転換の研究(1863～1881)」(『祥明史学』5、祥明史学会、1997)
張暎淑「高宗親政初期の軍令権の推移と軍制改編(1873～1884)」(『史学研究』58・59、1999)
張暎淑「高宗の対外認識の転換過程の研究:1863年～1882年を中心に」(『史学研究-乃雲崔根泳博士停年紀念論文集』、1999)
張暎淑『高宗の政治思想と政治改革論の研究』(祥明大学博士論文、2005)
全用宇「華陽書院と万東廟に関する一研究」(『湖西史学』18、1990)
鄭徳基「朝鮮王朝末期の糧政研究」(『湖西史学』4、1976)
鄭甫一『大院君(李昰応)の対書院政策に関する研究』(建国大学修士論文、1982)
鄭玉子「興宣大院君の王室教育強化」(『韓国史研究』99・100、1997)
鄭在薫『朝鮮前期の儒教政治思想の研究』(ソウル大学博士論文、2001)
鄭統一『高宗の対外認識と外交政策変化に関する研究]』(高麗大学修士論文、1995)
조은주『高宗の親政宣布と政権基盤の強化』(韓陽大学修士論文、2005)

趙宰坤外「韓国近代政治史と王権」(『歴史と現実』50、2003)
秦熙権『朝鮮朝初期の儒教的国家理念と国家秩序』(高麗大学博士論文、1998)
차선혜「大韓帝国期における警察制度の変化や性格」(『歴史と現実』19、1996)
内藤辰郎「19世紀後半の儒学思想」(『韓国宗教史研究』5、韓国宗教史学会、1997)
崔炳鈺「高宗代の三軍府研究」(『軍史』19、1989)
崔善姫『高宗の親政体制の形成とその性格』(全南大学修士論文、2003)
崔栄喆『朝鮮時代監営の職制と建築的構成の相関性に関する研究』(弘益大学校博士論文、1995)
厳燦鎬「高宗の対義兵の密使研究」(『韓日関係史研究』、1997)
厳燦鎬「聯美論を通じてみた高宗の均勢政策」(『史学研究』58・59、1999)
厳燦鎬「壬午軍乱以後の高宗の引露拒清政策」(『江原史学』13・14、1998)
厳燦鎬「主権守護のための高宗の特使外交」(『江原史学』15・16、2000)
厳燦鎬『高宗の対外政策に関する研究』(江原大学史学科博士論文、2000)
呉瑛燮「甲午更張の中、高宗の王権恢復運動」(『旧韓末の民族運動』、2000)
呉蓮淑「大韓帝国期における高宗の人事政策と官僚層の形成」(『国史館論叢』100、2002)
韓哲昊「高宗親政初(1874)暗行御史派遣とその活動 — 地方官懲治を中心に —」(『韓国近現代史研究』、1999)
韓忠熙「朝鮮初(太祖2年～太宗1年)の義興三軍府研究」(『啓明史学』5、1994)
洪順敏「19世紀における王位の継承過程と正統性」(『国史館論叢』40、1992)
黄夏鉉「李朝後期の土地所有関係に関する研究」(『経済研究』5-2、漢陽大学校経済研究所、1984)

＜その他＞

Edward Shils, *Tradition*, The University of Chicago Press, Chicago. 1981

James S. Coleman, "Tradition and Nationalism", *New States in Modern World*, Harvard Universily Press, Cambridge, Mass. 1975

S.N.Eisenstadt, "Post-Traditional Societies and the Continuity and Reconstruction of Tradition", *Post-Traditional Societies*, W.W.Norton Company, New York. 1972

James Palais B, *Political Leadership in the Yi Dynasty*, University of Washington Press, Seattle and London. 1976

Ching Young Choe, *The Rule of The Taewongun 1864-1873 : Restration in Yi Korea*, East Asian Research Center Harvard University, Cambridge, Mass. 1972

≪論文関連用語編≫

＊五十音順

＊≪主要人物≫

1斤キン［1きん］：(重て)600g

1哨［1しょう］：(基本的に約)百名

1石イシ［1せき］：90kg

1斗ト［1と］：6kg

1同［いちどう］：(織物を数える単位)50匹

亜将［あしょう］：京営の中軍

毓祥宮［いくしょうきゅう］：英祖生母の淑嬪崔氏(海州崔氏)の祠堂

位土［いど］：駅の運営経費に充当する土地

隠結［いんけつ］：徴税漏れの結税

引嫌［いんけん］：自己の過失の責を負うこと

隠食［いんしょく］：隠し田にして自己の取り分とすること

永禧殿［えいきでん］：太祖・世祖・元宗・粛宗・英祖・純祖の影幀を奉安して祀る所

営邸吏［えいていり］：各監営に属して監営と各邑間の連絡を担当して官員

衛内陪扈［えいないばいこ］：宮中を警衛して王の乗る輿に従う

永寧殿［えいねいでん］：朝鮮時代に、宗廟で祭ることができなくなった(親尽が終って)王と王妃の神位を置いた場所。宗廟の中にあり、太祖の四代祖とその妃、代が絶えた王と王妃が祭られており、1年に二回、正月と7月に代官を送って祭祀を行った

外登壇［がいとうだん］：地方鎮営の指揮官を中央軍営の大将と同じ品階で待遇すること(統制使・摠戎使が該当する)

戎服［かいふく］：文臣・武臣が君主を護衛する時に着る軍服

格カク軍グン［かくぐん］：船頭を手伝う水夫

閣カク臣シン［かくしん］：奎章閣官員

加クワ結ケツ［かけつ］：1結当りの租税の率を増やすこと

仮都事［かとじ］：忠勲府の従五品官職

牙牌［がはい］：二品以上の持つ現在の身分証明書のようなもの。象牙として作ったため牙牌と言う

牙兵［がへい］：大将に随行する兵士

監ラン軍グン［かんぐん］：都城内を巡警する臨時職

甘アマ結ケツ［かんけつ］：朝鮮時代に上級機関から下級機関に送られた文書の一種

還穀［かんこく］：凶年や春窮期に穀を民に貸して、収穫期に原穀の上で利子を付けて収める救恤制度。朝鮮後期になって、不足した政府財政に当てるための税としての役割が大きくなった

還作(作還)［かんさく］：還穀の原穀を備えること

議政府堂上 [ぎせいふどうじょう] : 本来の議政府堂上官である賛成・参賛に加えて、判書・判尹・四都留守(水原府・広州府・開城府・江華府の留守)・軍営長官などが兼任する堂上から構成され、その総数は、ほぼ50名台から60名台であった

徽定殿 [きていでん] : 憲宗の最初の王妃である孝顕王后の魂殿。慶熙宮の中にあったが、哲宗3年に憲宗を宗廟に合祔する際にともに合祔

儀賓府 [ぎひんふ] : 王女の夫の衙門

久ヒサ任ニン [きゅうにん] : 長期在任

京キョウ差サ人ヒト [きょうさじん] : 公務のため(京)地方に派遣された人

供トモ招ショウ [きょうしょう] : 罪人の陳述を記録した文書。取調調書

京邸吏 [きょうていり] : 中央と地方の官庁間の連絡を担当するため、地方官がソウルに派遣して胥吏

玉堂 [ぎょくどう] : 弘文館官員

虚司果 [きょしか] : 名目だけで実際の勤務がない五衛の職

金キン吾ワレ [きんご] : 義禁府

近チカ習ナラ [きんしゅう] : 間近で王に仕える臣下

均タモツ買バイ [きんばい] : 3両5銭を貢人にあげて米1石を買うこと

句ク管カン堂上ドウジョウ [くかんどうじょう] : ソウルに居住しながら議政府に出席して各道からの状啓と文簿を主管した

軍グン器キ寺テラ [ぐんきじ] : 兵器の製造などを管掌した官庁

勲君 [くんくん] : 国家に功のある臣僚が奉じられる君であり、二品以上である

軍グン総 [ぐんそう] : 所属兵の数

軍グン丁チョウ [ぐんてい] : 16才以上60才未満で軍籍に入っている丁男

経キョウ筵ムシロ [けいえん] : 君主の受ける授業を表す言葉である。君主の教育は、礼貌と講規を整えて朝講・昼講・夕講などに区分されて行われたが、これらをすべて「法講」と読んだ。経筵の実際運営は弘文館で担当していたが、経筵官、または講官と呼ばれる高位官僚が公服を着て参加した。経筵は君主の教育の場とはいえ、普段朝廷の高位官僚が参加することによって、君臣間の政治会合場としての役割も果していた。これが勢道政治期に入っては、年少な君主が即位し、君主が経筵を通じて君臣会合を主導する能力が不足していたため、君主の即位初期には、法講より簡素化した勧講・進講という名で、経筵官が君主の教育の輔導を担当した。そして、勧講・進講では、現実の政治問題よりは教育する冊子の意味の解釈が主に行われた

径行疏 [けいこうそ] : 決まった格式と手続を経ない上疏

奎章ショウ閣カク [けいしょうかく] : 内閣とも言う。正祖が即位した1776年に闕内に設置した。歴代王の詩文・親筆書画・顧命・遺教・璿譜(王世譜)・宝鑑などを保管・管理する官庁。最高位は従一品～正二品の提学である

継ツギ絶ゼツ [けいぜつ] : 子孫の無かった者に嗣子を立てること

桂坊 [けいぼう] : 世子翊衛司(世子の護衛を担当)

景カゲル慕シタ宮ミヤ [けいぼきゅう] : 正祖の父親である荘献世子と妃の恵慶宮の祠堂である

結価 [けっか]：土地の一結当りの租税額

結ケツ総 [けつそう]：土地税徴収の基準となる田・畑の全体面積

結ケツ頭アタマ銭ゼニ [けつとうせん]：1868年、大院君が宮殿などの様々な工事によって不足した財政を補充するため、新たに土地に賦課して徴収した税。1873年10月29日、高宗の命令で廃止された

結卜 [けつぼく]：土地税徴収の基準となる田・畑の面積を測る単位の総称

結ケツ斂 [けつれん]：結に各種の収税名目を添付して収める金

建元タテモト陵シノグ [けんげんりょう]：朝鮮の建国者である太祖の墓

検校 [けんこう]：官職名の前に臨時職であることを表すため付けた言葉

元司果 [げんしか]：定員内の司果

権頃 [けんたつ]：勝手な徴税のがれ

捲マ堂ドウ [けんどう]：成均館儒生が不平を表示するため成均館からの退去すること

権付司果 [けんぷしか]：定員外に加設した司果

孝禧殿 [こうきでん]：正祖の妃である孝懿王后金氏の魂殿

貢ミツ市シ堂ドウ上ウエ [こうしどうじょう]：貢契や市廛の事務と物価の調節を担当した

孝定殿 [こうていでん]：憲宗の魂殿。昌徳宮の中にあったが、哲宗3年に憲宗を宗廟に合祔

広東木 [こうとうぼく]：広東製の織物

弘文館 [こうぶんかん]：玉堂とも言う。宮中の経書・史籍を管理、文翰の処理、王の諮問などを担当する官庁。正一品の領事をはじめ、正二品の大提学の最高位職を設けていた

閣門 [こうもん]：便殿の表門

虎鬚 [こしゅ]：帽子の飾りに使われる虎のひげ、あるいは白い羽

閫帥スイ [こんすい]：兵馬節度使と水軍節度使を指す

魂殿 [こんでん]：国喪制度において、宗廟に位牌を奉安するまで、3年間神主と魂帛を置く部屋

策応所 [さくおうしょ]：軍兵の宿直所

作銭 [さくせん]：還穀を金に換えること

作統案 [さくとうあん]：民戸を統で編成すること

左牽 [さけん]：馬の内側にぶら下げる広くて長い手綱

刷馬銭 [さつばせん]：地方官衙で使う交通費

佐弐 [さに]：六曹の参判・参議

三サン営エイ [さんえい]：訓錬都監・禁衛営・御営庁

三サン館カン [さんかん]：弘文館・芸文館・校書館の総称

三サン司シ [さんし]：司憲府・司諫院・弘文館

三サン手テ米コメ [さんしゅまい]：訓錬都監所属の射手・砲手・殺手の三手軍の経費に当てるため設置した税米

参上 [さんじょう]：正三品堂下官から従六品までの品階にある者

三サン政セイ [さんせい]：田政・軍政・還政

三サン殿トノ閣カク [さんでんかく]：(この論文では)慈慶殿・紫薇堂・麟趾堂

三サン府フ [さんふ]：(この論文では)宗親府・議政府・三軍府

司シ謁エツ [しえつ]：内侍府所属の王命を出納する人

司ツカサ諫イサム院イン [しかんいん]：王に対する諫諍と論駁を担当する官庁。最高位は正三品の大司諫である

司シ果ハタシ [しかんいん]：五衛の職

時御所 [じぎょしょ]：君主の臨時居所

司シ憲ケン府フ [しけんふ]：時政を論議して、百官を取り締まって、紀綱と風俗を正すことなどを担当する官庁。官員の人事にも関与して、王が任命した官員の資格を審査した。最高位は従二品の大司憲である

侍講官 [じこうかん]：経筵庁の正4品官職。王に経籍と史書を講読することを担当

司シ宰ツカサ監ラン [しさいかん]：宮内で使用する魚類・獣肉・食塩・燃料・薪・進上物などを管理・調達を管掌する官庁

自辟 [じへき]：長官が自分の意で官員を推薦・任命すること

司僕寺 [しぼくじ]：宮殿の乗り物・馬匹・牧場などを管掌した官庁

司シ圃ハタ署ショ [しぼしょ]：宮中の野菜畑と園圃を管掌する官庁

司シ訳ヤク院イン [しやくいん]：翻訳・通訳・外国語教育を担当する官庁

社シャ稷署ショ [しゃしょくしょ]：社稷壇と土壁の掃除を担当する官庁

社シャ倉クラ [しゃそう]：1867年6月6日、戸曹判書金炳国の建議によって設けられるようになった。当時、金炳国は、別備穀の戸曹への備蓄が命じられたことを挙げて、民の望んでいる社倉を設置することを求めた。これに対して、高宗は神貞王后に申し上げるため、すぐ処分があるだろうと答えた。そして、高宗の支持によって、議政府の有司・句管堂上が集まって議論し、同月11日に社倉節目が呈されて、社倉が運営されるようになった

舟橋司堂上 [しゅうきょうしどうじょう]：漢江に浮橋を設置することや、両湖の漕運業務を担当した

秋大同 [しゅうだいどう]：秋に収める大同米・木

粛拝 [しゅくはい]：王に任命の礼を申し上げること

取才人 [しゅさいじん]：(科挙以外の)雑科・武科などの試験の合格者

襦紙衣 [じゅしい]：西北国境の邊境防衛の軍兵に支給された防寒用の冬服

朱笠 [しゅりゅう]：戎服着用時に使う赤い帽子

春坊 [しゅんぼう]：世子侍講院(世子の教育を担当)

巡令手 [じゅんれいしゅ]：大将の伝令と護衛を担当する兵士

尚衣院 [しょういいん]：王の衣服や宮内の財貨・金・宝などを管理・供給する官庁

掌議 [しょうぎ]：成均館・郷校で泊まりながら勉強する儒生の中の最高位職

承襲君 [しょうしゅうくん]：(この論文では)王族のうち、大君・王子・王孫以外で、父の後を嗣いで君に封ぜられた人

将臣 [しょうしん]：軍営大将

承宣［しょうせん］：承政院承旨

召対［しょうたい］：君主の講筵の一種。その手続が簡素であるため、君主の行幸時にも行うことができた

賑恤庁［しんじゅつちょう］：物価の調節と饑民の救済を担当する官庁

親尽［しんじん］：国王の代から4代を越えたことを意味しており、君主の玄孫代までは宗親として君・正・守・令などに封じられ、宗親府で活動した。5代孫以後からは一般両班と同じく様々な官職に就くことが可能であった。王家は5代、一般民は4代までである

尋単［じんたん］：官僚が休暇を請うこと

申飭［しんちょく］：諭して戒めること

親幕［しんばく］：軍将とその幕下

神武門［しんぶもん］：景福宮の北門

推考［すいこう］：官僚の罪を問って取り調べること、あるいは処罰

青花［せいか］：中国の青い染料の一種

積滞［せきたい］：昇進が久しく滞っていること

勢道政治［せどうせいじ］：一般的に、純祖・憲宗・哲宗の三代の60余年間にわたって、王の外戚であった安東金氏と豊壌趙氏が政権を掌握して政治を運営していたことを指している

宣ヨロシ醞ウン［せんうん］：君主が酒を下すこと

銓官［せんかん］：吏曹と兵曹の官員

宣ヨロシ禧宮ミヤ［せんききゅう］：英祖の後宮で荘献世子の生母の暎嬪李氏の祠堂

繕ツクロ工コウ監ラン［ぜんこうかん］：土木・営繕(建物建築・修理)などに関する業務を担当した官庁

宣薦［せんせん］：武科合格者を宣伝官の候補者に選ぶこと

璿派ハ［せんぱ］：全州李氏のうち、朝鮮王族から出た宗派

草記［そうき］：緊要ではないことを王に上奏する文書

争執［そうしつ］：互に自分の意見を主張して争うこと

宗親府［そうしんふ］：名目上格の最も高い正一品衙門である。宗親府の活動は、政治問題を排除した王室と関連した分野に限られていたが、これは宗親の政治的介入を阻止するためであった。大院君は、宗簿寺を宗親府に所属させることを以て、宗親府の役割と地位を強化させて、王室の威厳と基盤を堅固にしようとした。『大典会通』によると、その任務が、歴代国王の御譜と御真の保管、国王と王妃の衣服の管理、そして璿源諸派の統括、となっている

草料状［そうりょうじょう］：公務遂行の官員に宿食提供を指示する命令状

待マ教キョウ［たいきょう］：芸文館の正8品、または奎章閣の正7品から正9品までの官員から選ばれた

黜陟［ちゅつちょく］：任命と罷免

朝会［ちょうかい］：朝鮮政府の最も代表的で儀礼的な行事。毎月5・11・21・25日、宗親や文武百官が黒団領を着て君主に四拝礼をする政治的会合の場。実際は年初一二度しか行われていなかった

長箭［ちょうせん］：戦闘用の長い矢

祧遷［ちょうせん］：宗廟本殿の中の位牌を、その中の他の祠堂である永寧殿に移して祭ること

直閣 [ちょくかく]：奎章閣所属の正3品から従6品までの官員である

追尊 [ついそん]：王位や王妃に就かなかった者に、王と王妃の称号を与えること

追奪 [ついだつ]：死者の官爵を奪うこと

堤堰堂上 [ていせきどうじょう]：全国の水利施設を管理、堤堰関連事務を担当した

田結 [でんけつ]：田と畑に賦課する税

殿最 [でんさい]：観察使が守令の治績を調査・報告すること

典設司 [てんせつし]：儀式に使われる帳幕の供給を担当した官庁

登ノボ筵 [とうえん]：王の前に侍していること

筒児 [とうじ]：矢を入れる細長い筒

道ドウ伯ハク [どうはく]：観察使(監司)

東ヒガシ班ハン [とうはん]：文臣が東側に位置すること。一般的に、文官は東側、武官は西側に位置した

都ト賈 [とか]：商品を専売する行為

都ト結ケツ [とけつ]：各種の税金の名目を田に合わせて賦課して徴収すること

都ト正タダ [とせい]：宗親府・敦寧府・訓錬院の正三品堂上官

都ト政セイ(都ト目メ政事セイジ) [とせい]：6月・12月に行われる大人事移動

内閣 [ないかく]：奎章閣

内ウチ三サン殿ドノ [ないさんでん]：宮内の三殿で、大王大妃殿・王大妃殿・大妃殿の総称

人情米 [にんじょうまい]：胥吏に手数料の名目で払う金

貝纓 [ばいえい]：宝石で作った帽子のひも

泮民タミ [はんみん]：成均館所属の民

丕闡堂 [ひせんどう]：成均館。泮宮とも言う

備ソナ邊ベ司ツカサ [びへんし]：備局・籌司とも言う。国防問題をすばやく処理するため1517(中宗12)6月に設置された。1592(宣祖25)壬辰倭乱が起きて国家のすべての行政が戦争遂行に直結されると、備邊司の権限が強化・拡大されて国家最高の議政機関となった。これは、従来の国家の最高行政機関であった議政府の機能の縮小をもたらした。備邊司官員としては都提調・提調・副提調・郎庁があり、都提調は時任(現任)三議政と過去に議政に任じた人物が自動的に兼任した。勢道政治期には、外戚家門が大勢に備邊司の官職を占めて、備邊司中心の政局運営を主導した。高宗即位以後、議政府の機能と地位の回復政策によって備邊司は議政府に併合させられた

標下軍 [ひょうかぐん]：大将に所属した一般軍隊

標記 [ひょうき]：証文、借用書

廟堂 [びょうどう]：議政府

賓庁 [ひんちょう]：三大臣と二品以上の高位官僚が集まって協議する部屋

復マタ結ムスブ [ふくけつ]：税を賦課しない土地

伏フ閤ゴウ [ふくこう]：朝臣や儒生が宮殿門の前で伏して上疏すること

武ブ宰ツカサ [ぶさい]：武官として判書や参判の官職に就いた者

武ブ将マサル家ケ [ぶしょうけ]：将臣になる家柄

武ブ初ハツ仕ツコウ [ぶしょし]：武臣の初仕者

武ブ班ハンの三サン庁チョウ [ぶはんのさんちょう]：内禁衛・兼司僕・羽林衛

祔廟 [ふびょう]：三年喪が終った後、その神主を宗廟に置くこと

文ブン衡 [ぶんこう]：大提学

丙寅ヘイイン別ベツ備ソナ還カン [へいいんべつびかん]：1866年5月12日、神貞王后が内帑金から、京畿道に4万両、嶺南に7万両、湖南と海西に各6万両、湖西に5万両、関東に2万両ずつ分配した後、「丙寅別備穀」と命名して、全量を民に支給して利子を取るようにしたものである

兵批 [へいひ]：兵曹の管轄する人事

別ベツ薦ススム [べつせん]：特別推薦

返虞 [へんぐ]：返魂とも言う。葬式の後の神主を家に持って帰ること

片箭 [へんせん]：矢

邊地履歴 [へんちりれき]：辺境の軍務を担当する職のうち最高位で、正三品堂上官を当てた

奉ホウ審シン [ほうしん]：王の命令で王陵のお墓参りをして、王陵の状態を調べること

褒貶 [ほうへん]：観察使が守令の治績を調査・報告すること

砲糧米 [ほうりょうまい]：鎮撫営の軍需物資の調達のため徴収した米

卜馬軍 [ぼくばぐん]：輸送を担当する軍隊

命イノチ召メ牌ハイ [めいしょうはい]：重臣が宮闕に入るための証明書のようなもの。これを返納したというのは君主の召しに応じない、すなわち二度と宮闕に入らない、辞職するという意味である

有司堂上 [ゆうしどうじょう]：議政府に常勤して議政府の事務を統轄した幹事役であり、3～4名が任命された

両医司 [りょういし]：恵民署(貧困者の治療を担当する機関)と活人署(ソウルで医療を担当する機関)

稟議 [りんぎ]：(物事を)目上の人や上司に申し上げて相談すること

稟定 [りんてい]：(物事を)目上の人や上司に申し上げて相談して定めること

例レイ兼カ [れいけん]：官制上定められた兼任

牢子 [ろうし]：軍隊で罪人を取り扱う人

『羹墻録』 [こうしょうろく]：『列朝羹墻録』、または『御定羹墻録』ともいう。英祖代の李世瑾が作った『聖朝羹墻録』をもとに、正祖の命により李福源らが1785年に編纂したものである。祖宗の行跡を記録した本であり、創業史蹟・敬天思想・斉家・言路・人材登用・生業勧奨・制度整備・異端排斥・私兵禁止・風俗浄化・救恤策・刑政・経済政策などに関する事項が収録されている。「羹墻」は先王を追悼するという意味で、堯が死んだ後、舜が堯を忍ぶ情を既述した時、羹を見ても思い浮かび墻を見ても思い浮かぶという故事から由来した言葉である

『三班礼式』 [さんぱんれいしき]：1866(高宗3)年に王命で刊行された三班の礼式を記録した本。上巻には大官以下の体例と、文官・蔭官・武官の相見儀・座避儀・下馬儀・乗馬条例・停望

式、および銓罰が、下巻には外官体例・別星之行などが収録された。1868年に刊行された中巻には奉命使臣などの行次時の儀式手続条項が添付された

『聖学輯要』［せいがくしゅうよう］：栗谷李珥が1575(宣祖8)年、君主の学問の内容を整理した8冊の本である

『璿源譜略』［せんげんふりゃく］：朝鮮王室と一族の族譜

『万機要覧』［ばんきようらん］：君主の政務に参考になるように編纂した政府の財政と軍政に関する規程集。1808(純祖8)年、純祖は全国の民弊やそれを是正する方案を報告するように命じるとともに、五衛都摠府を通じて君主の軍事的基盤を強化しようとし、国政を積極的に主導しようとした。その努力の一環として、当時の備邊司有司堂上として国政実務を総括していた徐栄輔や沈象奎に命じ、財政・軍制・土地制度に関する内容を編纂させた。5月に編纂作業が始まり、8月に最終段階に入って翌年編纂された

≪主要人物≫

正祖：生没(1752～1800)、第22代、在位(1776～1800)

純祖：生没(1790～1834)、第23代、在位(1800～1834)

憲宗：生没(1827～1849)、第24代、在位(1834～1849)

哲宗：生没(1831～1863)、第25代、在位(1850～1863)

荘献世子(1735～1762)：英祖の第二子で義理の兄であった孝章世子(後で真宗として追尊。1719～1728)が10才に死んだため、世子に封じられた。英祖によって櫃に監禁されてその中で死んだ。息子の正祖が1777(正祖1)年に荘献と上諡し、1899(光武3)年に荘祖に追尊された

孝明世子：純祖の息子で、憲宗の父。憲宗の即位後、翼宗に追尊

興宣君(1820～1898)：名は昰応、字は時伯、号は石坡であり南延君球の四子である。彼の二子である命福が朝鮮26代の王位に就いたことによって、興宣大院君に封じられた。神貞王后の垂簾同聴政下で政治的な立地を拡大しはじめ、徐々に国政の運営権を掌握していった。朝鮮時代において大院君に立てられた人物は四名であるが ― 徳興大院君(宣祖父)・定遠大院君(仁祖父)・全渓大院君(哲宗父)、そして興宣大院君であるが ―、生存中に大院君に封爵されたのは興宣大院君のみであり、一般的に大院君と言えば興宣大院君を指している

興寅君(1815～1882)：名は最応。南延君の第三子であり興宣大院君の昰応の兄。1865(高宗2)年の景福宮重建の時、営建都監提調となった。1873年大院君の失脚とともに高宗によって本格的に登用され、扈衛大将・左議政を経て1878年領議政になった。1880年新設された統理機務衙門の総理大臣になって高宗の開化政策を補佐した。その後、儒林の上疏によって辞任し、領敦寧府事と広州留守を歴任した。高宗の親政体制の構築と開化政策の推進に同調して、高宗の統治権確保に助力していたが、1882年の壬午軍乱の時、乱軍によって殺害された

李載冕(1845～1912)：高宗の実兄。1864(高宗1)年に文科庭試に合格してから奎章閣待教と芸文館検閲を経て吏曹参議・吏曹参判・刑曹判書・兵曹判書を歴任した。1881年禁衛大将となり1882年の壬午軍乱の時には武衛大将として事態の収拾し、戸曹判書・宣恵庁堂上・三軍府知事・訓練大将・御営大将などにも任じた。1884年の甲申政変の時は左賛成と左右参賛を兼任し、1894年の甲午改革以後の第一次の金弘集内閣では宮内府大臣を歴任した。文武の多様な官職を経ながら高宗の統治活動の遂行に助力した

貞純王后(1745～1805)：慶州金氏。英祖の継妃で黙興府院君金漢耉の娘。荘献世子(英祖の息子)

の死を当然とする老論僻派と結託して、老論時派を弾圧した。純祖が即位すると、垂簾同聴政をしながら天主教禁止令を下して辛酉迫害を引き起こした

純元王后(1789～1857) ： 安東金氏。永安府院君金祖淳の娘。孝明世子の生母であり憲宗の祖母。1802(純祖2)年王妃になり、憲宗即位(1834)年に王大妃、哲宗即位(1849)年の時は大王大妃に進号され、二回にわたって垂簾同聴政を行った。安東金氏の勢力の維持のため哲宗を君主として指名して純祖の大統を継がせた本人である。1851(哲宗2)年に金汶根の娘を王妃に迎えて安東金氏の勢道を持続させた

神貞王后(1808～1890) ： 豊壌趙氏。純祖の息子の孝明世子(翼宗)の妃。純祖19年(1819)の世子嬪になった。1834年の息子の憲宗の即位によって大妃となり、1850年の哲宗の即位によって王大妃となった。1863年12月、後嗣のいなかって哲宗の後継者に高宗を指名して、大王大妃となって垂簾同聴政を行った。1899年に翼王后に追尊された

慶平君(李寅応/改名前李世輔) ： 豊渓君(正祖の義理の兄弟である恩彦君の息子。哲宗の父親である全渓大院君の兄)の養子として入籍されたが、1860(哲宗11)年11月、国舅金汶根を非難したという理由で豊渓君の養子から放出・爵位を還収させられた。1864(高宗1)年2月に放免された

李夏銓(1842～1862) ： 完昌君時仁の息子。1849年憲宗が後嗣なく死去すると、王位継承者の候補として名をあげたが、外戚の安東金氏の反対で挫折し、哲宗が即位してから監視の対象となった。敦寧府参奉などに勤めたが、1862年謀反の罪が着せられ、済州道に流配・賜死された。1864年7月、高宗の命によって罪名取消と官爵回復が行われた

安東金氏一門 ： 安東金氏は、純祖・憲宗・哲宗の三代にわたって王妃を輩出することによって国舅家門としての確固たる地位を確保することができた。純祖代は金祖淳、憲宗代は金祖根、哲宗代は金汶根が国舅になった

金祖淳(1765～1832) ： 安東金氏。1785(正祖9)庭試文科の丙科に及第。検閲・奎章閣待教を経て1792(正祖16)冬至兼謝恩使の書状官として清に派遣された。引き続き直閣・吏曹参議・承旨・摠戎使・両館大提学などに任じた。1802(純祖2)娘が純祖の妃になると、領敦寧府事になって永安府院君に封じられた

金左根(1797～1869) ： 安東金氏。金祖淳の息子。純祖妃の純元王后の弟。1825(純祖25)年に蔭補で副率になり、1834年には尚衣院僉正に昇進した。1837(憲宗3)年に進士となり、1838年に庭試文科の丙科に合格した。1853年から1863年まで領議政に三回も就任した安東金氏の中心人物であり、安東金氏の勢道政治の核心に存在していた。高宗が即位すると、領議政を辞任して行判中枢府事、ついで領敦寧府事となった